



小田原市地域防災計画

Regional Plan for Disaster Prevention

《資料編》

令和6年7月
小田原市防災会議
小田原市

目 次

資 料 編

1. 連絡先、総則関係

資料 1-1	関係機関等一覧	1
資料 1-2	過去の災害記録	5
資料 1-3	地震対策緊急整備事業計画表	16

2. 防災会議、災害対策本部、水防本部関係

資料 2-1	小田原市防災会議条例	17
資料 2-2	小田原市防災会議運営要綱	19
資料 2-3	小田原市防災会議委員名簿	20
資料 2-4	小田原市防災会議幹事名簿	21
資料 2-5	小田原市災害対策本部条例	22
資料 2-6	小田原市災害対策本部規程	23
資料 2-7	小田原市災害対策本部・水防本部組織図	25
資料 2-8	非常配備体制の種別及び基準	26
資料 2-9	小田原市災害対策本部・水防本部分担業務	27
資料 2-10	小田原市災害対策本部・水防本部動員基準	37
資料 2-11	水防配備体制の種別及び基準	40
資料 2-12	小田原市災害初動体制規程	42
資料 2-13	勤務時間外における職員伝達系統図	47

3. 情報伝達関係

資料 3-1	地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図	48
資料 3-2	気象庁震度階級関連解説表（抜粋）	49
資料 3-3	気象観測機器等一覧表	52
資料 3-4	気象警報等の定義	52
資料 3-5	特別警報・警報・注意報の発表区域	53
資料 3-6	特別警報の発表基準	54
資料 3-7	警報・注意報の種類及び発表基準（津波に関するものを除く）	56
資料 3-8	津波に関する情報の種類及び発表基準	57
資料 3-9	特別警報・警報・注意報の伝達系統図	58
資料 3-10	被害状況等報告系統図	59
資料 3-11	被害の分類認定基準	59

資料 3-12	消防庁への報告先	61
資料 3-13	小田原市広報施設等現有状況	61
資料 3-14	防災行政無線	62
資料 3-15	水道無線電話装置配備状況	65
資料 3-16	県防災行政通信網設備一覧表（小田原市）	66
資料 3-17	小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設	66

4. 輸送関係

資料 4-1	緊急輸送道路（県指定）	67
資料 4-2	緊急輸送道路補完道路（市指定）	68
資料 4-3	小田原市管理車両一覧	71
資料 4-4	ヘリコプター臨時離着陸場一覧	72
資料 4-5	漁業協同組合等一覧表	73
資料 4-6	地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）一覧表	73
資料 4-7	緊急通行車両等の事前届出、確認事務フロー	74

5. 避難、要配慮者関係

資料 5-1	広域避難所・2次施設一覧表（指定緊急避難場所・指定避難所）	75
資料 5-2	風水害避難場所一覧（指定緊急避難場所）	76
資料 5-3	土砂災害避難場所一覧（指定緊急避難場所）	77
資料 5-4	津波一時避難施設一覧	79
資料 5-5	帰宅困難者避難場所一覧	82
資料 5-6	避難情報発令の判断基準	83
資料 5-7	避難基準の目安	86
資料 5-8	土砂災害の予兆現象	86
資料 5-9	土砂災害警戒区域等（土石流）	87
資料 5-10	土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）	90
資料 5-11	急傾斜地崩壊危険区域	98
資料 5-12	洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	99
資料 5-13	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	104
資料 5-14	高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	105
資料 5-15	津波災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	107
資料 5-16	洪水浸水想定区域内申出事業者一覧	107
資料 5-17	災害時における安否不明者の氏名情報等に係る情報提供及び公表方針	108

6. 備蓄、食料等の供給関係

資料 6-1	集中備蓄用倉庫	110
資料 6-2	備蓄物資一覧	111
資料 6-3	防災資機材等整備状況一覧表	114
資料 6-4	感染症対策物品備蓄状況一覧表	118
資料 6-5	市内学校給食施設状況	119
資料 6-6	学校給食センター主要設備の内容	120
資料 6-7	応急給水資機材等の現況	120
資料 6-8	飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所	121
資料 6-9	主要水道施設に貯水されている飲料水	122
資料 6-10	鋼板プール等設置状況	123
資料 6-11	拠点給水場所一覧表	124
資料 6-12	応急給水口設置場所一覧表	125
資料 6-13	太陽光発電設備、蓄電池設備設置校一覧	126
資料 6-14	マンホールトイレ整備状況	126
資料 6-15	小田原市災害時備蓄計画	127

7. 自主防災関係

資料 7-1	住民組織一覧	154
資料 7-2	自主防災組織育成に関する指導基準	155
資料 7-3	地区防災計画一覧	168

8. 消防・水防関係

資料 8-1	消防団の現況	169
資料 8-2	消防信号	170
資料 8-3	消防無線周波数	172
資料 8-4	河川・排水路一覧表	174
資料 8-5	砂防指定地一覧	177
資料 8-6	洪水浸水想定区域指定状況	178
資料 8-7	高潮浸水想定区域指定状況	178
資料 8-8	海岸保全区域及び漁港区域図	179
資料 8-9	酒匂川の洪水予報	180
資料 8-10	気象観測機器等一覧	181
資料 8-11	水位観測所・量水標一覧表	182
資料 8-12	危機管理型水位計一覧表	182
資料 8-13	重要水防箇所（河川）一覧	183
資料 8-14	重要水防箇所（海岸）一覧	188

資料 8-15	重要水防区域（河川）重要度評定基準	189
資料 8-16	水防警報の種類・発表基準	190
資料 8-17	水防警報を行う河川、海岸	191
資料 8-18	水防警報（河川：待機・準備・出動・解除）	192
資料 8-19	水防警報（河川：指示・情報）	193
資料 8-20	市内のポンプ場一覧・連絡系統図	194
資料 8-21	取水堰一覧表	195
資料 8-22	防潮扉一覧表	196
資料 8-23	水防倉庫・水防資機材一覧表	197
資料 8-24	酒匂川における河川利用者への情報伝達網	198
資料 8-25	酒匂川における河川利用者への情報伝達体制等に関する申し合わせ	199
資料 8-26	酒匂川流域に係る災害状況等の連絡に関する申し合わせ	202
資料 8-27	雨量による通行規制対象路線一覧表	204
資料 8-28	水防活動実施報告書	205
資料 8-29	水防活動報告書	206
資料 8-30	三保ダム放流警報要領	207
資料 8-31	三保ダム放流通報連絡系統図	210
資料 8-32	飯泉取水ぜき放流警報要領	211
資料 8-33	飯泉取水ぜき洪水及び出水時連絡系統図	212
資料 8-34	芦の湖湖尻水門操作規則	213
資料 8-35	芦の湖（湖尻水門）放流通報連絡系統図	215
資料 8-36	小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程	216
資料 8-37	小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例	220

9. 医療・防疫関係

資料 9-1	小田原市救急医療対策実施要綱	221
資料 9-2	小田原市救急医療対策実施要綱に関する取扱い要領	223
資料 9-3	災害拠点病院一覧表	226
資料 9-4	助産所一覧表	227
資料 9-5	小田原歯科医師会災害救援部会一覧表	228
資料 9-6	公益社団法人小田原薬剤師会 災害対策委員一覧表	231
資料 9-7	神奈川県柔道整復師会小田原支部災害時応急救護配備一覧表	232
資料 9-8	小田原医師会救護隊一覧	233
資料 9-9	消毒用備蓄機器	234
資料 9-10	消毒用備蓄薬剤	234
資料 9-11	第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関	235

資料 9-12	遺体収容における関係機関の連絡先一覧	235
資料 9-13	遺体収容施設一覧	235
資料 9-14	仮設救護所開設避難所一覧	236
資料 9-15	災害用医薬品一覧	236
資料 9-16	災害用医薬品確保及び抛出に関する指定薬局一覧	237
10. 廃棄物処理・災害時のトイレ関係		
資料 10-1	小田原市災害廃棄物処理計画	238
資料 10-2	小田原市災害時トイレ確保計画	300
11. 教育関係		
資料 11-1	応急教育実施の予定場所	306
資料 11-2	災害救助法による基準給与の額	307
12. 各種応急復旧関係		
資料 12-1	応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図	308
資料 12-2	応急仮設住宅候補地一覧表	308
資料 12-3	東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社	309
資料 12-4	小田原ガス株式会社	310
資料 12-5	東日本電信電話株式会社神奈川事業部	312
資料 12-6	鉄道事業者の応急対策	313
13. その他資料		
資料 13-1	小田原市災害派遣手当の支給に関する条例	319
資料 13-2	小田原市防災対策基金条例	320
資料 13-3	小田原市防災対策基金条例施行規則	321
資料 13-4	生活再建支援に関わる各種支援制度	321
資料 13-5	国府津－松田断層帯の概要	322
14. 特殊災害関係		
資料 14-1	富士山が噴火した場合の降灰範囲	323
資料 14-2	噴火警報等の通報及び伝達系統	324
資料 14-3	船舶等の事故発生時の連絡系統図	325
資料 14-4	油流出等海上事故発生時の連絡体制	326
資料 14-5	航空事故発生時の連絡系統図	327

資料 14-6	鉄道の事故発生時の連絡系統図	328
資料 14-7	放射性物質事故発生時の連絡系統図	329
資料 14-8	危険物等施設数一覧	330
資料 14-9	危険物等事故発生時の連絡系統図	331

1 5. 応援関係

資料 15-1	応援隊の広域応援活動拠点	332
資料 15-2	自衛隊派遣要請要領	333
資料 15-3	小田原市消防広域応援・受援計画	338

1 6. 協定書・覚書等関係

資料 16-1	災害協定締結一覧	345
協定書（協定 1-1～協定 22-8）		354

資料 1-1 関係機関等一覧

(1) 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
内閣府	東京都千代田区永田町 1-6-1	03(5253)2111
警察庁	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03(3581)0141
防衛省	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03(3268)3111
金融庁	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03(3506)6000
消費者庁	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03(3507)8800
総務省	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03(5253)5111
消防庁	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03(5253)5111
法務省	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03(3580)4111
外務省	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03(5501)8000
財務省	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03(3581)4111
文部科学省	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03(5253)4111
文化庁	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03(5253)4111
厚生労働省	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03(5253)1111
農林水産省	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03(3502)8111
経済産業省	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03(3501)1511
資源エネルギー庁	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03(3501)1511
中小企業庁	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03(3501)1511
国土交通省	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03(5253)8111
国土地理院	茨城県つくば市北郷 1	029(864)1111
気象庁	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03(6758)3900
海上保安庁	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03(3591)6361
環境省	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03(3581)3351
原子力規制委員会	東京都港区六本木 1-9-9	03(3581)3352

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048(600)6000
関東財務局 (横浜財務事務所)	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 12 階	045(226)1726
関東信越厚生局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048(740)0711
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048(740)0464
関東農政局 (神奈川県拠点)	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045(211)0584
関東森林管理局 (東京神奈川森林管理署)	平塚市立野町 38-2	0463(32)2867
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048(600)0211
関東東北産業保安監督部 (関東支部)	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048(600)0433
関東運輸局	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045(211)7269

関東運輸局（神奈川運輸支局）	横浜市都筑区池辺町 3540	045(939)6800
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048(600)1333
国土地理院関東地方測量部	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 9 階	03(5213)2054
東京航空局（東京空港事務所）	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03(5757)3020
第三管区海上保安本部	横浜市中区北仲通 5-57	045(211)0773
東京管区气象台（横浜地方气象台）	横浜市中区山手町 99	045(621)1999
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 22 階・23 階	03(6238)1790
神奈川労働局	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 8 階	045(211)7350
関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048(600)0516
南関東防衛局	横浜市中区北仲通 5-57	045(211)7102

（３）指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話（株） 神奈川事業部	横浜市中区山下町 198 NTT 横浜ビル	045(212)8945
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ（株）	東京都千代田区大手町 2-3-5	0570(03)9909
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ 神奈川支店	横浜市西区みなとみらい 4-7-3	045(226)8009
日本銀行（横浜支店）	横浜市中区日本大通 20-1	045(661)8111
日本赤十字社（神奈川県支部）	横浜市中区山下町 70-7	045(681)2123
日本放送協会（横浜放送局）	横浜市中区山下町 281	045(212)2822
中日本高速道路（株）東京支社 小田原保全サービスセンター	小田原市飯泉 352	0465(47)5147
東日本高速道路（株）（関東支社）	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20	048(631)0185
首都高速道路（株）	東京都千代田区霞が関 1-4-1	03(3539)9528
KDD I（株）南関東総支社	横浜市西区高島 1-1-2	045(211)1671
東日本旅客鉄道（株）（小田原駅）	小田原市栄町 1-1-9	0465(24)3946
東海旅客鉄道（株）（小田原駅）	小田原市城山 1-1-1	0465(22)4962
日本貨物鉄道（株）	東京都品川区東五反田 1-11-15 電波ビル 5 階	03(5793)9071
日本通運（株）（横浜支店）	横浜市中区尾上町 5 丁目 78 番地	045(212)7318
東京電力パワーグリッド（株） （小田原支社）	小田原市本町 1-9-25	0120(995)007 (コンタクトセンター)
国立病院機構	東京都目黒区東が丘 2-5-21	03(5712)5050
日本郵便株式会社	横浜市神奈川区新浦島町 2-1-10	045(565)5001
日本郵便株式会社	横浜市神奈川区新浦島町 2-1-10	045(565)5001
東京ガス株式会社	横浜市西区西平沼町 5-55	045(313)8013
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸 1-7-1	03(6889)6601

(4) 指定地方公共機関等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
小田急電鉄（株）（小田原駅）	小田原市城山 1-1-1	0465(24)2055
株式会社小田急箱根	小田原市城山 1-15-1	0465(32)6821
伊豆箱根鉄道（株）	静岡県三島市大場 300	055(977)1201
一般社団法人神奈川県バス協会	横浜市港北区新横浜 2 丁目 11-1	045(548)3521
箱根登山バス（株）	小田原市東町 5-33-1	0465(35)1201
神奈川中央交通（株）	平塚市八重咲町 6-18	0463(22)8835
富士急湘南バス（株）	足柄上郡松田町松田惣領 360	0465(82)0665
一般社団法人神奈川県タクシー協会	横浜市中区日ノ出町 2-130	045(241)3577
公益社団法人神奈川県医師会	横浜市中区富士見町 3-1	045(241)7000
一般社団法人神奈川県歯科医師会	横浜市中区住吉町 6-68	045(681)2172
公益社団法人神奈川県薬剤師会	横浜市磯子区西町 14-11	045(761)3241
公益社団法人 神奈川県栄養士会	横浜市曙町 2-19-1 曙町新井ビル 11 階	045(315)6301
公益社団法人神奈川県看護協会	横浜市中区富士見町 3-1	045(263)2901
地 方 独 立 行 政 法 人 神 奈 川 県 立 病 院 機 構	横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 4 階	045-651-1229
（株）アール・エフ・ラジオ日本	横浜市中区長者町 5-85	045(231)1531
（株）テレビ神奈川	横浜市中区太田町 2-23 MBC4F	045(651)1182
横浜エフエム放送（株）	横浜西区みなとみらい 2-2-1	045(223)2585
（株）ジェイコム湘南・神奈川	横浜市中区本町 4-43A-PLACE 馬車道 5F	045(514)2802
（株）神奈川新聞社	横浜市中区太田町 2-23	045(227)0020
神奈川県住宅供給公社	横浜市中区日本大通 33	045(651)1831
酒匂川左岸土地改良区	小田原市上曽我 2984	0465(42)3559
小田原ガス（株）	小田原市扇町 1-30-13	0465(34)6105
公益社団法人神奈川県LPガス協会	横浜市中区北仲通 3-33	045(201)1400
一般社団法人神奈川県トラック協会	厚木市長沼 235 協同組合アツィウ内	046(281)7704
神奈川県住宅供給公社	横浜市中区日本大通 33 番地	045(651)1842

(5) 市内関係機関及び公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所小田原出張所	小田原市国府津 2-12-11	0465(47)2163
神奈川県県西地域県政総合センター	小田原市荻窪 350-1	0465(32)8000
神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	小田原市東町 5-2-58	0465(34)4141
神奈川県小田原保健福祉事務所	小田原市荻窪 350-1	0465(32)8000
神奈川県西部漁港事務所	小田原市早川 1-2-1	0465(23)8521
小田原市森林組合	小田原市荻窪 300	0465(35)2706
小田原市漁業協同組合	小田原市早川 1-10-1	0465(22)4475
小田原箱根商工会議所	小田原市本町 4-2-39	0465(23)1811
一般社団法人小田原医師会	小田原市久野 115-2	0465(35)5677
一般社団法人小田原歯科医師会	小田原市南鴨宮 2-27-19	0465(49)1311
公益社団法人小田原薬剤師会	小田原市栄町 2-13-1 そびそ二宮ビル 3F	0465(23)2658

かながわ西湘農業協同組合	小田原市鴨宮 627	0465(47)8125

(6) 自衛隊、海上保安庁、警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊東部方面混成団	横須賀市御幸浜 1-1	046(856)1291
陸上自衛隊第1高射特科大隊	静岡県御殿場市駒門 5-1	0550(87)1212
海上自衛隊横須賀地方総監部	横須賀市西逸見町 1	046(822)3500
湘南海上保安署	藤沢市江の島 1-12-2	0466(22)4999
神奈川県警察本部	横浜市中区海岸通 2-4	045(211)1212
小田原警察署	小田原市荻窪 350-1	0465(32)0110

資料 1-2 過去の災害記録

〔台風・豪雨〕

年月日	台風の名称等	上陸地点	気 象 及 び 被 害 状 況																											
昭16.6.6	2号	紀伊半島南西	関東一円暴風雨																											
" 16. 7. 22	8号	房総半島南端	伊東市(528. 1mm) 横浜市(244. 9mm) 小田原市風害大																											
" 17. 9. 19	21号	房総半島	横浜市(171. 7mm) 小田原市(50. 7mm)																											
" 18. 10. 3	27号	"	横浜市(117. 3mm) 小田原市(163. 6mm)																											
" 19. 10. 7	20号	名古屋付近	横浜市(281. 6mm) 東海道沿線に多量の降雨、水害発生																											
" 20. 8. 22	11号	房総半島南部	被害状況不明																											
" 22. 9. 15	9号	"	小田原市(205. 1mm) 13、14、15の3日間の降雨量(307. 9mm) 前線の雨と台風による豪雨で被害大																											
" 23. 9. 16	21号	房総半島	小田原市(15日107. 4mm 14日81. 2mm)																											
			<table><tr><th>種別 区分</th><th>流失</th><th>全壊</th><th>半壊</th><th>大破</th><th>床上 浸水</th><th>計</th></tr><tr><td>住 宅</td><td>45</td><td>2</td><td>12</td><td>2</td><td>87</td><td>148</td></tr><tr><td>非住宅</td><td>5</td><td></td><td>8</td><td>1</td><td>2</td><td>16</td></tr></table>	種別 区分	流失	全壊	半壊	大破	床上 浸水	計	住 宅	45	2	12	2	87	148	非住宅	5		8	1	2	16						
			種別 区分	流失	全壊	半壊	大破	床上 浸水	計																					
			住 宅	45	2	12	2	87	148																					
			非住宅	5		8	1	2	16																					
(早川の被害)																														
1 早川 1号線道路 171m 流失 2 早川 2号線道路 300m 流失 3 大窪11号線道路 60m 流失 4 大窪 2号線道路 345m 流失 5 風祭地先早川つり橋流失 死 者 3名 負傷者 1名																														
" 24. 8. 31	10号	小田原付近	中心示度(970mb) 降雨量(280mm) 風速(35m) 人の被害																											
			<table><tr><th>行方不明</th><th>重 傷 者</th><th>軽 傷 者</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1</td><td>12</td><td>14</td><td></td></tr></table>	行方不明	重 傷 者	軽 傷 者	備 考	1	12	14																				
			行方不明	重 傷 者	軽 傷 者	備 考																								
			1	12	14																									
			住宅建物の被害																											
<table><tr><th>種別 区分</th><th>流失</th><th>全壊</th><th>半壊</th><th>浸水</th><th>計</th></tr><tr><td>住 宅</td><td>28</td><td>28</td><td>47</td><td>191</td><td>294</td></tr></table>	種別 区分	流失	全壊	半壊	浸水	計	住 宅	28	28	47	191	294																		
種別 区分	流失	全壊	半壊	浸水	計																									
住 宅	28	28	47	191	294																									
<table><tr><th>種別 区分</th><th>全壊・流失</th><th>半壊・大破・浸水</th><th>計</th></tr><tr><td>非 住 宅</td><td>50</td><td>36</td><td>86</td></tr></table>	種別 区分	全壊・流失	半壊・大破・浸水	計	非 住 宅	50	36	86																						
種別 区分	全壊・流失	半壊・大破・浸水	計																											
非 住 宅	50	36	86																											
(早川の被害)																														
1 早川 風祭を通ずる仮橋25m 流失 2 道路の総計300m 流失 3 御幸の浜プール全壊																														
" 25. 8. 5	12号	駿河湾北部	小田原市(165. 1mm)																											
" 25. 8. 10	15号	房総半島	小田原市(27. 6mm)																											
" 27. 6. 24	2号	浜名湖付近	小田原市(161. 9mm) 東海道 東南部を通過風水害あり																											
" 29. 9. 8	14号	伊豆半島南部	水害あり																											
" 33. 7. 23	11号	御前崎付近	横浜市(298. 2mm) 小田原市(50. 1mm) 集中豪雨、みかん風すれ倒木多し																											
" 33. 9. 27	22号 (狩野川)	伊豆半島	伊豆東岸 関東各地 300mm をこえる大雨 伊豆、湯ヶ島 (500mm) 小田原市(137. 5mm) 早川溢水																											

小田原市地域防災計画
資料編

年月日	台風の名称等	上陸地点	気 象 及 び 被 害 状 況
＃ 36. 10. 28	26号	伊豆半島先端	伊豆半島先端をかすめる。高潮による被害あり。 波高 5m
＃ 37. 8. 19	12号	房総半島沖	高潮による被害あり、波高 4. 2m
＃ 40. 8. 22	17号	御前崎付近	水害あり
＃ 40. 9. 16	24号	渥美半島付近	水害あり
＃ 41. 6. 28	4号	関東海岸沿岸	小田原市降雨量 281. 9mm 中小河川氾濫浸水 家屋 355 戸
＃ 41. 9. 25	26号	静岡県島田市	小田原市降雨量 152. 2mm 風速 32m 気圧 998mb 家屋半壊 230戸
＃ 46. 8. 31	23号	南海上通過	小田原市内降雨量204. 5mm 被害状況 住宅の浸水 床上 149棟 床下 2. 213棟 道路、農作物その他の被害あり
＃ 46. 9. 26	29号	潮の岬付近 (県北部通過)	小田原市内降雨量97mm 被害状況 住宅の浸水 床下 131棟 農道関係に若干の被害あり
＃ 47. 7. 11	豪雨		台風6号の接近により前線の活動が活発化し県西部山岳地帯の山間部を中心に集中豪雨となった。 小田原市内降雨量159mm 被害状況 住宅の浸水 床上 4棟 床下 14棟 その他道路、農作物に被害あり 酒匂橋橋脚沈下により通行不能
＃ 47. 9. 15	豪雨		台風20号の接近により前線活動が活発化し、3日間にわたり多量の雨を降らせたため中小河川が氾濫し家屋等に被害をもたらした。 小田原市内降雨量 309. 5mm 被害状況 人的被害 死者(がけ崩れによる) 2名 軽傷者 1名 住宅の浸水 床上浸水 307棟 床下浸水 1, 566棟 田畑の流水冠水 約200ヘクタール その他道路、橋りょう、通信施設等に多くの被害あり
＃ 49. 7. 7	豪雨		台風8号の接近により前線活動が活発化し、横須賀市で集中豪雨による多くのがけくずれが発生した。 小田原市内降雨量 182mm 被害状況 住宅の浸水 床下浸水 64棟 その他道路、河川等に被害あり
＃ 49. 8. 25	14号		小田原市内降雨量 248mm 被害状況 住宅の浸水 床下浸水 25棟 道路、農作物に被害あり
＃ 50. 8. 16	5号		小田原市内降雨量 210mm 被害状況 住宅の浸水 床下 7棟 その他道路に被害あり
＃ 51. 7. 19	9号		小田原市内降雨量 60mm 被害状況 道路と畦畔の一部崩壊あり

年月日	台風の名称等	上陸地点	気 象 及 び 被 害 状 況
" 51. 9. 17	17号		台風17号の接近による降雨が、6日間続いた。 小田原市内降雨量 75. 5mm 被害状況 一部水路法面崩壊あり
" 52. 9. 8	9号		台風9号の接近により2日間集中豪雨となった。このため、国道135号線で一部土砂崩れが発生した。 小田原市内降雨量 283. 5mm 被害状況 住宅の浸水 床上 1棟 床下 5棟 一部損傷 1棟 その他道路、河川等に被害あり。
" 52. 9. 19	11号		風雨による被害より、高潮による被害が大きかった。 小田原市内降雨量 44mm 被害状況 漁場定置網 5箇所 船揚場 2箇所
" 53. 10. 19	20号		小田原市内総雨量 204mm 被害状況 死者 1 重傷 1 住宅の浸水 床上 50棟 床下 13棟 がけくずれ 1 河川溢水 20
" 54. 3. 30	強風		小田原市内被害状況 建物全壊 20棟 " 屋根全半壊 182棟 その他工作物全半壊 29棟
" 54. 10. 19	20号		小田原市内被害状況 住宅の浸水 床上 13棟 床下 64棟 屋根一部飛散 9棟 倉庫全壊 1棟 その他工作物 2件
" 60. 8. 11	豪雨		小田原市内総雨量 113mm 住宅の浸水 床上 3棟 床下 8棟 がけくずれ 2箇所 道路陥没 8箇所
" 61. 8. 5	10号		小田原市内総雨量 155mm 住宅の浸水 床下 8棟 道路冠水 4箇所 河川溢水 5箇所 農道路肩崩壊 3箇所
" 61. 9. 3	15号		小田原市内総雨量 156. 5mm 小田原駅地下道冠水 住宅の浸水 床下 15棟 倒木による土砂崩壊 1箇所
" 61. 8. 15	18号		高波による被害 負傷者3人 ブロック塀倒壊 1 家屋倒壊2 漁具倉庫及び防波堤破損 海岸の浸食崩壊50m
平1. 8. 27	17号		27日0時～24時 109. 5mm 県指定の急傾斜地崩壊危険地区「城山B地区」の工事施工中の所が200m ³ 土砂が崩壊する。 城山競技場一部土砂崩れ 2 箇所 道路冠水 2 箇所 酒匂川スポーツ広場 冠水 多古運動場広場 冠水
" 2. 9. 20	19号		崖崩れ (国立療養所箱根病院) 1 箇所
" 2. 9. 30	20号		9月30日0時～21時 204. 5mm 1時間最大雨量15時～16時 59mm 家屋浸水 67 棟 河川等崩壊侵食 16 箇所

小田原市地域防災計画
資料編

年月日	台風の名称等	上陸地点	気 象 及 び 被 害 状 況
			崖崩れ 6箇所 農道道路損壊 9箇所 小田原駅地下道冠水 7箇所 ※避難 3箇所 15世帯 45人
" 3. 8. 20	12号		床下浸水 21棟 停電（本町、南町、板橋、早川、大窪、片浦）
" 3. 9. 19	18号		9月19日0時～19時 222mm 1時間最大雨量9時～10時 50.5mm 床上浸水 5棟 床下浸水 69棟 河川等崩壊侵食 18箇所 崖崩れ 12箇所（負傷者 1名） 農道 33箇所 道路損壊 13箇所 公園等 4箇所
" 6. 5. 25	豪雨		崖崩れ 1箇所（車両4台1部損傷）
" 6. 9. 17	豪雨		崖崩れ 1箇所
" 7. 7. 4	豪雨		小田原市内降雨量 188mm 道路損壊 1箇所
" 8. 9. 22	17号		小田原市内降雨量 114mm 人的被害 重傷者 1名
" 9. 4. 5	豪雨		崖崩れ 1箇所
" 9. 6. 20	7号		小田原市内降雨量 93.5mm 停電 500世帯 酒匂川左岸サイクリング場冠水
" 9. 9. 18	20号		人的被害 軽傷者 1名 住家一部倒壊 1棟 道路通行止め 4箇所 漁港被害 2箇所 河川被害 3箇所 御幸の浜突堤崩壊
" 10. 8. 27	豪雨		小田原市内降雨量 466mm 住家床下浸水 6棟 崖崩れ 5箇所 酒匂川スポーツ広場冠水
" 10. 9. 15	5号		小田原市内降雨量 115mm 酒匂川左岸サイクリング場冠水
" 11. 8. 14	豪雨		住家床下浸水 2棟 道路損壊 2箇所 河川被害 1箇所
" 12. 6. 9	強風		強風により飛散したトタン屋根が大雄山線の架線に落下し一時不通になった。 道路規制 1箇所 停電 14世帯
" 12. 7. 7	3号		小田原市内降雨量 114mm 道路通行止め 2箇所
" 13. 8. 21	11号		道路規制 3箇所 河川被害 1箇所 停電 2,230戸
" 13. 9. 10	15号		床上浸水 1箇所 床下浸水 5箇所 停電 2,498戸 小田原駅浸水
" 14. 1. 8	強風		人的被害 5人

年月日	台風の名称等	上陸地点	気 象 及 び 被 害 状 況
" 14. 1. 21	豪雨		住家被害 4 箇所 非住家被害 2 箇所
" 14. 10. 1	21号		小田原市内降雨量(10月1日11時～21時) 104.5mm 1時間最大雨量(19時～20時) 42.5mm 床上浸水 26 箇所 床下浸水 295 箇所 停電 2,297 戸 道路通行止め 1 箇所 農道道路損壊 11 箇所 林道道路損壊 7 箇所
" 15. 3. 1	豪雨		停電 1,560 戸
" 15. 5. 31	4号		小田原駅冠水
" 19. 9. 6	9号		小田原市内降雨量 164mm 床上浸水 5 箇所 床下浸水 23 箇所 停電 911 戸 土砂崩れ 1 箇所 酒匂川スポーツ広場冠水
" 22. 9. 8	9号		小田原市内降雨量(9月8日4時～9日0時)238.5mm 1時間最大雨量 77.5mm 床上浸水 17 箇所 床下浸水 287 箇所 土砂崩れ 22 件 道路通行止め 8 箇所 道路冠水 25 件 用水路埋没・崩壊等 24 件 農道陥没・洗掘等 3 件 自動車水没 3 件 地下浸水 1 件 酒匂川スポーツ広場冠水 酒匂川左岸サイクリング場冠水 避難勧告(豊川、東富水、富水地区)
" 23. 9. 21	15号		小田原市内降雨量 133.0mm 1時間最大雨量 19.5mm 最大風速 16.3m/s 雨漏り 66 箇所 施設破損等 106 箇所 倒木等 234 本 避難勧告(久野、芦子、足柄、新玉、山王網一色、二川、東富水、富水、豊川、酒匂・小八幡、下府中地区)
" 24. 6. 19	4号	和歌山県南部	小田原市内降雨量 106.5mm 1時間最大雨量 21.0mm 河川被害 3 箇所 避難勧告(久野地区)
" 25. 4. 6	豪雨		小田原市内降雨量 116.5mm 1時間最大雨量 26.5mm (橘地区 64.0 mm) 河川被害 1 箇所 (負傷者 1 名) 崖崩れ 1 箇所 (家屋被害 1 棟)
" 26. 7. 10	8号		小田原市内降雨量 8.5 mm 1時間最大雨量 3.0 mm 早期避難所開設(市内全域) 台風の進路がそれたため本市への影響は軽微であった
" 26. 10. 5	18号		小田原市内降雨量(5日7時～6日11時) 324mm 1時間最大雨量 38.5mm 土砂崩れ 1 箇所 避難勧告(市内全域)

小田原市地域防災計画
資料編

年月日	台風の名称等	上陸地点	気 象 及 び 被 害 状 況
" 27. 7. 16	11号	高知県室戸岬 岡山県倉敷市	小田原市降雨量(16日～17日) 162.5mm 1時間最大雨量 51.0mm 法面擁壁の崩落 1箇所 けやきアンダーパス冠水
" 27. 9. 8	18号 (平成27 年9月関 東・東北豪 雨)	愛知県知多半島	小田原市内降雨量(8日～9日) 136.5 mm 1時間最大雨量 25.5 mm 避難勧告(山王川流域) 避難準備情報(片浦地区、大窪地区) ※ 台風18号から変わった温帯低気圧と台風17号により、関東、東北 に豪雨による甚大な被害が発生した
" 28. 8. 22	9号	千葉県館山市 北海道日高町	小田原市内降雨量 131.5 mm 1時間最大雨量 38.0 mm 避難勧告(片浦地区、大窪地区) 避難準備情報(森戸川流域)
" 28. 9. 20	16号	鹿児島県大隅半島 和歌山県田辺市	小田原市内降雨量(19日～20日) 98.5 mm 1時間最大雨量 19.0 mm 早期避難所開設(片浦地区、大窪地区、早川地区)
" 29. 10. 22	21号	静岡県御前崎市	小田原市内降雨量(22日～23日) 137.0 mm 1時間最大雨量 23.5 mm 早期避難所開設(市内全域) 避難準備、避難勧告(沿岸地区 高潮) 避難勧告(片浦地区、大窪地区 土砂災害) 避難勧告(山王川流域) 河川被害 1箇所 施設破損等 2件 自動車水没 1件
" 30. 7. 28 ～7.29	12号	三重県伊勢市 福岡県豊前市	小田原市内降雨量(8日10時～9日11時) 95.0 mm 1時間最大雨量 22.0 mm 早期避難場所開設(市内全域) 人的被害(軽傷) 7名 非住家被害(公共建物) 3棟
" 30. 9. 30 ～10.1	24号	和歌山県田辺市	小田原市内降雨量(29日7時～1日6時) 100.0 mm 1時間最大雨量 11.5 mm 避難準備・高齢者等避難準備(曾我・下曾我・橘北地区) 土砂災害避難場所開設 人的被害(軽傷) 1名 住家被害(一部破損) 5棟
R1.9.8 ～9.9	令和元年 房総半島台風 (15号)	千葉県千葉市	小田原市内降雨量(8日18時～9日8時) 94.5 mm 1時間最大雨量 22 mm 早期避難場所開設(市内全域) 【山王川】避難準備・高齢者等避難準備(緑、新玉、山王網一色、足柄、芦子、久野、二川地区) 【土砂災害警戒情報】避難勧告(下曾我、曾我、橘北地区) 【森戸川】避難勧告(上府中、国府津、下曾我地区)
R1.10.12 ～10.13	令和元年 東日本台風 (19号) 【災害救助法 適用】	静岡県伊豆半島	小田原市内降雨量(11日～12日) 254.0 mm 1時間最大雨量 33.0 mm 避難勧告(市内全域) 【高潮】避難勧告(新玉、万年、幸、十字、片浦、早川、大窪、山王網一色、足柄、酒匂・小八幡、国府津、前羽、橘北地区) 【土砂災害警戒情報】避難勧告(片浦、早川、大窪、前羽、橘北地区) 【森戸川】避難指示(緊急)(上府中、国府津、下曾我地区) 【山王川】避難指示(緊急)(緑、新玉、山王網一色、足柄、芦子、久野、二川地区) 人的被害(軽傷) 5名 住家被害(半壊) 28棟 (一部破損) 70棟 (床上浸水) 60棟 (床下浸水) 111棟 非住家被害(公共建物) 1棟 その他(文教施設)2箇所(道路)21箇所(河川)18箇所(水道)21箇所

1. 連絡先、総則関係

年月日	台風の名称等	上陸地点	気 象 及 び 被 害 状 況
R3.7.3 ～7.4	豪雨		小田原市内降雨量 399.0mm(1日から4日まで累計雨量) 1時間最大雨量 40.5mm(降雨量観測地 扇町) 人的被害 行方不明1名 住家被害(全壊) 1棟 (一部破損) 2件 床上浸水 3件 床下浸水 17件 崖くずれ 36件 溢水 26件 土砂流出 1件 地盤沈下 1件
R3.8.15 ～8.16	豪雨		小田原市内降雨量 132.0mm(15日6時から23時まで累計雨量) 1時間最大雨量 32.0mm(降雨量観測地 扇町) 【土砂】高齢者等避難(下曾我、片浦、橘北地区) バリアフリー型避難場所(川東タウンセンターマロニエ・UMECO) 床下浸水 1件 溢水 1件 崖くずれ 2件 酒匂川スポーツ広場 冠水 酒匂川左岸サイクリング場 冠水 国道135号 土砂崩れ その他(文教施設)2箇所(非住家)1箇所
R5.6.2 ～6.3	2号		小田原市内降雨量 239.5mm(2日から3日まで累計雨量) 1時間最大雨量 20mm(降雨量観測地 扇町) 避難指示(片浦) 高齢者等避難(早川、大窪、曾我、下曾我) バリアフリー型避難場所(川東タウンセンターマロニエ・UMECO)

〔火災〕小田原市消防年報より抜粋

〔 焼損面積 500 平方メートル以上
特殊火災
過去 30 年以内のもの 〕

年月日	被災場所	焼損件数			焼損面積 (平方メートル)	損害額 (千円)	死傷者	
		全焼	半焼	部分焼			死者	負傷者
61. 1. 28	久野(製材所)	1		4	1,088	33,321		
61. 8. 17	早川(乗用車)	1				474	1	
61. 12. 27	曾比(住宅)	1			50	1,371	1	
63. 1. 2	下大井(工場)	2	1		569	99,622		1
63. 2. 5	城山(住宅)	5	3	8	507	27,377		2
63. 10. 22	荻窪(住宅)	1		1	187	11,124	1	2
元. 6. 26	城山(住宅)		1		30	1,470	1	
2. 5. 19	小八幡(住宅)	2		1	99	3,181	1	
3. 3. 10	中村原(住宅)	1		3	119	14,011	1	2
3. 4. 26	国府津(店舗併用住宅)	1		2	119	7,993	1	
3. 9. 4	扇町(共同住宅)	1	1	1	1,148	46,931	1	
3. 10. 1	飯泉(住宅)	1		1	90	2,022	1	
4. 7. 21	寿町(工場)	1	1	1	1,327	77,559		1
6. 8. 11	荻窪(工場)	2		3	1,308	114,459		1
7. 10. 25	小八幡(住宅)	4	1	4	523	42,989		
8. 3. 5	成田(工場)		1		1,288	267,817		
9. 5. 23	久野(寄宿舎)	1			487	15,516		
10. 1. 23	久野(工場)	2			533	26,605		
11. 1. 21	府川(住宅)	5			661	17,797		
11. 2. 1	飯泉(住宅)	2		1	140	16,046	1	
11. 2. 17	小竹(住宅)	3			285	19,650	1	1
12. 9. 14	石橋(住宅)	2			190	21,624	1	1
13. 2. 25	小八幡(住宅)	1	1	1	196	8,922	5	3
15. 2. 18	本町2(店舗併用住宅)	1	1		327	17,375	1	2
15. 3. 12	前川(倉庫)	4		2	2,608	294,877		
15. 8. 11	飯泉(工場)	2			2,468	131,289		3
16. 7. 3	扇町2(住宅)	4		4	265	11,401		
17. 6. 27	小船(牛舎)	3			475	24,462		2
18. 1. 18	下大井(住宅)	1			193	27,456	1	

年月日	被災場所	焼損件数			焼損面積 (平方米)	損害額 (千円)	死傷者	
		全焼	半焼	部分焼			死者	負傷者
19. 11. 5	根府川（住宅）	2		3	240	14,149	1	1
20. 12. 27	曾我大沢（住宅）	1			71	1,853	1	
21. 1. 30	萩窪（店舗兼事務所）		1		82	11,370	2	4
22. 12. 28	栄町（住宅）	5			538	18,614		
23. 4. 17	西大友（店舗兼事務所）	3	1		226	28,105		
24. 2. 17	東町（住宅）	1		2	39	1,019	1	
24. 7. 16	小船（倉庫）	1		4	404	6,499		
25. 3. 24	寿町2（体育館）	1		1	721	39,627		
25. 9. 16	扇町2（店舗併用住宅）	4		1	659	103,618		
25. 10. 21	南町3（住宅）	3	1	1	918	11,722		
27. 6. 30	上町（鉄道車両）				—	17,748	2	28
30. 8. 24	東町（遊技場兼寄宿舍）	1			1,036			
31. 1. 9	清水新田（共同住宅）	1	1	1	116		3	2
R3.3.1	早川（住宅）	1		1	114		3	

〔地震〕 神奈川県西部地域における過去の地震被害の概要

(17 世紀以降)

日本暦年月日	西暦 (年)	震源地又は地震名	記事	マグニ チュード
寛永10. 1. 21	1633	相模・駿河・伊豆	小田原城の矢倉・門堀・石壁ことごとく破壊。 小田原で民家の倒壊多く、死者150人。箱根で山崩れ。 熱海に津波が襲来した。	7. 0
正保4. 5. 14	1647	武蔵・相模	江戸城や大名屋敷で被害、死者があった。小田原でも城 の石垣が崩れるなどの被害。余震が多かった。	6. 5
慶安1. 4. 22	1648	相模・江戸	小田原城破損、領内で倒壊家屋が多かった。箱根で落石、 死者1人。 江戸で船のごとく揺れ、瓦落ち、土蔵や練堀の半数が崩 れ倒れた。小田原や江戸の大きな被害は疑問とする説が ある。	7. 0
元禄16. 11. 23	1703	江戸・関東諸国 「元禄地震」	相模・武蔵・上総・安房で震度大。 特に小田原で被害大きく、城下は全滅、12ヶ所から出 火、倒壊家屋8千戸以上、死者2,300人以上。東海 道は川崎から小田原まではほとんど全滅し、江戸・鎌倉な どでも被害が大きかった。津波が犬吠崎から下田の沿岸 を襲い、溺死者数千人。1923年関東地震に似た相模 トラフ沿いの巨大地震と思われるが、地殻変動はより大 きかった。	7. 9 ～ 8. 2
天明2. 7. 15	1782	相模・武蔵・甲斐	月のはじめより、前震があり、15日に2度大震。小田 原城破損、家屋約800余倒壊。箱根・大山・富士山で 山崩れ。江戸でも倒壊や死者があった。熱海で津波があ ったらしい。	7. 0
天保14. 2. 9	1843	足柄・御殿場	足柄萱沼村で石垣・堤の崩れ多く、御殿場の近くや津久 井でも被害があった。	6. 5
嘉永6. 2. 2	1853	小田原付近	小田原で被害が大きく城内で倒壊・破損が多かった。小 田原領内で倒壊家屋1千余戸、死者23人。山崩れが多 かった。	6. 7
大正12. 9. 1	1923	関東南部 「関東大地震」	東京で観測した最大振幅14～20cm。地震後火災が発 生し被害を大きくした。全体で死者、不明者14万2千 余、家屋全・半壊25万4千余戸、焼失44万7千余戸。 山崩れ、崖崩れが多い。房総方面・神奈川南部は隆起し、 東京付近以西・神奈川北方は沈下した。相模湾の海底は 小田原布良線以北は隆起し、南は沈下した。関東沿岸に 津波が襲来し、波高は熱海で12m、相浜で9.3mなど。	7. 9
昭和5. 11. 26	1930	伊豆北部 「北伊豆地震」	2～5月に伊東群発地震、この月の11月11日より前 震があり、余震も多かった。死者272人、全壊家屋2, 165戸。山崩れ、崖崩れが多く、丹那断層（長さ35 km、横ずれ最大2～3m）とそれに直交する姫之湯断層な どを生じた。	7. 3

※ 参考：内閣府「過去の災害一覧」

関東大震災の本市における被害

(罹災者数)

区分	大正12年震災時	人的被害		
	総人口	死者	行方不明	負傷者
人員数	75,579	1,196	44	12,204
総人口に対する割合	100%	1.58%	0.058%	16.15%

(建造物の被害)

大正12年震災時	住家被害			
総戸数	全壊	全焼	半壊	流失その他
12,995	5,759	2,292	4,483	59

その他の被害

(雪害)

年月日	被害状況
昭61.3.23	風雪により、厚木市、海老名市で、送電鉄塔が倒壊したため、停電による断水戸数659,851戸。 小田原市橘地区(北部)断水(2,600戸)
平26.2.8 平26.2.14 (平成26年豪雪)	2月8日からの大雪により、東京都心など20cm以上の積雪を観測された。 小田原市では転倒による負傷者2名が発生した。 2月14日から15日にかけて関東甲信の内陸部を中心に記録的な大雪となり、山梨県甲府市では114cmの積雪を観測。また、関東甲信において長野県、群馬県、山梨県、埼玉県などで孤立被害等が発生した。 小田原市では転倒による負傷者3名が発生した。

資料 1-3 地震対策緊急整備事業計画表

(令和 6 年 4 月 1 日)

施 設 名	事業区分	事 業 概 要	備 考
避 難 地	公 園	大規模地震時に周辺地域からの避難者を収容し、地震後発生する大火から避難者の生命を守るため、広域避難地を確保する。 (城址公園 1.2 ヘクタール)	済
避 難 路	街 路	避難圏域内の市民の避難行動の迅速と安全を確保するため、街路の整備を行う。 (小田原浜町線 270m)	済
消防用施設	消防用施設	火災から生命、身体及び財産を守るため消防ポンプ自動車、消防無線、防火水槽等消防用施設の整備を図る。	済
通信施設	通信施設	警戒宣言の伝達、被害状況の収集など情報の受伝達を円滑、的確に実施するため、防災行政無線局の整備を行う。 (親局 1 局、子局 220 局)	済
公的医療機関	非木造改築	市立病院（非木造）一般病床 300 床、延面積 10,319 ㎡を取り壊し、R C 造地下 1 階地上 7 階一般病床 417 床、延面積 23,302 ㎡を新築する。	済
社会福祉施設	木造改築	木造老朽施設（保育施設等）の改築。（4 ヲ所）	済
公立小中学校	木造改築	小中学校の老朽木造建物を鉄筋コンクリート造等に改築する。（13 校）	済
	非木造改築	小中学校について、コンクリート造等に改築する。（3 校）	済
	非木造補強	小・中学校の補強工事を施工する。 (25 校)	済

資料 2-1 小田原市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 17 日条例第 39 号
改正
昭和 54 年 12 月 21 日条例第 22 号
平成 5 年 3 月 31 日条例第 9 号
平成 10 年 3 月 31 日条例第 5 号
平成 11 年 12 月 28 日条例第 31 号
平成 24 年 3 月 25 日条例第 18 号
令和 5 年 3 月 1 日条例第 4 号

小田原市防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、小田原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和 54 年条例 22 号・平成 11 年 31 号〕

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小田原市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 小田原市水防計画を審議すること
- (3) 市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前 2 号に規定する事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 市域内災害の災害復旧に関し、市及び関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長がこれに当たる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 海上自衛隊及び陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 54 年条例 22 号・平成 5 年 9 号・10 年 5 号〕

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

小田原市地域防災計画
資料編

- 2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- (1) 関係地方行政機関の職員
 - (2) 神奈川県 of 職員
 - (3) 関係指定公共機関の職員
 - (4) 関係指定地方公共機関の職員
 - (5) 市の職員
 - (6) 学識経験者
- 3 専門委員は、その専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
一部改正〔昭和 54 年条例 22 号〕

(幹事)

第 5 条 防災会議の事務を処理し、委員を補佐するため幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
一部改正〔昭和 54 年条例 22 号・平成 5 年 9 号〕

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
一部改正〔昭和 54 年条例 22 号〕

附 則 略

資料 2-2 小田原市防災会議運営要綱

昭和 48 年 12 月 21 日

小田原市防災会議会長制定

小田原市防災会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小田原市防災会議条例（昭和 37 年小田原市条例第 39 号）第 6 条の規定に基づき、小田原市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集して議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、別に定める届を会長に提出し、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(専決処分)

第 4 条 第 2 条の規定にかかわらず、会長は、緊急を要し会議を招集する暇がないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項のうち、軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議においてその旨を報告し、承認を求めなければならない。

(幹事)

第 5 条 幹事は、幹事会を組織する。

2 幹事会は、会長が招集する。

3 幹事会の運営、議事の整理には市の防災主管課長が当たる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、市の防災担当課の職員が処理する。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 12 月 21 日から適用する。

資料 2-3 小田原市防災会議委員名簿

会長 小田原市長		
区分	機関名	職名
1 号委員	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	出張所長
	海上保安庁湘南海上保安署	署長
2 号委員	海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部	第 3 幕僚室長
	陸上自衛隊第 1 高射特科大隊	大隊長
3 号委員	神奈川県西地域県政総合センター	所長
	神奈川県西土木事務所小田原土木センター	所長
	神奈川県小田原保健福祉事務所	所長
4 号委員	神奈川県小田原警察署	署長
5 号委員	小田原市	副市長
		副市長
		市立病院看護部長
6 号委員	小田原市教育委員会	教育長
7 号委員	小田原市消防本部	消防長
	小田原市消防団	消防団長
8 号委員	東日本電信電話（株）神奈川西支店	神奈川西支店長
	東京電力パワーグリッド（株）小田原支社	支社長
	小田原ガス（株）	供給部長
	東日本旅客鉄道（株）小田原・伊豆統括センター（小田原駅）	所長
	東海旅客鉄道（株）小田原駅	駅長
	小田急電鉄（株）小田原駅	管区長
	伊豆箱根鉄道（株）	総務部長
	株式会社小田急箱根	総務・人事部長
	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 西湘局	局長
	中日本高速道路（株）東京支社伊勢原保全・サービスセンター	所長
	一般社団法人小田原医師会	副会長
	一般社団法人小田原歯科医師会	副会長
	公益社団法人小田原薬剤師会	副会長
	公益社団法人神奈川県柔道整復師会小田原支部防災委員会	委員長
9 号委員	小田原市自治会総連合	理事
	減災と男女共同参画 研修推進センター	共同代表
10 号委員	小田原市赤十字奉仕団	委員長
	小田原市民生委員児童委員協議会	常任理事
	神奈川県看護部長会小田原地区	会長
	社会福祉法人 宝安寺社会事業部	法人本部長
	小田原箱根商工会議所	防災委員会委員長
	FM 小田原株式会社	代表取締役
	小田原市社会福祉協議会	会長
	おだわら子ども防災	代表

資料 2-4 小田原市防災会議幹事名簿

機関名	職名
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	管理第二係長
海上保安庁湘南海上保安署	次長
海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部	防災総括幕僚
神奈川県県西地域県政総合センター	副所長兼総務部長
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	道路維持課長
神奈川県小田原保健福祉事務所	企画調整課長
神奈川県小田原警察署	警備課長
小田原市	企画政策課長
	学校施設担当課長
	道水路整備課長
	経営総務課長
	防災対策課長
小田原市消防本部	警防計画課長
東日本電信電話（株）神奈川西支店	担当課長
東京電力パワーグリッド（株）小田原支社	次長（渉外担当）
小田原ガス（株）	供給部保安チームリーダー
東日本旅客鉄道（株）小田原・伊豆統括センター（小田原駅）	副所長
東海旅客鉄道（株）小田原駅	総括助役
小田急電鉄（株）小田原駅	副駅長
伊豆箱根鉄道（株）	大雄山線管理所管区長
株式会社小田急箱根	総務部課長代理
中日本高速道路（株）東京支社伊勢原保全・サービスセンター	工務担当課長
一般社団法人小田原医師会	理事
一般社団法人小田原歯科医師会	常務理事
公益社団法人小田原薬剤師会	副会長
小田原市社会福祉協議会	常務理事

資料 2-5 小田原市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 17 日条例第 40 号
改正
平成 8 年 3 月 1 日条例第 1 号
平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号
平成 24 年 9 月 25 日条例第 18 号

小田原市災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、小田原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成 8 年条例 1 号・24 年 18 号〕

(組織)

第 2 条 災害対策本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及び参与をもって組織する。

2 本部長は、市長がこれにあたる。

3 副本部長は、副市長をもってこれに充てる。

4 本部員は、市職員のうちから本部長が任命する。

5 参与は、市議会議員、その他市長が必要と認める者の中から、本部長が委嘱する。

一部改正〔平成 8 年条例 1 号・19 年 2 号〕

(職務)

第 3 条 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 参与は、本部長の諮問に応じ、本部における各種施策の重要事項を審議し必要に応じて、その活動に参画する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加〔平成 8 年条例 1 号〕

(部)

第 5 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が任命する。

4 部長は、本部長の指示に従い、他の部と緊密なる連絡を保ち、部の事務を掌理する。

一部改正〔平成 8 年条例 1 号〕

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

一部改正〔平成 8 年条例 1 号〕

附 則 略

資料 2-6 小田原市災害対策本部規程

昭和 45 年 7 月 27 日災害対策本部規程第 1 号

改正

昭和 46 年 7 月 1 日災対本部規程第 1 号
 昭和 48 年 8 月 15 日災対本部規程第 1 号
 昭和 49 年 6 月 1 日災対本部規程第 1 号
 昭和 51 年 9 月 25 日災対本部規程第 2 号
 昭和 52 年 6 月 10 日災対本部規程第 1 号
 昭和 52 年 12 月 21 日災対本部規程第 2 号
 平成 24 年 3 月 30 日災対本部規程第 1 号
 令和 4 年 3 月 31 日災対本部規程第 1 号

昭和 53 年 8 月 1 日災対本部規程第 1 号
 平成 7 年 5 月 1 日災対本部規程第 1 号
 平成 9 年 3 月 25 日災対本部規程第 1 号
 平成 10 年 4 月 1 日災対本部規程第 1 号
 平成 12 年 9 月 29 日災対本部規程第 1 号
 平成 20 年 4 月 1 日災対本部規程第 1 号
 平成 27 年 3 月 31 日災対本部規程第 1 号
 令和 6 年 4 月 1 日災対本部規程第 1 号

小田原市災害対策本部規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小田原市災害対策本部条例(昭和 37 年小田原市条例第 40 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、小田原市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部等の設置及び分担業務)

第 2 条 災害対策本部に事務局、部及び班を置き、その名称及び分担業務は、別に定めるものとする。

(本部長付)

第 2 条の 2 災害対策本部に本部員として本部長付を置き、本部長が指名する者をもつて充てる。

2 本部長付は、本部長が指定する部の部長に対し、必要な指導及び助言を行う。

(職務の代理)

第 2 条の 3 条例第 3 条第 2 項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順序は、市長の職務の代理に関する規則(平成 4 年小田原市規則第 41 号)第 1 条の規定の例による。

(本部会議)

第 3 条 本部長は、災害が発生した場合、災害発生のおそれがあると認める場合その他必要があると認める場合は、副本部長、本部長付、事務局長及び部長を招集し、本部会議を開催する。

2 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 災害対策本部の配備及び動員に関すること。
- (2) 各部相互の連絡調整に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか災害対策に関すること。

(本部連絡員)

第 4 条 災害対策本部に本部連絡員を置き、各部長が所属班員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、災害対策本部から指示があった場合は、災害対策本部室において勤務し、所属部との連絡並びに所属部に関する被害及び災害対策活動に関する情報、資料の整理等の事務に従事しなければならない。

(配備及び動員計画)

第 5 条 災害の発生を防御し、災害の拡大を防止し、又は被災者を救助するための災害対策本部の配備体制の種類及び基準は、別表のとおりとし、発令及び解除は、本部長が指示する。

2 事務局長及び部長は、別に定めるところにより所属局部班の職員の動員計画を立てるとともに、その分担業

務の実施についてあらかじめ必要な実施計画を定めて本部長に提出しなければならない。

(職員の招集等)

第6条 企画部長は、前条第1項の指令があったときは、同条第2項の動員計画に基づき指定された職員を招集し、速やかに当該配備につかせなければならない。

- 2 前項の規定により招集を受けた職員は、指定された場所に集合しなければならない。ただし、災害その他の事情により指定された場所に到着できないときは、その旨を所属の事務局次長又は班長に報告し、指示を受けなければならない。
- 3 職員は、常にラジオ、テレビ等による災害報道の聴取に努めるとともに、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属の事務局次長又は班長に連絡を取り、指示を受けるものとする。

(非常配備下の活動)

第7条 部長は、災害の現況及び本部会議決定事項等を部下に周知するとともに、被害又は防災活動の状況等について絶えず正確な情報収集に努め、その情報を本部長に報告しなければならない。

- 2 班長は、各班相互間及び関係機関との連絡を密にして、分担業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 主任及び班員は、分担業務及び本部会議決定事項を迅速かつ正確に処理しなければならない。
- 4 事務局の活動等については、別に定める。

(災害発生通報責任者)

第8条 災害が発生した場合又は災害発生のおそれがある場合にその状況を把握するため、必要な地区に災害発生通報責任者を置くことができる。

- 2 前項の災害発生通報責任者は、同項の地区の区域をその区域とする自治会の長であつて本部長が委嘱する者をもって充てる。

(情報等の取扱い)

第9条 災害時における連絡、情報、報告等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書によらなければならない。

- (1) 災害発生情報及びその対策活動状況 災害連絡票(様式第1号)及び活動速報(様式第2号)
- (2) 気象情報の受信及び伝達 気象情報(様式第3号及び様式第4号)
- (3) 台風に係る情報の受信及び伝達 台風情報(様式第5号及び様式第6号)
- (4) 災害応急活動状況等の報告 対策実施報告書(様式第7号)
- (5) 被害状況等の報告 被害状況等報告(様式第8号)

(防災訓練等の実施)

第10条 本部長又は部長は、災害時において迅速かつ適確な防災活動が実施できるよう防災訓練等を実施しなければならない。

(施設の防災)

第11条 小田原市が管理する施設の長又は管理責任者は、当該施設の防災に当たらなければならない。

附則 略

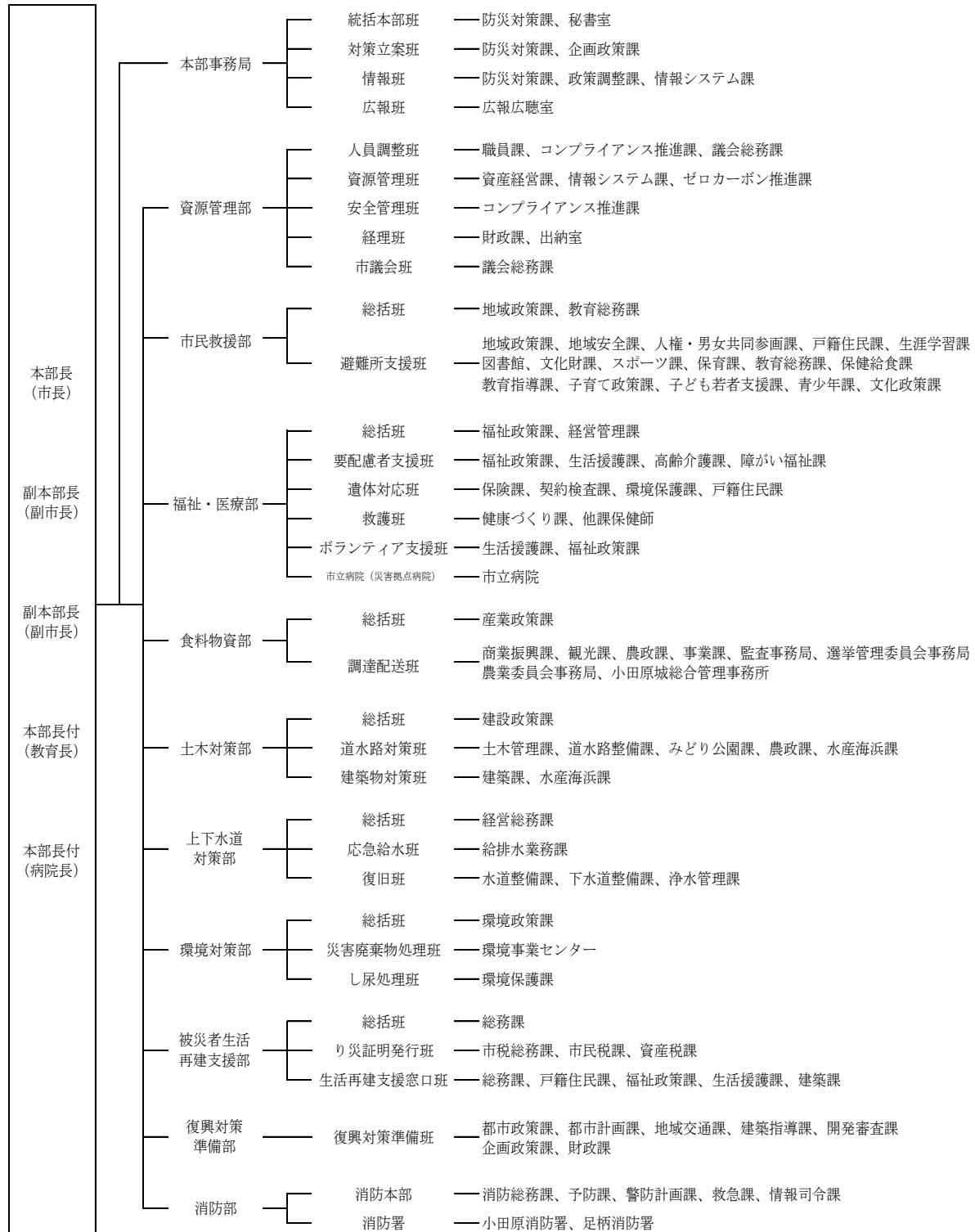
別表 略

様式 略

資料 2-7 小田原市災害対策本部・水防本部組織図

令和 6 年 7 月 1 日現在

小 田 原 市 災 害 対 策 本 部 (水防本部) 組 織 図



資料 2-8 非常配備体制の種別及び基準

1 「準備体制」

種 別	配 備 体 制	配 備 時 期
準 備	情報の収集及び連絡体制をとるとともに 応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 2 その他の状況により、市長が配備を指示したとき。

2 「動員体制」

種 別	配 備 体 制	配 備 時 期
動員 1 号	市内数地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の職員を、動員する体制とする。	1 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。 2 南海トラフ地震臨時（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 3 市内で気象庁発表による震度 5 弱以上の地震があったとき。 4 その他の状況により、市長が配備を指示したとき。
動員 2 号	動員 1 号体制を強化し拡大しつつある災害に対処できる体制とする。	1 市内の広い地域に災害が拡大し、又は大規模な局地災害が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が配備を指示したとき。
動員 3 号	市の総力をあげて応急対策活動が実施できる体制とする。	1 市内の全域に災害が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 市内に大津波警報が発表されたとき。 4 市内で気象庁発表による震度 5 強以上の地震があったとき。 5 その他の状況により市長が配備を指示したとき。

ただし、消防部及び医療救援部の配備については、消防長及び病院長が別に定めるところによる。

資料 2-9 小田原市災害対策本部・水防本部分担業務

各部・各班共通	1 所属職員の動員連絡に関すること。 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 所管施設の被害状況調査及び緊急措置に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること。（該当課） 5 MCA 無線機の保管運用に関すること。（該当課） 6 他の部、班の応援に関すること。 7 受援ニーズの把握・調整に関すること。 8 所管分担業務のほか、その他特命事項に関すること。

令和 6 年 4 月 1 日現在

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
本部事務局	統括本部班	1 本部運営及び災害対応の総合調整に関すること	○
		2 本部長の指示及び命令の伝達に関すること	○
		3 避難情報の発令に関すること	○
		4 関係機関等との連絡調整に関すること	○
		5 災害対策（水防）本部会議の開催に関すること	○
		6 自衛隊の派遣及び関係機関等への応援要請に関すること	○
		7 行方不明者（生存確認）に関すること	○
		8 ヘリポートの運用に関すること	
		9 防災会議に関すること	
		10 その他災害対策実施に関し必要な事項	○
		11 本部長、副本部長の秘書に関すること	○
	対策立案班	1 情報の分析及び統括に関すること	○
		2 災害対策立案に関すること	○
		3 災害救助法、激甚災害指定、基金活用の事務、総括に関すること	○
		4 本部の設置及び閉鎖に関すること	○
		5 国、県への要望事項等の作成に関すること	○
		6 陳情書及び陳情団に関すること	
		7 その他災害対策実施に関し必要な事項	○
		8 水防事務のとりまとめ、立案及び報告に関すること	○
	情報班	1 気象情報、交通情報、災害情報及び被害情報等の受信、収集、記録及び伝達に関すること	○
		2 各部及び各機関から収集し集約した情報の伝達に関すること	○
		3 本部の設置及び閉鎖に関すること	○
		4 国及び県への連絡及び被害報告に関すること	○
		5 被害状況・復旧状況等の記録に関すること	○
		6 ダム等の放流連絡の受伝達に関すること	○
	広報班	1 災害対策本部の広報に関すること	○
		2 風評被害に関すること	○

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
資源管理部	人員調整班	1 部内の情報集約に関すること	○
		2 部内の資源管理に関すること	○
		3 本部事務局との連絡調整に関すること	○
		4 人的支援に関すること	○
		5 国、県、協定締結団体等への応援要請及び連絡調整に関すること	
		6 応援職員等の受援調整に関すること	
		7 応援職員等の受入れに関すること	
		8 緊急時の応急班の編成に関すること	○
		9 職員の招集、招集解除及び服務に関すること	○
		10 出動職員の把握に関すること	○
		11 出動職員等の健康管理に関すること	○
		12 出動職員等の手当に関すること	○
		13 罹災職員の調査に関すること	
		14 派遣された職員等の宿舍及び派遣手当支給に関すること	
	資源管理班	1 物的支援に関すること	○
		2 市有財産、公共施設の被害状況の収集及びとりまとめに関すること	○
		3 国、県、協定締結団体等への応援要請及び連絡調整に関すること	○
		4 応急対策物資の支援要請及び連絡調整に関すること	○
		5 応急対策物資の需要調査のとりまとめに関すること	○
		6 応急対策物資の調達及び配分に関すること	○
		7 情報システムの保守及び復旧に関すること	○
		8 庁舎並びに附帯設備及び諸設備の維持管理に関すること	○
		9 車両の管理に関すること	○
		10 通信機器の管理に関すること	○
		11 特設公衆電話設置の申込みに関すること	
		12 燃料・電力・各種資機材等の希少資源の確保及び配置に関すること	
		13 災害対策本部の設置のための用地・空間確保に関すること	○
		14 庁舎のライフラインの確保に関すること	○
		15 応急対策物資の受援調整に関すること	
		16 再エネ事業関連施設に関すること	
		17 電気自動車（EV）等の調達に関すること	
	安全管理班	1 災害対策要員の安全管理計画に関すること	○
		2 罹災職員の調査に関すること	○
		3 災害対策要員の公務災害に関すること	○
	経理班	1 災害対応に関する予算・経理に関すること	○
		2 災害対策要員の食料等の確保及び配給に関すること	
		3 支援金の出納に関すること	
	市議会班	1 本部事務局と市議会との連絡調整に関すること	○
		2 議会関係の視察、見学者等に関すること	

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
市民救援部	総括班	1 部内の情報集約に関する事	○
		2 部内の資源管理に関する事	○
		3 本部事務局との連絡調整に関する事	○
		4 避難所の現況把握に関する事	○
		5 避難所・避難場所の開設運営の総括に関する事	○
		6 避難所の現況把握に関する事	○
		7 住民組織との連絡調整に関する事	○
		8 防犯関係機関との連絡調整に関する事	
		9 教育施設の使用協力及び教員等の動員に関する事	
		10 教育施設の被災状況調査に関する事	
		11 鋼板プール及びろ水機（所管施設に限る）の管理に関する事	
		12 学校給食調理場を使用した炊き出しに関する事	
		13 公立幼・小・中学校の園児・児童・生徒の保護に関する事	
		14 災害による応急教育及び生徒に対する学用品の給付対策に関する事	
		15 応急教育の実施に関する事	
		16 文化財の被害状況調査及び緊急措置に関する事	
		17 所管保育園の園児の保護に関する事	
		18 学校教育の再開に関する事	○
	避難所支援班	1 避難所・避難場所及び帰宅困難者収容施設の開設・運営・閉鎖に関する事	○
		2 避難所の収容、罹災者に対する保護に関する事	○
		3 被災者の食料・物資に関する事	
		4 応急保育に関する事	

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
福祉・医療部	総括班	1 部内の情報集約に関する事	○
		2 部内の資源管理に関する事	○
		3 本部事務局及び市立病院との連絡調整に関する事	○
		4 要配慮者支援対策の総括に関する事	○
		5 要配慮者の個別支援計画に関する事	○
		6 バリアフリー型風水害避難場所の総括に関する事	○
		7 日赤活動との連絡調整に関する事	○
	要配慮者支援班	1 福祉避難所の開設・運営に関する事	
		2 要配慮者の相談業務に関する事	○
		3 バリアフリー型風水害避難場所の総括に関する事	○
		4 応急仮設住宅の入居要配慮者の選考及び住宅の応急修理を受ける要配慮者の選考に関する事	
	遺体対応班	1 遺体収容施設の開設・運営に関する事	
		2 身元不明遺体の調査に関する事	
		3 遺族対応に関する事	
		4 埋火葬に関する事	
		5 バリアフリー型風水害避難場所の開設・運営に関する事	○
	救護班	1 医療、助産に関する情報の収集並びに伝達に関する事	○
		2 医療機関及び福祉保健所との連絡調整に関する事	○
		3 医薬品等の確保に関する事	
		4 医療施設の被害状況調査に関する事	○
		5 仮設救護所の設置・運営に関する事	
		6 救護活動に関する事	○
		7 救急医療助産の補助及び保健活動に関する事	
		8 避難生活の感染対策に関する事	
		9 避難所及び避難者の健康管理に関する事	
		10 被災者の入浴指導に関する事	
		11 バリアフリー型風水害避難場所の開設・運営に関する事	○
		12 保健師活動に関する事（健康二次被害の防止等）	○

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
福祉・医療部	ボランティア支援班	1 ボランティアの受入れ体制の確立に関する事	○
		2 ボランティア活動の支援に関する事	○
		3 バリアフリー型風水害避難場所の開設・運営に関する事	○
	市立病院 (災害拠点病院)	1 医療救護活動の実施に関する事	○
		2 院内の災害救助組織に関する事	○
		3 救護用医療器械の調達に関する事	
		4 医療薬剤、資材の確保及び配分に関する事	
		5 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用に関する事	
		6 災害時派遣医療チーム（DMAT）に関する事	
		7 患者の避難誘導に関する事	○
		8 患者の収容に関する事	○
		9 患者及び在院者等に対し、必要な情報の提供に関する事	○
		10 救急医療体制の確立に関する事	○
		11 災害救助法が適用されるまでの間、医療救護活動に関する事	○
食料物資部	総括班	1 部内の情報集約に関する事	○
		2 部内の資源管理に関する事	○
		3 本部事務局との連絡調整に関する事	○
		4 応急食料及び生活必需品の調達並びに配給要請に関する事	○
		5 炊き出し協力要請に関する事	
		6 救援物資の輸送方針及び要員の確保に関する事	
		10 農林畜産官益施設等の被害状況調査及び復旧に関する事	○
		11 病害虫異常発生の防除及び家畜伝染病の予防防疫の指導等に関する事	
		12 漁船の避難指導に関する事	○
		13 応急対策用漁船の調達に関する事	○
	調達配送班	1 救援物資・備蓄品等の受入れ、配分及び管理に関する事	○
		2 救援物資・備蓄品等の輸送に関する事	○
		3 輸送業者等（トラック協会等）関係機関との連絡に関する事	○
		4 輸送計画の総括に関する事	○
		5 救援物資等ターミナルの開設及び運営管理に関する事	
		6 救援物資の輸送に関する事	
		7 生鮮食品の確保に関する事	
		8 商工業の被害調査及び復旧に関する事	○
		9 商工業の被災証明書の発行に関する事	○

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
土木対策部	総括班	1 部内の情報集約に関する事	○
		2 部内の資源管理に関する事	○
		3 本部事務局との連絡調整に関する事	○
		4 気象情報の収集、記録及び伝達に関する事	○
		5 土木建設関係協力団体等への協力要請に関する事	○
		6 道路（水路）管理者等関係機関との連絡調整に関する事	○
		7 リエゾン協定に基づく協力要請に関する事	
		8 交通規制の実施に関する事	○
		9 市有施設等の被害状況の把握及び応急復旧方針に関する事	○
	道水路対策班	1 道水路等の被害調査及び報告に関する事	○
		2 道水路等の通行止迂回通行制限等の連絡調整及び現場措置に関する事	○
		3 道水路等の応急復旧に関する事	○
		4 道水路等の危険箇所の警戒に関する事	○
		5 公園の被害調査及び復旧に関する事	○
		6 道路（水路）管理者との連絡調整に関する事	○
		7 緊急輸送道路の確保に関する事	○
		8 危険河川水域の監視経過に関する事	○
		9 農林水産業の被害調査及び復旧に関する事	○
		10 農林水産業の被災証明書の発行に関する事	○
		11 資機材の準備及び土木建設関係協力団体等への指示に関する事	
		12 工事現場への補強対策に関する事	○
		13 災害廃棄物仮置場等の調整に関する事	
		14 水防管理者が行う、危険区域における立ち退きの指示に関する事	○
		15 雨水ポンプ施設の気道の確認及び被害報告に関する事	○
		16 その他、災害の応急作業の実施に関する事	○
	建築物対策班	1 市有建築物等の被害調査に関する事	○
		2 市有建築物等の応急復旧に関する事	○
		3 被災市有建築物の応急修理・解体及び障害物の除去に関する事	
		4 建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の借り上げに関する事	
		5 避難所その他公共施設の応急危険度判定の応援及び緊急措置に関する事	
		6 応急仮設住宅及び応急収容避難施設の建設に関する事	
		7 被災住宅の応急修理及び障害物の除去に関する事	

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
上下水道対策部	総括班	1 部内の情報集約に関する事	○
		2 部内の資源管理に関する事	○
		3 本部事務局との連絡調整に関する事	○
		4 外部との連絡調整に関する事	○
		5 市民への周知に関する事	○
		6 関係機関及び協定締結団体との連絡調整に関する事	○
	応急給水班	1 応急給水に関する事	○
		2 給水源の確保に関する事	
	復旧班	1 上下水道施設の被害及び断水地域の調査に関する事	○
		2 上下水道施設の応急復旧に関する事	
		3 上下水道施設の本復旧に関する事	
		4 工事現場への補強対策に関する事	○
		5 資機材の確保に関する事	
		6 給水薬品の確保に関する事	
環境対策部	総括班	1 部内の情報集約に関する事	○
		2 部内の資源管理に関する事	○
		3 本部事務局との連絡調整に関する事	○
		4 災害廃棄物発生状況の把握に関する事	
		5 災害廃棄物処理実行計画に関する事	
		6 関係機関との連絡調整に関する事	
		7 公害情報に関する事	
		8 防疫環境衛生に関する事	
		9 火葬に関する事	
		10 ペットの避難対策に関する事	○
		11 放射能災害に関する各種調査及び関係機関との連携調整に関する事	
	災害廃棄物処理班	1 災害廃棄物の収集に関する事	○
		2 災害廃棄物の処分にに関する事	○
		3 広域避難所等のゴミ収集・運搬及び処理に関する事	
		4 廃棄物処理施設の被害調査及び応急復旧に関する事	○
	し尿処理班	1 臨時し尿収集に関する事	
		2 仮設トイレに関する事	
		3 マンホールトイレに関する事（汲み取りが必要になった場合）	

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
被災者生活再建支援部	総括班	1 部内の情報集約に関する事	○
		2 部内の資源管理に関する事	○
		3 本部事務局との連絡調整に関する事	○
		4 被災者支援の総括に関する事	○
		5 緊急文書の印刷等に関する事	
		6 車両による住民への広報の実施に関する事	
		7 災害関係の市議会提出議案に関する事	
	り災証明発行班	1 り災証明書の発行に関する事	○
		2 一般住家の被害調査及び被害情報の収集・報告に関する事	○
	生活再建支援窓口班	1 各種生活再建支援に関する事	○
		2 総合相談窓口の開設・運営に関する事	○
		3 各種義援金、見舞金の受領及び配布に関する事	○
		4 応急住宅の入居及び住宅の応急修理に関する事	
復興体制準備部	復興対策準備班	1 復興本部設置の準備に関する事	
		2 被災市街地復興計画の立案に関する事	
		3 被災市街地復興事業の推進に関する事	
		4 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事	
		5 被災宅地の応急危険度判定に関する事	
		6 避難所その他の公共施設の震後診断に関する事	
		7 交通機関との連絡調整及び交通状況の把握に関する事	
		8 被災市街地の被害状況調査及び緊急措置並びに災害応急復旧の実施に関する事	
		9 事業区域内の被害状況調査及び緊急措置並びに災害応急復旧の実施に関する事	
		10 宅地造成工事規制区域内の崖崩れ等危険防止措置及び防止措置指導に関する事	
		11 建築基準法第 84 条に係る建築制限に関する事	
		12 被災住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申込受付に関する事	
		13 被災住宅の応急修理の相談に関する事	

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
消防部	消防本部	1 部内の情報集約に関する事	○
		2 部内の資源管理に関する事	○
		3 本部事務局との連絡調整に関する事	○
		4 消防統括本部の運営に関する事	○
		5 統括本部の指示・命令の伝達に関する事	○
		6 災害情報及び消防活動の把握、記録、集計に関する事	○
		7 消防水利に関する事	
		8 緊急消防援助隊、消防相互応援に関する事	
		9 消防機械器具、救急資機材の調達、修理に関する事	○
		10 関係機関、医療機関の情報収集及び連絡に関する事	
		11 災害情報の受信に関する事	
		12 消防部隊の出動指令、通信統制に関する事	
		13 通信保守に関する事	
		14 気象、水象情報に関する事	○
		15 災害状況の即報に関する事	○
		16 防火対象物、消防対象物の資料の収集に関する事	
		17 災害情報に係る報道対応及び情報提供に関する事	
		18 事務所の防火措置に関する事	
		19 危険物施設等の災害措置に関する事	
		20 防御活動阻害物質等の緊急措置に関する事	
		21 災害の調査に関する事	○
		22 公務災害に関する事	○
		23 消防職員の招集連絡、参集状況の把握、集計に関する事	○
		24 燃料等の調達支給に関する事	○
		25 受託市町との連絡及び連絡員に関する事	○
		26 報道、広報等、渉外の統括に関する事	○
		27 水防（消防）応援要請に関する事	○
		28 水防（消防）部隊編成状況の把握に関する事	○
		29 水防団（消防団）の運用に関する事	○

部	班	災害対策本部分担業務	水防本部分担業務
消防部	消防署	1 消防署隊本部の運営に関すること	○
		2 災害警戒及び防御活動に関すること	○
		3 救急及び救助活動に関すること	○
		4 地震状況等、災害状況の把握に関すること	○
		5 職員の参集状況の把握及び参集職員の配分、消防部隊の編成及び運用に関すること	○
		6 消防活動上支障となる事象の調査に関すること	○
		7 重要水防地域、急傾斜崩壊危険区域等の警戒及び巡回等に関すること	○
		8 地震時の海面及び海岸線の監視等に関すること	
		9 河川、海岸、旧家社地島の巡回、監視及び警戒防御に関すること	○
		10 防潮扉施設の措置に関すること	○
		11 人員及び資機材の輸送に関すること	○
		12 水防団（消防団）との連絡・出動等に関すること	○
		13 受託市町との連絡及び連絡員に関すること	○
		14 その他、緊急措置に関すること	○

資料 2-10 小田原市災害対策本部・水防本部動員基準

令和 6 年 7 月 1 日現在

部 局 名	部 長	副 部 長	課（室）名	課（室）長	副 課 長	主任	自然災害（水害以外）、国民保護					水 防				備 考
							準備	動員 1 号	動員 2 号	動員 3 号	総員	準備	警戒 1 号	警戒 2 号	総員	
秘書室			秘書室	秘書室長	副室長	係長	1	3	3	8	8		1	3	8	
広報広聴室			広報広聴室	広報広聴室長		係長	2	3	5	10	10		3	3	11	
企画部	企画部長		企画政策課	企画政策課長	副課長	係長		2	3	10	10				10	
		担当部長	政策調整課	政策調整課長	副課長	係長		2	3	11	11				11	
		副部長	職員課	職員課長	副課長	係長	1	1	5	16	16	1	1	5	16	育休・派遣職員等は除く
			コンプライアンス推進課	コンプライアンス推進課長	担当課長	係長				4	4				4	
			情報システム課	情報システム課長		係長		1	1	7	7				7	
総務部	総務部長		総務課	総務課長	副課長	副課長	1	4	4	13	13		1	4	13	
			財政課	財政課長	副課長	副課長		2	4	9	9				9	
			資産経営課	資産経営課長	副課長	副課長		2	4	22	22			1	22	
		担当部長	契約検査課	契約検査課長	担当課長	副課長	2	5	7	12	12				12	
		副部長	市税総務課	市税総務課長	副課長	副課長		4	8	24	24				24	
			市民税課	市民税課長	副課長	副課長		1	3	16	16				16	
			資産税課	資産税課長	副課長	係長		1	7	26	26				26	
公営事業部	公営事業部長		事業課	事業課長	係長	係長	2	2	4	8	8			1	8	
市民部	市民部長		地域政策課	地域政策課長	副課長	副課長	1	2	7	19	19	1	2	19	19	実働：避難場所運営11名、施設 4 名、本部 4 名
		担当部長	地域安全課	地域安全課長	副課長	副課長		1	4	8	8			8	8	実働：避難場所運営 6 名
		副部長	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画課長		係長		1	2	5	5			5	5	実働：避難場所運営 4 名
			戸籍住民課	戸籍住民課長	副課長	副課長		4	12	47	47			47	47	実働：避難場所運営22名 遺体対応 2 名 総合相談窓口23名
防災部	防災部長		防災対策課	防災対策課長	専門監	係長	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
文化部	文化部長		文化政策課	文化政策課長	副課長	係長	1	3	26	26	26			26	26	実働：避難場所運営 2 チーム 6 名 施設及び本部 9 名
		担当部長	生涯学習課	生涯学習課長	副課長	係長		2	20	20	20			20	20	実働：避難場所運営 2 チーム 6 名 施設及び本部 5 名
		副部長	文化財課	文化財課長	副課長	副課長		1	16	16	16			16	16	実働：避難場所運営 2 チーム 6 名 本部等 4 名
		副部長	図書館	図書館長	副館長	副館長		1	14	14	14			14	14	実働：避難場所運営 1 チーム 3 名 施設等 4 名
			スポーツ課	スポーツ課長	担当課長	係長		1	11	11	11			11	11	実働：避難場所運営 2 チーム 6 名 施設等 5 名
環境部	環境部長		環境政策課	環境政策課長	係長	係長	1	2	3	11	11				11	
			ゼロカーボン推進課	副部長（ゼロカーボン推進課事務取扱）	副課長	副課長			3	8	8				8	
			環境保護課	環境保護課長	副課長	係長		1	6	17	17				17	
			環境事業センター	環境事業センター所長	副所長	副所長	5	5	12	58	58				58	

小田原市地域防災計画
資料編

部 局 名	部 長	副 部 長	課（室）名	課（室）長	副 課 長	主任	自然災害（水害以外）、国民保護					水 防				備 考
							準備	動員 1 号	動員 2 号	動員 3 号	総員	準備	警戒 1 号	警戒 2 号	総員	
福祉健康部	福祉健康部長	副部長	福祉政策課	福祉政策課長	副課長	副課長	1	3	3	16	16		1	8	16	
			生活援護課	生活援護課長	副課長	係長		3	3	26	40			4	40	
			高齢介護課	高齢介護課長	担当課長	副課長		4	9	32	32			32	32	
			障がい福祉課	障がい福祉課長	副課長	副課長		3	11	21	21			16	21	バリアフリー型風水害避難場所 1 チーム 5 名
		担当部長・副部長	保険課	保険課長	副課長	副課長		3	5	21	30			16	30	
			健康づくり課	健康づくり課長	担当課長 2	副課長		7	7	28	32			28	32	
子ども若者部	子ども若者部長		子育て政策課	子育て政策課長	副課長	副課長	1	2	5	14	14			14	14	実働：避難場所運営 7 名 本部 4 名
			子ども若者支援課	子ども若者支援課長	副課長	係長		3	7	29	29			3	29	育休職員は除く 実働：避難場所運営 3 名 施設 7 名、本部 19 名 （保健センターで対応する保健師 14 名を含む）
		副部長	保育課	保育課長	担当課長	副課長		6	8	16	16			16	16	保育所職員は除く 実働：避難場所運営 10 名 本部 6 名
			青少年課	青少年課長		係長		2	2	6	6			6	6	実働：避難場所運営 3 名 本部 3 名
経済部	経済部長		産業政策課	産業政策課長	担当課長 2	副課長	1	2	6	12	12			2	12	
		担当部長	商業振興課	商業振興課長		係長		1	3	8	8				8	
		副部長	観光課	副部長（観光課長事務取扱）	副課長	副課長		2	2	9	9			2	9	
			農政課	農政課長	担当課長	副課長	6	11	11	21	21	6	11	11	21	
			水産海浜課	水産海浜課長	副課長	係長	2	3	4	8	8	2	3	4	8	
			小田原城総合管理事務所	小田原城総合管理事務所長	副所長 2	副所長		1	5	14	14				14	
都市部	都市部長		都市政策課	副部長（都市政策課長事務取扱）	担当課長	係長	1	3	4	14	14			1	14	
			都市計画課	都市計画課長	担当課長	副課長		2	7	14	14				14	
			地域交通課	副部長（地域交通課長事務取扱）		係長		1	2	7	7				7	
			建築指導課	建築指導課長	副課長	係長		3	6	12	12				12	
			開発審査課	開発審査課長	副課長	係長		2	4	9	9				9	
建設部	建設部長		建設政策課	副部長（建設政策課長事務取扱）	係長	係長	2	3	3	12	12		2	3	12	
			土木管理課	副部長（土木管理課長事務取扱）	副課長	係長		6	15	16	16		6	16	16	
			道路路整備課	副部長（道路整備課長事務取扱）	担当課長	副課長	10	34	34	34	34	3	30	34	34	
			みどり公園課	みどり公園課長	係長	係長		1	5	22	22			5	22	
			建築課	建築課長	副課長	副課長	2	7	7	21	21			21	21	
			出納室	会計管理者兼出納室長		係長		1	4	9	9				9	
市立病院	病院管理局長		経営管理課	経営管理課長	副課長	(病院長が別に定める。)										
			病院再整備課	副局長（病院再整備課長）	副課長											
		担当局長	医事課	医事課長	副課長											
		副局長	診療部	診療部長												
			看護部	看護部長												

2. 防災会議、災害対策本部、水防本部関係

部 局 名	部 長	副部長	課（室）名	課（室）長	副 課 長	主任	自然災害（水害以外）、国民保護					水防				備考
							準備	動員 1 号	動員 2 号	動員 3 号	総員	準備	警戒 1 号	警戒 2 号	総員	
消防本部	消防長		消防総務課	消防総務課長	副課長	(消防長が別に定める。)										
			予防課	予防課長	副課長											
			警防計画課	警防計画課長	副課長											
			救急課	救急課長	副課長											
			情報司令課	情報司令課長	担当課長											
		副消防長	小田原消防署 (消防課、警防第 1 課、警防第 2 課)	小田原消防署長	消防課長											
		副消防長			警防第1課長											
		副消防長			警防第2課長											
			足柄消防署 (消防課、警防第 1 課、警防第 2 課)	足柄消防署長	消防課長											
					警防第1課長											
					警防第2課長											
上下水道局			経営総務課	経営総務課長	副課長	副課長	6	6	14	14	14	0	0	0	14	
	上下水道局長		給排水業務課	給排水業務課長	副課長	副課長	4	4	11	11	11	0	0	0	11	
		副局長	水道整備課	副局長（水道整備課長事務取扱）	担当課長	副課長	7	11	25	25	25	0	0	0	25	
			下水道整備課	下水道整備課長	副課長	副課長	2	8	18	18	18	0	0	0	18	
			浄水管理課	浄水管理課長		係長	4	4	12	12	12	0	0	1	12	
教育委員会	教育部長	副部長	教育総務課	教育総務課長	担当課長	副課長	1	2	40	40	40	1	5	40	40	幼稚園(19人)含む。実働として、3人×3チーム9名が避難場所運営に対応する。
			保健給食課	保健給食課長	副課長	副課長		1	7	18	26		1	7	26	市費栄養士（12人）、給食センター、共同調理場含む 実働：避難場所運営3人×2チーム6名
			教育指導課（教育研究所含む）	教育指導課長	担当課長	係長		5	5	17	22		4	17	22	子ども若者教育支援センター含む。 ただし3人×2か所×2班＝12人は避難場所運営に従事。
			選挙管理委員会事務局	書記長	副書記長	係長				6	6				6	
監査事務局	監査事務局長		監査事務局	事務長	副事務長	係長				5	5				5	
			農業委員会事務局	事務長	副事務長					7	7				7	
議会局	議会局長		議会総務課	議会総務課長	担当課長	係長		1	3	11	11		1	3	11	
	部 局 長	担当部長他	担 当 課	課 長	担当課長 副 課 長	主 任	自然災害（水害以外）、国民保護					水防				人 (消防部、市立病院の職員を除く)
	20	23	82	82	76	69	78	229	525	1,102	1,142	25	83	504	1,143	

※動員数に部長・副部長及び管理監は含まない(課長事務取扱の副部長等を除く)。

資料 2-11 水防配備体制の種別及び基準

種別	配 備 事 由 等	配 備 体 制
水防 準備体制 (警戒レベ ル 2 等への 対応)	1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）のいずれかが発表されたとき。 2 酒匂川洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき。 3 水位周知河川において、氾濫注意水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 小田原市を除く神奈川県西部（西湘地域）の各市町に大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）のいずれかが発表されたとき。	関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 （平時の体制、自宅待機等）
水防警戒 1 号体制 (警戒レベ ル 3 相当情 報等への対 応)	1 小田原市に大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）のいずれかが発表されたとき。 2 酒匂川洪水予報（氾濫警戒情報）が発せられたとき。 3 水位周知河川において、避難判断水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 相模湾に津波注意報が発表されたとき。 5 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合。 6 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。	次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。 ただし、市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制（平時の体制、自宅待機等）とすることができる。 1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・橋梁等の応急対策を実施する部局 2 消防部、本部事務局及び職員動員に係る部局 3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局 ※避難場所を開設する場合は、水防警戒 2 号体制に移行する
水防警戒 2 号体制 (警戒レベ ル 3 ～ 5 発 令時又は警 戒レベル 4、5 相当 情報等への 対応)	1 小田原市に土砂災害警戒情報、高潮特別警報又は高潮警報が発表されたとき。 2 酒匂川洪水予報（氾濫危険情報）が発せられたとき。 3 水位周知河川において、氾濫危険水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 相模湾に津波警報が発表されたとき。 5 台風の進路予測等に基づき避難場所の開設等が必要な場合。 6 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。	水防警戒 1 号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員及び配備職員をもって対応する。 ただし、市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制（平時の体制、自宅待機等）とすることができる。 1 避難場所の開設準備及び開設 2 広報車等による広報及び避難誘導 3 要配慮者の対応 4 住民組織との連携 5 その他必要な部局

災害対策本部 動員 2 号 又は 動員 3 号	1 水防警戒 2 号体制を強化、拡大する必要があるとき。 2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。	水防警戒 2 号体制を強化する場合は、災害対策本部を設置し、全庁的な体制を以て災害対応に当たる。
※ 1 消防部及び福祉・医療部（市立病院）の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 ※ 2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、資料 2-10 小田原市災害対策本部・水防本部動員基準のとおりとする。 ※ 3 水防警戒 1 号体制から水防警戒 2 号体制に移行する際は、開庁時は本部事務局（防災対策課）、閉庁時は水防本部の資源管理部（職員課）が各所管に周知する。なお、水防警戒 2 号体制から災害対策本部の動員体制への移行の際も同様とし、水防本部を縮小する際は本部事務局（防災対策課）が各所管に周知する。 ※ 4 市内で震度 5 強以上の地震が発生し津波注意報、津波警報が発表された際には、災害対策本部を設置し動員 3 号体制となる。		

資料 2-12 小田原市災害初動体制規程

昭和 54 年 7 月 30 日訓令第 3 号
改正

昭和 57 年 7 月 26 日訓令第 3 号
平成 2 年 6 月 30 日訓令第 4 号
平成 8 年 2 月 19 日訓令第 1 号
平成 18 年 8 月 1 日訓令第 3 号
平成 24 年 6 月 5 日訓令第 6 号
平成 25 年 6 月 25 日訓令第 4 号
平成 26 年 3 月 31 日訓令第 1 号
平成 27 年 3 月 31 日訓令第 1 号
平成 28 年 3 月 31 日訓令第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日訓令第 4 号
平成 30 年 3 月 31 日訓令第 5 号
令和 2 年 3 月 11 日訓令 第 1 号
令和 6 年 3 月 31 日訓令第 4 号

小田原市災害初動体制規程

(趣旨)

第 1 条 小田原市域内における災害に対する職員の初動体制に関しては、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 初動体制 市長の発令の指示があったとき又は災害の発生時から市長の解除の指示があるまでの間の配備体制をいう。
- (3) 地区支部 小田原市域を分割した各地区をいう。
- (4) 地区拠点 地区支部の事務所をいう。
- (5) 孤立拠点 地区支部内に孤立するおそれのある地区（別表において「孤立地区」という。）があるため、地区拠点の連絡所として置かれる事務所をいう。

(地区支部の設置)

第 3 条 小田原市域内における災害の発生に際し、適格かつ円滑な情報の収集及び伝達、広域避難所及び風水害避難場所の開設及び運営に係る対応等による初動体制の確立を図ることを主目的として、別表のとおり地区支部を設置する。

2 地区支部の名称、地区拠点及び孤立拠点並びに地区支部に包括される自治会の区域は、別表のとおりとする。

(地区拠点及び孤立拠点における組織等)

第4条 地区拠点及び孤立拠点に配備される職員（以下「配備職員」という。）及びその数は、次のとおりとする。

（1）地区拠点 次に掲げるとおりとする。

ア 支部長 1人

イ 副支部長 1人

ウ 支部員 4人

（2）孤立拠点 状況により配備する。

2 配備職員の数は、市長が特に必要と認めるときは、増減することができるものとする。

（初動体制下における配備職員の職務）

第5条 初動体制下における配備職員の職務は、次のとおりとする。

（1）支部長

ア 業務の遂行の確保に関すること。

イ 地区拠点に参集した職員の確認、副支部長及び支部員に対する職務の指示並びに配備職員以外の職員への職務要請等に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、地区支部の活動の総括に関すること。

（2）副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときに、支部長があらかじめ定める順序に従い、その職務を代理すること。

（3）支部員

ア 情報の収集及び伝達に関すること。

イ 広域避難所の開設及び運営の補助に関すること。

ウ 風水害避難場所の開設及び運営に関すること。

エ 災害対策本部、自治会及び学校との連絡調整に関すること。

オ アからエまで掲げるもののほか、地区支部の庶務に関すること。

（配備職員の配備）

第6条 配備職員は、市長の発令の指示があったとき又は勤務時間外、休日等において、災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがあることを知ったときは、速やかにその配備に係る地区拠点に参集しなければならない。

（配備職員以外の職員で上司の指示が受けられない場合の措置）

第7条 配備職員以外の職員で、小田原市災害対策本部規程（昭和45年小田原市災害対策本部規程第1号）第6条第2項ただし書又は同条第3項の規定による指示が受けられない場合は、居住地又は近隣の地区拠点に参集するものとする。

2 前項の規定により、地区拠点に参集した職員は、指示があるまでの間、支部長からの職務要請に応じなければならない。

(平常時における配備職員の職務)

第8条 配備職員は、第5条の職務を円滑に遂行するため、平常時において訓練等を実施するほか、次の職務を行う。

(1) 支部長及び副支部長

ア 訓練等の企画及び支部員の能力の向上に関すること。

イ 広域避難所運営委員会への参加

(2) 支部員

ア 無線技術の習得に関すること。

イ 広域避難所及び風水害避難場所の開設及び運営に関する知識及び技能の向上

(配備職員の任命)

第9条 配備職員は、次に掲げる職員以外の職員のうちから市長が任命する。

(1) 災害の初動期において他の重要な職務を担うべき職員

(2) 健康上又は家庭の事情その他の理由により配慮が必要な職員

(委任)

第10条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表付表

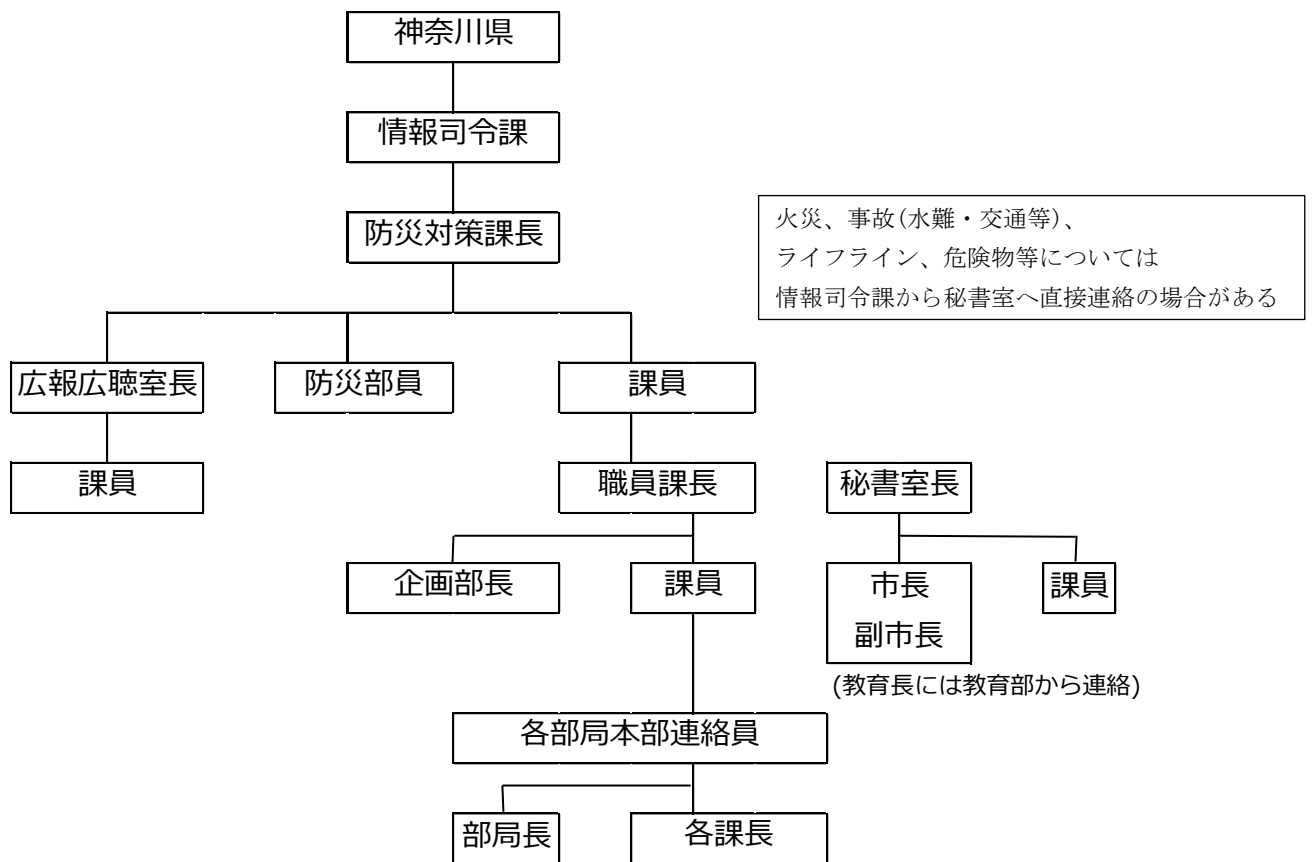
地区支部に包括される自治会名

地区支部名	地区拠点名 (孤立拠点名)	包括される自治会名
片浦小支部	片浦小学校 (石橋公民館) (米神公民館)	石橋 米神 根府川 江之浦
早川小支部	早川小学校	木地挽 みなと 西組 中組 東組
大窪小支部	大窪小学校 (サンサンヒルズ)	第58区 第59区 第60区 第61区 第62区風祭 第63区入生田 第64区
三の丸小支部	三の丸小学校	第1区 小田原駅前第2区 第3区 浦町 竹花 小田原銀座 第17区 第18区高梨町 第19区 第20区ー1 第20区ー2 青物町 第21区 第22区 第23区 第24区 第25区 第26区 第27区 第28区 第29区 第30区 第31区 第32区
新玉小支部	新玉小学校	第4区 第5区 台宿 大工町 第9区 第10区 第11区 第12区 第13区 新宿 第15区 第16区 第35区の一部
町田小支部	町田小学校	第33区 セントラルハイツ 第34区 第35区の一部 第36区 第37区
山王小支部	山王小学校	山王松原 山王西 山王東 山王70区 網一色
芦子小支部	芦子小学校	寺町 荻窪 上谷津 中谷津 下谷津 入谷津 池上 宮本の一部 小田原サニータウン
白山中支部	白山中学校	井細田1区 第43区 第44区 小田原グリーンタウン 宮本の一部 久野坂下 京福台
久野小支部	久野小学校 (環境事業センター) (和留沢公民館)	北久保 下宿 久野中宿 星山 中久野 三国 留場 坊所 欠ノ上 舟原 諏訪の原 和留沢
富水小支部	富水小学校 (久所公民館)	蓮正寺第4の一部 蓮正寺第5の一部 飯田岡本村 飯田岡若宮 飯 田岡飯中 飯田岡楠 柳新田の一部 小台の一部 池田 新屋の一部 府川 久所 仲沢 北ノ窪 穴部 穴部新田 上清水 下清水
東富水小支部	東富水小学校	蓮正寺第1 蓮正寺第2 蓮正寺第3 蓮正寺第4の一部 蓮正寺第5の一部 蛍田駅前 霞ノ瀬 狩川 蛍生会 蓮正寺住宅 よし田 蛍田中央 中曽根 飯田岡東 堀之内の一部 柳町の一部
桜井小支部	桜井小学校	寺下 高河原 河原庭 西之庭 新屋敷 浅原 東栢山中の町 東栢山学校前 東栢山城北 東栢山道下 東栢山道上 柳町の一部 西栢山の一部 弥生
報徳小支部	報徳小学校	堀之内の一部 柳新田の一部 小台の一部 新屋の一部 西栢山の一部
曾我小支部	曾我小学校	上曾我 中河原 下大井 鬼柳 曾我大沢 春木住宅 籠場住宅 花里住宅
千代小支部	千代小学校	高田別堀西 高田別堀南 高田別堀東 上千代 上原 下千代 永塚 東大友 西大友 延清
下曾我小支部	下曾我小学校	曾我原 曾我谷津 曾我岸 曾我別所 曾我神戸 曾我山岸

地区支部名	地区拠点名 (孤立拠点名)	包括される自治会名
豊川小支部	豊川小学校	飯泉 1 区 飯泉 2 区 飯泉 3 区 東成田 西成田 成和 桑原 富士見
下府中小支部	下府中小学校	中里 1 区—1 中里 1 区—2 中里 2 区 鴨宮 4 区—1 鴨宮 4 区—2 大道 国府津第 16 区
鴨宮中支部	鴨宮中学校	下堀 矢作 鴨宮 2 区 鴨宮 3 区 鴨宮 5 区
富士見小支部	富士見小学校	南鴨宮 1 区 南鴨宮 2 区 南鴨宮 3 区 鴨宮 4 区 南鴨宮 5 区 酒匂 5 区 酒匂 6 区 酒匂 7 区 酒匂 8 区の一部 酒匂 11 区 酒匂 12 区 酒匂 14 区 酒匂 16 区
酒匂小支部	酒匂小学校	酒匂 1 区 酒匂 2 区 酒匂 3 区 酒匂 4 区 酒匂 8 区の一部 酒匂 9 区 酒匂 10 区 酒匂 13 区 酒匂 15 区 酒匂 17 区 小八幡 1 区 小八幡 2 区 小八幡 3 区 小八幡 4 区 小八幡 5 区 小八幡 6 区 小八幡 8 区 小八幡 9 区 小八幡 10 区
国府津小支部	国府津小学校	国府津第 1 区 国府津第 2 区 国府津第 3 区 国府津第 4 区 国府津第 5 区 国府津第 6 区 国府津第 7 区 国府津第 8 区 国府津第 9 区 国府津第 10 区 国府津第 11 区 国府津第 12 区 国府津第 15 区 国府津第 18 区 国府津第 19 区
前羽小支部	前羽小学校	西 中宿 向原 町屋 押切 羽根尾
下中小支部	下中小学校 (沼代公民館) (橘団地公民館)	中村原第 1 区 中村原第 2 区 中村原第 3 区 中村原住宅 中村原第 6 区 中村原第 7 区 小船第 1 区 小船第 2 区 山西 小竹下 小竹打越 小竹坂呂 小竹脇 明沢 沼代 上町 橘団地一般住宅 さつきが丘 湘南橘台住宅 若葉台

(注) 自治会名に 印を付されたものは、孤立地区の区域に含まれる自治会を示す。

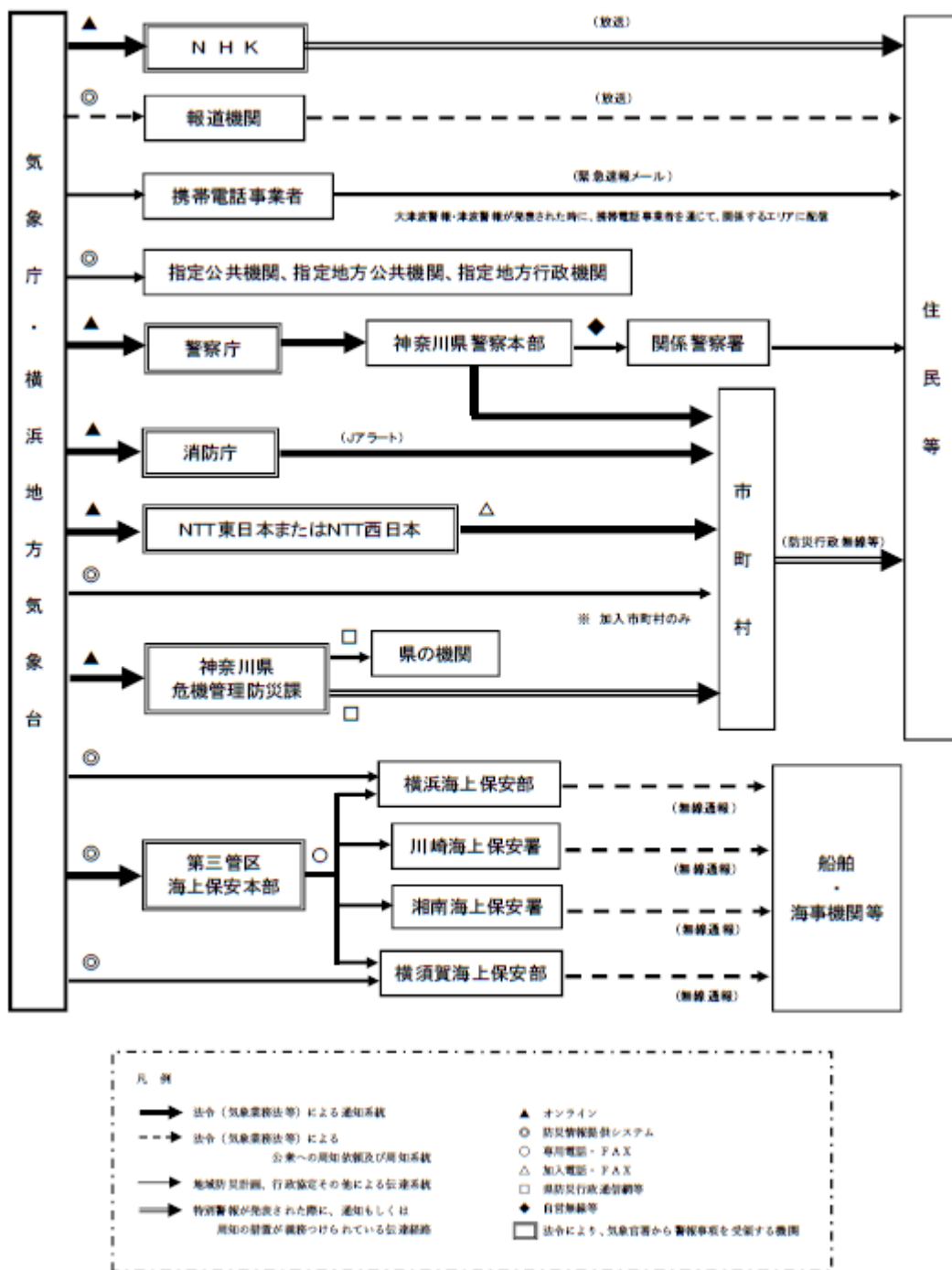
資料 2-13 勤務時間外における職員伝達系統図



地震・風水害用

※箱根火山災害については別で定める

資料 3-1 地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図



出典：神奈川県地域防災計画－地震災害対策マニュアル・資料 第4章資料4－1－(3)－（令和5年4月）

資料 3-2 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

平成21年3月31日改定

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。（ガスを使用していない場合は、遮断しない。） さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうえ、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

参考：気象庁震度階級の解説（平成21年3月）気象庁

資料 3-3 気象観測機器等一覧表

1 気象観測機器

(令和 4 年 4 月 1 日)

種 別 設置場所	平 均 風 速	瞬 間 風 位 計 測	風 向 計	雨 量 計	気 圧 計	乾 湿 計	温 度 計	最低 最高 気温 温度 計
消 防 本 部	1	1	1	1	1	1	1	1
南 町 分 署	1	1	1	1	1	1	1	1
足 柄 署	1	1	1	1	1	1	1	1
市 役 所	1 環		1 環				1 環	
計	4	3	4	3	3	3	4	3

環：環境保護課

2 地震計設置

設 置 場 所		本庁 消防本部	南町分署	荻窪 出張所	栢山 出張所
市役所	地震計	1			
	簡易地震計	1 (3F)			
消防	地震計	1			
	簡易地震計		1	1	1

資料 3-4 気象警報等の定義

種 別	定 義
特 別 警 報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。
警 報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
注 意 報	災害が起こるおそれのある場合にその旨を注意して行う予報。
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
情 報	台風・大雨その他の異常現象について、その実況や推移を説明するもの。

資料 3-5 特別警報・警報・注意報の発表区域

表 発表区域

発表区域	解 説
一次細分区域	府県の天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。
二次細分区域	警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする。
市町村等をまとめた地域	二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

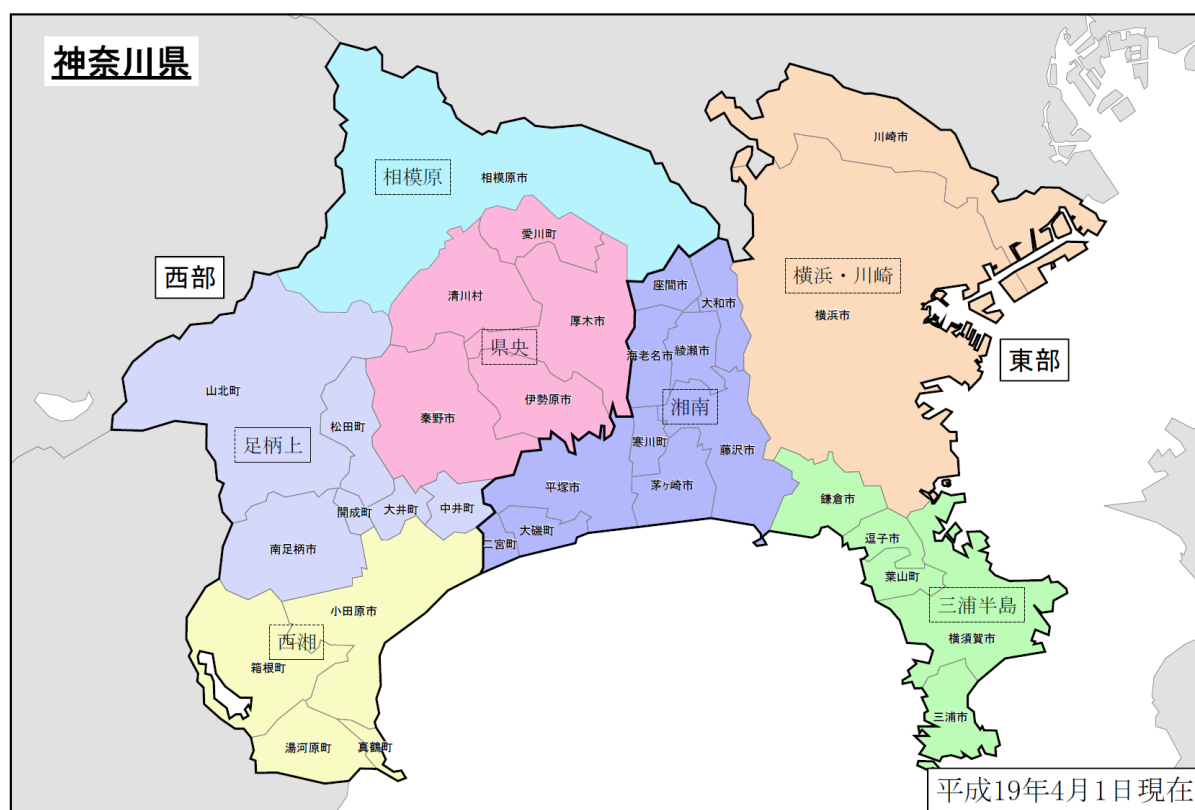


図 警報・注意報の発表区域図（神奈川県）

出典：気象庁ホームページ 警報・注意報や天気予報の発表区域（神奈川県）

資料 3-6 特別警報の発表基準

表 1 気象等に関する特別警報の発表基準

令和 6 年 4 月 1 日現在

現象の種類	基 準		発表条件
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想されるとき	台風等を 要因とする 特別警報の指標
高 潮		高潮になると予想される場合	
波 浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標

1 雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)

(1) 大雨特別警報(浸水害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

激しい雨※:1 時間に概ね 30mm 以上の雨

(2) 大雨特別警報(土砂災害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(1 時間に概ね 30mm 以上の雨)がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。

2 台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

3 雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

表2 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

令和6年4月1日現在

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置づける）

資料 3-7 警報・注意報の種類及び発表基準（津波に関するものを除く）

表 警報・注意報発表基準一覧表（小田原市）

令和 6 年 5 月 23 日現在

小田原市	府県予報区	神奈川県			
	一次細分区域	西部			
	市町村等をまとめた地域	西湖			
警報	大雨	(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	25 119	
	洪水		流域雨量指数基準	狩川流域=24.4, 仙了川流域=4.9, 洞川流域=7.7, 要定川流域=7.8, 中村川流域=13.1, 森戸川流域=10.1, 山王川流域=11.7, 早川流域=28.8, 酒匂堰流域=6.7, 坊所川流域=8.1	
			複合基準 ^{*1}	仙了川流域=(12, 4.4), 山王川流域=(12, 11.7)	
			指定河川洪水予報 による基準	酒匂川[松田・富士道橋]	
			暴風	平均風速	陸上 海上
	暴風雪	平均風速	陸上 海上	25m/s 雪を伴う 25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	山地 平地	12時間降雪の深さ30cm 12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	5.0m		
	高潮	潮位	1.3m ^{**2}		
	注意報	大雨		表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	15 88
洪水			流域雨量指数基準	狩川流域=19.5, 仙了川流域=3.9, 洞川流域=6.1, 要定川流域=6.2, 中村川流域=10.4, 森戸川流域=8, 山王川流域=9.3, 早川流域=23, 酒匂堰流域=5.3, 坊所川流域=6.4	
			複合基準 ^{*1}	仙了川流域=(7, 3.9), 洞川流域=(7, 6.1), 山王川流域=(12, 9.3)	
			指定河川洪水予報 による基準	酒匂川[富士道橋]	
			強風	平均風速	陸上 海上
風雪		平均風速	陸上 海上	12m/s 雪を伴う 12m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	山地 平地	12時間降雪の深さ10cm 12時間降雪の深さ5cm	
波浪		有義波高	2.5m		
高潮		潮位	1.1m		
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪					
濃霧		視程	陸上 海上	100m 500m	
乾燥		最小湿度35%実効湿度55%			
なだれ					
低温		夏期:最低気温16℃以下が数日継続 冬期:最低気温-5℃以下			
霜		最低気温4℃以下 晩霜期			
著水・着雪		著しい著水(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{**2} 神奈川県が定める基準水位観測所(小田原)における高潮特別警戒水位(1.20m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

出典：気象庁ホームページ

資料 3-8 津波に関する情報の種類及び発表基準

津波警報・注意報の種類

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表	巨大地震の場合の表現		
大津波警報	10m 超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

津波情報の種類

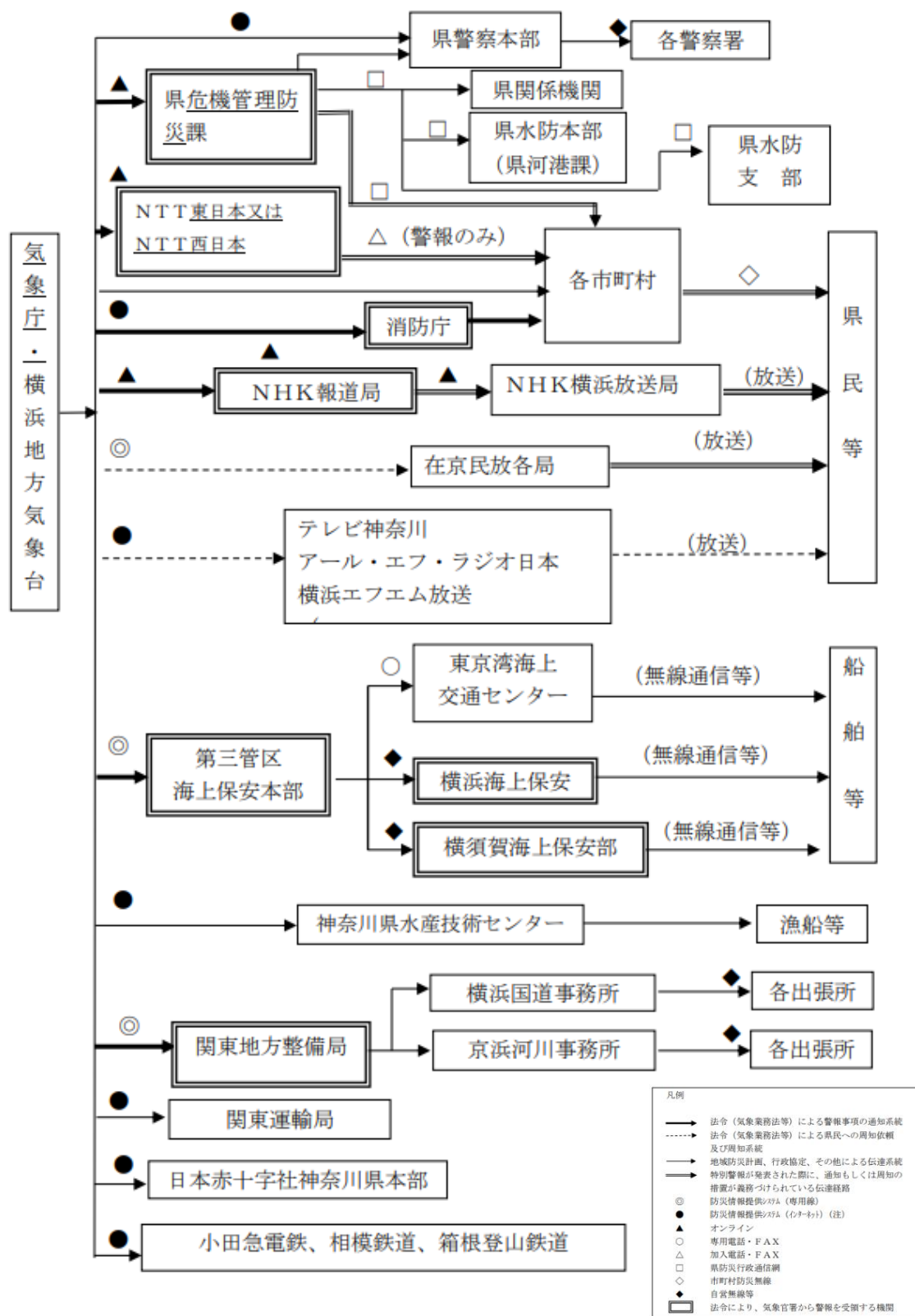
種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

津波予報

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

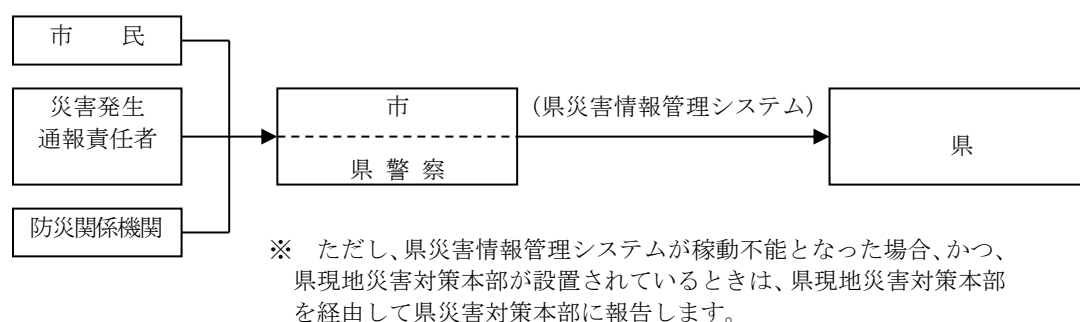
出典：気象庁ホームページ

資料 3-9 特別警報・警報・注意報の伝達系統図



出典：神奈川県地域防災計画－風水害等災害対策計画－（令和 5 年 11 月）

資料 3-10 被害状況等報告系統図



資料 3-11 被害の分類認定基準

被害状況を報告する際の人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

- 1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。
 - (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
 - (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
 - (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1か月以上で治療を要する見込みのものとする。
 - (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
- 2 住家被害
 - (1) 内閣府の示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に定める基準による。
 - (2) 判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない(一部破損)」の6区分とする。ただし、その取扱いについて内閣府から別途通知がある場合は、その例による。
- 3 その他
 - (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
 - (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
 - (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の埋没」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
 - (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
 - (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
 - (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川・運河等の上に架設された橋長2メートル以上のものをいう。
 - (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
 - (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
 - (9) 「漁港」とは、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設（外郭施設、係留施設、水域施設）又は機能施設（輸送施設等）とする。
 - (10) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
 - (11) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

- (12) 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方メートルを超えられるものは報告するものとする。
- (13) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (14) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (17) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (18) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (19) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (20) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同住宅を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (21) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
- (22) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に伴う火災発生件数とする。

4 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等被害とする。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・魚貝・漁船等の被害とする。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

5 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

出典：災害救助事務取扱要領
参考：災害に係る住家の被害認定基準運用指針

資料 3-12 消防庁への報告先

○ 消防庁への報告先

- (N T T回線) 電話 03-5253-7527 (平日 9:30~18:15)
03-5253-7777 (上記以外)
FAX 03-5253-7537 (平日 9:30~18:15)
03-5253-7553 (上記以外)
- (消防防災無線) 電話 7-90-49013 (平日 9:30~18:15)
7-90-49101~2 (上記以外)
FAX 7-90-49033 (平日 9:30~18:15)
7-90-49036 (上記以外)
- (地域衛星通信ネットワーク)
電話 9-048-500-90-49013 (平日 9:30~18:15)
9-048-500-90-49101~2 (上記以外)
FAX 9-048-500-90-49033 (平日 9:30~18:15)
9-048-500-90-49036 (上記以外)

○ 消防庁災害対策本部等連絡先

- (N T T回線) 電話 03-5253-7510 (長官・参謀室)
FAX 03-5253-7553 (宿直室)
- (消防防災無線) 電話 90-49101~49102
FAX 90-49036
- (地域衛星通信ネットワーク)
電話 9-048-500-90-49101~49102
FAX 9-048-500-90-49036
- (中央防災無線) 5017 (兼応急対策室) 5041 (FAX)

出典：神奈川県地域防災計画－地震災害対策計画－（令和 5 年 11 月）

資料 3-13 小田原市広報施設等現有状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 小田原市防災行政無線（固定系）の整備状況

親局（消防本部）	1 局
第 2 親局（本庁舎敷地内）	1 局
遠隔制御器（本庁舎 3 階）	1 局
子局（市内一円）	2 2 6 局
戸別受信機	5 1 8 機
中継局（国府津山）	1 局
再送信子局（ヒルトン小田原リゾート&スパ）	1 局

2 広報車両保有状況

(1) 市役所

内訳

ア 業務用車両	1 1 9 台
イ ゴミ収集車両	2 1 台

(2) 消防関係

ア 消防本部（署）	1 2 2 台（うち、消防団 5 4 台）

資料 3-14 防災行政無線

令和 6 年 4 月 1 日現在

1 固定系設備

固定局 60MHz 帯
空中線電力 0.05W

機器の種類	設置場所	数 量
親局	小田原市消防本部	1 局
第 2 親局	小田原市役所本庁舎敷地内	1 局
遠隔制御器	小田原市役所本庁舎 3 階	1 局
子局	市内一円	226 局
中継局	小田原市国府津上町地内	1 局
再送信子局	ヒルトン小田原リゾート&スパ	1 局

※令和 4 年度に戸別受信機の代替として、タブレットを設置(自治会長 250 台、公共施設等 199 台 合計 449 台)

2 移動系設備

MCA無線 800MHz 帯

機 器 の 種 類	台 数
半 固 定 局	6
車 載 局	1
携 帯 局	148

MCA無線配備状況一覧表

配備場所	設置台数 (台)	型式	個別番号
防 災 情 報 処 理 室	6	可搬型	1～6
防 災 車	1	車載型	7
防 災 対 策 課	3	携帯型	8, 13, 129
医 師 会	1	携帯型	9
歯 科 医 師 会	1	携帯型	10
薬 剤 師 会	1	携帯型	11
柔 道 整 復 師 会	1	携帯型	12
三 の 丸 小 学 校	1	携帯型	14
新 玉 小 学 校	1	携帯型	15
足 柄 小 学 校	1	携帯型	16
芦 子 小 学 校	1	携帯型	17
大 窪 小 学 校	1	携帯型	18
早 川 小 学 校	1	携帯型	19
山 王 小 学 校	1	携帯型	20
久 野 小 学 校	1	携帯型	21
富 水 小 学 校	1	携帯型	22
町 田 小 学 校	1	携帯型	23
下 府 中 小 学 校	1	携帯型	24
桜 井 小 学 校	1	携帯型	25
千 代 小 学 校	1	携帯型	26
下 曾 我 小 学 校	1	携帯型	27
国 府 津 小 学 校	1	携帯型	28
酒 匂 小 学 校	1	携帯型	29

配備場所	設置台数（台）	型式	個別番号
片 浦 小 学 校	1	携帯型	30
曾 我 小 学 校	1	携帯型	31
東 富 水 小 学 校	1	携帯型	32
前 羽 小 学 校	1	携帯型	33
下 中 小 学 校	1	携帯型	34
矢 作 小 学 校	1	携帯型	35
報 徳 小 学 校	1	携帯型	36
豊 川 小 学 校	1	携帯型	37
富 士 見 小 学 校	1	携帯型	38
城 山 中 学 校	1	携帯型	39
白 鷗 中 学 校	1	携帯型	40
白 山 中 学 校	1	携帯型	41
城 南 中 学 校	1	携帯型	42
鴨 宮 中 学 校	1	携帯型	43
国 府 津 中 学 校	1	携帯型	44
酒 匂 中 学 校	1	携帯型	45
泉 中 学 校	1	携帯型	47
橘 中 学 校	1	携帯型	48
城 北 中 学 校	1	携帯型	49
千 代 中 学 校	1	携帯型	50
石 橋 公 民 館	1	携帯型	51
米 神 公 民 館	1	携帯型	52
江 之 浦 公 民 館	1	携帯型	53
サンサンヒルズ	1	携帯型	54
環境事業センター	2	携帯型	55. 56
和 留 沢 公 民 館	1	携帯型	57
久 所 公 民 館	1	携帯型	58
橘 団 地 公 民 館	1	携帯型	59
沼 代 公 民 館	1	携帯型	60
総 務 課	2	携帯型	61. 62
産 業 政 策 課	2	携帯型	63. 64
建 設 政 策 課	2	携帯型	65. 66
都 市 政 策 課	2	携帯型	67. 68
根 府 川 公 民 館	1	携帯型	69
下 水 道 整 備 課	1	携帯型	70
環 境 政 策 課	2	携帯型	71. 72
情 報 司 令 課	1	携帯型	73
地 域 政 策 課	3	携帯型	74～76
福 祉 政 策 課	2	携帯型	77. 78
教 育 総 務 課	3	携帯型	79～81
文 化 政 策 課	2	携帯型	82. 83
子 育 て 政 策 課	2	携帯型	84. 85
企 画 政 策 課	2	携帯型	86. 87
経 営 管 理 課	2	携帯型	88. 89
経 営 総 務 課	1	携帯型	90
監 査 事 務 局	2	携帯型	91. 92
事 業 課	1	携帯型	93
議 会 総 務 課	2	携帯型	94. 95
秘 書 室	4	携帯型	96～99
建築指導課（応急危険度判定用）	3	携帯型	100、113、114
川東タウンセンターマロニエ	1	携帯型	101

小田原市地域防災計画
資料編

配備場所	設置台数（台）	型式	個別番号
城北タウンセンターいずみ	1	携帯型	102
橘タウンセンターこゆるぎ	1	携帯型	103
三 の 丸 ホ ー ル	1	携帯型	104
アークロード市民窓口	1	携帯型	105
梅 の 里 セ ン タ ー	1	携帯型	106
尊 徳 記 念 館	1	携帯型	107
国 府 津 学 習 館	1	携帯型	108
中央図書館（かもめ）	1	携帯型	109
小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ（スポーツ課）	1	携帯型	110
保健センター（健康づくり課）	1	携帯型	111
豊 川 保 育 園	1	携帯型	112
城 址 公 園	1	携帯型	115
青 果 市 場	1	携帯型	116
水 産 海 浜 課	1	携帯型	117
下水道管理センター	1	携帯型	118
学校給食センター	1	携帯型	119
資産経営課（車両）	8	携帯型	120～127
避難所運営委員長（報徳小）	1	携帯型	128
緑地区自治会連合会	1	携帯型	130
新玉地区自治会連合会	1	携帯型	131
万年地区自治会連合会	1	携帯型	132
幸地区自治会連合会	1	携帯型	133
十字地区自治会連合会	1	携帯型	134
足柄地区自治会連合会	1	携帯型	135
芦子地区自治会連合会	1	携帯型	136
二川地区自治会連合会	1	携帯型	137
東富水地区自治会連合会	1	携帯型	138
富水地区自治会連合会	1	携帯型	139
久野地区自治会連合会	1	携帯型	140
大窪地区自治会連合会	1	携帯型	141
早川地区自治会連合会	1	携帯型	142
山王網一色地区自治会連合会	1	携帯型	143
下府中地区自治会連合会	1	携帯型	144
富士見地区自治会連合会	1	携帯型	145
桜井地区自治会連合会	1	携帯型	146
豊川地区自治会連合会	1	携帯型	147
上府中地区自治会連合会	1	携帯型	148
下曾我地区自治会連合会	1	携帯型	149
国府津地区自治会連合会	1	携帯型	150
酒匂・小八幡地区自治会連合会	1	携帯型	151
片浦地区自治会連合会	1	携帯型	152
曾我地区自治会連合会	1	携帯型	153
前羽地区自治会連合会	1	携帯型	154
橘北地区自治会連合会	1	携帯型	155
計	155		

資料 3-15 水道無線電話装置配備状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

	呼出・名称	基地局	移動局		所属	無線機形式
			車載	携帯		
デジタル	すいどう 1			○	経営総務課	E K-6175 A
	〃 2			○	給排水業務課	E K-6175 A
	〃 3			○		E K-6175 A
	〃 4			○	下水道整備課	E K-6175 A
	〃 5			○	経営総務課	E K-6175 A
	〃 6			○		E K-6175 A
	〃 7			○	下水道整備課	E K-6175 A
	〃 8			○	水道整備課	E K-6175 A
	〃 9			○		E K-6175 A
	〃 10			○		E K-6175 A
	〃 11			○		E K-6175 A
	〃 12			○	下水道整備課	E K-6175 A
	〃 13			○		E K-6175 A
	〃 14			○		E K-6175 A
	〃 15			○	水道整備課	E K-6175 A
	〃 16			○		E K-6175 A
	〃 17			○		E K-6175 A
	〃 18			○		E K-6175 A
	〃 19			○		E K-6175 A
	〃 20			○		E K-6175 A
	〃 21			○		E K-6175 A
	〃 22			○	浄水管理課	E K-6175 A
	〃 23			○		E K-6175 A
	〃 24			○		E K-6175 A
	〃 25			○		E K-6175 A
	〃 26			○		E K-6175 A
	〃 27			○		E K-6175 A
	〃 28			○	経営総務課	E K-6175 A
	〃 29			○	給排水業務課	E K-6175 A
	〃 30			○	下水道整備課	E K-6175 A

資料 3-16 県防災行政通信網設備一覧表（小田原市）

設置機器項目			設置個数	
			市	消防
有線系	アクセスポイント		2	
	スマートフォン（庁内用）	SHARP SH-M20	2	
	閉域スマートフォン（庁内外用）	SHARP SH-M20	1	1
	IP 電話機	Cisco IP Phone7841		3
衛星系	衛星アンテナ		1	
受令 （通信網情報 表示端末）	本体処理部	NEC プラットフォームズ PFO-200-00096U1	1	1
	タッチパネルディスプレイ	EIZO DuraVision FDF2182WT-TBK/-TGY	1	1
	キーボード マウス	バッファロー BSKBU14BK バッファロー BSMBU300BK	1	1
	Web カメラ	Anker PowerConfC300	1	1
	スピーカーフォン	IO データ USB-SPPHL	1	1
	ネットワーク表示灯（警告灯）	アイエスエイ DN-1550PX-N3LCBN	1	1
Web 会議 モニター	本体処理部	NEC プラットフォームズ PFO-200-00096U1	1	
	キーボード・マウス	サンワサプライ SKB-WL34SETBK	1	
	ディスプレイ	NEC LCD-M431	1	
	キャスター付きスタンド	ケイアイシー KDS-PE550	1	
	Web カメラ	Anker PowerConfC300	1	
	スピーカーフォン	IO データ USB-SPPHL	1	
情報 BOX	情報 BOX		1	1
複合機	複合機	Brother MFC-J454N	1	1

資料 3-17 小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設

令和 6 年 4 月 1 日現在

名 称	呼出符号	設置場所	設置数	出 力	周波数	備 考
小田原市役所 アマチュア無線クラブ	JRIYQH	小田原市役所	2 台	20W	144MHz	固定型
			4 台	5W	144MHz	携帯型
			2 台	20W	430MHz	固定型
			2 台	5W	430MHz	携帯型

資料 4-1 緊急輸送道路（県指定）

確保順位	路線名
第 1 次路線	国道 1 号 国道 1 号(小田原箱根道路) 国道 1 号(西湘バイパス) 国道 135 号 国道 135 号(真鶴道路) 国道 255 号 国道 271 号(小田原厚木道路) 県道 72 号(松田国府津) 県道 73 号(小田原停車場) 県道 74 号(小田原山北：県道 720 号交点～南足柄市境) 県道 720 号(怒田開成小田原：県道 74 号交点～国道 255 号交点（井細田中央）) 市道 0086(県道 720 号：怒田開成小田原交点（井細田中央）～国道 255 号交点（寺町）) 東側臨港道路(国道 135 号交点～南側臨港道路交点（共同冷蔵前）) 南側臨港道路(東側臨港道路交点（共同冷蔵前）～耐震岸壁)
第 2 次路線	県道 709 号(中井羽根尾) 県道 711 号(小田原松田) 県道 717 号(沼田国府津) 県道 719 号(鴨ノ宮停車場：国道 1 号交点～県道 720 号交点) 県道 720 号（怒田開成小田原：国道 255 号交点～県道 719 号交点、 県道 74 号交点～県道 717 号（バイパス）交点） 県道 740 号（小田原湯河原） 市道 0085（国道 1 号交点～県道 720 号交点） 市道 0077（県道 709 号[中井羽根尾]交点（小田原市中村原）～市道 0077、 市道 5263 交点） 市道 5263（市道 0077 交点～市道 5264 交点）

出典：神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－（令和 4 年 3 月）を基に修正

資料 4-2 緊急輸送道路補完道路（市指定）

第 1 次路線（幹線道路）（一般市道）（認定外道路）

路線名	区 間
＜片浦～早川方面＞	
市道 0024	国道 135 号早川交差点～風祭橋～風祭・国道 1 号東風祭交差点
市道 1012	県道 740 号小田原湯河原（根府川）～片浦小学校
市道 0019～市道 1072～市道 1065	市道 0024（早川小学校）～市道 0019～市道 1072～市道 1065（早川小学校）
市道 1087	県道 740 号小田原湯河原線～オレンジ橋
＜市中央部～板橋＞	
市道 0006～市道 0028	県道小田原山北城山競技場入口交差点～城山陸上競技場～城山庭球場駐車場～相洋高校・市道 0028（市道 0087 交点）
市道 0008～市道 2295	市道 0008（国道 255 号～芦子小学校）～市道 2295（扇町一丁目・市道 0008～市道 0031 足柄小学校前）
市道 0010	市道 0010（国道 1 号新宿交差点～新玉小学校）
市道 2246～市道 2111	市道 2246（県道怒田開成小田原小田原大橋交番前交差点～町田小学校北側）～市道 2111（町田小学校）
市道 0015	国道 1 号国際通り交差点～国道 255 号広小路交差点
市道 0026	国道 1 号板橋見附交差点～国道 1 号上板橋交差点
市道 0027～市道 2377～市道 2544	市道 0027（香林寺入口～市道 2377）～市道 2377～市道 2544（大窪小学校入口～大窪小学校）
市道 0029～市道 2508	市道 0029（県道小田原山北）小田原税務署西交差点 ～関東学院大学入口～市道 2508（関東学院大学） └ ～小田原厚木道路荻窪 IC
市道 0084	国道 255 号寺町交差点～市役所けやき通り～県道小田原山北小田原警察署入口交差点
市道 0009	国道 255 号飯泉橋西側交差点～県道怒田開成小田原扇町六丁目交差点
市道 0031	国道 255 号線井細田交差点～足柄小学校～県道小田原山北久野川際交差点
市道 2030	国道 1 号御幸の浜交差点～御幸の浜海岸
市道 2086～市道 2083～市道 2125	市道 2086（市道 0085 交差点部～下水道管理センター入口）～市道 2083（下水道管理センター入口～今井公民館前）～市道 2125（今井公民館前～酒匂川スポーツ広場）
市道 2082～市道 2080	国道 1 号土木センター入口～山王小学校
市道 0087	国道 1 号箱根口交差点～三の丸小学校～青橋
市道 0018	国道 1 号早川口～旧奈良屋旅館前～小田原漁港
* 県道 74 号（小田原山北）	城山中学校入口交差点～久野川橋際交差点
＜荻窪～久野～風祭方面＞	
市道 0032～市道 0036～市道 0039 ほか 1 路線	┐＜市道 2443＞～久野小学校 市道 0032（県道小田原山北久野交差点～久野小学校入口～市道 0036 交差点部）～市道 0036（市道 0032 交差点部～斎場入口～市道 0039 交差点部・西部ポリマ化成前）～市道 0039（市道 0036 交差点部・西部ポリマ化成前～環境事業センター～フラワーガーデン～県道小田原山北飯田岡交差点～富水小学校～城北タウンセンターいずみ～県道怒田開成小田原）
市道 2516	市道 2516（国道 1 号地球博物館前交差点～地球博物館）
* 県道 74 号（小田原山北）	久野川橋際交差点～上多古交差点
＜桜井～富水方面＞	

路線名	区 間
市道 0045 ほか 1 路線	└─ <市道 3106>～報徳小学校 県道沼田国府津（押新田）～報徳小学校～栢山・市道 0046
市道 3101	県道栢山停車場曾我栢山～城北工業高校
市道 3161～市道 3047～市道 3159 ほか 1 路線	└─ <市道 3046>～東富水小学校 市道 3161（県道沼田国府津小田原アリーナ入口交差点）～市道 3047～市道 3159 （小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ）
* 県道 714 号（栢山停車場曾我）	県道怒田開成小田原栢山神社入口交差点～報徳橋～市道 0065 鬼柳交差点
* 県道 715 号（栢山停車場塚原）	県道怒田開成小田原（栢山）～桜井小学校～栢山（南足柄市境）
市道 0092	県道小田原松田桑原住宅入口交差点～富士道橋（酒匂川）～県道怒田開成小田原堀之内交差点
* 県道 717 号（沼田国府津）	堀之内交差点～沼田交差点（南足柄市境）
* 県道 720 号（怒田開成小田原）	県道沼田国府津（蓮正寺）～栢山神社入口交差点～曾比（開成町境）
<下府中～酒匂～国府津方面>	
市道 0051～市道 4188	└─ <市道 4188>～下府中小学校 市道 0051（国道 255 号飯泉交差点～下府中小学校入口～県道松田国府津）
市道 0048～市道 4119	国道 1 号酒匂橋東側交差点～酒匂川左岸サイクリング場（ヘリポート）～小田原大橋（小田原大橋東側交差点） └─ <市道 4119>～県立西湘地区体育センター～流域下水道整備事務所酒匂出張所～県道鴨宮停車場線
市道 0053～市道 4106	市道 0053（県道鴨宮停車場下新田交差点～富士見小学校入口交差点～市道 0059 印刷局西交差点） └─ <市道 4106>～富士見小学校
市道 0059 ほか 1 路線	国道 1 号酒匂県営住宅入口交差点～打越跨線橋～市道 0051 交差点～高田浄水場～県道松田国府津 └─ <市道 4546>下曾我小学校
市道 4070	国道 1 号印刷局入口交差点～独立行政法人国立印刷局小田原工場
市道 4326	市道 0093 川東タウンセンター入口交差点～川東タウンセンター西側～中里（市道 0051 下府中小学校前交差点）
市道 0052	市道 0052 鴨宮中入口交差点～鴨宮中学校
国道 1 号～認定外道路	国道 1 号連歌橋交差点～西湘バイパス酒匂 IC 進入路経由～酒匂川左岸河川海上輸送路ストックヤード
市道 0089～市道 0090	国府津小入口交差点～国府津小学校～市道 0059 高田入口交差点
市道 0056	市道 0053 西酒匂交差点～保健センター
市道 4279	国道 1 号親木橋交差点～横浜国道事務所小田原出張所
* 県道 718 号（鴨宮停車場矢作）	矢作交差点（市道 0093）～石神交差点（県道沼田国府津）
市道 0093	高田入口交差点（市道 0059）～矢作交差点（県道鴨宮停車場矢作）
<豊川～上府中～下曾我～曾我方面>	
市道 0068	市道 0068（国道 255 号桑原交差点～上府中公園～県道松田国府津中河原交差点）
市道 0066～市道 4512～市道 4513	市道 0066（国道 255 号下大井交差点～曾我支所）～市道 4512（曾我支所～曾我小学校）～市道 4513（曾我大沢公民館）～県道松田国府津交点
市道 0067	市道 0068 曾我岸交差点～西大友出張所
* 県道 711 号（小田原松田）	国道 255 号飯泉橋東交差点～豊川小学校～県道沼田国府津豊川支所前交差点
* 県道 716 号（成田下曾我停車場）	国道 255 号成田交差点～千代小学校～千代交差点～JR 下曾我駅～県道松田国府津下曾我駐在所前交差点

小田原市地域防災計画
資料編

路線名	区 間
＜橋方面＞	
市道 0074～市道 5019	市道 0074（国道 1 号前羽小学校前交差点）～市道 5019（前羽小学校）
市道 0076	県道中井羽根尾（中村原）～中村原理立処分場
市道 5244～市道 5094	市道 5244（県道中井羽根尾交点）～市道 5094（下中小学校）
市道 5061～市道 5264～市道 5265	市道 5061（県道中井羽根尾交差点～塔台川）～市道 5264（塔台川～調整池） ～市道 5265（調整池～橋タウンセンターこゆるぎ）
合計 （45 経路・74 路線）	延長 52,110m

第 2 次路線（幹線市道）（一般市道）（認定外道路）

路線名	区 間
＜片浦～早川方面＞	
市道 0021～認定外道路	市道 0021（国道 135 号交点）～認定外道路～米神配水池
市道 0021～認定外道路	市道 0021（国道 135 号交点）～認定外道路～石橋配水池
＜市中央部～板橋＞	
市道 0014	市道 2216 お城通り交差点～国道 255 号栄町一丁目交差点
市道 0005～市道 0083	市道 0005（国道 255 号竹の花交差点～小田原駅西口交差点）～市道 0083（小田原駅西口交差点～県道小田原山北）
市道 2326	市道 2326（市道 0006 交点）～小峰配水池
市道 2377～市道 0027～市道 0028 ～認定外道路	市道 2377（市道 2544 交点）～市道 0027～市道 0028～認定外道路～水之尾配水池
＜荻窪～久野～風祭方面＞	
市道 2438～認定外道路	市道 2438（市道 0036 交点～認定外道路～諏訪原配水池）
市道 0036	市道 0036（県道小田原山北交点（山神神社）～久野配水池）
市道 0036～認定外道路	市道 0036（市道 0036 交点～認定外道路～新久野配水池）
＜桜井～富水方面＞	
市道 0041～市道 0046	市道 0041（県道栢山停車場塚原西栢山入口交差点）～市道 0046（県道怒田開成小田原東栢山交差点）
市道 3001	市道 3001（狩川～第 2 水源地）
＜下府中～酒匂～国府津方面＞	
市道 0057～市道 0058	市道 0057（JR 鴨宮駅ロータリー～市道 0059 西湘高校入口交差点）～市道 0058（下菊川・市道 0057～市道 0051 美濃里橋交差点）
市道 0048	市道 0048（国道 255 号交点～広域水道企業団飯泉取水管理事務所）
＜豊川～上府中～下曾我～曾我方面＞	
市道 0065	国道 255 号下大井交差点～県道栢山停車場曾我報徳橋東側交差点
市道 0092	国道 255 号桑原交差点～県道小田原松田桑原住宅入口交差点
市道 4616	県道沼田国府津富士見大橋東側交差点～第 3 水源地
市道 4423	県道松田国府津中河原交差点～中河原配水池
合計 （17 経路・25 路線）	延長 11,250m

（注記）＊印は、県が管理する道路。

小田原市が定める緊急輸送道路補完道路総括表（＊印を除く）

	経路数	市道数	距離（m）
第 1 次確保路線	45	74	52,583
第 2 次確保路線	17	25	11,250
計	62	96	63,360

資料 4-3 小田原市管理車両一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

	普通貨物	普通乗用	小型貨物		小型乗用	特殊	緊急	登録特殊		未登録特殊		軽自動車		原付	総計
			トラック	バン				大型	小型	大型	小型	貨物車	乗用車		
資産経営課	1	4	1	1	1							47	7	3	65
地域政策課												1			1
防災対策課							1				1				2
文化政策課												1			1
生涯学習課												2			2
図書館												3			3
スポーツ課			2							1		3	1		7
環境政策課		1													1
環境保護課	2		1	1								3			7
環境事業センター	4		4	1	1	18		1	1	5	2	3			40
健康づくり課				1								6			7
子ども若者支援課												4			4
農政課												3			3
道水路整備課	1		6	2		1		2	1		2				15
みどり公園課			3								1	2			6
建築課												1			1
消防課							51								51
教育総務課												1			1
保健給食課												1			1
教育指導課												3			3
農業委員会事務局												1			1
議会総務課		1													1
一般会計合計	8	6	17	6	2	19	52	3	2	6	6	85	8	3	223
事業課					1							2			3
水産海浜課				1								1			2
小田原城管理事務所				1								3			4
消防総務課							2								2
警防計画課		1			2		63					2		12	80
特別会計合計	0	1	0	2	3	0	65	0	0	0	0	8	0	12	91
経営管理課		1					1					1			3
経営総務課		1				2						5		1	9
給排水業務課												2			2
水道整備課	2			4		2						2			10
下水道整備課			1	2								4			7
浄水管理課			1	1				1				3			6
企業会計合計	2	2	2	7	0	4	1	1	0	0	0	17	0	1	37
合計	10	9	19	15	5	23	118	4	2	6	6	110	8	16	351

資料 4-4 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

No	地区	名 称	所 在 地
1	川西	城山陸上競技場	城山 2-29-1
2		酒匂川スポーツ広場	寿町 5-22-29
3		県立小田原城北工業高校 グラウンド	栢山 200
4		ヒルトン小田原リゾート&スパ	根府川 583-1
5		(株) 鈴廣蒲鉾本店 第一駐車場	風祭 245
6	川東	上府中公園	東大友 113
7		日本新薬(株) 小田原総合製剤工場 南側グラウンド	桑原 676-1
8		酒匂川左岸サイクリング場	西酒匂 1-3-61
9		中村原埋立処分場	中村原 450-13
10		ダイナシティウエスト第6駐車場	中里 208
11		相目防災(株) ヘリポート	羽根尾 225-1
12		アルフレッサ(株) 神奈川物流センター	中村原 520-1

資料 4-5 漁業協同組合等一覧表

(1) 関係漁業協同組合等一覧表

組 合 名	住 所	電 話
小田原市漁業協同組合	小田原市早川 1-10-1	22-4475
酒匂川漁業協同組合	小田原市桑原 862-2 先	37-4277
早川河川漁業協同組合	小田原市南板橋 2-239 (野崎副組合長宅)	24-0684

(2) 小田原漁港登録漁船

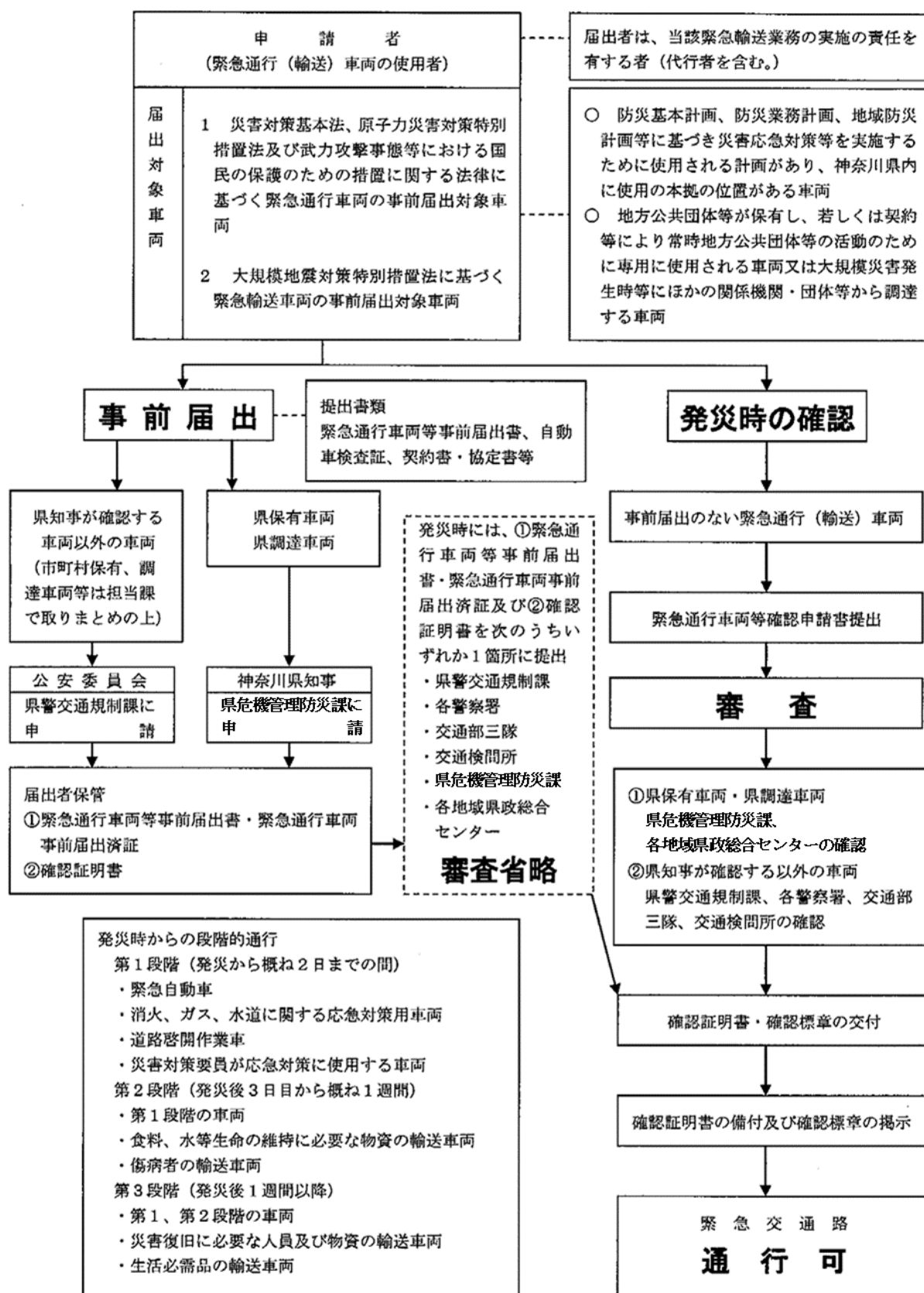
令和 3 年 12 月 31 日 現在

階層	区分 、組合等	3 トン未満		3～5 トン		5～10 トン		10 トン以上		合 計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
動力	小田原市漁業協同組合	13	10.9	12	58.1	7	59.6	13	184.2	45	312.8
	官公庁船	1	0.5					1	19.0	2	19.5
無動力	小田原市漁業協同組合	1	1.7	1	4.3			1	12.3	3	18.3

資料 4-6 地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）一覧表

No	地区	名 称	所 在 地
1	川西	Meiji Seika ファルマ（株）バイオサイエンス研究所グラウンド	栢山 788
2		小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ	中曽根 263
3		酒匂川流域下水道扇町水再生センター	扇町 6-819
4	川東	独立行政法人 国立印刷局 小田原工場 体育館	酒匂 6-2-1
5		川東タウンセンター マロニエ	中里 273-6
6		県立西湘スポーツセンター	西酒匂 1-1-26
7		酒匂川流域下水道酒匂水再生センター	西酒匂 1-1-54

資料 4-7 緊急通行車両等の事前届出、確認事務フロー



出典：神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－（令和5年11月）

資料 5-1 広域避難所・2次施設一覧表（指定緊急避難所・指定避難所）

広域避難所				2次施設			
No	地区	名 称	所 在 地	No	地区	名 称	所 在 地
1	川西	三の丸小学校	本町 1-12-49	1	川西	城山中学校	城山 3-4-1
2		新玉小学校	浜町 2-1-20	2		白鷗中学校	東町 4-13-1
3		白山中学校	扇町 5-7-17	3		足柄小学校	扇町 3-21-7
4		芦子小学校	扇町 1-37-7	4		城南中学校	板橋 875-1
5		大窪小学校	板橋 985	5		星槎小田原キャンパス (旧片浦中学校)	根府川 41
6		早川小学校	早川 2-14-1	6		泉中学校	飯田岡 22
7		山王小学校	東町 2-9-1	7		城北中学校	栢山 2888
8		久野小学校	久野 1561	8		県立おだわら 諏訪の原公園	久野 3821-1
9		富水小学校	飯田岡 481	9	川東	矢作小学校	矢作 227
10		町田小学校	寿町 2-7-25	10		千代中学校	千代 800
11		桜井小学校	曾比 1943	11		国府津中学校	国府津 2372
12		片浦小学校	根府川 534	12		酒匂中学校	酒匂 3-4-1
13		東富水小学校	中曽根 359	13		橘中学校	羽根尾 410
14		報徳小学校	小台 405				
15	川東	下府中小学校	酒匂 930				
16		千代小学校	千代 687				
17		下曽我小学校	曾我原 333				
18		国府津小学校	国府津 2485				
19		酒匂小学校	酒匂 5-15-3				
20		曾我小学校	曾我大沢 69				
21		前羽小学校	前川 858				
22		下中小学校	小船 178				
23		鴨宮中学校	鴨宮 547				
24		豊川小学校	成田 530-1				
25		富士見小学校	南鴨宮 3-25-1				

資料 5-2 風水害避難場所一覧（指定緊急避難場所）

No	地区	名 称	所 在 地	ペット受入	備考
1	川西	三の丸小学校	本町 1-12-49	○	
2		新玉小学校	浜町 2-1-20	○	
3		足柄小学校	扇町 3-21-7	○	
4		芦子小学校	扇町 1-37-7	○	
5		大窪小学校	板橋 985	○	
6		早川小学校	早川 2-14-1	○	48 時間後の雨量が合計 481mm を超える場合は城 山中学校を開設する
7		山王小学校	東町 2-9-1	○	
8		久野小学校	久野 1561	○	
9		富水小学校	飯田岡 481	○	
10		町田小学校	寿町 2-7-25	○	
11		桜井小学校	曾比 1943	○	
12		片浦小学校	根府川 534	○	
13		東富水小学校	中曽根 359	○	
14		報徳小学校	小台 405	○	
15		城北タウンセンター いずみ	飯田岡 382-2	○	バリアフリー型
16		県立小田原城北工業高校	栢山 200	×	H24. 8. 1 協定締結
17		県立おだわら諏訪の原公園	久野 3821-1	×	H27. 6. 3 協定締結
18		白山中学校	扇町 5-7-17	×	
19		泉中学校	飯田岡 22	×	
20		尊徳記念館	栢山 2065-1	×	
21		おだわら市民交流センター UMECO	栄町 1-1-27	○	バリアフリー型
22	川東	下府中小学校	酒匂 930	○	
23		千代小学校	千代 687	○	
24		下曾我小学校	曾我原 333	○	
25		国府津小学校	国府津 2485	○	
26		酒匂小学校	酒匂 5-15-3	○	
27		曾我小学校	曾我大沢 69	○	
28		前羽小学校	前川 858	○	
29		下中小学校	小船 178	○	
30		豊川小学校	成田 530-1	○	
31		富士見小学校	南鴨宮 3-25-1	○	
32		保健センター	酒匂 2-32-16	×	
33		生きがいふれあいセンターいそしぎ	酒匂 2-32-15	×	
34		鴨宮中学校	鴨宮 547	○	
35		中央図書館（かもめ）	南鴨宮 1-5-30	×	
36		川東タウンセンターマロニエ	中里 273-6	○	バリアフリー型

※上記施設以外についても、災害状況により、他の公共施設を開設します。

※バリアフリー型…身体的な理由で垂直避難（2 階など高い場所への避難）ができない方と、その付添や介助にあたる方を対象とした避難場所。一般の方は利用できません。

資料 5-3 土砂災害避難場所一覧（指定緊急避難場所）

令和 6 年 4 月 1 日現在

令和6年4月1日現在

No	地区	名 称	所 在 地	該当自治会	協定締結日
1	片浦	佐奈田霊社	石橋 420	石橋	R1. 5. 28
2		宝寿寺	石橋 188		H24. 3. 16
3		米神集会所	米神 476	米神	
4		正寿院	米神 449		H24. 3. 8
5		根府川公民館	根府川 99	根府川	
6		片浦小学校	根府川 534		
7		岩泉寺	根府川 187		H24. 3. 7
8		ほうあん第一しおん	根府川 389	根府川・江之浦	H24. 7. 12
		ほうあん第二しおん	根府川 383		
9		江之浦公民館	江之浦 361	江之浦	
10	鈴廣かまぼこ江の浦店	江之浦 108	R1. 6. 26		
11	大窪	大窪小学校	板橋 985	第 61 区（板橋）	
12		えれんなごっそ	風祭 245	第 62 区（風祭）	H25. 6. 7
13		県立生命の星・地球博物館	入生田 499	第 63 区 （入生田）	H24. 9. 19
14		県温泉地学研究所	入生田 586		H25. 1. 1
15		特別養護老人ホーム陽光の園、 陽光の園介護サービスセンター	入生田 475		H25. 3. 6
16		有料老人ホーム長寿園	入生田 475		H25. 3. 7
17		介護老人保健施設水之尾	水之尾 38-1	第 64 区（水之尾）	H25. 1. 1
18	十字	天神山公民館	南町 1-5-42	第 28 区、第 29 区、 第 30 区	
19		三の丸小学校	本町 1-12-49		第 1 区
	第 27 区				
20	芦子	荻窪公民館	荻窪 752	荻窪	
21		芦子小学校	扇町 1-37-7	荻窪、上谷津、中谷津、 下谷津、入谷津	
22	二川	足柄小学校	扇町 3-21-7	第 44 区	
23	久野	久野区民会館	久野 1622	星山	
24		欠ノ上公民館	久野 2849	欠ノ上	
25		久野小学校	久野 1561	星山、留場、坊所、 欠ノ上、舟原、和留沢	
26		留場公民館	久野 4122-1	留場、坊所	
27		久津間製粉（株）	久野 2358	留場	H25. 11. 7

小田原市地域防災計画
資料編

No	地区	名 称	所 在 地	該当自治会	協定締結日
28	久野	小田原フラワーガーデン	久野 3798-5	舟原、和留沢	
29	富水	久所公民館	府川 557-1	久所	
30	上府中	千代小学校	千代 687	上原、下千代	
31	下 曾 我	下曾我小学校	曾我原 333	曾我原、曾我別所	
32		下曾我市民集会施設（ふれあいの郷）	曾我原 147	曾我原、曾我谷津	
33		梅の里センター	曾我別所 807-1	曾我谷津、曾我岸、 曾我神戸	
34	曾我	梅の里センター分館曾我みのり館	上曾我 2984	上曾我、中河原、 曾我山岸（下曾我）	
35		曾我小学校	曾我大沢 69	曾我大沢	
36		ほうあんふじ・ほうあんふじみのさと	曾我大沢 7	上曾我、曾我大沢	H25. 10. 24
37	国 府 津	蓮台寺	国府津 1789	国府津第 9. 10 区	H25. 11. 11
38		安楽院	国府津 1762	国府津第 9. 10 区	H25. 11. 10
39		田島公民館	田島 734-8	国府津第 12 区	
40		国府津小学校	国府津 2485	国府津第 9. 10. 12 区	
41		光明寺	国府津 1082	国府津第 9. 10 区	H25. 11. 18
42	早川	早川小学校	早川 2-14-1	木地挽、	
43		早川公民館	早川 1-16-12	みなと、西組、 中組、東組	
44	前羽	前羽小学校	前川 858	西、中宿、向原、 町屋、押切、羽根尾	
45	橘北	下中小学校	小船 178	小竹打越、小竹坂呂、 明沢、沼代、上町、 さつきが丘、若葉台	
46		上町公民館	上町 107-1	上町	
47		東際寺	小竹 1686	小竹打越、小竹坂呂	H26. 10. 7
48		さつきが丘集会場	小竹 794-15	さつきが丘	
49		若葉台自治会館	小竹 836-16	若葉台	

資料 5-4 津波一時避難施設一覧（89 施設）

津波一時避難施設一覧（市公共施設）

令和 6 年 4 月 1 日現在

No	施設名	所在地	海拔	備考
1	三の丸小学校	本町 1-12-49	8.9m	
2	新玉小学校	浜町 2-1-20	4.7m	
3	足柄小学校	扇町 3-21-7	11.1m	
4	芦子小学校	扇町 1-37-7	11.6m	
5	大窪小学校	板橋 985	46.6m	
6	早川小学校	早川 2-14-1	13.9m	
7	山王小学校	東町 2-9-1	6.8m	
8	町田小学校	寿町 2-7-25	7.8m	
9	下府中小学校	酒匂 930	10.9m	
10	国府津小学校	国府津 2485	6.6m	
11	酒匂小学校	酒匂 5-15-3	8.7m	
12	片浦小学校	根府川 534	82.4m	
13	前羽小学校	前川 858	15.0m	
14	矢作小学校	矢作 227	12.4m	
15	富士見小学校	南鴨宮 3-25-1	4.8m	
16	城山中学校	城山 3-4-1	22.2m	
17	白鷗中学校	東町 4-13-1	3.4m	
18	白山中学校	扇町 5-7-17	12.1m	
19	城南中学校	板橋 875-1	73.2m	
20	鴨宮中学校	鴨宮 547	14.6m	
21	国府津中学校	国府津 2372	6.7m	
22	酒匂中学校	酒匂 3-4-1	5.5m	
23	星槎小田原キャンパス(旧片浦中学校)	根府川 41	96.6m	
24	橘中学校	羽根尾 410	21.5m	
25	川東タウンセンター マロニエ	中里 273-6	11.9m	
26	橘タウンセンター こゆるぎ	羽根尾 281-3	36.5m	
27	小田原三の丸ホール	本町 1-7-50	9.2m	
28	生きがいふれあいセンターいそしぎ	酒匂 2-32-15	7.4m	
29	保健センター	酒匂 2-32-16	7.4m	
30	南町分署	南町 1-9-36	13.1m	
31	サンサンヒルズ小田原	水之尾 143-1	124.4m	
32	小田原市役所	荻窪 300	11.1m	
33	生涯学習センターけやき	荻窪 300	11.1m	

津波一時避難施設一覧（市公共施設以外）

令和6年4月1日現在

No.	連合 自治会	名称・所有者	所在地	構造等	備 考	収容人数	協定締結日
1	緑	小田原ラスカ	栄町1-1-9	6階建	時間制限 営業日の10時～20時30分	2,000人	H24.2.13
2	緑	雑居ビル	栄町2-5-22	5階建て(屋上あり)	地元のみ周知	100人	H24.3.21
3	緑	八百一ビル	栄町3-16-3	6階建		100人	H24.3.30
4	緑	ジャンボーナックビル	栄町1-14-48	9階建のうち5階部分	時間制限 7時～22時30分	1,000人	H24.4.27
5	緑	サンクレイドル小田原	栄町3-17-5	11階建		250人	H27.10.22
6	緑	小田原駅東口駐車場	栄町1-1-27	5階建		4,685人	H28.9.1
7	新玉	ペルドミール小田原	栄町4-9-16	5階建		140人	H23.9.15
8	新玉	アエリア小田原浜町	浜町1-5-35	7階建		100人	H23.11.20
9	新玉	クイーンシティ小田原	浜町4-1-4	14階建(一部6階建)		220人	H26.12.25
10	万年	福祉施設	浜町1-3-8	4階建	地元のみ周知	270人	H23.8.26
11	万年	DKビル	本町2-13-20	8階建	時間制限 平日10時～22時	210人	H23.8.30
12	万年	リーカル小田原	浜町3-11-41	9階建		210人	H23.9.6
13	万年	分譲マンション	本町2-4-22	11階建	地元のみ周知	230人	H24.5.27
14	万年	ほうあん地域支援センター まある	本町2-4-12	5階建		100人	H29.9.1
15	幸	納税センター青色会館	本町2-3-24	6階建	時間制限 平日9時～17時30分	200人	H23.11.9
16	幸	グラース・ワン	本町2-4-4	4階建		52人	H25.7.8
17	幸	分譲マンション	栄町1-18-7	13階建 地下1階	地元のみ周知	95人	H25.7.17
18	十字	アネックス南町	南町1-5-19	5階建(屋上あり)	高齢者、身体障がい者及び その付添人優先	150人	H23.8.16
19	十字	ラディエンス小田原本町	本町4-2-45	7階建 地下1階		120人	H23.9.26
20	早川	小田原水産合同庁舎	早川1-2-1	3階建	県関連施設	370人	H23.9.1
21	早川	シーサイドハイツ早川	早川1-3-10	4階建		50人	H23.12.1
22	山王網一色	山王保育園	東町1-30-30	3階建		50人	H23.11.28
23	山王網一色	小田原東高等学校	東町4-12-1	3階建	県関連施設	1,657人	H24.8.1
24	山王網一色	ホームステーションらいふ 小田原	東町5-13-55	4階建		570人	H27.2.27
25	足柄/ 山王網一色	分譲マンション	中町3-9-33	10階建のうち5階以上	地元のみ周知	400人	H25.11.9
26	足柄	中町マンション	中町2-6-34	3階建		30人	H23.10.27
27	足柄	コミュニティプラザ棟(花王)	寿町5-3-28	5階建(屋上あり)		500人	H28.7.1
28	芦子	扇町プライムビル	扇町1-25-21	3階建		60人	H24.3.30
29	芦子	報徳更生寮	扇町1-6-25	3階建		45人	H24.3.30
30	芦子	ポレスター小田原	扇町1-10-5	15階建		520人	H24.11.6

5. 避難、要配慮者関係

No.	連合 自治会	名称・所有者	所在地	構造等	備 考	収容人数	協定締結日
31	二川	アーバンハイツ扇町	扇町5-8-6	3階建		15人	H23.11.29
32	二川	グリーンパーク小田原A	扇町3-23-1	8階建		600人	H24.10.19
33	二川	小田原フルフィルメントセンター	扇町4-5-1	5階建のうち1期棟 2階カフェテリア		600人	H27.3.1
34	酒匂・小八幡	リバーサイド酒匂	西酒匂2-9-2	4階建		70人	H23.8.17
35	酒匂・小八幡	レイモンドハウスD棟	酒匂2-2-38	4階建		100人	H23.8.19
36	酒匂・小八幡	はなことば小田原2号館	酒匂3-9-12	4階建		535人	H23.9.30
37	酒匂・小八幡	介護老人保健施設わかば	小八幡3-6-22	4階建		30人	H23.12.14
38	酒匂・小八幡	酒匂川流域下水道 酒匂水再生センター	西酒匂1-1-54	3階建	県関連施設	565人	H23.12.16
39	酒匂・小八幡	ダイアパレス西湘南第2	酒匂1-25-40	9階建		400人	H24.2.19
40	酒匂・小八幡	賃貸マンション	小八幡3-8-12	6階建	地元のみ周知	28人	H24.2.20
41	酒匂・小八幡	西湘高校	酒匂1-3-1	3階建	県関連施設	2,781人	H24.8.1
42	酒匂・小八幡	山近記念総合病院	小八幡3-19-14	4階建のうち3階患者食堂 (西病棟)		67人	H25.5.1
43	酒匂・小八幡	国立印刷局 小田原工場(体育館)	酒匂6-7	2階建		435人	H27.2.27
44	酒匂・小八幡/ 国府津	小田原コロナワールド 立体駐車場	前川219-4	4階建		4,800人	H23.9.26
45	国府津	フレสบオ小田原シティーモール 立体駐車場	前川120	南館立体駐車場 屋上階		4,400人	H24.5.10
46	国府津	フロラシオン	国府津2904	4階建		58人	H25.7.8
47	下府中	ダイナシティ ウェスト	中里208他	5階建 (立体駐車場6階建)		8,000人	H23.11.16
48	下府中	ベアハイム鴨宮	南鴨宮2-27-6	6階建	県関連施設	160人	H24.1.6
49	下府中	南鴨宮ハイム	南鴨宮3-26-1	5階建	県関連施設	200人	H24.1.6
50	下府中	特別養護老人ホーム ジョイヴィレッジ	酒匂956-1	4階建(屋上あり)		884人	H27.6.1
51	富士見	プレエステート長田	南鴨宮2-15-2	6階建		150人	H23.10.21
52	富士見	ヴィラ レアーレ	南鴨宮2-13-4	4階建		100人	H23.10.24
53	富士見	セルアーージュ南鴨宮 コートブリーズ	南鴨宮3-38-13	5階建		50人	H24.11.22
54	富士見	グレース・ワン	南鴨宮3-2-9	4階建		16人	H25.7.8
55	前羽	ダイヤモンドライフ湘南 立体駐車場	前川474-1	3階建		790人	H24.3.14

資料 5-5 帰宅困難者避難場所一覧

No	駅	名 称	所 在 地
1	小田原駅	おだわら市民交流センターUMECO	栄町 1-1-27
2		城山中学校	城山 3-4-1
3		小田原三の丸ホール	本町 1-7-50
4		ミナカ小田原	栄町 1-1-15
5		県立小田原高校	城山 3-26-1
6		小田原短期大学	城山 4-5-1
7		国際医療福祉大学	城山 1-2-25

※小田原駅周辺以外の帰宅困難者の避難場所は、原則、最寄の広域避難所とする。

※災害の状況に応じて、川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいずみ、中央図書館（かもめ）、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナを避難場所として開設する。

※上記避難場所の収容状況等に応じ、その他公共施設を開設する。

資料 5-6 避難情報発令の判断基準

1. 避難情報の発令区分

避難情報の発令区分と、市民等がとるべき行動は、以下のとおりとする。

(1) 警戒レベル3 高齢者等避難

高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

(2) 警戒レベル4 避難指示

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(3) 警戒レベル5 緊急安全確保

立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2. 避難情報の判断基準

避難情報の発令については、対象となる災害を

① 河川洪水 ② 土砂災害 ③ 高潮災害 ④ 津波災害

の4種類とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報や現地情報等を収集し、総合的に判断することとする。

【河川洪水編】

ア. 具体的な基準を作成する対象

山王川・狩川（仙了川、要定川、洞川を含む）・酒匂川・森戸川・中村川・早川

イ. 避難すべき区域

原則として各河川の浸水想定区域のうち、浸水深が50cmを超えると予想されている範囲内

※小田原市洪水ハザードマップを参照

ウ. 具体的な基準

避難情報は、以下の基準を参考に、洪水予報（酒匂川）、水位情報（氾濫危険水位、避難判断水位等）、今後の気象予測、河川巡視者からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

避難情報	基準	対象地域	開設避難場所	避難行動
警戒レベル3 高齢者等避難	① 水位観測所の水位が避難判断水位に達した場合（氾濫警戒情報が発表された場合） ②（堤防河川について）漏水等が発見された場合	各河川の浸水想定区域のうち、浸水深が50cmを超えると予想されている地域	浸水のおそれのある地域の風水害避難場所	・立退き避難が必要と判断する場合は、避難の準備をする ・高齢者等（要配慮者）の方など避難に時間のかかる方は避難を開始する
警戒レベル4 避難指示	① 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合（氾濫危険情報が発表された場合） ②（堤防河川について）異常な漏水等が発見された場合 ③ 水位観測所の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合			・立退き避難を基本とする避難行動をとる ・立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと市民自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする

小田原市地域防災計画
資料編

警戒レベル5 緊急安全確保	既に決壊や越水・溢水を把握した場合	災害が発生したことを把握した地域	命を守るための最善の行動をする

【土砂災害編】

ア. 避難すべき区域

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
土石流	1 1 6 区域	土石流	8 6 区域
地滑り	0 区域	地滑り	0 区域
急傾斜地の崩壊	4 0 6 区域	急傾斜地の崩壊	3 5 5 区域

イ. 具体的な基準

神奈川県と横浜地方気象台により「土砂災害警戒情報」が発表された場合に、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断し、避難情報を発令する。

土砂災害警戒区域（5 2 2 区域）及び土砂災害特別警戒区域（4 4 1 区域）

危険区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれか1つに該当する場合に発令するものとする。 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、解析雨量と土壌雨量指数の4時間後予測値から、土砂災害警戒情報の判定基準を超過することが見込まれ、さらに降雨が継続する見込みである場合
警戒レベル4 避難指示	次のいずれかに該当する場合に発令するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の2時間後予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）の発生が確認された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	既に災害が発生している場合に、可能な範囲で発令する ① 土砂災害の発生が確認された場合 ② 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

【高潮災害編】

ア. 避難すべき区域

相模湾沿岸の区域

イ. 具体的な基準

避難情報は、以下の基準を参考に今後の気象予測や海岸巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

危険区域	相模湾沿岸区域
警戒レベル3 高齢者等避難	台風の経路など台風情報等により高潮による被害が発生することが予想され、かつ高潮注意報が発表され、警報の発表の可能性が言及される場合
警戒レベル4 避難指示	次のいずれかに該当する場合に発令するものとする。 ①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ②高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合 ③高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ④「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や記者会見等により周知された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合

【津波災害編】

津波に対する避難については、強い地震(震度4程度以上)もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難が必要と認める場合、あるいは大津波警報又は津波警報を覚知した場合には、市長は避難指示を直ちに発令する。

津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、市から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものまでであるが、いずれの場合であっても情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないように、市長は、以下の判断基準に従って「避難指示」を発令する。

<津波に対する避難指示の判断基準>

以下のいずれかの場合に「避難指示」を直ちに、津波に対して避難すべき地域(原則「津波災害警戒区域」)に対して発令する。

- ・強い揺れ(震度4程度以上)もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合
- ・大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

なお、市から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間があるものについて、上記の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できること(「遠地地震に関する情報」)があり、その場合には、市は、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。

資料 5-7 避難基準の目安

(単位：m)

河 川	観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
酒匂川	平山	2.00	3.00	4.80	6.00
	松田	1.40	2.30	2.80	3.80
	富士道橋	1.10	1.40	2.40	2.90
狩 川	狩川	1.30	2.60	4.05	4.40
山王川	東洋橋	0.80	1.30	1.30	1.40
早 川	大窪橋	2.40	2.90	3.10	3.25
中村川	坂呂橋	1.05	1.40	1.75	2.10
森戸川	富士見橋	3.85	4.30	4.30	4.45

参考：平成 31 年度神奈川県水防計画（平成 31 年 4 月）神奈川県

- * 水防団待機水位（通報水位）
- * 氾濫注意水位（警戒水位）
- * 避難判断水位
- * 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
- ・ 各水防機関が水防体制に入る水位
- ・ 水防団の出動の目安となる水位
- ・ 市長の避難準備情報等発令判断の目安となる水位
- ・ 氾濫に関する情報を住民に喚起する
- ・ 市長の避難情報の発令の目安となる水位

資料 5-8 土砂災害の予兆現象

急傾斜地の崩壊	地すべり	土石流
・ がけにひび割れができる ・ 小石がパラパラと落ちてくる ・ がけから水が湧き出る ・ 湧き水が止まる ・ 湧き水が濁る ・ 地鳴りがする	・ 地面がひび割れたり陥没したりする ・ がけや斜面から水が噴き出す ・ 井戸や沢の水が濁る ・ 樹木が傾く ・ 亀裂や段差が発生する	・ 山鳴りがする ・ 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める ・ 腐った土の匂いがする ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・ 立木がさける音や石がぶつかり合う音が聞こえる

資料 5-9 土砂災害警戒区域等（土石流）

令和 6 年 4 月 1 日現在

番号	所在地	区域等		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	江之浦	堀切沢	41001	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
2		よもぎ沢	41002	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
3	根府川	萩ノ尾川	41003	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
4		萩ノ尾川支 1 号沢	41004	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
5		萩ノ尾川支 2 号沢	41005	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
6		白糸川	41006	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
7		白糸川支 1 号沢	41007	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
8		牧谷川	41008	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
9	米神	米神清水川	41009-1	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
10		井ノ倉沢	41009-2	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
11		米神水無川	41010	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
12		米神北沢	41011	H24. 5. 8	第 289 号		
13	石橋	石橋山沢	41012	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
14		玉川支 1 号沢	41013	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
15		玉川	41014	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
16		玉川支 2 号沢	41015	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
17	入生田	第 2 宮沢川	41020	H24. 5. 8	第 289 号		
18		宮沢川	41021	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
19	風祭	萬松院沢	41022	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
20		第 2 萬松院沢	41023	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
21		第 3 萬松院沢	41024	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
22	板橋	第 2 板橋沢	41025	H24. 5. 8	第 289 号		
23		板橋沢	41026	H24. 5. 8	第 289 号		
24	米神	イタドリ沢	41077	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
25	水之尾	水之尾沢	41302	H24. 5. 8	第 289 号		
26		第 2 水之尾沢	41303	H24. 5. 8	第 289 号		
27	根府川	根府川北沢	41601	H24. 5. 8	第 289 号		
28	石橋	石橋北沢	41602	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
29	早川	畑の平沢	41603	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
30	水之尾	第 3 水之尾沢	41604	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
31	江之浦	赤沢	41900	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
32	根府川	白糸川支 2 号沢	41901	H24. 5. 8	第 291 号	H24. 5. 8	第 291 号
33		白糸川支 3 号沢	41902	H24. 5. 8	第 289 号		
34	風祭	山谷川	41903	H24. 5. 8	第 289 号		
35	入生田	吾性川	41019	H24. 6. 29	第 382 号		
36	荻窪	荻窪沢	41028	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
37	久野	第 2 星山沢	41029	H24. 12. 21	第 659 号		
38		星山沢	41030	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
39		坊所支 1 号沢	41031	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
40		坊所支 2 号沢	41032	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
41		坊所川	41033	H24. 12. 21	第 661 号	H30. 3. 23	第 155 号
42	久野	坊所支 3 号沢	41034	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
43		坊所支 4 号沢 A	41035-1	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号

小田原市地域防災計画
資料編

番号	所在地	区域等		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
44	久野	坊所支 4 号沢 B	41035-2	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
45		坊所支 4 号沢 C	41035-3	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
46		日向沢	41036	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
47		下日向沢	41037	H24. 12. 21	第 659 号		
48		第 2 下日向沢	41038	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
49		亥切沢	41039	H24. 12. 21	第 661 号	H30. 3. 23	第 155 号
50		久野川	41040	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
51		大掛沢 A	41041-1	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
52		大掛沢 B	41041-2	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
53		久野川支 1 号沢	41042	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
54		久野川支 2 号沢	41043	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
55		久野川支 3 号沢	41044	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
56		久野川支 4 号沢	41045	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
57	府川	第 2 府川沢	41048	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
58		府川沢	41049	H24. 12. 21	第 659 号		
59		久所沢	41050	H24. 12. 21	第 659 号		
60		第 2 久所沢	41051	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
61		諏訪ノ原沢	41052	H24. 12. 21	第 659 号		
62	久野	西星山沢	41304	H24. 12. 21	第 659 号		
63		久野川支 7 号沢	41305	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
64		茗荷沢	41306	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
65		久野川支 6 号沢	41307	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
66		坊所支 5 号沢	41605	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
67		久野川支 5 号沢	41904	H24. 12. 21	第 661 号	H24. 12. 21	第 661 号
68	曾我大沢	曾我沢	41053	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
69	上曾我	大谷津川	41054	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
70		唐沢	41055	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
71		唐沢 A	41056	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
72		山岸沢	41057	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
73		砂留田川	41058	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
74	曾我岸	十二天川支 1 号沢	41059	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
75	曾我谷津	殿沢川	41060	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
76		曾我谷津沢	41061	H25. 3. 29	第 206 号		
77	曾我別所	第 2 観音沢	41062	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
78		観音沢	41063	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
79		薬師沢	41064	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
80		第 2 別所沢	41065	H25. 3. 29	第 206 号		
81	曾我別所	別所沢	41066	H25. 3. 29	第 207 号	H25. 3. 29	第 207 号
82	曾我谷津	剣沢	41311	H25. 3. 29	第 206 号		
83		第 2 剣沢	41312	H25. 3. 29	第 206 号		
84	上曾我	砂留田川支 1 号沢	41905	H25. 3. 29	第 206 号		
85	田島及び 国府津	第 2 弁天沢	41067	H25. 8. 30	第 478 号	H25. 8. 30	第 478 号
86	田島	弁天沢	41068	H25. 8. 30	第 478 号	H25. 8. 30	第 478 号
87	国府津	鳴沢	41069	H25. 8. 30	第 478 号	H25. 8. 30	第 478 号
88		八ツ沢	41070	H25. 8. 30	第 478 号	H25. 8. 30	第 478 号

5. 避難、要配慮者関係

番号	所在地	区域等		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
89	国府津及び 国府津 5丁目	国府津唐沢－1	41071-1	H25.8.30	第478号	H25.8.30	第478号
90		国府津唐沢－2	41071-2	H25.8.30	第478号	H25.8.30	第478号
91		国府津唐沢－3	41071-3	H25.8.30	第478号	H25.8.30	第478号
92	早川	正蔵寺川	41016	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
93	早川及び 早川一丁目	第2早川沢	41017	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
94	早川、 早川一丁 目・二丁 目	早川沢	41018	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
95	早川	第3早川沢	41301	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
96	前川及び 国府津 五丁目	桜川支1号沢	41072-1	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
97	前川及び 国府津 五丁目	桜川	41072-2	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
98	前川	関下川	41073	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
99	沼代	明沢川	41074	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
100		明沢川支1号沢	41075	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
101	小竹	竹沢	41076	H26.3.11	第131号		
102	前川	太郎沢	41313	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
103	小竹	打越沢	41314	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
104	上町	わきの沢	41606	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
105		第2わきの沢	41607-1	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
106		第3わきの沢	41607-2	H26.3.11	第131号		
107	沼代及び上 町	清水川	41608	H26.3.11	第131号		
108	沼代	明沢川支2号沢	41610	H26.3.11	第132号	H26.3.11	第132号
109	小竹	第2打越沢	41611	H26.3.11	第131号		
110		第2竹沢	41612	H26.3.11	第131号		
111		山西小沢	41613	H26.3.11	第131号		
112	上町	塔台川	41906	H26.3.11	第132号		
113	曾我大沢	菊川	41308	H27.2.6	第47号	H27.2.6	第47号
114		菊川支1号沢	41309	H27.2.6	第47号	H27.2.6	第47号
115		菊川支2号沢	41310	H27.2.6	第46号		
116	府川	下渡り沢	71922	H28.2.26	第68号		
小計		116か所					

資料 5-10 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

令和 6 年 4 月 1 日現在

番号	所在地	区域名等		警戒区域	特別警戒区域
				指定年月日	定年月日
1	城内	城内 1	206-H26-300	R03. 03. 19	R03. 03. 19
2	南町 1 丁目	南町 1 丁目 1	206-H26-301	R03. 03. 19	R03. 03. 19
3	城山 4 丁目	城山 4 丁目 1	206-H26-302	R03. 03. 19	R03. 03. 19
4	城山 4 丁目	城山 4 丁目 2	206-H26-303	R03. 03. 19	R03. 03. 19
5	城山 4 丁目	城山 4 丁目 3	206-H26-304	R03. 03. 19	R03. 03. 19
6	城山 4 丁目及び板橋	城山 4 丁目 4	206-H26-305	R03. 03. 19	R03. 03. 19
7	早川及び早川 2 丁目	早川 1	206-H26-306	R03. 03. 19	R03. 03. 19
8	早川及び早川 2 丁目	早川 2	206-H26-307	R03. 03. 19	R03. 03. 19
9	早川及び早川 3 丁目	早川 3	206-H26-308	R03. 03. 19	R03. 03. 19
10	早川	早川 4	206-H26-309	R03. 03. 19	R03. 03. 19
11	早川	早川 5	206-H26-310	R03. 03. 19	R03. 03. 19
12	早川	早川 6	206-H26-311	R03. 03. 19	R03. 03. 19
13	早川	早川 7	206-H26-312	R03. 03. 19	R03. 03. 19
14	早川	早川 8	206-H26-313	R03. 03. 19	R03. 03. 19
15	早川、板橋、風祭及び早川 3 丁目	早川 9	206-H26-314	R03. 03. 19	R03. 03. 19
16	早川	早川 10	206-H26-315	R03. 03. 19	R03. 03. 19
17	早川	早川 11	206-H26-316	R03. 03. 19	R03. 03. 19
18	早川	早川 12	206-H26-317	R03. 03. 19	R03. 03. 19
19	早川	早川 13	206-H26-318	R03. 03. 19	R03. 03. 19
20	早川及び風祭	早川 14	206-H26-319	R03. 03. 19	R03. 03. 19
21	早川	早川 15	206-H26-320	H28. 09. 16	
22	早川	早川 16	206-H26-321	R03. 03. 19	R03. 03. 19
23	早川	早川 17	206-H26-322	R03. 03. 19	R03. 03. 19
24	早川	早川 18	206-H26-323	R03. 03. 19	R03. 03. 19
25	早川及び入生田及び風祭	早川 19	206-H26-324	R03. 03. 19	R03. 03. 19
26	早川	早川 20	206-H26-325	R03. 03. 19	R03. 03. 19
27	早川	早川 21	206-H26-326	R03. 03. 19	R03. 03. 19
28	早川	早川 22	206-H26-327	R03. 03. 19	R03. 03. 19
29	早川	早川 23	206-H26-328	R03. 03. 19	R03. 03. 19
30	早川	早川 24	206-H26-329	R03. 03. 19	R03. 03. 19
31	早川及び石橋	早川 25	206-H26-330	R03. 03. 19	R03. 03. 19
32	早川	早川 26	206-H26-331	R03. 03. 19	R03. 03. 19
33	早川	早川 27	206-H26-332	R03. 03. 19	
34	早川	早川 29	382-H27-503	H28. 09. 16	
35	十字 4 丁目、緑 4 丁目及び荻窪	十字 4 丁目 1	206-H26-333	R03. 03. 19	R03. 03. 19
36	十字 4 丁目、板橋及び城山 3 丁目	十字 4 丁目 2	206-H26-334	R03. 03. 19	R03. 03. 19
37	板橋及び十字 4 丁目	板橋 1	206-H26-335	R03. 03. 19	R03. 03. 19
38	板橋	板橋 2	206-H26-336	R03. 03. 19	R03. 03. 19
39	板橋	板橋 3	206-H26-337	R03. 03. 19	R03. 03. 19
40	板橋	板橋 4	206-H26-338	R03. 03. 19	R03. 03. 19
41	板橋	板橋 5	206-H26-339	R03. 03. 19	R03. 03. 19
42	板橋	板橋 6	206-H26-340	R03. 03. 19	R03. 03. 19
43	板橋	板橋 7	206-H26-341	R03. 03. 19	R03. 03. 19
44	板橋	板橋 8	206-H26-342	R03. 03. 19	R03. 03. 19
45	板橋	板橋 9	206-H26-343	R03. 03. 19	R03. 03. 19
46	板橋、水之尾及び風祭	板橋 10	206-H26-344	H28. 09. 16	
47	板橋	板橋 11	206-H26-345	R03. 03. 19	R03. 03. 19
48	板橋及び風祭	板橋 12	206-H26-346	H28. 09. 16	
49	水之尾及び荻窪	水之尾 1	206-H26-347	R03. 03. 19	R03. 03. 19
50	水之尾	水之尾 2	206-H26-348	R03. 03. 19	R03. 03. 19
51	水之尾及び荻窪	水之尾 3	206-H26-349	R03. 03. 19	R03. 03. 19
52	水之尾	水之尾 4	206-H26-350	R03. 03. 19	R03. 03. 19
53	水之尾	水之尾 5	206-H26-351	R03. 03. 19	R03. 03. 19

5. 避難、要配慮者関係

54	水之尾、萩窪及び風祭	水之尾 6	206-H26-352	R03. 03. 19	R03. 03. 19
55	風祭及び水之尾	風祭 1	206-H26-353	R03. 03. 19	R03. 03. 19
56	風祭及び水之尾	風祭 2	206-H26-354	R03. 03. 19	R03. 03. 19
57	風祭	風祭 3	206-H26-355	R03. 03. 19	R03. 03. 19
58	風祭及び水之尾	風祭 4	206-H26-356	R03. 03. 19	R03. 03. 19
59	風祭	風祭 5	206-H26-357	R03. 03. 19	R03. 03. 19
60	風祭	風祭 6	206-H26-358	R03. 03. 19	R03. 03. 19
61	風祭	風祭 7	206-H26-359	R03. 03. 19	R03. 03. 19
62	風祭	風祭 8	206-H26-360	R03. 03. 19	R03. 03. 19
63	風祭	風祭 9	206-H26-361	R03. 03. 19	R03. 03. 19
64	風祭	風祭 10	206-H26-362	R03. 03. 19	R03. 03. 19
65	風祭	風祭 11	206-H26-363	R03. 03. 19	R03. 03. 19
66	風祭	風祭 12	206-H26-364	R03. 03. 19	R03. 03. 19
67	風祭	風祭 13	206-H26-365	R03. 03. 19	R03. 03. 19
68	風祭	風祭 14	206-H26-366	R03. 03. 19	R03. 03. 19
69	風祭	風祭 15	206-H26-367	R03. 03. 19	R03. 03. 19
70	風祭及び入生田	風祭 16	206-H26-368	R03. 03. 19	R03. 03. 19
71	入生田	入生田 1	206-H26-369	R03. 03. 19	R03. 03. 19
72	入生田及び風祭	入生田 2	206-H26-370	R03. 03. 19	R03. 03. 19
73	入生田	入生田 3	206-H26-371	R03. 03. 19	R03. 03. 19
74	入生田	入生田 4	206-H26-372	R03. 03. 19	R03. 03. 19
75	入生田	入生田 5	206-H26-373	R03. 03. 19	R03. 03. 19
76	入生田	入生田 6	206-H26-374	R03. 03. 19	R03. 03. 19
77	入生田	入生田 7	206-H26-375	R03. 03. 19	R03. 03. 19
78	入生田及び足柄下郡箱根町湯本	入生田 8	206-H26-376	R03. 03. 19	R03. 03. 19
79	入生田	入生田 9	206-H26-377	R03. 03. 19	
80	城山 3 丁目	城山 3 丁目 1	206-H26-101	R03. 03. 19	R03. 03. 19
81	城山 3 丁目	城山 3 丁目 2	206-H26-102	R03. 03. 19	
82	城山 3 丁目	城山 3 丁目 3	206-H26-103	R03. 03. 19	R03. 03. 19
83	城山 3 丁目及び城内	城山 3 丁目 4	206-H26-104	H28. 09. 16	
84	城山 3 丁目	城山 3 丁目 5	206-H26-105	R03. 03. 19	
85	城山 3 丁目及び城山 4 丁目	城山 3 丁目 6	206-H26-106	R03. 03. 19	R03. 03. 19
86	城山 3 丁目	城山 3 丁目 7	206-H26-107	R03. 03. 19	R03. 03. 19
87	城山 3 丁目及び十字 4 丁目	城山 3 丁目 8	206-H26-108	H28. 09. 16	
88	城山 3 丁目及び城山 2 丁目	城山 3 丁目 9	206-H26-109	R03. 03. 19	R03. 03. 19
89	城山 3 丁目	城山 3 丁目 10	206-H26-110	R03. 03. 19	R03. 03. 19
90	萩窪及び久野	萩窪 1	206-H26-075	H28. 09. 16	
91	萩窪及び久野	萩窪 2	206-H26-076	R03. 03. 19	R03. 03. 19
92	萩窪	萩窪 3	206-H26-077	R03. 03. 19	
93	萩窪及び水之尾	萩窪 4	206-H26-078	R03. 03. 19	R03. 03. 19
94	萩窪	萩窪 5	206-H26-111	R03. 03. 19	R03. 03. 19
95	萩窪	萩窪 6	206-H26-112	R03. 03. 19	R03. 03. 19
96	萩窪	萩窪 7	206-H26-113	R03. 03. 19	R03. 03. 19
97	萩窪及び谷津	萩窪 8	206-H26-114	R03. 03. 19	R03. 03. 19
98	萩窪	萩窪 9	206-H26-115	R03. 03. 19	R03. 03. 19
99	萩窪	萩窪 10	206-H26-116	R03. 03. 19	R03. 03. 19
100	萩窪	萩窪 11	206-H26-117	R03. 03. 19	R03. 03. 19
101	萩窪	萩窪 12	206-H26-118	R03. 03. 19	R03. 03. 19
102	萩窪	萩窪 13	206-H26-119	R03. 03. 19	R03. 03. 19
103	萩窪	萩窪 14	206-H26-120	R03. 03. 19	R03. 03. 19
104	萩窪及び水之尾	萩窪 15	206-H26-121	R03. 03. 19	R03. 03. 19
105	萩窪	萩窪 16	206-H26-122	R03. 03. 19	R03. 03. 19
106	萩窪	萩窪 17	206-H26-123	R03. 03. 19	R03. 03. 19
107	萩窪及び水之尾	萩窪 18	206-H26-124	R03. 03. 19	R03. 03. 19
108	萩窪	萩窪 19	206-H26-125	H28. 09. 16	
109	萩窪	萩窪 20	206-H26-126	R03. 03. 19	R03. 03. 19
110	萩窪	萩窪 22	206-H26-128	R03. 03. 19	R03. 03. 19
111	萩窪	萩窪 23	206-H26-129	R03. 03. 19	R03. 03. 19
112	萩窪	萩窪 24	206-H26-130	R03. 03. 19	R03. 03. 19

小田原市地域防災計画
資料編

113	荻窪	荻窪 25	206-H26-131	R03. 03. 19	R03. 03. 19
114	荻窪	荻窪 26	206-H26-132	R03. 03. 19	R03. 03. 19
115	荻窪	荻窪 27	206-H26-133	R03. 03. 19	R03. 03. 19
116	荻窪	荻窪 28	206-H26-134	R03. 03. 19	R03. 03. 19
117	荻窪	荻窪 29	206-H26-135	R03. 03. 19	
118	荻窪	荻窪 30	206-H26-136	R03. 03. 19	R03. 03. 19
119	荻窪	荻窪 31	206-H26-137	R03. 03. 19	R03. 03. 19
120	荻窪	荻窪 32	206-H26-138	R03. 03. 19	R03. 03. 19
121	荻窪	荻窪 33	206-H26-139	R03. 03. 19	R03. 03. 19
122	荻窪	荻窪 34	206-H26-140	R03. 03. 19	R03. 03. 19
123	荻窪	荻窪 35	206-H26-141	R03. 03. 19	R03. 03. 19
124	谷津及び荻窪	谷津 1	206-H26-142	R03. 03. 19	R03. 03. 19
125	谷津及び荻窪	谷津 2	206-H26-143	R03. 03. 19	R03. 03. 19
126	城山 1 丁目及び荻窪	城山 1 丁目 1	206-H26-144	R03. 03. 19	R03. 03. 19
127	城山 1 丁目及び荻窪	城山 1 丁目 2	206-H26-145	R03. 03. 19	R03. 03. 19
128	城山 1 丁目	城山 1 丁目 3	206-H26-146	R03. 03. 19	R03. 03. 19
129	城山 1 丁目	城山 1 丁目 4	206-H26-147	R03. 03. 19	R03. 03. 19
130	城山 1 丁目	城山 1 丁目 5	206-H26-148	R03. 03. 19	
131	城山 2 丁目	城山 2 丁目 1	206-H26-149	R03. 03. 19	R03. 03. 19
132	城山 2 丁目	城山 2 丁目 2	206-H26-150	R03. 03. 19	R03. 03. 19
133	城山 2 丁目	城山 2 丁目 3	206-H26-151	R03. 03. 19	R03. 03. 19
134	城山 2 丁目	城山 2 丁目 4	206-H26-152	R03. 03. 19	R03. 03. 19
135	城山 2 丁目及び城山 3 丁目	城山 2 丁目 5	206-H26-153	R03. 03. 19	R03. 03. 19
136	多古	多古 1	206-H26-154	R03. 03. 19	R03. 03. 19
137	多古	多古 2	206-H26-155	R03. 03. 19	R03. 03. 19
138	扇町 5 丁目	扇町 5 丁目 1	206-H26-156	R03. 03. 19	R03. 03. 19
139	扇町 5 丁目	扇町 5 丁目 2	206-H26-157	R03. 03. 19	R03. 03. 19
140	府川	府川 1	206-H26-158	H28. 09. 16	
141	府川	府川 2	206-H26-159	R03. 03. 19	R03. 03. 19
142	府川	府川 3	206-H26-160	R03. 03. 19	R03. 03. 19
143	府川	府川 4	206-H26-161	R03. 03. 19	R03. 03. 19
144	府川	府川 5	206-H26-162	R03. 03. 19	R03. 03. 19
145	府川	府川 6	206-H26-163	H28. 09. 16	
146	府川	府川 7	206-H26-164	R03. 03. 19	R03. 03. 19
147	府川	府川 8	206-H26-165	R03. 03. 19	R03. 03. 19
148	府川及び清水新田	府川 9	206-H26-166	R03. 03. 19	R03. 03. 19
149	府川及び清水新田	府川 10	206-H26-167	R03. 03. 19	R03. 03. 19
150	府川、久野及び飯田岡	府川 11	206-H26-168	H28. 09. 16	
151	府川	府川 12	206-H26-169	R03. 03. 19	R03. 03. 19
152	府川及び久野	府川 14	206-H26-171	H28. 09. 16	
153	府川	府川 15	206-H26-172	H28. 09. 16	
154	府川	府川 17	206-H26-174	R03. 03. 19	R03. 03. 19
155	清水新田、穴部及び府川	清水新田 1	206-H26-175	R03. 03. 19	R03. 03. 19
156	清水新田及び府川	清水新田 2	206-H26-176	R03. 03. 19	R03. 03. 19
157	北ノ窪	北ノ窪 1	206-H26-177	R03. 03. 19	R03. 03. 19
158	北ノ窪	北ノ窪 2	206-H26-178	R03. 03. 19	R03. 03. 19
159	北ノ窪	北ノ窪 3	206-H26-179	R03. 03. 19	R03. 03. 19
160	北ノ窪	北ノ窪 4	206-H26-180	H28. 09. 16	
161	北ノ窪及び府川	北ノ窪 5	206-H26-181	R03. 03. 19	R03. 03. 19
162	北ノ窪及び府川	北ノ窪 6	206-H26-182	H28. 09. 16	
163	北ノ窪	北ノ窪 7	206-H26-183	R03. 03. 19	R03. 03. 19
164	穴部及び清水新田	穴部 1	206-H26-185	R03. 03. 19	R03. 03. 19
165	穴部及び多古	穴部 2	206-H26-186	R03. 03. 19	R03. 03. 19
166	穴部	穴部 3	206-H26-187	R03. 03. 19	R03. 03. 19
167	穴部	穴部 4	206-H26-188	R03. 03. 19	R03. 03. 19
168	穴部	穴部 5	206-H26-189	R03. 03. 19	R03. 03. 19
169	穴部	穴部 6	206-H26-190	R03. 03. 19	R03. 03. 19
170	石橋及び早川	石橋 1	206-H26-600	R03. 03. 19	R03. 03. 19
171	石橋	石橋 2	206-H26-601	R03. 03. 19	R03. 03. 19

5. 避難、要配慮者関係

172	石橋及び早川	石橋 4	206-H26-603	R03. 03. 19	R03. 03. 19
173	石橋及び早川	石橋 5	206-H26-604	R03. 03. 19	R03. 03. 19
174	石橋	石橋 6	206-H26-605	R03. 03. 19	R03. 03. 19
175	石橋	石橋 7	206-H26-606	R03. 03. 19	R03. 03. 19
176	石橋	石橋 8	206-H26-607	R03. 03. 19	R03. 03. 19
177	石橋	石橋 10	206-H26-609	R03. 03. 19	R03. 03. 19
178	石橋	石橋 11	206-H26-610	R03. 03. 19	R03. 03. 19
179	石橋	石橋 12	206-H26-611	R03. 03. 19	R03. 03. 19
180	石橋及び米神	石橋 13	206-H26-612	R03. 03. 19	R03. 03. 19
181	米神	米神 1	206-H26-613	H28. 09. 16	
182	米神	米神 3	206-H26-615	R03. 03. 19	R03. 03. 19
183	米神	米神 4	206-H26-616	R03. 03. 19	R03. 03. 19
184	米神	米神 5	206-H26-617	R03. 03. 19	R03. 03. 19
185	米神	米神 6	206-H26-618	R03. 03. 19	R03. 03. 19
186	米神及び根府川	米神 7	206-H26-619	R03. 03. 19	R03. 03. 19
187	米神及び根府川	米神 8	206-H26-620	R03. 03. 19	R03. 03. 19
188	米神	米神 9	206-H26-621	R03. 03. 19	R03. 03. 19
189	米神	米神 11	206-H26-623	R03. 03. 19	R03. 03. 19
190	米神及び根府川	米神 12	206-H26-624	H28. 09. 16	
191	根府川及び米神	根府川 1	206-H26-625	R03. 03. 19	R03. 03. 19
192	根府川及び米神	根府川 2	206-H26-626	R03. 03. 19	R03. 03. 19
193	根府川	根府川 3	206-H26-627	H28. 09. 16	
194	根府川	根府川 4	206-H26-628	R03. 03. 19	R03. 03. 19
195	根府川	根府川 5	206-H26-629	R03. 03. 19	R03. 03. 19
196	根府川	根府川 6	206-H26-630	R03. 03. 19	R03. 03. 19
197	根府川	根府川 8	206-H26-632	R03. 03. 19	R03. 03. 19
198	根府川	根府川 9	206-H26-633	R03. 03. 19	R03. 03. 19
199	根府川	根府川 10	206-H26-634	R03. 03. 19	R03. 03. 19
200	根府川	根府川 11	206-H26-635	R03. 03. 19	R03. 03. 19
201	根府川	根府川 12	206-H26-636	R03. 03. 19	R03. 03. 19
202	根府川	根府川 13	206-H26-637	R03. 03. 19	R03. 03. 19
203	根府川	根府川 14	206-H26-638	R03. 03. 19	R03. 03. 19
204	根府川	根府川 15	206-H26-639	R03. 03. 19	R03. 03. 19
205	根府川	根府川 16	206-H26-640	R03. 03. 19	R03. 03. 19
206	根府川	根府川 17	206-H26-641	R03. 03. 19	R03. 03. 19
207	根府川	根府川 18	206-H26-642	R03. 03. 19	R03. 03. 19
208	根府川	根府川 19	206-H26-643	R03. 03. 19	R03. 03. 19
209	根府川	根府川 21	206-H26-645	R03. 03. 19	R03. 03. 19
210	根府川	根府川 22	206-H26-646	R03. 03. 19	R03. 03. 19
211	根府川	根府川 23	206-H26-647	R03. 03. 19	R03. 03. 19
212	根府川	根府川 24	206-H26-648	H28. 09. 16	
213	根府川	根府川 25	206-H26-649	R03. 03. 19	R03. 03. 19
214	根府川	根府川 27	206-H26-651	R03. 03. 19	R03. 03. 19
215	根府川	根府川 28	206-H26-652	R03. 03. 19	R03. 03. 19
216	根府川	根府川 29	206-H26-653	R03. 03. 19	R03. 03. 19
217	江之浦	江之浦 1	206-H26-654	R03. 03. 19	R03. 03. 19
218	江之浦	江之浦 2	206-H26-655	R03. 03. 19	R03. 03. 19
219	江之浦	江之浦 3	206-H26-656	R03. 03. 19	R03. 03. 19
220	江之浦	江之浦 4	206-H26-657	R03. 03. 19	R03. 03. 19
221	江之浦	江之浦 5	206-H26-658	R03. 03. 19	R03. 03. 19
222	江之浦	江之浦 6	206-H26-659	H28. 09. 16	
223	江之浦	江之浦 7	206-H26-660	R03. 03. 19	R03. 03. 19
224	江之浦	江之浦 8	206-H26-661	R03. 03. 19	R03. 03. 19
225	江之浦	江之浦 9	206-H26-662	R03. 03. 19	R03. 03. 19
226	江之浦	江之浦 10	206-H26-663	R03. 03. 19	R03. 03. 19
227	江之浦	江之浦 11	206-H26-664	R03. 03. 19	R03. 03. 19
228	江之浦	江之浦 12	206-H26-665	H28. 09. 16	
229	江之浦	江之浦 14	206-H26-667	R03. 03. 19	R03. 03. 19
230	江之浦	江之浦 15	206-H26-668	R03. 03. 19	R03. 03. 19

小田原市地域防災計画
資料編

231	江之浦	江之浦 16	206-H26-669	R03. 03. 19	R03. 03. 19
232	江之浦	江之浦 17	206-H26-670	H28. 09. 16	
233	江之浦	江之浦 18	206-H26-671	R03. 03. 19	R03. 03. 19
234	江之浦	江之浦 19	206-H26-672	R03. 03. 19	R03. 03. 19
235	久野	久野 1	206-H26-001	H28. 09. 16	
236	久野	久野 2	206-H26-002	H28. 09. 16	
237	久野	久野 3	206-H26-003	R03. 03. 19	R03. 03. 19
238	久野	久野 4	206-H26-004	R03. 03. 19	R03. 03. 19
239	久野	久野 5	206-H26-005	R03. 03. 19	R03. 03. 19
240	久野	久野 6	206-H26-006	H28. 09. 16	
241	久野	久野 7	206-H26-007	H28. 09. 16	
242	久野	久野 8	206-H26-008	R03. 03. 19	R03. 03. 19
243	久野	久野 9	206-H26-009	R03. 03. 19	R03. 03. 19
244	久野	久野 10	206-H26-010	R03. 03. 19	R03. 03. 19
245	久野	久野 11	206-H26-011	R03. 03. 19	R03. 03. 19
246	久野	久野 12	206-H26-012	R03. 03. 19	R03. 03. 19
247	久野	久野 13	206-H26-013	R03. 03. 19	R03. 03. 19
248	久野	久野 14	206-H26-014	R03. 03. 19	R03. 03. 19
249	久野	久野 15	206-H26-015	H28. 09. 16	
250	久野	久野 16	206-H26-016	H28. 09. 16	
251	久野	久野 17	206-H26-017	R03. 03. 19	R03. 03. 19
252	久野	久野 18	206-H26-018	R03. 03. 19	R03. 03. 19
253	久野	久野 19	206-H26-019	R03. 03. 19	R03. 03. 19
254	久野	久野 20	206-H26-020	R03. 03. 19	
255	久野	久野 21	206-H26-021	H28. 09. 16	
256	久野	久野 22	206-H26-022	R03. 03. 19	R03. 03. 19
257	久野	久野 23	206-H26-023	H28. 09. 16	
258	久野	久野 24	206-H26-024	R03. 03. 19	R03. 03. 19
259	久野	久野 25	206-H26-025	R03. 03. 19	R03. 03. 19
260	久野	久野 26	206-H26-026	R03. 03. 19	R03. 03. 19
261	久野	久野 27	206-H26-027	R03. 03. 19	R03. 03. 19
262	久野	久野 28	206-H26-028	R03. 03. 19	R03. 03. 19
263	久野	久野 29	206-H26-029	R03. 03. 19	R03. 03. 19
264	久野	久野 30	206-H26-030	R03. 03. 19	R03. 03. 19
265	久野	久野 31	206-H26-031	R03. 03. 19	R03. 03. 19
266	久野	久野 33	206-H26-033	H28. 09. 16	
267	久野	久野 34	206-H26-034	H28. 09. 16	
268	久野	久野 35	206-H26-035	R03. 03. 19	R03. 03. 19
269	久野	久野 36	206-H26-036	R03. 03. 19	R03. 03. 19
270	久野	久野 37	206-H26-037	H28. 09. 16	
271	久野	久野 38	206-H26-038	R03. 03. 19	R03. 03. 19
272	久野	久野 39	206-H26-039	R03. 03. 19	R03. 03. 19
273	久野	久野 40	206-H26-040	R03. 03. 19	R03. 03. 19
274	久野	久野 41	206-H26-041	H28. 09. 16	
275	久野	久野 42	206-H26-042	R03. 03. 19	R03. 03. 19
276	久野	久野 43	206-H26-043	R03. 03. 19	R03. 03. 19
277	久野	久野 44	206-H26-044	R03. 03. 19	R03. 03. 19
278	久野	久野 45	206-H26-045	R03. 03. 19	R03. 03. 19
279	久野	久野 46	206-H26-046	R03. 03. 19	R03. 03. 19
280	久野	久野 47	206-H26-047	R03. 03. 19	R03. 03. 19
281	久野	久野 48	206-H26-048	R03. 03. 19	R03. 03. 19
282	久野	久野 49	206-H26-049	R03. 03. 19	R03. 03. 19
283	久野	久野 51	206-H26-051	H28. 09. 16	
284	久野	久野 52	206-H26-052	R03. 03. 19	R03. 03. 19
285	久野	久野 53	206-H26-053	R03. 03. 19	R03. 03. 19
286	久野	久野 54	206-H26-054	R03. 03. 19	R03. 03. 19
287	久野	久野 55	206-H26-055	R03. 03. 19	R03. 03. 19
288	久野	久野 56	206-H26-056	R03. 03. 19	R03. 03. 19
289	久野	久野 57	206-H26-057	R03. 03. 19	R03. 03. 19

5. 避難、要配慮者関係

290	久野	久野 58	206-H26-058	R03. 03. 19	R03. 03. 19
291	久野	久野 59	206-H26-059	H28. 9. 16	
292	久野	久野 60	206-H26-060	R03. 03. 19	R03. 03. 19
293	久野	久野 61	206-H26-061	R03. 03. 19	R03. 03. 19
294	久野	久野 62	206-H26-062	R03. 03. 19	R03. 03. 19
295	久野	久野 63	206-H26-063	R03. 03. 19	R03. 03. 19
296	久野	久野 64	206-H26-064	R03. 03. 19	R03. 03. 19
297	久野	久野 65	206-H26-065	R03. 03. 19	R03. 03. 19
298	久野	久野 66	206-H26-066	R03. 03. 19	R03. 03. 19
299	久野	久野 67	206-H26-067	R03. 03. 19	R03. 03. 19
300	久野	久野 68	206-H26-068	R03. 03. 19	R03. 03. 19
301	久野	久野 69	206-H26-069	R03. 03. 19	R03. 03. 19
302	久野	久野 70	206-H26-070	R03. 03. 19	R03. 03. 19
303	久野	久野 71	206-H26-071	R03. 03. 19	R03. 03. 19
304	久野	久野 72	206-H26-072	R03. 03. 19	R03. 03. 19
305	久野	久野 73	206-H26-073	H28. 09. 16	
306	久野	久野 74	206-H26-074	R03. 03. 19	R03. 03. 19
307	曾我大沢、上曾我及び足柄上郡大井町上大井	曾我大沢 01	206-H26-01	R03. 03. 19	R03. 03. 19
308	上曾我	上曾我 01	206-H26-02	R03. 03. 19	R03. 03. 19
309	上曾我及び曾我岸	上曾我 02	206-H26-03	R03. 03. 19	R03. 03. 19
310	上曾我	上曾我 03	206-H26-04	H29. 02. 03	
311	上曾我	上曾我 04	206-H26-05	R03. 03. 19	R03. 03. 19
312	曾我岸	曾我岸 02	206-H26-07	R03. 03. 19	R03. 03. 19
313	曾我谷津及び曾我原	曾我谷津 01	206-H26-08	R03. 03. 19	R03. 03. 19
314	曾我谷津	曾我谷津 02	206-H26-09	R03. 03. 19	R03. 03. 19
315	曾我谷津	曾我谷津 03	206-H26-10	R03. 03. 19	R03. 03. 19
316	曾我谷津及び曾我原	曾我谷津 04	206-H26-11	R03. 03. 19	R03. 03. 19
317	曾我原	曾我原 01	206-H26-12	H29. 02. 03	
318	曾我別所	曾我別所 01	206-H26-13	R03. 03. 19	R03. 03. 19
319	曾我別所	曾我別所 02	206-H26-14	R03. 03. 19	R03. 03. 19
320	沼代及び曾我別所	沼代 01	206-H26-15	R03. 03. 19	R03. 03. 19
321	沼代	沼代 02	206-H26-16	R03. 03. 19	
322	沼代	沼代 03	206-H26-17	R03. 03. 19	R03. 03. 19
323	沼代	沼代 04	206-H26-18	R03. 03. 19	R03. 03. 19
324	沼代	沼代 05	206-H26-19	R03. 03. 19	R03. 03. 19
325	沼代及び小竹	沼代 06	206-H26-20	R03. 03. 19	R03. 03. 19
326	沼代及び小船	沼代 07	206-H26-21	R03. 03. 19	R03. 03. 19
327	沼代及び小船	沼代 08	206-H26-22	R03. 03. 19	R03. 03. 19
328	沼代	沼代 09	206-H26-23	R03. 03. 19	R03. 03. 19
329	沼代及び小船	沼代 10	206-H26-24	R03. 03. 19	R03. 03. 19
330	沼代及び小船	沼代 11	206-H26-25	R03. 03. 19	R03. 03. 19
331	沼代	沼代 12	206-H26-26	R03. 03. 19	R03. 03. 19
332	沼代及び上町	沼代 13	206-H26-27	R03. 03. 19	R03. 03. 19
333	小竹	小竹 01	206-H26-28	R03. 03. 19	R03. 03. 19
334	小竹	小竹 02	206-H26-29	R03. 03. 19	R03. 03. 19
335	小竹	小竹 03	206-H26-30	R03. 03. 19	R03. 03. 19
336	小竹	小竹 04	206-H26-31	R03. 03. 19	R03. 03. 19
337	小竹並びに中郡二宮町百合が丘 2 丁目及び 3 丁目	小竹 05	206-H26-32	R03. 03. 19	R03. 03. 19
338	小竹及び中郡二宮町百合が丘 2 丁目	小竹 06	206-H26-33	R03. 03. 19	R03. 03. 19
339	小竹	小竹 07	206-H26-34	R03. 03. 19	R03. 03. 19
340	小竹	小竹 08	206-H26-35	R03. 03. 19	R03. 03. 19
341	小竹及び沼代	小竹 09	206-H26-36	R03. 03. 19	R03. 03. 19
342	小竹及び小船	小竹 10	206-H26-37	R03. 03. 19	R03. 03. 19
343	小船及び沼代	小船 01	206-H26-38	R03. 03. 19	R03. 03. 19
344	小船及び沼代	小船 02	206-H26-39	R03. 03. 19	R03. 03. 19
345	小船及び小竹	小船 03	206-H26-40	R03. 03. 19	R03. 03. 19
346	小船	小船 04	206-H26-41	R03. 03. 19	R03. 03. 19

小田原市地域防災計画
資料編

347	小船	小船 05	206-H26-42	R03. 03. 19	R03. 03. 19
348	小船	小船 06	206-H26-43	R03. 03. 19	R03. 03. 19
349	山西、小竹及び小船	山西 01	206-H26-44	R03. 03. 19	R03. 03. 19
350	東ヶ丘、中村原及び山西	東ヶ丘 01	206-H26-46	R03. 03. 19	R03. 03. 19
351	東ヶ丘、中村原及び山西並びに 中郡二宮町山西	東ヶ丘 02	206-H26-47	R03. 03. 19	
352	中村原及び東ヶ丘	中村原 01	206-H26-48	R03. 03. 19	R03. 03. 19
353	中村原、中郡二宮町川勾及び二 宮町山西	中村原 02	206-H26-49	R03. 03. 19	
354	中村原	中村原 03	206-H26-50	R03. 03. 19	R03. 03. 19
355	上町及び沼代	上町 01	206-H26-51	R03. 03. 19	R03. 03. 19
356	上町及び小船	上町 02	206-H26-52	R03. 03. 19	R03. 03. 19
357	上町及び小船	上町 03	206-H26-53	R03. 03. 19	R03. 03. 19
358	上町及び中村原	上町 04	206-H26-54	R03. 03. 19	R03. 03. 19
359	上町	上町 05	206-H26-55	R03. 03. 19	R03. 03. 19
360	上町	上町 06	206-H26-56	R03. 03. 19	R03. 03. 19
361	上町及び国府津	上町 07	206-H26-57	R03. 03. 19	R03. 03. 19
362	羽根尾及び中村原	羽根尾 01	206-H26-58	R03. 03. 19	R03. 03. 19
363	羽根尾	羽根尾 02	206-H26-59	R03. 03. 19	R03. 03. 19
364	羽根尾	羽根尾 03	206-H26-60	R03. 03. 19	R03. 03. 19
365	羽根尾及び前川	羽根尾 04	206-H26-61	R03. 03. 19	R03. 03. 19
366	羽根尾及び前川	羽根尾 05	206-H26-62	R03. 03. 19	R03. 03. 19
367	羽根尾、前川及び上町	羽根尾 06	206-H26-63	R03. 03. 19	R03. 03. 19
368	田島	田島 01	206-H26-64	R03. 03. 19	R03. 03. 19
369	田島	田島 02	206-H26-65	R03. 03. 19	R03. 03. 19
370	田島	田島 03	206-H26-66	R03. 03. 19	R03. 03. 19
371	田島	田島 04	206-H26-67	R03. 03. 19	R03. 03. 19
372	国府津及び田島	国府津 01	206-H26-68	R03. 03. 19	R03. 03. 19
373	国府津	国府津 02	206-H26-69	R03. 03. 19	R03. 03. 19
374	国府津及び前川	国府津 03	206-H26-70	R03. 03. 19	R03. 03. 19
375	国府津	国府津 04	206-H26-71	R03. 03. 19	R03. 03. 19
376	国府津及び国府津 5 丁目	国府津 05	206-H26-72	R03. 03. 19	R03. 03. 19
377	国府津及び国府津 4 丁目	国府津 06	206-H26-73	R03. 03. 19	R03. 03. 19
378	国府津	国府津 07	206-H26-74	R03. 03. 19	R03. 03. 19
379	国府津	国府津 08	206-H26-75	R03. 03. 19	R03. 03. 19
380	国府津	国府津 09	206-H26-76	R03. 03. 19	R03. 03. 19
381	国府津	国府津 10	206-H26-77	R03. 03. 19	R03. 03. 19
382	前川及び羽根尾並びに中郡二 宮町山西	前川 01	206-H26-78	R03. 03. 19	R03. 03. 19
383	前川	前川 02	206-H26-79	R03. 03. 19	R03. 03. 19
384	前川	前川 03	206-H26-80	R03. 03. 19	R03. 03. 19
385	前川	前川 04	206-H26-81	R03. 03. 19	R03. 03. 19
386	前川	前川 05	206-H26-82	H29. 02. 03	
387	前川	前川 06	206-H26-83	R03. 03. 19	R03. 03. 19
388	前川	前川 07	206-H26-84	R03. 03. 19	R03. 03. 19
389	前川及び国府津 5 丁目	前川 08	206-H26-85	R03. 03. 19	R03. 03. 19
390	前川	前川 09	206-H26-86	R03. 03. 19	R03. 03. 19
391	前川及び国府津	前川 10	206-H26-87	R03. 03. 19	R03. 03. 19
392	国府津 4 丁目	国府津 4 丁目 01	206-H26-88	R03. 03. 19	R03. 03. 19
393	国府津 5 丁目、国府津及び国府 津 4 丁目	国府津 5 丁目 01	206-H26-89	R03. 03. 19	R03. 03. 19
394	国府津 5 丁目、国府津及び国 府津 4 丁目	国府津 5 丁目 02	206-H26-90	R03. 03. 19	R03. 03. 19
395	国府津 5 丁目、国府津及び前川	国府津 5 丁目 03	206-H26-91	R03. 03. 19	R03. 03. 19
396	千代	千代 01	206-H26-92	R05. 05. 14	R05. 05. 14
397	真鶴町岩及び小田原市江ノ浦	山ゆり 01	383-H22-900	R02. 03. 24	R02. 03. 24
398	箱根町湯本及び小田原市早川	湯本 10	382-H27-419	R02. 12. 22	R02. 12. 22
399	箱根町湯本及び小田原市入生 田	湯本 09	382-H27-418	R02. 12. 22	R02. 12. 22
400	箱根町宮城野、宮ノ下及び小田	宮城野 39	382-H27-139	R02. 12. 22	R02. 12. 22

5. 避難、要配慮者関係

	原市久野				
401	大井町山田、金子、上大井及び小田原市曾我大沢	山田 9	362-H27-019	R03. 05. 25	R03. 05. 25
402	二宮町一色、百合が丘三丁目及び小田原市小竹	一色 6	342-H27-006	R03. 05. 14	R03. 05. 14
403	二宮町百合が丘三丁目、百合が丘二丁目及び小田原市小竹	百合が丘三丁目 1	342-H27-010	R03. 05. 14	R03. 05. 14
404	二宮町百合が丘一丁目、山西及び小田原市中村原	百合が丘一丁目 1	342-H27-008	R03. 05. 14	R03. 05. 14
405	二宮町山西、川勾及び小田原市中村原	山西 6	342-H27-037	R03. 05. 14	R03. 05. 14
406	二宮町川勾、山西及び小田原市中村原	川勾 1	342-H27-042	R03. 05. 14	R03. 05. 14
合計		406 箇所 (行政境にあり他市町で指定の区域：10 箇所)			

資料 5-11 急傾斜地崩壊危険区域

令和 6 年 4 月 1 日現在

危険区域名	指定面積	指定年月日	主たる目標物
城山地区	1.50ha	昭和 47 年 1 月 18 日	市営谷津住宅付近
	0.94ha	昭和 48 年 3 月 30 日	市営谷津住宅付近
	0.03ha	平成 6 年 3 月 31 日	市営谷津住宅付近
城山 B 地区	0.89ha	昭和 48 年 3 月 30 日	NTT 小田原支店 谷津ビル南側
	0.22ha	平成 11 年 3 月 31 日	NTT 小田原支店 谷津ビル南側
城山 C 地区	0.61ha	昭和 60 年 3 月 19 日	小田原高校東側 百段坂脇
根府川 A 地区	2.28ha	平成 2 年 3 月 31 日	市役所片浦支所 東側
根府川 B 地区	0.22ha	平成 12 年 9 月 1 日	片浦小学校南側
板橋地区	1.23ha	平成 3 年 2 月 5 日	板橋地藏堂西側 富士山地区
	0.07ha	平成 28 年 10 月 7 日	板橋地藏堂西側 富士山地区
穴部地区	1.95ha	平成 4 年 11 月 2 日	姥神社南側
	0.05ha	平成 13 年 3 月 23 日	姥神社南側 拡大部
	0.19ha	平成 28 年 5 月 27 日	姥神社南側 拡大部
久野地区	2.34ha	平成 7 年 3 月 31 日	神山神社西側
府川地区	1.20ha	平成 9 年 11 月 28 日	正応寺北側
	1.40ha	平成 12 年 1 月 25 日	正応寺南側
	0.85ha	平成 17 年 11 月 1 日	正応寺北側・南側 拡大部
根府川 C 地区	2.07ha	平成 21 年 5 月 29 日	片浦小学校南側
板橋 B 地区	0.49ha	平成 22 年 6 月 25 日	板橋地藏堂西側 富士山地区
清水新田地区	0.37ha	平成 24 年 12 月 28 日	府川公民館南側
板橋 C 地区	0.08ha	令和元年 7 月 9 日	富士山砦南側
入生田地区	0.76ha	令和元年 7 月 9 日	入生田公民館北側
計	14 地区 ・ 面積 約 19.74ha		

資料 5-12 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

令和 6 年 7 月 1 日現在

対象河川	番号	施設名	所在地	施設分類
酒匂川	1	SOMPOケアラヴィーレ小田原	南鴨宮 2-20-1	老人福祉施設等
	2	SOMPOケアラヴィーレ小田原式番館	南鴨宮 3-20-2	老人福祉施設等
	3	ココファンメゾン小田原	成田 707-6	老人福祉施設等
	4	グループホーム第 1 あさ	成田 929-2	グループホーム(障がい者)
	5	グループホーム第 2 あさ	成田 928	グループホーム(障がい者)
	6	グループホーム第 3 あさ	成田 928	グループホーム(障がい者)
	7	医心館 小田原	成田 501-3	老人福祉施設等
	8	ニチイケアセンターこゆるぎ	成田 482-2	老人福祉施設等
	9	イリーゼグループホーム 小田原鴨宮	南鴨宮 2-8-29	老人福祉施設等
	10	第 3 かもめホーム	西酒匂 2-1-12	グループホーム(障がい者)
	11	地域リハビリセンターふらっと	堀之内 253-1	老人福祉施設等
	12	HSAデイサービス めだかの学校 桑原	桑原 34-4	老人福祉施設等
	13	HSAデイサービス めだかの学校 飯泉	飯泉 1203-8	老人福祉施設等
	14	ニチイケアセンター小田原	曾比 3170-2	老人福祉施設等
	15	潤生園 みんなの家 ほりのうち通所介護	堀之内 7-1	老人福祉施設等
	16	だんらんの家 富水	飯田岡 130-3	老人福祉施設等
	17	ニチイケアセンター西湘	成田 222-1	老人福祉施設等
	18	潤生園 やすらぎの家 豊川	成田 718	老人福祉施設等
	19	デイサービスもみの木	蓮正寺 131	老人福祉施設等
	20	茶話本舗デイサービス小田原ほたるだ	中曽根 321-6	老人福祉施設等
	21	潤生園 やすらぎの家 南鴨宮	南鴨宮 1-11-19	老人福祉施設等
	22	活粋楽笑 FUKUMOTO	南鴨宮 3-12-8	老人福祉施設等
	23	エール リハビリステーション	南鴨宮 3-19-13	老人福祉施設等
	24	グループホームめろでいー	酒匂 1399-1	老人福祉施設等
	25	小田原市鴨宮ケアセンター	南鴨宮 2-27-19	老人福祉施設等
	26	ファミリー・ホスピスデイ鴨宮	西酒匂 2-5-10	老人福祉施設等
	27	デイサービス七福なるだ	成田 131-1	老人福祉施設等
	28	デイサービス福寿おだわら堀之内	堀之内 10-5	老人福祉施設等
	29	第 2 かもめホーム	飯田岡 67-5 ソレイユ ガーデンハウスサウス 3	グループホーム(障がい者)
	30	ありんこホームふじみ	南鴨宮 3-6-11	障がい者施設(通所)
	31	第三かもめの家事業所	堀之内 144-3	障がい者施設(通所)
	32	おりーぶ	鬼柳 733-2	障がい者施設(通所)
	33	小田原なぎさ作業所	南鴨宮 3-16-20	障がい者施設(通所)
	34	農業ステーション	蓮正寺 133-5	障がい者施設(通所)
	35	ファミリーサポートすずろ蓮笑亭	蓮正寺 435	障がい児施設(通所)
	36	(株) エイチ・エス・エー秘密基地	扇町 5-11-21	障がい児施設(通所)
	37	ひまわりの家	飯泉 1203-8	障がい児施設(通所)
	38	ぐれーぶ	桑原 34-4	障がい児施設(通所)
	39	JOYヴィレッジ小田原校・第 2 小田原校	成田 656-6	障がい児施設(通所)

小田原市地域防災計画
資料編

対象河川	番号	施設名	所在地	施設分類
酒匂川	40	ありんこホーム すまいる	南鴨宮 1-14-27	グループホーム（障がい者）
	41	富水保育園	栢山 1946	児童福祉施設
	42	保育園 大地	堀之内 458	児童福祉施設
	43	豊川保育園	成田 654-5	児童福祉施設
	44	保育所モナミ桑原園	成田 794-2	児童福祉施設
	45	お花畑保育園	南鴨宮 3-23-24	児童福祉施設
	46	豊川すずらん保育園	成田 646-3	児童福祉施設
	47	東富水小学校	中曽根 359	学校施設等
	48	豊川小学校	成田 530-1	学校施設等
	49	富士見小学校	南鴨宮 3-25-1	学校施設等
	50	東富水幼稚園	中曽根 355-5	学校施設等
	51	ツクイ小田原	飯泉 1432-1	老人福祉施設等
	52	ニコニコハウス 栢山	栢山 152-1	老人福祉施設等
	53	デイサービスココファンほたるだ	蓮正寺 194-3	老人福祉施設等
	54	こはるび学園	栢山 592-2-105	障がい児施設（通所）
	55	ポプラの家	蓮正寺 204-1	グループホーム（障がい者）
	56	あずさの家	蓮正寺 206	グループホーム（障がい者）
	57	報徳保育園	栢山 880	児童福祉施設
	58	保育所モナミ蓮正寺園	蓮正寺 103-5	児童福祉施設
	59	医療法人邦友会 小田原循環器病院	矢作 296-1	病院
	60	城北工業高等学校	栢山 200	学校施設等
	61	小田原東高等学校	東町 4-12-1	学校施設等
	62	未来っ子幼児教育センター	南鴨宮 1-5-40	児童福祉施設
	63	神奈川県立小田原支援学校	蓮正寺 1021	学校施設等
	64	デイサービスなごみ	栢山 3608-2	老人福祉施設等
	65	特別養護老人ホーム 芳徳の郷ほなみ	栢山 3565	老人福祉施設等
	66	短期入所施設 芳徳の郷ほなみ	栢山 3566	老人福祉施設等
	67	デイサービスセンター 芳徳の郷ほなみ	栢山 3567	老人福祉施設等
	68	ツクイ小田原富水グループホーム	新屋 8-1	老人福祉施設等
	69	オセアンビクトリア小田原	栢山 1121 番地 8	老人福祉施設等
	70	そんぼの家 鴨宮	鴨宮 839-1	老人福祉施設等
	71	れんげ幼稚園	東町 3-12-23	学校施設等
	72	酒匂中学校	酒匂 3-4-1	学校施設等
	73	西湘乃えん 西湘グループホーム えん 西湘ケアホーム えん 西湘デイサービス えん	飯泉 1070-1	老人福祉施設等
	74	デイサービス イヴ	中新田 269-4	老人福祉施設等
	75	白鷗中学校	東町 4-13-1	学校施設等
	76	あいわ さくら館	西酒匂 1-3-11	老人福祉施設等
	77	小田原アシスト	東町 4-11-2	障がい者施設（通所）

5. 避難、要配慮者関係

対象河川	番号	施設名	所在地	施設分類
酒匂川	78	かもめホーム	酒匂 3-1-15	グループホーム(障がい者)
	79	小田原・めだか販売店	南鴨宮 3-35-25	障がい者施設(通所)
	80	ありんこホームあいりす なでしこ	鴨宮 522-2	グループホーム(障がい者)
	81	グループホームローズハウス	寿町 4-14-19	老人福祉施設等
	82	住宅型有料老人ホームひなた飯泉	飯泉 1203-1	老人福祉施設等
	83	PEACE HOUSE	中曽根 57-9	障がい者施設(通所)
	84	ソーシャルインクルーホーム小田原成田	成田 503-5	障がい者施設
	85	こうしんファーム	南鴨宮 2-47-25	障がい者施設(通所)
	86	エンジェルキッズ鴨宮園	南鴨宮 3-22-9	児童福祉施設
酒匂川 狩川	87	せせらぎの杜	蓮正寺 827-1	障がい者施設(通所)
	88	笑和工房	蓮正寺 435	障がい者施設(通所)
	89	梅香園	蓮正寺 647-5	障がい児施設(通所)
	90	あゆむ	堀之内 253-1 茶利富水ビル 201	障がい者施設(通所)
	91	りんごの木	多古 326-9	障がい児施設(通所)
	92	わたくも	蓮正寺 204-8	グループホーム(障がい者)
	93	ふぁみーる かのん せかんど	蓮正寺 783-8	グループホーム(障がい者)
	94	ケアステーションあさひ小田原あしがら	多古 304-1	老人福祉施設等
	95	高木整形外科医院	蓮正寺 310-1	有床診療所
酒匂川 狩川 仙了川	96	こひつじ学園(保育部)	飯田岡 336	児童福祉施設
	97	潤生園 やすらぎの家 富水	蓮正寺 871-3	老人福祉施設等
	98	潤生園 みんなの家 ほたるだ	蓮正寺 994	老人福祉施設等
	99	たんぼぼの家	飯田岡 454	児童福祉施設
	100	五百羅漢保育園	扇町 5-7-35	児童福祉施設
	101	サンライズキッズ保育園小田原園	曾比 1755-1	児童福祉施設
	102	桜井保育園	曾比 2153-2	児童福祉施設
	103	潤生園在宅介護総合センターれんげの里 通所介護・短期入所生活介護	蓮正寺 997-1	老人福祉施設等
	104	ココファンレジデンス小田原	蓮正寺 102-2	老人福祉施設等
	105	グループホーム“悠久”ほたるだ	蓮正寺 347-2	老人福祉施設等
	106	住宅型有料老人ホーム ウイズオール	蓮正寺 585-3	老人福祉施設等
	107	クルールⅠ クルールⅡ	蓮正寺 869-3	グループホーム(障がい者)
	108	ふぁみーる かのん	蓮正寺 795-6	グループホーム(障がい者)
	109	クルールⅢ	蓮正寺 869-1	グループホーム(障がい者)
	110	メルシーボク	穴部 423-32	グループホーム(障がい者)
	111	介護老人保健施設葵の園・小田原	曾比 1350	老人福祉施設等
	112	小田原・あおい ホームケアサービス	曾比 1350	老人福祉施設等
	113	わかば会栢山寮	栢山 2816-1	グループホーム(障がい者)
	114	小田原みどり学園	中町 1-15-11	児童福祉施設
	115	泉中学校	飯田岡 22	学校施設等
	116	螢田愛児園	蓮正寺 783	児童福祉施設
	117	富水小学校	飯田岡 481	学校施設等
	118	H S A デイサービスめだかの学校五百羅漢	扇町 5-11-21	老人福祉施設等

小田原市地域防災計画
資料編

対象河川	番号	施設名	所在地	施設分類
酒匂川 狩川 仙了川	119	すずろ蓮笑亭デイサービス	蓮正寺 435	老人福祉施設等
	120	潤生園 やすらぎの家栢山	曾比 1799	老人福祉施設等
	121	ほうとく	栢山 3283-5	老人福祉施設等
	122	機能訓練特化型デイサービス 楽動	飯田岡 51-1-2	老人福祉施設等
	123	ニコニコハウス 飯田岡	飯田岡 217-2	老人福祉施設等
	124	中島保育園	中町 2-13-48	児童福祉施設
酒匂川狩川 仙了川 山王川	125	足柄保育園	扇町 2-17-2	児童福祉施設
	126	山王保育園	東町 1-30-30	児童福祉施設
	127	ホームステーション らいふ小田原	東町 5-13-44	老人福祉施設等
	128	潤生園 みんなの家 はくさん	扇町 3-26-28	老人福祉施設等
	129	ニコニコハウス東町	東町 5-2-8	老人福祉施設等
	130	デイサービスセンター翔	東町 1-29-22	老人福祉施設等
酒匂・狩川 山王川	131	デイサービス なかさんち	中町 2-9-30	老人福祉施設等
	132	吉田整形外科医院	扇町 4-7-15	老人福祉施設等
酒匂川 仙了川	133	桜井小学校	曾比 1943	学校施設等
	134	報徳小学校	小台 405	学校施設等
	135	城北中学校	栢山 2888	学校施設等
	136	報徳幼稚園	柳新田 129-3	学校施設等
酒匂川 山王川	137	夢門塾扇町	扇町 1-13-39	障がい児施設（通所）
	138	第2ありんこホーム	扇町 2-31-5	障がい者施設（通所）
	139	第2小田原アシスト	東町 4-4-5	障がい者施設（通所）
	140	障害者地域作業所ゆう	小台 340-20	障がい者施設（通所）
	141	町田小学校	寿町 2-7-25	学校施設等
狩川	142	こころね	穴部 547-2	障がい者施設（通所）
	143	ふるさとホームあしがら	多古 304-1	老人福祉施設等
	144	デイサービスセンター福寿おだわら飯田岡	小田原市飯田岡 597-1	老人福祉施設等
	145	放課後等デイサービスマイラボ	蓮正寺 795-6	障がい児施設（通所）
狩・仙了川	146	第2沼田荘	北ノ窪 519-4	グループホーム（障がい者）
狩・仙・山	147	介護付有料老人ホーム慶愛苑 小田原	扇町 1-38-22	老人福祉施設等
狩川 山王川	148	だんらんの家 浜町	浜町 1-4-9	老人福祉施設等
	149	小規模多機能型居宅介護施設 はまちょう	浜町 1-10-42	老人福祉施設等
山王川	150	ありんこホーム	浜町 4-29-1	障がい者施設（通所）
	151	ツクイ・サンシャイン小田原	荻窪 285-3	老人福祉施設等
	152	デンマーク I N N小田原	久野 13-1	老人福祉施設等
	153	愛の家グループホーム小田原久野	久野 169-2	老人福祉施設等
	154	W e l l	久野 469	障がい児施設（通所）
	155	小田原ひかり	久野 849-10	障がい児施設（通所）
	156	小田原市障害児通園施設 つくしんぼ教室	久野 115-2	障がい児施設（通所）
	157	アール・ド・ヴィーヴル	久野 403-17	障がい者施設（通所）
	158	放課後等デイサービスおんぷ	久野 700-2	障がい児施設（通所）
	159	新玉小学校	浜町 2-1-20	学校施設等

対象河川	番号	施設名	所在地	施設分類
	160	足柄小学校	扇町 3-21-7	学校施設等
	161	医療法人財団報徳会 西湘病院	扇町 1-16-35	病院
	162	小田原市立病院	久野 469	病院
	163	アースサポート小田原	久野 83	老人福祉施設等
	164	カラダ元気FUKUMOTO	久野 18-6	老人福祉施設等
	165	潤生園やすらぎの家荻窪	久野 88-1	老人福祉施設等
	166	エムズケア 久野	久野 33-2	老人福祉施設等
	167	リビングケア唯の家 久野	久野 444	老人福祉施設等
	168	認知症リハビリテーション ぱーそんらいふ久野	久野 857-1	老人福祉施設等
	169	小田原市障害児通園施設つくしんぼ教室分園	久野 195-1	障がい児施設（通所）
	170	一般社団法人マイピース My Piece おだわら	栄町 3-15-11	障がい者施設（通所）
早川	171	かのん	板橋 155-13	障がい者施設（通所）
	172	「銀の鈴」こゆるぎ	板橋 1 5 4	老人福祉施設等
	173	早川小学校	早川 2-14-1	学校施設等
	174	かもめの家事業所	板橋 102	障がい者施設（通所）
	175	早川保育園	早川 2-3-13	児童福祉施設
森戸川	176	社会福祉法人 積善会 ルビーホーム・ハウス・センター	曾我光海 2-1	老人福祉施設等
	177	永耕園	曾我岸 148	障がい者施設（入・通所）
	178	光海学園	曾我岸 148	障がい者施設（入・通所）
	179	積善会曾我病院	曾我岸 148	病院
	180	ほうゆう館	千代 358-1	障がい者施設（通所）
	181	あすなる	千代 303-2	グループホーム（障がい者）
	182	国府津小学校	国府津 2485	学校施設等
	183	国府津中学校	国府津 2372	学校施設等
	184	介護老人保健施設リバーイースト	永塚 344-1	老人福祉施設等
	185	特定医療法人清輝会 国府津病院	田島 125	病院
	186	城前寺保育園そが分園	曾我岸 132	児童福祉施設
	187	山近記念総合病院 介護老人保健施設わかば	小八幡 3-6-22	老人福祉施設等
	188	小規模多機能型居宅介護 こやわた	小八幡 3-2-15	老人福祉施設等

資料 5-13 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

令和 6 年 7 月 1 日現在

番号	施設名	所在地	施設分類
1	わらべの杜	小竹 186	障がい児施設(入所)
2	どーむ	小竹 186	障がい児施設(通所)
3	よるべ沼代	沼代 865-1	障がい者施設(入・通所)
4	竹の子学園	府川 752	障がい者施設(入・通所)
5	太陽の門 福祉医療センター	風祭 563	障がい者施設(入・通所) 障がい児施設(通所)
6	介護老人福祉施設西湘老人ホーム	早川 853	老人福祉施設等
7	長寿園	入生田 475	老人福祉施設等
8	特別養護老人ホーム 潤生園	穴部 377	老人福祉施設等
9	早川高齢者ふれあいセンター	早川 853	老人福祉施設等
10	陽光の園介護サービスセンター	入生田 475	老人福祉施設等
11	介護老人福祉施設 陽光の園	入生田 475	老人福祉施設等
12	箱根山荘	入生田 475	老人福祉施設等
13	潤生園高齢者総合サービスセンター	穴部 377	老人福祉施設等
14	特別養護老人ホーム いこい	久野 4406-1	老人福祉施設等
15	潤生園 よりあいどころ田島	田島 1205	老人福祉施設等
16	潤生園 やすらぎの家 田島	田島 1205	老人福祉施設等
17	社会福祉法人東洋会たちばなの里	小船 213-1	老人福祉施設等
18	デイサービス 天ん屋	米神 332-2	老人福祉施設等
19	潤生園 みんなの家 たじま	田島 1176-1	老人福祉施設等
20	クレヨン森保育園	板橋 544	児童福祉施設
21	たんぽぽ保育園	府川 139-2	児童福祉施設
22	早川保育園	早川 2-3-13	児童福祉施設
23	友愛幼稚園	北ノ窪 176	学校施設等
24	大窪小学校	板橋 985	学校施設等
25	片浦小学校	根府川 534	学校施設等
26	城山中学校	城山 3-4-1	学校施設等
27	城南中学校	板橋 875-1	学校施設等
28	相洋中・高等学校	城山 4-13-33	学校施設等
29	小田原高等学校	城山 3-26-1	学校施設等
30	星槎小田原キャンパス	根府川 41	学校施設等
31	旭丘高等学校 久野・荻窪キャンパス	荻窪 1980	学校施設等
32	独立行政法人国立病院機構 箱根病院	風祭 412	病院

資料 5-14 高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

令和 6 年 7 月 1 日現在

番号	施設名	所在地	施設分類
1	小田原なぎさ作業所	南鴨宮 3-16-20	障がい者施設（通所）
2	第 3 小田原アシスト	東町 1-32-20	障がい者施設（通所）
3	小田原スプリングス	東町 4-1-11	障がい者施設（通所）
4	小田原アシスト	東町 4-11-2	障がい者施設（通所）
5	第 2 小田原アシスト	東町 4-4-5	障がい者施設（通所）
6	ほうあんのぞみ	浜町 1-2-15	障がい者施設（通所）
7	ありんこホーム	浜町 4-29-1	障がい者施設（通所）
8	ありんこホームふじみ	南鴨宮 3-6-11	障がい者施設（通所）
9	かもめホーム	酒匂 3-1-15	グループホーム（障がい者）
10	織音	酒匂 5-5-20	グループホーム（障がい者）
11	ありんこホームすまいる	南鴨宮 1-14-27	グループホーム（障がい者）
12	介護サービス「銀の鈴」デイサービスセンター	浜町 3-12-2	老人福祉施設等
13	「銀の鈴」一休	浜町 1-3-22 グランシャ トレ小田原 105 号室	老人福祉施設等
14	小田原市鴨宮ケアセンター	南鴨宮 2-27-19	老人福祉施設等
15	デイサービスセンター元気	栄町 4-8-5	老人福祉施設等
16	あいわ さくら館	西酒匂 1-3-11	老人福祉施設等
17	ニコニコハウス東町	東町 5-2-8	老人福祉施設等
18	デイサービスセンター翔	東町 1-29-22	老人福祉施設等
19	潤生園やすらぎの家南鴨宮	南鴨宮 1-11-19	老人福祉施設等
20	活粋楽笑 FUKUMOTO	南鴨宮 3-12-8	老人福祉施設等
21	ロコモ予防型デイサービスあしすと	酒匂 5-4-18-13	老人福祉施設等
22	エール リハビリステーション	南鴨宮 3-19-13	老人福祉施設等
23	こすもす	酒匂 5-4-18-13	老人福祉施設等
24	だんらんの家浜町	浜町 1-4-9	老人福祉施設等
25	山近記念総合病院介護老人保健施設わかば	小八幡 3-6-22	老人福祉施設等
26	あんず通所リハビリセンター	酒匂 3-9-12	老人福祉施設等
27	はなことば小田原	酒匂 3-9-12	老人福祉施設等
28	はなことば小田原 2 号館	酒匂 3-9-12	老人福祉施設等
29	イリーゼグループホーム小田原鴨宮	南鴨宮 2-9-29	老人福祉施設等
30	小規模多機能型居宅介護 花織おだわら	南町 2-3-34	老人福祉施設等
31	ホームステーション らいふ小田原	東町 5-13-44	老人福祉施設等
32	SOMPO ケア ラヴィーレ小田原	南鴨宮 2-20-1	老人福祉施設等
33	SOMPO ケア ラヴィーレ小田原式番館	南鴨宮 3-20-2	老人福祉施設等
34	小規模多機能型居宅介護 こやわた	小八幡 3-2-15	老人福祉施設等
35	小規模多機能型事業所 ふじの花	南町 2-3-34	老人福祉施設等
36	小規模多機能型居宅介護施設 はまちょう	浜町 1-10-42	老人福祉施設等
37	看護小規模多機能型居宅介護施設 たんばぼ	南鴨宮 3-40-1	老人福祉施設等
38	社会福祉法人ゆりかご園 グループホームようらん	酒匂 2-41-39	児童養護施設

番号	施設名	所在地	施設分類
39	国府津保育園	国府津 3-11-25	児童福祉施設
40	桃重保育園	小八幡 4-1-13	児童福祉施設
41	さくら保育園	酒匂 6-6-30	児童福祉施設
42	お花畑保育園	南鴨宮 3-23-24	児童福祉施設
43	山王保育園	東町 1-30-30	児童福祉施設
44	中島保育園	中町 2-13-48	児童福祉施設
45	小田原愛児園	浜町 1-3-8	児童福祉施設
46	小田原乳児園	浜町 1-2-15	児童福祉施設
47	みゆき愛児園	本町 4-6-18	児童福祉施設
48	国府津小学校	国府津 2485	学校施設等
49	国府津中学校	国府津 2372	学校施設等
50	酒匂小学校	酒匂 5-15-3	学校施設等
51	酒匂幼稚園	酒匂 6-8-26	学校施設等
52	酒匂中学校	酒匂 3-4-1	学校施設等
53	富士見小学校	南鴨宮 3-25-1	学校施設等
54	白鷗中学校	東町 4-13-1	学校施設等
55	山王小学校	東町 2-9-1	学校施設等
56	町田小学校	寿町 2-7-25	学校施設等
57	新玉小学校	浜町 2-1-20	学校施設等
58	小田原東高等学校	東町 4-12-1	学校施設等
59	れんげ幼稚園	東町 3-12-23	学校施設等
60	新玉幼稚園	栄町 4-6-5	学校施設等
61	医療法人尽誠会 山近記念総合病院	小八幡 3-19-14	病院
62	ビーミング	前川 425	障がい児施設（通所）
63	こうしんファーム	南鴨宮 2-47-25	障がい者施設（通所）
64	エンジェルキッズ鴨宮園	南鴨宮 3-22-9	児童福祉施設

資料 5-15 津波災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

令和 6 年 7 月 1 日現在

番号	施設名	所在地	施設分類
1	小田原アシスト	東町 4-11-2	障がい者施設(通所)
2	第 2 小田原アシスト	東町 4-4-5	障がい者施設(通所)
3	ありんこホーム	浜町 4-29-1	障がい者施設(通所)
4	かもめホーム	酒匂 3-1-15	グループホーム(障がい者)
5	あいわ さくら館	西酒匂 1-3-11	老人福祉施設等
6	デイサービスセンター翔	東町 1-29-22	老人福祉施設等
7	山近記念総合病院介護老人保健施設わかば	小八幡 3-6-22	老人福祉施設等
8	山王保育園	東町 1-30-30	児童福祉施設
9	国府津保育園	国府津 3-11-25	児童福祉施設
10	山王小学校	東町 2-9-1	学校施設等
11	白鷗中学校	東町 4-13-1	学校施設等
12	酒匂中学校	酒匂 3-4-1	学校施設等
13	前羽幼稚園	前川 510	学校施設等
14	小田原東高等学校	東町 4-12-1	学校施設等
15	医療法人尽誠会 山近記念総合病院	小八幡 3-19-14	病院

資料 5-16 洪水浸水想定区域内大規模工場等 申出事業者一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

施設番号	施設名	所在地
1	富士フイルム株式会社	扇町 2-12-1

資料 5-17 災害時における安否不明者の氏名情報等に係る情報提供及び公表方針

(令和 3 年 12 月 22 日策定)

1 趣旨

災害^{※1}時において、安否不明者^{※2}の氏名情報等を神奈川県（以下「県」という。）に情報提供し県が公表、又は市で公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、安否不明者の氏名情報等に係る情報提供及び公表方針を策定する。

※1：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定される災害

※2：当該災害により所在不明となったと考えられ、連絡のとれない者

2 氏名情報等の提供及び公表方針

安否不明者の氏名情報等は、県から公表を前提に情報提供依頼があった場合、原則情報提供する。

また、局所的な災害であるなどの事情により、市が公表した方が安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、市が公表する。

なお、安否不明者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であり、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者である場合については、所在情報を秘匿する必要があるため、県への情報提供及び市による公表は行わない。

3 情報提供及び公表範囲

安否不明者の氏名、住所（大字まで）、性別、年齢

4 小田原市個人情報保護条例上の取り扱い

災害時の安否不明者についての情報収集における住民基本台帳の利用や個人情報の提供及び公表については、小田原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 3 項第 3 号及び第 9 条第 1 項第 3 号（人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合）を適用し実施する。

また、条例第 8 条第 4 項及び第 9 条第 2 項の規定による本人への通知に関しては、災害時に本人と連絡を取ることができないため、実施しない。

5 その他

今後、国や県から統一的な安否不明者の氏名等の公表に関して指針等が示された場合、本方針を見直すこととする。

(※安否不明者に関する情報の流れは、次ページのとおり)

《参考》安否不明者の情報の流れ

①土砂崩れ等により多数の住宅が被災



近隣住民からの通報等により災害を把握

②被災地域の特定



③住民基本台帳と避難者情報から安否不明者の氏名等を確定

氏名	性別	年齢	住所
防災 太郎	男	55	小田原市国府津
防災 花子	女	51	小田原市国府津
⋮	⋮	⋮	⋮

●県が発表する場合

④神奈川県に提供・公表

小田原市の安否不明者一覧

氏名	性別	年齢	住所
防災 太郎	男	55	小田原市国府津
防災 花子	女	51	小田原市国府津
⋮	⋮	⋮	⋮

●市が発表する場合

④報道機関、市民に公表

小田原市の安否不明者一覧

氏名	性別	年齢	住所
防災 太郎	男	55	小田原市国府津
防災 花子	女	51	小田原市国府津
⋮	⋮	⋮	⋮

⑤本人や知人からの情報収集（搜索・救助活動に活用）

- ・親戚宅に居る
- ・外出中である
- ・すでに転居している etc...

資料 6-1 集中備蓄用倉庫

場所	規模
小田原球場スタンド下（1 塁側、3 塁側）	1 4 4 m ² 、1 4 4 m ²
川東タウンセンターマロニエ（地下防災倉庫）	4 1 m ² ・1 5 m ²
小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ（1 階・2 階倉庫）	1 4 6 . 8 m ² ・1 2 3 . 7 m ²
栄町駐車場（2 階防災倉庫）	2 3 . 2 7 m ²

資料 6-2 備蓄物資一覧

1 コンテナ型防災倉庫資機材備蓄状況一覧表

令和6年9月現在

分 類		応 急 対 策 用 資 機 材																				生 活 支 援 資 機 材															
倉庫名	設置 年度	発電機 400・500V A	発電機 2000V 3000V A	発電機 インバータEF900is	投光器A100・200W 三脚付	懐中電灯	コードリール(30m)	ハンドマイク	ビニールシート	燃料タンク(20ℓ)	シャベル	つるはし	大ハンマー	掛矢	大バール	金テコ	ノコギリ	ポルトクリップバー	油圧ジャッキ	リヤカー	テルホール	脚立	二連梯子	チェンソー	仮設トイレ 一般用	炊き出し機(まかないくん)一式 身体障害者用	炊き出し機(煮炊きレンジセット)	炊飯袋	大金	金用ネット	ろ水機 日ろB型(動力型)	飲料水用ポリタンク(10ℓ) 日ろC型(手動型)	飲料水袋(10ℓ)	毛布	応急給水資機材一式		
		台	台	台	台	個	個	枚	個	本	本	本	本	本	本	本	本	個	台	個	台	台	台	台	台	台	台	枚	台	個	台	個	枚	枚	式		
足柄小学校	H8年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	2	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	200	0	1	
芦子小学校	H2年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	0	1
新玉小学校	S61年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	0	1
大窪小学校	S55年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	1	1	0	18000	0	0	0	0	10	200	0	1
片浦小学校	H6年	0	1	1	0	3	0	1	100	2	0	7	2	3	5	5	3	3	0	1	0	3	3	0	2	0	1	0	10000	0	0	0	0	20	200	200	1
久野小学校	H元年	0	1	1	3	3	3	1	93	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	9000	0	0	0	0	10	200	0	1
国府津小学校	S63年	0	1	1	3	3	3	1	100	3	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	9500	0	0	0	0	10	200	0	1
酒匂小学校	S63年	0	1	1	3	2	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	0	1
桜井小学校	H8年	0	1	1	3	3	2	1	90	2	10	7	3	3	5	5	2	2	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	0	1
山王小学校	S61年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	15	0	0	1
三の丸小学校	H8年	0	1	1	3	2	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	1	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	0	1
下曽我小学校	H2年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	0	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	0	1
下中小学校	H元年	0	1	1	3	3	3	1	110	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	190	0	1
下府中小学校	S55年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	12	7	2	3	5	4	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	20000	0	0	0	0	10	200	0	1
曽我小学校	H2年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	9400	0	0	0	0	10	200	0	1
千代小学校	H8年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	50	1
富水小学校	H元年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	0	1
豊川小学校	H2年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	200	0	1
早川小学校	S55年	0	1	1	3	3	3	1	190	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	12000	0	0	0	0	10	190	0	1
東富水小学校	S56年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	20000	0	0	0	0	6	200	0	1
富士見小学校	S57年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	20000	0	0	0	0	10	200	0	1
報徳小学校	H2年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	9000	0	0	0	0	10	200	0	1
前羽小学校	S56年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	14000	0	0	0	0	10	200	0	1
町田小学校	H8年	0	1	1	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	1	1	0	10000	0	0	0	0	2	200	0	1
鴨宮中学校	H2年	0	1	1	3	3	3	1	99	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	10	206	0	1
城北中学校	S55年	2	0	0	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	2	3	3	1	1	3	3	2	2	0	0	0	20000	0	0	0	0	12	0	0	1
橘中学校	S56年	2	0	0	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	0	0	12000	0	0	0	0	10	20	0	1
千代中学校	S55年	2	0	0	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	0	0	0	0	12000	0	0	0	0	10	200	0	1
白山中学校	S61年	2	0	0	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	3	0	1	0	10000	0	0	0	0	0	0	0	1
酒匂中学校	H13年	2	0	0	2	0	0	0	100	1	10	7	0	3	5	5	3	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
旧石橋保育園敷地	H7年	1	0	0	1	2	2	1	10	2	10	7	2	3	5	5	3	2	2	1	1	1	2	2	0	0	0	1	9700	1	1	0	1	0	0	10	0
江之浦	H6年	2	0	0	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	2	3	1	1	3	3	2	1	0	0	1	21000	1	1	0	1	10	20	20	0
河川防災ステーション	S57年	2	0	0	3	3	3	1	20	1	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	0	0	0	0	10000	0	0	0	0	10	20	0	0
小峰配水池	S55年	2	0	0	3	3	3	1	100	2	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	9	0	0	0	30000	0	0	0	0	20	20	0	0
米神遊園地	H7年	2	0	0	2	3	3	1	20	2	10	7	2	3	5	5	3	2	2	1	1	2	3	2	1	0	0	1	10000	1	1	0	1	12	100	20	0
旧看護学校跡地	S55年	2	0	0	3	3	3	0	100	0	10	7	2	3	5	5	3	3	3	1	1	3	3	2	0	0	0	0	34000	0	0	0	0	10	20	0	0
なぎさ公園	H7年	2	0	0	3	1	3	1	20	2	10	7	2	3	5	5	3	2	2	1	1	3	3	2	0	0	0	0	10000	0	0	0	0	10	0	0	0
坂下児童遊園地	S56年	2	0	0	3	3	3	1	100	0	10	7	2	3	5	3	3	3	3	1	1	3	3	2	0	0	0	0	20000	0	0	0	0	10	0	0	0
万年公園	H7年	2	0	0	3	3	3	1	20	2	10	7	2	3	5	5	3	2	3	1	1	3	3	2	0	0	0	0	10000	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		27	25	25	110	109	109	37	3572	73	382	273	77	117	192	192	115	111	111	38	37	111	113	74	93	3	26	3	499,600	3	3	0	3	357	5186	300	30

※ 千代小学校分の仮設トイレは千代中学校に仮保管

※ 仮設トイレ（障害者用）は原則防災備蓄庫（校舎内）に配置しているが、三の丸小学校、町田小学校、大窪小学校はコンテナ型倉庫に配置中。

※ 片浦小学校は果が防災倉庫を設置し資機材を備蓄

※ 城址公園の仮設トイレは腰掛け式で、栄町駐車場の分

※ 炊き出し機は、順次新規のもの（まかないくん）に更新中

※ 応急給水資機材一式とは、キーハンドル、ホース、応急給水栓、スタンドパイプをいう。

※ 応急給水資機材一式について、泉中学校、城山中学校、城南中学校、白鷺中学校については防災備蓄庫（学校内）に配備

資料編

令和 6 年 9 月現在

分類		食料					生活支援資機材																														仮設救護所用資機材																																													
倉庫名	整備年度	サバイバル		アルファ化米		乳児用ミルク		ほ乳瓶	仮設トイレ（身体障害者用）	簡易トイレ	携帯トイレ	トイレトベーパー	毛布	生理用品	おむつ		間仕切用パーテーション	間仕切用テント	簡易ベッド	マット	カセットコンロ	カセットボンベ	ビニールシート	車いす	ポリ袋	飲料水袋（10ℓ）	ゴザ	大型扇風機	軽量台車	はしご兼用脚立	避難所用テレビ	避難所運営委員会用ベスト	避難者カード	N・T・T特設公衆電話機（ケーブル線込）	消毒液（1ℓ）※協定備蓄	発電機 5000W	投光器		コードリール（30m）	ハンドマイク	担架	防水シート	テント（2間×3間）	椅子	飲料水用ポリタンク（10ℓ）	毛布	煮炊レンジセット	燃料タンク（20ℓ）	キャンパスベッド	乾電池																																
		食	食	食	袋	缶	子供用								大人用	枚																					枚	張													張	台	枚	台	本	枚	脚	袋	枚	枚	台	台	脚	台	枚	枚	機	本	台	台	個	個	台	枚	枚	台	脚	個	枚	缶	台	個
三の丸小学校	H8	480	800	800	48	24	24	0	12	2,540	400	480	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	2	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
新玉小学校	H7	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	490	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	100	2	750	0	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
白山小学校	H10	840	800	800	48	24	24	1	3	2,540	400	770	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	50	2	750	100	55	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
芦子小学校	H8	560	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	490	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	2	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	0																															
大窪小学校	H7	580	800	800	48	24	24	0	18	2,540	688	500	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	100	2	750	100	200	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
早川小学校	H8	630	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	100	2	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
山王小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	17	2,540	400	500	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	87	1	750	100	275	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	0	2	1	2	0	0	2	0	20	20	0	1	2	10																															
久野小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	550	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	100	2	750	100	100	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	1	5	5	10	50	1	1	2	10																															
富水小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	2	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
町田小学校	H7	570	800	800	48	24	24	0	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	2	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
下府中小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	1,173	196	10	5	0	2	24	48	100	2	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
桜井小学校	H7	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	0	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	8																															
千代小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	0	0	0	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	5	2	2	0	2	10	1	5	5	10	50	0	0	2	0																															
下曽我小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
国府津小学校	H8	520	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	510	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	1	5	5	10	50	0	0	2	10																															
酒匂小学校	H8	490	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	42	100	2	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	1	2	1	2	0	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
片浦小学校	H8	580	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	0	5	5	10	0	0	1	2	10																															
曾我小学校	H8	560	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	100	1	750	200	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	0	5	5	10	50	0	1	0	10																															
東富水小学校	H7	300	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	1	750	200	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	0	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
前羽小学校	H8	590	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,296	1,173	520	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	0	2	10	1	5	5	10	50	1	1	2	20																															
下中小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
鶴宮中学校	H24	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	0	5	5	10	50	0	1	2	10																															
報徳小学校	H8	580	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	0	500	0	0	0	1	2	2	2	1	2	0	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
豊川小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	507	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	1	2	0	0	5	5	10	50	0	1	2	10																															
富士見小学校	H8	600	800	800	48	24	24	1	18	2,540	400	500	1,050	736	196	10	5	0	2	24	48	100	1	750	100	250	2	1	1	1	30	500	1	3	10	1	2	2	2	0	2	10	1	5	5	10	50	0	1	2	10																															
合	計	14480	20000	20000	1200	600	600	22	428	63500	10288	12797	27414	22034	7620	250	125	0	50	600	1194	2437	36	18750	2600	5880	50	25	25	25	720	1280	24	72	240	25	53	47	50	19	50	130	20	122	120	260	1170	2	23	48	238																															

※白山中学校(R4～広域避難所1次施設)、鴨宮中学校(R2～広域避難所1次施設)の特設公衆電話配線工事については調整中。

6. 備蓄、食料等の供給関係

3 2次施設防災備蓄庫 資機材備蓄状況一覧表

令和6年9月現在

分 類		食 料			生 活 支 援 資 機 材																				
倉 庫 名	整備年度	サ バ イ バ ル フ ー ズ	ア ル フ ア 化 米		簡 易 ト イ レ	携 帯 ト イ レ	ト イ レ ッ ト ペ ー パ ー	毛 布	生 理 用 品	お む つ		間 仕 切 用 バ ー テ ィ シ ョ ン	間 仕 切 用 テ ン ト	簡 易 ベ ッ ド	マ ッ ト	カ セ ッ ト コ ン ロ	カ セ ッ ト ボ ン ベ	ポ ー タ ブル 電 源	ビ ニ ー ル シ ー ト	ポリ袋	飲料水袋（10 L）	飲料水用ポリタンク（10 L）	ゴザ	応急給水栓資機材（一式）	
										子 供 用	大 人 用														
				ク ラ ッ カ ー	わ か め	山 菜																			
		食	食	食	個	枚	個	枚	枚	枚	枚	張	張	台	枚	台	本	台	枚	袋	枚	個	畳	式	
城山中学校	平成9年	1,020	500	500	18	3,000	400	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	750	0	35	1,000	0	
白鷺中学校	平成24年	1,020	500	500	0	3,000	0	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	1	
足柄小学校	平成8年	600	500	500	18	3,400	400	550	0	0	0	12	3	0	0	0	0	0	50	750	0	48	875	0	
城南中学校	平成23年	1,800	500	500	0	3,000	0	600	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	
矢作小学校	平成8年	900	500	500	0	3,400	0	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	
千代中学校	平成24年	1,020	500	500	0	3,600	0	500	900	196	736	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	500	0	
国府津中学校	平成10年	1,200	500	500	18	3,600	0	990	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	50	750	0	40	850	0	
酒匂中学校	平成24年	1,020	500	500	0	3,000	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	
泉中学校	平成24年	1,020	500	500	0	3,000	0	545	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	1	
城北中学校	平成24年	1,020	500	500	0	3,600	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	
橘中学校	平成24年	1,020	500	500	0	3,000	0	500	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	
合 計		11,640	5,500	5,500	54	35,600	800	6,595	900	196	736	57	3	0	0	0	0	1	150	2,250	0	123	6,725	2	

※矢作小学校（R2～広域避難所2次施設）、足柄小学校（R3～広域避難所2次施設）

資料 6-3 防災資機材等整備状況一覧表

令和 6 年 9 月現在

品 目			単 位	分 散 備 蓄 用					集 中 備 蓄 用				その他（市庁舎他）		合 計
				コンテナ型 防災倉庫 （39カ所）	1次施設 防災備蓄庫 （25カ所）	2次施設 防災備蓄庫 （11カ所）	県立高校 防災備蓄庫 （4カ所）	帰宅困難者 避難場所 （2カ所）	小田原球場	マロニエ	小田原 アリーナ	栄町 駐車場			
食 料	サバイバル フーズ	クラッカー	食	0	14,480	11,640	4,080	2,100	67,380	0	22,320	5,400	1,340		128,740 食
	アルファ化米	わかめ	食	0	0	5,500	0	0	500	0	0	0	0		6,000 食
		山菜	食	0	0	5,500	0	0	500	0	0	0	0		6,000 食
		五目	食	0	20,000	0	0	0	500	0	0	0	0		20,500 食
		青菜	食	0	20,000	0	0	0	500	0	0	0	0		20,500 食
	リゾット	玄米トマトリゾット	食	0	0	0	0	0	2,500	0	0	0	0		2,500 食
		コーンピラフ	食	0	0	0	0	0	1,750	0	0	0	0		1,750 食
		ホワイトシチュー	食	0	0	0	0	0	1,750	0	0	0	0		1,750 食
		玄米ジュース	食	0	0	0	0	0	2,250	0	0	0	0		2,250 食
		玄米エスニックピラフ	食	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0		500 食
生 活 支 援 資 機 材	液体ミルク200ml/缶		缶	0	600	0	0	0	0		720	0	0		1,320 缶
	粉ミルク（スティックタイプ）200ml/包		包	0	0	0	0	0	0	0	1,344	0	0		1,344 包
	保存水		個	0	0	0	0	192	0	0	0	3,408	0		3,600 本
	ほ乳瓶		個	0	600	0	0	0	0	0	420	0	0		1,020 個
	仮設トイレ	一般者用	台	94	0	0	0	0	0	3	0	3	23		123 台
		身体障害者用	台	3	22	0	0	0	5	0	0	0	1		31 台
	簡易トイレ		個	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0		450 個
	携帯トイレ		枚	0	63,500	35,600	0	1,800	172,000	9,000	4,500	23,400	18,000		327,800 枚
	トイレトペーパー		個	0	10,288	1,200	0	100	0	0	1,100	0	0		12,688 個
	毛布（真空パック）		枚	300	12,527	6,595	1,000	500	2,060	500	2,600	240	0		26,322 枚
	アルミブランケット		個	0	0	5,000	0	250	0	0	14,500	1,750	0		21,500 個
	生理用品		枚	0	27,414	900	0	90	0	0	0	0	1,800		30,204 枚
	おむつ	子供用	枚	0	22,034	196	0	70	0	0	0	0	1,006		23,306 枚
		大人用	枚	0	7,620	736	0	44	0	0	0	0	216		8,616 枚
	間仕切用パーティション		個	0	250	57	0	0	0	0	0	0	69		376 個
	間仕切用テント		台	0	122	3	0	0	0	0	0	0	0		125 台
	簡易ベッド		台	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		2 台
	マット		枚	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0		50 枚
	ポータブル蓄電池		台	0	13	1	0	0	0	0	0	0	0		14 台
	ソーラーパネル		台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0 台
	カセットコンロ		台	0	600	0	0	0	93	80	72	0	0		845 台
	カセットポンペ		本	0	1,200	0	0	0	432	192	144	0	0		1,968 本

6. 備蓄、食料等の供給関係

品 目		単 位	分 散 備 蓄 用					集 中 備 蓄 用				その他（市庁舎他）		合 計
			コンテナ型 防災倉庫 （39カ所）	1次施設 防災備蓄庫 （25カ所）	2次施設 防災備蓄庫 （11カ所）	県立高校 防災備蓄庫 （4カ所）	帰宅困難者 避難場所 （2カ所）	小田原球場	マロニエ	小田原 アリーナ	栄町 駐車場			
生活 支 援 資 機 材	うんちくんカートリッジ	枚	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0		8 枚
	ポリ袋	袋	0	18,000	2,250	0	0	52,500	3,750	0	0	0		76,500 袋
	車いす	脚	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0		36 脚
	炊き出し器（まかないくん）	台	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1		26 台
	炊飯袋	枚	499,600	0	0	0	0	51,000	10,000	23,000	10,000	48,000		641,600 枚
	移動式炊飯器	台	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		1 台
	煮炊きレンジバーナー	台	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3 台
	大釜	台	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3 台
	ろ水機	日ろB型(動力型)	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0 台
		日ろC型(手動型)	台	3	0	0	0	0	0	0	0	0		3 台
	飲料水用ポリタンク（10L）	個	357	260	123	0	0	28	0	800	10	0		1,578 個
	飲料水袋（10L）	枚	5,186	2,600	0	0	0	1,200	500	4,000	40	400		13,926 枚
	ゴザ	畳	0	6,057	6,725	500	250	470	250	0	250	0		14,502 畳
	大型扇風機	台	0	50	0	0	0	0	0	0	0	4		54 台
	タオル	箱	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		1 箱
応 急 対 策 資 機 材	水道ホース	本	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0		27 本
	紙皿	個	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0		150 個
	（ ガ ソ リ ン ） 発 電 機	インバータEF2500i	台	0	0	0	0	0	0	0	0	5	本庁舎	5 台
		インバータEF900is	台	25	0	0	0	0	0	0	0	0		25 台
		4000VA	台	0	0	0	0	3	3	4	0	0		10 台
		3000VA	台	3	0	0	0	11	8	20	0	4		46 台
		2000VA	台	22	0	2	0	0	0	0	0	3	仮設倉庫	27 台
		400・500VA	台	27	25	0	0	4	0	0	0	15		71 台
	発電機（ガス）		台	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0 台
	投 光 器	1KW(三脚付)	台	0	0	0	0	8	0	14	0	2		24 台
		500W(三脚付)	台	0	0	0	0	21	8	7	0	7		43 台
		100・200W(三脚付)	台	110	50	0	0	0	0	5	5	0		170 台
		400Wパルーン型(三脚付)	台	0	0	0	0	0	0	3	0	1	仮設倉庫	4 台
		ハンディライト	個	0	47	0	0	0	0	3	0	0		50 個

小田原市地域防災計画
資料編

品 目	単位	分散備蓄用					集中備蓄用				その他（市庁舎他）		合 計
		コンテナ型 防災倉庫 （39カ所）	1次施設 防災備蓄庫 （25カ所）	2次施設 防災備蓄庫 （11カ所）	県立高校 防災備蓄庫 （4カ所）	帰宅困難者 避難場所 （1カ所）	小田原球場	マロニエ	小田原 アリーナ	栄町 駐車場			
応急対策資機材	懐中電灯	個	109	0	0	0	10	3	8	5	112		247 個
	コードリール(30M)	個	109	50	0	0	17	16	34	8	24	仮設倉庫	258 個
	ハンドマイク	個	37	19	0	0	10	10	32	1	2		111 個
	ビニールシート(ブルーシート)	枚	3,572	2,437	150	0	148	100	121	200	20	仮設倉庫	6,748 枚
	燃料タンク(20L)	個	73	23	0	0	0	1	1	2	4		104 個
	シャベル	本	382	0	0	0	29	22	20	10	3		466 本
	つるはし	本	273	0	0	0	84	10	30	7	0		404 本
	掛矢	本	117	0	0	0	5	5	14	3	0		144 本
	大パール	本	192	0	0	0	40	10	20	3	0		265 本
	金テコ	本	192	0	0	0	15	10	20	4	0		241 本
	大ハンマー	本	77	0	0	0	14	6	16	2	0		115 本
	ポルトクリッパー	個	111	0	0	0	6	0	10	6	0		133 個
	チルホール	個	38	0	0	0	3	5	6	3	0		55 個
	油圧ジャッキ	台	111	0	0	0	7	5	7	9	0		139 台
	チェーンブロック	台	0	0	0	0	0	0	3	0	0		3 台
	ロープ(200M)	本	0	0	0	0	15	5	16	0	0		36 本
	リヤカー	台	37	0	0	0	25	8	2	2	2		76 台
	脚立	台	111	25	0	0	0	5	18	7	1		167 台
	二連梯子	台	113	0	0	0	0	4	3	3	0		123 台
	ノコギリ	本	115	0	0	0	10	10	10	6	0		151 本
	チェーンソー	台	74	0	0	0	5	5	4	4	1		93 台
	エンジンカッター	台	0	0	0	0	5	5	6	0	0		16 台
	一輪車	台	0	0	0	0	16	3	14	3	0		36 台
	ウォーターバルーン(1㎡/2㎡)	個	0	0	0	0	0	2	10	0	0		12 個
	船外機(ヤマハ25NM)スタンド付	台	0	0	0	0	1	0	0	0	0		1 台
	水中ポンプ(3相200V)	個	0	0	0	0	0	0	2	0	0		2 個
	エアータント	個	0	0	0	0	0	0	1	0	1	消防	2 個
	台車	台	0	25	0	0	1	0	6	1	0		33 台
	ゴムボード	台	0	0	0	0	1	0	0	0	0		1 台
仮設救護所	担架	台	0	50	0	0	0	0	60	0	0		110 台
	防水シート(防災シート)	枚	0	140	0	0	0	0	0	0	0		140 枚
	テント(2間×3間)	張	0	20	0	0	17	0	11	0	5	仮設倉庫	53 張
	机	台	0	122	0	0	0	0	26	0	11	仮設倉庫	159 台
	椅子	脚	0	120	0	0	53	0	96	0	20	仮設倉庫	289 脚
	キャンバスベッド	台	0	48	0	0	0	0	0	0	0		48 台
	救急医療セット	個	0	25	0	0	0	0	0	0	0		25 個
	トリアージタグ	枚	0	2,400	0	0	0	0	0	0	0		2,400 枚
柔道整備師器材一式		式	0	9	0	0	0	0	0	0	0		9 式

6. 備蓄、食料等の供給関係

品 目		単 位	分 散 備 蓄 用					集 中 備 蓄 用				その他（市庁舎他）		合 計
			コンテナ型 防災倉庫 （39カ所）	1次施設 防災備蓄庫 （25カ所）	2次施設 防災備蓄庫 （11カ所）	県立高校 防災備蓄庫 （4カ所）	帰宅困難者 避難場所 （1カ所）	小田原球場	マロニエ	小田原 アリーナ	栄町 駐車場			
遺体収容	緊急用袋式担架	枚	0	0	0	0	0	0	0	83	0	0		83 枚
	マスク	枚	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0		120 枚
	ゴム手袋	組	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0		300 組
	ゴーグル	個	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0		30 個
	滅菌ガーゼ	枚	0	0	0	0	0	0	0	1,440	0	0		1,440 枚
	ビニール袋（70ℓ）	枚	0	0	0	0	0	0	0	1,400	0	0		1,400 枚
	ポリ袋（黒・大）	枚	0	0	0	0	0	0	0	140	0	0		140 枚
	バケツ（蓋付き、丸型21cm）	個	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0		9 個
	コードリール（30M）	個	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0		5 個
	ブルーシート	枚	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0		9 枚
	遺体収容シート	枚	0	0	0	0	0	0	0	94	0	0		94 枚
その他	ヘッドランプ	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	久野連合	20 個
	反射チョッキ	着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	久野連合	20 着
	赤色誘導棒	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	久野連合	30 本
	避難所用テレビ（32型液晶）	台	0	24	4	0	0	0	0	0	0	0		28 台
	避難所用ベスト	着	0	750	0	0	0	0	0	0	0	0		750 着
	避難者カード	枚	0	12,500	0	0	0	0	0	0	0	0		12,500 枚
	災害用公衆電話	機	0	50	2	0	0	0	0	0	0	0		52 機
	防塵マスク	枚	0	0	0	0	0	1,800	0	0	0	0		1,800 枚
	防塵メガネ	個	0	0	0	0	0	172	0	0	0	0		172 個
	三脚	台	0	0	0	0	0	16	0	12	0	0		28 個
	銀シート	枚	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0		4 個
	救援物資ターミナル資機材	式	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0		2 個
	スコップ	本	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0		57 本
	ワイヤーロープ（20M）	本	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0		6 本
	ネコ車	台	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0		12 台
	リヤカー	代	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0		5 本

資料 6-4 感染症対策物品備蓄状況一覧表

令和 6 年 9 月時点

	品 目	単 位	風水害避難場所 (32施設)		臨時風水害避難場所 (7施設)		土砂災害避難場所 (39施設)		その他	合計
			1施設あたり	計	1施設あたり	計	1施設あたり	計		
感 染 症 対 策 物 品	防塵ゴーグル	個	20	640	20	140	－	－	220	1000
	フェイスシールド	個	40	1,280	40	280	10	390	250	2200
	マスク	枚	600	19,200	600	4,200	50	1,950	1,450	26800
	防護服	着	47	1,504	47	329	－	－	167	2000
	防護ガウン	着	20	640	20	140	10	390	280	1450
	使い捨て手袋	双	250	8,000	200	1,400	50	1,950	160	11510
	手指消毒液	本	6	192	6	42	1	39	25	298
	手指消毒ジェル	本	4	128	4	28	－	－	21	177
	除菌用ウェットティッシュ(80枚入)	個	4	128	4	28	－	－	44	200
	除菌スプレー	本	8	256	8	56	－	－	262	574
	ハンドソープ	本	2	64	1	7	－	－	1	72
	非接触型体温計	個	2	64	2	14	1	39	13	130
	使い捨てペンシル	本	100	3,200	100	700	50	1,950	1,450	7300
	養生テープ	個	15	480	15	105	1	39	186	810
	ペーパータオル(200枚入)	個	20	640	20	140	－	－	166	946
	フローリングワイパー	本	3	96	3	21	－	－	7	124
	ワイパーシート	個	3	96	3	21	－	－	13	130
	ワンタッチパーテーション	張	－	－	10	70	－	－	56	126
	トイレットペーパー	個	－	－	100	700	－	－	500	1200
	発砲ポリエチレンシート	枚	－	－	30	210	－	－	190	400
	ゴミ袋(45ℓ 10枚入)	個	1	64	2	14	1	39	33	150

資料 6-5 市内学校給食施設状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

NO	学校名	調理室 面 積 (㎡)	主 要 設 備 の 内 容							栄養士 等 ※2	燃料
			回転釜	焼物機	消毒 保管庫	冷蔵庫 ※1	洗浄機	カッタ ー	ピーラ ー		
1	三の丸 小学校	350.0	5	2	4	3	1	1	1	1	ガス
2	新 玉 〃	167.0	3	1	2	2	0	1	1	1	ガス
3	足 柄 〃	230.0	5	1	5	3	1	1	1	1	ガス
4	芦 子 〃	510.0	5	2	3	2	1	1	1	1	ガス
5	大 窪 〃	376.0	5	1	4	3	1	1	1	1	ガス
6	早 川 〃	163.0	3	1	2	2	1	1	1	1	ガス
7	山 王 〃	158.0	3	1	2	2	1	1	1	1	プロパンガス
8	久 野 〃	205.0	4	1	3	2	1	1	1	1	プロパンガス
9	富 水 〃	387.0	6	2	5	3	1	1	1	1	プロパンガス
10	町 田 〃	285.0	5	1	4	2	1	1	1	1	ガス
11	下府中 〃	331.0	4	2	4	2	1	1	1	1	ガス
12	桜 井 〃	284.0	6	2	4	3	1	1	1	1	プロパンガス
13	千 代 〃	184.0	4	1	3	3	1	1	1	1	プロパンガス
14	酒 匂 〃	269.0	6	2	3	2	1	1	1	1	ガス
15	片 浦 〃	108.0	1	0	1	2	0	0	0	1	プロパンガス
16	曾 我 〃	187.0	5	1	3	2	1	0	1	1	プロパンガス
17	東富水 〃	234.0	5	1	3	2	1	1	1	1	ガス
18	矢 作 〃	191.0	4	2	4	3	1	1	1	1	ガス
19	報 徳 〃	318.0	3	1	3	3	1	1	1	1	プロパンガス
20	富士見 〃	517.0	6	2	4	2	1	1	1	1	ガス
学校給食センター		1,494.0	9	2	13	2	3	2	2	5	ガス・灯油
橘学校給食 共同調理場		446.0	7	1	7	3	1	1	1	1	プロパンガス
豊川学校給食 共同調理場		594.0	7	1	10	3	1	1	1	1	ガス
国府津学校給食 共同調理場		524.0	8	1	9	3	1	1	1	1	ガス

※1 冷蔵庫には牛乳保冷庫を含む。(ただし、検食用冷凍庫は除く。)

※2 栄養士の数でパート、委託職員は除く。

資料 6-6 学校給食センター主要設備の内容

令和 6 年 4 月 1 日現在

品 名	数 量		品 名	数 量
ピーラー	2		食器洗浄機	2
ガス回転釜	2		スプーン洗浄機	1
蒸気回転釜	5		食缶洗浄機	1
レボル釜	2		消毒保管庫	1 3
サイノ目切機	1		冷蔵庫	2
野菜切機（合成調理機）	1		フードスライサー	2
ガスフライヤー	2		ミキサー	1
連続焼物機	2		冷凍庫	1

資料 6-7 応急給水資機材等の現況

給水容器等の保有状況

種 類	保有数
給水容器 ポリ製タンク 10ℓ	2, 4 1 5 個
給水車 1.6 m ³	1 台
〃 2 m ³	1 台
給水タンク（車載用） 1 m ³	1 台
〃 1.5 m ³	4 台
キャンパス水槽 1 m ³	3 5 台
〃 2 m ³	4 台
応急給水栓	5 4 機
組立式給水タンク	5 台

資料 6-8 飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所

飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所（20 か所）

令和 6 年 4 月 1 日現在

設置年度	設置場所	住所	容量
昭和 6 3 年	県立小田原東高等学校	東町 4-12-14	100 m ³
平成 5 年度	市庁舎	荻窪 300	100 m ³
	南鴨宮富士見公園	南鴨宮 3-24	100 m ³
	新玉小学校	浜町 2-1-20	100 m ³
平成 6 年度	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ	中曽根 263	100 m ³
	酒匂浜公園	酒匂 4-3	100 m ³
	町田小学校	寿町 2-7-25	100 m ³
平成 7 年度	三の丸小学校	本町 1-12-49	100 m ³
	河原公園	板橋 248-1	100 m ³
平成 8 年度	富水小学校	飯田岡 481	100 m ³
	桜井小学校	曾比 1943	100 m ³
平成 9 年度	矢作小学校	矢作 227	100 m ³
平成 1 0 年度	千代小学校	千代 687	100 m ³
	国府津小学校	国府津 2485	100 m ³
平成 1 1 年度	前羽小学校	前川 858	60 m ³
	豊川小学校	成田 530-1	100 m ³
平成 1 2 年度	下中小学校	小船 178	60 m ³
平成 1 3 年度	ヒルトン小田原リゾート&スパ隣接地	根府川 585-111	60 m ³
平成 1 7 年度	久野小学校	久野 1561	60 m ³
令和 5 年度	白山中学校	扇町 5-7-17	100 m ³

資料 6-9 主要水道施設に貯水されている飲料水

上水道施設に貯水されている飲料水は次のとおり

1 小田原市上下水道局

施設名	住所	容量
小峰配水池	城山 3-818-6	5,600 m ³
久野配水池	久野 795	6,000 m ³
新久野配水池	府川 280-2	1,500 m ³
中河原配水池	上曾我 930	26,000 m ³
水之尾配水池	水之尾 35-15	1,000 m ³
高田浄水場	高田 401	5,800 m ³
第二水源地	蓮正寺 704	2,000 m ³
石橋配水池	石橋 529-1	220 m ³
米神配水池	米神 526-2	270 m ³
根府川低区配水池	根府川 524-16	460 m ³
江之浦配水池	江之浦 429-3	440 m ³
計		49,290 m ³

※ 地震発生時の貯水量は容量の二分の一を想定。

2 県企業庁

施設名	住所	容量
国府配水池	大磯町石神台 2-998-4	2,890 m ³
二宮高区配水池	二宮町一色 301	3,072 m ³

資料 6-10 鋼板プール等設置状況

鋼板プール等設置場所及び設置ろ水機

番号	施設名	所在地	プール	
			容量(m ³)	設置年度
1	三の丸小学校	本町 1-12-49	325	H7
2	新玉小学校	浜町 2-1-20	255	S59
3	足柄小学校	扇町 3-21-7	280	S54
4	芦子小学校	〃 1-37-7	267	S46
5	大窪小学校	板橋 985	255	H6
6	山王小学校	東町 2-9-1	255	S56
7	町田小学校	寿町 2-7-25	267	S48
8	下府中小学校	酒匂 930	267	S50
9	国府津小学校	〃 2485	295	S62
10	酒匂小学校	酒匂 5-15-3	255	H7
11	曾我小学校	曾我大沢 69	255	H 元
12	東富水小学校	中曾根 359-1	265	S48
13	前羽小学校	前川 858	255	H4
14	下中小学校	小船 178	255	H3
15	矢作小学校	矢作 227	255	S55
16	報徳小学校	小台 405	255	S58
17	豊川小学校	成田 530-1	255	S59
18	富士見小学校	南鴨宮 3-25-1	255	S61
19	城山中学校	城山 3-4-1	368	H3
20	城南中学校	板橋 875-1	354	S56
21	鴨宮中学校	鴨宮 547	435	H5
22	国府津中学校	国府津 2372	405	S45
23	酒匂中学校	酒匂 3-4-1	368	S60
24	星槎小田原キャンパス (旧片浦中学校)	根府川 41	354	S47
25	泉中学校	飯田岡 22	412	S48
26	城北中学校	栢山 2888	360	S57
	計	26 箇所	7,827	

資料 6-11 拠点給水場所一覧表

区域	拠点給水場所	補水施設
栄町・浜町・本町・城内・南町 城山・十字	三の丸小学校（耐震性貯水槽設置場所） 新玉小学校（耐震性貯水槽設置場所）	小峰配水池
寿町・中町・東町	山王小学校 町田小学校（耐震性貯水槽設置場所）	
扇町・荻窪・谷津・池上 多古・井細田・緑	白山中学校（耐震性貯水槽設置場所） 芦子小学校	
蓮正寺・中曽根・飯田岡 堀之内・府川・北ノ窪 穴部・穴部新田・清水新田	富水小学校（耐震性貯水槽設置場所） 東富水小学校	久野配水池 新久野配水池
久野	久野小学校（耐震性貯水槽設置場所）	久野配水池
板橋・南板橋・風祭 入生田・水之尾・早川	大窪小学校 早川小学校	水之尾配水池
曾比・栢山・柳新田 小台・新屋	桜井小学校（耐震性貯水槽設置場所） 報徳小学校	久野配水池
石橋・米神・根府川・江之浦	片浦小学校	石橋配水池 米神配水池
飯泉・成田・桑原・下堀 中里・矢作・鴨宮・上新田 下新田・中新田	豊川小学校（耐震性貯水槽設置場所） 鴨宮中学校 下府中小学校	高田浄水場
酒匂・西酒匂 小八幡・南鴨宮	酒匂小学校 富士見小学校	
国府津・田島・前川（飛び地）	国府津小学校（耐震性貯水槽設置場所）	
曾我原・曾我谷津・曾我別所 曾我岸・曾我光海・上曾我 下大井・鬼柳・曾我大沢 別堀・高田・千代・永塚 東大友・西大友・延清	下曾我小学校 曾我小学校 千代小学校（耐震性貯水槽設置場所）	高田浄水場 中河原配水池
前川・羽根尾・中村原・上町 小船山西・小竹・沼代	前羽小学校（耐震性貯水槽設置場所） 下中小学校（耐震性貯水槽設置場所）	
計	25箇所	

資料 6-12 応急給水口設置場所一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

No.	施設名	設置年
1	小田原市役所	平成 29 年度 (2017 年度)
2	保健センター・生きがいふれあいセンターいそしぎ	
3	千代小学校	平成 30 年度 (2018 年度)
4	大窪小学校	
5	小田原市立病院	
6	早川小学校	令和元年度 (2019 年度)
7	城山中学校	
8	富水小学校	
9	久野小学校	
10	町田小学校	
11	東富水小学校	
12	泉中学校	
13	千代中学校	令和 2 年度 (2020 年度)
14	下府中小学校	
15	曾我小学校	
16	鴨宮中学校	
17	城北中学校	
18	足柄小学校	
19	芦子小学校	
20	報徳小学校	
21	下曾我小学校	令和 3 年度 (2021 年度)
22	新玉小学校	
23	桜井小学校	
24	山王小学校	
25	白山中学校	
26	片浦小学校	令和 4 年度 (2022 年度)
27	富士見小学校	
28	国府津小学校	
29	酒匂小学校	
30	豊川小学校	
31	白鷗中学校	
32	城南中学校	
33	三の丸小学校	令和 5 年度 (2023 年度)
34	矢作小学校	
35	前羽小学校	
36	下中小学校	
37	国府津中学校	
38	酒匂中学校	
39	橘中学校	
40	星槎小田原キャンパス	

資料 6-13 太陽光発電設備、蓄電池設備設置校一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

No.	施設名
1	足柄小学校
2	芦子小学校
3	久野小学校
4	東富水小学校
5	千代小学校
6	曽我小学校
7	下中小学校
8	片浦小学校
9	富水小学校
10	下曽我小学校※
11	町田小学校※

※の 2 校は太陽光発電設備のみ設置

資料 6-14 マンホールトイレ整備状況

令和 6 年 7 月 1 日現在

No.	施設名	整備基数			設置年
		通常型	バリアフリー型	男性用小便器（2 人用）	
1	東富水小学校	7	2	1	令和 5 年度(2023 年度)
2	富士見小学校	7	2	1	

小田原市災害時備蓄計画

小田原市防災対策課

1 はじめに

(1) 計画策定の目的

市では、「神奈川県地震被害想定調査」の結果に基づき、災害時の被災者支援に必要な食料、生活必需品及び応急対策・救出救助資機材などの備蓄を進めてきた。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災では、ライフラインだけでなく、道路、鉄道、空港等の公共施設にも大きな被害が発生し、物資供給及び配送に支障が生じるなど、発災直後の流通備蓄の活用に課題があることが明らかとなった。

また、平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震では、ピーク時の避難者が約18万人発生し、想定を超えた避難所運営や避難所外避難者への対応や、国によるプッシュ型支援や被災地外からの救援物資が集積拠点に滞留し、各避難所まで届かなかった問題などが生じた。

その一方で、国によるプッシュ型支援が初めて実施された結果、被災者が必要とする物資の品目や数量に加え、国、県及び被災自治体並びに自助・共助の役割分担の考え方が再検討されるなど、熊本地震で得られた教訓は、その後の南海トラフ地震や首都直下地震発生時における具体的な応急対策に反映されている。

このため、本市では、東日本大震災や熊本地震から得られた教訓や南海トラフ地震や首都直下地震対策における国の動向を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとした避難所の感染症対策など、新たな課題に対応できる防災備蓄の一層の強化を図り、もって被災者の命と生活環境を確保することを目的として、小田原市地域防災計画に基づく備蓄物資の整備・更新に関する具体的な計画を定めるものとする。

今後は本計画に基づき、「自らの生命は、自ら守る」ことが防災・減災の基本原則であることを認識し、平常時から災害に備えた家庭、地域及び事業者による「1週間分」の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を基盤としつつ、市が行う災害に備えた物資の備蓄（以下「公的備蓄」という。）及び協定事業者等による流通備蓄並びに国、県及び他自治体等からの救援物資を効果的に活用することで、市民・事業者・行政が一体となった迅速かつ効果的な供給体制の強化を推進していくものとする。

なお、新たな地震被害想定調査結果や災害対応に係る新たな課題が生じた場合には、小田原市地域防災計画と整合をはかり随時修正するものとする。

(2) 用語の定義

本計画において、用いる主な用語の定義は次のとおりとする。

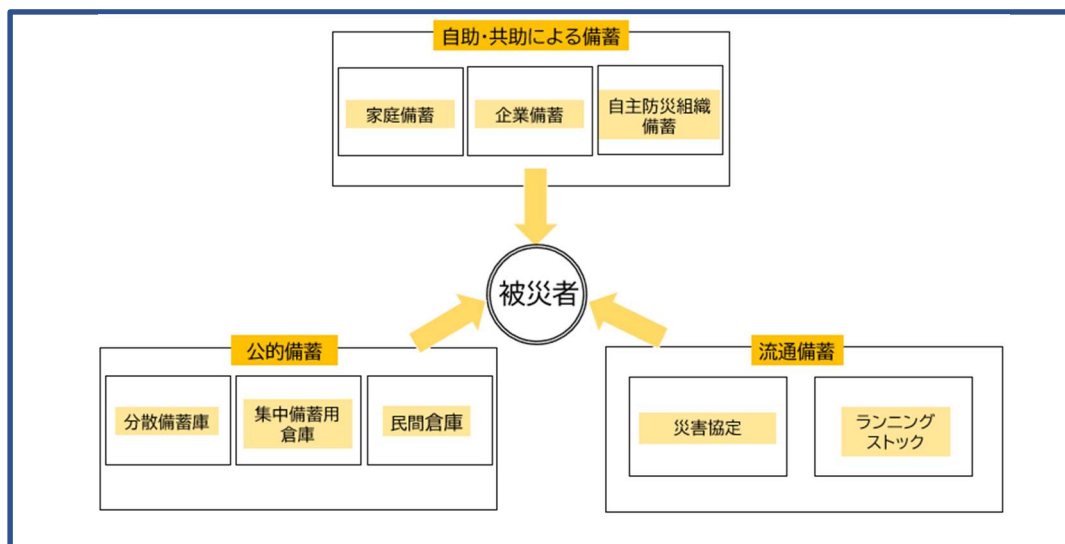
用 語	定 義
① 自助・共助による備蓄	各家庭、地域、企業等が「自らの命は自ら守る」という自助・共助の考え方を基本に3日分（推奨1週間分）の食料や生活必需品等を備蓄するもの。
② 公的備蓄	自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で物資を備蓄し提供するもの。
③ 流通備蓄	災害時に協定締結事業者が在庫として確保している物資を提供するもの及び事前に市が購入した物資を事業者の流通ルートにのせて備蓄として担保し提供するもの。
④ 救援物資	神奈川県及び近隣市町等、他都市から物資支援を受けるもの。
⑤ 国のプッシュ型支援	国が被災自治体からの具体的な要請を待たないで、被災者の命と生活環境に不可欠な物資を提供するもの。

2 基本的な考え方

(1) 市が行う物資確保の方針

「自らの身は、自ら守る」という自主防災の考え方をもとに、平時から備蓄を推進し発災直後は、自助・共助による物資確保を中心とするが、自助・共助による備蓄にもかかわらず、不足が生じた場合の補完として、公的備蓄や流通備蓄等により供給するものとする。

物資調達のイメージ図



(2) 想定する災害

「神奈川県地震被害想定調査」及び「地震調査研究推進本部による今後30年間の発生確率」において、その発生の切迫性及び多数の避難者の発生が想定されている「神奈川県西部地震」を想定災害に設定する。

小田原市に想定される地震災害
 ≪ 神奈川県地震被害想定調査（平成27年3月） ≫

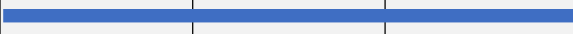
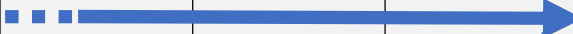
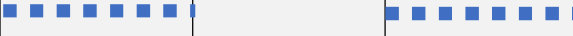
地震名	30年間 発生確率	全壊棟数	3日以内避難者	発災直後断水人口 (上水道支障率)
南海トラフ巨大地震	ほぼ70%	200棟	3,850人	3,250人 (1.67%)
神奈川県西部地震	過去 400 年に 5 回	3,860棟	41,340人	60,280人 (30.9%)
大正型関東地震	0～5%	22,720棟	116,460人	169,390人 (87.05%)
都心南部直下地震	ほぼ70%	30棟	1,220人	570人 (0.29%)
東海地震	ほぼ70%	90棟	2,360人	1,390人 (7.14%)

(3) 市が行う物資供給の計画期間

発災後は、自助・共助による物資確保を中心とするほか、4日目以降は救援物資や国のプッシュ型支援による物資供給が計画されている。

これを踏まえ、本計画における市が行う物資供給の計画期間は、自助・共助を補完する位置付けとして、発災後3日間を目標に整備するものとする。

時系列でみる物資の確保

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目以降
自助・共助による備蓄					
市の公的備蓄					
災害協定流通備蓄					
救援物資					
国のプッシュ型支援					

(4) 備蓄物資の供給対象者

ア 避難者

家屋の倒壊、焼失及び流出若しくは危険区域からの退避など、一定期間自宅から避難せざるを得ない避難所避難者及び避難所等への避難が困難な場合やライフラインが遮断した場合等の避難所外避難者とし、その人数は、神奈川県地震被害想定調査結果に基づき、「41,340人」とする。

イ 帰宅困難者

神奈川県西部地震において、多数の帰宅困難者の発生が本市で想定され、滞留者による物資確保などの混乱が予想されることから、当該帰宅困難者を物資供給対象者とし、その人数は、神奈川県地震被害想定調査結果に基づき、「14,520人」とする。

3 備蓄物資の品目

(1) 重要品目

東日本大震災や熊本地震の事例や国の首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画等を踏まえ、被災者の命と生活環境に不可欠な物資として、国のプッシュ型支援基本 8 品目と飲料水（保存水）、ほ乳瓶及び感染症対策や避難所における生活環境の向上のための資機材 6 品目、合計 14 品目について計画数量を定める重要品目と位置付ける。（★は国が行うプッシュ型物資支援基本 8 品目）

項 目	品 目
食料★	① 食料 ②乳児用粉ミルク及び液体ミルク
生活必需品★	② 毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ・簡易トイレ ⑧トイレットペーパー
生活必需品	⑨ほ乳瓶
飲料水	⑩保存水（ペットボトル500ml）
感染症対策及び生活環境の向上のための資機材	⑪簡易ベッド ⑫マット ⑬間仕切り用テント ⑭間仕切り用パーティション

(2) その他の品目

その他の品目については、国が示す「プッシュ型物資支援の標準対象品目」を参考に次の項目を整備することとする。

避難所運営に必要な資機材	○ブルーシート（ポリエチレン製） ○仮設トイレ（車椅子対応） ○救護担架（脚付き） ○大型扇風機 ○車椅子 ○運搬台車、かご台車 ○懐中電灯、ランタン（LED、乾電池型） ○延長コード（電源タップなど） ○コードリール ○はしご（脚立） ○拡声器（ハンドマイク） ○カセットコンロ（LPG カセットボンベ含む） ○炊き出し器セット ○鍋・やかん ○炊飯袋 ○発動発電機（ガソリン型、ガス型） ○ポータブル電源（太陽光充電型など） ○投光器（LED 型、パルーン型など） ○リヤカー（折り畳み式） ○燃料携行缶
避難所運営に必要な消耗品	○食器類（使い捨て椀、皿、使い捨てスプーンなど） ○食品ラップ、ペーパータオル（キッチンタオル） ○スタッフ用ビブス ○避難者カード ○避難所運営マニュアル ○ごみ袋（可燃物、不燃物、汚染物用） ○燃料（ガソリン缶詰、LPG カセットボンベなど） ○収納ボックス ○オイル（発電機用）

	○マッチ、点火器具 ○乾電池 ○養生テープ ○荷造りヒモ ○文房具セット（マーカー、鉛筆、コピー用紙等） ○工具セット
感染症対策資機材	○手指消毒剤 ○環境消毒剤 ○せっけん（固形、液体） ○清拭用ペーパータオル ○不織布マスク ○N95マスク ○防護衣（ガウン） ○使い捨て手袋 ○フェイスシールド ○非接触型体温計
情報通信資機材	○避難所用テレビ ○トランシーバー ○携帯電話 ○MCA 無線機 ○NTT 特設公衆電話
応急給水用資機材	○飲料水兼用耐震性貯水槽給水器具 ○応急給水設備用資機材 ○給水用水槽（約1m³） ○飲料水袋 ○飲料水用ポリタンク
応急対策・救出救助資機材	○天幕テント ○エアータント ○リヤカー（折り畳み式） ○一輪車 ○梯子（二連型） ○ロープ ○土のう袋 ○針金（10番線など） ○ブルーシート（#3000） ○発動発電機（2KVA～5KVA） ○投光器（バルーン型、LED型など） ○延長コード（防滴型リールなど） ○チェーンソー ○エンジンカッター ○チルホール ○油圧ジャッキ ○シャベル（スコップ） ○つるはし ○大ハンマー ○金てこ ○掛矢 ○大バール ○ノコギリ ○ボルトクリッパー

国が行うプッシュ型支援基本8品目

《首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和5年5月23日中央防災会議幹事会)》

項 目	品 目
食料	① 食料 ②乳児用粉ミルク及び乳児用液体ミルク
生活必需品	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ・簡易トイレ ⑧トイレットペーパー

国が行うプッシュ型物資支援の標準対象品目

《首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和5年5月23日中央防災会議幹事会)》

○食料 ○育児、介護食品 ・乳児用粉ミルク ・乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護食品 ○水・飲料 ○衣類関係 (男性用、女性用、子供用) ・防寒着 ・衣類(トレーナー、Tシャツ、ズボン) ・下着類 ・くつ下 ・ストッキング ・履物(スリッパ、サンダル、靴) ○台所・食器関係 ・紙食器 ・プラスチック食器 ・割箸 ・スプーン ・フォーク ・カセットこんろ ・カセットボンベ ○電化製品関係(避難所で共同使用するものに限る) ・乾電池 ・延長コード ・懐中電灯 ・ランタン ・携帯用充電器(電池式) ・洗濯機 ・乾燥機 ・掃除機 ・冷蔵庫	○生活用品関係 ・シャンプー ・リンス ・洗面器 ・石けん ・ボディソープ ・歯磨き粉 ・歯ブラシ ・かみそり ・ハンドソープ ○トイレ関係 ・仮設トイレ ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・防臭剤 ・除菌剤 ・消臭剤 ○掃除洗濯用品 ・ゴミ袋 ・バケツ ・掃除用洗剤 ・衣料用洗剤 ○防寒具・雨具・熱中症対策用品 ・カイロ ・レインコート ・傘 ・瞬間冷却材 ・冷却シート ○寝具・タオル関係 ・タオル ・布団 ・シーツ ・マットレス ・毛布	○その他生活雑貨 ・爪切り ・マスク ・手指消毒剤 ・うがい薬 ○ペーパー類・生理用品 ・生理用品 ・ウェットティッシュ ・ウェットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・ボディシート ○育児、介護用品関係 ・紙おむつ(大人用／子供用) ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む) ○応急用品・復旧資機材関係 ・給水ポリ袋 ・給水ポリタンク ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ゴム手袋 ・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル

・冷暖房器具 ・加湿器 ・空気清浄機	・枕 ・タオルケット ・段ボールベッド ・段ボール間仕切り ・パーティション	

4 備蓄物資の数量

(1) 計画数量算出の基準

ア 算出基準人数

項 目	想定条件	出 典
人口	188,856人（令和2年10月1日基準）	令和2年国勢調査
避難者	41,340人（避難所避難者数24,870人、避難所外避難者16,470人）（※発災後3日間想定）	神奈川県地震被害想定調査（H27.3）
帰宅困難者	14,520人（※発災後2日間想定）	神奈川県地震被害想定調査（H27.3）

イ 算定基礎となる年齢区分の割合

食料及び生活必需品の数量については、物資供給対象者の年代等を考慮し算出するものとする。（※小数点第2以下は繰上げ）

年齢区分	割 合	品 目	対象者数等・出典
1歳以上	99.4%	食料	187,780人 （令和2年国勢調査）
0歳	0.6%	乳児用粉ミルク・液体ミルク・ほ乳瓶	1,076人 （令和2年国勢調査）
0歳から2歳	1.8%	紙おむつ（乳幼児用）	3,410人 （令和2年国勢調査）
おむつを必要とする要介護者	0.5%	紙おむつ（大人用）	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日中央防災会議幹事会）
要介護認定者のうち要介護3以上	1.7%	簡易ベッド	3,224人（おだわら高齢者福祉介護計画・令和2年10月認定）
12歳から51歳女性	21.4%	生理用品	40,269人 （令和2年国勢調査）

ウ 災害時トイレ対応数

携帯トイレについては、別途策定した「小田原市災害時トイレ確保計画」に基づき算出することとする。

項 目	想定条件	出 典
トイレ必要人数	47,807人（避難所避難者24,870人、断水による必要者数22,937人）	・小田原市災害廃棄物処理計画（R4.3） ・小田原市災害時トイレ確保計画（R5.3）
トイレ対応基数	640基（マンホールトイレ280基、仮設トイレ150基、携帯トイレ210基相当） （※75人あたり1基）	小田原市災害時トイレ確保計画（R5.3）

（２）重要品目の数量

①食料

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、簡易に調理可能な食料を備蓄する。1人あたり1日3食を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
1 歳以上	$41,340人 \times 99.4\% \times 1人1日分(3食) \times 3日 = 369,827食$ $369,827食 \div 369,830食$	369,830食
帰宅困難者	$14,520人 \times 99.4\% \times 1人1日分(3食) \times 2日 = 86,597食$ $86,597食 \div 86,600食$	86,600食
合計		456,430食

②乳児用粉ミルク及び液体ミルク

乳児の生命維持のために最低限必要な物資として乳児用粉ミルク及び液体ミルクを備蓄する。0歳児を対象とし、乳児1人あたり1日1リットルを基本とする。調乳不要な液体ミルクと保管に適した粉ミルク（キューブタイプ）の備蓄を図る。

対象者	算 出 式	計画数量
0歳	$41,340人 \times 0.6\% (0歳児人口比率) = 248人$ $248人 \div 250人$ $250人 \times 1リットル \times 3日 = 750リットル$	750リットル
帰宅困難者	$14,520人 \times 0.6\% (0歳児人口比率) = 87人$ $87人 \div 90人$ $90人 \times 1リットル \times 2日 = 180リットル$	180リットル
合計		930リットル

③毛布等

発災初期に、体を保温する物資として、毛布等を備蓄する。避難所避難者及び帰宅困難者用に1人あたり1枚を基本とし、避難所避難者用として毛布を、帰宅困難者用としてアルミブランケットを備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
避難所避難者 (毛布)	$24,870人 \times 1枚 = 24,870枚$	24,870枚
帰宅困難者 (アルミブランケット)	$14,520人 \times 1枚 = 14,520枚$	14,520枚
合計		39,390枚

④大人用おむつ

介護を要する高齢者等の要配慮者の生活に欠かせない生活必需品として大人用おむつを備蓄する。要介護者のうちおむつを必要とする者を対象に、1人あたり、1日8枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
要介護認定者のうちおむつを必要とする者	$41,340 \text{人} \times \text{必要者割合} 0.005^{※} \times 8 \text{枚} \times 3 \text{日間} = 4,960 \text{枚}$	4,960枚
帰宅困難者	$14,520 \text{人} \times \text{必要者割合} 0.005 \times 8 \text{枚} \times 2 \text{日間} = 1,161 \text{枚}$ $1,161 \text{枚} \div 1,170 \text{枚}$	1,170枚
合計		6,130枚

※「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの

参考：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日中央防災会議幹事会）

⑤乳児・小児用おむつ

乳児・小児の生活に欠かせない生活必需品として、乳児・小児用おむつを備蓄する。0歳から2歳を対象とし、1人あたり、1日8枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
0歳から2歳	$41,340 \text{人} \times 1.8\% \times 8 \text{枚} \times 3 \text{日間} = 17,858 \text{枚}$ $17,858 \text{枚} \div 17,860 \text{枚}$	17,860枚
帰宅困難者	$14,520 \text{人} \times 1.8\% \times 8 \text{枚} \text{（1人あたり必要数）} \times 2 \text{日間} = 4,181 \text{枚}$ $4,181 \text{枚} \div 4,190 \text{枚}$	4,190枚
合計		22,050枚

⑥生理用品

女性の生活必需品として生理用品を備蓄する。12歳～51歳女性の対象とし、月経周期を考慮するとともに、1期間当たり30枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
12歳～51歳女性	$41,340人 \times 21.4\% (12\sim51歳人口比率) \times 1人1期間当たり必要量(30枚) \times 0.143 (1/7 : 1日必要数) \times 0.25 (4週に1回) \times 3日間 = 28,464枚$ $28,464枚 \div 28,470枚$	28,470枚
帰宅困難者	$14,520人 \times 21.4\% (12\sim51歳人口比率) \times 1人1期間当たり必要量(30枚) \times 0.143 (1/7 : 1日必要数) \times 0.25 (4週に1回) \times 2日間 = 6,665枚$ $6,665枚 \div 6,670枚$	6,670枚
合計		35,140枚

⑦携帯トイレ

災害時には上水道及び下水道設備の破損による断水により、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、携帯トイレの備蓄を行う。なお、携帯トイレの計画数量については、「小田原市災害時トイレ確保計画」に基づき算出する。

なお、帰宅困難者については、帰宅困難者避難場所での使用を想定し、1人あたり、1日5回を基本とし本計画の中で定め、備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
避難所等の避難者 断水対象者	$トイレ必要個数640基 - (マンホールトイレ280基 + 仮設トイレ150基) = 210基$ $210基 \times 75人 \times 5回 (1人1日当たり使用回数) \times 3日間 = 236,250枚$	236,250枚
帰宅困難者	$14,520人 \times 5回 \times 2日 = 145,200枚$	145,200枚
合計		381,450枚

⑧トイレトーパー

トイレの使用に必要となるトイレトーパーを備蓄する。「小田原市災害時トイレ確保計画」における携帯トイレ及び仮設トイレの想定人数に基づき、27,000人分（360基相当・75人/基）を対象とし、1人1日当たり0.18巻を基本とする。なお、帰宅困難者は、帰宅困難者避難場所での使用を想定する。

対象者	算 出 式	計画数量
「小田原市災害時トイレ確保計画」における携帯トイレ・仮設トイレの想定人数	$27,000人 \times 0.18巻 (1人1日当たり必要量) \times 3日 = 14,580巻$	14,580巻
帰宅困難者	$14,520人 \times 0.18巻 (1人1日当たり必要量) \times 2日 = 5,227巻$ $5,227巻 \approx 5,230巻$	5,230巻
合計		19,810巻

⑨ほ乳瓶

乳児の生活必需品として、ほ乳瓶を備蓄する。なお、衛生面を考慮し、使い捨てほ乳瓶を備蓄する。0歳児を対象とし、1人1日あたり5本を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
0歳	$41,340人 \times 0.6\% (0歳児人口比率) = 248人$ $248人 \approx 250人$ $250人 \times 5個 \times 3日分 = 3,750個$	3,750個
帰宅困難者	$14,520人 \times 0.6\% (0歳児人口比率) = 87人$ $87人 \approx 90人$ $90人 \times 5個 \times 2日分 = 900個$	900個
合計		4,650個

⑩保存水

応急給水拠点による応急給水が開始されるまでの間の初動期における飲料水の確保として保存水を備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
全備蓄物資 供給対象者	$41,340人 \times 1本(500ml) = 41,340本$	41,340本
帰宅困難者	$14,520人 \times 1本(500ml) = 14,520本$	14,520本
合計		55,860本

⑪簡易ベッド

避難所避難者のうち、要介護3以上の要支援者を対象として、簡易ベッドを基本に備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
避難所避難者のうち 要介護3以上	$24,870人 \times 1.70\% = 422人 \div 430台$	430台

⑫マット

避難所避難者のうち、簡易ベッドを使用しない人を対象として備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
避難所避難者のうちで簡易 ベッドを使用しない者	$(24,870人 - 430人 - 1,220人※) \times 1枚 = 23,220枚$	23,220枚

※間仕切り用パーティションにアルミ敷きマット(2m×2m)が1枚付属し、1基あたり2名分のマットを想定し、当該人数分を算出したもの。610張×2人=1,220人

⑬間仕切り用テント

避難所における着替え、授乳用、感染症対策、要配慮者支援などの活用手段として備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
広域避難所1次施設・2 次施設(小中学校)	$25か所 \times 7張 = 175張$ (着替男女4、授乳用1、要配慮者用2) $11か所 \times 4張 = 44張$ (着替男女2、授乳用1、要配慮者1) 合計219張 $\div 220張$	220張

⑭間仕切り用パーティション

避難所における感染症対策としての活用を中心に備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
広域避難所 1 次施設・2 次施設（小中学校）	25か所×20張＝500張 11か所×10張＝110張	610張

（３）その他の品目の数量

現行の数量維持を原則としながら、収容人数及び避難所の防災備蓄庫の状況などを勘案した数量とするが、機能改善などにより数量等は適宜見直すものとする。

カセットコンロ、カセットガス、発電機等の電源確保資機材については優先的に機能改善を図るものとする。

（４）公的備蓄と流通備蓄における数量の考え方

市による災害時の物資供給は、公的備蓄及び流通備蓄により計画数量を整備するものだが、本計画の整備方針に基づき、流通備蓄については、発災後 1 日目から 3 日目までに供給が見込めるものを現有備蓄数として整備していくものとする。

国の物資の必要量の算出式（参考）

《首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日中央防災会議幹事会）》

項 目	前提となる被害量	算 出 式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{人} 1 \text{日}$ 当たり必要量3食
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 $\times$ 1人当たり必要数2枚－被災地方 公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳人口比}$ 率 $\times 1 \text{人} 1 \text{日}$ 当たり必要量 $\times 4 \text{日間}$ ※乳児用粉ミ ルクは140g、乳児用液体ミルクは1ℓ
乳児・小児用おむ つ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳} \sim 2 \text{歳}$ 人口比率 $\times 1 \text{人} 1 \text{日}$ 当たり必要量8枚 $\times 4 \text{日間}$
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割}$ 合0.005 $\times 1 \text{人} 1 \text{日}$ 当たり必要量8枚 $\times 4 \text{日間}$
携帯トイレ・簡易 トイレ	避難所避難者 避難所外避難者 上水道支障率	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{上水道支}$ 障率 $\times 1 \text{人} 1 \text{日}$ 当たり使用回数5回 $\times 4 \text{日間}$
トイレットペー パー	避難所避難者 避難所外避難者	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{人} 1 \text{日}$ 当たり必要量0.18巻 $\times 4 \text{日間}$
生理用品	避難所避難者 避難所外避難者	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 12 \text{歳} \sim 51$ 歳人口比率 $\times 1 \text{人} 1 \text{期間}$ （7日間）当たり必要量30枚 $\times 1/7 \times 1/4 \times 4 \text{日間}$

- ① 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難所に避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者の合計
- ② 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計
- ③ 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値を想定したもの
- ④ 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、都県ごとの断水人口の割合（断水率）
- ⑥ トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
- ⑦ 生理用品の算出式における「1/7」という係数は、生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの
- ⑧ 生理用品の算出式における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

5 備蓄物資の整備更新

(1) 食料・飲料水

アルファ化米やクラッカーなどの長期保存食及びペットボトル水については、賞味期限5年以上の品目を、また、乳児用ミルクについては、18か月以上の賞味期限を有するものを計画的に購入。また、食物アレルギーを考慮しアレルギー特定原材料28品目不使用の品目としていく。

(2) 生活必需品

毛布、紙おむつ、生理用品及びトイレットペーパー等の避難生活に必須の生活必需品や衛生用品については、長期保管に有効とされる密封型の整備に努め、更新の目途を10年とする。

ただし、定期的実施するサンプル調査により使用に適さないと判断した場合は、その都度更新することとする。

(3) 災害用トイレ

災害用トイレについては、発災後のライフライン遮断による水洗トイレの使用不能を考慮し、既存トイレの便座を利用して即時対応が可能な携帯トイレの整備を計画的に行い、併せて、既存トイレの使用ができない場合に避難所建物外に簡易トイレを設置することを想定し、プライバシー保護のためのトイレ用テントの整備に努めるとともに、バリアフリー型（車椅子対応）仮設トイレに更新するなど機能改善を図る。また、トイレ関連の公的備蓄に関しては、「小田原市災害廃棄物処理計画」及び「小田原市災害時トイレ確保計画」との整合性を図るものとする。

(4) 避難所運営に必要な資機材

指定避難所(広域避難所)における避難者の健康維持や災害関連死の防止、避難所環境の維持及びプライバシーの確保に必要な資機材の整備を進める。

また、発災直後に円滑に避難所を開設・運営するためには、避難所を運営する市職員及び自主防災組織が扱いやすい資機材であることや発電機等の燃料が管理しやすく、早期調達を見込めることが重要であるため、物資保管用什器、LPガス燃料機器、ポータブル蓄電池及びソーラーパネル等の導入について検討を進める。

なお、購入から長期間経過し最新の資機材に比べて、その機能性や操作性等が劣っている資機材については、機能性、操作性及び資機材の軽量化等を考慮した最新仕様の資機材に更新するものとする。

(5) 避難所運営に必要な消耗品

避難所の開設・運営に必要な資機材のうち、各種燃料、乾電池、テープ類及びマーカー等、使用期限が定められている消耗品については、防災訓練において積極的に使用したうえで随時補充することとする。

(6) 感染症対策資機材

感染症対策として標準予防策（スタンダードプリコーション）に必要な資機材や避難所における感染拡大（クラスター発生）を防止するための資機材について、社会情勢を注視しながら、適正な品目及び数量の備蓄に努める。

(7) 応急対策・救出救助用資機材

災害時のライフラインの遮断に対応するため、テント、非常用発電機・照明資機材及び災害時の救出救助活動に必要な応急対策・救出救助資機材を整備するとともに、風水害時の応急措置に使用するブルーシート等の備蓄に努める。

なお、購入から長期間経過し資機材の操作性、機能性が最新の規格・仕様に比べて著しく劣っている資機材については、備蓄の必要性や備蓄場所について検討したうえで、順次、最新仕様の資機材に更新する。

6 備蓄場所と備蓄手法

本市の公的備蓄は分散備蓄庫及び集中備蓄用倉庫を整備し運用している。災害発災後に避難者に対し速やかに物資の提供ができるよう分散備蓄を基本とし、それを補完するものとして集中備蓄用倉庫を位置付けている。なお、分散備蓄庫及び集中備蓄用倉庫のみでは、保管容量に課題があることから、流通備蓄に加え、民間倉庫の活用についても検討を進めるものとする。

(1) 分散備蓄庫

指定避難所（広域避難所）や避難場所となる公共施設に分散備蓄のための備蓄庫を整備し、災害初動時に必要となる応急対策・救出救助資機材、食料・飲料水及び避難所運営に必要な資機材等をあらかじめ備蓄するものとする。

① 指定避難所（広域避難所）1次施設防災備蓄庫

指定避難所となる小中学校の校舎内に防災備蓄倉庫を整備し、避難生活に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品及び避難所の運営に必要な資機材を備蓄する。

② 指定避難所（広域避難所）2次施設防災備蓄庫

指定避難所2次施設となる小中学校の校舎内に防災備蓄倉庫を整備し、原則として指定避難所1次施設と同等の資機材の充実に努める。

③ コンテナ型防災倉庫（指定避難所用）

指定避難所（広域避難所）の敷地及び隣接地にコンテナ型防災倉庫を設置し、発電機、投光器など避難所の開設・運営に必要な資機材を備蓄する。

④ コンテナ型防災倉庫（その他の倉庫）

指定避難所（25か所）以外の公共施設等に設置するコンテナ型防災倉庫には、応急対策・救出救助資機材を中心に備蓄する。

なお、孤立地区（米神・石橋・江之浦）のコンテナ型防災倉庫には食料・飲料水、毛布等の基本品目の備蓄を行う。

(2) 集中備蓄用倉庫

集中備蓄用倉庫では、災害発生時に指定避難所（広域避難所）で不足する食料や生活必需品の補充物資及び発生した災害の状況に応じて必要となる応急対策・救出救助資機材を備蓄する。

① 上府中公園小田原球場

指定避難所（広域避難所）への食料及び生活必需品等の物資が不足する場合の補充（補充）用物資及び大規模災害発生時の被害状況に応じて必要となる応急対策・救出救助資機材を中心に備蓄する。

② 小田原アリーナ（小田原総合文化体育館）

指定避難所（広域避難所）への食料及び生活必需品等の物資が不足する場合の補充（補充）用物資を中心に備蓄する。

なお、1階については河川洪水時の浸水が想定されるため、浸水の影響が少ない応急対策・救出救助資機材の備蓄場所とする。

③ 川東タウンセンター マロニエ

倉庫面積が比較的小規模であるが、河川洪水、高潮及び津波浸水想定区域外に立地していることから、福祉避難所及びバリアフリー避難所の運営に必要な資機材及び発電機等の応急対策・救出救助資機材を中心に備蓄する。

④ 栄町駐車場

小田原駅前に立地していること、倉庫面積が比較的小規模であり運搬車両の接近が困難なことから、小田原駅周辺の帰宅困難者に提供する生活必需品（アルミブランケット、携

帯トイレ、生理用品など）を中心に備蓄する。

（３）民間倉庫

公的備蓄と流通備蓄による不足分を補完する備蓄場所とする。備蓄品目や数量、避難所等への配送方法などは事業者と協議しながら整備するものとする。

7 流通備蓄による物資供給

(1) 流通備蓄による供給の考え方

本市は、被災者に対する物資供給の手法として、公的備蓄と事業者との連携による流通備蓄の両面による供給体制の構築を目指している。

したがって、市内及び近隣市町に事業拠点を有する事業者を中心として物資供給能力を有する事業者との災害協定の締結を引き続き推進していくほか、物資供給をより確実なものとするため、市があらかじめ購入した備蓄物資を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫へ備蓄する新たな備蓄方式を検討し、あらゆる方法を排除せず、物資の確保に努めるものとする。

また、災害時の物資の確保を確実に行うために、これまで締結している協定内容を検証するとともに、定期的に連絡先、要請手続き、調達物資の在庫数量及び供給に要する期間等を確認することで、協定内容の実効性を確保するものとする。

(2) 流通備蓄等の受入体制

救援物資や流通備蓄は地域内輸送拠点又は協定先事業者の物資集積拠点で受付け、仕分けを行うものとする。

熊本地震では配送作業を要する拠点倉庫において、行政職員の荷捌きにより搬出の遅滞・物資滞留が発生した。このようなことから本市では、国からのプッシュ型支援や流通備蓄等の物資の受け入れ拠点として、民間事業者の物資集積拠点を活用する内容の協定を締結し、物流のプロのノウハウを活用する体制を構築した。

今後は、協定先事業者の物資集積拠点の活用を中心とするため、協定内容をより実効性のあるものとするほか、大規模災害時には当該施設の活用が困難となることも想定されることから、複数の事業者の物資集積拠点の確保に向けて、積極的に働きかけを進めていく。

市の地域内輸送拠点

No	地区	名 称	所 在 地
1	川西	Meiji Seika ファルマ (株) バイオサイエンス研究所グラウンド	栢山788
2		小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ	中曽根263
3		酒匂川流域下水道扇町水再生センター	扇町6-819
4	川東	独立行政法人 国立印刷局 小田原工場 体育館	酒匂6-2-1
5		川東タウンセンター マロニエ	中里273-6
6		県立西湘スポーツセンター	西酒匂1-1-26
7		酒匂川流域下水道酒匂水再生センター	西酒匂1-1-54

協定先事業者の物資集積拠点

No	事業者名	所 在 地
1	佐川急便株式会社	小田原市鬼柳 1 4 6-2 (小田原営業所)

8 備蓄物資の輸送

東日本大震災や熊本地震では、拠点の倉庫まで応援物資等が届いているにも関わらず、各避難所まで配送する手段がないため、避難者まで物資が行き届かなかった事案が多数発生した。特に搬送拠点から各避難所までのいわゆる「ラストワンマイル」の物資配送の重要性を踏まえ、迅速かつ的確に輸送できる体制を整備していく。

（１）輸送事業者等との協定の締結

これまで本市では輸送事業者等との間において、災害時の物資配送に関する協定等を締結し、輸送体制を構築してきた。今後は協定内容をより実効性のあるものとするほか、地域の交通事情に詳しい事業者等との協定締結に向けて、積極的に働きかけを進めていく。

（２）物資の管理・運営及び輸送について

協定締結事業者を中心として集中備蓄用倉庫及び地域内輸送拠点並びに民間の物資集積拠点の管理・運営を実施するほか、災害対策本部との連携のもと各避難所のニーズを把握した上で物資を輸送する体制を構築する。

また、協定締結事業者が被災し輸送できない状況となった場合は、当該事業者から被害を受けていない関係事業者等に輸送依頼を行うよう検討する。

9 自助・共助による備蓄

(1) 市民による備蓄

発災当初は、避難時の混乱や周辺道路の閉塞等により、支援物資の搬送に支障が生じるとともに、被害を受けたライフラインや食料品店等の復旧にも時間を要することが想定される。そのような中、自宅の倒壊等を免れた場合には、当分の間、在宅で避難生活を選択することも想定される。このため、「自助・共助」の観点から食料・飲料水や一人一人に必要な生活必需品や常備薬などについて、最低でも3日間、可能であれば1週間分以上の備蓄の必要性について引き続き啓発していく。

(2) 自主防災組織による備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による応急対策・救出救助資機材などの備蓄に努める必要がある。

市では引き続き自主防災組織による防災資機材整備を支援するなど、地域における共助活動の推進に努める。

(3) 企業等による備蓄

大規模災害発生時には、交通機関が停止することが想定され、鉄道の駅などでは大混乱することが予測される。

各事業者は従業員等が帰宅時に二次災害に遭わないよう一斉帰宅を抑制し、3日間程度は事業所に留まる対応や、事業継続（BCP）のために従業員を待機させる必要もあるので、ライフラインの遮断も考慮して食料や物資を備蓄しておく必要がある。

また、従業員だけでなく来客や施設利用者の帰宅対策に努めるとともに、地域の自主防災組織や住民と協力した応急対策の実施も重要なことから、市では地区自治会連合会との連携強化を図るための支援に努める。

10 防災倉庫の整備

(1) 拠点倉庫整備の検討

拠点倉庫の役割は、公的備蓄物資の保管場所としての機能と国のプッシュ型支援や救援物資の受入拠点としての機能がある。被害が甚大で、避難生活が長期化する場合には、市の物資供給のみでは限界があり、支援物資が必要となることから、拠点倉庫は、物資の受入や荷捌き、輸送機能としての役割が大きいものと考えている。

過去の災害の物資供給における課題を考察すると、物資の受け手側において、在庫管理や仕分けの処理能力を超え、需要が明確に掴めないまま送られてくる物資の受け入れを行わざるを得なかったため、いわゆるラストワンマイル問題が発生した。また物流事業者が管理していない拠点では、行政職員がリレー方式で物資を搬入、一時保管する等混乱が生じたことが課題として取り上げられ、災害時に使用する物資拠点については、事業者の協力が得られるような取組が必要と国も提言している。

したがって、物資受入については、協定事業者の拠点と物資の管理・輸送に係るプロのノウハウを活用することを第一義としつつ、本市が指定する地域内輸送拠点が十分な設備を有していない状況に鑑み、一定規模の用地確保の見込や公共施設の再整備又は新規整備などの動きは注視し、市有拠点施設の検討もしていくものとする。

拠点倉庫の他市事例

項目	A市	B市
敷地面積	3,446㎡	2,070.87㎡
建築（床）面積	617.83㎡	818.30㎡
建築構造	鉄骨造平屋建て	鉄骨造平屋建て
付随設備・機能	事務所、会議室、非常用発電設備、 フォークリフト、大型トラック搬入、 荷捌きスペース（庫内・庇など）、 パレットラック（壁面のみ）	事務所、トイレ、非常用発電設備、 庫内温度管理設備、フォークリフト、 大型トラック搬入、荷捌きスペース（庫内、庇など）、パレットラック （庫内全体）、少量危険物庫（ガソリン、アルコールなど）
主な備蓄物資	・食料、飲料水（缶）、毛布、応急対策救出救助資機材など	・食料、飲料水（ペットボトル）、避難所用物品、毛布など
その他	・基本品目（食料、生活必需品）は原則分散備蓄庫で備蓄	・分散備蓄庫が小規模なため、2棟目の大規模拠点倉庫を計画中

（２）集中備蓄用倉庫の整備及び改修

既存の集中備蓄用倉庫は、施設建設から30年以上を経過し備蓄物資の搬出入、河川洪水浸水想定区域内の立地などの課題があるため、今後、新規整備が行われる公共施設への防災備蓄庫の合築などについて検討していく。

（３）防災備蓄庫の整備・維持修繕

指定避難所（広域避難所）は主に小中学校が指定されているが、過去の災害において分散備蓄の重要性が指摘されていることから、空き教室などを防災備蓄庫として確保していくよう関係機関と連携していく。また小中学校の再整備の際には防災備蓄庫の確保について検討していく。

（４）コンテナ型防災倉庫の整備・維持修繕

指定避難所（広域避難所）に隣接するコンテナ型防災倉庫については、夜間や悪天候時においても円滑な避難所開設、運営が可能となるよう、小中学校の校舎、体育館及び応急給水口等の防災施設に近接した敷地内への移設を検討するとともに、コンテナ型防災倉庫本体の更新についても検討する。

なお、コンテナ型防災倉庫の維持修繕については、引き続き基礎打設工事を計画的に実施するとともに、設置から長期間経過しているコンテナ型防災倉庫の防水工事等の維持修繕に努める。

1 1 改訂履歴

策定：令和5年9月

資料 7-1 住民組織一覧 (250 自治会)

連合名	No	自治会名	連合名	No	自治会名	連合名	No	自治会名	連合名	No	自治会名
緑	1	第 1 区	芦子	63	寺町	桜井	126	浅原	上府中	189	上原
	2	小田原駅前第 2 区		64	荻窪		127	東栢山中の町		190	下千代
	3	第 3 区		65	上谷津		128	東栢山学校前		191	永塚
	4	浦町		66	中谷津		129	東栢山城北		192	東大友
	5	第 4 区		67	下谷津		130	東栢山道下		193	西大友
	6	第 5 区		68	入谷津		131	東栢山道上		194	延清
	7	竹花		69	池上		132	柳町		195	上曾我
	8	小田原銀座		70	井細田一区		133	西栢山		196	中河原
新玉	9	台宿	二川	71	第 43 区	酒匂・小八幡	134	弥生	曾我	197	下大井
	10	大工町		72	第 44 区		135	酒匂 1 区		198	鬼柳
	11	第 9 区		73	小田原グリーンタウン		136	酒匂 2 区		199	曾我大沢
	12	第 10 区		74	宮本		137	酒匂 3 区		200	春木住宅
	13	第 11 区		75	久野坂下		138	酒匂 4 区		201	籠場住宅
	14	第 12 区		76	京福台		139	酒匂 5 区		202	花里住宅
	15	第 13 区		77	北久保		140	酒匂 6 区		203	曾我原
	16	新宿		78	下宿		141	酒匂 7 区	下曾我	204	曾我谷津
万年	17	第 15 区	久野	79	久野中宿		142	酒匂 8 区		205	曾我岸
	18	第 16 区		80	星山		143	酒匂 9 区		206	曾我別所
	19	第 17 区		81	中久野		144	酒匂 10 区		207	曾我神戸
	20	第 18 区高梨町		82	三国		145	酒匂 11 区		208	曾我山岸
	21	第 19 区		83	留場		146	酒匂 12 区	国府津	209	国府津第 1 区
	22	第 20 区-1		84	坊所		147	酒匂 13 区		210	国府津第 2 区
	23	第 20 区-2 青物町		85	欠ノ上		148	酒匂 14 区		211	国府津第 3 区
	24	第 21 区		86	舟原		149	酒匂 15 区		212	国府津第 4 区
幸	25	第 22 区	東富水	87	諏訪の原	下府中	150	酒匂 16 区		213	国府津第 5 区
	26	第 23 区		88	和留沢		151	酒匂 17 区		214	国府津第 6 区
	27	第 24 区		89	小田原サニータウン		152	小八幡 1 区		215	国府津第 7 区
	28	第 25 区		90	蓮正寺第 1		153	小八幡 2 区		216	国府津第 8 区
	29	第 26 区		91	蓮正寺第 2		154	小八幡 3 区		217	国府津第 9 区
	30	第 27 区		92	蓮正寺第 3		155	小八幡 4 区		218	国府津第 10 区
	31	第 28 区		93	蓮正寺第 4		156	小八幡 5 区		219	国府津第 11 区
	32	第 29 区		94	蓮正寺第 5		157	小八幡 6 区		220	国府津第 12 区
十字	33	第 30 区	東富水	95	蛸田駅前	富士見	158	小八幡 8 区	前羽	221	国府津第 15 区
	34	第 31 区		96	霞ノ瀬		159	小八幡 9 区		222	国府津第 16 区
	35	第 32 区		97	狩川		160	小八幡 10 区		223	国府津第 18 区
	36	石橋		98	蛸生会		161	下堀		224	国府津第 19 区
片浦	37	米神		99	蓮正寺住宅	豊川	162	中里 1 区-1	橋北	225	西
	38	根府川		100	よし田		163	中里 1 区-2		226	中宿
	39	江之浦		101	蛸田中央		164	中里 2 区		227	向原
	40	木地挽		102	中曽根		165	矢作		228	町屋
早川	41	みなと		103	飯田岡東		166	鴨宮 2 区		229	押切
	42	西組		104	堀之内		167	鴨宮 3 区		230	羽根尾
	43	中組	富水	105	飯田岡本村		168	鴨宮 4 区-1		231	中村原第 1 区
	44	東組		106	飯田岡若宮		169	鴨宮 4 区-2		232	中村原第 2 区
大窪				107	飯田岡飯中	上府中	170	鴨宮 5 区		233	中村原第 3 区
	45	第 58 区		108	飯田岡楠		171	大道		234	中村原住宅
	46	第 59 区		109	柳新田		172	南鴨宮 1 区		235	中村原第 6 区
	47	第 60 区		110	小台		173	南鴨宮 2 区		236	中村原第 7 区
	48	第 61 区		111	池田		174	南鴨宮 3 区		237	小船第 1 区
	49	第 62 区風祭		112	新屋		175	南鴨宮 4 区		238	小船第 2 区
	50	第 63 区入生田		113	府川		176	南鴨宮 5 区		239	山西
	51	第 64 区		114	久所		177	飯泉 1 区		240	小竹下
山王網一色	52	山王松原	桜井	115	仲沢	上府中	178	飯泉 2 区	橋北	241	小竹打越
	53	山王西		116	北ノ窪		179	飯泉 3 区		242	小竹坂呂
	54	山王東		117	穴部		180	東成田		243	小竹脇
	55	山王 70 区		118	穴部新田		181	西成田		244	明沢
	56	網一色		119	上清水		182	成和		245	沼代
足柄	57	第 33 区		120	下清水		183	桑原		246	上町
	58	セントラルハイツ		121	寺下		184	富士見		247	橋団地一般住宅
	59	第 34 区		122	高河原		185	高田別堀西		248	さつきが丘
	60	第 35 区		123	河原庭		186	高田別堀南		249	湘南橋台住宅
	61	第 36 区		124	西之庭		187	高田別堀東		250	若葉台
	62	第 37 区		125	新屋敷		188	上千代			

資料 7-2 自主防災組織育成に関する指導基準

地域防災活動を推進するため、自主的な住民組織等を中心とした自主防災組織の設置及び活動基準は、当該地域の実情に応じて容易に活動できるものとし、その指導基準は、次のとおりとする。

1 自主防災組織の設置

自主防災組織を設置しようとする場合、地域の住民が最も効果的にその機能を発揮し、長く継続して防災活動を行えるよう、地域の実情にあった組織とする。

2 自主防災組織結成の基準

自主防災組織結成の規模及び組織の編成は、次のとおりとする。

(1) 組織結成の規模

組織結成の規模は、隣保協力体制意識が高い単位自治会組織を基本とする。

(2) 組織の構成及び編成

ア 組織の構成及び編成は、当該地域の実情に応じて自主防災組織規約で定める。

イ 地域内住民の就業形態や高齢化等の状況を考慮した編成とする。

ウ 地域内の事業者及び各種団体との連携を密にする。

(3) 自主防災組織規約に定める事項

ア 組織の名称 イ 本部の設置場所 ウ 目的編成及び任務分担

エ 事業 オ 部員 カ 役員

キ 班編成 ク 役員の任務 ケ その他必要な事項

〔別図 1 自主防災組織の編成基準〕〔別表 1 班編成及び任務分担〕〔参考 1 自主防災組織規約作成例〕

3 防災計画の策定

災害の発生又は発生のおそれがある場合に、自主防災組織の活動が円滑に行われるようにするため、当該地域に応じた防災計画を策定する。

(1) 防災計画に定める事項

ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること

イ 防災知識の普及に関すること

ウ 防災訓練の実施に関すること

(ア) 訓練の種類 (イ) 個別訓練 (ウ) 総合訓練

エ 情報の収集、伝達に関すること

オ 出火防止、初期消火に関すること

(ア) 出火防止 (イ) 初期消火

カ 救出救護に関すること

(ア) 救出活動及び応急救護活動 (イ) 医療機関への搬送

キ 避難誘導に関すること

ク 給食給水に関すること

ケ 衛生処理に関すること

コ 警備に関すること

サ 要配慮者に関すること

シ 一時避難場所に関すること

ス 防災資機材に関すること

セ その他必要な事項

〔別表 2 役員及び任務分担〕〔参考 2 自主防災組織防災計画作成例〕

4 自主防災組織活動要領

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

地震、津波、風水害等に対する心得、日ごろの備え並びに地域内での協力体制などについて、防災訓練や集会等の機会をとらえて普及を図る。

(ア) 自主防災組織及び防災計画に関すること。

(イ) 地震、津波、火災、風水害等の知識に関すること。

(ウ) 地域周辺の地形、危険箇所及び施設（広域避難所や一時避難場所）等に関すること。

(エ) 家庭の防災対策に関すること。

(オ) その他防災に関すること。

イ 防災用資機材の整備、点検

(ア) 広報情報、消火、救出救護、避難誘導、給食給水など自主防災組織の活動に必要な資機材の整備を図るとともに、災害時に使用できるように適切に維持管理する。

(イ) 市が設置した防災倉庫（コンテナ倉庫）の資機材の内容及び使用方法を習得する。

ウ 防災訓練の実施

地震等の災害の発生に備えて、下記に掲げる各種訓練を実施し災害時に備えるとともに防災活動の検証を行う。

(ア) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(イ) 個別訓練

・情報収集受伝達訓練	・消火訓練	・救出救助訓練
・応急救護訓練	・避難誘導（安否確認）訓練	・給食訓練
・給水訓練	・煙体験訓練・防災講演会	・その他、各地域に必要とする訓練

エ 情報の収集、伝達

(ア) 自主防災組織内の情報伝達体制を確立し、災害時の情報伝達機器の整備を図る。

オ 出火防止、初期消火に関すること

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止に関する知識を周知するとともに、初期消火資機材の整備を図る。

(ア) 出火防止

- ・石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備
- ・地域内及び住宅の屋内外の整理整頓
- ・耐震自動消火装置付石油ストーブの普及・啓発
- ・石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理
- ・避難時の電気ブレーカー遮断の周知
- ・その他建物等の落下、倒壊危険箇所の確認

(イ) 初期消火

- ・家庭における消火器、水バケツの設置
- ・街頭消火器の設置場所の確認
- ・地域の消防団と連携、連絡先の確認

カ 救出救助・応急救護に関すること

- ・救出救助、応急救護資機材の整備を図り、使用方法、応急手当の習得を図る。
- ・地域の消防団と連携、連絡先の確認
- ・地域の医療機関の把握、搬送方法の検討

キ 避難誘導に関すること

- ・地域住民（世帯構成）及び自力避難が困難な要配慮者の把握
- ・ハンドマイク、避難誘導旗等、避難誘導に必要な資機材の整備
- ・避難経路等、地域内の危険箇所の把握
- ・地震、津波、洪水、土砂災害等災害時の一時避難場所の設定
- ・広域避難所の確認及び避難経路（複数の経路）の設定及び周知

- ・避難誘導訓練を通じて要配慮者等の避難方法等、安全な避難誘導方法の検討
- ・連合災害対策本部との情報伝達方法の確認
- ク 給食給水に関すること
 - ・家庭における最低3日分、推奨1週間分の食料（米、缶詰等）、飲料水（一日一人3ℓを目安）等の備蓄品、非常持ち出し袋の用意
 - ・給食給水資機材の整備
 - ・救援物資や飲料水等の受入れや配分方法の検討
 - ・地域内の自家用井戸の把握及び井戸水利用についての所有者との協議
 - ・給食給水訓練の実施
- ケ 衛生処理に関すること
 - ・家庭における簡易トイレ、トイレットペーパーの用意
 - ・仮設・簡易トイレ、ごみ処理及び消毒資機材の整備
 - ・断水時の水洗トイレ対策の検討
 - ・ごみの分別・処理についての検討
- コ 警備に関すること
 - ・2次災害の発生危険箇所の把握
 - ・避難時の空き巣等の防犯対策の検討
 - ・地域内の防犯組織との連携および連絡体制の確立
- サ 要配慮者に関すること

災害時において、要配慮者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より、要配慮者の把握に努め、その対策を検討する。

また、優先的に広域避難所における避難生活ができるよう組織内で配慮する。
- シ 一時避難場所に関すること

(ア) 地域内に指定するすべての一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況等の把握に努める。（この責任者の名称を「一時避難場所責任者」とする）

(イ) 住民の一時避難については、必ずしも指定する一時避難場所とは限らないため（車の中、自宅の庭先等）、一時避難場所に行かないものは、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃より周知徹底を図る。
- ス 防災資機材に関すること

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼働できる状況を保つ。
- セ その他必要な事項

(2) 災害時の活動

- ア 防災知識の普及に関すること

地震、津波、風水害等に対する心得、隣近所との協力体制などについて、防災訓練や集会等の機会をとらえて普及を図る。

(ア) 自主防災組織及び防災計画に関すること。

(イ) 地震、津波、火災、風水害等の知識に関すること。

(ウ) 地域周辺の地形や施設（例えば、広域避難所や一時避難場所）等に関すること。

(エ) 家庭の防災知識に関すること。

(オ) その他防災に関すること。
- イ 資機材の整備、点検に関すること

広報情報、消火、救出救護、避難誘導、給食給水など自主防災組織の活動に必要な資機材の整備を計るとともに、災害時に使用できるように適切に維持管理する。
- ウ 防災訓練の実施に関すること

地震等の災害の発生に備えて、下記に掲げる各種訓練を実施し災害時の防災活動に備えるとともに、防災活動の検証を行う。

(ア) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(イ) 個別訓練

- ・情報収集受伝達訓練
- ・消火訓練
- ・救出救助訓練
- ・応急救護訓練
- ・避難誘導（安否確認）訓練
- ・給食訓練
- ・給水訓練
- ・地震動体験訓練
- ・煙体験訓練
- ・その他、各地域に必要とする訓練

エ 情報の収集、伝達に関すること

- (ア) 被害状況等を把握し、連合災害対策本部及び防災機関等への伝達並びに関係機関等との連絡調整を行う。
- (イ) 二次災害の防止のため危険箇所の周知や被害防止の呼びかけを行う。
- (ウ) 生活に関する情報の収集及び住民への広報

オ 出火防止、初期消火に関すること

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火の徹底を図る。

(ア) 出火防止

- ・ 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備と、その周辺の整理整頓
- ・ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及・啓発
- ・ 石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理
- ・ 避難時の電気ブレーカーの遮断
- ・ その他建物等の落下、倒壊危険箇所の確認

(イ) 初期消火

- ・ 消防署への通報
- ・ 家庭における消火器、水バケツの設置
- ・ 街頭消火器の設置場所の確認
- ・ 地域の消防団と連携、連絡先の確認

カ 救出救助・応急救護に関すること

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者がでた時は、自主防災組織や市で備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行う。また、救護活動も併せて実施する。

(ア) 医療機関への搬送

救出救護班は、応急処置をした後、市が設置する仮設救護所へ搬送するが、負傷程度によっては付近の病院、医院への搬送も考える。

負傷者の救出救護が自主防災組織では困難な場合、連合災害対策本部や防災機関等に救助を求める。

キ 避難誘導に関すること

- (ア) 住民は、地震、津波、風水害等の災害時に避難の必要があるときは、隣近所の安否確認を行ったうえで協力して避難する。
- (イ) 避難誘導する場合は、ハンドマイク等を用いて、人員を確かめ要配慮者に配慮した避難方法とし、避難誘導旗等を目印にして避難する。
- (ウ) 市災害対策本部長（市長）からの避難情報が発令されたとき（住民への周知は、防災行政無線、広報車、電話、ラジオ、テレビ等による）は、自主防災組織の防災本部長（自治会長）は、発令事項を周知し、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。
- (エ) 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難情報発令がない場合で、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。
ただし、避難した場合、その旨を連合災害対策本部に報告する。
- (オ) 避難誘導班は、自主防災組織の防災本部長（自治会長）の指示に従い、住民を一時避難場所へ避難させる。
- (カ) 自治会の各一時避難場所等から広域避難所までの避難路を、あらかじめ二つ以上決めておき、状況に応じた避難経路を選択する。
- (キ) 避難路の選定にあたっては、その経路を事前に調査し、日頃から歩いて危険箇所等の有無を確認しておく。
- (ク) 避難経路については、事前に地域住民に周知しておく。

ク 給食給水に関すること

- (ア) 家庭では、食料（米、缶詰等）、飲料水（一日一人3ℓを目安）等を最低3日分、推奨1週間分を備蓄し、

避難する時は備蓄品を携行する。

- (イ) 防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受入れや配分について協力する。
- (ウ) 自主防災組織又は広域避難所に保管しているろ水機や飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口を活用して飲料水の確保に努めるとともに、事前にその取扱いを習得し災害時に備える。
- (エ) 地域にある井戸を事前に調査し、市の指定する災害用指定井戸やその他の井戸の所有者と協議し、災害時には井戸水の活用を考える。

ケ 衛生処理に関すること

災害時において、各家庭の便所は使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ごみ等の対策を検討し処理計画を確立する。

- (ア) 仮設トイレ用資機材の確保とその設置、消毒。
- (イ) 家庭での水洗便所が使用不可能となった場合の対策を検討する。
- (ウ) ごみの分別を徹底し、ごみ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。
- (エ) 市による消毒作業の協力をする。

コ 警備に関すること

災害時における周辺地域の状況(津波・河川・崖崩れ等)を監視するとともに、パニック及び流言飛語の防止並びに防犯警備を実施する。

サ 要配慮者に関すること

災害時において、要配慮者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より、要配慮者の把握に努め、その対策を検討する。

また、優先的に広域避難所における避難生活ができるよう組織内で配慮する。

シ 一時避難場所に関すること

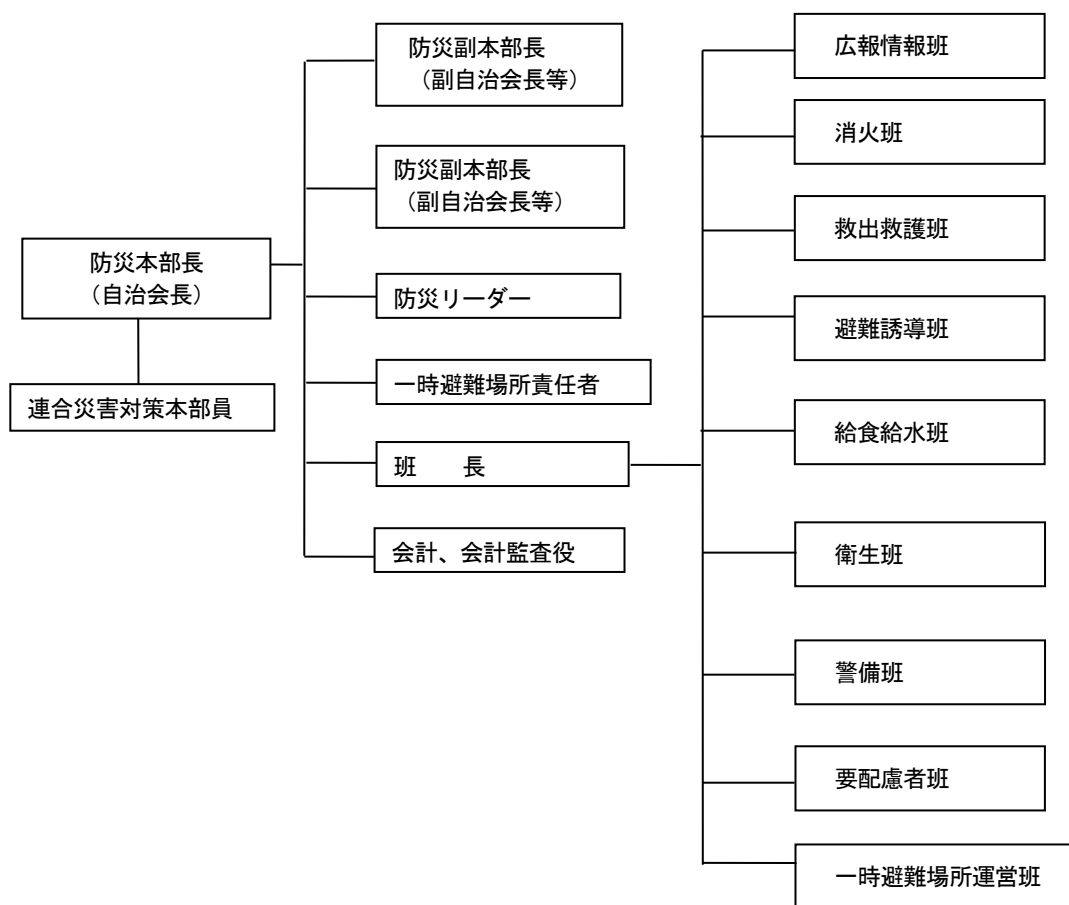
- (ア) 地域内に指定するすべての一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況等の把握に努める。(この責任者の名称を「一時避難場所責任者」とする)
- (イ) 住民の一時避難については、必ずしも指定する一時避難場所とは限らないため(車の中、自宅の庭先等)、一時避難場所に行かないものは、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃より周知徹底を図る。

ス 防災資機材に関すること

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼動できる状況を保つ。

セ その他必要な事項

(別図1) 自主防災組織の編成基準



別表1 班編成及び任務分担

班 名	平 常 時	非 常 時
広報情報班	1 防災知識の普及に関すること。 2 必用資機材の整備、点検に関すること。 3 情報収集、伝達事項の計画、実施に関すること。 4 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること。	1 情報の収集伝達に関すること。 2 指揮命令等の伝達に関すること。 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること。
消火班	1 必用資機材の整備、点検に関すること。 2 地域の安全点検に関すること。 3 消火訓練の計画、実施に関すること。	1 出火防止と初期消火に関すること。 2 救出救護班との連絡に関すること。
救出救護班	1 必用資機材の整備、点検に関すること。 2 地域の安全点検に関すること。 3 救出救護訓練の計画、実施に関すること。	1 負傷者の救出及び搬送に関すること。 2 負傷者の応急手当に関すること。
避難誘導班	1 家族構成表の作成に関すること。 2 必要資機材の整備、点検に関すること。 3 地域の安全点検に関すること。 4 避難路、避難場所の設定に関すること。 5 避難誘導訓練の計画、実施に関すること。	1 安全な避難誘導に関すること。 2 避難者の把握に関すること。 3 避難者の救援活動に関すること。
給食給水班	1 自家井戸の現状把握に関すること。 2 必要な資機材の点検に関すること。 3 給食給水訓練の計画、実施に関すること。	1 炊き出しに関すること。 2 食料、飲料水、生活必需品などの配分に関すること。
衛生班	1 必要資機材の整備、点検に関すること。 2 衛生処理訓練の計画、実施に関すること。	1 仮設トイレの設置に関すること。 2 ゴミ処理及び消毒に関すること。
警備班	1 地域内の防犯、整備に関すること。 2 警備訓練の計画、実施に関すること。	1 地域内の河川・津波等の監視に関すること。 2 地域内の防犯、警備に関すること。
要配慮者班	1 要配慮者の把握に関すること。 2 要配慮者に対する情報提供に関すること。 3 要配慮者の支援の確保に関すること。	1 要配慮者の避難に関すること。 2 民生委員・児童委員との調整に関すること。 3 要配慮者に対する情報提供に関すること。 4 一般ボランティアとの連絡・調整に関すること。
一時避難場所運営班（責任者も含む）	1 一時避難場所の現状把握に関すること。 2 一時避難場所の必要物品等の把握・点検に関すること。 3 一時避難場所の開設計画・運営に関すること。	1 一時避難場所の開設に関すること。 2 一時避難場所における各班の活動状況の把握に関すること。 3 避難者の避難状況の把握に関すること。

参考 1 自主防災組織規約作成例

年 月 作成

〇〇自主防災組織規約

(名称)

第1条 この組織は、_____ 自主防災組織（以下「組織」という。） と称する。

(本部の設置)

第2条 この組織の本部は、_____ に置くこととし、万一使用ができなくなった場合には、_____ に置くこととする。

(目的)

第3条 組織は、地域住民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材等の計画的整備、備蓄に関すること。
- (4) 地震等に対する災害予防及び減災に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事項。

(部員)

第5条 組織は、_____ 自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 組織に次の職を置き、その役員は次に掲げる者をあてる。

- (1) 防災本部長は、自治会長をあてる。
 - (2) 防災副本部長は、副自治会長等をあてる。
 - (3) 防災リーダーは、市から委嘱された者をあてる。
 - (4) 一時避難場所責任者は、自治会役員等をあてる。
 - (5) 会計は、〇〇〇〇をあてる
 - (6) 会計監査役は、〇〇〇〇をあてる。
 - (7) 各班の班長及び副班長は、防災本部長が指名する者をあてる。
 - (8) 連合災害対策本部員は、防災本部長が指名する者をあてる。
- 2 各班の班長及び副班長は、次に掲げる者の内から防災本部長が指名する。
- (1) 組長 (2) 公民館役員 (3) 交通部役員
 - (4) 婦人部役員 (5) 体育部役員 (6) 子供会役員
 - (7) 民生児童委員 (8) 老人会役員 (9) 特に防災本部長が指名する者
- 3 役員の任期はその所属する組織の存在期間とする。なお、役員がやむを得ない理由により任務を遂行できず交替した場合は、その後任者は残留任期とする。

(班と編成)

第7条 組織には次の班を置き、その班員は防災本部長と各班長・副班長が協議し指名する。

- (1) 広報情報班 (2) 消火班 (3) 救出救護班 (4) 避難誘導班

- (5) 給食給水班 (6) 衛生班 (7) 警備班 (8) 要配慮者班
- (9) 一時避難場所運営班 (10) 特に防災本部長が必要とする班

*必要に応じ班員数も記載する。

*各地区の実情や規模、世帯数などを考慮し、班設置・編成を行う。

*自主防災組織の方も被災者となることから、活動ができる避難者にも協力依頼する。

(役員の任務)

第8条 防災本部長は組織を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 防災副本部長は、防災本部長を補佐し、連合災害対策本部が設置された時、又は防災本部長に事故のある時は、その職を代行する。
- 3 防災リーダーは、地震等の発生時に防災本部長、防災副本部長を補佐し組織の運営にあたり、平常時には防災計画書に基づく訓練を企画、立案及び実施し防災・減災意識の高揚を図る。
- 4 一時避難場所責任者は、一時避難場所の円滑な運営に努め、応急活動等の指揮命令を行い、防災本部長との連携を図る。
- 5 会計は、組織の会計の運営にあたる。
- 6 会計監査は、組織の会計を監査する。
- 7 班長は、各班の長として、班を総括し運営にあたる。
- 8 副班長は、班長を補佐し、班長に事故のある時は、その職を代行する。
- 9 災害対策本部員は、広域避難所の連合災害対策本部で本部業務に従事する。

(別紙、自主防災組織役員の任務分担表、参照)

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 会議は、本部長が召集し、その議長となる。
- 3 会議は、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

- 2 総会は、全部員をもって構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画に関する事。
 - (3) 事業計画(訓練、資機材購入等)に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他本部長が特に必要と認めた事。
- 3 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項。
- (2) 総会により委任された事項。
- (3) その他本部長が特に必要と認めた事項。

(防災計画)

第12条 組織は、地震等による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災知識の普及に関する事。
 - (2) 防災訓練の実施に関する事。
 - (3) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報収集、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関する事。

(5) その他必要な事項。

(経費)

第13条 組織の運営に関する経費は、自治会の交付金その他の収入をもって、これにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

別表2 役員及び任務分担

役職名	選任基準など	任務
防災本部長	自治会長	・ 広域避難所運営全般に関すること。 ・ 各班の活動の統制に関すること。 ・ 自主防災組織の本部との連絡調整に関すること。 ・ 防災関係機関との連携に関すること。
防災副本部長	副自治会長等	・ 防災本部長の任務の補佐に関すること。 ・ 防災本部長に事故のある時の代行に関すること。
防災リーダー	市から委嘱された者	・ 救出活動における指揮・統制に関すること。 ・ 防災訓練の企画・立案及び実施に関すること。 ・ 組織内の防災資機材の整備・点検に関すること。
一時避難場所 責任者	自治会役員等	・ 一時避難場所の本部設置に関すること。 ・ 一時避難場所における各班の活動状況に関すること。 ・ 避難者の避難状況の把握に関すること。 ・ 各班長との連絡調整に関すること。
会計	自治会から選任	・ 災害時における組織内の会計運営全般に関すること。
会計監査役	自治会から選任	・ 災害時における組織内の会計監査に関すること。
班長	防災本部長の指名	・ 班活動の統制に関すること。 ・ 一時避難場所責任者との連絡調整に関すること。
副班長	防災本部長の指名	・ 班長の補佐事務に関すること。 ・ 班長に事故のある時の代行に関すること。
連合災害対策本部員	防災本部長の指名	・ 連合災害対策本部の掌握に関すること。 ・ 自主防災組織との連絡調整に関すること。 ・ 市災害対策本部との連絡調整に関すること。

参考2 自主防災組織防災計画作成例

年 月作成

〇〇〇〇自主防災組織防災計画

1 目的

この計画は、.....自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による、生命、財産の被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画の内容

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事	(2) 防災知識の普及に関する事
(3) 防災訓練の実施に関する事	(4) 情報の収集、伝達に関する事
(5) 出火防止、初期消火に関する事	(6) 救出救護に関する事
(7) 避難誘導に関する事	(8) 給食給水に関する事
(9) 衛生処理に関する事	(10) 警備に関する事
(11) 要配慮者に関する事	(12) 一時避難場所に関する事
(13) 防災資機材に関する事	

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙の自主防災組織の編成及び任務分担を定め実施する。

4 防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練

ア 情報収集受伝達訓練	イ 消火訓練	ウ 救出救助訓練	エ 応急救護訓練
オ 避難誘導訓練	カ 給食訓練	キ 給水訓練	ク 地震動体験訓練
ケ 煙体験訓練	コ その他、各地域に必要とする訓練		

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練を併せて総合的に実施する。

(4) 訓練の時期及び方法等

- ア 総合訓練の回数は、年1回以上、個別訓練にあつては、随時実施する。
イ 実施時期については、総会に諮り決定する。

5 情報の収集伝達対策

- (1) 被害状況等を把握し、連合災害対策本部及び防災機関等への伝達並びに関係機関等との連絡調整
- (2) 二次災害の防止のための呼びかけ
- (3) 生活に関する情報の収集及び住民への広報

6 出火防止及び初期消火対策

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火の徹底を図る。

(1) 出火防止

- ア 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備と、その周辺の整理整頓
イ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及・啓発
ウ 石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理
エ 避難時の電気ブレーカーの遮断

オ その他建物等の落下、倒壊危険箇所の確認

(2) 初期消火

ア 家庭における消火器、水バケツの設置

イ 街頭消火器の設置場所の確認

ウ バケツリレー方式による消火活動の実践

7 救出救護対策

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者がでた時は、自主防災組織や市で備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行う。また、救護活動も併せて実施する。

(2) 医療機関への搬送

救出救護班は、応急処置をした後、市が設置する仮設救護所へ搬送するが、負傷程度によっては付近の病院、医院への搬送も考える。

(3) 負傷者の救出救護が自主防災組織では困難な場合、連合災害対策本部や防災機関等に救助を求める。

8 避難対策

(1) 避難の勧告・指示

ア 市災害対策本部長（市長）からの避難勧告等が発令されたとき（住民への周知は、防災行政無線、広報車、電話、ラジオ、テレビ等による）は、自主防災組織の防災本部長（自治会長）は、発令事項を周知し、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

イ 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難勧告等がない場合で、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合、その旨を連合災害対策本部に報告する。

(2) 避難誘導

ア 避難誘導班は、自主防災組織の防災本部長（自治会長）の指示に従い、住民を一時避難場所及び広域避難所へ避難させる。

イ 避難誘導する場合は、ハンドマイク等を用いて、人員を確かめ要配慮者に配慮した避難方法とし、避難誘導旗等を目印にして避難する。

(3) 避難路の確認

ア 自治会の各一時避難場所等から広域避難所までの避難路を、あらかじめ二つ以上決めておき、状況に応じた避難経路を選択する。

イ また、避難路の選定にあたっては、その経路を事前に調査し、日頃から歩いて危険箇所等の有無を確認しておく。

(4) 避難経路

避難路は〇〇〇通り、ただし〇〇〇通りが通行不能の場合は、△△通りとする。（又は、「別紙、避難経路図のとおりとする」）

避難経路については、事前に地域住民に周知しておく。

9 給食給水対策

(ア) 家庭では、食料（米、缶詰等）、飲料水（一日一人3ℓを目安）等を最低3日分、推奨1週間分備蓄し、避難する時は備蓄品を携行する。

(イ) 防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受入れや配分について協力する。

(ウ) 自主防災組織又は広域避難所に保管しているろ水機や飲料水兼用耐震性貯水槽を活用して飲料水の確保に努めるとともに、事前にその取扱いを習得し災害時に備える。

(エ) 地域にある井戸を事前に調査し、市の指定する災害用指定井戸やその他の井戸の所有者と協議し、災害時には井戸水の活用を考える。

10 衛生対策

災害時において、各家庭の便所は使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ごみ等の対策を検討し処理計画を確立する。

- (ア) 仮設トイレ用資材の確保とその設置、消毒。
- (イ) 家庭での水洗便所が使用不可能となった場合の対策を検討する。
- (ウ) ごみの分別を徹底し、ごみ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。
- (エ) 市による消毒作業の協力をする。

11 警備対策

災害時における周辺地域の状況(津波・河川・崖崩れ等)を監視するとともに、パニック及び流言飛語の防止並びに防犯警備を実施する。

12 防災知識の啓発活動

(1) 啓発事項

- ア 自主防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、津波、火災、風水害等の知識に関すること。
- ウ 地域周辺の地形や施設(例えば、広域避難所や一時避難場所)等に関すること。
- エ 家庭の防災知識に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 啓発方法

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 防災訓練、防災教室、講演会、映画(ビデオ)会等の開催
- ウ 家庭内におけるパンフレット等の掲示

(3) 実施時期

- ア 地域防災の日(毎月第1日曜日)
- イ 防災の日(9月1日)や防災週間中(8月30日～9月5日)
- ウ 防災とボランティアの日(1月17日)や防災とボランティア週間中(1月15日～21日)
- エ 春(3月1日～7日)と秋(11月9日～15日)の火災予防運動期間中
- オ 随時、計画を立て防災機関の指導を受けて実施

13 要配慮者対策

災害時において、要配慮者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より、要配慮者の把握に努め、その対策を検討する。

また、優先的に広域避難所における避難生活ができるよう組織内で配慮する。

14 一時避難場所の運営

- ア 地域内に指定するすべての一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況等の把握に努める。(この責任者の名称を「一時避難場所責任者」とする)
- イ 住民の一時避難については、必ずしも指定する一時避難場所とは限らないため(車の中、自宅の庭先等)、一時避難場所に行かないものは、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃より周知徹底を図る。

15 防災資機材の備蓄及び管理

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼働できる状況を保つ。

資料 7-3 地区防災計画一覧

No.	作成主体	計画名	作成年度	備考
1	小台自主防災組織	小台地区防災計画	令和6年度	計画書は市 HP に掲載

資料 8-1 消防団の現況

令和 6 年 4 月 1 日現在

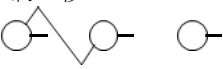
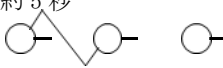
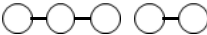
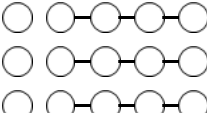
団本部	受持ブロック	団員数
団 長		1
副団長	南ブロック担当 1～7分団 北ブロック担当 8～14分団 東ブロック担当 15～22分団	3

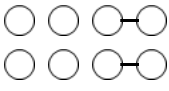
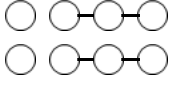
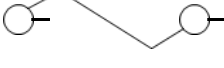
分団名	受持区域	班数	団員数	積載車保有台数	ポンプ保有台数
1	栄町 1.2.3 丁目の一部、栄町 4 丁目、浜町 1.2.3 丁目、浜町 4 丁目の一部、本町 2.3 丁目の一部、城内の一部、城山 1 丁目の一部、城山 3 丁目の一部、緑	1	20	1	1
2	栄町 1 丁目の一部、本町 1 丁目、本町 2.3 丁目の一部、本町 4 丁目、城内の一部、南町 1.2.3 丁目、南町 4 丁目の一部、城山 2.3 丁目の一部、城山 4 丁目	1	15	1	1
3	中町 3 丁目の一部、浜町 4 丁目の一部、寿町 3.4.5 丁目の一部、東町 1 丁目の一部、東町 2.3.4 丁目、東町 5 丁目的一部分	1	15	1	1
4	板橋の一部、早川 1.2.3 丁目	2	30	1	2
5	石橋、米神、根府川、江之浦	4	60	4	4
6	風祭、入生田、水之尾	2	30	2	2
7	南町 4 丁目的一部分、十字、板橋の一部、南板橋	1	20	1	1
8	中町 1.3 丁目的一部分、中町 2 丁目、寿町 1.3.4.5 丁目的一部分、寿町 2 丁目、東町 1.5 丁目的一部分、扇町 2.4 丁目的一部分	1	18	1	1
9	寿町 1 丁目的一部分、扇町 1、2、3、4、6 丁目的一部分、扇町 5 丁目、井細田、多古	1	20	1	1
10	栄町 2.3 丁目的一部分、中町 1 丁目的一部分、城山 1.2 丁目的一部分、扇町 1.3 丁目的一部分、荻窪、谷津、池上	2	30	2	2
11	扇町 1 丁目的一部分、久野	3	40	3	3
12	扇町 6 丁目的一部分、蓮正寺、中曽根、飯田岡、堀之内	3	35	3	3
13	扇町 6 丁目的一部分、柳新田、小台、新屋、府川、北ノ窪、清水新田、穴部、穴部新田	3	28	3	3
14	曾比、栢山	3	39	3	3
15	飯泉、成田、桑原	3	25	3	3
16	下堀、中里、矢作、鴨宮、上新田、中新田、下新田、南鴨宮 1.3 丁目的一部分、南鴨宮 2 丁目、西酒匂 1.3 丁目的一部分、酒匂、前川的一部分	3	30	3	3
17	南鴨宮 1.3 丁目的一部分、酒匂 1.2.3.4.5.6.7 丁目、西酒匂 1.3 丁目的一部分、西酒匂 2 丁目、小八幡 1.2.3 丁目、小八幡 4 丁目的一部分、小八幡	2	29	1	2
18	国府津 1.2.3.4 丁目、国府津 5 丁目的一部分、国府津、田島、小八幡 4 丁目的一部分、前川的一部分	4	36	3	4
19	別堀、高田、千代、永塚、東大友、西大友、延清	3	25	3	3
20	曾我原、曾我谷津、曾我別所、曾我岸、曾我光海	5	49	3	3
21	上曾我、下大井、鬼柳、曾我大沢	3	30	3	3
22	国府津 5 丁目的一部分、前川的一部分、羽根尾、中村原、上町、小船、山西、沼代、小竹、川匂、東ヶ丘	7	82	8	8
女性分団	小田原市の全域	1	20		
	合 計	59	730	54	57

資料 8-2 消防信号

警報信号

消 防 信 号

方法 信号別	種 別	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防署所等から 約 800 メートル 以内のとき	 (連点)	約 3 秒  約 2 秒 (短声連点)	
	出場信号 署、団出場区域内	 (3 点)	約 5 秒  約 6 秒	
	応援信号 署、団特命応援出 場のとき	 (2 点)		
	報知信号 出場区域外の火災 を認知したとき	 (1 点)		
	鎮 火 信 号	 (1 点と 2 点との斑打)		
山林火災 信号	出場信号 署、団出場区域内	 (3 点と 2 点との斑打)	約 10 秒  約 2 秒	
	応援信号 署、団特命応援出 場のとき	同 上	同 上	
火災警報 信号	火 災 警 報 発 令 信 号	 (1 点と 4 点との斑打)	約 30 秒  約 6 秒	掲示板 火災警報発令中 赤字に白字 形状及び大きさは適宜とする。  赤 白 吹き流し  赤 白 旗

	火 災 警 報 解 除 信 号	 (1点2個と2点との斑打)	約 10 秒 約 1 分  約 3 秒	口頭伝達、掲示板撤去、吹流し及び旗の降下
演習招集 信号	演 習 招 集 信 号	 (1点と3点との斑打)	約 15 秒  約 6 秒	
備考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ1種又は2種以上を併用することが出来る。 2 信号接続時間は適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

資料 8-3 消防無線周波数

アナログ 150MHz 帯

区 分	チャンネル名称	周波数 (MHz)	チャンネル
防災相互波	防災相互波	158.35	8

デジタル 260MHz 帯

区 分	チャンネル名称	周波数 (MHz)	チャンネル
活動波	市波 1	264.03125	1
		273.03125	
	市波 2	264.43125	2
		273.43125	
	市波 3	264.55625	3
		273.55625	
	市波 4	265.15625	4
		274.15625	
	救急波 1	264.63125	5
		273.63125	
	救急波 2	265.03125	6
		274.03125	
共通波	主運用波 1	265.30625	7
		274.30625	
	主運用波 2	265.38125	8
		274.38125	
	主運用波 3	265.45625	9
		274.45625	
	主運用波 4	265.60625	10
		274.60625	
	主運用波 5	265.68125	11
		274.68125	
	主運用波 6 (神奈川県波)	265.75625	12
		274.75625	
	主運用波 7	265.83125	13
		274.83125	
	統制波 1	265.90625	14
		274.90625	
	統制波 2	265.23125	15
		274.23125	
	統制波 3	265.53125	16
		274.53125	

署活系無線 4 0 0 MHz 帯

区分	チャンネル名称	周波数 (MHz)	チャンネル
署活動波	署活 1	4 6 6 . 4 0 0 0	1
	署活 2	4 6 6 . 4 8 7 5	2
関東共通波	関東共通波	4 6 6 . 5 0 0 0	3
防災相互波	防災相互波	4 6 6 . 7 7 5 0	4
署活動波	緊援隊 1	4 6 6 . 3 5 0 0	5
	緊援隊 2	4 6 6 . 3 6 2 5	6
	緊援隊 3	4 6 6 . 3 7 5 0	7
	緊援隊 4	4 6 6 . 3 8 7 5	8
	緊援隊 5	4 6 6 . 4 0 0 0	9
	緊援隊 6	4 6 6 . 4 1 2 5	1 0
	緊援隊 7	4 6 6 . 4 2 5 0	1 1
	緊援隊 8	4 6 6 . 4 3 7 5	1 2
	緊援隊 9	4 6 6 . 4 5 0 0	1 3
	緊援隊 1 0	4 6 6 . 4 6 2 5	1 4
	緊援隊 1 1	4 6 6 . 4 7 5 0	1 5
	緊援隊 1 2	4 6 6 . 4 8 7 5	1 6
	緊援隊 1 3	4 6 6 . 5 0 0 0	1 7
	緊援隊 1 4	4 6 6 . 5 1 2 5	1 8
	緊援隊 1 5	4 6 6 . 5 2 5 0	1 9
	緊援隊 1 6	4 6 6 . 5 3 7 5	2 0
	緊援隊 1 7	4 6 6 . 5 5 0 0	2 1

資料 8-4 河川・排水路一覧表

2級河川（県管理）管内			水系名	河川名	延長（m）
水系名	河川名	延長（m）	山王川	坊所川	3,600
酒匂川	酒匂川	6,800	〃	久野川	4,100
〃	狩 川	2,950	唐沢川	唐沢川	500
〃	仙了川	4,270	塔台川	塔台川	2,600
〃	要定川	650	〃	清水川	350
山王川	山王川	4,050	中村川	舟子川	1,700
早 川	早 川	3,300	〃	明沢川	2,150
森戸川	森戸川	3,750	新川	新川	210
中村川	中村川	4,200	普通河川（市管理）		
準用河川（市管理）			水系名	河川名	延長（m）
水系名	河川名	延長（m）	早川	箕ヶ窪川	700
酒匂川	金瀬川	1,650	山王川	荻窪川	2,000
〃	下菊川	3,250	〃	入ノ沢川	1,200
堀切沢	堀切沢	600	狩 川	仲沢川	1,000
よもぎ沢	よもぎ沢	600	〃	分沢川	800 (南足柄分 400)
森戸川	山岸川	800	酒匂川	下菊川	1,740
〃	剣沢川	2,050	森戸川	関口川	1,600
〃	小八幡川	3,600	〃	岩太郎川	1,300
〃	関口川	2,300	〃	山岸川	1,200
白糸川	萩ノ尾川	600	〃	砂留田川	1,100
〃	白糸川	1,250	〃	十二天川	900
清水川	清水川	1,600	〃	谷津川	800
水無川	水無川	400	〃	殿沢川	1,100
玉 川	玉 川	1,200	〃	後 川	1,050
早 川	吾性沢	750	〃	丹沢川	850
〃	宮沢川	700	〃	鳴沢川	900
〃	万松院川	2,000	〃	八ツ沢川	1,050
〃	山谷川	480	中村川	楽万川	350
			〃	坂呂川	400

中村川	中沢川	750	蛇 川 〃	500	
〃	椿川原沢	600	渋 取 〃	1,400	
塔台川	才神川	400	中島第1 〃	1,050	
椿川原沢	小沢川	550	荻 窪 〃	1,600	
関下川	関下川	650	谷 津	300	
桜川	桜川	650	宮 窪	1,600	
赤沢川	赤沢川	300	下 馬 下	1,150	
牧谷川	牧谷川	1,000	煙 消 倉	650	
佐奈田川	佐奈田川	850	山 王	500	
石橋境川	石橋境川	400	町 田	850	
正蔵寺川	正蔵寺川	750	網 一 色	2,100	
山王川	坊所川	1,200	今井 第1	2,300	
金瀬川	金瀬川	1,250	〃 第2	1,700	
森戸川	剣沢川	600	井 細 田	2,600	
排水路（市管理）			穴 部	3,600	
排水路名	延長(m)	摘要	北 ノ 窪	400	
まま下排水路	800		穴 部 窪	600	
山 根 〃	1,350		坂 下	2,100	
[池田 早紀1] 早川中央 〃	1,200		多 古	800	
大 窪	600		川 端	1,000	
板橋第1 〃	1,850		中 久 野	800	
〃 第2 〃	400		下 宿	1,800	
〃 第3 〃	1,200		土手根第1	1,400	
〃 第4 〃	750		〃 第2	1,000	
新 川 〃	900		中曽根 〃	1,500	
小 峰 〃	1,000		三ヶ村 〃	2,400	
大下水 〃	2,100		堀の内 〃	1,600	
小田原 〃	2,100		五ヶ村 〃	4,500	
大蓮寺 〃	2,400		飯田岡 〃	850	
駅 前 〃	500		飯田岡第2 〃	1,150	
緑第1 〃	400		栢 山 〃	1,150	
〃 第2 〃	400		池 田 〃	900	

小田原市地域防災計画

資料編

寺 下 〃	2, 000	
新 屋 〃	1, 950	
牛 島 〃	2, 000	
鳥見行 〃	900	
黒まま 〃	2, 400	
清水第 1	1, 000	
池 上	1, 250	
清水第 2	900	
紅 沢	450	
鴨宮第 1	1, 300	
〃 第 2	1, 000	
鬼柳桑原	4, 200	
酒 匂	1, 750	
酒匂第 2	400	
小八幡	1, 000	
小八幡第 2	600	
農 薬	1, 500	
念仏免	1, 120	
中 里	800	
田 島	500	
鬼 柳	3, 160	
高河原	700	
大河原	450	
小 割	720	

酒匂川左岸土地改良区管理用水路（県管理）

用 水 路 名	延長（m）
鬼 柳 用水路	3, 797
鬼柳用水路豊川支線	1, 836
〃 鴨宮支線	843
酒 匂 堰	3, 309

資料 8-5 砂防指定地一覧

令和 4 年 4 月 1 日時点

名称	水系	幹川	溪流	告示日	区域番号
塔台川	塔台川	塔台川	塔台川	昭和 43 年 11 月 19 日	548
清水川			塔台川	昭和 49 年 4 月 3 日	549
清水川			清水川	平成 9 年 12 月 22 日	573
明沢川	中村川	中村川	明沢川	昭和 49 年 4 月 3 日	288
剣沢	森戸川	森戸川	剣沢	昭和 23 年 11 月 16 日	290
山岸沢			山岸沢	平成 27 年 12 月 21 日	691
坊所川	山王川	山王川	坊所川	昭和 42 年 3 月 22 日	442
水之尾沢			水之尾沢	平成 8 年 3 月 15 日	443
久野川			久野川	昭和 24 年 6 月 8 日	439
久野川			久野川	昭和 24 年 6 月 8 日	440
久野川			久野川	平成元年 10 月 6 日	441
入ノ沢川			入ノ沢川	平成 19 年 8 月 24 日	664
萬松院沢	早川	早川	萬松院沢	平成 30 年 11 月 16 日	698
宮沢川			宮沢川	昭和 49 年 4 月 3 日	522
宮沢川			宮沢川	平成 27 年 12 月 21 日	690
宮沢川			宮沢川	令和元年 12 月 6 日	703
早川			早川	昭和 35 年 10 月 22 日	459
早川			早川	昭和 24 年 9 月 29 日	460
第 2 早川沢			第 2 早川沢	令和 3 年 5 月 7 日	706
吾性沢			吾性沢	昭和 46 年 10 月 4 日	521
唐沢川	唐沢川	唐沢川	唐沢川	昭和 49 年 4 月 3 日	547
唐沢川			唐沢川	平成 19 年 2 月 6 日	658
玉川	玉川	玉川	玉川	昭和 18 年 5 月 15 日	588
玉川			玉川	昭和 55 年 3 月 19 日	546
玉川			玉川	昭和 55 年 3 月 19 日	545
玉川			玉川	平成 30 年 11 月 16 日	699
玉川			玉川	令和 2 年 3 月 12 日	705
イタドリ沢	水無川	水無川	イタドリ沢	平成元年 10 月 6 日	543
イタドリ沢			イタドリ沢	平成 2 年 7 月 26 日	544
米神水無川			米神水無川	昭和 18 年 5 月 15 日	541
米神水無川			米神水無川	昭和 59 年 11 月 17 日	542
米神水無川			米神水無川	平成 12 年 1 月 20 日	593
米神清水川	米神清水川	米神清水川	米神清水川	昭和 18 年 5 月 15 日	540
米神清水川			米神清水川	平成 8 年 12 月 11 日	561
牧谷川	牧谷川	牧谷川	牧谷川	平成 5 年 3 月 25 日	558
萩ノ尾川	白糸川	白糸川	萩ノ尾川	昭和 47 年 2 月 1 日	539
白糸川			白糸川	昭和 28 年 6 月 29 日	538
よもぎ沢	よもぎ沢	よもぎ沢	よもぎ沢	昭和 47 年 2 月 1 日	537
堀切沢	堀切沢	堀切沢	堀切沢	昭和 46 年 10 月 4 日	557
堀切沢			堀切沢	昭和 55 年 3 月 19 日	556

資料 8-6 洪水浸水想定区域指定状況

No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量 (日雨量)
1	山王川	平成 30 年 6 月 1 日 神奈川県告示第 291 号	想定最大規模	342 mm
2	酒匂川	平成 29 年 3 月 31 日 神奈川県告示第 172 号		530 mm
3	狩川	平成 30 年 7 月 27 日 神奈川県告示第 355 号		364 mm
4	仙了川	令和 3 年 10 月 8 日 神奈川県告示第 617 号		344 mm
5	要定川	平成 30 年 7 月 27 日 神奈川県告示第 356 号		336 mm
6	早川	令和 2 年 3 月 24 日 神奈川県告示第 95 号		870 mm
7	森戸川	令和元年 12 月 20 日 神奈川県告示第 307 号		338 mm
8	中村川	令和元年 12 月 20 日 神奈川県告示第 305 号		335 mm
9	川音川	平成 30 年 7 月 27 日 神奈川県告示第 358 号		353 mm

参考：神奈川県ホームページ 神奈川県の浸水想定区域

資料 8-7 高潮浸水想定区域指定状況

No.	区域名	浸水想定区域指定年月
1	相模灘沿岸	令和 4 年 8 月

資料 8-8 海岸保全区域及び漁港区域図



資料 8-9 酒匂川の洪水予報

1 酒匂川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、横浜地方气象台と県が共同して、酒匂川の区域を指定して水位又は流量を示した洪水の予報を行う。

2 酒匂川洪水予報の種類・区域

種 類	河川及び区域	予報地点	発 表 基 準
(洪水注意報) 酒匂川氾濫注意情報	酒匂川	(酒匂川) 平 山 松 田 富士道橋	当該河川のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫警戒情報	左岸 足柄上郡山北町山北 から海まで		当該河川のいずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫危険情報	右岸 足柄上郡山北町平山 から海まで		当該河川のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫発生情報			当該河川の洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。

3 酒匂川洪水予報観測所・基準水位

名 称	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
平 山	2.00	3.00	4.80	6.00
松 田	1.40	2.30	2.80	3.80
富士道橋	1.10	1.40	2.40	2.90

参考：神奈川県水防計画（令和6年5月）

資料 8-10 気象観測機器等一覧

気象観測機器等一覧

令和 6 年 5 月 1 日現在

種別 設置場所	平均風速	瞬間風位計測	風向計	雨量計	気圧計	乾湿計	温度計
消防本部	1	1	1	1	1	1	1
南町分署	1	1	1	1	1	1	1
足柄署	1	1	1	1	1	1	1
市役所	1 環		1 環				1 環
計	4	3	4	3	3	3	4

環 環境保護課

参考 気象情報アドレス

- 1 神奈川県雨量水位情報
http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/index.html
- 2 神奈川県土砂災害情報ポータル
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- 3 小田原市防災気象情報
<http://www.micosfit.jp/odawara.city/>

資料 8-11 水位観測所・量水標一覧表

○・・ 基準水位観測所（各水防支部水防警報発表）

◎・・ 基準水位観測所（水防本部水防警報発表）

（単位：m）

河川名	観測所名	位 置	水防団 待機水位 (通報水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特 別警戒水 位)	量水標管理者	カメ ラ
酒 匂 川	富 士 道 橋	中 曽 根	1.10	1.40	2.40	2.90	県土整備局 (テレメータ ー)	◎ ○
酒 匂 川	飯泉取水堰	飯 泉	9.00	10.00		13.20	水道企業団 (テレメータ ー)	
狩 川	狩 川	蓮 正 寺	1.30	2.60	4.05	4.40	企業庁 (テレメータ ー)	○ ○
山 王 川	東 洋 橋	久 野	0.80	1.30	1.30	1.40	県土整備局 (テレメータ ー)	○ ○
早 川	大 窪 橋	早 川	2.40	2.90	3.10	3.25	県土整備局 (テレメータ ー)	○ ○
中 村 川	坂 呂 橋	小 竹	1.05	1.40	1.75	2.10	県土整備局 (テレメータ ー)	○ ○
仙了川	柳 新 田	柳 新 田	-	-			県土整備局 (テレメータ ー)	
森 戸 川	富 士 見 橋	国 府 津	3.85	4.30	4.30	4.45	県土整備局 (テレメータ ー)	○ ○

参考：神奈川県水防計画（令和6年5月）

資料 8-12 危機管理型水位計一覧表

令和6年5月時点

番号	河川名	位置(区字)	設置箇所名	観測開始水位	危険水位	管轄事務所
1	森戸川	国府津	第1森戸橋	-2.63	-	小田原土木センター
2		田島	第2森戸橋	-1.53	-	
3	狩川	扇町六丁目	狩川管理橋	-3.43	-	
4		穴部新田	穴部新田	-2.10	-	
5		小台	山道橋	-2.90	-	
6	仙了川	清水新田	下仙了橋	-2.20	-	
7		曾比	曾比	-0.30	-	
8	山王川	扇町一丁目	井細田大橋	-3.57	-	

参考：県西土木事務所小田原土木センター水防実施要領

資料 8-13 重要水防箇所（河川）一覧

県西土木事務所水防支部

河川名	図面対象番号	重要度		左・右岸の別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
酒匂川	1	堤防高	B	右	曾比	200	流下能力不足
酒匂川	2	堤防高	B	右	曾比	200	流下能力不足
酒匂川	3	漏水	B	左	足柄上郡大井町金手	800	漏水発生の恐れ
計						1,200	

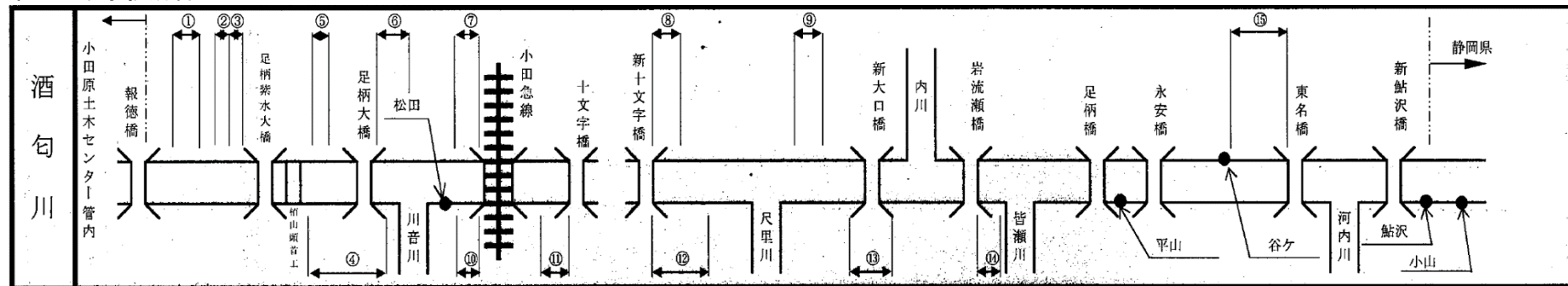
県西土木事務所小田原土木センター水防支部

河川名	図面対象番号	重要度		左右岸の別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
酒匂川	1	堤防強度	B	左	西酒匂一丁目	280	すべり発生の恐れ
	2	堤防高	B	左	飯泉	400	堤防高不足 流下能力不足
	3	堤防高	B	左	飯泉	200	流下能力不足
	4	堤防強度	B	右	中曽根	200	すべり発生の恐れ
	5	漏水	B	左	桑原～鬼柳	1,000	漏水発生の恐れ
	6	漏水	B	右	栢山	130	漏水発生の恐れ
	7	漏水	B	左	鬼柳	200	漏水発生の恐れ
計						2,410	
狩川	1	堤防強度 漏水	B B	右	穴部新田	300	すべり発生の恐れ 漏水発生の恐れ
	2	漏水	B	右	穴部新田～清水新田	1,000	漏水発生の恐れ
	3	堤防強度	B	右	清水新田～飯田岡	500	すべり発生の恐れ
	4	堤防強度 漏水	B B	右	小台～南足柄市沼田	300	すべり発生の恐れ 漏水発生の恐れ
	5	堤防強度	B	左	多古～蓮正寺	970	すべり発生の恐れ
	6	堤防高 堤防強度	B B	左	蓮正寺	30	堤防高不足 すべり発生の恐れ
	7	堤防強度	B	左	蓮正寺～清水新田	450	すべり発生の恐れ
	8	堤防高 堤防強度	B B	左	清水新田	50	堤防高不足 すべり発生の恐れ
	9	堤防強度	B	左	清水新田～新屋	1,400	すべり発生の恐れ
計						5,000	
仙了川	1	漏水	B	左	清水新田	400	漏水発生の恐れ
	2	堤防強度 漏水	B B	右	清水新田	500	すべり発生の恐れ 漏水発生の恐れ
	3	堤防高	A	左	栢山～曾比	1,800	流下能力不足
	4	堤防高	A	右	栢山～曾比	1,800	流下能力不足
計						4,500	A : 3,600m B : 900m
中村川	1	堤防強度 漏水	B B	左	小竹	400	すべり発生の恐れ 漏水発生の恐れ
計						400	

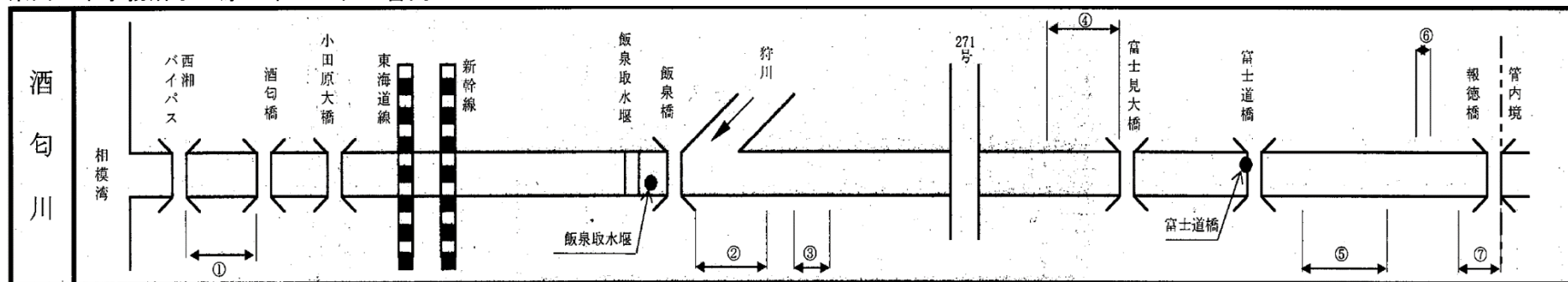
河川名	図面対象番号	重要度		左右岸の別	地先名	延長(m)	重要な理由
		種別	階級				
森戸川	1	堤防高	B	左	国府津～田島	960	流下能力不足
	2	堤防高	B	右	国府津～田島	960	流下能力不足
	3	工作物	B	左	国府津	1 箇所	流下能力不足 第 1 森戸橋
	4	工作物	B	右	国府津	1 箇所	流下能力不足 第 1 森戸橋
計						1,920 2 箇所	
山王川	1	堤防高	A	左	扇町 3 丁目～久野	1,628	流下能力不足
	2	堤防高	A	右	扇町 1 丁目～久野	1,628	流下能力不足
	3	工作物	A	左	扇町 3 丁目	1 箇所	流下能力不足 小田急鉄道橋梁
	4	工作物	A	右	扇町 1 丁目	1 箇所	流下能力不足 小田急鉄道橋梁
	5	工作物	A	左	井細田・久野	1 箇所	流下能力不足 西耕地橋
	6	工作物	A	右	井細田・久野	1 箇所	流下能力不足 西耕地橋
	7	工作物	A	左	久野	1 箇所	流下能力不足 神山橋
	8	工作物	A	右	久野	1 箇所	流下能力不足 神山橋
	9	工作物	A	左	久野	1 箇所	流下能力不足 協和橋
	10	工作物	A	右	久野	1 箇所	流下能力不足 協和橋
	11	工作物	A	左	久野	1 箇所	流下能力不足 星山橋
	12	工作物	A	右	久野	1 箇所	流下能力不足 星山橋
計						3,256 10 箇所	

出典：県水防計画（令和 6 年 5 月）

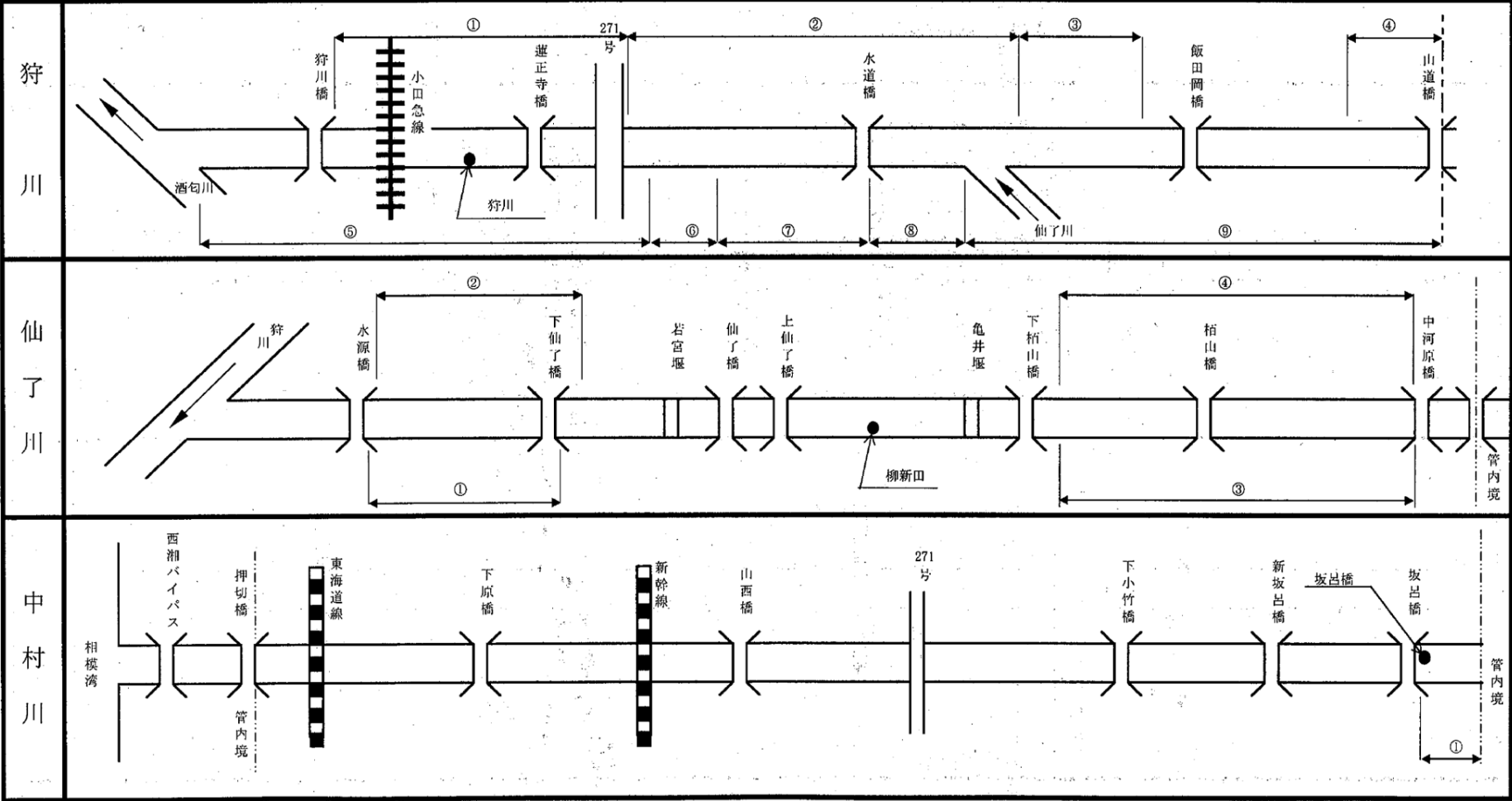
県西土木事務所管内

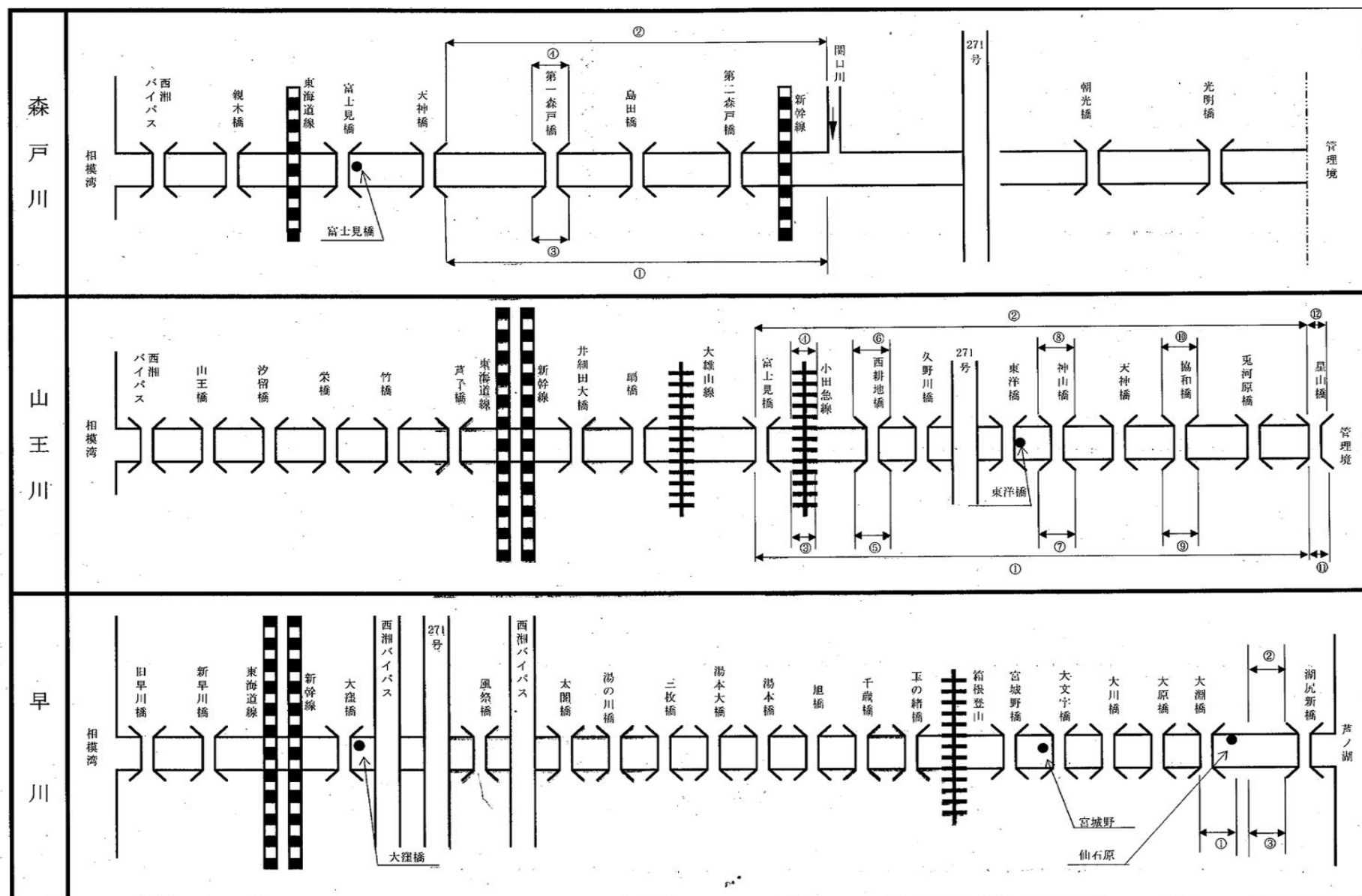


県西土木事務所小田原土木センター管内



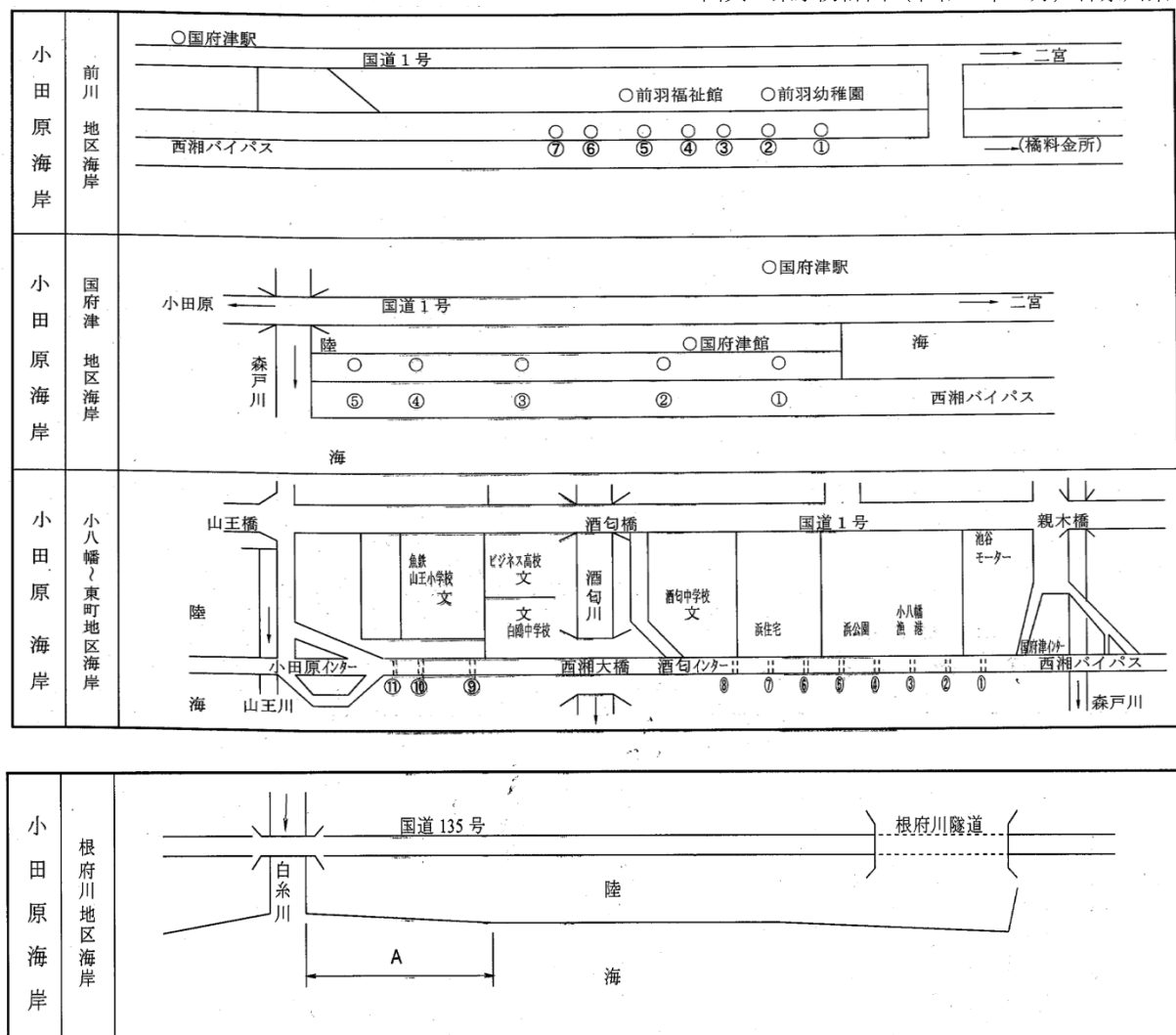
県西土木事務所小田原土木センター管内





海岸名	図面対象 番号	重要度		地先名	延長 (m)	重要な理由	水防管理団 体名
		種別	階級				
小田原（前川）	①～⑦	工作物	A	前川	7箇所 (19.1)	防潮門扉要操作	小田原市
小田原（国府津）	①～⑤	工作物	A	国府津	5箇所 (11.5)	防潮門扉要操作	〃
小田原（小八幡～東町）	①～⑪	工作物	A	小八幡～東町	11箇所 (25.0)	防潮門扉要操作	〃
小田原（根府川）	①	堤防高	B	根府川	210	堤防高不足	〃

出典：県水防計画（令和6年5月）神奈川県



資料 8-15 重要水防区域（河川）重要度評価基準

重 要 度		評 定 基 準
種別	階級	
堤防高	A	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所
	B	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防断面	A	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所
	B	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所
堤防強度 （法崩れ・すべり）	A	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所
	B	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所
漏 水	A	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所
	B	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所 漏水の履歴がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所
水衝洗堀	A	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施行の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所
	B	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施行の箇所
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、桶管、その他の工作物の措置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
工事施工	要注意区間	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防破堤 防旧川跡	要注意区間	新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘防潮扉	要注意区間	陸閘、防潮扉が設置されている箇所
	重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

※ 階級Aとは「水防上最も重要な区間」、Bとは「水防上重要な区間」を言う。

※ 暫定計画を定めて改修を進めている河川にあつては、計画高水流量を暫定計画高水流量と読み替える。

出典：県水防計画（令和6年5月）

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

資料 8-17 水防警報を行う河川、海岸

1 水防本部長（神奈川県知事）が行う河川

河川名	区 域		摘 要
	自	至	
酒匂川	左岸 鬼柳地先 右岸 栢山地先 } 報徳橋から	海まで	報徳橋上流端から 上流左右岸県西土木

2 水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が行う河川

河川名	区 域		摘 要	
中村川	左岸 足柄上郡中井町松本 158 番地先 右岸 足柄上郡中井町鴨沢 371 番地先	大井町境から	海まで	管内境から上流 県西土木 押切橋から下流 平塚土木
森戸川	左岸 曾我原字稲荷面 666 番地 11 地先 右岸 曾我岸字 尾崎 131 番地地先	砂留田川合流点から	海まで	
狩川	左岸 南足柄矢倉沢 1657 番地先 右岸 同 1632 番地先	に設置した標柱から	酒 匂 川 合流点まで	山道橋上流端から上流左 右岸 県西土木
仙了川	左岸 足柄上郡開成町古田島 877 番地先 右岸 同 1632 番地先	に設置した標柱から	狩 川 合流点まで	管内境上流 県西土木
山王川	左岸 久野 1743 番地先 右岸 " 1693 番地先	星山橋から	海まで	
早川	左岸 足柄下郡箱根町仙石原 1243 番地先 右岸 " " " 1244 の 1 番地先	芦ノ湖下流端から	海まで	

3 水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が行う海岸

河川名	区 域		摘 要
	自	至	
小田原	前川字町屋窪 648 番地先に設置した標柱から	酒匂字道南 1653 番地の 20 地 先に設置した標柱まで	
小田原 (根府 川)	根府川字根ノ上 55 番地の 1 地先に 設置した標柱から	根府川字根府川 225 番地の 3 地先に設置した標柱まで	

資料 8-18 水防警報（河川：待機・準備・出動・解除）

水 防 警 報				
種類	待機 ・ 準備 ・ 出動 ・ 解除			
発表 河川		基準水位観測所		第 号
日時	年 月 日 時 分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表			
番号	発 表 内 容			
1	①流域 ②地点 の雨量は、 日 時 分までに mm です。			
2	の水位は、 日 時 分 現在 m です。			
3	では ①水防団待機水位 ②氾濫注意水位 ③を上回りました。 ④を上回る恐れがあります。 ⑤程度です。 ⑥を下回る見込みです。 ⑦を下回りました。			
4	水防管理者は水防機関を、 ①待機 ②準備 ③出動 させてください。			
5	水防管理者は、水防機関の巡視員を現地に残し、水防機関を待機させて差しつかえありません。			
6	水防警報を解除します。			
7	の水位は、 日 時には m 程度と予想されます。			
8				

資料 8-19 水防警報（河川：指示・情報）

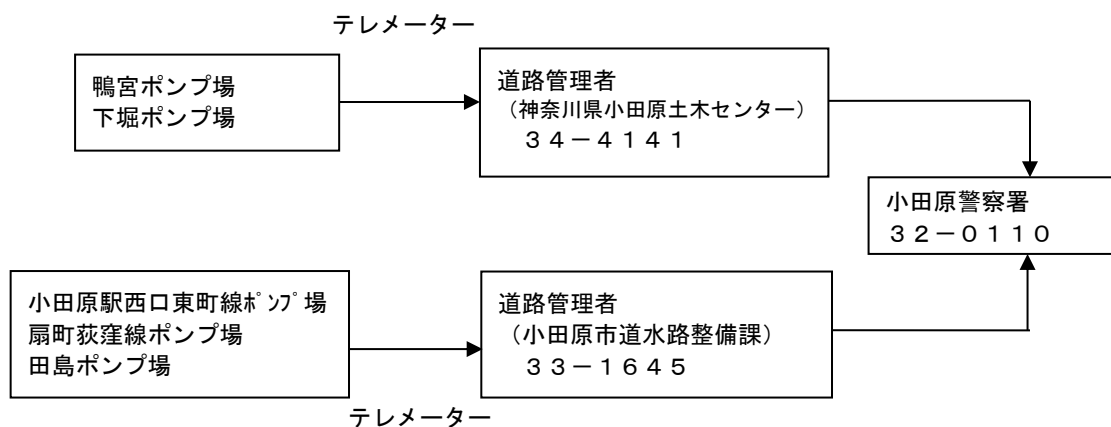
種類	指 示 ・ 情 報			
発表 河川	基準水位観測所		第 号	
日時	年 月 日 時 分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表			
番号	発 表 内 容			
1	①流域 ②地点 の雨量は、 日 時 分までに mm です。			
2	の水位は、 日 時 分 現在 m です。			
3	の水位は、 日 時 分に ① 氾濫注意水位（警戒水位） ② 最高水位 _____m ③に達し ④を越え ⑤を下回り ました。			
4	の水位は ① 1 時間に _____cm 程度上昇して ② 平衡状態が続いて ③ 1 時間に _____cm 程度下がって います。			
5	の水位は、 日 時に m 程度と予想されます。			
6	上流 日 時 分に ① 氾濫注意水位（警戒水位） ② 最高水位 _____m ③に達し ④を越え ⑤を下回り ました。			
7	地先の ①堤防 ②堤防の居住側 ③無堤地 ④ _____ に ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦深掘れ ⑧堤防斜面の崩れ⑨護岸崩壊 ⑩堤防の決壊 ⑪越水（水が溢れる） ⑫浸水 ⑬ _____ が発生 ⑭する恐れが あります。 ⑮しました。			
8	水防管理者は、水防機関に厳重な警戒をさせてください。			
9	水防管理者は水防機関の、出動体制を強化し、水防工法を行わせてください。			
10				

資料 8-20 市内のポンプ場一覧・連絡系統図

市内のポンプ場一覧

名 称	位 置	起動	管理者所属電話	目 的
鴨宮ポンプ場	南鴨宮 3-3	自動	小田原土木センター34-4141	県道 719 号路面排水
下堀ポンプ場	下堀 82-2	自動	小田原土木センター34-4141	県道 717 号路面排水
曽我岸ポンプ場	曽我岸	自動	道水路整備課 33-1645	市道 0068 排水
前羽ポンプ場	前川 876-9	自動	〃	市道 5019 排水
酒匂ポンプ場	鴨宮 129	自動	〃	市道 0058 排水
小田原駅西口東町線ポンプ場	扇町 1-1	自動	〃	市道 0005 排水
扇町荻窪線ポンプ場	扇町 1-25	自動	〃	市道 0084 排水
田島ポンプ場	田島 889	自動	〃	市道 0089 排水
早川ポンプ場	早川 2-1-4	自動	〃	市道 1072 排水

連絡系統図



※ 曽我岸ポンプ場、前羽ポンプ場、酒匂ポンプ場、早川ポンプ場は現地にて確認

資料 8-21 取水堰一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

水防管理団体名	河川名	位 置		名 称	構造
開成町	酒匂川	開成町	吉田島	栢山頭首工	自動
小田原市	〃	小田原市	飯 泉	飯泉取水堰	〃
〃	中村川	〃	小 竹	六反田岸林新田揚水	角落し
〃	森戸川	〃	高 田	森戸川 第 1 水門	自動
〃	〃	〃	〃	高田耕地 排水門	手動
〃	〃	〃	千 代	森戸川 第 3 水門	自動
〃	〃	〃	曾我別所	光海堰	〃
南足柄市	狩 川	南足柄	岩 原	岩原堰	角落し
小田原市	〃	小田原	飯田岡	穴部頭首工	自動
南足柄市	要定川	南足柄	塚 原	鳥見行取水堰	〃
小田原市	〃	小田原	小 台	大洗水門	〃
〃	〃	〃	栢 山	石川島水門	〃
〃	仙了川	〃	清水新田	若宮水門	〃
〃	〃	〃	栢山	亀井堰	〃
〃	〃	〃	曾比	大境堰	〃
〃	〃	〃	曾比	仙了第 1 水門	〃
開成町	仙了川	開成町	吉田島	新井新田堰	〃
小田原市	山王川	小田原	久野	三宅用水門	角落し

令和 6 年 4 月 1 日現在

名称	水防管理 団体名	海岸名	位 置 (大字)	構 造	管理者	操作責任者 氏 名
NO. 1	小田原市	小田原海岸 前川地区	前川523 地先	引戸式	神奈川県	県西土木事務所小田原土木センター
NO. 2	〃	〃	〃 510 地先	〃	〃	〃
NO. 3	〃	〃	〃 482 地先	〃	〃	〃
NO. 4	〃	〃	〃 426 地先	〃	〃	〃
NO. 5	〃	〃	〃 393-5地先	〃	〃	〃
NO. 6	〃	〃	〃 325 地先	〃	〃	〃
NO. 7	〃	〃	〃 256 地先	片開式	〃	〃
NO. 1	〃	〃 国府津地区	国府津4-3-5地先	引戸式	〃	〃
NO. 3	〃	〃	〃 3-8-8地先	〃	〃	〃
NO. 5	〃	〃	〃 3-8-8地先	〃	〃	〃
NO. 6	〃	〃	〃 3-16-13地先	〃	〃	〃
NO. 7	〃	〃	〃 2-7-10 地先	〃	〃	〃
NO. 1	〃	〃 小八幡～ 東町地区	小八幡 3-7	両開式	小田原市	小田原市消防本部
NO. 2	〃	〃	〃 2-14	片開式	〃	〃
NO. 3	〃	〃	〃 2-31	〃	〃	〃
NO. 4	〃	〃	〃 2-25	引戸式	〃	〃
NO. 5	〃	〃	酒匂 4-13	片開式	〃	〃
NO. 6	〃	〃	〃 4-10	両開式	〃	〃
NO. 7	〃	〃	〃 4-3	〃	〃	〃
NO. 8	〃	〃	〃 3-15	片開式	〃	〃
NO. 9	〃	〃	東町 4-9	〃	〃	〃
NO. 10	〃	〃	〃 2-9	両開式	〃	〃
NO. 11	〃	〃	〃 2-8	片開式	〃	〃

資料 8-23 水防倉庫・水防資機材一覧表

令和6年4月1日現在

資材名 及び数量		水防倉庫 名称及び 所在地等	蓮正寺	早川	曾比	扇町	桑原	防災 ステ ーシ ョン	小田 原消 防署	南 町分 署	萩窪 出張 所	栢山 出張 所	成田 出張 所
			蓮正寺 108	早川 2-2-3	曾比 82	扇町 5-8-31	桑原 383						
			コンクリ ートブ ロック 造	鉄骨造	木造	鉄筋コン クリート 造	木造						
		合計	54㎡ H1.3	28㎡ S61.12	94㎡ S25.2	63㎡ S47.3	33㎡ S32.3	3,550	275	175	125	200	230
蛇	8m	131	20		6	89	16						
	6m	110	26	70	4		10						
籠	提灯	55	10			45							
	丸												
丸	8m	38	4		34								
	6m	240	31	20	80	35	74						
5m		45			45								
	4m	346	80	50	53	26	137						
太	2m	272	85	20	132	2	33						
	2m(杭)	260	26	13	210		11						
鉄線10#(kg)		2,475	25	350	600	175	300						
土のう		6278											
土のう袋		16,773	450	2,991	1,805	2,730	3,625		545	313	207	288	235
ハンマー	大	69	8	3	9		6		9	11	6	7	7
	小	35	4	2	4		4		3	6	2	3	3
掛矢		75	10	6	10		12		8	11	5	5	5
つるはし		63	12	6	9		12		6	6	4	3	3
唐鋏		71	9	6	11		12		5	10	7	4	4
スコップ		314	41	15	35		30		43	40	16	14	24
鎌		136	17	9	20		15		16	20	10	10	9
鉋		131	20	8	13		15		7	15	6	6	6
鋸		172	30	7	20		20		7	15	8	9	11
バール		107	6	3	14		6		10	27	12	2	3
鉄線切		80	10	4	10		8		12	13	4	4	6
ペンチ		96	28	9	13		15		10	8	3	5	5
しの		188	35	10	20		20		27	22	11	14	15
金てこ		89	4	1	14		2		18	24	10	4	1
鉄くい	パイプ	2,145	1,111	150	240	82	232		60			65	40
	鉄筋	789	653		13		50		31				38
又釘(kg)		57	8	4	7		7		3	6	6	10	6
ロー プ	30mm	50m	6	4					2				
		40m	4	4									
	10mm	10m	35	2					33				
マサカリ		30	8	4	5		8		4	1			
一輪車		46	29	1	3		3		2	2	2	2	2
鉄線廻し		431	108	20	26		54		31	40	91	36	20
草刈り機		11							4	3	1	2	1
金づち		80	15	5	12		5		8	15	6	6	6
Tマット		4					4						
シューター		6					6						
土留鋼板		122					122						

※鉄線10#は1コイル25kg

資料 8-24 酒匂川における河川利用者への情報伝達網



※庁内の勤務時間外伝達網は別に定める

資料 8-25 酒匂川における河川利用者への情報伝達体制等に関する申し合わせ

この申し合わせは、酒匂川における河川利用者の水難事故を防止するため、関係機関が酒匂川に関する気象情報及び雨量・水位等の情報を共有するとともに、これらの情報を河川利用者に伝達し注意喚起を図るための体制（以下「情報伝達体制」という。）及び運用について、必要な事項を定める。

（申し合わせの対象）

1 この申し合わせの対象となる機関は、次のとおりとする。

（1）関係機関

酒匂川に関する気象情報及び雨量・水位等の情報を共有し、河川利用者への注意喚起を図る次の機関をいう。

神奈川県：くらし安全防災局、県土整備局（河港課、県西土木事務所、三保ダム管理事務所）、企業庁（利水課）、県西地域県政総合センター（以下「県関係機関」という。）

市 町：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町（以下「関係市町」という。）

消 防：小田原市消防本部

警 察：警察本部、小田原警察署、松田警察署

そ の 他：酒匂川漁業協同組合

（2）協力機関

関係機関に対し情報を提供し、関係機関の活動を支援する次の機関をいう。

東京電力リニューアブルパワー株式会社松田事業所（以下「東京電力R P(株)松田事業所」という）

※ 関係機関及び協力機関の連絡先は、別紙 1 「関係機関及び協力機関連絡先一覧表」のとおりとする。

（運用時期）

2 情報伝達体制の運用時期は、原則として、毎年 4 月 29 日から 12 月 31 日まで（各日 6 時から 18 時まで）とする。

※ ただし、4 月 25 日から 4 月 28 日の期間内に土曜日が含まれる場合は、当該日を運用開始日とする。

（河川利用者への情報伝達の内容）

3 河川利用者への情報伝達は次のとおりとする。

（1）神奈川県内の気象情報

足柄上区域又は西湘区域の大雨・洪水注意報又は警報の発表情報

（2）雨量情報

須走、桑木、川西、山北、小山又は内山の雨量観測所において、1 時間に 30mm 以上の雨量を観測した情報

（3）水位情報

鮎沢、平山、小山又は谷ケの水位観測所において、30 分間に 30cm 以上の水位上昇を観測した情報

（4）静岡県内の気象情報等

くらし安全防災局が入手する静岡県御殿場市及び小山町の大雨・洪水注意報又は警報の発表情報

（5）東京電力 R P(株)松田事業所の提供する情報

菅沼、峰、山北発電所の堰堤又は起伏堰の河川水位上昇を示すゲート動作信号の情報及び出水後における峰、山北発電所の運転再開による一時的な河川水位上昇を伴う施設操作情報。

（情報伝達の流れ及び関係機関の措置）

4 河川利用者への情報伝達の流れ及び関係機関の措置は次のとおりとする。

（1）神奈川県内及び静岡県内の気象情報

ア くらし安全防災局は、関係市町、小田原市消防本部、県関係機関（企業庁利水課を除く。）、警察本部

及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。

イ 酒匂川漁業協同組合は、各監視員及びおとり鮎販売店を通じ釣り人に伝達し、注意を喚起する。

ウ 三保ダム管理事務所は、警報の発表情報については、県土整備局河港課に連絡するとともに、放流警報施設を使用した音声放送により河川利用者に伝達し、注意を喚起する。

三保ダム管理事務所は、この情報については企業庁利水課に報告する。

エ 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に情報を伝達する。

オ イ及びウの他、各機関は河川利用者の注意喚起に努める。

※ 情報伝達のチャートは、別紙２「（１）県内（足柄上区域又は西湘区域）の大雨・洪水注意報又は警報」のとおりとする。

(2) 雨量・水位情報

ア 三保ダム管理事務所は、３（２）に該当する雨量及び３（３）に該当する水位を観測した場合には、くらし安全防災局に伝達し、県土整備局河港課に連絡するとともに、放流警報施設を使用した音声放送により、河川利用者に伝達し、注意を喚起する。

三保ダム管理事務所は、この情報については、企業庁利水課に報告する。

イ くらし安全防災局は、関係市町、小田原市消防本部、県関係機関（県土整備局河港課、三保ダム管理事務所及び企業庁利水課を除く。）、警察本部及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。

ウ 酒匂川漁業協同組合は、各監視員及びおとり鮎販売店を通じ釣り人に伝達し、注意を喚起する。

エ 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に伝達する。

オ ア及びウの他、各機関は河川利用者の注意喚起に努める。

※ 情報伝達のチャートは、別紙２「（２）雨量・水位情報」のとおりとする。

(3) 三保ダム管理事務所の伝達措置に関する特記事項

ア 放流警報施設を使用した警報の発表情報に関する音声放送は、警報の継続中は２時間間隔で放送する。

イ ダム洪水吐ゲートからの放流の際に実施する放流警報施設を使用した警報を行う場合は、伝達放送より優先して実施する。

（協力機関が提供する情報）

５ 関係機関は、協力機関が提供する次の情報を注意喚起活動の準備情報として活用する。

(1) 東京電力ＲＰ(株)松田事業所が提供する情報

ア 菅沼発電所馬伏川堰堤の排砂ゲート初期開動作信号の情報

イ 菅沼発電所鮎沢川堰堤の排砂ゲート初期開動作信号の情報

ウ 峰発電所起伏堰本体の倒伏信号の情報及び出水後の発電所運転再開による一時的な河川水位上昇を伴う施設操作情報

エ 山北発電所起伏堰本体の倒伏信号の情報及び出水後の発電所運転再開による一時的な河川水位上昇を伴う施設操作情報

オ ア～エの情報を発信するとともに、放流警報装置を使用した音声放送により河川利用者に伝達し、注意を喚起する。

※ ただし、ア及びイについては先行動作したいずれかの情報

(2) 情報の伝達方法等

ア 東京電力ＲＰ(株)松田事業所は、くらし安全防災局に伝達する。

イ くらし安全防災局は、関係市町、小田原市消防本部、県関係機関（企業庁利水課を除く。）、警察本部及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。

ウ 酒匂川漁業協同組合は、各監視員及びおとり鮎販売店を通じ釣り人に伝達し注意を喚起する。

エ 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に伝達する。

※ 情報伝達のチャートは、別紙２「（４）東京電力ＲＰ(株)松田事業所が提供する情報（発電所堰堤排砂ゲート

初期開動作信号等の情報及び出水後の発電所運転再開を伴う一時的な河川水位上昇を伴う施設操作情報)」のとおりとする。

(酒匂川における水難事故等発生時の情報伝達体制)

6 酒匂川において水難事故等が発生した際の関係機関の情報伝達体制は次のとおりとする。

- (1) 事象発生時、初動対応にあたった機関（警察、消防等）は、くらし安全防災局に伝達する。
- (2) くらし安全防災局は、関係市町、小田原市消防本部、県関係機関（企業庁利水課を除く。）、警察本部及び酒匂川漁業協同組合に伝達する。
- (3) 警察本部は、小田原警察署及び松田警察署に伝達する。

※ 情報伝達のチャートは、別紙2「(5)酒匂川における水難事故発生時等の情報伝達体制」のとおりとする。

(連絡会議の開催)

7 関係機関及び協力機関は、毎年、運用期間の開始前に連絡会議を開催し、運用実績の効果や課題を検証し、情報伝達体制のあり方について協議を行うものとする。また、河川利用者に対する事故防止意識の啓発活動について協議を行うものとする。

(協議)

8 この申し合わせに定めない事項、又は疑義の生じた事項については、関係機関が協議して定める。

(適用等)

9 この申し合わせは、令和6年4月27日から適用する。

資料 8-26 酒匂川流域に係る災害状況等の連絡に関する申し合わせ

この申し合わせは、酒匂川流域の小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「流域市町」という。）において、当該流域の災害状況等を共有するため、当該災害状況等の連絡に関して、必要な事項を定める。

（災害状況等の内容及び時期）

- 1 次に掲げる災害状況等が発生した流域市町は、当該状況等の発生後速やかに、他の流域市町及び神奈川県（県西地域県政総合センター、県西土木事務所）に連絡するものとする。
 - （１）外水氾濫（洪水）
 - （２）内水氾濫
 - （３）土砂災害
 - （４）水防本部又は災害対策本部の設置
 - （５）高齢者等避難、避難指示の発令
 - （６）前各号に掲げるもののほか連絡を要すると判断される状況

（連絡対象とする範囲）

- 2 連絡対象となる災害状況等の範囲は、酒匂川流域（支川を含む）の水害に関連する災害その他情報共有を要すると判断した災害とする。

（連絡の方法）

- 3 災害状況等の連絡は、別紙「酒匂川流域災害状況等連絡票」により、FAX をもって行うものとする。

（事務所管）

- 4 この申し合わせに定める流域市町の事務所管は、別表のとおりとする。

（その他）

- 5 この申し合わせにない事項、又は疑義の生じた事項については、流域市町が協議して定めるものとする。

（適用）

- 6 この申し合わせは、平成 25 年 5 月 1 日から適用する。
 この申し合わせは、平成 29 年 7 月 3 日から適用する。
 この申し合わせは、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。

別表

市町名	所管等名
小田原市	防災部防災対策課
南足柄市	総務防災部防災安全課
大井町	防災安全課
松田町	総務課安全防災担当室
山北町	地域防災課
開成町	防災安全課

酒匂川流域 災害状況等 連絡票

発信市町

年 月 日 時 分現在

※各区分の該当項目を○で囲むこと。

連絡区分	外水氾濫 ・ 内水氾濫 ・ 土砂災害 水防本部設置 ・ 災害対策本部設置 ・ その他					
状況区分	災害発生のおそれ ・ 災害発生					
避難区分	なし 高齢者等避難発令 避難指示発令					
日 時	年 月 日 時 分					
河川区分	酒匂川本川 ・ 支川ほか ()					
場 所						
災害状況	被災・対象 世帯数	世帯		被災・対象 人数	人	
発信市町 連絡先	勤務時間内連絡先			勤務時間外（休日・夜間）連絡先		
	担当	TEL	FAX	担当	TEL	FAX
小田原市	防災対策課	33-1855	33-1858	防災対策課 (消防本部)	33-1855	33-1858 (49-2591)
南足柄市	防災安全課	73-8012	72-1328	宿日直者（守衛）	74-2111	73-2335
大井町	防災安全課	85-5002	82-9965	宿日直者	83-1311	82-9965
松田町	総務課 安全防災担当室	84-5540	83-1229	宿日直者	83-1221	83-1229
山北町	地域防災課	75-3643	75-3660	宿日直者	75-1122	75-3660
開成町	防災安全課	83-2331	82-5234	宿日直者	83-2331	82-5234
神奈川県西地域 県政総合センター	防災課	32-8000 (内線 2133)	32-8111	警備室	32-8000	32-8111
	足柄上県民 防災課	83-5111 (内線 240)	83-4591	警備室	83-5111	83-4591
神奈川県 県西土木事務所	小田原土木セン ター 河川砂防第一課	34-4141 (内線 511)	35-9247	警備室	34-4141	35-9247
	河川砂防第一課	83-5111 (内線 671)	83-7532	警備室	83-5111	83-7532

資料 8-27 雨量による通行規制対象路線一覧表

令和 6 年神奈川県水防計画

路線名	箇所		規制基準（値）	
	区間	延長（Km）	道路パトロール 出動基準	通行止め
国道 135 号	真鶴町岩 934-2	7.9	(C) 140 mm	(C) 200 mm
	～		(T) 35 mm	(T) 50 mm
	石橋 413			
県道 740 号 (小田原 湯河原)	根府川字下マキヤ 3-46	9.1	(C) 140 mm	(C) 200 mm
	～		(T) 35 mm	(T) 50 mm
	湯河原町吉浜 294			

管理外関連道路の異常気象時における道路規制区間及び基準

路線名	管理事務所名	規制区間	規制条件（通行止） 気象等基準値
小田原厚木道路	中日本高速道路(株) 東京支社伊勢原保全・ サービスセンター	小田原西インター ～小田原東インター	(C) 300 mm (T) 220 mm・40mm
小田原厚木道路	中日本高速道路(株) 東京支社伊勢原保全・ サービスセンター	小田原東インター ～厚木西インター	(C) 200 mm (T) 180 mm・40mm
西湘バイパス	中日本高速道路(株) 東京支社小田原保全 サービスセンター	二宮町二宮 ～小田原市風祭	風速 20m/s
箱根ターンパイク	箱根ターンパイク(株) 施設管理部	全線	(C) 200 mm (T) 40 mm 風速 25m/s 視界 5m 未満

※ (C)：連続雨量

(T)：時間雨量

資料 8-28 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所 工法 m									
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使用資機材	かます、俵					居住者の 出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の 死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の 状況				
水防活動に関する 自己評価 備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書

○年台風○号における水防活動 (神奈川県小田原市消防団・○年○月○日～○日) ○概 要 小田原市消防団は、○日○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1 時間雨量○○mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民への避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延べ人数	主な活動内容
○／○～○／○ 約○時間	○名	・土のう積み（○袋） ・避難誘導（○世帯） ・排水作業（○件）

水防活動または 被害状況写真

○川左岸（○○地先）
堤防巡視

水防活動または 被害状況写真

○川左岸（○○地先）
積み土のう工

水防活動または 被害状況写真

○川左岸（○○地先）
月の輪工

水防活動または 被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所 地図

資料 8-30 三保ダム放流警報要領

(目的)

- 1 この要領は、三保ダム（以下「ダム」という。）からの放流に起因する流水の急激な変化によって生ずる危害の防止を図るために必要な警報等について定める。

(洪水警戒体制)

- 2 三保ダム操作細則に規定する、準備、第1、第2及び第3警戒体制の設置は次のとおりとする。

(1) 準備警戒体制

- ア 横浜地方気象台から神奈川県西部に降雨に関する注意報が発せられたとき。
- イ 台風の中心が東経130度から140度までの範囲において北緯30度に達したとき。
- ウ 三保ダムの上流域において、連続総降雨量が50ミリメートルに達した後に、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予測されるとき。
- エ 三保ダムの上流域において、時間降雨量が20ミリメートルを超えた後に、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予測されるとき。
- オ その他洪水警戒体制に入ることが必要と認められるとき。

(2) 第1警戒体制

- ア 横浜地方気象台から神奈川県西部に降雨に関する警報が発せられたとき。
- イ 三保ダムの上流域において、総降雨量が100ミリメートルに達し、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予想されるとき。
- ウ 三保ダムの上流域において、1時間雨量が40ミリメートルを超えて、更に降雨が続いているとき。
- エ 洪水吐ゲートから放流が予測される場合。

(3) 第2警戒体制

- ア ダムからの放流量が毎秒80立方メートルを超えると予測される場合。
- イ 三保ダムの上流域において、総降雨量が、100ミリメートルを超えて更に今後引き続いて、50ミリメートル以上の降雨量が予想されるとき。

(4) 第3警戒体制

- ア ダムからの放流量が、毎秒800立方メートルを超えると予測される場合。

(洪水警戒体制の解除)

- 3 ダムへの流入量が毎秒80立方メートル以下に減少し、気象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合において解除する。

(放流警報施設)

- 4 放流警報施設は、放流警報施設一覧表（別表第1）及び放流警報施設位置図（別図第1）のとおりとする。

(放流警報の方法)

- 5 放流量が毎秒25立方メートルを超える場合は、次に定めるところにより警報を行う。

(1) スピーカー及びサイレンによる警報

ア 警報区間

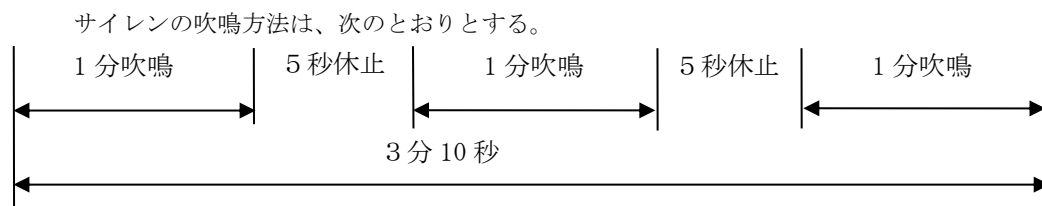
- (ア) 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下のときは、ダムから川西橋までの区間とする。
- (イ) 放流量が毎秒80立方メートルを超えるときは、ダムから西湘大橋までの区間とする。

イ 警報時期

放流開始約30分前よりダムから順次下流に向けて行う。

ウ 警報内容

警報放送書（第1号様式A）によりスピーカーで放送を行った後、サイレンを吹鳴する。



エ 放流期間中

(ア) 放流量の急激な増加が予想される場合は警報放送書（第1号様式A）、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に移行する場合は警報放送書（第1号様式B）によりスピーカーで放送を行い、必要に応じてサイレンを吹鳴する。

(イ) その他必要に応じて、警報放送書（第1号様式A、B又は第2号様式）によりスピーカーで放送を行う。

(2) 電光表示及び赤色回転灯による警報

ア 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下の放流期間中は、ダムから川西橋までの区間を点灯する。

イ 放流量が毎秒80立方メートルを超える放流期間中は、ダムから西湘大橋までの区間を点灯する。

(3) 警報車による警報

ア 警報区間

(ア) 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下のときは、ダムから川西橋までの区間とする。

(イ) 放流量が毎秒80立方メートルを超え毎秒150立方メートル以下のときは、新大口橋までの区間とする。

(ウ) 放流量が毎秒150立方メートルを超えるときは、西湘大橋までの区間とする。

イ 警報時期

(ア) 放流開始約30分前から行う。

(イ) その他必要に応じて行う。

ウ 警報経路

警報車警報経路図（別図第2）に示す経路に従って行う。

エ 警報内容

警報放送書（第3号様式）による。

（警報掲示板）

6 警報掲示板は第7号様式による。

（通報連絡）

7 関係機関への通報連絡は、次に定めるところにより行う。

(1) 準備警戒体制

ア 通報連絡機関

県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）、企業局利水電気部利水課。

イ 通報時期

準備警戒体制を設置したとき及び解除したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式A）による。

(2) 第1、第2、第3警戒体制及び放流等

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関（9か所）

イ 通報時期

(ア) 第1、第2、第3警戒体制を設置したとき及び解除したとき。

(イ) ダムから毎秒25立方メートルを超える放流を開始するときは、約1時間前。

(ウ) ダムから毎秒25立方メートルを超える放流をしたとき及び放流量が毎秒25立方メートル以下になったとき。

（放流終了という。）

(エ)その他放流に関する通知が必要なとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式A）による。

(3) 予備放流

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関（9か所）

イ 通報時期

(ア) 予備放流が見込まれるとき。

(イ) 予備放流を開始したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式A）及び連絡文（第5号様式）による。

(4) 事前放流

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関（9か所）

イ 通報時期

(ア) 事前放流が見込まれるとき。

(イ) 事前放流を開始したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式A）及び連絡文（第6号様式）による。

(5) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関（9か所）

イ 通報時期

(ア) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に移行するおそれがあると判断されたとき。

(イ) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）が見込まれるとき。

(ウ) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を予告するとき。（概ね3時間前、概ね1時間前）

(エ) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）の予告内容に変更が生じたとき。

(オ) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に移行したとき及び解除したとき。

(カ) その他異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に関する通知が必要なとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式B）及び連絡文（緊急ー第1号～第11号様式）による。

(6) 関係機関への連絡系統

三保ダム放流通報連絡系統図（別表第3）及び三保ダム放流通報連絡系統図（水防関係）（別表第4）のとおりとする。

(7) 通報連絡の方法

ア 電話で通報を行う。なお、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）及び予備放流、事前放流に係わる事項については、電話での通報に加え、FAXで連絡文の送信を行う。

イ 一般電話が不通のときは、県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）に対し、次の機関への通報の伝達を依頼する。

(ア) 県防災行政通信網に係る関係機関

(イ) 県警察本部

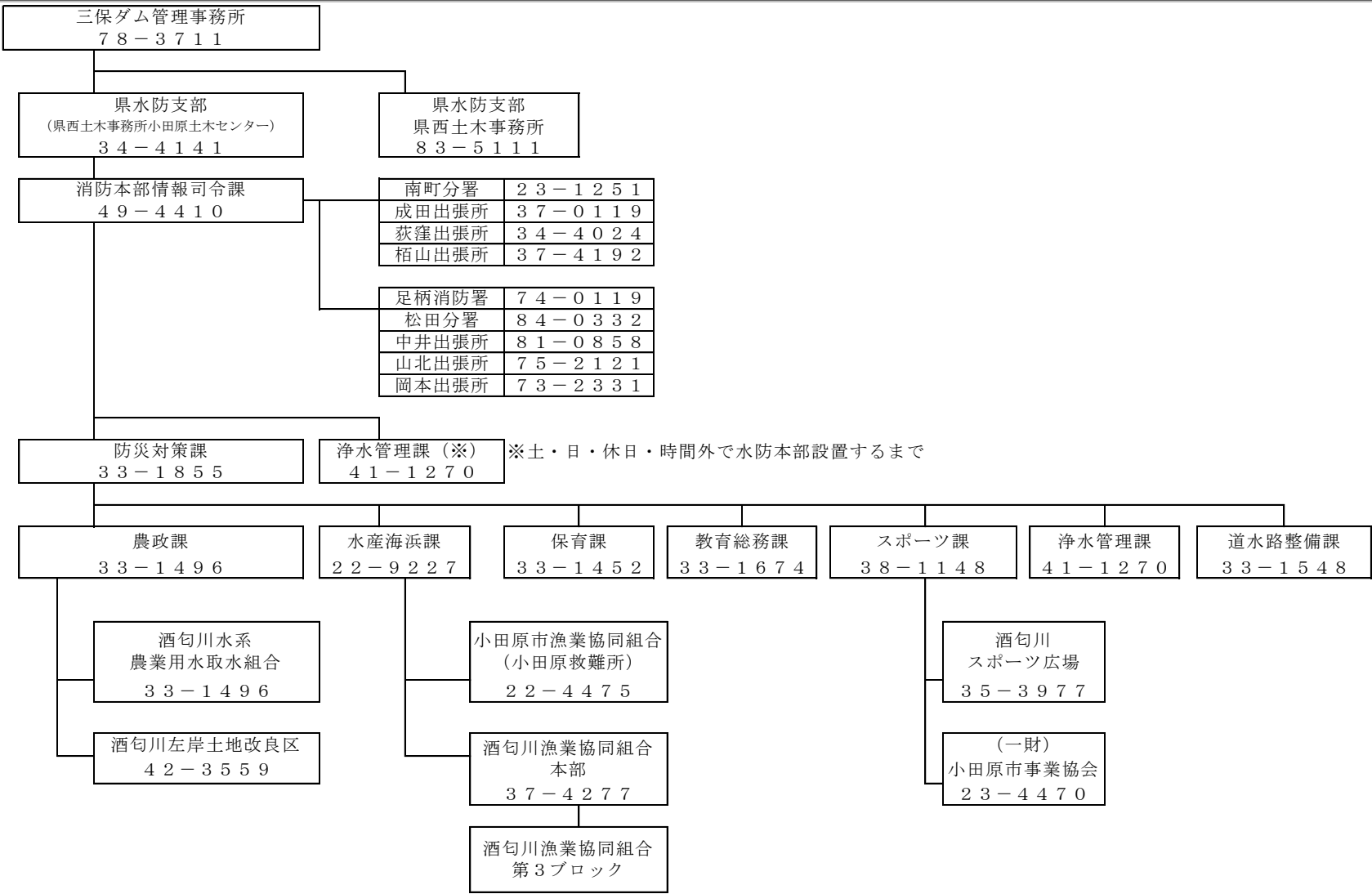
附則

1 . 昭和57年5月15日 施行

2 . 令和6年4月1日 改正

（別表、別図省略）

資料 8-31 三保ダム放流通報連絡系統図



資料 8-32 飯泉取水ぜき放流警報要領

(昭和 49 年 4 月 1 日)

改正 昭和 54.10.8

1 洪水警戒体制

取水ぜきは、利水専用施設であり、治水機能を有しないため、取水量以外の流水（責任放流量毎秒 1.48 立方メートル。）はすべて放流されます。

飯泉取水管理事務所は、台風等の接近により出水が予想されるときは、職員を非常招集し、洪水警戒体制（以下「警戒体制」という。）をとります。職員の非常招集の方法は、出水予想規模により、準備警戒体制、第 1 警戒体制、第 2 警戒体制の順に強化します。

(1) 準備警戒体制とは、取水ぜきへの流入量が毎秒 200 立方メートルを越えるおそれがあるとき。

(2) 第 1 警戒体制とは、取水ぜきへの流入量が毎秒 200 立方メートル以上 800 立方メートル未満のとき。

(3) 第 2 警戒体制とは、取水ぜきへの流入量が毎秒 800 立方メートル以上のとき。

警戒体制をとったとき又は解除したときは、速やかに飯泉取水施設における、取水ぜき及び取水口操作要綱（以下、「操作要綱」という。）別表第 1 の関係機関に通報いたしますので必要な措置をお願いいたします。なお、警戒体制の解除は、気象・水象等の状況から判断して、流入量が毎秒 300 立方メートル以下になったときとします。通報はそれぞれ操作要綱第 1 号、第 2 号様式により行うものとします。

2 電話による警報伝達の方法

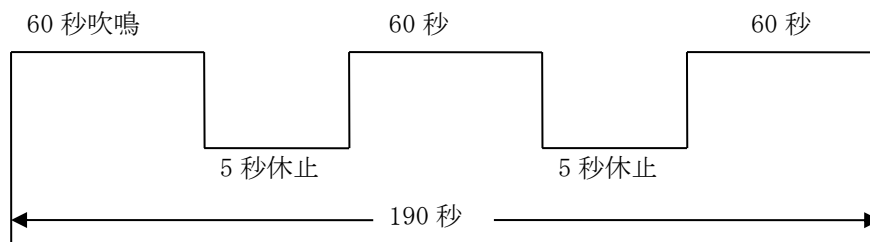
関係機関に対し、取水ぜきからの放流状況に関する通報は操作要綱第 5 号様式により行います。

なお、放流状況等の連絡は、警戒体制の解除をもって自動的に終了します。

3 サイレン及びスピーカーによる警報の伝達

取水ぜき及び取水ぜき下流に設置されたスピーカー（3 ヶ所）による警報は、放流初期から行うとともに、放送文は操作規則第 3 号様式により行います。

サイレンの吹鳴方法は次のとおりです。



4 警報車による警報による方法

警報車による警報は、取水ぜき地点から酒匂橋までの区間に対し出水時に行うとともに、下流の状況に応じて必要と認めた場合も警報を行います。

なお、警報車による放送文は操作要綱第 4 号様式によるほか、河川立入者の状況に応じ随時注意を喚起する内容文を放送します。警報車は操作要綱別表第 2 の経路に従い警報します。

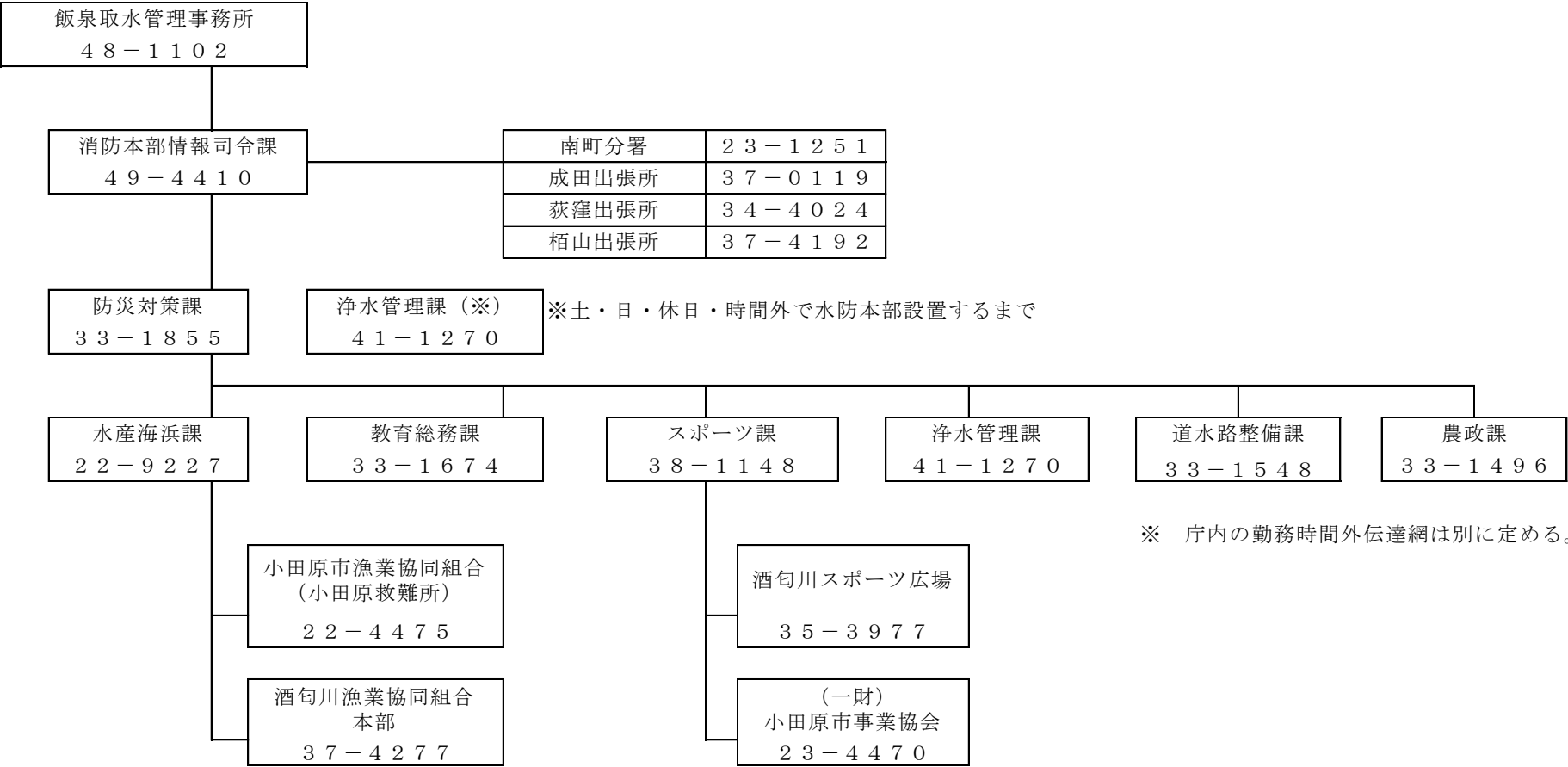
5 電光表示板による注意

放流初期から放流終了時までの取水ぜき下流（右岸側 2 ヶ所）に設置された電光表示板により“セキ放流中”と表示します。

6 警報掲示板による注意

取水ぜき地点から酒匂橋までの区間に設置された警報掲示板（21 ヶ所）により河川立入者に対し警報の注意を喚起します。警報掲示板の設置位置及び内容文は操作要綱別表第 2 のとおりです。

資料 8-33 飯泉取水ぜき洪水及び出水時連絡系統図



※ 庁内の勤務時間外伝達網は別に定める。

資料 8-34 芦の湖湖尻水門操作規則

目 次

- 第 1 章 総 則（第 1 条～第 4 条）
 第 2 章 水門操作の方法等（第 5 条～第 9 条）
 第 3 章 洪水警戒体制（第 10 条～第 12 条）
 第 4 章 雑 則（第 13 条～第 17 条）

附則

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 早川水系芦の湖（以下「湖」という。）湖尻水門（以下「水門」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第 2 条 水門の操作は、早川水系早川及び湖の洪水防除並びに湖の貯留機能の維持を図ることを目的とする。

（水位等）

第 3 条 湖の水位は、芦の湖（竜宮殿）に取り付けた水位計（標高 722.7 メートルを水位 0.0 メートルとする。）により測定するものとする。

2 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 洪水期 6 月 1 日から 10 月 15 日まで
- (2) 非洪水期 10 月 16 日から翌年の 5 月 31 日

3 湖の常時満水位は、2.30 メートルとし、第 5 条の規定により水門操作を行う場合及び次項の規定による場合を除き、水位をこれ以上上昇させてはならない。

4 非洪水期において河川管理上支障のない場合は、湖の水位を 2.50 メートルを上限として湖水を貯留することができる。

5 湖の計画高水位は、2.90 メートルとする。

（ゲートの名称）

第 4 条 水門のゲートの名称は、早川水系早川の右岸に最も近いゲートから 1 号ゲート、2 号ゲート、3 号ゲートという。

第 2 章 水門操作の方法等

（水門操作の順序及び開度）

第 5 条 小田原土木センター所長（以下「所長」という。）は湖の水位が次に定める状態になったとき、当該各号により水門の操作を行わなければならない。ただし、湖の水位が計画高水位に達し、なお、上昇すると予想される場合は、これによらないことができる。

- (1) 湖の水位が 2.30 メートル未満のとき、全てのゲートは全閉とする。
- (2) 湖の水位が 2.30 メートルに達し、なお上昇すると予想されるとき、1 号ゲートを全開する。
- (3) 湖の水位が 2.45 メートルに達したとき、2 号、3 号ゲートの開度を 0.10 メートルとする。
- (4) 湖の水位が 2.60 メートルに達したとき、2 号、3 号ゲートの開度を 0.30 メートルとする。
- (5) 湖の水位が 2.70 メートルに達したとき、2 号、3 号ゲートの開度を 0.60 メートルとする。
ただし、降雨等の状況により、これによらないことができる。
- (6) 湖の水位が 2.30 メートルに低下したとき、全てのゲートを全閉する。
- (7) 非洪水期において河川管理上支障がない場合は、湖の水位が 2.50 メートル以下のとき、全てのゲートは全閉とする。

2 所長は、第 13 条の規定によりゲート等の点検又は整備を行うため必要があるときは水門の操作を行うことができる。ただし、放流は行わないものとする。

なお、ゲート動作試験において軽微な放流を伴う場合は、静岡県芦湖水利組合（以下「水利組合」という。）管理者の了解を得るものとする。

（洪水等緊急時の措置）

第 6 条 所長は、洪水等緊急を要する場合は、水利組合管理者の了解を得たのち、常時満水位未満でも洪水防除のために水門操作を行うことができる。

（放流の原則）

第 7 条 所長は、水門から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ放流が無効放流とならないよう努めなければならない。

（放流に関する通知等）

第 8 条 所長は水門から放流を行う場合は、関係機関に通知するものとする。

2 所長は、水門から放流を行う場合において、下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、一般に周知させるための必要な処置をとらなければならない。

（水門操作の記録）

第 9 条 所長は、第 5 条の規定により水門操作を行ったとき及び第 6 条の規定により洪水等緊急時の措置として水門操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- (1) 気象及び水象状況

資料編

- (2) ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動
 - (3) 水門、水門の関連施設、湖及び水門下流の被害状況
 - (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
 - (5) その他特記すべき事項
- 2 所長は、前項に規定する場合を除き、第 13 条の規定に該当する場合において水門操作を行ったときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。
- 3 所長は、前 2 項の規定に基づく記録について、水利組合管理者から申し出があったときは提出できるものとする。

第 3 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 10 条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制の実施)

第 11 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときには、直ちに、次の各号に定める処置をとらなければならない。

- (1) 神奈川県水防本部、水利組合、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予想すること。
- (3) 水門並びに水門の操作に必要な機械及び器具の点検、整備その他水門の操作に関し必要な処置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第 12 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合は、これを解除しなければならない。

第 4 章 雑 則

(点検及び整備)

第 13 条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

- (1) 水門本体
- (2) ゲート
- (3) ゲートを操作するため必要な整備
- (4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な整備
- (5) 警報のため必要な車両
- (6) 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

(調査又は測定)

第 14 条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表に掲げる項目について、調査又は測定を行わなければならない。

(調査結果の記録)

第 15 条 所長は、第 13 条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第 14 条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第 16 条 所長は、別に定めるところにより、水門管理月報及び水門管理年報を作成しなければならない。

(その他)

第 17 条 この規定を実施するための必要な細則は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 年 9 月 17 日から施行する。

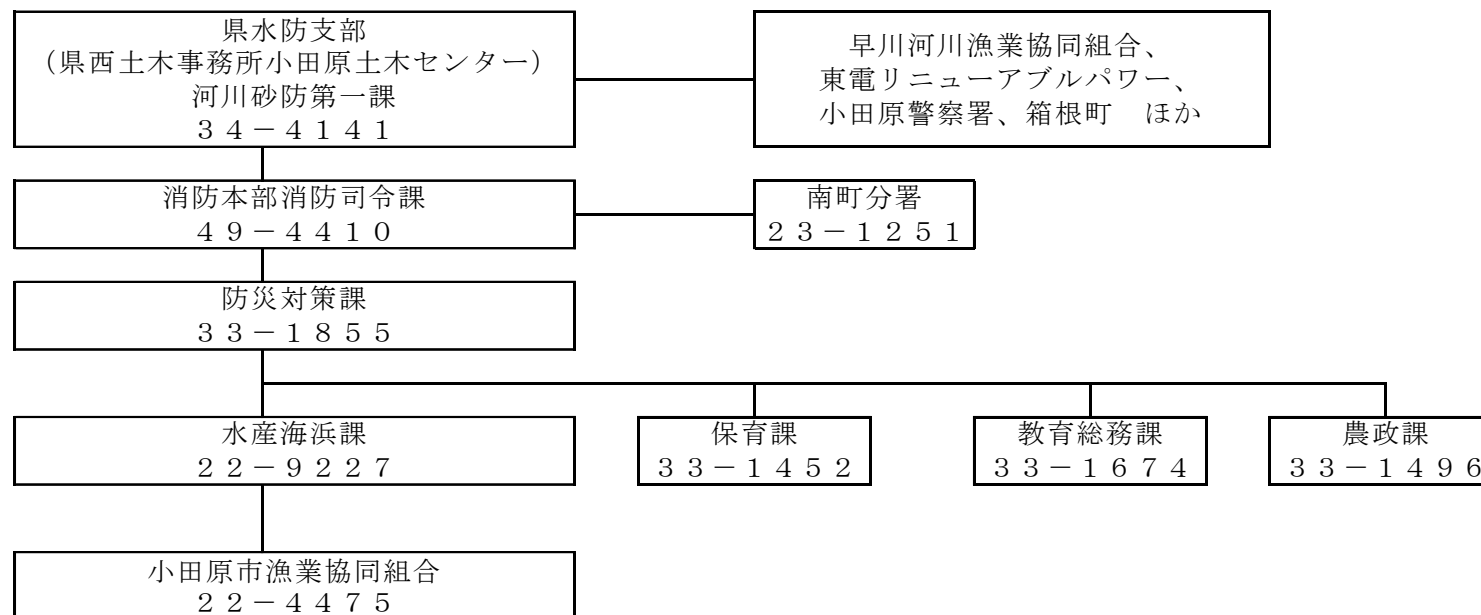
この規則は、平成 20 年 4 月 17 日から施行する。

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

事項	項目	事項	項目
気象	天気 気圧 気温 湿度 風向 風速 降水量	湖	水位 流入量 放流量

資料 8-35 芦の湖（湖尻水門）放流通報連絡系統図



※ 庁内の勤務時間外伝達網は別に定める。

小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程

(定義)

第1条 小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程（以下「操作規程」という。）において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法（昭和31年法律第101号）、海岸法施行令（昭和31年11月7日政令第332号）及び海岸法施行規則（昭和31年11月10日農林省・運輸省・建設省令第1号）において使用する用語による。

(目的)

第2条 この操作規程は、海岸法第14条の3第4項の規定に基づき、海岸法施行規則第5条の7で定めるところにより、小田原市が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(操作の基準)

第3条 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢をとる。

- (1) 操作施設の所在地に震度5弱以上の地震が観測されたとき。
- (2) 操作施設の所在地に別表第1に定める気象警報・注意報が発表されたとき。
- (3) 前2号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。

2 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢を解除する。

- (1) 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
- (2) 操作施設の所在地の別表第1に示す気象警報・注意報が解除されたとき。
- (3) 前2号のほか、開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

4 第1項及び第2項の規定に関して、操作施設の操作基準は別表第1に定める。

(操作の方法)

第4条 操作は、安全かつ確実に行われていることを確認するとともに、操作施設ごとに定められた操作方法に基づき操作するものとする。

- 2 操作施設の操作は、安全確保の観点から、原則として2人以上の組で行うものとする。
- 3 操作施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に神奈川県に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。
- 4 操作施設の操作は、別表第2に定める施設の操作を優先して行うものとする。ただし、災害時の状況等これによりがたい場合は、この限りではない。

(操作に従事する者の安全の確保)

第5条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

- 2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
- 3 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに神奈川県に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。
- 4 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第6条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、別表第3に定める頻度で行うものとする。

- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第7条 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検を年に1回以上行うものとする。

- 2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第8条 操作施設の操作の際に、海岸利用者の安全を確保するため、周知、安全な避難誘導その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第9条 この操作規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

この操作規程は、令和5年3月3日より施行する。

附 則

この操作規程は、令和6年4月17日より施行する。

小田原市地域防災計画

資料編

別表第1（第3条関係）

施設名	所在地	呼称名	操作基準
小田原海岸（全11箇所） 小八幡地区 門扉 No1 門扉 No2 門扉 No3 門扉 No4 酒匂地区 門扉 No5 門扉 No6 門扉 No7 門扉 No8 東町地区 門扉 No9 門扉 No10 門扉 No11	小田原市 小八幡 3-17 小八幡 2-14 小八幡 2-31 小八幡 2-25 酒匂 4-13 酒匂 4-10 酒匂 4-3 酒匂 3-15 東町 4-9 東町 2-9 東町 2-8	池谷モーター 宮の前バス停 魚利商店 サングレイス国府津 Sea 塩事業センター ダイアパレス西湘南 酒匂浜公園 浜住宅西 小田原東高等学校第2グラウンド西 山王小学校東 山王小学校西	1 地震時 （1）気象庁が相模湾・三浦半島（神奈川県沿岸）に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）を発表した時、門扉を閉鎖する。 （2）気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。 2 高潮及び波浪時 （1）気象庁が小田原市に高潮注意報又は波浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。 （2）気象庁が高潮注意報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。
小田原漁港海岸（全12箇所） 東町地区 門扉 No12 浜町地区 門扉 No13 門扉 No14 門扉 No15 門扉 No16 門扉 No17 門扉 No18 本町地区 門扉 No19 門扉 No20 門扉 No21 門扉 No22 門扉 No23	小田原市 東町 2-3 浜町 4-19 浜町 4-16 浜町 4-11 浜町 3-9 浜町 3-8 浜町 3-17 本町 3-3 本町 3-8 本町 3-9 本町 3-15 本町 4-8	山王公民館 北條稲荷 古新宿竜宮神社先 お台場東 天王社 早瀬商店 袖ヶ浜 袖ヶ浜西 プール東 プール中央 プール西 御幸浜西入口	

別表第2（第4条関係）

優先順位	施設名	所在地	呼称名
小田原海岸（全11箇所）		小田原市	
1	小八幡地区 門扉 No1	小八幡 3-17	池谷モーター
2	〃 門扉 No2	小八幡 2-14	宮の前バス停
3	〃 門扉 No3	小八幡 2-31	魚利商店
4	〃 門扉 No4	小八幡 2-25	サングレイス国府津 Sea
1	酒匂地区 門扉 No8	酒匂 3-15	浜住宅西
2	〃 門扉 No7	酒匂 4-3	酒匂浜公園
3	〃 門扉 No6	酒匂 4-10	ダイアパレス西湘南
4	〃 門扉 No5	酒匂 4-13	塩事業センター
1	東町地区 門扉 No9	東町 4-9	小田原東高等学校第2グラウンド西
2	〃 門扉 No10	東町 2-9	山王小学校東
3	〃 門扉 No11	東町 2-8	山王小学校西
小田原漁港海岸（全12箇所）		小田原市	
4	東町地区 門扉 No12	東町 2-3	山王公民館
1	浜町地区 門扉 No13	浜町 4-19	北條稲荷
2	〃 門扉 No14	浜町 4-16	古新宿竜宮神社先
1	〃 門扉 No15	浜町 4-11	お台場東
2	〃 門扉 No16	浜町 3-9	天王社
3	〃 門扉 No17	浜町 3-8	早瀬商店
4	〃 門扉 No18	浜町 3-17	袖ヶ浜
1	本町地区 門扉 No23	本町 4-8	美幸浜西入口
2	〃 門扉 No21	本町 3-9	プール中央
3	〃 門扉 No20	本町 3-8	プール東
4	〃 門扉 No19	本町 3-3	袖ヶ浜西
—（常時閉）	〃 門扉 No22	本町 3-15	プール西

別表第3（第6条関係）

施設名	所在地	呼称名	訓練の頻度
小田原海岸（前 11 箇所） 小八幡地区 門扉 No 1 門扉 No 2 門扉 No 3 門扉 No 4 酒匂地区 門扉 No 5 門扉 No 6 門扉 No 7 門扉 No 8 東町地区 門扉 No 9 門扉 No10 門扉 No11	小田原市 小八幡 3-17 小八幡 2-14 小八幡 2-31 小八幡 2-25 酒匂 4-13 酒匂 4-10 酒匂 4-3 酒匂 3-15 東町 4-9 東町 2-9 東町 2-8	池谷モーター 宮の前バス停 魚利商店 サングレイス国府津 Sea 塩事業センター ダイアバレス西湘南 酒匂浜公園 浜住宅西 小田原東高等学校第2グラウンド西 山王小学校東 山王小学校西	机上又は実地訓練 ：年1回
小田原漁港海岸（全 12 箇所） 東町地区 門扉 No12 浜町地区 門扉 No13 門扉 No14 門扉 No15 門扉 No16 門扉 No17 門扉 No18 本町地区 門扉 No19 門扉 No20 門扉 No21 門扉 No22 門扉 No23	小田原市 東町 2-3 浜町 4-19 浜町 4-16 浜町 4-11 浜町 3-9 浜町 3-8 浜町 3-17 本町 3-3 本町 3-8 本町 3-9 本町 3-15 本町 4-8	山王公民館 北條稲荷 古新宿竜宮神社先 お台場東 天王社 早瀬商店 袖ヶ浜 袖ヶ浜西 プール東 プール中央 プール西 御幸浜西入口	

資料 8-37 小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第15条第1項第4号ハの規定に基づき、大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第2条 法第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める用途は、工場、作業場又は倉庫とする。

2 法第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める規模は、延べ面積10,000平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 9-1 小田原市救急医療対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市の区域内において、災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、この傷病者に対して、迅速かつ適切な救急医療対策を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この要綱における災害とは、災害対策基本法に定める災害のほか、これに準ずる災害及び事故であつて、集団的に多数の傷病者を生じたため、市長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

(救急医療の範囲)

第3条 この要綱において、救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的処置とし、その内容はおおむね次に掲げるものとする。

- (1) 診療（薬剤又は治療材料の投与等を含む。）
- (2) 緊急を要する手術その他応急の治療及び施術等の措置
- (3) 病院又は診療所への収容
- (4) 死体の検案及び洗浄、縫合等の措置
- (5) その他必要な応急医療措置

(市長の措置)

第4条 市長は、災害の発生を知ったときは、すみやかに消防機関に救出、救護部隊等の出動を命じ、又は警察機関に関係部隊の出動を要請するなど、救急医療対策に必要な措置を講ずるとともに、県、日本赤十字社神奈川県支部その他関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ小田原医師会及び小田原歯科医師会（以下「小田原医師会等」という。）に対し、医師、歯科医師、看護師その他の医療関係者（以下「医師等」という。）の出動を要請するものとする。

2 市長は、災害の状況から必要に応じ、知事に対して、保健医療活動チームの出動、その他救急医療活動に必要な措置について要請するものとする。

(医師等の要請方法)

第5条 災害の発生により、市長が小田原医師会等又は知事に対して医師等の出動を要請するときは、次に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合においては、電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動を要する人員（班）及び機材
- (4) 出動の期間
- (5) その他必要事項

(連絡責任者)

第6条 救急医療活動の実施に際し、市、県及び小田原医師会等との緊密な連絡を維持するためこの連絡責任者を次のとおり定める。

所 属	責任区分	正	副
市		福祉健康部長	消 防 長
県		健康危機管理課長	—
医 師 会		医師会長	災害担当理事
歯 科 医 師 会		歯科医師会長	災害担当理事
薬 剤 師 会		薬剤師会長	防災担当理事

(実費弁償等の負担区分)

第7条 市長が対策を実施する責務を有する災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、市が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用された災害においては、その適用の範囲で県が、また企業体等の施設内に発生した災害においては、その企業体等の責任者が、出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償を負担する。

(実費弁償)

第8条 市は、出動した医師等に対して、災害対策基本法の規程に準じた額に従って、前条に定めるところにより、その手当てを弁償するとともに、出動した医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損について、前条に定めるところにより、その実費を時価で弁償するものとする。

(損害補償)

第9条 市は、出動した医師等がそのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかりまたは著しい障害を有する状態となったときは、小田原市消防団員等公務災害補償条例の規程に従って、第7条に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれによつて受ける損害を補償するとともに、出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、第7条に定めるところにより、その損害の程度に応じてこれを補償するものとする。

(救急医療活動の報告)

第10条 市長はその要請により、医師会等が救急班を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後すみやかに次に掲げる内容を示した報告書の提出を求めるものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 出動の期間及び時間（人員別）
- (3) 出動者の種別、人員
- (4) 受診者数（重症、中等症、軽症別、死亡者も含む。）
- (5) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の内容（数量、額）
- (6) 救急医療活動の概要
- (7) その他必要事項

資料 9-2 小田原市救急医療対策実施要綱に関する取扱い要領

1 目的

この要領は、小田原市救急医療対策実施要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行う救急医療活動に必要な事項を定める。

2 災害の具体的範囲

要綱第2条に定める災害の具体的範囲は、次に掲げる同一の災害又は事故により、傷病者がおおむね 20 人以上に及ぶもの、あるいはそのおそれのあるものとする。

- (1) 火災、水災、風災、地震
- (2) 地盤の崩壊又は陥没、がけくずれ
- (3) 車両、鉄道、航空機、船舶等の事故
- (4) 爆発並びに放射性物質の大量放出、建造物や工作物の倒壊
- (5) その他これらに類するもの

3 事前対策

市は、適切な救急医療活動を実施できるよう、県と協力のうえ、平素から消防、警察、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社神奈川県支部、自衛隊、その他関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 災害発生時における情報連絡
- (2) 現場活動部隊、医療救護班の編成並びに現場派遣方法
- (3) 病院等の医療機関の収容能力、受け入れ及び施術体制
- (4) 救急医薬品及び救急医療器具の整備、調達計画及び輸送の方法
- (5) 救出用工作資機材及び車両並びに救護所等に要する天幕、折りたたみ寝台、担架、毛布、机、椅子、照明器具、標識等資材の整備、調達計画及び輸送の方法
- (6) その他必要事項

4 現地統合連絡所

市長が地域防災計画等に基づいて、必要に応じて災害現場に現地統合連絡所を開設した場合、各関係機関はすべてこれに参加し、それぞれの長及びこれを補佐する者は、救急医療活動を迅速かつ適正に行えるよう相互に緊密な連携を保ち、おおむね次の業務を行うものとする。また、現地統合連絡所を開設しない場合においては、2 以上の関係機関が活動するときは、現地統合連絡所を開設した場合の措置を準用するよう相互に努めるものとする。

- (1) 統括
現場活動に関する全般的指揮及び計画並びに各業務の調整
- (2) 情報連絡
各機関に対する通報、指示及び要請等の連絡並びに情報の収集、伝達
- (3) 庶務
現場活動に要する人員把握、現地統合連絡所の設営、報道、その他庶務

5 現地応急対策

災害現場における傷病者の救出、救護等の応急対策は、おおむね次により行い、関係機関の職員が所掌業務に従ってそれぞれ活動するものとする。

- (1) 救出救助
 - ア 傷病者等の救出救助
 - イ 現地救護所又は傷病者搬送車両までの傷病者の搬送
- (2) 現地救護所の設置
災害の態様により、必要に応じて、次に掲げるところに従って現地救護所を設置する。また現地統合連

絡所が指定したものを現地救護所の責任者とする。

ア 現地救護所と明確に判断できる標示をすること。

イ 二次災害のおそれのない場所であること。

ウ 進入路、退出路が別経路で設けられる場所であること。

エ 通信障害が少ない場所であること。

オ 適切な広さがあり、できれば上水道、電源が得られる場所であること。

カ 現地救護所とするに適切な病院、学校、公民館等の施設がある場合は、これを利用すること。

キ 天幕、折りたたみ寝台、担架、毛布、机、椅子、防水シート、飲料水用ポリタンク、救急医療セット、発電機、燃料タンク及び照明器具等を設置又は配備すること。

(3) 応急救護及び医療

ア トリアージ

現地救護所に搬送された傷病者に対しては、まず責任者が指定した医師、歯科医師又は救急隊員が、傷病者の緊急度に応じて治療や搬送の優先順位を決め、各傷病者に別記に掲げるトリアージタグを付した後、それぞれに応じた処置等を迅速に行う。

(ア) タグの枚数は3枚とし、1枚目は「災害現場用」、2枚目は「搬送機関用」とし、本体は「収容医療機関用」とする。

(イ) タグに用いる色の区分は、治療保留群を緑色(Ⅲ)、待機治療群を黄色(Ⅱ)、緊急治療群を赤色(Ⅰ)、搬送適応外群を黒色(Ⅳ)とする。

イ 救命処置及び応急処置

現地救護所において、救命処置及び応急処置は必要最小限とし、トリアージに基づき実施するものとする。

(4) 傷病者の搬送

現地救護所から避難所又は医療機関への搬送は、次により行う。

ア 傷病者のトリアージに基づき、収容する医療機関等を選定

イ 傷病者搬送車両を調整し、救急車両以外の車両の使用も考慮する。

ウ 搬送経路は、原則陸路とするが災害の状況によっては、空路及び海路とする。

(5) 救出、救護用物資等の調達、確保

ア 医薬品、医療器具の調達及び輸送

イ 車両、救出救護用工作機資材の調達及び輸送

ウ 上水、照明用電源の確保

(6) 傷病者の身元等の調査

ア 傷病者の身元等の確認、調査

(ア) 傷病者を搬送する救急隊等の責任者は、搬送前にできる限り傷病者の氏名等を聴取又は確認して、別記に掲げるトリアージタグに記入のうえ、トリアージタグ(1枚目災害現場用)を現地救護所に提出する。また、現地救護所の責任者は、この情報を現地統合連絡所等に速やかに報告する。

(イ) 全ての収容医療機関について傷病者の身元等の調査収集を図る。

(ウ) 傷病者の確認に当たっては、傷病者確認章を有効に活用してその処理の適正を期するものとする。

イ 災害若しくは事故の被害等の状況調査

(7) 死体の収容

ア 仮安置所の設定

イ 死体の検案及び洗浄、縫合等の措置

ウ 身元の確認

6 医師等に対する実費弁償等の負担区分の原則及びその支出手続

(1) 負担区分の原則

医師等に対する実費弁償等の負担区分は、次に掲げる場合の負担区分を除いて、要綱第7条の定めるところによることを原則とする。

ア 負担区分が2以上の機関にわたり競合する場合、企業体等の負担能力に限度がある場合等、特別の事

情あるときは、市町村、県、日本赤十字社神奈川県支部、企業体等が相互に協議のうえ、負担区分を定めることができる。

(2) 支出手続

医師会長及び歯科医師会長及び薬剤師会長は、実費弁償について、次に掲げる内容を示した明細書及び参考資料を付して、負担区分に従って、当該市町村長又は知事あるいは日本赤十字社神奈川県支部長若しくは企業体等の責任者に請求するものとし、これに基づいて、関係市町村長又は知事あるいは日本赤十字社神奈川県支部長若しくは関係企業体等の責任者は、その内容を審査のうえ法令等の基準に従って支出額を算出し、これを医師会長及び歯科医師会長に支払うものとする。

損害補償については、小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の定める手続による。

ア 医師等に対する出勤手当

- (ア) 所属、職、氏名、年齢
- (イ) 出勤場所、出勤した月日及び時間（個人別）
- (ウ) その他必要事項

イ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の実費弁償

- (ア) 品名、数量、消耗破損の内容、単価、金額
- (イ) 提供した医療機関等の名称（品名別）
- (ウ) その他必要事項

ウ 損害補償

- (ア) 死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は著しい障害を有する状態となった医師等に対する補償

- a 損害を受けた医師等の所属、職、氏名、年齢
- b 損害を受けた日時、場所、原因
- c 負傷等の程度（診断書等を添付）
- d その他必要事項

(イ) 物件に係る補償

- a 損害を受けた物件の所有者の所属、職、氏名
- b 損害を受けた物件の名称
- c 損害を受けた日時、場所、原因
- d 損害の程度及び見積額
- e その他必要事項

資料 9-3 災害拠点病院一覧表

令和4年7月1日現在

番号	医療圏	病 院 名	所 在 地	病床数(床)
1	横浜	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	650
3		昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	562
5		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	518
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい 3-7-3	410
7		横浜市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町 1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	510
9		横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	726
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	500
11		横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	674
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	634
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	1,175
15		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子 5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町 1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉 1-383	372
20		川崎市立井田病院	川崎市中原区井田 2-27-1	383
21	相模原	北里大学病院	相模原市南区北里 1-15-1	1,135
22		相模原協同病院	相模原市緑区橋本台 4-3-1	400
23		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野 256	132
24	横須賀・三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	740
25		横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	482
26		湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本 1370-1	658
27	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	536
28		茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	401
29	湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	804
30		平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	416
31		秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	320
32	県 央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	347
33		大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	403
34	県 西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領 866-1	296
35		小田原市立病院	小田原市久野 46	417
計		9 医療圏 35 病院		19188

出典：神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－（令和4年7月）

資料 9-4 助産所一覧表

施設名称	管理者	所在地	電話
やちよ助産院	岩崎 八千代	小田原市栢山 465-1	0465-20-3006
あかね助産院母乳育児支援室	小木戸 千里	小田原市国府津	090-2403-7710
あおぞら母乳育児相談室	前田 智子	小田原市鴨宮 512-1 サンハイム 102 号	090-8685-2321
出張専門助産院・みゅーりえ	田中 里枝	小田原市本町	090-9015-9908
星の子助産院	中川 星花	小田原市堀之内 18-5	050-3576-8825

※ 公益社団法人神奈川県助産師会ホームページより抜粋

資料 9-5 小田原歯科医師会災害救援部会一覧表

[小田原歯科医師会災害対策本部]

歯科二次診療所

小田原歯科医師会会長

災害対策担当副会長

災害対策担当理事

災害対策委員長

小田原歯科医師会事務局長

小田原歯科医師会事務員

[学校・地区別]

地区・学校	名 称	医師名	所在地	電話
小田原地区				
三の丸 小学校	高橋歯科医院	高橋 勇太	栄町 1-15-5	22-4266
	森井歯科医院	森井 敏彦	中町 1-7-10	22-5769
	石井歯科医院	石井 陽	栄町 1-5-1 サーパスシティ小田原 102	24-0260
	小田原駅前矯正歯科	井本 泰樹	栄町 1-5-16-2F	27-3990
	DO 歯科クリニック	遠藤 孝	栄町 2-9-43 アーバンコーポ 1F	44-4581
	かつまた歯科クリニック	勝俣 崇	浜町 1-3-22	22-3831
	(医) 同愛会 小澤病院	巖 英利香	本町 1-1-17	24-3121
	(医) 同愛会 小澤病院	小山 修示	本町 1-1-17	24-3121
	(医) 成美会 高橋歯科 医院	高橋 義弥	栄町 2-1-13	22-2981
	なつめ歯科医院	夏目 宗治	栄町 2-10-1	24-2486
	(医) 慈正会 難波歯科 医院	難波 正英	本町 1-1-3	22-2758
	橋本歯科医院	橋本 健司	栄町 2-5-22 木戸ビル 2F	23-3336
	サザンクロス歯科クリニ ック	溝上 智子	栄町 1-5-17health cara tower4F	23-1550
新玉 小学校	吉井歯科医院	吉井 威博	栄町 2-15-16	24-8841
	くわばら歯科医院	桑原 敏 樹	浜町 1-1-29	22-5565
	サイトウ歯科医院	斎藤 政義	栄町 4-2-30	22-7382
	村上矯正歯科クリニック	村 上 道 雄	栄町 2-15-21	23-0704
	村山歯科医院	村 山 正 幸	栄町 4-11-6	24-1146
	(医) 中野歯科医院	小笠原 延郎	栄町 2-7-39 重の井ビル 3F	24-2307
足柄 小学校	(医) 健成会 杉山歯科 医院	杉山 健	荻窪 433	35-5820
	オリーブ歯科	菊地 欣光	扇町 3-22-1	66-1855
	(医) 輝湘会 そらまめ 歯科医院	北澤 晃	扇町 5-14-20	32-4430
	洲脇歯科医院	洲脇 圭介	扇町 2-23-1	35-0303
	松本歯科	松本 壮史	扇町 3-28-6 足柄ハイツ 1F	34-0700
芦子 小学校	(医) 薫風会 杉崎歯科 クリニック	杉崎 賢一	久野 451	34-7353
	(医) ドリーム歯科西山	西山 孝宏	荻窪 370 相洋第一マンション 1F	35-8211
	(医) ドリーム歯科西山	西山 諒	荻窪 370 相洋第一マンション 1F	35-8211
	和田歯科医院	和田 信行	荻窪 588	34-8111
大窪 小学校	板橋歯科医院	佐藤 稔	板橋 158-10	22-0250
	川野歯科	川野 良安	城山 1-6-27	35-7812

地区・学校	名 称	医師名	所在地	電話
早川 小学校	早野歯科医院	早野 圭吾	南町 4-1-1	24-6201
	曽根歯科医院	曽根 秀明	本町 2-13-28	22-3251
	ひろデンタルクリニック	山崎 弘光	栄町 1-1-15 ミナカ小田原 8F 807	20-5175
山王 小学校	青柳歯科医院	河野 孝栄	栄町 2-8-20 宮澤商事ビル 3F	22-9823
	普川歯科医院	普川 玄一	本町 2-6-5	22-2986
久野 小学校	(医) 白山歯科 クリニック	田賀 紀広	扇町 3-27-20	35-8110
	(医) 武田歯科医院	武田 道彦	久野 1080-6	34-0080
富水 小学校	久崎歯科医院	久崎 博道	城山 1-6-37	34-7009
	ひろい歯科医院	廣井 晶子	蓮正寺 48-29	37-6010
	(医) S A M ナオキ歯科	勝俣 直樹	堀之内 201-4	39-3332
	国原歯科医院	国原 治仁	飯田岡 137	36-7124
町田 小学校	(医) 安西歯科医院	安西 由充	寿町 3-10-18	35-0221
	(医) 町田診療所	志村 公隆	中町 2-9-2	23-5875
下府中 小学校	椿矯正歯科クリニック	椿 浩明	鴨宮 3-27-7	49-1180
	鴨宮歯科医院	金子 あそみ	鴨宮中里 133	47-8044
	鴨宮歯科医院	金子 宏	鴨宮中里 133	47-8044
	さとう歯科医院	佐藤 俊昭	鴨宮 643 鴨宮グランドコート 1F	48-8920
	西本歯科医院	西本 幸仁	中里 285-10	48-8103
	(医) T K G 会鴨宮北口 歯科	廣田 善之介	鴨宮 162-1 SG 鴨宮ビル 1F	43-9948
桜井 小学校	あさだ歯科医院	浅田 清	成田 476-1	37-9488
	たかはし歯科医院	高橋 伸明	堀之内 244	36-0399
	おおき歯科医院	大木 克良	栢山 2636-1 城北ビル 2F	36-0015
千代 小学校	まつした歯科医院	松下 正典	成田 168	37-8119
	(医) 椎野歯科医院	椎野 喜一郎	成田 288	37-3055
	中川矯正歯科	中川 靖郎	千代 654-1	42-4477
下曾我 小学校	(医) 高木歯科	高木 一	栄町 2-8-37 長谷川建材ビル 4F	23-4823
	中山歯科医院	中山 貴彦	千代 208-12	42-7866
国府津 小学校	鈴木歯科医院	鈴木 滋	国府津 2-3-21	48-4648
	西湘歯科医院	徳田 幸祐	中里 404-3	41-4101
	伊東歯科医院	伊東 巖	国府津 1-6-14	47-2446
	ワタナベ歯科医院	渡邊 和治	国府津 2780-1	47-1881
酒匂 小学校	川瀬歯科医院	川瀬 和也	酒匂 2-41-32	49-3181
	古藤歯科医院	古藤 茂昭	小八幡 768-4	47-1221
片浦 小学校	加藤歯科医院	加藤 雅男	南町 3-1-42	22-4049
	杉崎歯科医院	杉崎 公伸	栄町 1-5-20 大邦ビル 2F	24-1388
	杉崎歯科医院	杉崎 哲也	栄町 1-5-20 大邦ビル 2F	24-1388
	(医) 小林医院	羽鳥 孝郎	栄町 1-14-18	22-3161
	(医) 日比野歯科医院	日比野 修	栄町 2-13-11 西部ビル 3F	22-3515
曾我 小学校	(医) 柏木歯科医院	柏木 勢	本町 1-1-12	24-2352
	石井歯科クリニック	石井 徹	田島 1162-10	42-3883
東富水 小学校	片山歯科医院	片山 仁	曾比 1748	36-0033
	(医) ハーピースマイル ほたるだ歯科医院	山下 伸司	蓮正寺 370-109	37-2185
	吉田歯科医院	吉田 静男	蓮正寺 370-17	36-2080
前羽 小学校	小林歯科医院	小林 正路	上町 29	43-3780
	鈴木歯科医院	鈴木 雄二郎	国府津 2-3-21	48-4648
	新村歯科分院	新村 徹	国府津 4-2-1	47-8210

小田原市地域防災計画
資料編

地区・学校	名 称	医師名	所在地	電話
下中 小学校	(医) 重原歯科医院	重原 裕子	中村原 5	43-0704
	(医) 聖湘会よしだデンタル クリニック	吉 田 太 一	小船 172-12	43-4142
矢作 小学校	(医) こうの歯科	河 野 力	鴨宮 601-5	48-5455
	(医) 福井歯科 クリニック	福井 聖治	中里 190-3	47-0606
報徳 小学校	(医) 柏木歯科医院	柏木 勝	本町 1-1-12	24-2352
	(医) 難波歯科	難 波 隆 夫	栢山 2340	36-9639
	ひまわり歯科医院	山 下 康 子	堀之内 193-5	39-4618
豊川 小学校	(医) 玉成会 中西歯科	中西 功	田島 14-1	41-1216
	慶歯科医院	勝 俣 浩 一	飯泉 963-3	47-1688
富士見 小学校	すだ歯科クリニック	須田 寛紀	寿町 5-12-29	20-6266
	瀧本歯科医院	瀧本 昌宏	南鴨宮 3-44-40 湘風ビル 5F	47-8551
	新井歯科医院	新井 信利	南鴨宮 3-40-32	47-4182
	いちかわ歯科医院	市川 裕之	南鴨宮 2-27-11	47-0550
	なかの歯科	中野 慎太郎	南鴨宮 3-22-9	46-6480
箱根地区				
	(医) 秦晴会 らいおん歯科箱根医院	市 島 晴 司	湯本 226-1	0460-85-6480
	箱根宮城野歯科診療所	海 賀 正 男	宮城野 662-4	0460-82-4582
	辻内歯科医院	辻内 輝久雄	仙石原 105-1	0460-84-8979
	つちや歯科医院	土 屋 俊 彦	宮城野 107	0460-87-2003
	ユー歯科箱根診療所	山 内 皓 央	宮の下 397	0460-87-6888
真鶴地区				
	こしみず歯科医院	小 清 水 一 雅	真鶴 1814-1	68-4182
	平間歯科真鶴医院	平 間 崇 弘	真鶴 200-1	68-0648
湯河原地区				
	新井歯科医院	新井 あけに	土肥 1-13-2	63-6475
	新井歯科医院	新井 はるに	土肥 1-13-2	63-6475
	大橋歯科医院	大 橋 利 園 子	宮上 137	62-0567
	かとう歯科医院	加 藤 博 信	中央 3-6-2	62-0922
	金子歯科医院	金 子 薫	土肥 1-4-18	62-3406
	湯河原歯科医院	金 子 亮	土肥 2-16-6	62-6969
	(医) 八洲会 あしがら 西湘歯科診療所	木 森 久 人	鍛冶屋 393 1 階	63-1177
	高木歯科医院	高 木 秀 介	中央 1-1617-22	62-9389
	錦織歯科医院	錦織 直哉	宮上 446-6	62-4182
	平間歯科カジャ医院	平間 章弘	中央 3-2-1	63-1181
	平間歯科医院	平間 隆弘	宮上 552	62-2049
	室伏歯科医院	室 伏 昭 宏	宮下 533	62-3234

資料 9-6 公益社団法人小田原薬剤師会 災害対策委員一覧表

連絡先	本部	(公社)小田原薬剤師会	小田原市栄町 2-13-1	TEL : 23-2658	FAX : 23-4860
		小田原市休日夜間急患薬局	小田原市酒匂 2-32-16	TEL/FAX	47-0826
	本部長	渡邊 千括	いちょう薬局(中里 378)	080-8017-6438	
	副本部長	市川 和子	吉田島薬局(開成町古田島 370)	080-8487-8911	
	副本部長	石井 豊	あおい薬局(大井町金子 43)	080-8017-6437	

(公社)小田原薬剤師会災害対策委員名簿

広域避難所	氏名	連絡先	住所	電話番号
三の丸小学校 本町 1-12-49	石井 邦宏	アベックス小田原薬局	城山 1-4-1 新幹線ビル 1F	31-0540
新玉小学校 浜町 2-1-20	石井 綾子	夏目薬局	栄町 1-14-9	22-5632
足柄小学校 扇町 3-21-7	田村 敦	(有)帰陽堂オギクボ薬局	小田原市城山 2-15-29	34-8212
芦子小学校 扇町 1-37-7	石黒 優子	太陽の門福祉医療センター	小田原市風祭 563	24-6561
大窪小学校 板橋 985	竹内 啓喜	皇漢堂薬局魚市場支店	早川 1-6-10	24-0122
早川小学校 早川 2-14-1	矢野 光恭	足柄上地区休日急患薬局	足柄上郡開成町古田島 580	83-1801
山王小学校 東町 2-9-1	漆畑 俊哉	健やか薬局	下新田 264-12	47-4362
久野小学校 久野 1561	土橋 弘靖	みなみぐち薬局	南鴨宮 3-49-5	46-1780
富水小学校 飯田岡 481	月村 匡孝	みなみぐち薬局	南鴨宮 3-49-5	46-1780
町田小学校 寿町 2-7-25	石井 郁子	あさひ調剤薬局	蓮正寺 358-1-102	36-1569
下府中小学校 酒匂 930	北村 ルミ	小林病院	栄町 1-14-18	22-3161
桜井小学校 曾比 1943	飯村 龍輝	いちょう薬局	中里 378	41-2001

千代小学校 千代 687	古屋 恵一	わかば調剤薬局	曾我岸 120-2	41-1102
下曾我小学校 曾我原 333	分部 岳	下大井ほし薬局	下大井 610-1	39-1136
国府津小学校 国府津 2485	大島 恵美子	平安薬局小田原店	本町 1-1-16	21-6331
酒匂小学校 酒匂 5-15-3	藤原 正一郎	さくらんぼ薬局鴨宮店	酒匂 1-4-1	49-4633
片浦小学校 根府川 534	府川 修	平安薬局小田原店	本町 1-1-16	21-6331
曾我小学校 曾我大沢 69	上田 知弘	くすのき薬局	栄町 2-4-26 栄ビル 1F	43-7288
東富水小学校 中曾根 359	渡邊 千括	いちょう薬局	中里 378	41-2001
前羽小学校 前川 858	押田 洋直	(有)ひかり薬局本店	浜町 3-11-10	24-0612
下中小学校 小舟 178	竹内 和行			24-3465

小田原市地域防災計画
資料編

矢作小学校 矢作 227	川久保 真幸	いずみ薬局	飯泉 841-6	45-0660
報徳小学校 小台 405	櫻木 達夫	お堀端オクツ薬局	栄町 1-13-38	24-1778
豊川小学校 成田 530-1	横山 美津子	芙蓉薬局	小八幡 3-18-15	48-3800
富士見小学校 南鴨宮 3-25-1	綾部 昭弘	サンファーマシー	南鴨宮 3-12-4	47-9383

資料 9-7 神奈川県柔道整復師会小田原支部災害時応急救護配備一覧表

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

配備箇所	代表者	住 所	電 話
大窪小学校	秋山 公子	板橋 1 5 8	2 2 - 3 9 3 9
早川小学校	金子 智彦	板橋 8 6 - 6	2 2 - 8 0 3 3
桜井小学校	永田 博文	曾比 2 3 9 3	3 6 - 4 5 2 7
報徳小学校	山階 裕介	柳新田 4 8 - 1	3 6 - 8 6 5 6
東富水小学校	高橋 清一	堀之内 1 9 5 - 2	3 6 - 3 7 1 9
下府中小学校	曾我 昌企	鴨宮 1 5 9	4 9 - 7 6 1 5
富士見小学校	白須 一彦	鴨宮 3 4 2 - 6	4 9 - 0 6 9 5
酒匂小学校	山崎 慎也	酒匂 5 - 2 - 3 0	4 9 - 6 3 3 3
町田小学校	山田 昌輝	寿町 4 - 1 2 - 3 0	6 6 - 6 9 2 0

※緊急時の連絡順位

- 第 1 次 秋山 公子
- 第 2 次 曾我 昌企
- 第 3 次 山階 裕介

資料 9-8 小田原医師会救護隊一覧

令和 5 年 11 月 1 日現在

災害対策本部 〒250-0055
 神奈川県小田原市久野115-2 おだわら総合医療福祉会館 4階
 TEL 0465-35-5677 FAX 0465-66-3711

◎本部（おだわら総合医療福祉会館）

役職	氏 名
支部長	渡邊 清治
副支部長	小澤 優樹 鈴木 正彦 武井 和夫
災害医療コーディネーター	福井 大治郎（小田原保健福祉事務所へ出動）

◎小田原班

班（担当救護所）	氏 名
東班 （千代小） （予備：鴨中）	【出動】 相川 洋介 五十嵐三知郎 石井 博司 井上 昌彦 上原 志乃 上野 晃寛 遠藤 章 遠藤 治子 遠藤 幹也 大川 俊哉 大竹 輝臣 金城 瑞樹 久保 藤実 小泉 健一 小浦 優佳子 小島 時昭 小林 駿 小林 博子 佐藤 光一郎 高橋 明美 高橋 由利子 富田 さつき 中島 厚 中島 泰子 西川 瑞穂 根岸 一真 林 秀雄 平原 修一郎 福井 慶太郎 甫守 正史 山口 浩 山崎 伸 山下 功 山屋 智康 弓削 勇 【待機】 伊藤 進 遠藤 茂通 片田 重彦 唐木 東海 川邊 修二 古藤 英明 古藤 しのぶ 須田 民男 須田 南美 武市 早苗 永武 毅 西川 雅美 馬場 弘二郎 林 龍一郎 平原 敦子 福井 光治郎 山田 弘明
西1班 （富水小） （予備：報徳小）	【出動】 井上 康一 加藤 正雄 加藤 善史 神山 麻恵 川上 正能 釧持 太郎 小杉 一弘 佐藤 由紀 鈴木 博雅 鈴木 美穂 泰道 麗菜 高木 淳 浜田 和哉 菱木 俊匡 村田 一也 茂木 秀明 矢吹 淳 吉邑 由佳 渡辺 明人 渡邊 謙一 【待機】 石黒 隆 池田 俊夫 川上 寧 釧持 政男 鈴木 知子 高木 馨 中村 瑞穂 村田 道治 横田 俊一郎 渡邊 淨
西2班 （新玉小） （予備：町田小）	【出動】 青野 治朗 阿部 和弘 雨宮 光 安藤 進 一原 亮 出光 豊明 稲葉 裕之 今津 幸典 臼倉 幸宏 遠藤 徳之 大林 寛人 岡宮 綾 岡宮 保彦 岡村 信良 小野 敦史 小野 浩二 勝田 有子 加藤 隆志 加藤 雅紀 上嶋 亮 神山 明美 川本 昌和 菊地 泰人 窪倉 俊隆 窪倉 正一 栗田 正幸 佐伯 祥太 佐藤 尚栄 清水 直樹 清水 典子 霜島 正城 鈴木 淳 鈴木 仁 高井 智子 高津 修 高橋 康造 高橋 三津雄 高見澤 徹 田尻さくら子 竹田 崇朗 但木 太 田中 彩 田中 翔 中山 莊太郎 成毛 友希 西原 富次郎 仁藤 まどか 根岸 晶 野呂 真人 濱田 敬永 原 久美子 古橋 進一 堀内 正浩 森本 浩司 安間 美津彦 山口 潤 山田 大介 吉田 幸司 吉田 宜生 渡邊 彩 渡辺 義弘 【待機】 市川 徹 岡村 俊一郎 岡村 博文 遠藤 郁夫 岡本 行雄 小澤 陽

	上嶋 十郎	神山 務	川野 裕	日下部 芳志	窪倉 明雄	桑田 昱
	小森 哲夫	近藤 秀丸	佐伯 宏三	崎山 武文	高見澤 邦武	竹田 誠
	戸澤 孝之	長尾 忠美	中島 麓	平沼 良紀	福田 淳	松山 明美
	山口 麗	山田 洋介	吉井 新一			

資料 9-9 消毒用備蓄機器

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

	機 器	数 量	保管場所
備蓄機器	薬剤散布自動車	1 台	本庁舎駐車場（車種：エルフ）
	煙霧器スイングフォッグ	1 台	クリーンセンター
	背負式散布機（動力）	3 台	薬剤倉庫 2 台、クリーンセンター 1 台
	背負式散布機（充電式）	3 台	クリーンセンター
	固定動力噴霧器	2 台	薬剤倉庫 1 台、クリーンセンター 1 台
	肩掛噴霧器	7 台	薬剤倉庫 4 台、クリーンセンター 3 台
	ハンド・カート式散布機	3 台	薬剤倉庫
計		2 0 台	

資料 9-10 消毒用備蓄薬剤

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

薬剤名	容量	数量	用途	保管場所
スミチオン油剤	18ℓ	2 缶	害虫駆除	薬剤倉庫
スミチオン乳剤	18ℓ	25 缶	〃	〃
ピューラックス	1.8ℓ	60 本	便所、下水溝、手洗、床下消毒	〃
ピューラックス	1.8ℓ	60 本	〃	クリーンセンター

資料 9-11 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関

令和 4 年 4 月 1 日現在

医療機関名	所在地	電話番号	病床数	開設者
横浜州市市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町 1-1	045-316-4580	2 床	横浜市

第二種感染症指定医療機関

令和 4 年 4 月 1 日現在

医療機関名	所在地	電話番号	病床数	開設者
横浜州市市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町 1-1	045-316-4580	24 床	横浜市
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	044-233-5521	12 床	川崎市
横須賀州市市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	046-856-3136	6 床	横須賀市
藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	0466-25-3111	6 床	藤沢市
平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	0463-32-0015	6 床	平塚市
厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	046-221-1570	6 床	厚木市
相模原協同病院	相模原市緑区橋本台 4-3-1	042-761-6020	6 床	神奈川県厚生農業協同組合連合会
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1	0465-83-0351	6 床	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
神奈川病院	秦野市落合 666-1	0463-81-1771	50 床	神奈川県独立行政法人 国立病院機構
横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	045-787-2800	16 床	公立大学法人
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田 2-27-1	044-766-2188	40 床	川崎市
神奈川県立循環器 呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東 6-16-1	045-701-9581	60 床	地方独立行政法人神 奈川県立病院機構

出典：神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－（令和 4 年 3 月）

資料 9-12 遺体収容における関係機関の連絡先一覧

名 称	住 所	電 話
小田原警察署	小田原市荻窪 350-1	0465-32-0110
神奈川県葬祭業協同組合	横浜市南区永田東 2-1-20 ルポール井土ヶ谷 302	045-721-8607
一般社団法人全国霊柩自動車協会	東京都新宿区四谷 3-2-5 全日本トラック総会館 2 階	03-3357-7281
一般社団法人全国霊柩自動車協会 神奈川県霊柩自動車協会	横浜市金沢区富岡東 1-19-16 横礼自動車(株)内	045-770-0040
一般社団法人全日本冠婚葬祭 互助協会	東京都港区新橋西新橋 1-18-12 COMS 虎ノ門 6 階	03-3596-0061

資料 9-13 遺体収容施設一覧

No	地区	名 称	所 在 地
1	川西	小田原スポーツ会館	南町 1-1-40
2		県立小田原城北工業高校	栢山 200
3	川東	県立西湘高校	酒匂 1-3-1

資料 9-14 仮設救護所開設避難所一覧

番号	学校名
1	新玉小学校
2	富水小学校
3	下府中小学校
4	千代小学校
5	町田小学校
6	報徳小学校
7	富士見小学校
8	鴨宮中学校

資料 9-15 災害用医薬品一覧

No	薬効（医薬品例）	数量
1	セフェム系抗生物質製剤（メイアクトMS錠100mgなど）	100錠
2	セフェム系抗生物質製剤（メイアクトMS小児用細粒10%など）	0.3g×240包
3	キノロン系抗菌薬（ジェニナック錠200mgなど）	100錠
4	外用抗生物質製剤（ゲンタシン軟膏0.1% 1mgなど）	10g×10本
5	プレドニン錠5mg	100錠
6	リンデロン-VG軟膏0.12%	5g×10本
7	カロナール錠200 200mg	100錠
8	カロナール細粒20%	0.5g×400包
9	NSAIDs（ロキソニン錠60mgなど）	100錠
10	経皮用鎮痛薬（ロキソニンテープ100mg10cm×14cmなど）	70枚
11	PL配合顆粒	1g×100包
12	第二世代H1受容体拮抗薬（アレジオン錠20 20mgなど）	100錠
13	第一世代H1受容体拮抗薬（ポラミン錠2mgなど）	100錠
14	SU剤（アマリール錠1mgなど）	100錠
15	即効型インスリン分泌促進薬（シュアポスト錠0.25mgなど）	100錠
16	抗凝固薬（リクシアナ錠30mgなど）	100錠
17	抗血小板薬（バイアスピリン錠100gなど）	100錠
18	Ca拮抗薬（アムロジウム錠5mgなど）	100錠
19	ループ利尿薬（ラシックス錠20mgなど）	100錠
20	ニトロベンザミン錠0.3mg	20錠
21	ホクナリンテープ2mg	35枚
22	β2刺激薬（メブテン錠50μg 0.05mgなど）	50錠
23	メブテンエアード吸入100回	5キット
24	中枢性非麻薬性鎮咳薬（アスベリン錠20 20mgなど）	100錠
25	H2受容体拮抗薬orPPI（ガスターD錠20mg、タケキャブ錠10mgなど）	100錠
26	四級アンモニウム塩合成抗コリン薬（ブスコパン錠10mgなど）	100錠
27	活性生菌製剤（ビオフェルミンR錠など）	100錠
28	塩類下剤（酸化マグネシウム錠250mg「ヨシダ」）	100錠
29	大腸刺激性下剤（プルゼニド錠12mgなど）	100錠
30	超短時間～短時間BZ系睡眠導入剤（デパス錠0.5mgなど）	100錠
31	非BZ系睡眠導入剤（マイスリー錠10mgなど）	50錠
32	抗羞点眼薬（クラビット点眼液0.5%など）	5mL×5本
33	抗羞点軟膏（タリビッド軟膏0.3%など）	3.5g×5本

※全ての医薬品について、後発品（ジェネリック）に代替可とすること。
※品名が同じ薬剤であれば、規格が異なっているものも可とする。

感染症流行期や行政の要請により追加となる災害用医薬品

No	品名	数量
1	タミフルドライシロップ3%	可能なだけ
2	イナビル吸入粉末剤20mg	可能なだけ

資料 9-16 災害用医薬品確保及び拠出に関する指定薬局一覧

広域避難所			指定薬局・薬剤師	住所	電話
A ブ ロ ッ ク	新玉小 (町田小)	拠出 薬局	扇町薬局	扇町1-16-37宮内ビル103	32-2320
			ハート薬局	寿町2-5-20	66-6131
			ひかり薬局本店	浜町3-11-10	24-0612
			ひまわり調剤薬局小田原支店	久野71-4プリムローズ'21 1F	66-5660
			平安薬局小田原店	本町1-1-16	21-6331
			夏目薬局	栄町1-14-9	22-5632
			矢野光信堂薬局	板橋180	22-5256
		サ ポ ー ト 薬 剤 師	夏目 善文	栄町1-14-9	22-5632
			神山 綾香	浜町3-11-10	24-0612
			府川 修	本町1-1-16	21-6331
B ブ ロ ッ ク	富水小 (報徳小)	拠出 薬局	あおば薬局	南足柄市沼田118-4	32-9940
			くすのき薬局栢山店	栢山2651-2	39-2255
			蛍田薬局	蓮正寺783-40	36-4775
			りぼん薬局	南足柄市沼田97-8国見ビル105	43-9145
		サ ポ ー ト 薬 剤 師	土橋 弘靖	南鴨宮3-49-5	46-1780
			松岡 永明	中町3-4-28	21-6072
			間宮 律	足柄上郡開成町吉田島4352-3	43-9906
			分部 岳	下大井610-1	39-1136
C ブ ロ ッ ク	千代小 (鴨宮中)	拠出 薬局	西大友薬局	西大友3-1	39-2919
			薬局下曾我くすりばこ	曾我原197-3	41-1595
			わかば調剤薬局	曾我岸120-2	41-1102
		サ ポ ー ト 薬 剤 師	漆畑 俊哉	下新田264-12	47-4362
			中谷 悦子	鴨宮309-1	46-0288
			古屋 恵一	曾我岸120-2	41-1102
			堀内 貴仁	足柄上郡中井町井ノ口1876-1	20-3942
D ブ ロ ッ ク	下府中小 (富士見小)	拠出 薬局	いちょう薬局	中里378	41-2001
			小田原市休日夜間急患薬局	酒匂2-32-16	47-0826
			芙蓉薬局	小八幡3-18-15	48-3800
		サ ポ ー ト 薬 剤 師	渡邊 浩一	小八幡3-18-15	48-3800
			長瀬 未季	中里378	41-2001
			藤原 正一郎	酒匂1-4-1	49-4633
			渡邊 敏貴	酒匂2-32-16	47-0826

1 計画策定の基本的な考え方

1.1 計画策定の趣旨

近年生じた未曾有の災害として、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、沿岸 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）で 2,802 万 t の災害廃棄物及び津波堆積物が発生し、その処理が大きな課題になっています。また、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震でも大量の災害廃棄物が生じています。地震災害では、東日本大震災を踏まえ、揺れや津波による想定被害が見直され、近い将来、本市に大きな津波被害をもたらすと予測される南海トラフ巨大地震や神奈川県西部地震、都心南部直下地震等が想定されています。風水害では、本市において、令和元年の台風 19 号により市内各地で河川の溢水に伴う床上浸水等の被害が生じており、今後も台風や集中豪雨等の短時間に記録的な大雨をもたらす異常気象などの影響で、土砂災害や浸水等による風水害が発生することが想定されます。大規模な地震や風水害等の災害が発生した場合、災害対策本部の設置をはじめ、避難所の開設など「小田原市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）」に基づき必要な措置がとられることとなります。避難所からのごみ・し尿、地震によるがれきや風水害による粗大ごみ・流木等の廃棄物は、一時的に大量に発生するほか、それらの処理にあたる職員の被災や収集運搬機材及び処理施設の被害、さらには交通事情の悪化等により、対応には相当の困難や混乱が生じることが予想されます。しかし、これらの生活ごみ、し尿、がれき等は速やかにかつ適切に、また効率的に処理され、市民の生活基盤の早期復旧と生活環境の保全が図られなければなりません。

このため、本計画は、今後起こると予想される大規模な自然災害により発生した廃棄物処理に際し、迅速かつ適正に処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を保全し、速やかに復旧、復興を推進していくことを目的に策定します。なお、本計画は市防災計画や被害想定等、計画の前提条件に変更があった場合や地域に係る社会情勢の変化、新たな災害被害が発生した場合には、必要に応じて見直しを行います。

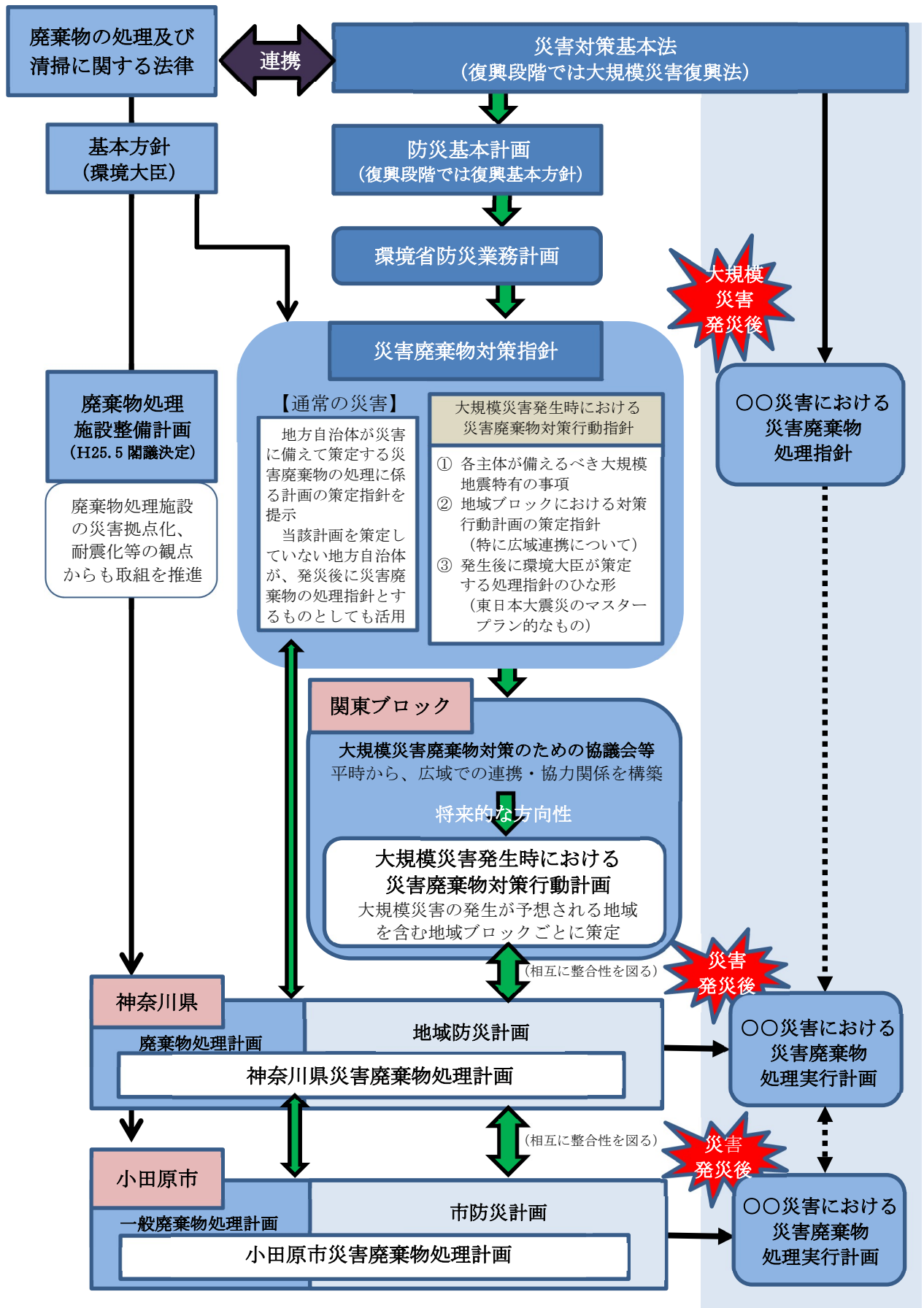
また、神奈川県（以下「県」という。）では、「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱（平成 8 年 3 月）」及び「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針（平成 9 年 3 月）」を廃止し、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月。以下「県災害廃棄物処理計画」という。）」を策定しました。県災害廃棄物処理計画は、県と市町村の役割や発災後の実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「災害廃棄物対策指針（以下「国指針」という。）」に基づき、「神奈川県地域防災計画」や県災害廃棄物処理計画、市防災計画との整合を図りながら、本市の地域特性や防災上の課題等を勘案し、策定するものです。

本計画の位置付けを下記の図に示します。

図 本計画の位置付け



1.3 計画の基本方針

本計画で対象にする災害は、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象にします。

(1) 処理方針

災害時の廃棄物処理について、適切に行うために、5つの方針に基づき行います。

1 迅速かつ衛生面、安全面に配慮した対応

災害廃棄物の処理は、市民の生活環境・衛生環境及び都市機能を回復するために、迅速かつ衛生面に配慮した対応が求められます。

また、通常業務と異なる対応が発生するため、業務遂行のための安全確保も必要条件です。

2 計画的かつ効率的な処理

災害により発生した廃棄物の対応だけでなく、在宅世帯から排出される生活ごみ・し尿・浄化槽汚泥の処理等の通常業務にも効率的に対応します。仮置場の早期確保、適正な配置・運用により、災害廃棄物を計画的かつ効率的に処理します。

3 生活環境への配慮

災害時は、アスベストやPCB等が災害廃棄物として発生することが予想され、有害廃棄物の保管場所等も被害を受ける可能性があります。また、廃家電も大量に廃棄されることが予想されるためフロン等の適正な処理が必要となります。よって、災害時の混乱の状況下においても、十分に生活環境に配慮して処理します。

4 減量・リサイクルの推進

本市は、焼却灰を県外排出しており、平常時において、一般廃棄物の焼却量や最終処分量の最小化を目標としていることから、災害時においても、できる限り廃棄物の分別（建築物の解体時、各家庭・避難所からの排出時等）を実施し、リサイクルの推進により、焼却量及び最終処分量の低減に努めます。

5 相互協力体制の確立

災害時に、優先度の高いごみから処理を迅速かつ効率的に行うため、平常時から、市民、事業者、関係団体と連携し、発災後のごみの排出方法などの取るべき対応を共有します。また、市で処理できない場合は、国や県、周辺自治体との協力体制の構築を進めて災害廃棄物の計画的かつ安定的な処理を実現します。

(2) 処理期間

災害廃棄物の処理にかかる期間は、災害規模や災害廃棄物の発生量に応じた、適切な処理期間を設定します。地震災害については、災害廃棄物の処理目標期間は地震の規模によっても異なりますが、東日本大震災をはじめとする過去の事例から、3年以内を目標として計画を策定し、処理の完了を目指します。

(3) 処理業務

処理時期に応じた業務は、発災前の平常時から、災害廃棄物の処理が終了し、通常の廃棄物処理業務状態に戻るまでとし、平常時、発災時、復旧・復興の3つの時期に分けて、各時期に行う具体的な業務内容を定めています。なお、国指針を参考に、発災時の業務内容は、発災直後の「初動期」、避難所生活が本格化する「応急対応前半」、人や物の流れが回復する「応急対応後半」の3つの時期に分けて考えています。

表 処理時期に応じた業務

時期区分		処理期間の目安		時期区分の特徴	業務内容
		地震	風水害		
(平常時 災害予防)				発災に備えて体制を整え、計画の定期的な見直しを図る時期	・情報収集と連絡体制の整備 ・協力支援協定の締結 ・災害廃棄物の処理方法の想定 ・仮置場候補地の確保 ・必要資機材の準備 ・市民、事業者、職員への啓発活動
発災時(災害応急対応)	初動期		発災後数日間	人命救助が優先される時期	・組織体制、連絡体制の確保 ・被災状況、インフラ及び施設の被災状況の把握と整理 ・災害廃棄物の発生量の推計 ・災害廃棄物の収集運搬可能経路の把握と収集体制の構築 ・仮置場の確保と周知 ・仮設トイレの設置等 ・分別方法の広報 ・被災状況に応じた緊急措置の実施と周知 ・関係団体等への協力支援体制
	応急対応前半		3週間程度	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物の処理期間)	・被災及び復旧状況の情報更新・報告 ・発生量、処理可能量、処理先の見直し ・収集及び処理体制の応急復旧 ・通行上支障のある災害廃棄物等の撤去 ・仮置場の開設 ・必要資機材、施設の確保 ・必要に応じた協力支援要請 ・災害廃棄物処理実行計画の作成に必要な情報収集(通常の処理体制では処理できないと判断する場合)
	応急対応後半		3か月程度	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	・計画的な処理方法(収集運搬体制、仮置場の管理運営、処分、リサイクル)の確立及び実施 ・災害廃棄物処理実行計画の作成(通常の処理体制では処理できないと判断する場合) ・環境対策、モニタリング

復旧・復興 (災害復旧・復興)	3 年 程 度	1 年 程 度	避難所生活の終了時期 (ごみ処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理期間)	・計画的な災害廃棄物の処理 ・災害廃棄物処理実行計画の見直し ・補助金の申請（災害等報告書） ・仮設トイレの撤去 ・仮置場の管理、運営と閉鎖、原状復帰 ・国補助金の精算、報告等 ・（損壊家屋の解体、撤去）

1.4 処理主体と処理の流れ

災害廃棄物は原則として、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 の規定により、本市が災害廃棄物の処理主体を担います。

そこで、原則として、市が処理主体となるが、災害の規模等によって、本市での処理が困難な場合は、広域処理や県への事務委託等により処理を行います。

（１）処理主体の役割

本計画に基づき、災害廃棄物処理は市が主体となり行いますが、迅速かつ安全な処理には、国、県の協力・支援はもとより、市民、事業者の理解と協力を得て、市を処理主体として災害廃棄物を処理することが欠かせません。

ア 市の役割

【平常時】

- ・本計画に基づき、予防、応急対応、復旧・復興時における災害時の体制を確立します。
- ・災害時の一般廃棄物処理施設を迅速に復旧する体制を整え、必要な資機材の備蓄を行います。
- ・廃棄物処理や仮置場の管理に係る委託業者等と連携し、災害時の収集車両や資機材等の体制を整備します。
- ・広域ブロックを中心とした近隣市町村、関係団体及び民間事業者等と、災害時の相互援助協力体制を整備します。
- ・必要に応じて協定内容の見直し等を行い、より実効性の高い処理体制を構築します。

【発災時】

- ・発災時には、本計画を基に、災害廃棄物処理実行計画（通常の処理体制では処理できないと判断する場合）を作成し、迅速に処理を実施します。
- ・災害廃棄物の収集・処理が困難な場合は、広域ブロック、さらには県に支援要請を行います。
- ・市民、民間事業者及び関係団体等に対して、発災時の災害廃棄物処理に関する啓発を平常時に行うとともに、発災時にも啓発・情報提供により協力を求めます。

イ 県の役割

【平常時】

- ・県内市町村における相互援助体制の構築を行います。
- ・民間事業者団体、NPO法人、ボランティア等との連携体制について検討します。
- ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の情報提供を行います。
- ・市町村の仮置場候補地の選定を促進し、市町村からの要請に応じて県有地を仮置場候補地とするための調整を行います。また、設置・運営方法の検討にあたり技術的助言を行います。
- ・県及び市町村等の職員を対象に、講習会・研修会等の開催及び訓練を実施します。

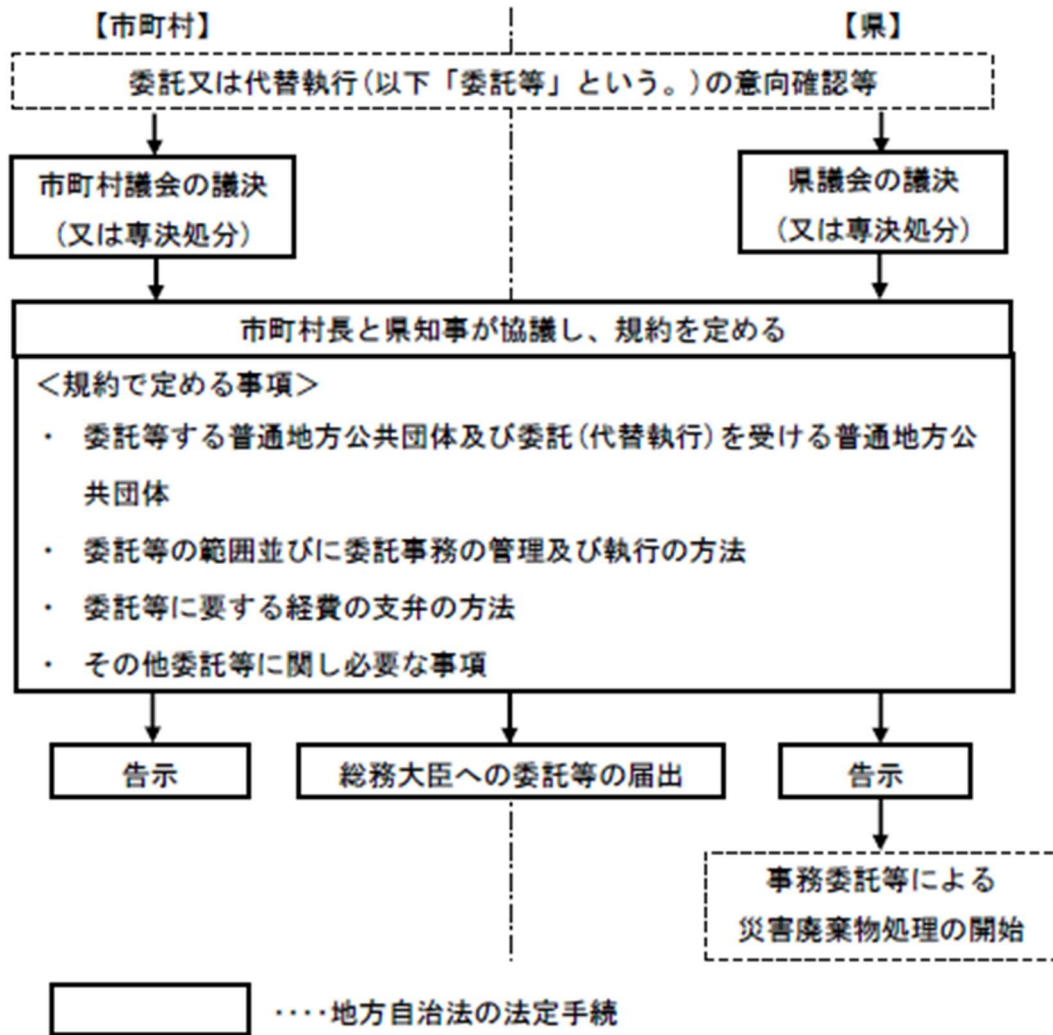
【発災時】

- ・発災時には、本計画を基に、市町村の実行計画と整合を取りながら災害廃棄物処理実行計画を作成します。
- ・被災していない市町村や、支援可能な自治体への協力要請を行います。
- ・被害の規模によって、市町村での収集運搬や処理の継続が困難な場合、当該市町村

からの要請により事務委託を受けて、県が主体となり災害廃棄物の収集運搬、処理等を行います。

市町村から県への事務委託

市町村の被災状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、市町村による処理が非常に困難な場合、県が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の事務委託に基づき、市町村に代わって処理を行います。



出典：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル

ウ 市民の役割

【平常時】

- ・ 災害時の生活ごみ及び建築物の解体に伴う災害廃棄物の分別等排出方法、処理困難物及び有害物質の処理方法等について、本市が行う啓発活動に協力し情報共有するとともに、発災時に対応できるよう努めます。

【発災時】

- ・ 本計画及び災害廃棄物処理実行計画に基づき、本市が発信する情報に従い、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に協力します。

エ 事業者の役割

【平常時】

- ・災害時の生活ごみ及び建築物の解体・撤去に伴う災害廃棄物の排出方法、処理困難物及び有害廃棄物の処理方法等について、本市が行う啓発活動に協力し情報共有するとともに、発災時に対応できるよう体制を整備します。

【発災時】

- ・本市が処理を行わない災害廃棄物は、原則として事業者が自己処理責任において処理するとともに、適切な分別と再利用・再資源化に努めます。
- ・本市が行う災害廃棄物の処理について、必要な協力を行います。

(2) 広域処理体制

県では、平時から 12 の広域ブロックに市町村を区分して、ごみ処理の広域化を推進しています。災害時においても、原則として、広域ブロックを中心に処理を実施する方針です。

本市は、県西ブロック（小田原・足柄下地域）の構成市であり、県西地域県政総合センターの所管区域に位置します。災害廃棄物処理にあたっては、ブロック（地域）内の箱根町、真鶴町、湯河原町と連携を図るとともに、県と連絡調整を行いながら、被災状況に応じて県内市町村、関係事業者団体と協力体制を構築します。

図表 広域ブロックの区分

ブロック名		構成市町村
横 浜		横浜市
川 崎		川崎市
相 模 原		相模原市
横須賀三浦	横須賀・三浦	横須賀市、三浦市
	鎌倉・逗子・葉山	鎌倉市、逗子市、葉山町
湘 南 東		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西	平塚・大磯・二宮	平塚市、大磯町、二宮町
	秦野・伊勢原	秦野市、伊勢原市
大和高座		大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲		厚木市、愛川町、清川村
県 西	南足柄・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	小田原・足柄下	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

(3) 処理の流れ

災害時に発生する廃棄物は一般廃棄物ですが、被災した地域から出るものと被災しなかった地域から出るものがあります。

被災した地域からは災害廃棄物として、がれき等の災害により発生する廃棄物と避難者の生活に伴い発生する廃棄物があります。一方、被災しなかった地域からは、家庭や事業者から排出される平常時と同様の廃棄物があります。

収集については、被災しなかった地域は通常の収集を行うことを基本とし、被災した地域については、災害により発生する廃棄物と家庭ごみ及び避難所ごみに分けて収集を行います。また、災害により発生する廃棄物は、市民及び事業者等が一次仮置場に分別して持込むことを原則とします。

処理については、原則、平常時の処理体制で行います。しかしながら、施設の損壊や災害

廃棄物の発生量、種類等により処理できない場合は広域処理や県への事務委託等により行います。

また、災害時のくみ取り式し尿の発生源は、家庭や事業所から排出される「し尿及び浄化槽汚泥」や避難所・被災地域の仮設トイレから出る「し尿」があります。市の扇町クリーンセンターに投入することを基本としますが、施設の被災状況により使用できない場合は、市管理の下水処理場に一旦貯留又は県管理の酒匂川流域下水処理場に直接投入の検討を行います。

市管理及び県管理（酒匂川流域）の下水処理場で処理できない場合は、広域での連携により処理を行います。

2 地震災害

2.1 対象とする災害

(1) 対象とする地震

本計画では、地震動で生じる被害及びこれに伴い発生する津波などにより生じる被害を対象にします。地震災害は、市防災計画で想定する地震のうち、都心南部直下地震、神奈川県西部地震、南海トラフ巨大地震及び大正型関東地震を対象にしました。

表 想定地震

想定する地震災害	マグニチュード	選定理由
都心南部直下地震	7.3	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。
神奈川県西部地震	6.7	県西部を震源域とする。歴史的に繰り返し発生していることが知られているため、発生の切迫性が指摘されている。
南海トラフ巨大地震	9.0	南海トラフを震源域とする。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。
大正型関東地震	8.2	相模トラフから房総半島東側を震源域とする。平均発生間隔は200年から400年、30年以内の発生確率はほぼ0～5%だが、今後100年から200年先には発生の可能性が含まれている。

出典：小田原市地域防災計画

(2) 想定する被害

想定する地震は、(1) のとおり、4つの地震により災害が発生した場合を想定して計画を策定することとし、本市の被害想定を整理します。

表 本市における被害想定（4 想定地震）

区 分				被害総数（想定地震）				備考
				都心南部 直下地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	
建物 被害 （棟）	揺れ・ 液状化 （津波 火災を 除く）	全壊	木造	*	3,070	140	18,240	重複を 考慮
			非木造	20	790	60	4,480	
			計	30	3,860	200	22,720	
		半壊	木造	720	9,850	1,740	13,410	
			非木造	160	1,460	310	2,610	
			計	880	11,310	2,050	16,030	
	がけ 崩れ	全壊		0	*	*	10	
		半壊		*	20	*	30	
		計		*	20	10	40	
	津波 （水害）	全壊		0	40	30	410	
		半壊		0	230	300	410	
		床上浸水		0	50	60	10	
		床下浸水		0	20	*	0	
		計		0	340	390	830	
	火災	焼失棟数		0	710	0	4,480	
		炎上出火件数		*	10	*	80	
避難 者数 （人）	避難所	1～3日目		730	24,870	2,390	70,050	
		4日目～1週間後		610	18,040	2,410	59,250	
		1か月後		370	7,630	960	26,430	
	避難所 以 外	1～3日目		490	16,470	1,460	46,420	
		4日目～1週間後		610	17,210	1,450	57,210	
		1か月後		850	17,810	2,250	61,670	
	帰 宅 困難者	帰宅困難者 （当日）		14,520	14,520	14,520	14,520	
上水道 断水人口（人）			当日	570	60,280	4,710	169,390	

※ * = わずか (0.5 以上 10 未満) 0 = 0.5 未満

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがあります。

※ 建物損壊のうち一部損壊は、小破のため被害想定には含めません。

※ 帰宅困難者は、国勢調査における勤務、通学先データに基づき、観光客数は想定されていません。

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書

2.2 対象とする災害廃棄物の定義

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震災害により発生する廃棄物、避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿とします。

災害廃棄物の定義は、次の表に示すとおりです。

表 災害廃棄物の種類と区分

発生源	種類	廃棄物の例	区分
地震災害により発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物	がれき
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物	
	コンクリートがら	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等	
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波等による流木等	
	腐敗性廃棄物	畳、冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等	
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの	
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	
	廃船舶	使用できなくなった船舶	
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA(クロム銅ヒ素系木材保存剤)処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物	
	その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ等の自治体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線を含む)、漁網、石膏ボード等	
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	津波堆積物
避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	避難所以外避難(在宅、車中等)世帯から排出される生活ごみや粗大ごみ等	生活ごみ
	避難所ごみ	広域避難所等から排出される生活ごみ等	
し尿		仮設トイレ(災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレ等の総称)からのくみ取りし尿	し尿

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画を一部修正

2.3 災害廃棄物発生量の推計等

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、発生した災害廃棄物をがれき、津波堆積物、生活ごみ、し尿の4つの区分に分けて推計します。

(1) がれき

ア 発生量の推計方法

【前提条件】

- ・発生量の推計は、県災害廃棄物処理計画の発生原単位及び計算式を用いて推計しました。
- ・地震による発生量は、県被害想定に基づいています。
- ・地震による建物被害棟数は、全壊・半壊・床上浸水・床下浸水の棟数と、火災による焼失棟数を基に算出しています。
- ・廃棄物としての処理方法の違いを考慮して、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の種類別に災害廃棄物量を算出します。

イ がれき発生量

【推計式】

- ・この推計式は、1棟当たりのがれき発生量（t／棟）に、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、木造焼失、非木造焼失の棟数を乗じて算出します。

がれき発生量（t）

$$\begin{aligned}
 &= 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（全壊）（t／棟）} \times \text{全壊棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（半壊）（t／棟）} \times \text{半壊棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（床上浸水）（t／棟）} \times \text{床上浸水棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（床下浸水）（t／棟）} \times \text{床下浸水棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（木造焼失）（t／棟）} \times \text{木造焼失棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（非木造焼失）（t／棟）} \times \text{非木造焼失棟数}
 \end{aligned}$$

表 1 棟当たりのがれき発生量

被害区分	①津波浸水地域	②津波浸水地域以外
全壊	117 t	161 t
半壊	23 t	32 t
木造焼失	78 t	107 t
非木造焼失	98 t	135 t
床上浸水	4.60 t	—
床下浸水	0.62 t	—

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

表 がれき発生量の推計

想定地震	区分	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	焼失家屋	
						木造	非木造
都心南部 直下地震	棟 数 (棟)	30	880	0	0	0	0
	発生量 (t)	4,830	28,160	0	0	0	0
	発生量計 (t)	32,990					
神奈川県 西部地震	棟 数 (棟)	3,860	11,310	50	20	559	151
	発生量 (t)	451,620	260,130	230	12	43,602	14,798
	発生量計 (t)	770,392					
南海 トラフ 巨大地震	棟 数 (棟)	200	2,050	60	*	0	0
	発生量 (t)	23,400	47,150	276	*	0	0
	発生量計 (t)	70,826					
大正型 関東地震	棟 数 (棟)	22,720	16,030	10	0	3,530	950
	発生量 (t)	2,658,240	368,690	46	0	275,340	93,100
	発生量計 (t)	3,395,416					

※都心南部直下地震は2.3(1)イ「表 1棟当たりのがれき発生量」の②を乗じて算出。その他の地震は同表の①を乗じて算出

※焼失家屋の木造と非木造の棟数は、市内の木造(78.8%)と非木造(21.2%)の割合を焼失棟数に乘じて算出

※*=わずか(0.5以上10未満)、0=0.5未満

ウ 種類別発生量

【推計式】

- ・神奈川県災害廃棄物業務マニュアルの種類別割合は、津波による被害を伴う地震と、伴わない地震の2つの種類別割合が示されていることから、想定する地震に合わせた種類別割合を用います。なお、焼失家屋は、木造、非木造の種類別割合を用います。

$$\text{種類別発生量} = \text{がれき発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)}$$

※焼失家屋以外のがれき発生量については、全壊・半壊・床上浸水・床下浸水による発生量を使用し、焼失家屋に伴うがれき発生量については、木造・非木造による発生量を使用。

表 種類別発生割合

項目	①津波浸水 地域※1	②津波浸水 地域以外※2	火災焼失	
			木 造	非木造
可燃物	18.0%	8.0%	0.1%	0.1%
不燃物	18.0%	28.0%	65.0%	20.0%
コンクリートがら	52.0%	58.0%	31.0%	76.0%
金 属	6.6%	3.0%	4.0%	4.0%
柱角材	5.4%	3.0%	0.0%	0.0%

※1 津波を伴う災害であった東日本大震災(宮城県+岩手県)の処理実績に基づく種類別割合

※2 首都圏の建物特性を反映させるため、既往文献の発生原単位に9都県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県)の構造別の建物棟数を加味して設定した種類別割合

出典：神奈川県災害廃棄物業務マニュアルを一部修正

【種類別発生量の推計】

都心南部直下地震 ※2.3(1)ウ「表 種類別発生割合」の②を乗じて算出

区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計(t)
全壊、半壊、 床上浸水、床下浸水 (火災焼失以外)	2,639	9,237	19,134	990	990	32,990
木造、非木造 (火災焼失)	0	0	0	0	0	0
合計(t)	2,639	9,237	19,134	990	990	32,990

神奈川県西部地震 ※2.3(1)ウ「表 種類別発生割合」の①を乗じて算出

区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計(t)
全壊、半壊、 床上浸水、床下浸水 (火災焼失以外)	128,159	128,159	370,236	46,991	38,447	711,992
木造、非木造 (火災焼失)	59	31,270	24,738	2,333	0	58,400
合計(t)	128,218	159,429	394,974	49,324	38,447	770,392

南海トラフ巨大地震 ※2.3(1)ウ「表 種類別発生割合」の①を乗じて算出

区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計(t)
全壊、半壊、 床上浸水、床下浸水 (火災焼失以外)	12,749	12,749	36,829	4,674	3,825	70,826
木造、非木造 (火災焼失)	0	0	0	0	0	0
合計(t)	12,749	12,749	36,829	4,674	3,825	70,826

大正型関東地震 ※2.3(1)ウ「表 種類別発生割合」の①を乗じて算出

区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計(t)
全壊、半壊、 床上浸水、床下浸水 (火災焼失以外)	544,856	544,856	1,574,027	199,780	163,457	3,026,976
木造、非木造 (火災焼失)	368	197,394	155,955	14,723	0	368,440
合計(t)	545,224	742,250	1,729,982	214,503	163,457	3,395,416

(2) 津波堆積物

ア 津波による被害及び市域における最大津波高

県の地震被害想定調査結果から津波による被害を、県の津波浸水予測図から市域における最大津波高を抜粋し、次の表に示します。

表 市内の津波による被害想定及び市域における最大津波高

区 分			被害総数（想定地震）			
			都心南部 直下地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
津 波 被 害	人的 被害	死者数（人）	—	70	*	800
	建物 被害	全壊棟数（棟）	—	40	30	410
		半壊棟数（棟）	—	230	300	410
		床上浸水棟数（棟）	—	50	60	10
		床下浸水棟数（棟）	—	20	*	0
市域における最大津波高 （市防災計画）			1.4m （早川）	4.2m （江之浦）	3.1m （江之浦）	6.1m （早川）

※ * = わずか（0.5 以上 10 未満）、0 = 0.5 未満

※ 海岸保全区域等以外のがけ地等を除く

イ 津波堆積物発生量の推計方法

【前提条件】

- ・津波堆積物の発生量の推計は、国指針の技術資料の推計方法により推計した、県被害想定の数値を用いています。
- ・県被害想定の数値の推計式は、県災害廃棄物処理計画の数式を用いて、最大の津波堆積厚を 0.04m で計算しています。
- ・東日本大震災の処理量の実績から発生原単位を設定し、津波浸水面積から発生量を推計します。

【推計式】

- ・津波堆積物の重量（t）

$$= \text{浸水面積 (m}^2\text{)} \times \text{津波堆積厚 0.04 (m)} \times \text{体積重量換算係数 (1.46 or 1.10 t / m}^3\text{)}$$

ウ 津波堆積物発生量

県被害想定では、浸水面積が示されていないため、推計結果のみの記載となります。
想定地震ごとの発生量（推計）

- ・都心南部直下地震 ー 万 t
- ・神奈川県西部地震 *
- ・南海トラフ巨大地震 *
- ・大正型関東地震 *

※ * = わずか（0.5 以上 10 未満）

出典：神奈川県被害想定調査報告書

(3) 生活ごみ

ア 生活ごみ発生量の推計方法

【前提条件】

- ・避難者から排出されるごみの発生量の推計は、国指針の技術資料の推計方法により推計しました。

- ・避難者の数は、県被害想定における本市の想定結果を用います。
- ・生活ごみ発生原単位は、本市の平成30年度～令和2年度の収集における排出原単位の平均値 769 g／人・日（国指針の考え方を参照）としました。
- ・生活ごみの発生量は、発生源が在宅世帯等か避難所かの違いはありますが、市全体の生活ごみの発生量に与える影響は小さく、全体として平常時とほぼ同量と想定されます。
- ・ここでは、避難者が排出する生活ごみについて、発災後に新たな収集体制を組む必要があるため、想定地震ごとの発生量を推計します。
- ・なお、帰宅困難者による一時的な増加分は推計が困難であり、かつ県被害想定で帰宅困難者は1～2日後には帰宅すると想定されているため、対象外としています。

【推計式】

- ・生活ごみの発生量（t／日）

$$= \text{①発生原単位（g／人・日）} \times \text{②避難所避難者数} \\ + \text{③発生原単位（g／人・日）} \times \text{④避難所以外避難者数}$$
- ※端数調整により合計が一致しない場合があります

イ 生活ごみ発生量

都心南部直下地震

区 分	避難所開設日から3日目	4日から1週間後	2週間から1か月後
①発生原単位（g／人・日）	769	769	769
②避難所避難者数（人）	730	610	370
③避難所避難者からの発生量（t／日）	0.6	0.5	0.3
④避難所以外避難者数（人）	490	610	850
⑤避難所以外避難者からの発生量（t／日）	0.4	0.5	0.7
⑥発生量（t／日）	0.9	0.9	0.9

神奈川県西部地震

区 分	避難所開設日から3日目	4日から1週間後	2週間から1か月後
①発生原単位（g／人・日）	769	769	769
②避難所避難者数（人）	24,870	18,040	7,630
③避難所避難者からの発生量（t／日）	19.1	13.9	5.9
④避難所以外避難者数（人）	16,470	17,210	17,810
⑤避難所以外避難者からの発生量（t／日）	12.7	13.2	13.7
⑥発生量（t／日）	31.8	27.1	19.6

南海トラフ巨大地震

区 分	避難所開設日 から3日目	4日から 1週間後	2週間から 1か月後
①発生原単位 (g/人・日)	769	769	769
②避難所避難者数 (人)	2,390	2,410	960
③避難所避難者からの発生量 (t/日)	1.8	1.9	0.7
④避難所以外避難者数 (人)	1,460	1,450	2,250
⑤避難所以外避難者からの発生量 (t/日)	1.1	1.1	1.7
⑥発生量 (t/日)	3.0	3.0	2.5

大正型関東地震

区 分	避難所開設日 から3日目	4日から 1週間後	2週間から 1か月後
①発生原単位 (g/人・日)	769	769	769
②避難所避難者数 (人)	70,050	59,250	26,430
③避難所避難者からの発生量 (t/日)	53.9	45.6	20.3
④避難所以外避難者数 (人)	46,420	57,210	61,670
⑤避難所以外避難者からの発生量 (t/日)	35.7	44.0	47.4
⑥発生量 (t/日)	89.6	89.6	67.7

参考：平常時の収集量

年度区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間収集量 (t/年) ※小田原市告示 (特定ごみを除く)	51,421	51,230	51,134
1日当たりの発生量 (t/日) (年間収集量÷年間日数)	140.9	140.0	140.1

(4) し尿

ア し尿発生量及び仮設トイレの必要基数の推計方法

① し尿発生量

【前提条件】

- ・し尿の発生量（地震・風水害）の推計は、県災害廃棄物処理計画と同様、国指針の技術資料の推計方法により推計しています。
- ・災害時のし尿の発生源は、平常時の収集世帯、避難所の仮設トイレ、市街地等に設置されている仮設トイレが対象となります。
- ・避難所の避難者及び断水のため水洗トイレが使用できない住民世帯を仮設トイレの対象とします。

(ア) し尿発生量

【推計式】

$$\begin{aligned}\text{発生量} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times 1 \text{人} 1 \text{日平均排出量} \\ &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \\ &\quad \times \text{③} 1 \text{人} 1 \text{日平均排出量}\end{aligned}$$

① 仮設トイレ必要人数

$$= \text{①A避難者数（避難所等）} + \text{①B断水による仮設トイレ必要人数}$$

①B断水による仮設トイレ必要人数

$$= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \times \text{上水道支障率} \times 1/2$$

$$\text{※上水道支障率} = \text{上水道の被害人口（県被害想定）} \div \text{総人口}$$

$$\text{※} 1/2 = \text{断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうちの約} 1/2 \text{の住民と仮定。}$$

② 非水洗化区域し尿収集人口 = 平常時にくみ取り式トイレを使用する住民数

$$= \text{くみ取り人口} - \text{避難者数} \times (\text{くみ取り人口} / \text{総人口})$$

$$\text{※くみ取り人口} = 1,575 \text{人（令和2年度末現在）}$$

(イ) 仮設トイレの必要基数

【推計式】

$$\text{仮設トイレ必要基数}$$

$$= \text{①仮設トイレ必要人数} / \text{②仮設トイレ設置目安}$$

$$\text{①仮設トイレ必要人数（し尿発生量推計で推計済）}$$

$$\text{②仮設トイレ設置目安}$$

$$= \text{①A仮設トイレ容量} / \text{①B発生原単位} / \text{①C収集間隔日数}$$

イ し尿の発生量及び仮設トイレの必要基数

都心南部直下地震

区 分		1～3日 目	4日目～ 1週間後	1か月後
し尿発生量				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	730	610	370
	②断水による仮設トイレ必要人数	0	0	0
②非水洗化区域し尿収集人口（人）		1,571	1,572	1,574
③発生原単位（ℓ／人・日）		1.7	1.7	1.7
④発生量（kℓ／日）（（①＋②）×③÷1000）		3.9	3.7	3.3
仮設トイレの必要基数				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	730	610	370
	②断水による仮設トイレ必要人数	0	0	0
②仮設トイレ 設置目安 （④÷③÷⑤）	③仮設トイレ容量（ℓ／基）	400	400	400
	④発生原単位（ℓ／人・日）	1.7	1.7	1.7
	⑤収集間隔日数（日）	3	3	3
⑥必要基数（基）（④÷③）		10	10	5

神奈川県西部地震

区 分		1～3日 目	4日目～ 1週間後	1か月後
し尿発生量				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	24,870	18,040	7,630
	②断水による仮設トイレ必要人数	22,937	14,418	0
②非水洗化区域し尿収集人口（人）		1,369	1,426	1,513
③発生原単位（ℓ／人・日）		1.7	1.7	1.7
④発生量（kℓ／日）（（①＋②）×③÷1000）		83.6	57.6	15.5
仮設トイレの必要基数				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	24,870	18,040	7,630
	②断水による仮設トイレ必要人数	22,937	14,418	0
②仮設トイレ 設置目安 （④÷③÷⑤）	③仮設トイレ容量（ℓ／基）	400	400	400
	④発生原単位（ℓ／人・日）	1.7	1.7	1.7
	⑤収集間隔日数（日）	3	3	3
⑥必要基数（基）（④÷③）		610	414	98

南海トラフ巨大地震

区 分		1 ～ 3 日 目	4 日目～ 1 週間後	1 か月後
し尿発生量				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	2,390	2,410	960
	②断水による仮設トイレ必要人数	0	0	0
②非水洗化区域し尿収集人口（人）		1,557	1,557	1,569
③発生原単位（ℓ／人・日）		1.7	1.7	1.7
④発生量（kℓ／日）（（①＋②）×③÷1000）		6.7	6.7	4.3
仮設トイレの必要基数				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	2,390	2,410	960
	②断水による仮設トイレ必要人数	0	0	0
②仮設トイレ 設置目安 （①÷②÷③）	①仮設トイレ容量（ℓ／基）	400	400	400
	②発生原単位（ℓ／人・日）	1.7	1.7	1.7
	③収集間隔日数（日）	3	3	3
③必要基数（基）（①÷②）		31	31	13

大正型関東地震

区 分		1 ～ 3 日 目	4 日目～ 1 週間後	1 か月後
し尿発生量				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	70,050	59,250	26,430
	②断水による仮設トイレ必要人数	52,887	57,690	188
②非水洗化区域し尿収集人口（人）		992	1,083	1,355
③発生原単位（ℓ／人・日）		1.7	1.7	1.7
④発生量（kℓ／日）（（①＋②）×③÷1000）		210.7	200.6	47.6
仮設トイレの必要基数				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	70,050	59,250	26,430
	②断水による仮設トイレ必要人数	52,887	57,690	188
②仮設トイレ 設置目安 （①÷②÷③）	①仮設トイレ容量（ℓ／基）	400	400	400
	②発生原単位（ℓ／人・日）	1.7	1.7	1.7
	③収集間隔日数（日）	3	3	3
③必要基数（基）（①÷②）		1,568	1,491	340

【参考：し尿・浄化槽汚泥発生量（平常時の収集量）】

年度区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
年間収集量（kℓ／年）	26,296	26,168	25,580
1 日当たりの発生量（kℓ／日）	72.0	71.5	70.1

3 風水害（河川洪水）

3.1 対象とする災害

（1）対象とする河川

本計画では、大雨、台風などによる多量の降雨で生じる洪水、浸水などの被害を対象にします。小田原市洪水ハザードマップを基に、河川の状況等を確認し、浸水の恐れがある洪水浸水想定区域での最大の範囲を想定しました。

表 対象河川（水防法第14条に基づく市内河川の洪水浸水想定区域の指定状況）

No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量
1	山王川	平成30年6月1日 神奈川県告示第291号	想定最大規模	24時間総雨量：342mm
2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号		24時間総雨量：530mm
3	狩川	平成30年7月27日 神奈川県告示第355号		24時間総雨量：364mm
4	仙了川	平成30年7月27日 ※神奈川県公表		24時間総雨量：344mm
5	要定川	平成30年7月27日 神奈川県告示第356号		24時間総雨量：336mm
6	早川	令和2年3月24日 神奈川県告示第95号		24時間総雨量：870mm
7	森戸川	令和元年12月20日 神奈川県告示第305号		24時間総雨量：338mm
8	中村川	令和元年12月20日 神奈川県告示第307号		24時間総雨量：335mm

※水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川については、県の公報において告示を行っているが、洪水予報河川または水位周知河川に指定されていない河川については告示を行っていないため、告示番号がない。

（2）想定する被害

想定する河川洪水による被害は、8洪水浸水想定区域を対象としました。この区域で浸水が発生した場合を想定して計画を策定することとし、本市の被害想定を整理します。

また、浸水深の程度により、全壊、床上浸水、床下浸水の3つの区分ごとに被害想定を算出します。なお、全壊と半壊の区分けが難しいため、全壊に半壊を含めています。

表 浸水深と被害区分

浸水深 5m以上	全壊
浸水深 3m以上～5m未満	
浸水深 0.5m以上～3m未満	床上浸水
浸水深 0m～0.5m未満	床下浸水

表 河川ごとの被害区分別の被災家屋棟数（想定最大規模）

河川名	全壊 (棟数)	床上浸水 (棟数)	床下浸水 (棟数)
山 王 川	17	6,349	3,599
酒 匂 川	2,926	22,306	6,344
狩川・要定川	103	8,851	3,232
仙 了 川	0	864	2,603
森 戸 川	26	2,609	1,065
中 村 川	32	160	104
早 川	123	1,678	946

※狩川、要定川についてはまとめて記載

※県の「洪水浸水想定区域」を基に、防災対策課が作成した本市の浸水想定データ（世帯数）を使用

※本市の浸水想定データ（世帯数）に、本市の世帯数に対する建物棟数の割合（0.870）と被害区分別に判定した被災割合を乗じて被災家屋棟数を算出

3.2 対象とする災害廃棄物の定義

災害廃棄物の定義は、2.2「表 災害廃棄物の種類と区分」のうち、廃船舶と津波堆積物を除くものとします。

3.3 災害廃棄物発生量の推計等

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、発生した災害廃棄物をがれき、生活ごみ、し尿の3つの区分に分けて推計します。

（1）がれき

ア 発生量の推計方法

【前提条件】

- ・発生量の推計は、県災害廃棄物処理計画の発生原単位及び計算式を用いて推計しました。
- ・風水害による被災エリアは、洪水ハザードマップ等に基づいています。
- ・風水害による建物被害棟数は、河川の氾濫による浸水深の区分により、全壊、床上浸水、床下浸水の棟数を基に算出しています。
- ・廃棄物としての処理方法の違いを考慮して、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の種類別に発生量を算出します。
- ・床上浸水と床下浸水では、建物の倒壊を伴うコンクリートがらや柱角材は排出されないとし可燃物、不燃物、金属くずの3種類の分類としました。

イ がれき発生量

【推計式】

- ・この推計式は、1棟当たりのがれき発生量（t／棟）に、全壊、床上浸水、床下浸水の棟数を乗じて算出します。

がれき発生量

$$\begin{aligned}
 &= 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (全壊) } (t / \text{棟}) \times \text{全壊棟数} \\
 &\quad + 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (床上浸水) } (t / \text{棟}) \times \text{床上浸水棟数} \\
 &\quad + 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (床下浸水) } (t / \text{棟}) \times \text{床下浸水棟数}
 \end{aligned}$$

表 1棟当たりのがれき発生量

全壊	117t
床上浸水	4.60t
床下浸水	0.62t

※津波浸水地域におけるがれきの発生原単位を採用

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

① 河川ごとのがれき発生量推計

想定最大規模の降雨が発生した場合の河川ごとの想定浸水深を基に、それぞれの発生量を推計。

表 がれき発生量の推計（河川ごと）

河川名	区分	全壊	床上浸水	床下浸水
山 王 川	棟数 (棟)	17	6,349	3,599
	発生量 (t)	1,989	29,205	2,231
	発生量計 (t)	33,425		
酒 匂 川	棟数 (棟)	2,926	22,306	6,344
	発生量 (t)	342,342	102,608	3,933
	発生量計 (t)	448,883		
狩川・要定川	棟数 (棟)	103	8,851	3,232
	発生量 (t)	12,051	40,715	2,004
	発生量計 (t)	54,770		
仙 了 川	棟数 (棟)	0	864	2,603
	発生量 (t)	0	3,974	1,614
	発生量計 (t)	5,588		
森 戸 川	棟数 (棟)	26	2,609	1,065
	発生量 (t)	3,042	12,001	660
	発生量計 (t)	15,703		
中 村 川	棟数 (棟)	32	160	104
	発生量 (t)	3,744	736	64
	発生量計 (t)	4,544		
早 川	棟数 (棟)	123	1,678	946
	発生量 (t)	14,391	7,719	587
	発生量計 (t)	22,697		

② 本計画で取り扱うがれき発生推計量

市内全域において、想定最大規模の降雨が同時に発生し、8河川すべてが被害を受けたと想定した場合、浸水範囲が重なる場所が存在するため、がれき発生量が多い河川を採用し、棟数とがれき発生量を推計。

表 がれき発生量の推計（全河川）

河川名	区分	全壊	床上浸水	床下浸水
全 河 川	棟数（棟）	3,125	31,382	8,358
	発生量（t）	365,625	144,357	5,182
	発生量計（t）	515,164		

ウ 種類別発生量

【推計式】

種類別発生量 ＝ がれき発生量（t） × 種類別発生割合（％）

表 種類別発生割合

項 目	全壊	床上・床下浸水
可燃物	18.0％	42.3％
不燃物	18.0％	42.3％
コンクリートがら	52.0％	－％
金 属	6.6％	15.4％
柱角材	5.4％	－％

※ 全壊の種類別発生割合は、神奈川県災害廃棄物処理計画の津波被害を伴う場合の割合を使用

※ 床上・床下浸水の種類別発生割合は、建物由来の品目が発生しないと想定し、コンクリートがら、柱角材を除外し算出

① 種類別発生量推計

想定最大規模の降雨が発生した場合の河川ごとの想定浸水深を基に、それぞれの種類別発生量を推計。

表 種類別発生量の推計（河川ごと）

河川名	種類	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
山王川	発生量（t）	13,655	13,655	1,034	4,973	108
	計（t）	33,425				
酒匂川	発生量（t）	106,689	106,689	178,018	39,001	18,486
	計（t）	448,883				
狩川・要定川	発生量（t）	20,239	20,239	6,267	7,374	651
	計（t）	54,770				
仙了川	発生量（t）	2,364	2,364	0	860	0
	計（t）	5,588				
森戸川	発生量（t）	5,904	5,904	1,582	2,149	164
	計（t）	15,703				
中村川	発生量（t）	1,012	1,012	1,947	371	202
	計（t）	4,544				
早川	発生量（t）	6,103	6,103	7,484	2,230	777
	計（t）	22,697				

② 本計画で取り扱う種類別発生推計量

市内全域において、想定最大規模の降雨が同時に発生し、8河川すべてが被害を受けたと想定した場合、浸水範囲が重なる場所が存在するため、浸水深が高い方を採用し、種類別発生量を推計します。

表 種類別発生量の推計の推計（全河川）

河川名	区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
全河川	発生量（t）	129,068	129,068	190,125	47,160	19,743
	発生量計（t）	515,164				

（2）生活ごみ 2.3（3）「生活ごみ」（地震災害）に準ずる

風水害による避難者数が想定されていないため、発災後に2.3（3）「生活ごみ」（地震災害）の発生原単位を用いて推計します。

（3）し尿 2.3（4）「し尿」（地震災害）に準ずる

風水害による避難者数が想定されていないため、発災後に2.3（4）「し尿」（地震災害）の発生原単位を用いて推計します。

4 風水害（高潮）

4.1 対象とする災害

（１） 対象とする区域

本計画では、県が水防法に基づき令和３年８月に指定した、相模灘沿岸の高潮浸水想定区域における小田原市沿岸区域を対象とします。

（２） 想定する被害

本計画では、中心気圧 910hPa、最大旋衝風速半径 75km、最速移動速度が 73km/h、他移動速度が 20、30、50km/h の台風による高潮被害を想定します。想定する高潮による被害は、4.1（１）の区域全域で高潮が発生した場合を想定して計画を策定することとし、本市の被害想定を整理します。なお、3.1（２）「表 浸水深と被害区分」を用いて被害想定を算出します。

表 浸水深と被害区分

浸水深 5m以上	全壊
浸水深 3m以上～5m未満	
浸水深 0.5m以上～3m未満	床上浸水
浸水深 0m～0.5m未満	床下浸水

表 高潮の被害区分別の被災家屋棟数（想定最大規模）

全壊 （棟数）	床上浸水 （棟数）	床下浸水 （棟数）
872	12,064	3,629

※県の「高潮浸水想定区域」を基に、防災対策課が作成した本市の浸水想定データ（世帯数）を使用。

※本市の浸水想定データ（世帯数）に、本市の世帯数に対する建物棟数の割合（0.870）と被害区分別に判定した被災割合を乗じて被災家屋棟数を算出

4.2 対象とする災害廃棄物の定義

災害廃棄物の定義は、2.2「表 災害廃棄物の種類と区分」に示すものと同様のものと想定します。高潮被害においては、海水などが大量に付着しているため、焼却炉を傷めたり、焼却残渣が大幅に増加する場合などがあります。

4.3 災害廃棄物発生量の推計等

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、発生した災害廃棄物をがれき、生活ごみ、し尿の３つの区分に分けて推計します。

(1) がれき

ア 発生量の推計方法

【前提条件】

- ・発生量の推計は、県災害廃棄物処理計画の発生原単位及び計算式を用いて推計しました。
- ・風水害による被災エリアは、洪水ハザードマップ等に基づいています。
- ・高潮による建物被害棟数は、高潮による浸水深の区分により、全壊、床上浸水、床下浸水の棟数を基に算出しています。
- ・廃棄物としての処理方法の違いを考慮して、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の種類別に発生量を算出します。
- ・床上浸水と床下浸水では、建物の倒壊を伴うコンクリートがらや柱角材は排出されないとし可燃物、不燃物、金属くずの3種類の分類としました。

イ がれき発生量

【推計式】

- ・この推計式は、1棟当たりのがれき発生量（t／棟）に、全壊、床上浸水、床下浸水の棟数を乗じて算出します。

がれき発生量

$$\begin{aligned}
 &= 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (全壊) } (t / \text{棟}) \times \text{全壊棟数} \\
 &\quad + 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (床上浸水) } (t / \text{棟}) \times \text{床上浸水棟数} \\
 &\quad + 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (床下浸水) } (t / \text{棟}) \times \text{床下浸水棟数}
 \end{aligned}$$

表 1 棟当たりのがれき発生量

全壊	117t
床上浸水	4.60t
床下浸水	0.62t

※津波浸水地域におけるがれきの発生原単位を採用

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

高潮によるがれき発生量推計

高潮の想定浸水深を基に発生量を推計。

表 がれき発生量の推計（高潮）

区分	全壊	床上浸水	床下浸水
棟数（棟）	872	12,064	3,629
発生量（t）	102,024	55,494	2,250
発生量計（t）	159,768		

ウ 種類別発生量

【推計式】

$$\text{種類別発生量} = \text{がれき発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)}$$

表 種類別発生割合

項 目	全壊	床上・床下浸水
可燃物	18.0%	42.3%
不燃物	18.0%	42.3%
コンクリートがら	52.0%	-%
金 属	6.6%	15.4%
柱角材	5.4%	-%

※ 全壊の種類別発生割合は、神奈川県災害廃棄物処理計画の津波被害を伴う場合の割合を使用

※ 床上・床下浸水の種類別発生割合は、建物由来の品目が発生しないと想定し、コンクリートがら、柱角材を除外し算出

種類別発生量推計

高潮の想定浸水深を基に、それぞれの種類別発生量を推計。

表 種類別発生量の推計（高潮）

種類	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
発生量 (t)	42,790	42,790	53,053	15,626	5,509
計 (t)	159,768				

（２）生活ごみ 2.3（３）「生活ごみ」（地震災害）に準ずる

高潮による避難者数が想定されていないため、発災後に 2.3（３）「生活ごみ」（地震災害）の発生原単位を用いて推計します。

（３）し尿 2.3（４）「し尿」（地震災害）に準ずる

高潮による避難者数が想定されていないため、発災後に 2.3（４）「し尿」（地震災害）の発生原単位を用いて推計します。

5 組織及び協力支援体制

5.1 災害発生時の組織体制

(1) 本市の災害廃棄物処理に係る組織体制

小田原市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、小田原市災害対策本部を設置します。環境部長の指揮の下、環境部内に（総務、ごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理）の担当を配置し、災害廃棄物の処理にあたります。

ア 環境対策部の役割担当

災害発生時の初動対応として、環境部内に「災害廃棄物対策組織」を設置し、環境部（環境政策課、環境保護課、環境事業センター）の職員の役割担当を以下のとおりとします。なお、業務の実施にあたっては、家屋・道路・廃棄物処理施設の被害状況等、様々な情報をもとに対応する必要があるため、災害対策本部事務局（防災部）、土木対策部、その他関連する部局とも十分に連携を図り、迅速かつ適切に災害廃棄物処理対応を行います。ただし、災害の規模が大きく、本市のみで処理できない場合は、周辺市町村及び県に応援を要請します。

図 災害廃棄物等対策組織

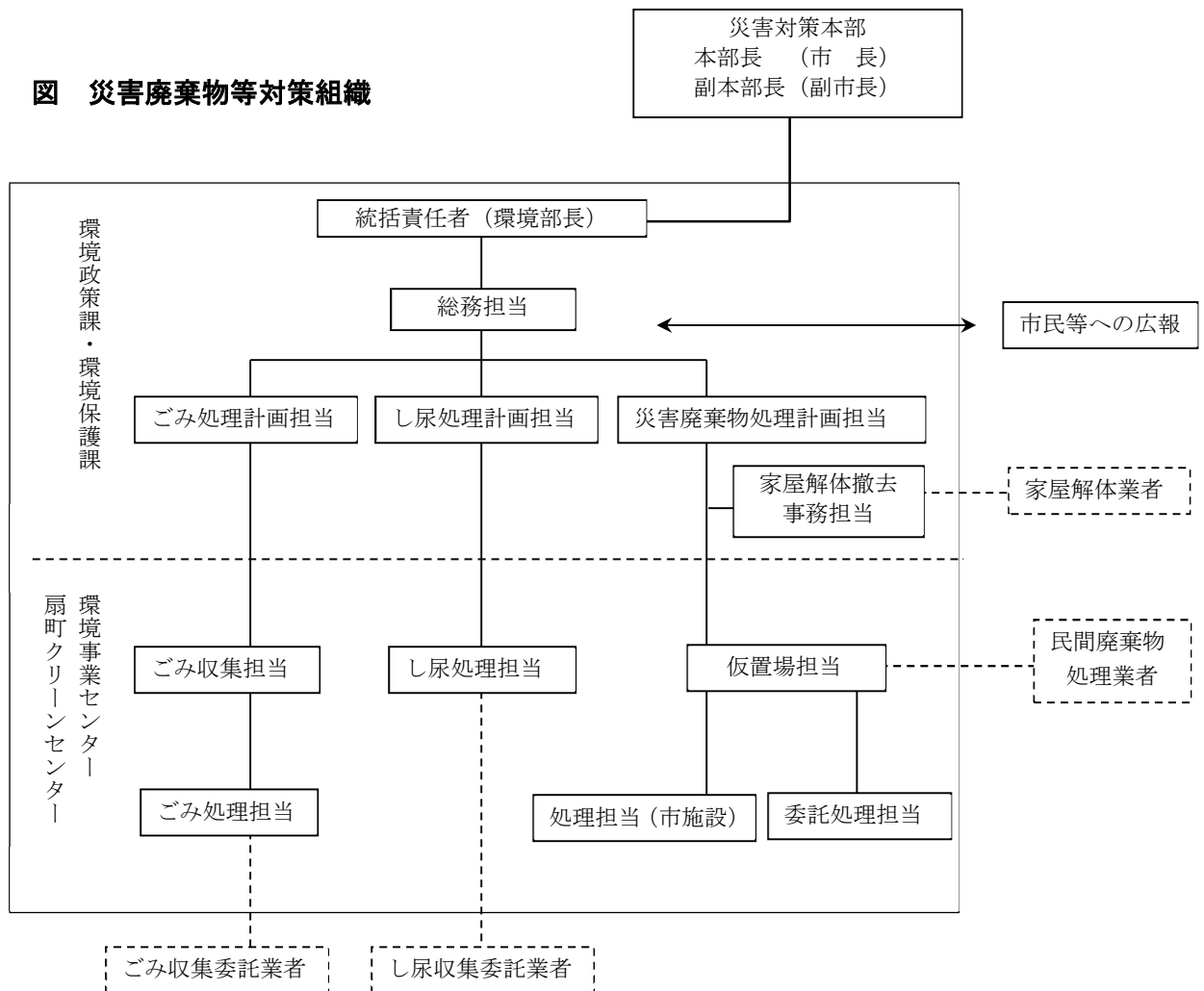


表 災害廃棄物等対策組織の各担当の分担業務概要

	担 当 名	分 担 業 務	担当課等
総括	統括責任者	・ 災害廃棄物等対策組織の総括管理	環境部長
総括班	総務担当	・ 災害廃棄物等対策の全体の進行管理と調整 ・ 職員の参集状況の確認、人員配置 ・ 災害対策本部との連絡、調整 ・ 県及び他市町村との連絡 ・ 支援の要請 ・ 住民への広報と相談	環境政策課
	ごみ処理計画担当	・ ごみ発生量の推計 ・ ごみ処理計画の更新	
災害廃棄物処理班	ごみ収集担当	・ 避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集 ・ 集積所の衛生・維持管理	環境事業センター
	ごみ処理担当	・ 避難所及び一般家庭から排出されるごみの処理	
	災害廃棄物処理計画担当	・ 災害廃棄物の発生量推計 ・ 災害廃棄物処理計画の更新	環境政策課 環境事業センター
	家屋解体撤去事務担当	・ 家屋の解体撤去に関する申請受付、業者への発注、支払及び国庫補助事務	
	災害廃棄物仮置場担当	・ 仮置場の開設準備、運用	
	災害廃棄物処理担当（市施設による処理）	・ 災害廃棄物の再利用・再資源化・中間処理・最終処分	
	災害廃棄物委託処理担当	・ 災害廃棄物の民間業者等に対する委託調整	
し尿処理班	し尿処理計画担当	・ し尿収集対象発生量の推計 ・ し尿処理計画の更新 ・ し尿収集業務管理 ・ 仮設トイレの設置、衛生・維持管理、撤去	環境保護課
	し尿処理担当	・ 避難所及び一般家庭から排出されるし尿の処理	

イ 本市の災害対策本部との連絡

災害廃棄物の処理に関する本市の災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報収集は、総務担当に連絡担当者をおいて行います。

ウ 関係部署との連絡

総務担当の連絡担当者は、災害廃棄物等の処理を進める上で、次の表に示す部署等と連絡をとり、情報交換及び対策の調整等を行います。

表 災害廃棄物等処理について関係する部署等と連絡調整の内容

関係部署等	連絡調整内容
災害対策本部事務局（防災部）	・ 災害対策にかかる報告及び情報収集 ・ 仮設トイレの配置 ・ 市民への広報
土木対策部、上下水道対策部、復興対策準備部ほか	・ 倒壊建築物の解体、撤去に伴う災害廃棄物 ・ 公園等の利用等に関する情報収集
被災者生活再建支援部ほか	・ 家屋の解体撤去申請に係る罹災証明の交付
市民救援部ほか	・ 広域避難所に関する情報収集
食料物資部ほか	・ 広域避難所、支援物資に関する情報収集
福祉・医療部	・ 広域避難所に関する情報収集
ごみ収集業者	・ 災害廃棄物の収集作業
し尿収集業者	・ し尿の収集作業
家屋解体業者	・ 倒壊建築物の解体、撤去作業
民間廃棄物処理業者	・ 災害廃棄物の処理作業
消毒業者	・ 仮設トイレ等の消毒作業、薬剤散布

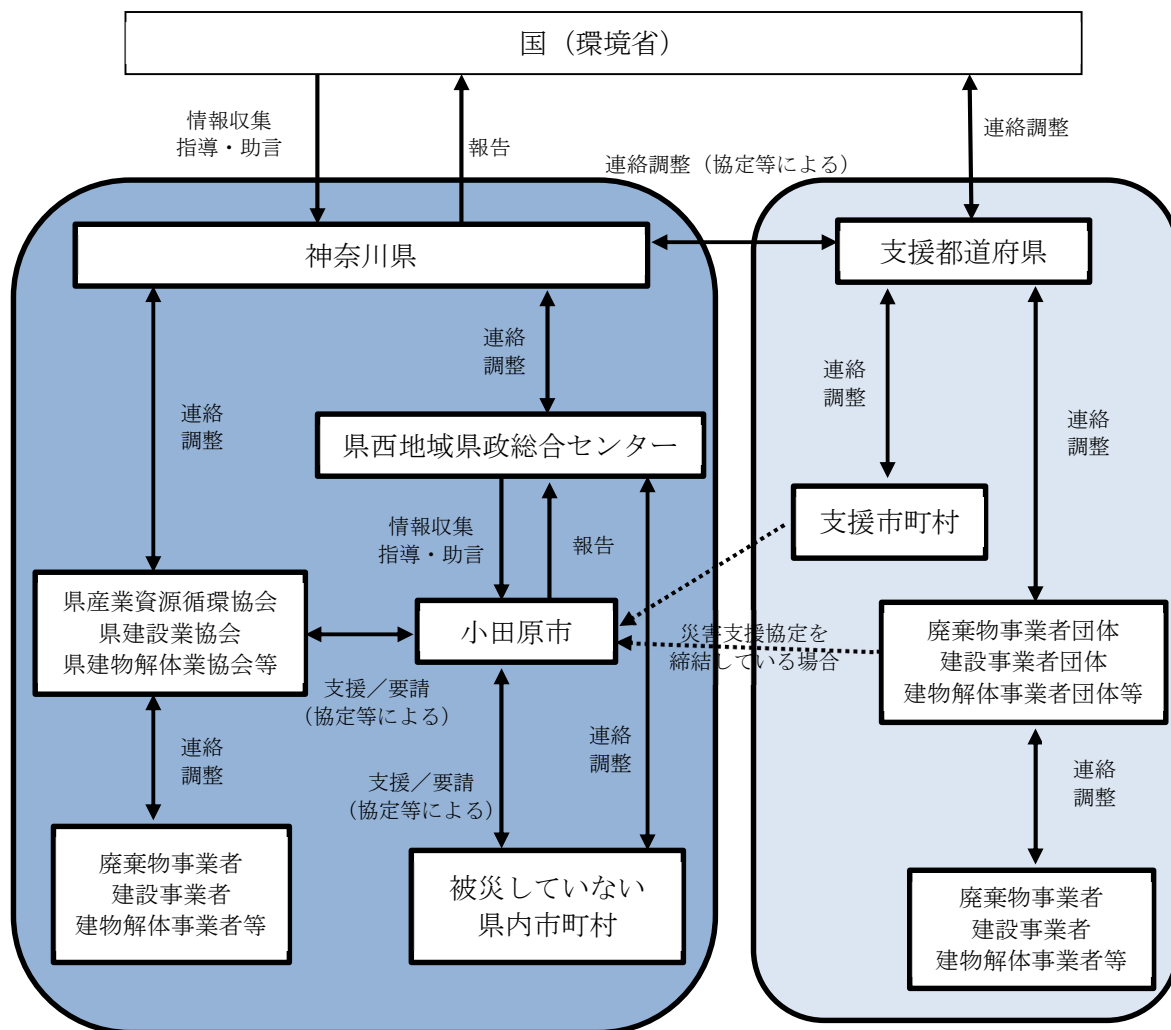
※仮置場の選定や確保を行うときは、関係所管と協議の上進める。

(2) 協力支援（受援）体制

ア 県内外での協力・支援体制

県では、平時から 12 の広域ブロックに市町村を区分してごみ処理の広域化を推進しています（1.4（2）を参照）。また、大規模災害時には、状況に応じて、広域ブロックの構成市町、地域県政総合センターの所管区域を越えた全県域における連携を推進し、速やかな処理を実施します。県内の廃棄物処理施設では処理が困難な場合は、他都道府県に支援を要請する方針です。

図 県内外での災害廃棄物処理に係る協力・支援体制



出典：神奈川県災害廃棄物処理計画を一部修正

イ 支援の要請方法

① 広域ブロック及び県政総合センター所管区域内での処理

本市の廃棄物処理施設で災害廃棄物を処理し切れない場合、本市は県西（小田原・足柄下）ブロックの箱根町、真鶴町及び湯河原町に支援を要請します。

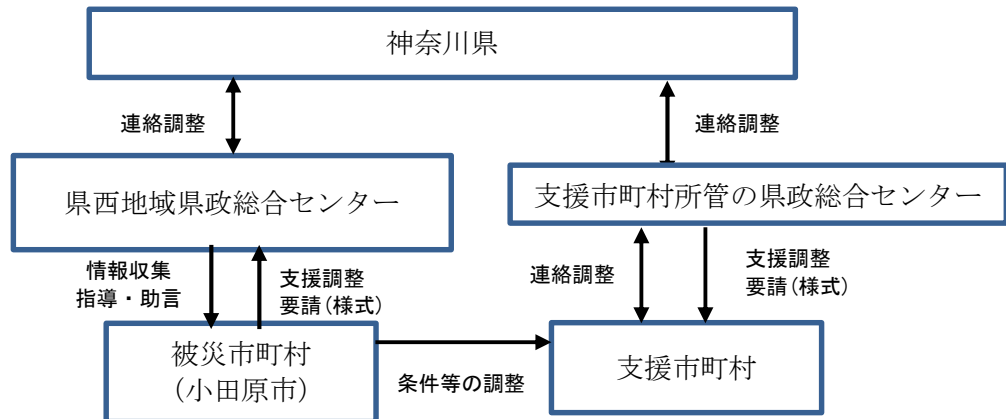
同ブロック内の廃棄物処理施設で災害廃棄物を処理し切れない場合は、県西地域県政総合センターを通じて、同センター所管区域内の市町に支援を要請します。

②県政総合センター所管区域外及び県外での処理

広域ブロック及び県政総合センター所管区域内で災害廃棄物を処理し切れない場合、本市は県西地域県政総合センターを通じて、同センター所管区域外の市町村へ支援を要請します。

その後、同センターより支援要請先市町村の連絡を受けた後、本市と当該市町村間で支援に関する条件等の調整を行います。

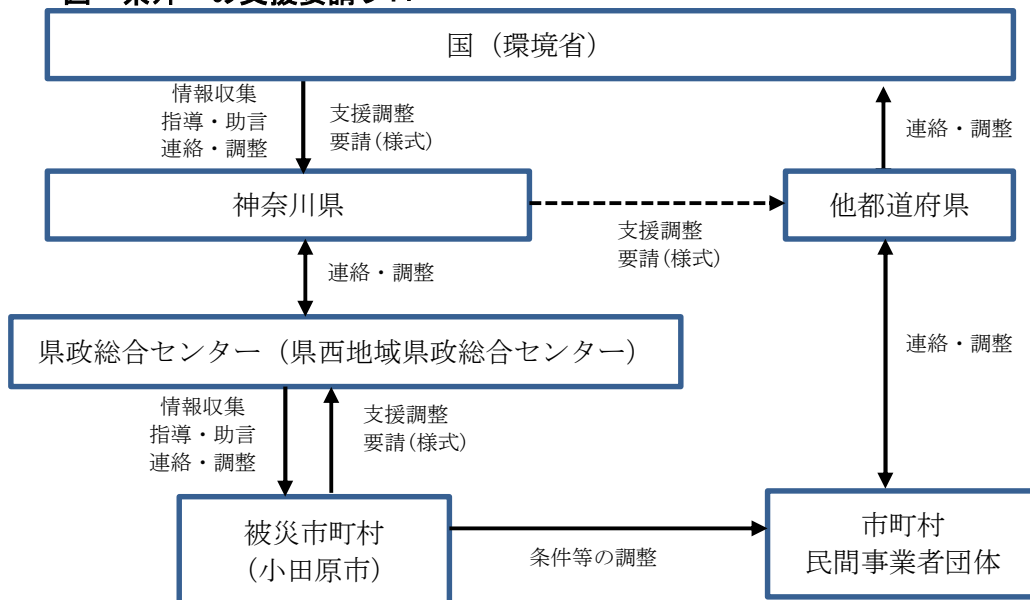
図 県政総合センター所管区域外での支援要請フロー



なお、県内市町村から要請された支援内容を県がとりまとめ、処理計画期間内での県内処理が困難と判断した場合には、県が環境省関東地方環境事務所を通じて、県外都道府県に支援を要請することになります。

本市は、県政総合センターより支援要請先市町村あるいは、民間事業者の連絡を受けた後、本市と当該市町村あるいは、民間事業者間で支援に関する条件等の調整を行います。

図 県外への支援要請フロー



ウ 市町村からの受援体制の確保

発災後、他市町村からの支援を受け入れるにあたり、支援職員により対応可能な業務を明確にして速やかに人員を配置する必要があります。特に、発災直後から応急対応（前半）においては、災害廃棄物の処理方針が確定していない状況にあると予想されます。そのため、あらかじめ支援職員により対応可能な業務を検討し、支援があつた際には速やかに人員を配置できる体制を確保しておく必要があります。発災直後から応急対応（前半）において、受援により対応可能な業務及び留意事項を示します。特に仮置場の運用・管理には、設置箇所数に応じた担当者が必要であり、仮置場を整然と運用・管理・分別指導し、情報を集約することは効率的な災害廃棄物の処理に繋がります。

表 受援により対応可能な業務及び留意事項

受援内容		留意事項
仮置場対応	仮置場の開設準備 仮置場の運用・管理・分別指導 仮置場に係る各委託業務の積算及び監督	- 仮置場の運用方法等を検討するため、仮置場候補地の条件(周辺環境や被災地からのアクセス性等)を整理する必要がある。 - 仮置場の敷地造成等に係る積算や監督には、土木工事の経験者等、専門的な知識や経験が必要となる。
がれき等処理	がれき等処理に係る各委託業務の積算及び監督	倒壊家屋等の解体撤去に係る積算や監督には、建築工事の経験者等、専門的な知識や経験が必要となる。 ※5.4 (1) に該当する場合
収集運搬	道路啓開に伴う路上廃棄物の収集運搬 生活ごみの収集運搬 し尿の収集運搬 住民用仮置場から、仮置場への運搬	市内全域の地図等、被災地や施設の位置等を把握できる資料が必要となる。

※B C Pに詳細な記載あり。

エ 自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、まず人命救助を優先しなければなりません。迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物の撤去等をする必要があるため、連携方法等について検討します。

また、自衛隊・警察・消防との連携に当たって留意する事項は、人命救助やライフライン確保のための災害廃棄物の撤去対策、貴重品・思い出の品等の保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策などが考えられます。

オ NPO法人・ボランティアとの連携

災害廃棄物に関わる災害ボランティア活動としては、災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し等が挙げられます。

また、安全管理等の注意事項のほか、災害廃棄物の分別方法、住民用仮置場の設置場所等の情報を的確に伝えることが重要となることから、小田原市社会福祉協議会等と連携し、市災害ボランティアセンター等に情報提供を行い、周知を図ります。

カ その他の支援の仕組みの活用：災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）

平成27年9月より、環境省が事務局となり、D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）が運営されています。D. Waste-Netは、災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「平常時」と「発災時」の各局面において、機能と役割を担っています。平常時は、過去の経験の集積・分析や自治体の事前対策の支援等を行い、発災時には現地支援チームが派遣され、仮置場の確保や分別等、技術的支援が行われることから、積極的に活用していきます。

表 災害廃棄物処理支援ネットワークの機能・役割

		機能・役割
平常時		・災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成・防災訓練への支援 ・災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承 ・D. Waste-Netメンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上
		・研究・専門機関 被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援等
		・一般廃棄物関係団体 被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援等（現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む）
		・研究・専門機関 被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援等
発災時	初動・応急対応 （初期対応）	・研究・専門機関 被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援等
	復旧・復興対応 （中長期対応）	・廃棄物処理関係団体、建築業関係団体、輸送関係団体 災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整等

出典：D. Waste-Netホームページ（環境省）より抜粋

(3) 発災時の支援に関する協定

本市は、発災時の支援に関する協定を他市町村等と締結しています。そのうち、災害廃棄物の処理や仮設トイレの供給等に関する支援協定を示します。

表 他市町村及び業界団体等との支援協定（小田原市）

	協定名称	締結先	協定の概要
廃棄物	西湘地区行政センター管内1市3町一部事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互援助協定	箱根町、真鶴町、湯河原町、湯河原町真鶴町衛生組合	協定市町等のごみ処理施設の相互利用
	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定	広域一般廃棄物事業協同組合 連絡先：0465-35-2348	災害廃棄物の収集等の協力
	災害時等における家庭系廃棄物の処理に関する協定	オリックス資源循環株式会社 連絡先：03-6777-3082	民間企業所有の廃棄物処理施設の利用
	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社 連絡先：0725-54-3061	災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分、それらに伴う事業の協力要請
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会 (※旧：産業廃棄物協会) 連絡先：045-681-2989	災害廃棄物の処理等に必要な人員、車両及び資機材の調達協力
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人神奈川県建物解体業協会 連絡先：045-662-5011	解体撤去等に必要な人員、車両及び資機材の調達協力
	緊急時の環境保全に係る援助協定	小田原市古紙リサイクル事業組合 連絡先：0465-23-3125	小田原市古紙リサイクル事業組合の資源の活用
	緊急時の環境保全に係る援助協定	小田原市資源リサイクル事業協同組合 連絡先：0465-22-0453	小田原市資源リサイクル事業組合の資源の活用
し尿	災害時における仮設トイレの供給及び運用等に関する協定	広域一般廃棄物事業協同組合 連絡先：0465-35-2348	仮設トイレの供給及び運用等にかかる協力要請

(4) 職員の教育訓練

収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努めます。

災害時に処理計画が有効に活用されるよう記載内容について職員へ周知するとともに、処理計画を見直します。

ア 職員への周知及び講習会・研修会等への参加

災害時において本計画が有効に機能するよう、平時から記載内容について職員に周知します。

また、県が主催する災害廃棄物に関する有識者を招いた講習会や災害廃棄物処理に関する研修会等に参加します。

イ 訓練の実施

協定締結先の処理業者等と、協定に係る協議や、協定の活用手順を確認する訓練の実施を行い、平時から顔の見える関係を構築していきます。

訓練を通じて、初動期に迅速な対応が取れるよう、必要となるチェック項目や現場との連絡方法、担当者等の詳細を定めておくこととします。

5.2 住民等への広報・啓発

災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、次の事項について住民の理解を得るよう日ごろから啓発等を継続的に実施します。

- ① 仮置場への運び出しに際しての分別方法
- ② 腐敗性廃棄物等の排出方法
- ③ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不正な処理の禁止

※便乗ごみ…災害廃棄物の回収に便乗した災害とは関係ない通常ごみ、事業ごみ等
情報発信時には、発信元及び問合せ先を明示します。

障がい者や高齢者に向けて、多種多様な情報提供手段を準備し、被災者全体への情報提供に努めます。

対応時期ごとの市民への主な広報内容を下記の表に示します。

表 対応時期ごとの市民への発信方法と発信内容

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	・庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼りだし ・市ホームページ ・マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容）	・有害、危険物の取扱い ・生活ごみやし尿及び浄化槽等の収集体制 ・問い合わせ先等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	・広報車 ・防災行政無線（防災メール等） ・回覧板、チラシ ・自治体や避難所等での説明会 ・コミュニティFM	・仮置場への搬入 ・被災自動車等の確認 ・被災家屋の取扱い ・倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続き等）等
処理ライン確定～本格稼働時	・災害初動期と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法	・全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報等

出典：災害廃棄物対策指針【技 25-2】（環境省）

6 災害廃棄物処理

6.1 一般廃棄物処理施設等の概要

(1) 処理施設および収集能力

ア 市の処理施設の能力

市の一般廃棄物処理施設として、小田原市環境事業センターがあり、所有するごみ処理施設の能力は以下に示すとおりです。

表 市の処理施設の能力（令和3年3月末現在）

施設の種類	処理能力等
焼却施設（合 計） 1号炉・2号炉 3号炉・4号炉	(240 t / 24 時間) 90 t / 24 時間 (90 t / 24 時間 × 1 炉) (1号炉休炉) 150 t / 24 時間 (75 t / 24 時間 × 2 炉) ※平成28年度～令和元年度基幹的設備改良工事
不燃物処理施設 ①粗大ごみ処理設備 ②びん・缶選別設備 ③ペットボトル減容施設	30.0 t / 5 時間・日 15.8 t / 5 時間・日 (びん 10.4 t、缶 5.4 t) 4.9 t / 日
堀ヶ窪埋立処分場	・埋立対象物 一般廃棄物の焼却残渣 ・敷地面積 12,900 m² ・利用可能面積 9,712 m² ・埋立容量 87,838 m³ ・残存容量 21,671 m³ ・埋立開始年月 昭和61年4月
中村原埋立処分場	・埋立対象物 不燃性一般廃棄物 ・敷地面積 23,323 m² ※平成10年2月6日埋立終了

イ 施設の点検方法

発災後、焼却施設の建物、焼却炉本体、ごみ投入設備および排ガス・排水処理設備など付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに総務担当（環境政策課）に報告します。

可燃性粗大ごみ破碎施設、不燃物処理施設も同様に、建物および設備・機器の損壊、電気系統の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに総務担当に報告します。

埋立処分場は、地盤の変形の有無、感知器等による遮水シート破損の有無および付帯設備の損壊状況を点検し、速やかに総務担当に報告します。

ウ 収集運搬車両の確保

発災時は、本市の所有する車両を使用するとともに、平常時の収集・運搬委託業者へ協力を要請し、収集・運搬車両の確保に努めます。ただし、がれき等の積込みや運搬の際に使用する重機や10tダンプは、県政センターを通じて県建設業協会や車両提供の支援を要請します。

そのほか、車両や委託業者の被災により、生活ごみ等の収集・運搬車両の確保が困難な場合も、県政センターを通じて、他自治体や民間事業者に支援を要請します。

本市のごみ処理に係る車両保有状況（直営・委託）を表 に示します。

表 ごみ収集車両等の保有台数（令和4年3月末現在）

車 種	積載量	台 数		備 考
		直営	委託	
機 械 車	2.00 t	18 台	22 台	職員数
	3.00 t		8 台	
クレーン付ダンプ車	2.45 t	1 台		直営 運転手 31 人 作業員 3 人
ダンプ車	3.75 t			
	0.35 t		1 台	委託 運転手 43 人 作業員 24 人
フォークリフト		3 台		
ホイールローダー		2 台		
パワーショベル		2 台		
ショベルローダー		2 台		
コンテナ車	3.85 t	1 台		
低床トラック	1.50 t		4 台	
運搬トラック	2.00 t	2 台		
	1.25 t	1 台		
	0.85 t	1 台		
	0.65 t	1 台		
	0.60 t	1 台		
清掃指導者		2 台		
連絡車		3 台	1 台	
小 計		40 台	36 台	
合 計		76 台		

（２）収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築

ア 収集運搬ルートの構築

交通状況及び収集運搬ルートの被災状況を確認し、通行が可能な経路について、他部署からの情報や職員による現地確認、委託業者との連携により把握し、暫定的なルートを確認します。

また、被災地域における家庭ごみや避難所ごみの排出場所等を考慮した収集運搬ルートを、委託業者とも調整した上で構築します。

イ 収集運搬体制の構築

市及び平常時の委託先である民間事業者の収集運搬車両及び収集作業員の被災状況を確認し、収集運搬体制の構築を行います。不足する収集運搬車両及び人員については、県等を通じて支援要請を行います。

また、収集運搬の応援を受ける場合、土地勘のない収集作業員の案内が必要となるため、先導による案内や土地勘のある者との作業体制など、対応ができる体制を構築します。

ウ 関係団体等への協力支援の要請

一般廃棄物処理施設の被災状況や職員・資機材、委託業者の被災状況を把握するとともに、推計した災害廃棄物の発生量から、収集・運搬・処理体制に必要な人材や有識者、不足する機材を確保するため、近隣自治体や県、国、民間事業者等に支援要請を行います。

特に、大規模災害時における廃棄物処理に関する専門的知識とノウハウを有する人材の派遣、必要となる人材や物資の支援については、県から環境省関東地方事務所を通じてD. W a s t e - N e t に支援要請を行います。

6.2 仮置場

災害廃棄物は一度に大量に発生し、また職員や収集運搬機材・施設の被災も想定されるため、通常の体制では処理を行うことが困難であることから、仮置場（保管場所）が必要になります。

仮置場は、一次仮置場、二次仮置場、住民用仮置場とし、災害廃棄物の受入、分別指導、保管・管理等を行うための人員を配置します。

一次仮置場では、災害廃棄物を順次受け入れ粗選別を行い、二次仮置場では、一次仮置場から搬入された災害廃棄物を最終的な受け入れ先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行います。なお、災害の規模により、一次仮置場を補完するため、住民用仮置場を指定します。

また、必要に応じて、汚水の土壌への浸透を防止するための仮舗装や鉄板・遮水シートの設置、廃棄物の飛散を防止するためのフェンス又は飛散防止ネットの設置、火災防止のための消火器等を設置します。

一次仮置場及び住民用仮置場は、原則として市内で確保するものとし、災害発生時に速やかに仮置場を開設できるように、平常時に市有地等を仮置場候補地として選定し、リスト化しておきます。また、仮置場の運営体制についても、仮置場内の敷地の利用方法や災害廃棄物の分別方法などを定めておくとともに、運営に係る人員等の確保についても検討します。

二次仮置場の確保が難しい場合、県を通じて広域処理を依頼するほか、県災害廃棄物処理計画に基づき、県に仮置場の設置運営について事務委託を行います。

(1) 仮置場の種類**ア 一次仮置場**

発生した災害廃棄物を一定期間、分別・保管するため、一次仮置場を確保します。

【一次仮置場の要件】

- ①各家庭から排出される災害廃棄物及び状況に応じて開設された住民用仮置場に搬入された災害廃棄物を順次受け入れる仮置場として確保する。
- ②原則として、市内の市有地等（面積 3,000 m²以上）から選定・確保するが、被災状況に応じて複数確保する。
- ③市民による直接搬入または市・事業者による搬入を行う。
- ④分別排出を基本とする。
- ⑤状況により粗選別を行う。

【設置時期】 発災から 1 週間以内

【設置期間】 6 か月程度（被災状況に応じて延長）

【設置箇所】 市内に複数箇所（被災状況に応じて増減）

【条 件】 平地、トラック等進入路の確保、夜間施錠

イ 二次仮置場

主に、災害廃棄物の分別・破砕等の処理を行う仮置場として二次仮置場を確保します。

【二次仮置場の要件】

- ①一次仮置場で処理が困難な場合、災害廃棄物の仮置き、分別・破砕等処理を行う作業場として確保する。
- ②被災状況に応じて、市内外に複数確保する。
- ③市民による直接搬入は行わず、市・事業者が搬入を行う。
- ④その他の廃棄物及び資源物は、それぞれの受け入れ先へ搬出する。

【設置時期】 発災から 3 か月程度

【設置期間】 3 年以内

【設置箇所】 市内に複数箇所（被災状況に応じて増減）

【条 件】 平地、トラック・重機等進入路の確保、作業スペースの確保

ウ 住民用仮置場

災害廃棄物は、指定した一次仮置場に搬入されることとなりますが、被害の規模により、市民等が直接搬入できないことも想定されます。そのため、一次仮置場を補完する目的で、住民用仮置場を確保します。ただし、被災家屋が所在する自治会があらかじめ指定する仮置場がある場合は、その仮置場を住民用仮置場とし、収集運搬体制を構築します。

なお、生活ごみについては、原則として、平時と同じごみ集積場に排出します。

【住民用仮置場の要件】

- ①一次仮置場を補完する形で、各家庭から排出される災害廃棄物のみを受け入れる仮置場として確保する。
- ②被災状況に応じて地区単位で複数確保する。
- ③住民・ボランティア等による直接搬入を行う。
- ④敷地内において、5 種類程度に分別した上での排出を基本とする。
- ⑤生活ごみの搬出を除く。

【設置時期】 発災から 1 週間以内

【設置期間】 6 か月程度（被災状況に応じて延長）

【設置箇所】 地区単位で複数箇所（被災状況に応じて増減）

【条 件】 平地、トラック等進入路の確保

(2) 仮置場必要面積の推計

本計画では、災害時に発生した生活ごみ、津波堆積物及びし尿を除き、粗大ごみを含むがれき等はすべて仮置場に搬入し、一時的に保管すると想定します。そこで、すべての廃棄物を搬入した場合に必要な仮置場の面積を算出します。

ア 算出方法

仮置場必要面積を算出する際には、がれき等の「処理期間」、「被災地からの撤去期間」、「積み上げ高さ」を決定するとともに、仮置場内での「作業スペース割合」を100%で設定する必要があります。

表 仮置場必要面積の算出方法

項目	算出式
仮置場 必要面積	【必要面積】 ①最大集積量 ÷ ③見かけ比重 ÷ ④積み上げ高さ × (1 + ⑤作業スペース割合)
	【算出条件】
	①最大集積量 = 災害廃棄物の発生量 - ②年間処理量
	②年間処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ ⑥処理期間
	③見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m ³)、不燃物 1.1 (t/m ³)
	④積み上げ高さ : 5 m以下が望ましい
	⑤作業スペース割合 : 0.8～1
	⑥処理期間 : 3年

出典：災害廃棄物対策指針【技 18-2】（環境省）を一部加筆

イ 被害想定に基づく推計結果

各被害想定に基づき推計した結果を示します。なお、積み上げ高さは5 m、作業スペース割合は1、また、「1.3 計画の基本計画（2）処理期間」に基づき、処理期間は3年とし算出しました。

表 仮置場必要面積

【地震災害】

都心南部直下地震

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	2,639	9,237	19,134	990	990	32,990
最大集積量 (t)	1,759	6,158	12,756	660	660	21,993
必要面積 (㎡)	1,759	2,239	4,639	240	660	9,537

神奈川県西部地震

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	128,218	159,429	394,974	49,324	38,447	770,392
最大集積量 (t)	85,479	106,286	263,316	32,883	25,631	513,595
必要面積 (㎡)	85,479	38,649	95,751	11,957	25,631	257,467

南海トラフ巨大地震

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	12,749	12,749	36,829	4,674	3,825	70,826
最大集積量 (t)	8,499	8,499	24,553	3,116	2,550	47,217
必要面積 (㎡)	8,499	3,091	8,928	1,133	2,550	24,201

大正型関東地震

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	545,224	742,250	1,729,982	214,503	163,457	3,395,416
最大集積量 (t)	363,483	494,833	1,153,321	143,002	108,971	2,263,610
必要面積 (㎡)	363,483	179,939	419,389	52,001	108,971	1,123,783

【風水害】

河川洪水 (全河川)

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	129,068	129,068	190,125	47,160	19,743	515,164
最大集積量 (t)	86,045	86,045	126,750	31,440	13,162	343,442
必要面積 (㎡)	86,045	31,289	46,091	11,433	13,162	188,020

高潮

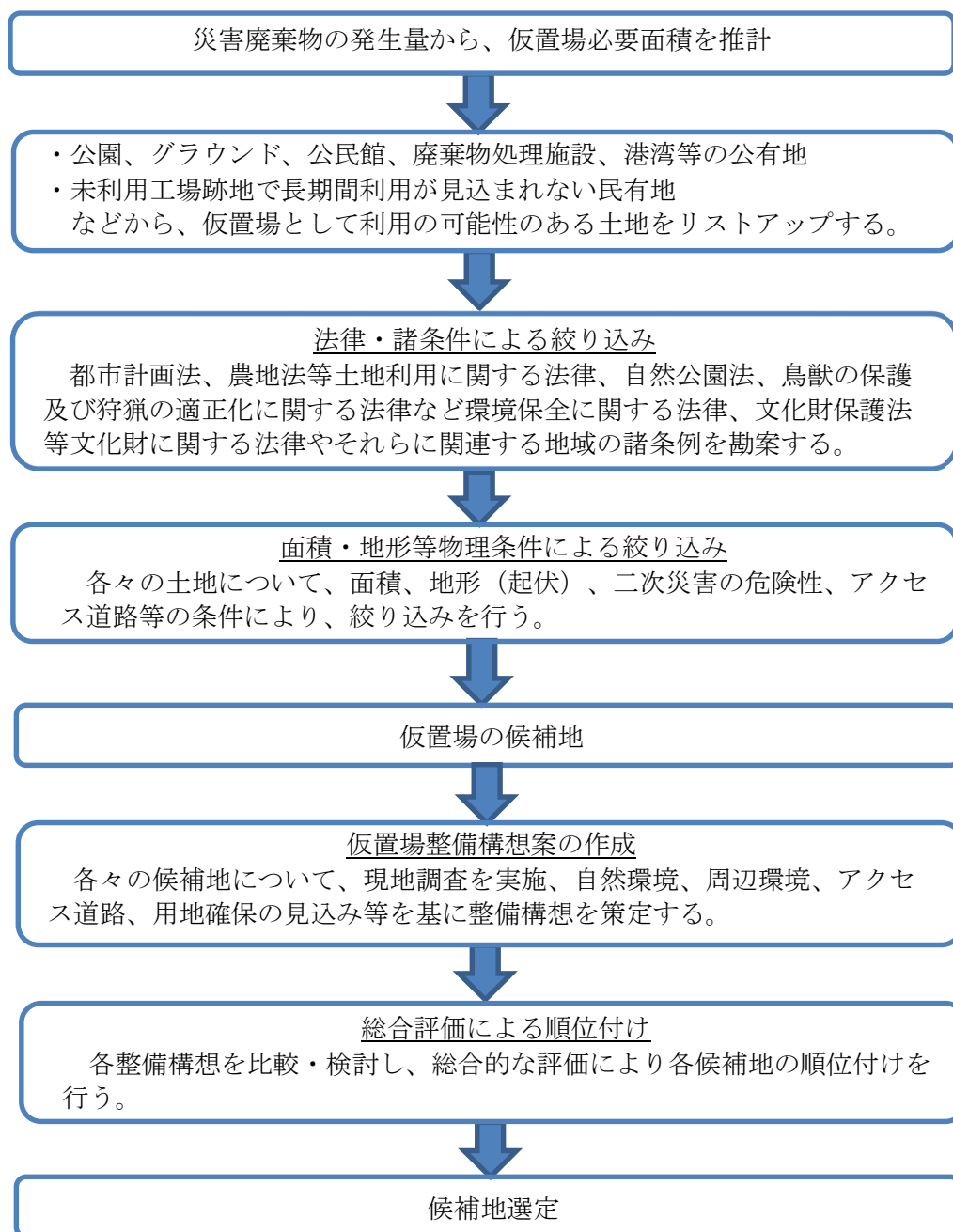
項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	42,790	42,790	53,053	15,626	5,509	159,768
最大集積量 (t)	28,527	28,527	35,369	10,417	3,673	106,513
必要面積 (㎡)	28,527	10,373	12,861	3,788	3,673	59,222

(3) 仮置場候補地の選定・確保

平常時に行う仮置場候補地の選定にあたっては、公園などの市有地のほか、県有地、民有地等の利用可能性について調査を行い、仮置場に有用と認められる場所は、事前に協議・交渉等を行った上で、利用の可否について検討します。

仮置場候補地とした場所も、自衛隊の野営場や応急仮設住宅など優先されるニーズにより、仮置場を確保できない場合などを考慮して、平常時にできる限り多くの仮置場候補地をリストアップして、関連部署等との調整を図っていきます。

図 仮置場候補地の選定方法



出典：災害廃棄物処理計画の策定事例（環境省）
参考：災害廃棄物対策指針【技 18-2】（環境省）

(4) 仮置場の確保状況

現時点で選定している仮置場は中村原埋立処分場 1 箇所となっています。

名称	住所	面積
小田原市中村原埋立処分場	小田原市中村原 450-13	23, 323 m ²

(5) 仮置場の設置（レイアウト図）

平時に選定している仮置場候補地から、被災状況に応じて利用可能な仮置場を抽出し、仮置場を設置します。

搬入後の選別作業の行いやすさに配慮した効率的かつスムーズな動線を確保するとともに、火災及び有害廃棄物等による二次災害の防止など安全面にも考慮したレイアウト案をあらかじめ定めておきます。

一次仮置場、二次仮置場及び住民用仮置場のレイアウトのイメージ図を以下の図イ、ウ、エに示します。

なお、発災後に開設する際は、搬入される災害廃棄物の品目に応じ、より詳細なレイアウトに区分することになります。

仮置場の利用に当たっての準備事項

- 現地確認
- 土壌汚染対策
- 路盤、搬入出経路の整備
- 法、条例等の手続
- 私有地の場合は土地所有者との調整

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

ア 仮置場の運営・管理

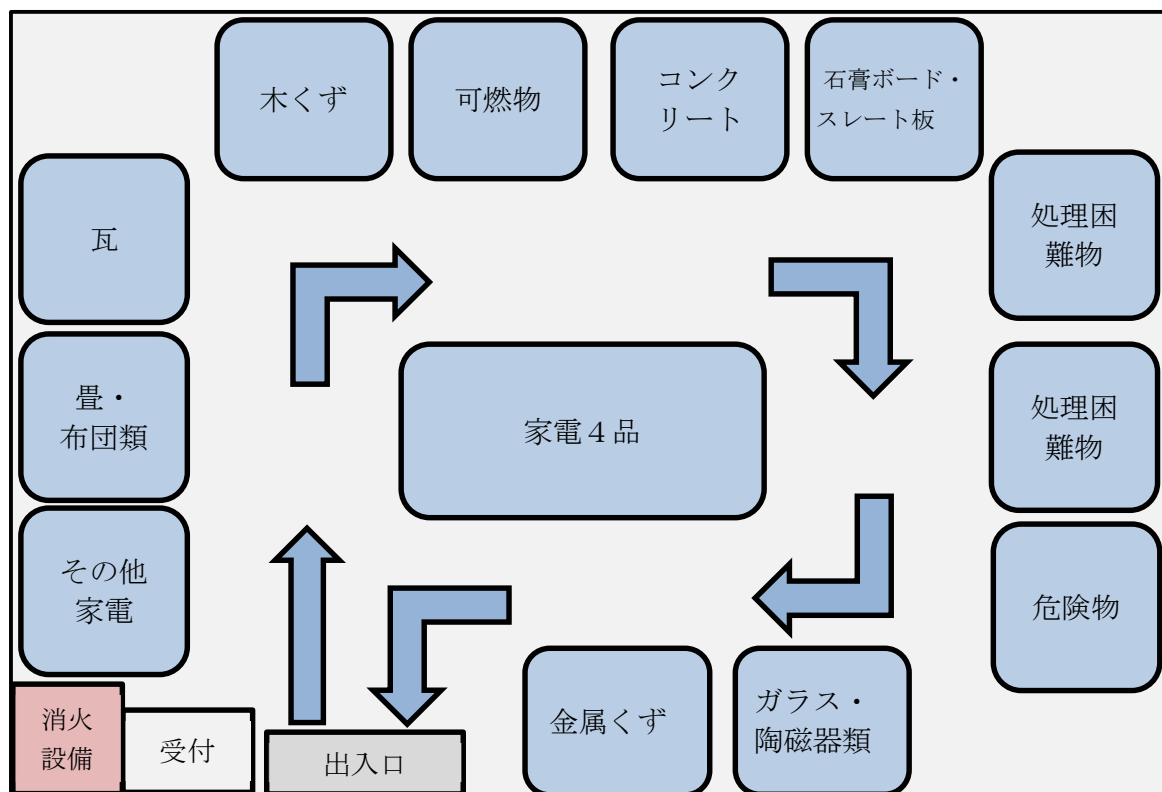
開設にあたり、必要な人員、資機材等を確保して、仮置場の運営・管理を行います。

設置にあたり、大型車両の通行に対して、鉄板等を敷くなどして対応します。また、汚水の浸透を防ぐため、遮水シートの敷設による土壌の保護が必要かどうか検討します。

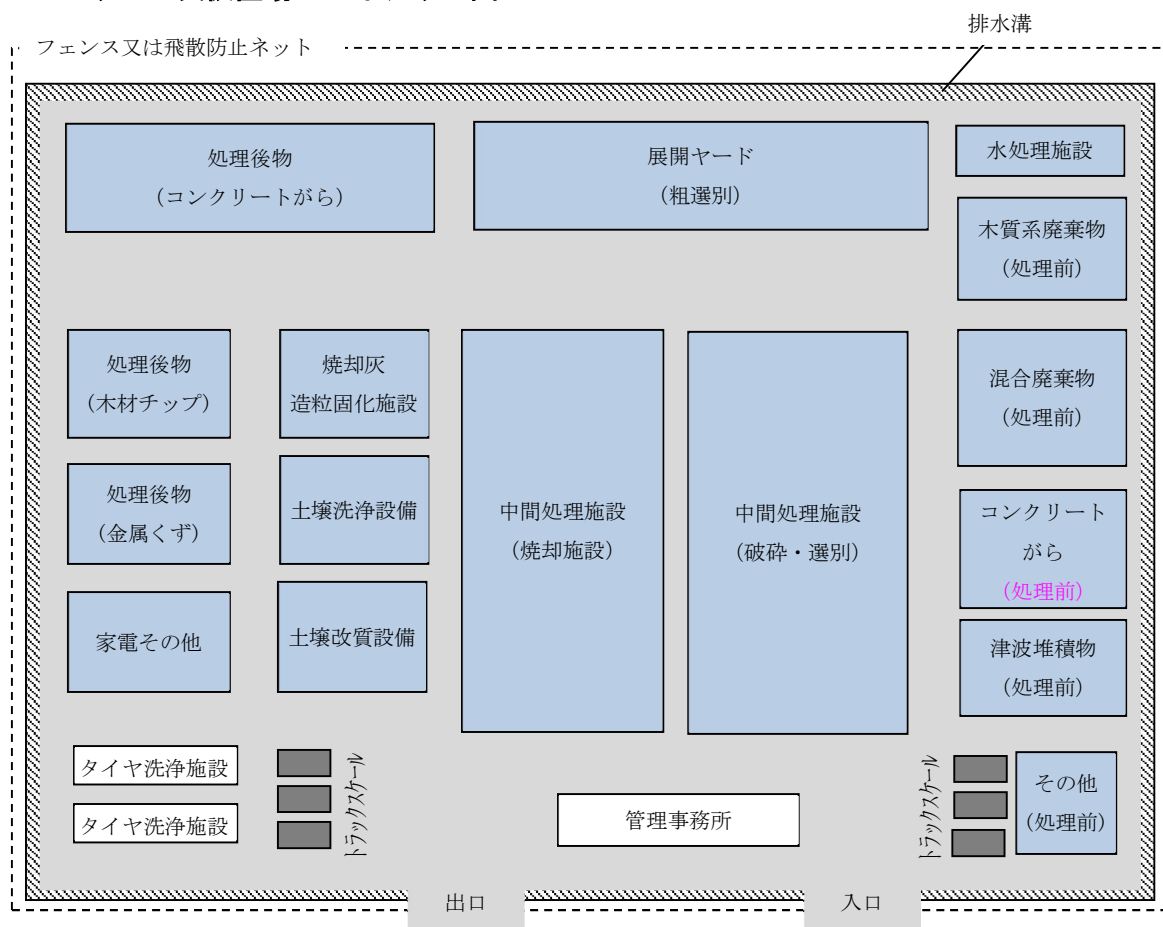
運営にあたり、効率的ながれき等の搬入出を行うため、搬入出計画（搬入の優先順位、搬入可能時間、住民の直接搬入の可否、搬出時期等）を検討します。

また、仮置場の設置について、住民やボランティア等へ周知する必要があるため、周知内容（仮置場の場所や分別方法等）を整理し、広報等で周知します。

イ 一次仮置場のレイアウト図

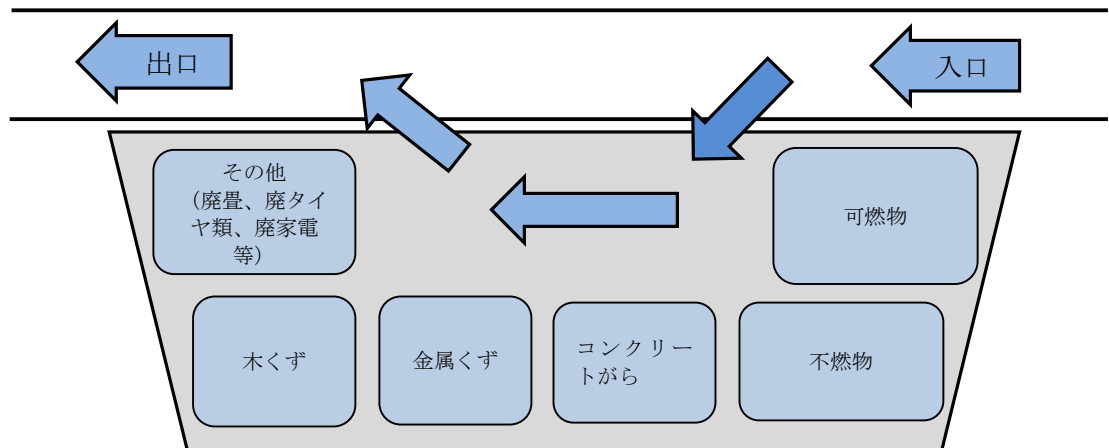


ウ 二次仮置場のレイアウト図



出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

エ 住民用仮置場のレイアウト図



(6) 仮置場での処理

各仮置場では重機を用いた粗選別や人の手による選別、仮設設備を用いた破碎・選別等を行います。各仮置場での処理方法はがれき等の発生量やその種類に基づき決定します。

仮設処理施設の建設を検討する際は、各関係機関と十分検討します。

(7) 仮置場の原状復旧

仮置場に搬入したがれき等の搬出完了後、あるいは仮設中間処理施設の解体撤去後には、必要に応じて土壌汚染調査を実施します。仮置きしたがれき等による汚染が認められない場合は、原状復旧し、所有者に返還します。仮置きしたがれき等による汚染が認められた場合は、対策を講じた上で原状復旧し、所有者に返還します。

6.3 環境保全対策・モニタリング

建物の解体現場、災害廃棄物の仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場においては、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要になります。

本市では、被災状況を踏まえ、環境対策の必要性やモニタリングの調査項目、頻度等を検討します。

表 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策例
大 気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生の抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視によるアスベスト分別の徹底 ・作業環境、敷地境界でのアスベストの測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水 質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内に発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

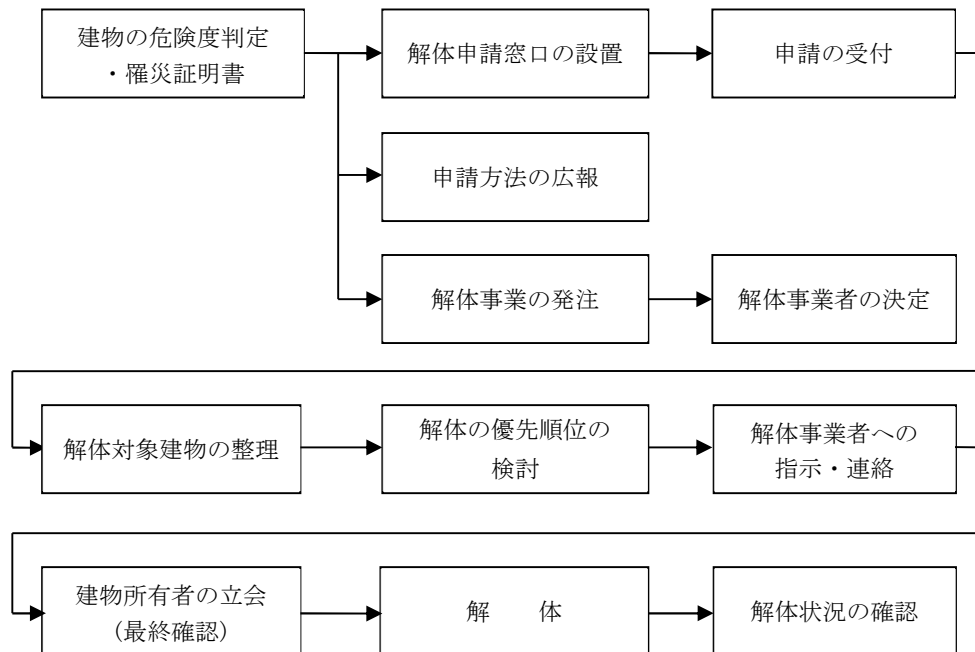
出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

6.4 損壊家屋等の解体・撤去

(1) 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等は私有財産であるため原則として所有者が解体撤去します。ただし、通行上支障がある場合や、倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認し、必要に応じて市が解体・撤去します。解体に当たっては、アスベスト調査を実施の上、アスベストの使用が確認された場合は関係法令に従い、除去作業を行います。

図 解体・撤去の手順



出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

(2) 解体・撤去時の分別

仮置場は、原則として2.2「表 災害廃棄物の種類と区分」をもとに分別して受け入れるため、解体・撤去時もこの区分に従って極力分別し、可燃物と不燃物を含んだ混合廃棄物の発生量を最小限に抑えるよう努めます。

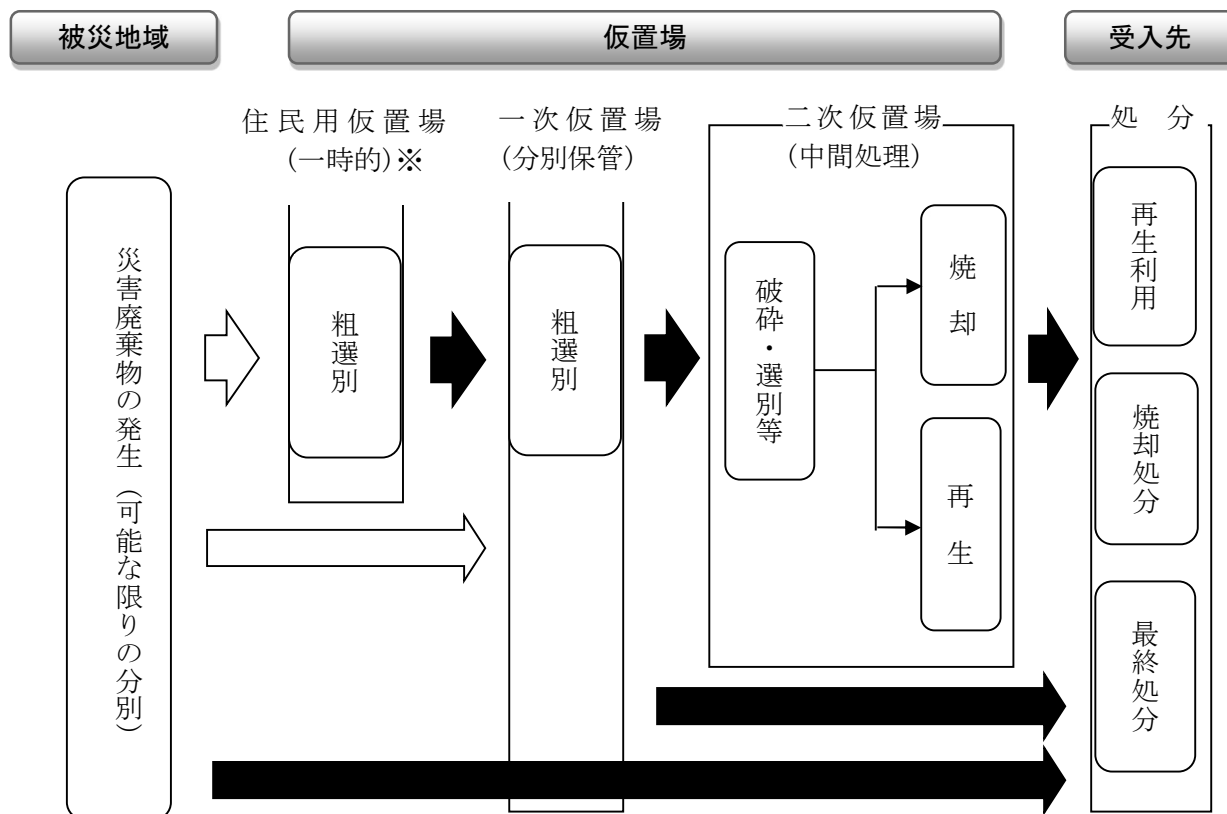
6.5 がれき等の処理方法と処理費用

(1) がれき等の処理方法

がれき等の処理基本フローと種類ごとの処理方法を示します。

がれき等は分別して可能な限り発生元で分別し、各仮置場や廃棄物処理施設へ搬入します。資源化を行います。資源化できないものについては、各がれき等の性質に応じた処理を実施します。

図 がれき等の処理基本フロー



※住民用仮置場は被災状況に応じて開設します

※白抜き矢印は、市民による直接搬入を想定しています

表 廃棄物種類ごとの処理方法・留意事項等

種 類		処理方法・留意事項等
混合廃棄物		再使用・再生利用できるものや不燃物等を取り出し、焼却により減容・安定化させ、焼却後の灰の埋立処理又は再資源化を行う。
廃タイヤ類		チップ化することで燃料として再資源化が可能であるため、火災等に注意しながら処理する。
コンクリートがら		選別を行い、再資源化できるよう必要に応じて破碎を行う。
木くず		受入先の受入条件を満たすよう破碎、選別、洗浄等を実施し、可能な限り再生利用を行う。
廃 家 電	家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）	可能な限り選別し、破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、原則として家電リサイクル法に基づき再生利用を行う。
	その他の家電製品	可能な限り選別し、パソコン、携帯電話、小型家電等、再生利用できるものは原則として再生利用を行う。
廃自動車等・廃船舶		事前に撤去予定などを提示し、所有者の意向を確認してから撤去を行う。廃自動車は、原則として自動車リサイクル法に基づき再生利用を行う。廃バイク及び廃船舶は、平時と同様に再生利用や適正な処理・処分を行う。
アスベストを含む廃棄物		アスベストを含む廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・ その他処理困難な廃棄物		飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。なお、工場等の事業場から排出されるものについて、平時と同様に事業者が専門処理業者へ引き渡すために、県は必要な情報の提供等を行う。
津波堆積物		悪臭などにより住民への生活環境へ影響を及ぼすヘドロなどを優先的に除去する。また、可能な限り復興資材等として活用する。
貴重品・思い出の品		貴重品については警察に引き渡す。位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

(2) がれき等の処理費用

ア 想定される処理費用

がれき等の処理のため、次の表に示す程度の費用がかかるとされています。

表 過去のがれき等処理実績における処理単価

過去に発生した主な地震	災害廃棄物発生量 (万 t)	事業費 (億円)	処理単価 (万円／t)
阪神・淡路大震災 (H7. 1. 17)	約 1,450	3,246	約 2.2
新潟県中越地震 (H16. 10. 23)	約 60	195	約 3.3
東日本大震災 (H23. 3. 11)	約 3,100	11,500	約 3.7
平均			約 3.1

出典：環境省災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物の進捗管理：処理実績 (5) 処理費用

本市及び広域での処理には、1 t 当たり 3.1 万円程度の費用がかかると見込まれます。
本計画の被害想定に基づいた場合、次の表のとおり費用がかかると想定されます。

表 被害想定に基づく想定処理費用

想定地震 想定風水害	がれき等発生量 (万 t)	処理単価 (万円／t)	処理費用 (億円)
都心南部直下地震	約 3.3	約 3.1	約 10.2
神奈川県西部地震	約 77.0		約 238.7
南海トラフ巨大地震	約 7.1		約 22.0
大正型関東地震	約 339.5		約 1,052.5
河川洪水 (全河川)	約 51.5		約 159.7
高潮	約 16.0		約 49.6

イ 財政確保

がれき等の処理や本市の廃棄物処理施設の復旧等に係る費用は、財政調整基金や他の復興事業等との優先性等を検討した上での小田原市防災対策基金の活用、他の事業の抑制等により財源の確保を図ります。

ただし、大規模な自然災害が発生し、本市の基金のみでは財源の確保が困難な場合は、補助金申請の概算払での請求や起債措置、災害復旧に係る補助等を国、県へ要望していきます。

ウ 財政支援

災害により発生したがれき等処理に係る費用に対して、環境省から「災害等廃棄物処理事業 (表 災害等廃棄物処理事業の概要)」による財政支援が市町村等に適用されます。
なお、がれき等の処理にあたっては国から財政支援が可能な限り受けられるよう、(表 補助申請に係る留意事項) に示す事項に留意します。

また、被災した廃棄物処理施設の復旧に係る費用に対して、環境省から「廃棄物処理施設災害復旧事業 (表 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要)」による財政支援が市町村等に適用されます。

表 災害等廃棄物処理事業の概要

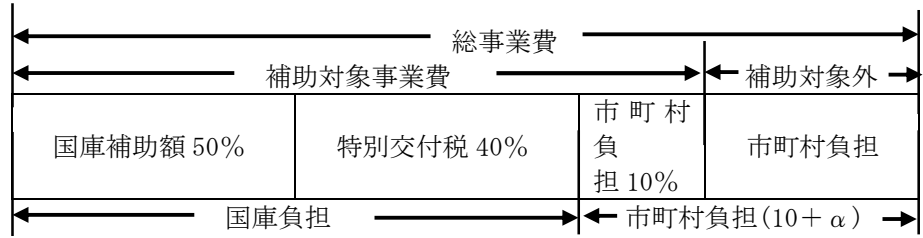
項目	内容
目的	天然現象による災害や海岸漂着ごみ被害に伴い、市町村が実施する災害廃棄物の処理に係る費用について、財政的に支援すること
事業主体	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
対象事業	- 市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業 - 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集・運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所開設期間内のもの
補助率	2分の1
補助根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の第22条
その他	本事業からの補助分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。 

表 補助申請に係る留意事項

項目	留意事項
写真等による被災状況等の記録	国による災害査定は災害の状況やがれき等の処理及び廃棄物処理施設の被災状況を写真により確認するため、写真等による記録を十分に行うこと。
便乗ごみ対策の実施	被災地外からの持ち込みや、災害発生以前に不要となったと思われるものについては補助対象外となるため、便乗ごみが持ち込まれないよう対策を行うこと。
競争入札による処理委託	3者見積による随意契約は認められた事例（発災直後や腐敗性の処理等、緊急性を要する場合）があるが、特段の理由がない場合、国による災害査定で減額されるおそれがあるため、原則競争入札によること。
補助対象外の経費	諸経費（雑費を含む）は補助対象外となるため、その点に留意し業務設計や契約を行うこと。
金属等の売却	有価物（金属等）は収入となるため、必ず売却し、災害等報告書（災害査定のための提出資料）に収入として計上すること。

表 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

項目	内容
目的	災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業を財政的に支援すること
事業主体	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター、PFI選定事業者、広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社
対象事業	災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業
補助率	2分の1
その他	地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで））

参考：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル

6.6 生活ごみの処理

(1) 家庭ごみ

ア 被害状況把握

家庭ごみの収集・運搬体制を整備するため、発災後速やかに処理施設や運搬ルート被害状況を把握し、ルートの安全性の確認を行います。収集運搬車両や処理施設の被災により収集能力が不足する場合は、協定に基づき、ごみ等の収集等の協力、必要な人員の確保及び機材等の提供を要請します。

また、不燃ごみや資源ごみ等の衛生面に問題のない家庭ごみを各家庭でしばらくの間保管するように市民に対して要請します。

イ 収集運搬体制

家庭ごみについては、平時の収集体制を維持することを基本としますが、災害廃棄物や避難所ごみの発生状況に応じて、不燃ごみや資源物の収集回数を減らす、集積所を集約して集積所数を減らす、資源物の分別種類を減らす等により効率化を図り、家庭ごみを収集できる体制を構築します。また、発災後は道路の混雑が予想されるため、環境事業センターへの直接搬入は原則禁止とします。収集については、平時の収集体制での役割分担により、収集します。

(2) 避難所ごみ

避難所では、初動時に水と食料を中心に支援物資が届けられることから、段ボールや容器包装等を中心とした廃棄物が発生し、徐々に衣類や日用品に伴う廃棄物が増加します。避難所ごみの収集は可能であれば家庭ごみとあわせて行いますが、収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては腐敗性廃棄物を優先的に収集する等対応を行います。

ア 分別排出

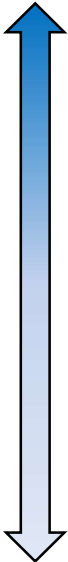
避難所においてごみの分別を行うことは、その後のスムーズな処理へと繋がるため、可能な限り分別を行うこととします。このため、避難所ごみについても、平常時と同様の分別で排出することを基本とします。

イ 収集運搬体制

平時の収集ルートに避難所を加えることにより、平時の収集体制での役割分担のまま、家庭ごみの収集と合わせて避難所ごみを収集します。

発災後の都市機能のマヒ状態などを勘案しても、発災から3～4日後（特に夏季においては早期の取り組みが必要とされる）には収集を開始することを目標とします。

表 避難所で発生する廃棄物

処理優先順位	分別区分	具体例	管理方法等
 高 低	感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ等	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。回収方法や処理方法は関係機関での調整が必要となる。専用容器に入れて分別保管し早急処理する。
	し尿	携帯トイレ、紙おむつ、お尻ふき等（使用済）	携帯トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気を考慮し、できる限り密閉し早急に処理する。
	燃せるごみ	残飯、使用済ティッシュ、マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	腐敗性廃棄物（生ごみ）はハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し早急に処理する。
	飲食用缶	缶詰、缶パン等の容器	分別して保管し資源として処理する。
	プラスチック容器包装	食料や支援物資の包装等	
	ペットボトル	飲料の容器	
	段ボール新聞紙	食料や支援物資の包材等	

6.7 仮設トイレ・し尿の処理

(1) 処理施設および収集能力

ア 市の処理施設の能力

小田原市扇町クリーンセンター

- ①処 理 方 法 前処理及び希釈
- ②処 理 能 力 200 kℓ／日
- ③平 均 放 流 量 1,438 kℓ／日（20 倍希釈・令和 2 年度）
- ④放 流 後 の 処 理 酒匂川流域下水道左岸処理場において処理

イ 施設の点検方法

発災後、クリーンセンターの建物、希釈設備や貯留槽、ポンプなど付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに総務担当に報告します。希釈用水用の井戸を点検し、用水の安定的な確保を図ります。

また、放流先となる公共下水道施設の損壊状況について、市上下水道局給排水業務課に照会し、希釈放流に支障がないことを確認します。

ウ 収集車両の台数

市が委託する業者が所有し、通常時にし尿収集作業を行っている車両数は表に示すとおりです。また、委託業者が通常時の契約分以外に所有する車両台数及びこの委託業者と緊急相互応援協定を締結している会社の所有する車両台数を合わせて示します。

表 し尿収集車両の通常時稼働台数と緊急時の調達可能台数（令和 4 年 3 月末現在）

車 種	積載量	小田原衛生公社		相互協定締結会社 保有台数
		通常時 契約台数	緊急時 調達可能台数	
バキューム ローリー車	10.0 kℓ			1
	8.1 kℓ			1
	7.0 kℓ	2		1
	5.0 kℓ			1
	4.0 kℓ		1	1
	3.7 kℓ	1	1	9
	3.5 kℓ	1		
	3.0 kℓ	6		13
	2.7 kℓ	4	3	2
	1.8 kℓ	2	1	27
	0.35 kℓ	1		
中型トラック	4.0 t		1	10
小 計		17	7	66
合 計		90		

エ 災害時に補完すべき能力

発災後は仮設トイレの設置により収集すべきし尿の量が通常時の約 40 倍程度まで増加します。仮設トイレの設置場所は広域避難所となる小学校 25 校を中心に計画しており、災害の規模によって追加的に設置する場合はさらに十数箇所程度増加するものと考えられます。道路の不通や渋滞により収集効率が低下することから、委託業者及び緊急時相互協定締結会社に協力を依頼し、し尿収集車両を最大限に調達します。

(2) 仮設トイレの備蓄と配置計画**ア 仮設トイレの備蓄数及び備蓄場所**

本市が備蓄する仮設トイレは 147 基あり、広域避難所となる小学校をはじめ、市内 38 箇所に備蓄しています。

表 仮設トイレの備蓄場所と備蓄基数（令和 3 年 3 月末現在）

備蓄場所	基数	身障者用	備考	備蓄場所	基数	身障者用	備考	備蓄場所	基数	身障者用	備考
足柄小学校	4	1	※1	下府中小学校	4	1	※1	橘中学校	3		※2
芦子小学校	4	1	※1	曾我小学校	4	1	※1	白山中学校	3		※2
新玉小学校	4	1	※1	千代小学校	4	1	※3	江之浦倉庫	1		※2
大窪小学校	4	1	※2	富水小学校	4	1	※1	米神遊園地	1		※2
片浦小学校	1	1	※1	豊川小学校	4	1	※1	旧看護学校	2		※2
久野小学校	4	1	※1	早川小学校	4	1	※1	なぎさ公園	3		※2
国府津小学校	4	1	※1	東富水小学校	4	1	※1	坂下児童遊園地	3		※2
酒匂小学校	4	1	※1	富士見小学校	4	1	※1	万年公園	3		※2
桜井小学校	4	1	※1	報徳小学校	4	1	※1	マロニエ	3		
山王小学校	4	1	※1	前羽小学校	4	1	※1	栄町駐車場	3		
三の丸小学校	4	1	※2	町田小学校	4	1	※2	防災対策備蓄倉庫 (小田厚下)	23	1	
下曾我小学校	4	1	※1	鴨宮中学校	4	1	※4				
下中小学校	4	1	※1	城北中学校	2		※2	合計	147	26	

※1 一般用はコンテナ型防災倉庫、身体障がい者用は防災備蓄庫にて保管

※2 コンテナ型防災倉庫にて保管

※3 千代中学校にて仮保管

※4 一般用はコンテナ型倉庫にて保管、身体障がい者用は矢作小学校にて仮保管

イ 災害時の配置計画

避難所に避難する住民に加え、断水により自宅の水洗トイレが使用できない世帯の住民の一部が仮設トイレを必要とすると考えられます。避難所への設置は、発災時に避難所として使用される小学校に各3基ずつ設置する計画とします。仮に避難所に指定されている小学校25校すべてに3基ずつ設置するとすれば、合計75基を設置することになります。また、断水世帯を対象とした仮設トイレの設置は、断水地域内の避難所への設置基数を補充するとともに、断水地域内の中学校及び公園に各数基ずつ設置するものとします。

断水地域への設置数の見込みは、断水の状況及び復旧の見通しによるものと考えられますが、神奈川県西部地震被害想定調査から推計した仮設トイレの必要基数から想定すると、発災4日目には、追加的に約270基を調達する必要があると考えられます。これらの追加調達分は、衛生機材のリース業者からの調達を検討します。また、他市町村の備蓄分を一時的に借り受ける方法も検討します。

なお、仮設トイレのほか、携帯トイレの使用も想定されることから、避難所等での備蓄を行っています。

ウ 仮設トイレの設置に関する配慮事項

仮設トイレの設置は、臭気など避難所や周辺世帯への影響を考慮して設置場所を選定するほか、し尿収集車両の出入りのための通路を確保できる場所を選定します。

また、高齢者や障がい者の利用に配慮した形式の仮設トイレを調達し、必要性の高い避難所や地域に設置します。

(3) 仮設トイレの維持管理体制

ア 仮設トイレし尿の収集体制

広域避難所等に設置された仮設トイレからのし尿収集は、委託業者に収集を委託します。し尿収集対象世帯からの収集は通常時の頻度を継続します。浄化槽汚泥収集は、仮設トイレのし尿収集に一定の目途がつくまでは実施せず、すべての車両をし尿収集に変更します。また、仮設トイレからの収集頻度は、仮設トイレ1基当たりの利用可能日数や衛生保持等を勘案して設定します。

※仮設トイレ1基当たりの利用可能日数

＝仮設トイレ容量÷（仮設トイレ利用人数×し尿発生原単位）

イ 仮設トイレの維持管理体制の分担体制

仮設トイレの衛生の維持管理は、し尿処理計画担当（環境保護課）が統括し、維持管理方法を計画するとともに、巡回視察等により仮設トイレの衛生状態を把握します。住民の協力を得るため、仮設トイレの利用ルールや維持管理の方法に関する広報を行います。消毒剤の散布などの衛生維持業務は、業者に委託して実施します。

仮設トイレの衛生保持など日常的な維持管理は、避難住民を中心として仮設トイレの維持管理体制を定めて行うよう、避難所の管理者あるいは自主防災組織に依頼します。

また、仮設トイレの故障など特別に維持管理業務を必要とする場合は、し尿処理計画担当に連絡するよう依頼します。

(4) し尿処理体制

ア 処理フロー

仮設トイレから収集するし尿と通常時からし尿収集を行っている世帯からのし尿の合計量は最大時で1日当たり約280 kℓと見込まれ、現在の扇町クリーンセンターの処理能力を一時的に超えることとなりますが、1か月後には1日当たり約120 kℓであり、貯留槽等を活用すれば、十分に処理できる量と考えます。よって、収集したし尿はすべて扇町クリーンセンターに搬入し、同センターで前処理した後に、酒匂川流域下水道左岸処理場に希釈放流します。

図 し尿処理フロー



イ 施設損壊時の処理体制

し尿処理を行っている市の施設は扇町クリーンセンター1箇所のみです。同センターが地震等による損壊や、希釈用水の不足等により処理に支障が生じた場合は、市に有する下水処理場に収集したし尿を搬入し、一旦貯留した後、流域下水道の下水処理場の余剰能力に応じて送水を行います。このため、貯留槽を利用した貯留方法を検討します。

処理場において処理に支障が生じた場合も同様に、市の有する雨天時貯留施設において、一旦貯留し、処理場復旧後、送水します。

ウ し尿処理体制の復旧

復旧・復興期の対応としては、上水道の復旧や避難住民の帰宅の状況に基づき、仮設トイレの必要性を把握し、計画的に撤去を行います。広域避難所に仮設トイレが複数設置されている場合は、必要性の低下に応じて追加調達したものから優先的に撤去し、市が備蓄している仮設トイレは最後に撤去します。

撤去した仮設トイレは、各調達先に返却します。返却はなるべく速やかに行いますが、一時保管する必要がある場合は、同センター敷地内に一定期間を定めて保管します。

7 災害廃棄物処理実行計画

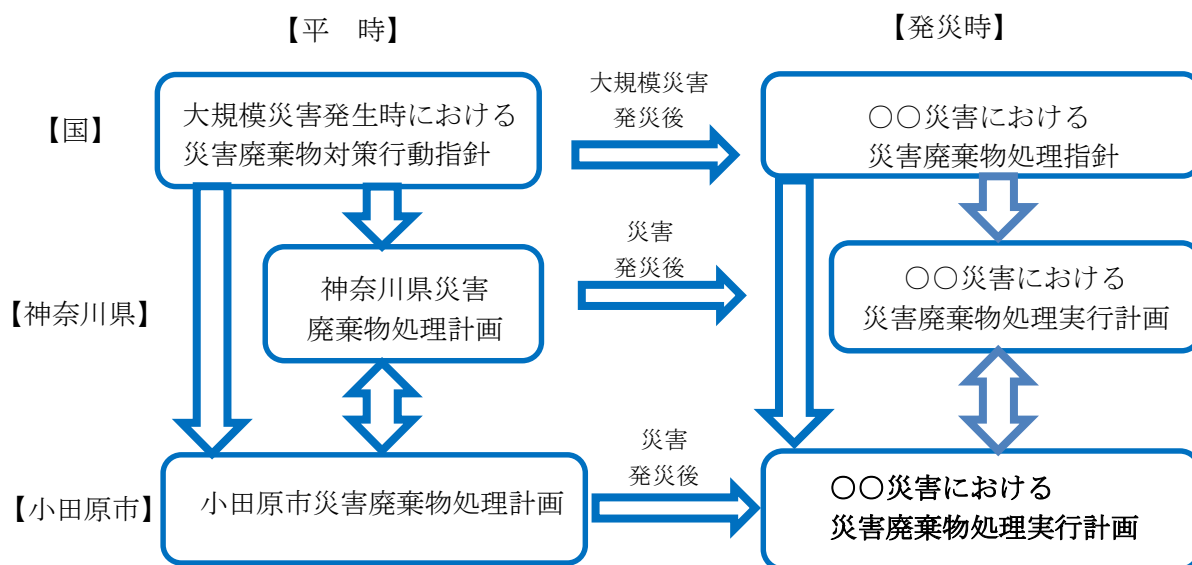
7.1 災害廃棄物処理実行計画

(1) 災害廃棄物処理実行計画の作成

災害廃棄物処理実行計画は、発災時において、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法等を定める計画です。

被害状況を把握し、関係機関との連絡調整を積極的に図りながら、災害廃棄物処理実行計画を策定します。また、処理の進捗に伴い、適宜見直しを行います。

図 災害廃棄物処理実行計画と本計画等との関係



※出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

(2) 災害廃棄物処理実行計画の内容

災害廃棄物処理実行計画に記載する内容を以下に例示します。

- 1 計画策定の趣旨
計画の目的・位置づけ
- 2 被災の状況
被災範囲
被害状況の概要
- 3 災害廃棄物処理基本方針
対象とする災害廃棄物等
災害廃棄物処理の基本方針
処理体制
公費解体
事務委託
財源
- 4 災害廃棄物等の発生量
災害廃棄物等の発生量の推計方法
災害廃棄物等の発生量

家庭、避難所等からのし尿発生量

その他

5 仮置場

仮置場の定義

仮置場の設置及び管理運営状況

仮置場に関する留意事項

仮置場の復旧

6 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物等の処理フロー

7 処理の見通し及び進捗管理

小田原市災害時トイレ確保計画

令和 5 年 3 月

小田原市

I 策定の目的

災害時のトイレ問題は、被災者の生命や健康を守るために、優先して解決すべき事項であり、迅速で適切な対応が求められている。

本計画は、災害時のトイレ確保や環境改善のための取組を計画的に整理し、推進するものであり、避難者が快適で安全安心に過ごせる避難環境の実現を目指す。

なお、本計画は、トイレに関する計画である内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を基本に策定し、「小田原市地域防災計画」に反映するとともに、「小田原市災害廃棄物処理計画」等関係計画やマニュアルとの整合を図る。

II 現状と課題

1 避難所等のトイレの現状

阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害時には、断水や停電、給排水管の損壊、し尿施設の被災により、多くの地域において水洗トイレが使用できなくなった。

また、災害発生直後の多くの避難所トイレは、劣悪な衛生状態となり、仮設トイレには、和式が多く、狭い、汚い、暗い、段差があるなど、女性、高齢者、障がい者にとって使いにくいものであった。

これらのことから、トイレの使用を敬遠した避難者が、水分の摂取、食事を控えるようになり、脱水症状や体力低下などの健康被害やエコノミークラス症候群を発症し死に至る、いわゆる災害関連死を引き起こす事例もあった。

東日本大震災



東日本大震災



阪神・淡路大震災



2 地震災害時におけるトイレの問題点と取組の必要性

(1) 問題点

・被災したトイレを、ルールを無視して無理に使用し、使用不可になる。
・既設トイレが使用できない場合の携帯・簡易トイレが確保できない。
・避難者数に見合った仮設トイレの配備に時間がかかる。
・携帯・簡易トイレの備蓄場所、鍵の開け方、簡易トイレ・マンホールトイレの設置方法等が周知されておらず、担当者以外にトイレの準備ができない。
・劣悪なトイレ環境のため、トイレの使用を敬遠することにより、避難者の健康状態が悪化する。
・照明がない、狭い、目隠しがない、遠い、など快適なトイレ環境でない。
・高齢者、障がい者など災害時要配慮者に使いやすいトイレがない。
・バキューム車が調達できず、し尿処理が滞ってトイレが使えなくなる。

(2) 取組の必要性

・災害時のトイレの使用ルールの周知徹底
・想定される避難者数に見合った携帯・簡易トイレの備蓄
・災害用トイレの迅速な調達・設置
・災害用トイレの備蓄場所や設営の仕方などの地域での情報共有、住民周知
・災害時における快適なトイレ環境の確保
・災害時要配慮者へのケア
・災害時における、し尿処理体制の構築

Ⅲ トイレの確保に関する基本的な役割

1 自助【市民自らによる備え】

(1) 災害用トイレの備蓄

- ・自宅のトイレが使えなかった場合を想定し、応急的に使用する携帯・簡易トイレを最低3日分、できれば1週間分、トイレトペーパー、衛生用品、生理用品等とともに備蓄しておく。

(2) 適切なトイレの使用

- ・避難所及び家庭のトイレのルールを理解しておく。
- ・浄化槽の状態確認、点検方法の把握、下水道の使用可否の確認方法を把握しておく。

2 共助【地域による備え（自主防災組織等）】

(1) 災害用トイレの備蓄

- ・地域の単位で、携帯・簡易トイレを備蓄しておく。

(2) 適切なトイレの使用

- ・既設トイレが使用できるか確認する。この場合に断水、停電、管の破損等、既設トイレが使用できないときは、水洗トイレは使用せず、携帯トイレ等を使用するよう徹底する。
- ・災害時のトイレの使用ルール等について、訓練や周知・啓発を行う。
- ・避難所の災害用トイレの備蓄場所や設置方法を、訓練や研修を通じて住民に周知し、発災時に対応できるようにしておく。

3 公助【市による備え】

(1) 避難所等のトイレの確保・調達

- ・避難所の耐震化を進め、既設トイレの使用を確保する。
- ・上水道の被災に備え、避難所ごとにトイレ用水の確保手段をあらかじめ決めておく。
- ・既設トイレが被災し、応急復旧が困難な場合、仮設トイレを調達するため、事業者等と協定を締結しておく。
- ・携帯トイレを使用する個人スペースを準備する。
- ・携帯トイレの避難所における廃棄場所を確保する。
- ・避難所等には、マンホールトイレの整備を進める。

(2) 普及啓発

- ・携帯トイレの家庭内備蓄を促す。
- ・災害時のトイレの使用ルール等について、周知・啓発を行う。
- ・避難所等におけるマンホールトイレや仮設トイレの設置を円滑に実施するために地域住民や事業者と連携して訓練を実施する。

IV トイレの確保に関する基本的な考え方

1 トイレの必要人数

想定地震	神奈川県西部地震（マグニチュード 6.7）
トイレの必要人数 （「小田原市災害廃棄物処理計画」より）	1日あたり <u>47,807人</u> （発災1～3日目） ※避難所等の避難者数 24,870人＋断水による トイレ必要人数 22,937人 1日あたり <u>32,458人</u> （発災後4～7日目） ※避難所等の避難者数 18,040人＋断水による トイレ必要人数 14,418人

2 トイレの必要個数

内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」における基準を踏まえ、個数の目安を次のとおりとする。

災害発生当初における望ましい個数としては、避難者約 50 人あたり 1 基であるが、過去の災害事例等から避難者約 75 人あたり 1 基を確保すると、一定の環境が保てるため本市の基準とする。

災害発生当初の個数	640 基	※避難者約 75 人あたり 1 基 $47,807 \text{ 人} \div 75 \text{ 人} \approx \underline{640 \text{ 基}}$

3 トイレの種類

(1) 災害用トイレの確保の考え方

発災 1 日目～3 日目は、マンホールトイレ、仮設トイレ、携帯トイレを併用し、発災 4 日目以降は、マンホールトイレと仮設トイレで運用できる基数を確保する。

結果的には、概ね 20 日目以降にはマンホールトイレのみで運用できる見込みである。

(2) 発災後の期間別の内訳

発災後の期間	1～3 日目	4～7 日目	20 日目～
1 日あたりの トイレの必要人数 (トイレの必要個数)	47,807 人 (640 基)	32,458 人 (430 基)	21,000 人 (280 基)
マンホールトイレ	280 基	280 基	280 基
仮設トイレ	150 基	150 基	—
携帯トイレ	210 基相当	—	—

現在保有する仮設トイレの基数を基準として、4 日目以降、マンホールトイレ及び仮設トイレで運用できるようにマンホールトイレの基数を確保する。

※ $32,458 \text{ 人} \div 75 \text{ 人} \approx 430 \text{ 基}$ （4 日目から 7 日目に必要となるトイレの基数）

※ $430 \text{ 基（必要基数）} - 150 \text{ 基（仮設トイレ）} = 280 \text{ 基（マンホールトイレ整備基数）}$

4 種類ごとの状況

(1) マンホールトイレ

整備箇所は、指定緊急避難場所（広域避難所 1 次施設・25 施設）、指定緊急避難場所（広域避難所 2 次施設・12 施設）等へ順次整備する。

(2) 仮設トイレ

ア 備蓄

備蓄場所	基 数
広域避難所備蓄庫	100 基
その他の備蓄倉庫等	54 基
合計	<u>154 基</u>

イ 締結協定（参考）

協定名	協定締結先
災害時における仮設トイレの供給及び運用等に関する協定書	広域一般廃棄物事業協同組合
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	三協フロンティア株式会社

(3) 携帯トイレ

備 蓄	327,800 枚	<u>874 基相当</u> ※327,800 枚 ÷ 375 枚 = 874 基相当

※1日あたりで1基に必要な枚数

$$75 \text{ 人} \times 5 \text{ 回/日} = 375 \text{ 枚}$$

V 計画の見直し

この計画は、本市における施設の改築、改修の状況等に応じ、適宜、見直しを行う。

資料 11-1 応急教育実施の予定場所

被災地		応急教育実施の予定場所		
三の丸	小学校	城山中学校	新玉小学校	早川小学校
新 玉	〃	三の丸小学校	町田小学校	山王小学校
足 柄	〃	町田小学校	白山中学校	芦子小学校
芦 子	〃	足柄小学校	白山中学校	生涯学習センターけやき
大 窪	〃	城南中学校	早川小学校	
早 川	〃	城南中学校	大窪小学校	
山 王	〃	町田小学校	白鷗中学校	
久 野	〃	白山中学校	足柄小学校	
富 水	〃	東富水小学校	泉中学校	城北タウンセンターいずみ
町 田	〃	山王小学校	白山中学校	白鷗中学校
下府中	〃	鴨宮中学校	富士見小学校	川東タウンセンターマロニエ
桜 井	〃	報徳小学校	城北中学校	東富水小学校
千 代	〃	千代中学校	豊川小学校	
下曽我	〃	千代中学校	千代小学校	梅の里センター
国府津	〃	国府津中学校	酒匂小学校	生涯学習センター国府津学習館
酒 匂	〃	酒匂中学校	富士見小学校	保健センター
片 浦	〃	星槎小田原キャンパス（旧片浦中学校）		
曾 我	〃	下曽我小学校	千代中学校	
東富水	〃	富水小学校	泉中学校	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ
前 羽	〃	橘中学校	下中小学校	橘タウンセンターこゆるぎ
下 中	〃	橘中学校	前羽小学校	橘タウンセンターこゆるぎ
矢 作	〃	鴨宮中学校	下府中小学校	豊川小学校
報 徳	〃	桜井小学校	富水小学校	城北中学校
豊 川	〃	鴨宮中学校	矢作小学校	千代小学校
富士見	〃	酒匂中学校	酒匂小学校	下府中小学校
城 山	中学校	新玉小学校	芦子小学校	
白 鷗	〃	新玉小学校	山王小学校	
白 山	〃	久野小学校	足柄小学校	町田小学校
城 南	〃	早川小学校	大窪小学校	
鴨 宮	〃	下府中小学校	矢作小学校	豊川小学校
千 代	〃	千代小学校	豊川小学校	
国府津	〃	国府津小学校	下府中小学校	川東タウンセンターマロニエ
酒 匂	〃	酒匂小学校	富士見小学校	保健センター
泉	〃	富水小学校	東富水小学校	城北タウンセンターいずみ
橘	〃	前羽小学校	下中小学校	橘タウンセンターこゆるぎ
城 北	〃	桜井小学校	報徳小学校	富水小学校

資料 11-2 災害救助法による基準給与の額

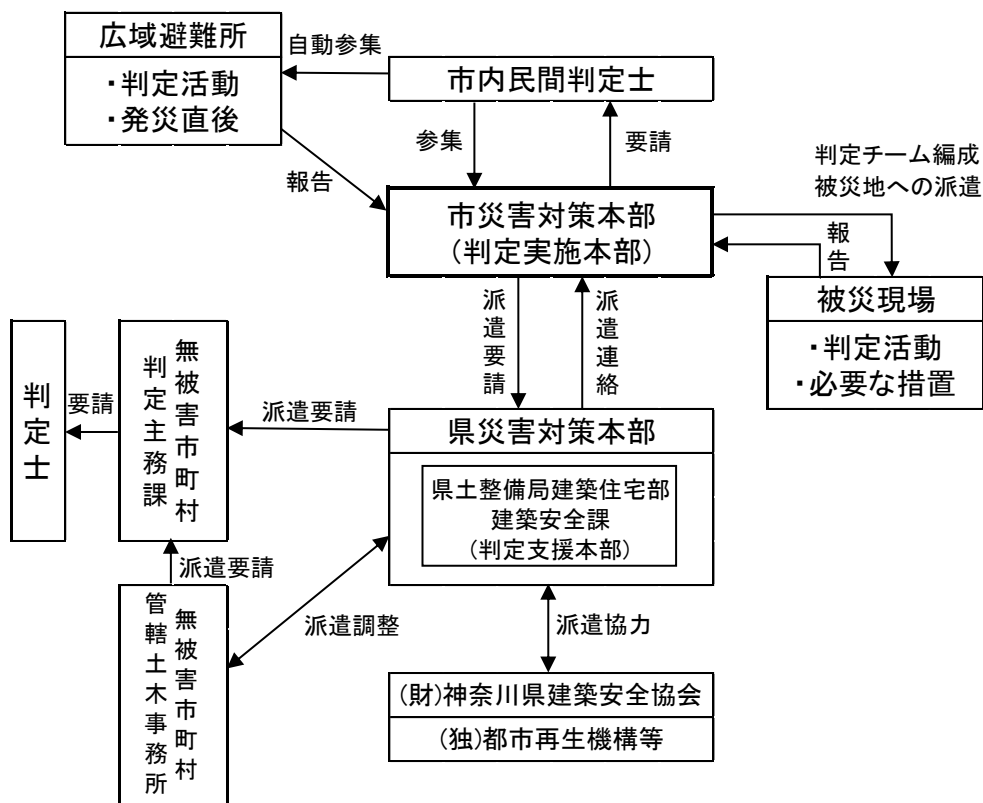
学用品等の支給については、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた支給を行う。

災害救助法による基準給与の額

種別	対象・区分	学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒		
		小学校	中学校	高等学校等
教科書代		実費		
文房具・通学用品費		4,700 円	5,000 円	5,500 円

注) 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(令和4年7月1日神奈川県告示第293号)による

資料 12-1 応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図



※注意：判定士は震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を言う。

資料 12-2 応急仮設住宅候補地一覧表

川西			川東		
No	名 称	所 在 地	No	名 称	所 在 地
1	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ	中曽根 263	9	上府中公園	東大友 113
2	小田原テニスガーデン	蓮正寺 83-1	10	鴨宮運動広場	酒匂 967
3	小田原フラワーガーデン	久野 3798-5	11	南鴨宮新田公園	南鴨宮 2-18
4	県立おだわら諏訪の原公園	久野 3821-1	12	南鴨宮富士見公園	南鴨宮 3-24
5	小田原こどもの森公園 わんぱくらんど	久野 4377-1	13	独立行政法人 国立印刷局 小田原工場 グラウンド	酒匂 6-2-1
6	城山陸上競技場	城山 2-29-1			
7	城山庭球場	城山 3-10-20			
8	河原公園	板橋 248-1			

資料 12-3 東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社における地震防災応急対策については、次のとおりである。

1 非常災害対策支部の設置

地震防災応急対策を実施するため、速やかに小田原支社非常災害対策支部を設置する。

なお、小田原支社非常災害対策支部は神奈川総支社非常災害対策本部と情報交換を行い、自事業所における非常災害対策活動を実施する。

小田原支社非常災害対策支部の構成は付表 1 のとおりとする。

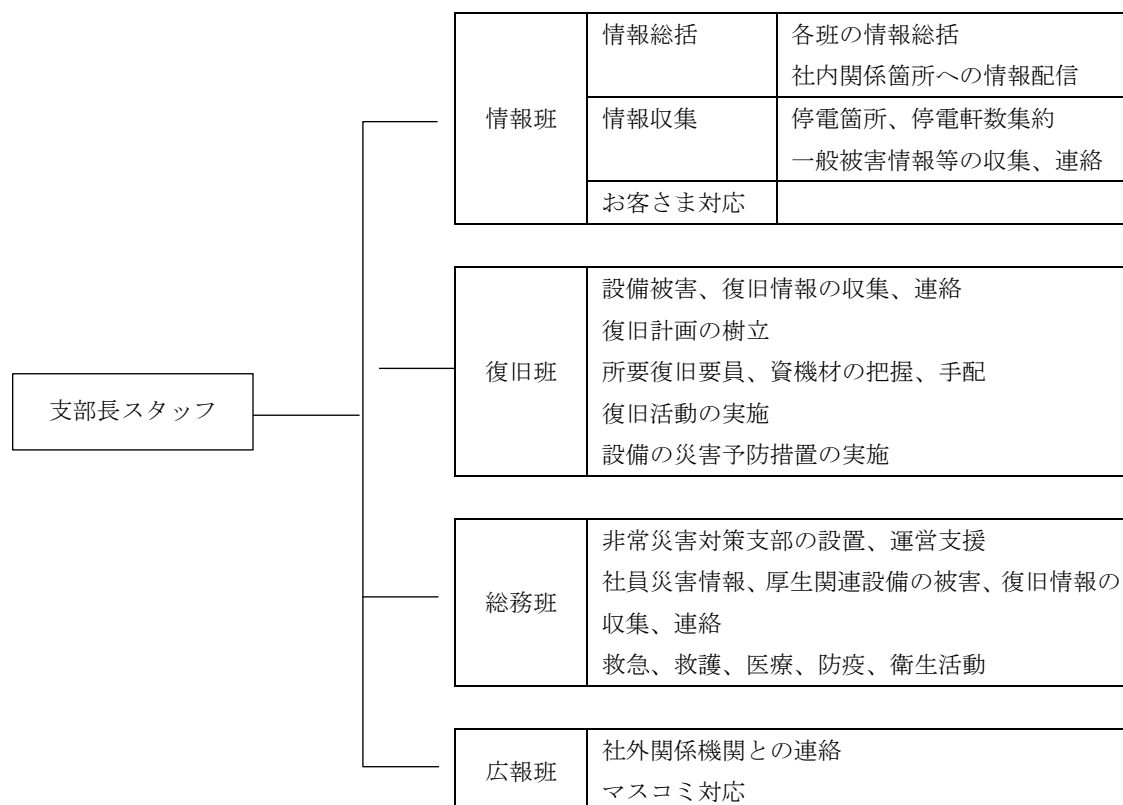
2 地震防災応急対策の内容

- (1) 電力施設被害状況、停電箇所、停電軒数などの把握
- (2) 復旧計画の樹立と復旧活動の実施
- (3) 設備の災害予防措置の実施

3 お客さまへの広報

非常災害時の停電情報や設備の被災情報、対応状況などについて、関係機関およびお客さまに対し適切に情報を提供する。

付表 1 小田原支社非常災害対策支部の構成



資料 12-4 小田原ガス株式会社

ガス施設の現状 (2023 年 3 月 31 日)

1 本社所在地

神奈川県小田原市扇町一丁目 30 番 13 号

2 設備の概要

(1) ガス貯蔵設備

ガスホルダー

球 形 (飯泉)	6,000 m ³ ×0.49MPa	1 基
〃 (本社構内)	5,000 m ³ ×0.99MPa	1 基
〃 (本社構内)	1,360 m ³ ×0.99MPa	1 基

原料貯槽

ブタン貯槽	地上シリンダー型 20t	1 基
プロパン貯槽	地上シリンダー型 20t	1 基

(2) 導管

材質別・圧力別	中圧 A	中圧 B	低圧	計
鋳 鉄 管	0	1,005	129,061	130,066
鋼 管	58,900	37,604	87,367	183,871
P E 管	0	517	178,182	178,699
計	58,900	39,126	394,610	492,636

(3) 整圧器

中圧 A	34 基
中圧 B	30 基
計	64 基

3 供給区域

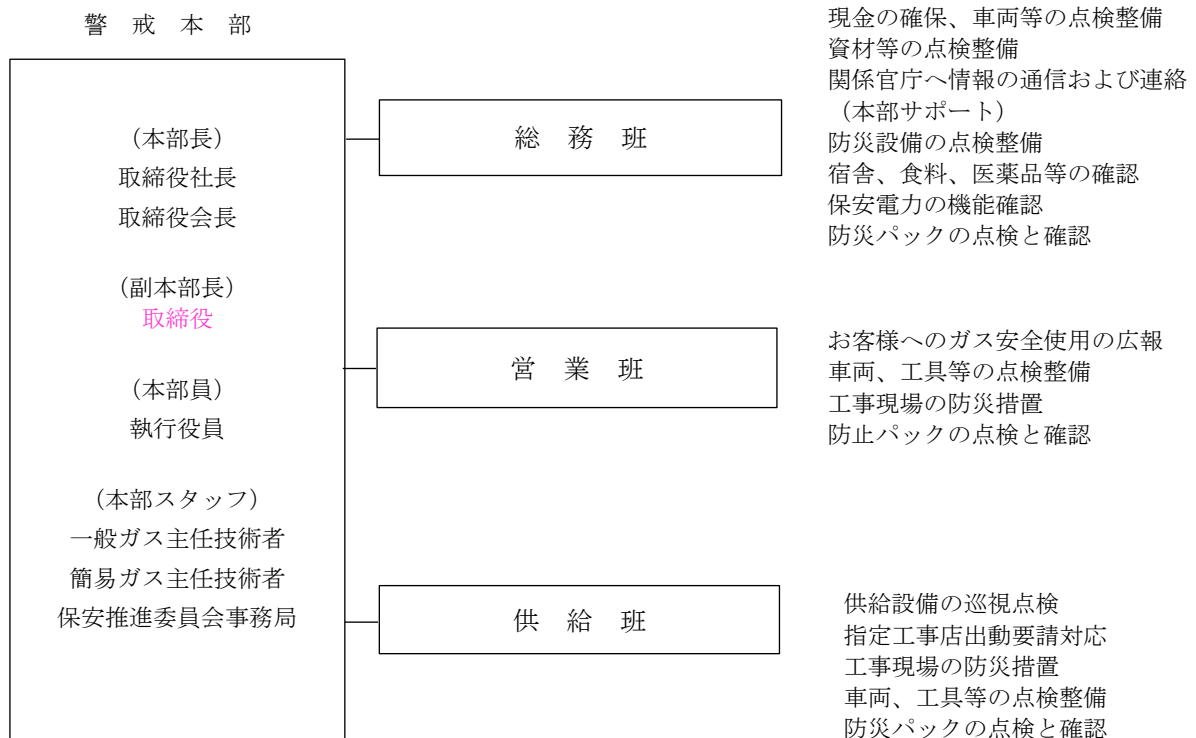
小田原市	114.2km ² の内	44.5km ²
開成町	6.6km ² の内	0.7km ²
箱根町	92.8km ² の内	3.7km ²
大井町	14.4km ² の内	8.1km ²
二宮町	9.0km ² の内	1.5km ²
南足柄市	76.9km ² の内	0.2 km ²

4 非常時の態勢

(1) 社内態勢

社内の緊急態勢は、その災害の程度により定めているが、その業務担当については、次表のとおりである。

地震災害警戒本部の組織と主たる業務



警戒本部業務

各班の作業指示
 監督官庁、各行政機関対応
 ガス協会対応
 マスコミへの対応（総務班サポート）
 ガス受入量及び供給圧力の把握
 防災バックの点検と確認

(2) 社外体制

当社の本支供内管工事については地元業者を中心に指定している。

5 防災設備

(1) 球形ガスホルダー（飯泉）に感震バルブの取り付け

ガスによる二次災害の防止のために中圧ガスの遮断方法として、球形ガスホルダーの出入り管に感震装置に連動した自動バルブを設置している。

(2) 防水用水槽の設置

鉄板プール型容量	110t
コンクリート製水槽	100t

(3) 導管の材料、接合方法および防食方法の改善

中圧本管はプラスチックライニング鋼管（PLP）を使用し、接合方法は溶接で行い、随所に電気防食措置を行なっている。

低圧本支管は耐震性および耐食性に優れたポリエチレン管（PEP）を使用している。

資料 12-5 東日本電信電話株式会社神奈川事業部

通信施設の応急対策計画

電気通信設備等に重大な被害を及ぼす災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合、NTT東日本神奈川事業部に、災害対策本部等を設置し、早期復旧を図るものとする。

1. 災害予防

電気通信サービスを確保するため、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。

- (1) 通信確保を図るため、所外設備・所内設備・建物等の各設備の耐震対策を行う。
- (2) 電気通信設備等に対する防火対策として不燃化、延焼防止、消火設備の設置などの対策を実施すること。
- (3) 建物等を浸水等から防ぐため、予想される氾濫水位、過去の浸水実績等により適切な水防対策を講じる。
- (4) 長時間停電対策として、蓄電池・発動発電機などの代替電源を配備する。
- (5) 通信網の信頼性向上を図るため、ネットワークの多ルート構成若しくはループ構成、ケーブルのとう道への収容を行う。

2. 災害対策用機器等の配備

通信設備等が被災した場合に備え、重要通信の確保、通信途絶防止のため、応急復旧用災害対策機器等を予め配置し備えておく。

3. 社外機関への応援や協力の要請

災害発生に備え、資機材調達など社外機関との協力を図る必要があるため平常時から連携がとれるよう協力体制を確立しておく。

被災時の応急復旧対策等を効果的に講じられるよう国、地方行政機関、地方公共団体、その他社外関係機関と平常時から密接な連携を保つ。

4. 平常時における広報

平常時から、災害対策や災害時のサービス利用方法について情報提供を行い、利用者の理解と協力を得るよう努める。

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、パンフレット等を通じて、防災対策、輻輳時の電話等の利用方法などを利用者、地方公共団体などに積極的に周知する。

5. 応急復旧体制

大規模地震の発災、又はその他の災害発生時の応急復旧にあたっては、速やかに被災状況を把握し復旧するサービスの順位を明確にするとともに、復旧に必要な要員・資材・機材・運送等に関する復旧計画を迅速に作成する。

6. 通信の確保

- (1) 災害等が発生すると電話が相当混み合い、被災地との安否確認が困難になるため、東日本電信電話㈱は災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始する。

なお、提供条件等は報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知する。

- (2) 罹災者が利用する避難所へ特設公衆電話の設置に努める。

資料 12-6 鉄道事業者の応急対策

1 東日本旅客鉄道(株)

(1) 対策本部の設置及び社員の参集

ア 地震災害の規模、状況に応じて横浜支社等に災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するとともに災害現場には現地対策本部を設置する。

ただし、東京圏で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、直ちに対策本部を設置する。

イ 東京圏で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、全社員は自律的に勤務箇所、又は最寄りの駅区所へ非常参集する。

(2) 災害応急体制

ア 情報の収集及び連絡

(ア) 災害に関する情報を迅速、かつ的確に把握するため、関係自治体、警察、消防機関、関係事業所、及び自衛隊等と密接な情報連絡をとる。

(イ) 神奈川県に設置される地震災害対策本部には、横浜支社から本部要員を派遣し情報の交換を行うとともに、人命救助等で必要な応援を要請する。

(ウ) 震度 6 以上の地震が発生した場合は、被害の情報収集と旅客の救助活動を行うため、予め定めた各情報連絡拠点、及び救助中継基地を機能させる。

イ 緊急広報及び旅客の案内等

(ア) 災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため掲示、放送等により案内を行い、旅客の鎮静化に努める。

(イ) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を把握し、放送等により案内し旅客の動揺、混乱の防止に努める。

(ウ) 災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導するとともに、広域避難場所への避難勧告のあったとき、及び一時避難場所が危険の恐れがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 地下駅において、水道管破裂等による道路面から浸水の恐れがある場合は、階段出入口付近に設ける止水板、及び土のう積み工法等により浸水防止を図る。

(イ) 地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

エ 救助活動

(ア) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救助に努める。

(イ) 列車等の大規模被害による多数の死傷者が発生した場合は、箇所長、及び乗務員は協力して速やかに負傷者の救出救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣、その他必要事項を対策本部に速報するとともに、消防、警察機関及び地元医師会等に協力を要請する。

オ 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じ非常電話、可搬型衛星通信装置等、通信回線運用措置をとるほか、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を図る。

カ 電力の確保

災害時における運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの受電方策を講ずる等、早期給電を確保する。

(3) 交通輸送対策

災害区間着、又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回路区輸送力の増強、他社線との振替輸送線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(4) 駅構内等の秩序維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、警察と密接な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備については次により旅客の安全を確保する。

- ア 混乱防止の広報、営業中止、制限の時期等の告知
- イ 旅客の避難誘導及び避難場所の案内
- ウ 警備及び警察の要請

(5) 災害復旧

ア 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と、災害復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

また、本復旧工事の実施にあたっては、被害原因の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

2 東海旅客鉄道(株)

(1) 発災時等における業務体制の整備

ア 対策本部及び復旧本部体制の整備

発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により対策本部を設置する。また、発災後に復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により復旧本部を設置する。

これらの本部については、設置要件、構成、運営要領等を壺備しておく。

イ 非常参集体制の整備

旅客の避難誘導及び復旧作業等に必要な要員を確保するため参集体制、参集後の各人の任務事項を予め定めておく。

(2) 施設に関する防災機能の整備

ア 施設の防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するような綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図る。

イ 気象設備等の整備

気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備する。

(3) 情報収集・伝達体制の整備

ア 情報伝達ルートの確立

発災時等に災害応急体制の実施に必要な情報連絡が確実に行えるよう、次の各項に掲げる関係箇所との情報連絡ルートの確立を図る。

- ・ 必要な社内関係箇所との情報伝達ルートを定めておく。
- ・ 関係地方自治体及び関係公共機関との間で情報伝達ルートを定めておく。

イ 情報伝達手段の確保

発災時の災害応急処理、災害復旧に必要な情報伝達手段を確保するため、携帯電話、災害応急復旧無線電話等移動式通信設備、衛星通信設備の整備に努めるとともに、電話回線のうち通信事業が災害時、非常時の優先通話制度を設けているものについては予め申請手続きを行う。

(4) 旅客公衆等に対する体制の整備

- ア 発災時等における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法について予め定める。

イ 負傷者の搬送体制等の整備

発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係地方自治体、警察、消防、近隣の医療機関と協力して緊急連絡体制、搬送体制を整備する。

ウ 駅構内等の秩序の維持

鉄道警察隊との密接な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客や公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努める。

(5) 防災資機材の整備等

ア 防災用品の整備

発災時に備えて、非常用食料、飲料水及びその他の緊急に必要な用品等を確保しておくとともに、点検整備を実施する。

イ 輸送手段の確保

発災時に道路の通行規制が実施される場合に備えて人命救助、応急復旧に要する資機材及び要員派遣に供する自動車を整備しておくとともに、関係地方自治体の緊急通行車両、緊急自動車及び指定申請を予め行っておく。

ウ 応急復旧資機材の現況の把握及び運用

社内及び社外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時に緊急使用できるよう、その方法及び運用について予め定めておく。

(6) 防災上必要な教育・訓練

ア 社員に対する教育・訓練の実施

社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対しては必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施する。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施する。

(7) 広報体制の整備

発災時において被災線区の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等に発表できるよう、その体制を予め定めておく。

(8) 地震による運転規制

ア 地震防災システムが動作し、所定の地震強度区分になった場合には運転規制（運転中止、速度規制）を行う。

イ 運転再開については、運転規制区間の地上巡回等終了後、安全を確認した区間より順次運転を再開する。

3 小田急電鉄(株)

(1) 大規模地震が発生した場合、総合対策本部を設置し「鉄道防災計画【地震災害編】」に基づいた人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

(2) 大規模地震の初動対応

ア 救護活動

(ア) 所属員は、自らの安全を確保し、相互に協力して、あらかじめ定められた担当業務に従い、旅客・従業員等の救護、避難、消火活動を行う。

(イ) 救護、避難、消火活動に当たっては、関係防災機関等との連携に努める。

イ 非常招集

(ア) 所属長は所属員の招集を必要と認めた場合、速やかに非常招集を行う。

(イ) 所属員は就業時間外または休日に、東京23区、神奈川県いずれか、若しくは両方において、「震度6弱」以上の地震が発生した場合、所属長と連絡が取れない場合でも、あらかじめ定めた場所に出動する。

ウ 情報の収集と集約・記録

(ア) 地震に関する情報収集と連絡通報に努める。

(イ) 災害情報はもとより、通信の状況、点検・復旧の時系列、列車の停止位置・対応状況、駅滞留者の状況、打合せの内容等を記録保存する。

エ 旅客への情報提供および避難誘導

(ア) 運転再開まで長時間見込まれる場合、最寄の広域避難場所、避難施設を案内する。

(イ) 運転再開まで長時間見込まれる場合で、自治体が一時滞在施設を開設したときはその施設を案内する。

構内放送等により状況を説明し、混乱防止を図るとともに、必要に応じて安全と思われる避難場所（駅前広場、運動場等）への避難を案内する。

(ウ) 運航計画、振替・代替輸送機関の状況と利用を行う。

(3) 大規模地震発生時の運転取扱

ア 地震計の計測値が40ガル以上を計測した場合、全線の列車を緊急停止させる。

イ 緊急停車後、地震計の計測値ごとに定められた運転規制および施設の点検を実施する。

ウ 安全確認終了後、異常を認めない区間毎に平常運転に復す。

(4) 東海地震に係る地震防災計画

東海地震に係る地震防災計画については、大規模地震対策特別措置法に基づいて作成した「鉄道防災計画【地震災害編 第5部】」により必要な措置を行う。

4 株式会社小田急箱根

(1) 総論

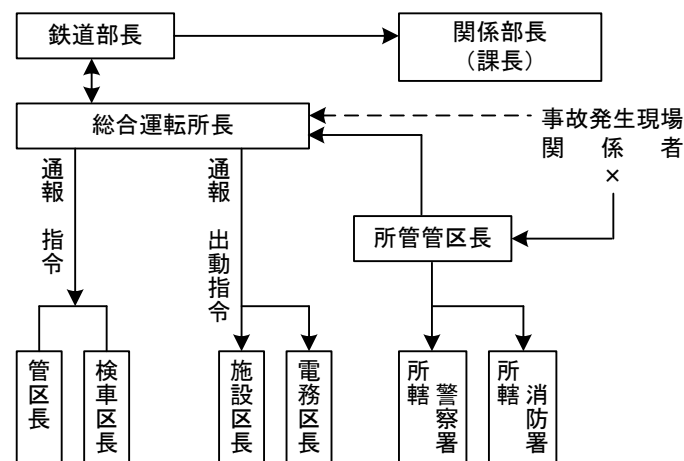
非常体制組織の発令を円滑かつ適正に行うため準備体制の組織を定め各種情報の収集、連絡、総合的状況判断を行う。

(2) 通信連絡体制

ア 災害現場と本社（本部）との連絡

私設有線電話並びに私設無線電話にて連絡する。状況により列車無線又は保守無線及び公衆電話によるものとする。

事故発生時における通報連絡系統図（運転事故報告第5条による）



(注) 各区への通報範囲については、運転事故報告規程第5条による。

----- は列車無線、保守無線、その他の方法により直接、総合運転所に通報があった場合を示す。

イ 乗客（貨物）の緊急輸送対策

並行道路の使用可能時に限り、当社バスにて輸送する。

ウ 防災関係機関との情報交換

沿線の地方行政機関災害対策本部と地震等の応急災害対策の諸般の事項について緊密な連携を図るほか、市町村の災害対策本部および医療機関と密接な防災体制を確立して被害を最小限に止めるよう務める。

(3) 警戒要員の配置および応急復旧体制

ア 警戒要員の配置は次による。

第3種警戒 線路の巡回

第2種警戒 特定箇所の警戒

第1種警戒 第3種、第2種の併用、警戒員は全員とする。

イ 応急復旧体制 原則として所属員にて復旧するが、状況により事前に指定業者の応援を依頼する。

(4) 応急復旧用資材の備蓄及び調達

必要量を常時確保すること。

5 伊豆箱根鉄道(株)

(1) 基本方針

旅客並びに運転の安全の確保を図り、災害による被害の軽減と速やかな復旧による輸送機関としての社会的責任を果たす。

(2) 動員計画

ア 職場に常備された緊急時連絡系統図及び駅勢圏職員名簿並びに技術員緊急時連絡体制表により迅速に行うものとする。

イ 運転指令者は地震計による震度により判断し電力指令と協力し関係者に通告する。

ウ 地震を感知した場合、関係者は昼夜にかかわらず招集または自己判断により定められた職場、又は箇所集合し、参集について運転指令者または職場長に報告する。

(3) 職員の参集と情報の収集

ア 運転指令者は、電力指令者及び関係職場長との連絡を密にし、参集人員の把握、点検警戒体制の確認を行うとともに適切な指示を行って、情報の収集等の整理に努めなければならない。

イ 保線区長・電気区長は直ちに、別に定める点検警戒担当区域に係員を派遣して異状の有無を、また駅長と協力して地震に関する情報と必要事項の報告をする。

ただし、震度が判明した場合は、その震度に応じて、点検箇所の指定を行うものとし、運転に支障する被害が生じた場合は、現地対策班の設置または対策本部設置について具申する。

ウ 運輸係員は、定められた駅区に参集後は責任者を選定し、技術係員と協力し被害状況の収集及び旅客の案内、運転方についての対応を行う。

(4) 地震時の初動措置

ア 初動時における震度は、当社地震計によるものを基準とし、テレビ・ラジオ等公共機関から発表された震度が判明した場合、運転指令者が比較して震度の大きいものを適用して指令する。

イ 運転指令者及び駅・区長は、強い地震（震度4以上）を感知したときは、直ちに列車を停止させる手配をとり、必要に応じて電力指令者と打合せわせて停電の手配を行う。

ウ 運転指令者からの伝達は、原則として列車無線または、一斉放送によるので列車無線設置駅（箇所）は直ちに列車無線を開局して以後の指令に備えるものとする。

エ 管区長は、無人駅へ係員の派遣を行い、点検警戒箇所報告、最寄駅集合体制及び旅客の案内に支障のないようにしなければならない。

オ 駅長は、最寄駅集合体制、技術員緊急連絡体制により参集した係員についての点検警戒等の指示または報告体制を万全にし、運転指令者または区長との連絡を密にしなければならない。この場合、参集者が上長であるときは責任者を選定する。

カ 区長は、震度に基づく点検を指示し、点検警戒箇所の異常の有無を確認する手配を行う。

(5) 運転方及び点検方の基準

地震初動時の運転方及び点検方の基準は、次のとおりとする。

この場合、運転規制の解除については、余震のないこと及び異常のないことを運転指令者が確認した後とする。

震度	計測震度	運転方	点検方
3 以下	3.4 以下	正常運転	
4	3.5～4.4	一旦停止 区間初列車 25 km/h 以下の運転 区間次列車 45 km/h 以下の運転 重点箇所点検終了後 正常運転	(運転と併行) 計測震度 3.5～3.9 重点箇所点検 ※1 計測震度 4.0～4.4 重点箇所点検 ※1・2
5 弱	4.5～4.9	緊急停止・運転停止 (全列車点検終了まで停止)	全線区点検
5 強	5.0～5.4	全線路・構造物点検終了後 区間初列車 25 km/h 以下の運転 以後、正常運転	(列車停止区間最優先)
6 弱・6 強 (計測震度 5.5～6.4) ・7 (計測震度 6.5 以上) の地震が発生した場合の運転・点検方については、震度 5 (計測震度 4.5～5.4) と同じ			

注 重点点検箇所(※1・2)は、異常時点検警戒区域表による。

資料 13-1 小田原市災害派遣手当の支給に関する条例

昭和 39 年 10 月 1 日条例第 67 号
改正
昭和 51 年 6 月 28 日条例第 37 号
平成 7 年 6 月 30 日条例第 13 号
平成 17 年 12 月 16 日条例第 44 号
平成 25 年 6 月 24 日条例第 27 号
平成 25 年 12 月 13 日条例第 38 号

小田原市災害派遣手当の支給に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当の額)

第 2 条 災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて小田原市内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が小田原市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法等)

第 3 条 災害派遣手当の支給方法その他必要な事項は、市長が定める。

附 則 略

別表（第 2 条関係）

施設の利用区分 小田原市内に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 （1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

資料 13-2 小田原市防災対策基金条例

平成 9 年 3 月 31 日条例第 2 号
改正
平成 29 年 12 月 29 日条例 39 号

小田原市防災対策基金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、小田原市防災対策基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市と市民が一体となって推進する災害に強い安全なまちづくりに係る事業及び大規模な災害が発生した場合の復旧事業の経費に充てるため、小田原市防災対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、市費、基金の趣旨に沿う寄附金及び基金の運用から生ずる収益金で一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金の目的にかなう事業の財源に充て、残余を生じたときはこれを基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 基金は、第 2 条に規定する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上してその一部を処分することができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 13-3 小田原市防災対策基金条例施行規則

平成 9 年 3 月 31 日規則第 7 号

小田原市防災対策基金条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市防災対策基金条例（平成 9 年小田原市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 条例第 2 条に規定する災害に強い安全なまちづくりに係る事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ポスター、パンフレット、チラシ等の作成その他の防災思想の普及及び啓発に関する事業
- (2) 自主防災組織の育成に関する次の事業
 - ア 自主防災組織が行う防災対策資機材の整備の援助
 - イ 優良自主防災組織の表彰
 - ウ 防災リーダーの育成
 - エ その他自主防災組織の育成に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、防災対策基金の設置目的の達成のため市長が必要と認める事業

(実施細目)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

資料 13-4 生活再建支援に関わる各種支援制度

(1) 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高 300 万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出基金及び基金の運用益等と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

(2) 災害援護資金の貸付

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害援護資金の貸付けを行います。

(3) 災害弔慰金の支給

災害による死亡者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害弔慰金を支給します。

(4) 災害障害見舞金の支給

市は、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害障害見舞金を支給します。

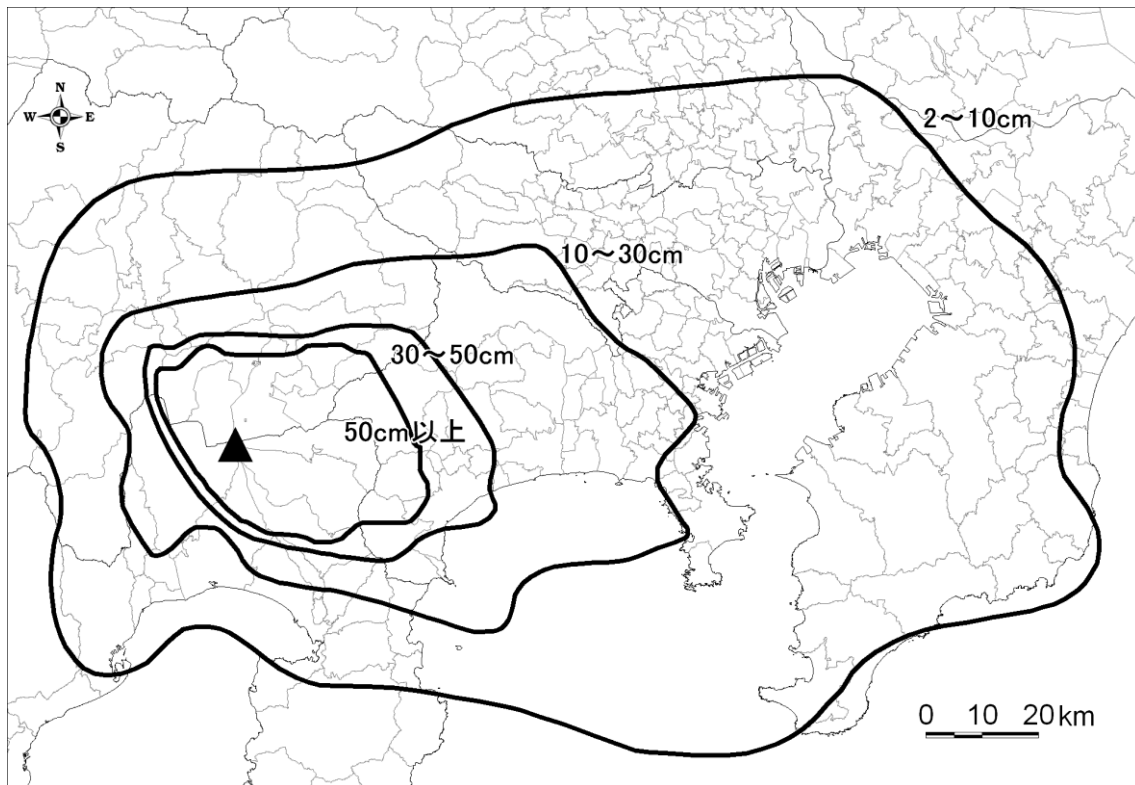
資料 13-5 国府津－松田断層帯の概要

項目	概 要
断層名	国府津－松田断層帯
断層帯の長さ	海域部を含む長さは 35 k m 以上
断層帯の走向、ずれの向きと種類	N31° 30° -50° 北東傾斜
平均的なずれの速度	約 2-3m／千年（上下成分）
過去の活動時期（最新活動）	12 世紀以後、14 世紀前半以前（西暦 1350 年以前）
平均活動間隔	約 800-1,300 年
将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間：海溝型地震と共に活動 ずれの量：3m 程度（上下成分）

※ 地震調査研究推進本部地震調査委員会

「国府津－松田断層帯の長期評価（第2版）」（平成27年4月24日）より

資料 14-1 富士山が噴火した場合の降灰範囲

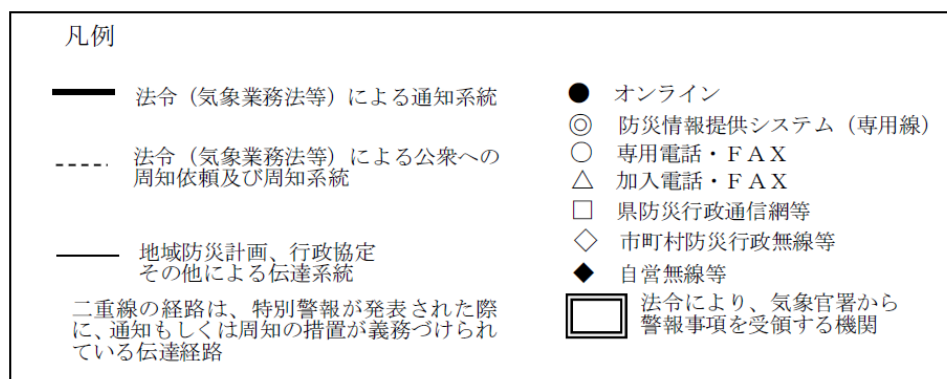
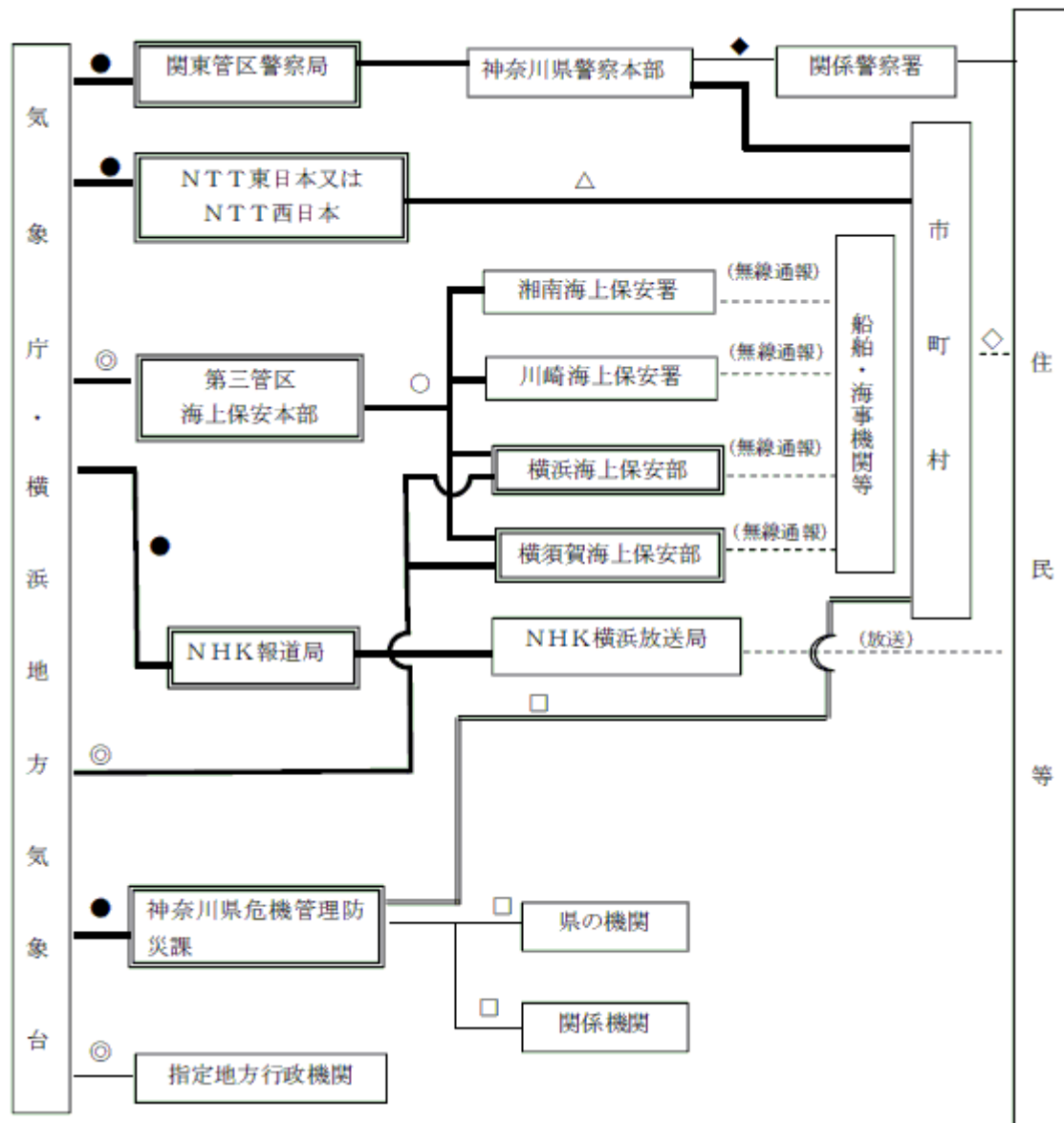


参考：富士山火山防災協議会 富士山火山防災マップ

* 季節によって風向きが変わるため、火山灰の到達範囲は変わります。

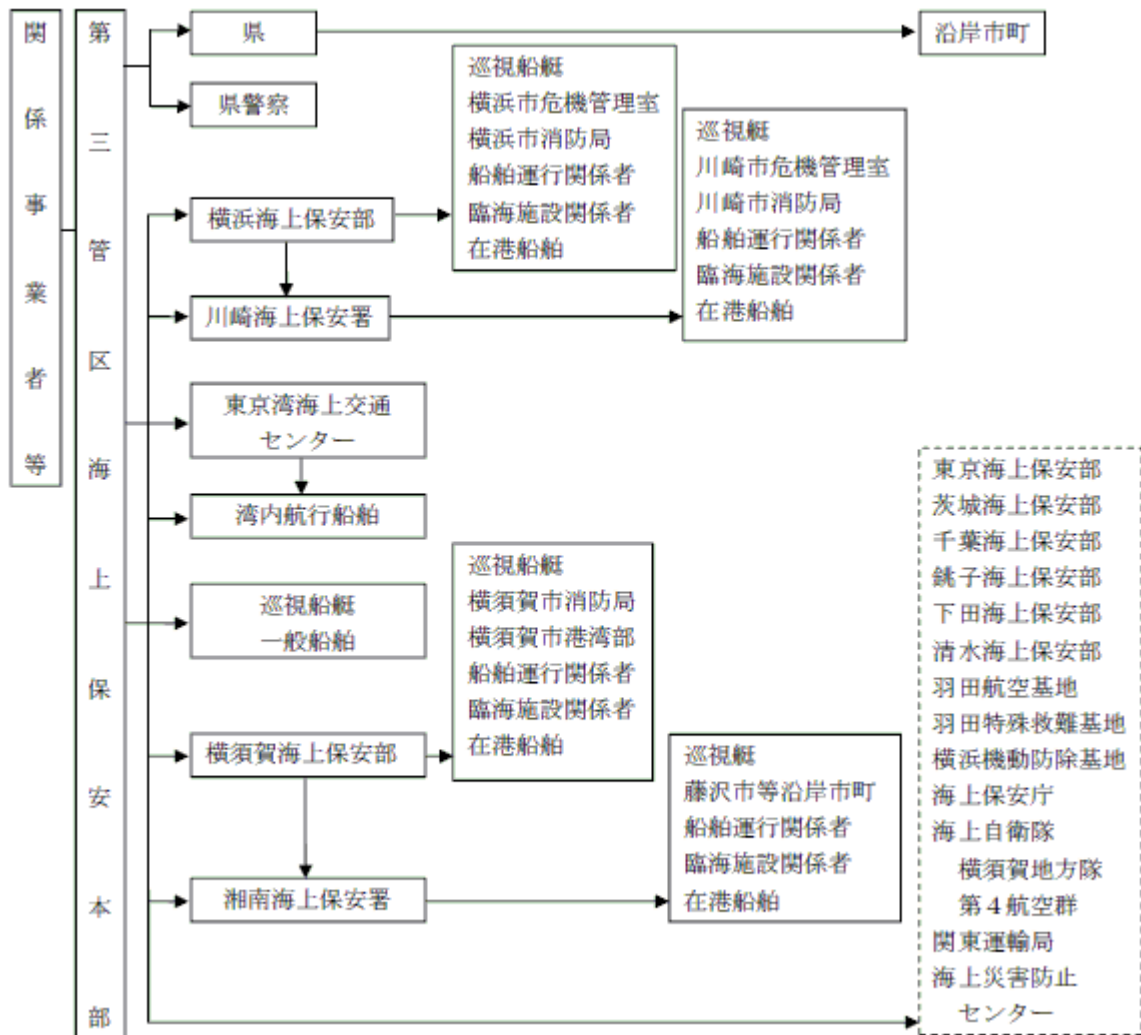
* この図は全ての季節を重ねて描いているため、実際の降灰範囲は異なる場合があります。

資料 14-2 噴火警報等の通報及び伝達系統



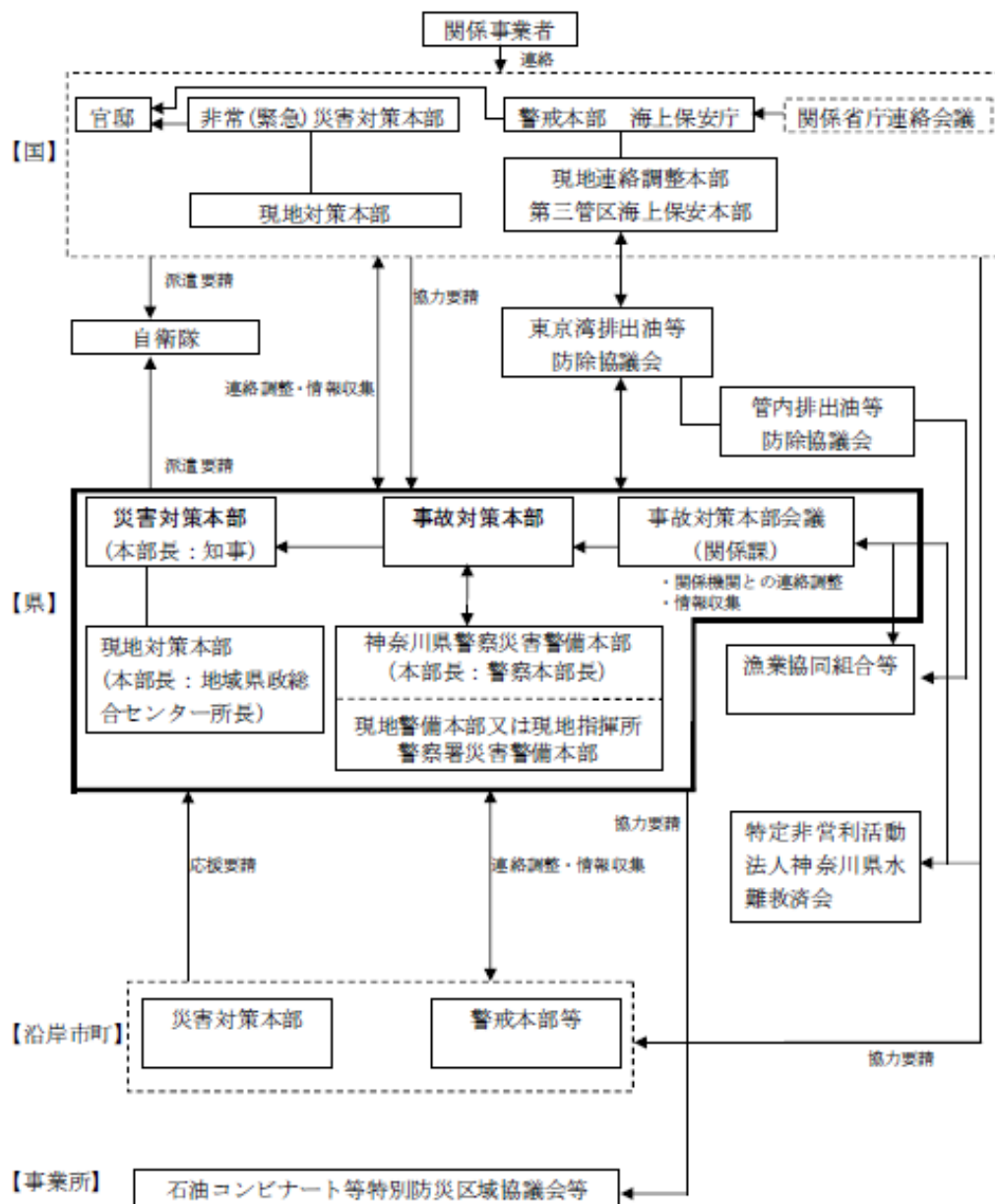
出典：神奈川県地域防災計画－風水害等災害対策計画－（令和5年11月）

資料 14-3 船舶等の事故発生時の連絡系統図



出典：神奈川県地域防災計画－風水害等災害対策計画－（令和5年11月）

資料 14-4 油流出等海上事故発生時の連絡体制



(事故対策本部会議)

事務局 危機管理防災課

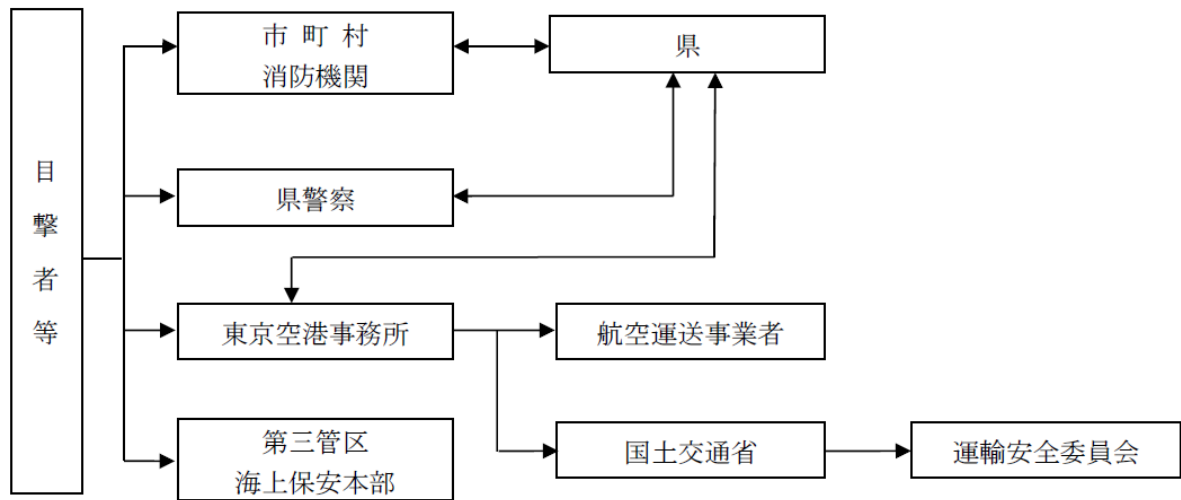
メンバー 消防保安課、工業保安課、基地対策課、大気水質課、資源循環推進課、自然環境保全課、
水産課、医療課、生活衛生課、砂防海岸課、教育局総務室等

(その他事故対策本部長が必要と認める室課)

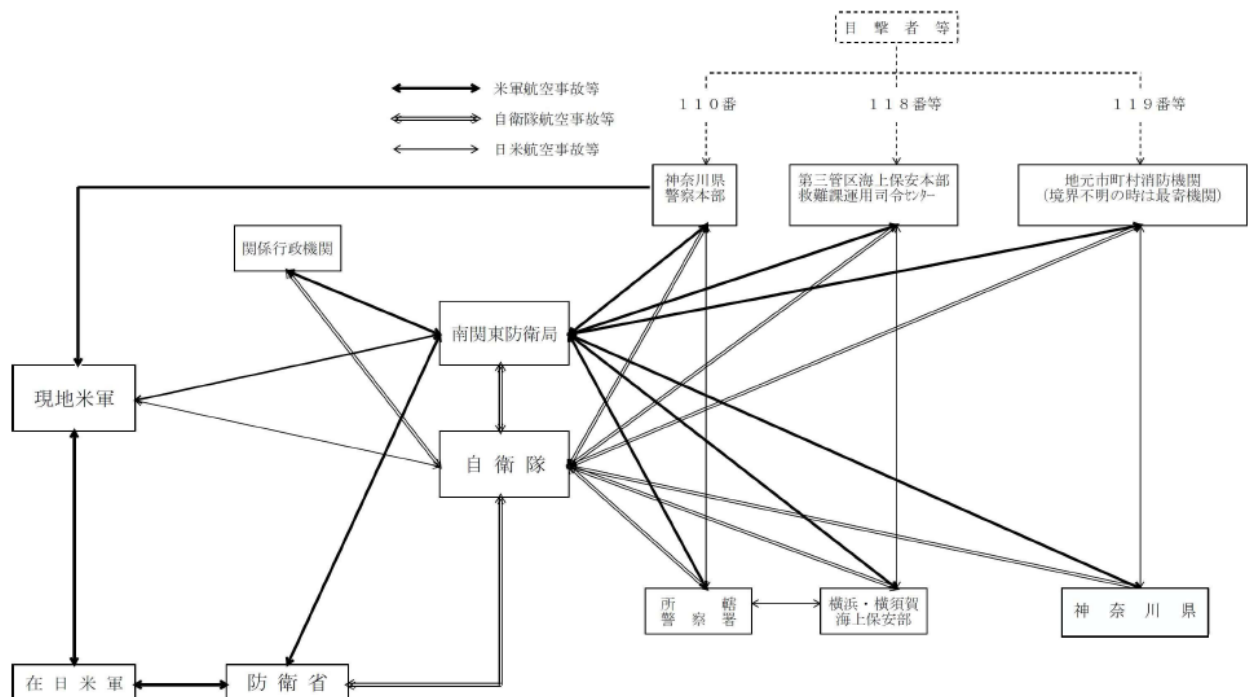
参考：神奈川県地域防災計画－風水害等災害対策計画－（令和5年11月）

資料 14-5 航空事故発生時の連絡系統図

1 民間航空機の事故発生時の連絡系統図

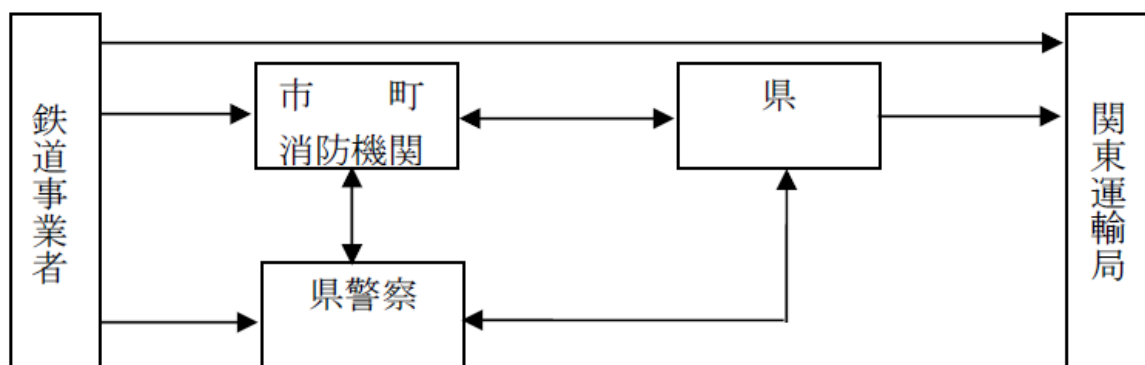


2 米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図



参考：神奈川県地域防災計画－航空災害対策編－（令和5年11月）

資料 14-6 鉄道の事故発生時の連絡系統図

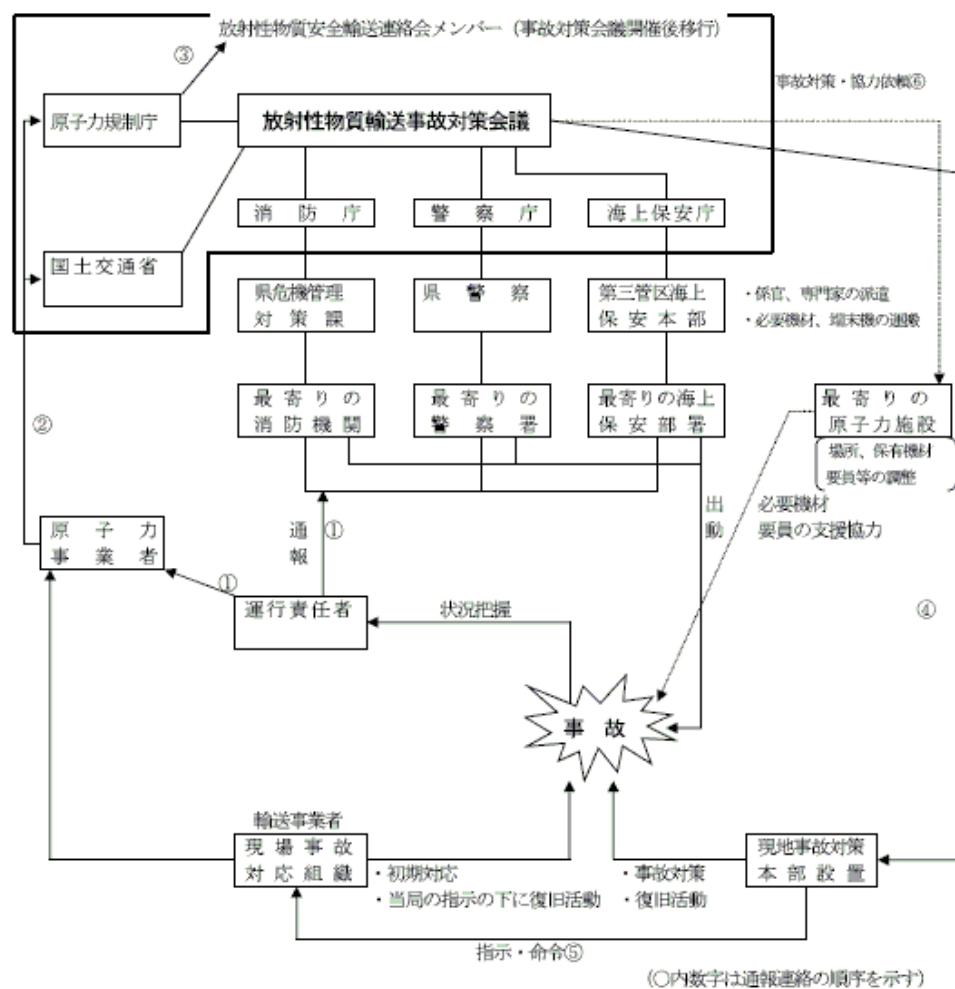


出典：神奈川県地域防災計画－鉄道災害対策編－（令和5年11月）

```

graph LR
    A[放射線物質取扱事業者等] --> B[最寄りの消防機関]
    A --> C[最寄りの警察署]
    A --> D[関係省庁]
    B --> E[市町村・消防本部]
    E --> F[県]
    C --> G[県警察]
    F <--> G
    F --> H[消防庁]
    G --> I[警察庁]
    subgraph D_Box [関係省庁]
        D1[原子力規制委員会]
        D2[国土交通省]
        H
        I
    end
  
```

2 放射性物質輸送時における事故発生時の連絡系統図



出典：神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－（令和6年3月）

資料 14-8 危険物等施設数一覧

(1) 危険物製造所等数

(令和5年4月1日現在)

		類別分類							計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	2以上の類	
計			2	1	457			14	474
製造所					7			3	10
貯蔵所	小計		1	1	335			5	342
	屋内		1	1	97			5	104
	屋外タンク				110				110
	屋内タンク				13				13
	地下タンク				67				67
	簡易タンク				3				3
	移動タンク				37				37
	屋外				8				8
	小計		1		115			6	122
取扱所	給油	営業			24				24
		自家			22				22
	販売	第一種							
		第二種			2				2
	移送								
	一般		1		67			6	74

(令和5年4月1日現在)

(2) 液化石油ガス事業所数

種別 市	高圧ガス保安法							液化石油ガス法					
	第一種製造事業所	第二種製造事業所	販売事業所	貯蔵所		容器検査所	特定高圧ガス消費事業所	販売事業所	貯蔵施設	特定供給設備	特定液化石油ガス設備工事事業所	保安機関事業所	充てん設備
				第一種	第二種								
小田原市	8	1	27	0	1	0	0	29	0	4	78	36	8

(3) 高圧ガス事業所

○製造事業所数

種別 市	一般則		一般・液石則		液石則		冷凍則		コンビ則	合計
	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	
小田原市	6	30	1	0	7	1	12	128	0	185

○販売事業所数

種別 市	販売事業所				第一種貯蔵所			第二種貯蔵所			特定消費			容器検査所		
	一般	一般液石	液石	冷凍	一般	一般液石	液石	一般	一般液石	液石	一般	一般液石	液石	一般	一般液石	液石
小田原市	59	3	24	5	1	0	0	20	1	0	2	0	0	4	0	0

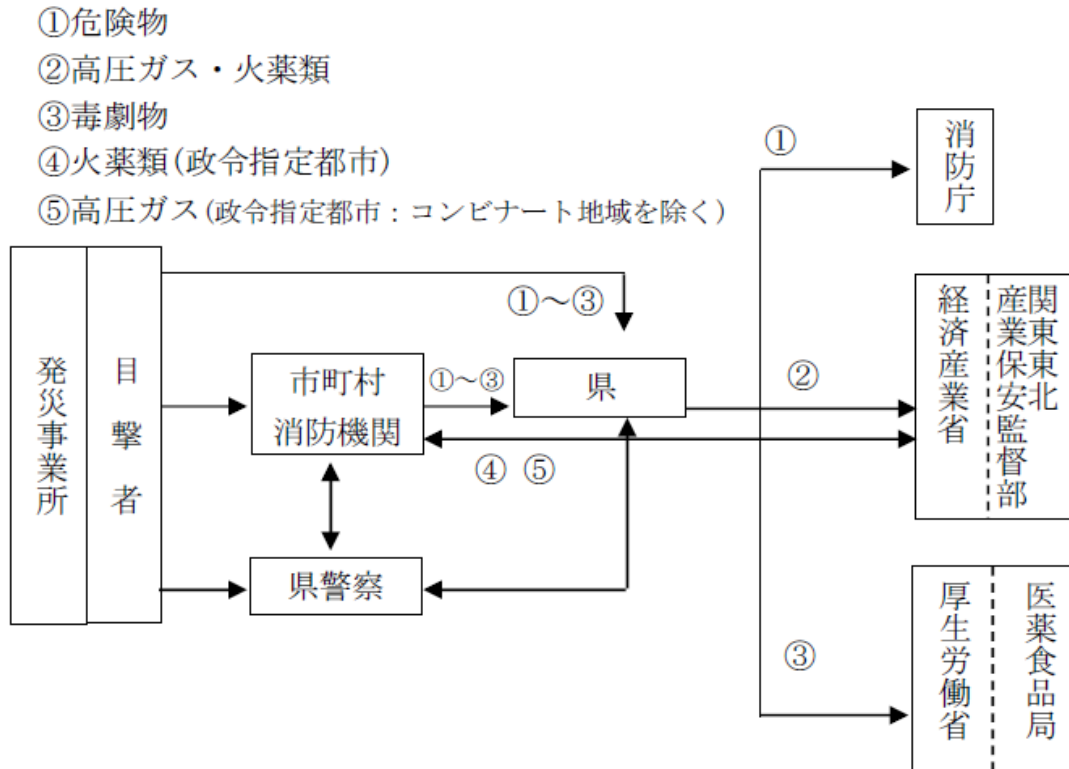
(4) 銃砲火薬類事業所数

種別 市	火薬類製造所	火薬類販売所			火薬庫		庫外貯蔵庫	猟銃等製造・販売所			
		煙火	紙雷管	その他	棟数	最大貯蔵量		製造所	販売所	製造・販売所	計
小田原市	0	0	3	0	0	0	5	0	0	0	0

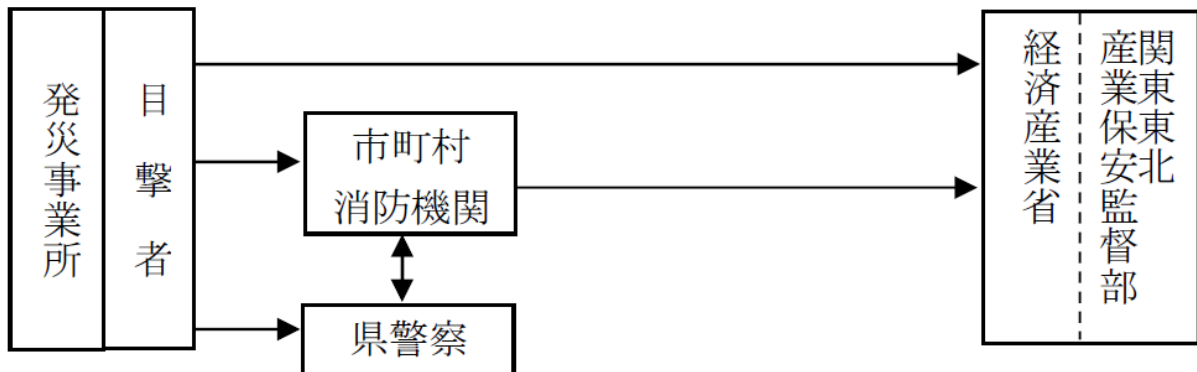
(参考：神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－(令和5年4月))

資料 14-9 危険物等事故発生時の連絡系統図

1 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図



2 都市ガスの事故発生時の連絡系統図



出典：神奈川県地域防災計画－風水害等災害対策計画－（令和5年11月）

資料 15-1 応援隊の広域応援活動拠点

機 関 名	名 称	所 在 地	備 考
陸上自衛隊	上府中公園	東大友 113	
警 察	公共施設	—	
消 防	鴨宮運動広場	酒匂 967	
行政関係機関 ボランティア ライフライン事業者等	生命の星・地球博物館 (小田原ガス株式会社)	入生田 499	出典：県地域防災計画 —マニュアル・資料—
	株式会社鈴廣蒲鉾本店	風祭 245	
	川東タウンセンターマロニエ	中里 273-6	
	相日防災株式会社	羽根尾 225-1	

※状況に応じて公共施設を使用。

資料 15-2 自衛隊派遣要請要領

1 災害派遣要請の範囲

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によってことなるが、通常次に示す自衛隊の活動内容を踏まえた上で求めるものとする。

	活動内容	具体的な活動内容の例示
1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
2	避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、移送等を行い、避難を援助する。
3	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
4	水防	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5	消火	林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、消防機関に協力して、対応可能な消火活動を行う。
6	道路又は水路の応急復旧	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去等応急復旧に当たる。
7	応急医療、救護及び防疫（入浴を含む）	被災者に対し、応急医療、救護及び入浴支援等の防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師及び災害対策関係者その他救援活動に必要な人員並びに救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
10	物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。
11	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
12	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(1) 自衛隊災害派遣要請の要求の判断

自衛隊の災害派遣要請を求めるか否かの判断にあたっては、以下の事項を考慮する。

ア 他機関の応援が必要かどうかの判断

以下の把握等により、他機関の応援を求める必要があるかどうか判断する。

- (ア) 災害の様態、被害状況及び状況の推移等を的確に把握する。
- (イ) 消防をはじめとする市の防災力により事態の解決が可能かどうか判断する。

イ 応援要請先の検討

以下の事項を確認して応援要請先を検討する。

(要請する活動内容による検討)

- (ア) 民間との協定で対応可能な活動内容ではないか（→協定先への要請を検討）
- (イ) 他自治体等との相互応援協定で対応可能な活動内容ではないか（→協定先への要請を検討）
- (ウ) 消火活動や高難度救出活動等、消防機関で対応することが望ましい活動内容ではないか（→県下消防相互応援、または緊急消防援助隊等の消防機関への要請を検討）

(災害規模等による検討)

- (エ) 大規模な災害・事故等の場合、協定先等の特定の機関のみで対応できないことが考えられるため、協定先

- 等のみで対応できるものか、複数機関への要請が必要かなど活動規模を考慮して要請先を検討する。
- (オ) 活動の緊急性を考慮して要請先を検討する。(※自衛隊は、部隊本隊の移動開始に2、3時間を要し、部隊到着までに時間がかかるため)

ウ 自衛隊が災害派遣を行う際の判断要素(3原則)

(陸上自衛隊「災害派遣の参考―陸幕運第4号(12.1.11)別冊」による)

- (ア) 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
- (イ) 緊急性
差し迫った必要性があること。
- (ウ) 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 要請にあたって明らかにすべき事項

派遣要請を求める場合は、次の事項を明らかにするものとする。

(自衛隊法施行令第106条)

明らかにすべき事項	(例)及び留意事項
災害の状況	(例) ○月○日○時○分頃に発生した地震により多数の家屋が倒壊し、生き埋め者及び行方不明者がいる模様。
派遣を要請する事由	(例) 救出救助等の被災者救援活動のため
派遣を希望する期間	(例) ○月○日から当該活動が終了するまでの間
派遣を希望する区域及び活動内容	活動内容については、前記2(1)の項目を参考にして努めて明確化する
その他参考となるべき事項	部隊の宿营地等の情報、現地における市(町村)責任者及び連絡方法等、また、市内の道路状況やライフラインの状況等の入手している参考情報等を記載する。

2 神奈川県知事への派遣要請の要求

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、必要があると認めるときは、市長は神奈川県知事に対して、自衛隊の災害派遣要請をするよう求めることができる。(災害対策基本法第68条の2)

(1) 要請者

市長は、知事に派遣要請を行う。

(2) 要請先

要請の要求先は、神奈川県くらし安全防災局災害対策課とする。

県防災行政通信網専用電話(応急対策グループ)	9-400-9301
N T T 電話(応急対策班勤務時間内)	045-210-3430
(安全防災局当直員)	045-210-3456
N T T F A X	045-210-8829
衛星電話	090-2659-9511

※ 県庁に通信機器障害等の理由から連絡ができない場合は、県西地域県政総合センターに連絡する。(県西地域県政総合センター 0465-32-8000)

(3) 要請の要求手続き

要請の要求は、(様式第1)をもってFAXにて行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

3 被害状況の通知

神奈川県との通信が途絶した場合等、神奈川県知事に対する要求ができない場合には、その旨及び市内の災害の状況を自衛隊に通知することができる。(災害対策基本法第68条の2第2項)

(1) 通知先

自衛隊への通知先は、陸上自衛東部方面混成団長(不通の場合は、第1高射特科大隊長)とする。

部隊名 (駐屯地名)	連絡責任者		電話番号 無線番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 東部方面混成団長 (武 山)	訓練科長	団当直	横須賀 046-856-1291 (内 420、448、402 FAX425) 県防災行政無線 9-480-9201
陸上自衛隊 第1高射特科大隊 (駒 門)	第3係主任 または 第2係主任	部隊当直司令	御殿場 0550-87-1212 (内 430、420、449FAX434) 県防災行政無線 9-636-9201, 9209

(通知先は平成30年4月現在)

(2) 通知手続き

通知手続きは、(様式第2)をもってFAXにて行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

(3) 県知事への通知

自衛隊へ被害状況等の通知を行った場合は、速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。(災害対策基本法第68条の2第3項)

<参考> 要請を待ついとまがない場合の災害派遣〔自主派遣〕(防衛省防災業務計画による)

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

自衛隊が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおり。

- ①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

【例】災害に際し、航空機(必要に応じ地上部隊又は艦艇等)により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

- ②災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

【例】・災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
・災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

【例】・運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、搜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
・海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、搜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
・部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

- ④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

4 派遣計画(受入体制)の調整

自衛隊の派遣が決定した場合、県(災害対策本部又は現地災害対策本部)及び自衛隊連絡幹部等と派遣計画の細部について調整・協議する。

(1) 調整・協議事項

- ア 派遣規模
- イ 作業内容
- ウ 部隊投入地域
- エ 他機関との効率的作業分担
- オ 受入体制
 - (ア) 派遣部隊の広域応援部隊活動拠点等の提供
 - (イ) 飲料水等の提供
 - (ウ) 活動用資材の提供
 - (エ) ヘリ臨時離着陸場の確保
 - (オ) 派遣地域へのアクセス等

【応援隊の広域応援活動拠点】 ※別紙資料 参照

【ヘリコプター臨時離着陸場一覧】 ※別紙資料 参照

(2) 派遣計画調整及び部隊受入れにあたっての留意事項

- ア 連絡窓口の明確化
派遣部隊との円滑・迅速な連絡調整ができるよう、連絡窓口を明確にして対応にあたる。
- イ 防災対策図等の活用
調整にあたっては、座標（緯度、経度）の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「防災対策図」を活用する等により、県及び自衛隊との連絡・調整を図るよう努める。
- ウ 他の災害救助復旧機関との競合や重複の回避
自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担に配慮する。
- エ 資機材提供及び施設確保等
自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、作業実施に必要な資機材の提供に努め、また諸作業に必要な施設（広域応援活動拠点、ヘリ臨時離着陸場等）の管理者に使用に係る了解を得る等、施設の確保や受入れ体制の確立を図る

5 派遣部隊到着時（到着後）の対応

(1) 派遣部隊到着時

派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と活動計画等について協議し、必要な措置をとるとともに、次の事項を県に報告する。

【派遣部隊到着時の県への報告事項】

- ア 派遣部隊の長の官職・氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事作業内容（及び進捗状況）

(2) 派遣部隊到着後

上記（1）の報告以降、自衛隊の活動状況について（様式第3）に記録して、随時県に報告する。

6 派遣部隊の撤収等

災害派遣の目的が達成され、または派遣の必要がなくなつたと認められた場合、市長は、県及び派遣部隊の長等と協議し、（様式第4）により速やかに知事に撤収を要請する。

なお、派遣規模の縮小については、県及び自衛隊連絡幹部等との調整・協議により判断し、自衛隊連絡幹部に依頼する等の方法で行う。

7 経費の負担

(1) 市負担となる経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容は概ね次のとおりである。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕料
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

- エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備品を除く）の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義があり、派遣部隊等の長と協議し定めたもの

（２）留意事項

- ア 災害救助法が適用された場合、同法により県知事が行う救助に該当する経費は県が負担することとなる。
また、その他の自衛隊の救援活動に要した経費についても、特別交付税額の算定において特別財政需要額として考慮されることとなる。
- イ 自衛隊は災害派遣の実施に際して、知事等と所要の協定を結ぶことにより経費の負担区分を明確にするものとしており、災害発生（災害派遣実施）の都度、知事及び自衛隊との調整により具体的な費用負担を決めることとなる。

様式第 1～4 略

I 総則

第1 目的

この計画は、小田原市消防警防規程（以下「警防規程」という。）第4章第5節に規定する消防相互応援について、他都道府県及び神奈川県内の他市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）発生時における、広域的な消防応援を行う場合並びに小田原市消防本部管轄区域内（以下「管轄区域」という。）での大規模災害等により、他消防機関に応援要請を行う必要が生じた場合において、必要となる事前準備、応援・受援の手順及び応援部隊の受入要領等を定めることにより、効率的な応援・受援体制を確立することを目的とする。

第2 用語の定義

各用語の意義は、神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画（以下「県緊援隊応援計画」という。）、神奈川県緊急消防援助隊受援計画（以下「県緊援隊受援計画」という。）の別表1、神奈川県内消防広域応援実施計画（以下「県消防応援計画」という。）及び小田原市消防警防規程（以下「市警防規程」という。）において使用する用語の例による。

II 応援計画

第1 事前準備

- 1 応援部隊の編成
消防署長は年度当初に、応援部隊の隊長及び隊員を事前指定し、消防長に報告する。
- 2 必要資機材の点検、準備
各所属長は必要な資機材等の点検、準備に万全を期す。
- 3 関係機関に対する連絡体制の確保
警防計画課長、情報司令課長は協議のうえ、関係機関との連絡体制を確保する。
- 4 応援部隊集結場所
小田原市消防本部単独での応援出動の場合は、小田原消防署または足柄消防署とし、県西地区として出動する場合には、県西地区3消防本部で決定する。
- 5 応援部隊との連絡体制の確立
情報司令課長は、応援部隊との連絡体制を検討し確立させる。
- 6 消防部隊の移動配備
消防署長は管轄区域の消防力を有効に活かせるよう、応援部隊が出動した際の移動配備計画について、検討し策定する。
- 7 小田原市消防動員基準に基づき職員を動員し、必要な人員を確保する。
- 8 その他必要な事項

第2 神奈川県下消防相互応援協定、隣接県の御殿場市・小山町広域行政組合、富士五湖広域行政事務組合及び都留市（以下「隣接県」という。）との協定並びに東名高速道路応援協定（以下「協定等」という。）に基づく応援出動

1 通常応援

- (1) 適応要件
協定等に定める区域に発生した火災等を覚知したとき、自動的に出動する。
- (2) 出動部隊の決定
基本的に出動部隊は警防規程に定めるほか、管轄区域の災害等の状況及び部隊運用状況を考慮し、情報司令課長と当直責任者で協議し出動部隊を変更することができる。

2 特別応援

- (1) 適応要件
協定等に定める区域で大規模災害等が発生し、特に必要とする場合で、被災地の消防長からの応援要請に基づき出動する。
- (2) 応援要請受信時の対応
応援要請があった場合、次の事項を確認する。
 - ア 災害の概況及び応援を要請する理由
 - イ 応援を要請する消防隊等の種類及び数
 - ウ 活動内容及び集結場所
 - エ 誘導員又は担当責任者

オ その他必要な事項

カ 県及び代表消防機関に電話連絡する。

- (3) 出場部隊の決定
要請内容並びに管轄区域内の災害等の状況及び部隊運用状況を考慮し、情報司令課長と当直責任者で協議し決定する。
- (4) 無線運用体制
被災地の部隊との無線運用は、主運用波 6 を使用するものとする。
- (5) 消防署隊本部の設置等
消防署長は必要に応じ消防署隊本部を設置し、部隊交代、補給体制及び動員について必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 広域応援派遣調整会議
 - ア 招集要件
消防長は、特別応援が長時間に及ぶと判断される場合、また、さらに増隊等が必要になる災害規模と判断される場合は、広域応援派遣調整会（以下「調整会」という。）を招集するものとする。
 - イ 調整会の委員は、消防長、副消防長、消防署長、消防総務課長、予防課長、警防計画課長、救急課長、情報司令課長その他消防長が指名する職員で構成し、次の事項を確認する。
 - (ア) 応援出場の可否
 - (イ) 応援内容の検討
 - (ウ) 応援必要資機材の検討
 - (エ) 補充消防力の検討
 - (オ) その他必要事項
 - ウ 調整会の事務分掌は別表 1 のとおりとする。

3 県消防応援計画に基づく応援

- (1) 適応要件
神奈川県内の他市町村において大規模災害等が発生し、県消防応援計画に基づく県内調整本部からの応援要請により出動するものとし、出場要領等は県消防応援計画によるほか、次のとおりとする。
- (2) 情報連絡体制
県消防応援計画第 3 章 4 情報連絡体制のとおりとする。
- (3) 出動可能数調査
県消防応援計画第 4 章 3 (2) アにより出動可能数調査があった場合は、警防計画課長は、当直責任者と協議し、消防長の承認を得て、県消防応援計画第 4 章 3 (2) イのとおり報告する。
- (4) 調整会の招集
消防長は、県内調整本部から出動可能調査があった場合は、必要に応じて調整会を招集する。
- (5) 部隊の編成
応援部隊の編成等は、原則として次のとおりとする。
 - ア 県からの応援要請に対し、応援部隊を決定する。ただし、応援要請時に本市及び受託地域の災害発生状況及び気象状況等により応援の取りやめ、または編成の縮小を行う。
なお、応援を行う場合に、地区消防応援隊の地区隊長となるため、当直責任者は、出動部隊長の中から地区隊長を指定する。
 - イ 消火隊の隊長は消防司令以上、その他の隊長は消防司令又は消防司令補とし、救急隊には消防司令補の階級にある救急救命士を同乗させる。
 - ウ 後方支援隊は、本部職員のうち消防長が指名した警防計画課員を含む職員 3 名以上で編成する。
- (6) 出動要請事項の確認
県内調整本部から県消防応援計画第 4 章 3 (3) 県消防応援隊の出動のとおり出動要請があった場合は、要請内容を確認し、出動部隊に指示するとともに速やかに部隊を出動させる。
- (7) 部隊の出動等
 - ア 応援出動時の措置
 - (ア) 車両及び装備資機材の点検整備
 - (イ) 出動部隊内での要請内容の周知徹底
 - (ウ) 補給物資等の可能な限りの携行
 - イ 応援出場報告
地区消防応援隊が集結場所から被災地へ出動したときは、県消防応援計画第 5 章 3 (3) 出動報告のとおり県内調整本部に連絡する。

- (8) 指揮体制
指揮体制は県消防応援計画第3章3指揮体制のとおりとする。
- (9) 無線運用体制
県消防応援計画第3章5無線体制のとおりとする。
- (10) 被災地到着時の報告
県消防応援計画第5章3(4)被災地到着時の報告のとおりとする。
- (11) 県消防応援隊の引揚げ
県消防応援計画第6章1(3)のとおりとする。
- (12) 報告等
 - ア 帰署報告
県消防応援計画第6章2帰署報告等のとおりとする。
 - イ 活動結果報告
県消防応援計画第6章3活動結果報告のとおりとする。

4 県緊援隊応援計画に基づく応援

- (1) 適応要件
消防組織法第44条に基づき、神奈川県知事又は消防庁長官からの出動要請により出動するものとし、出動要領等は県緊援隊応援計画によるほか、次のとおりとする。
- (2) 情報連絡体制
県緊援隊応援計画第2章第4情報連絡体制等のとおりとする。
- (3) 出動準備及び出動可能隊数の報告
県緊援隊応援計画第3章第8出動準備及び出動可能隊数の報告のとおりとする。
- (4) 調整会の招集
消防長は、第22(6)の規定によるほか、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）第4章2(1)又は(2)に定める災害が発生したとの情報を得た場合は調整会を招集する。また、基本計画第4章4に定める災害が発生したとの情報得た場合は、必要に応じて調整会を招集する。
- (5) 部隊の編成
応援部隊の編成等は、原則として次のとおりとする。
 - ア 県からの応援要請に対し、応援部隊を決定する。ただし、応援要請時に本市及び受託地域の災害発生状況及び気象状況等により応援の取りやめ、または編成の縮小を行う。
なお、応援を行う場合は、地区消防応援隊の地区中隊長及び消火隊が応援する場合には県隊消火中隊長となるため、当直責任者は出動部隊の中から地区中隊長を指定する。
 - イ 消火隊の隊長は消防司令以上、その他の隊長は消防司令又は消防司令補とし、救急隊には消防司令補の階級にある救急救命士を同乗させる。
 - ウ 後方支援隊は、本部職員のうち消防長が指名した警防計画課員を含む職員3名以上で編成する。
- (6) 出動要請事項の確認
 - ア 神奈川県知事から県緊援隊応援計画、別記様式3-1により、出動の求め又は指示があった場合は、要請内容を確認し、出動部隊に指示するとともに速やかに部隊を出動させる。
 - イ 部隊の応援出動が決定した場合は、関係市・町長部局と連絡・調整を実施する。
- (7) 部隊の出動等
 - ア 応援出動時の措置
 - (ア) 車両及び装備資機材の点検整備
 - (イ) 出場隊内での要請内容の周知徹底
 - (ウ) 応援部隊は、原則として72時間の活動可能な資機材等及び個人装備等を携行する。
 - イ 部隊が出動した場合、県緊援隊応援計画第3章第97のとおりとする。
 - ウ 指揮体制は、県緊援隊応援計画第2章第6指揮体制等のとおりとする。
 - エ 装備等
応援部隊の装備は、基本計画に定める装備のほか、活動に必要な資機材を装備する。
- (8) 出動準備の解除又は出動の中止等については、次のとおりとする。
 - ア 県から出動準備の解除又は中止の連絡があったとき。
 - イ 県内で震度6強の地震が発生したとき。
 - ウ 県内で震度5弱以上6弱以下の地震が発生した場合は、迅速出動を一時保留する。ただし、県内の被害状況等を確認後の決定となるため、本市の被害状況等を有線電話にて、速やかに県に報告する。
 - エ 本市及び受託地域における被災状況等により出動できないと判断した場合は、部隊を派遣しないこ

とし、県及び代表消防機関に対し速やかに出動不能隊を報告する。

(9) 応援部隊の任務等

ア 応援部隊は、集結場所に到着したとき、次の事項を確認し被災地の進出拠点に出向する。

- (ア) 県隊長及び部隊長
- (イ) 部隊編成、隊員情報並びに車両及び資機材
- (ウ) 被災地までの進入ルート
- (エ) その他必要な事項

イ 災害現場における無線運用体制は、県緊援隊応援計画第4章によるものとする。

ウ 活動や隊員等の状況を適時、情報司令課長へ報告し、情報司令課長は消防長並びに関係所属長に伝達する。

(10) 部隊の帰署報告要領

応援部隊帰署後の報告は、次のとおりとする。

- ア 応援部隊の隊長は、帰署後、消防長へ速やかにその旨を報告する。
- イ 消防長は、帰署報告を受けたときは、速やかに市長に報告する。
- ウ 応援部隊の隊長は、速やかに活動報告書を提出する。また、車両及び資機材を点検整備し、その状況を消防署長及び警防計画課長に報告する。
- エ 前ウの報告を受けた警防計画課長は、消耗品等について速やかに補充する。

(11) 活動結果報告

県及び代表消防機関に対し、要請要綱別記様式5-1、5-2により速やかに活動報告を行う。

(12) 車両の表示

緊急消防援助隊として出動する車両には、「緊急消防援助隊神奈川県隊」と表示したマグネットシートを車両前面及び両側面の見やすい位置にしっかりと貼付する。

(13) 緊急消防援助隊の登録隊及び車両等

- ア 緊急消防援助隊登録部隊等は、別表2のとおりとする。
- イ 前1による登録車両が整備等により運用できない場合は、他の緊急自動車とする。ただし、救助隊及びはしご隊の登録車両が整備等により運用できない場合は、出動しないこととする。

5 県緊援隊応援計画に基づく迅速出動

県緊援隊応援計画第3章第10迅速出動のとおりとする。

Ⅲ 受援計画

第1 事前準備

1 応援部隊への補給体制の準備

消防総務課長は、燃料及び食糧等の物資調達場所を事前指定しておくものとする。

2 応援部隊の進出拠点等について

応援部隊の活動が円滑に行われるように次の掲げる事項について予め定めておくものとする。

- (1) 消防水利
- (2) 進出拠点・・・県緊援隊受援計画資料6
- (3) 指揮支援隊受入ヘリコプター臨時離着陸場・・・県緊援隊受援計画資料7
- (4) 宿営場所・・・県緊援隊受援計画資料8
- (5) 重機派遣及び物資等調達の要請先・・・県緊援隊受援計画資料13
- (6) 災害拠点病院・・・県緊援隊受援計画資料14

3 動員の準備

動員計画については、小田原市消防動員基準のとおりとする。

第2 神奈川県下消防相互応援協定、隣接県の御殿場市・小山町広域行政組合、富士五湖広域行政組合及び都留市（以下「隣接県」という。）との協定並びに東名高速道路応援協定（以下「協定等」という。）に基づく受援

1 通常応援に基づく受援

適用要件

協定等に定める区域に発生した火災等を覚知したとき、自動的に行う。

2 特別応援に基づく受援

(1) 適用要件

管轄区域で大規模災害等が発生し特に必要とする場合は、協定等に基づき協定市町の消防（局）長へ応援を要請するものとする。

なお、要請を行った場合は、速やかに県及び代表消防機関等に報告する。

- (2) 受入体制等
特別応援を要請した場合は、速やかに、消防署に消防署隊本部を設置し、必要に応じて消防本部に消防統括本部を設置する。
- (3) 要請時に必要な事項等
応援要請にあたり、次の事項を明らかにし、応援要請するものとする。
 - ア 災害の概況及び応援を要請する理由
 - イ 応援を要請する消防隊等の種類及び数
 - ウ 活動内容及び集結場所
 - エ 誘導員又は担当責任者
 - オ その他必要事項
- (4) 無線運用体制
応援部隊との無線運用は、主運用波 6 を使用するものとする。

3 県消防応援計画による受援

- (1) 適用要件
協定等に基づく前 2 の消防本部間での受援では消防力が不足すると判断し、県内の他消防本部による広域的な応援が必要と認めたときに応援要請するものとする。
 - (2) 応援要請要領等
県消防応援計画第 4 章 1 (3) 応援要請のとおりとする。
 - (3) 県消防応援隊の受入体制等
 - ア 消防統括本部等の設置
県消防応援隊を要請した場合は、速やかに消防署に消防署隊本部を設置し、消防本部に消防統括本部を設置する。
なお、消防統括本部等の編成等は警防規程第 1 2 条及び第 1 5 条によるほか、次のとおりとする。
 - (ア) 消防統括本部の任務
進出拠点等の決定、職員の県内調整本部への派遣等、受援に係る事項について県内調整本部及び指揮支援隊と調整を図る。
 - (イ) 消防署隊本部の任務
県消防応援隊の誘導等を行うため、誘導員の配置及び連絡員を進出拠点へ派遣し、災害発生状況、被害状況等の情報を収集し県消防応援隊への指示内容等について消防統括本部と調整する。
 - イ 受入決定の報告
応援の要請後、「県内消防本部の応援等決定通知」（県消防応援計画、第三号の三様式）により県消防応援隊の応援決定を受けた場合、消防統括本部長（以下「統括本部長」という。）は小田原市長に報告するとともに、災害の発生した受託各市町長にもその旨を伝達するものとする。
 - ウ 県消防応援隊への指示内容等
県消防応援計画第 5 章 2 (3) 県消防応援隊への指示内容等のとおりとする。
- (4) 受入体制が整わない場合の対応
県消防応援計画第 5 章 2 (4) 受入体制が整わない場合の対応のとおりとする。
- (5) 県消防応援隊の活動終了
統括本部長は、県内指揮支援隊長からの活動内容、現地合同指揮所における調整結果等を総合勘案し、県消防応援隊の活動終了を市長等へ上申し、市長等から活動終了の指示があった場合は、県内調整本部へその旨を電話により連絡するものとする。

第 3 県緊援隊受援計画に基づく受援

- 1 摘要要件
県内の消防機関の応援だけでは消防力が不足し、他都道府県からの消防応援又は支援が必要であると認めたとき。
- 2 応援要請
県緊援隊受援計画第 2 章第 6 応援等要請のための市町村長等の連絡のとおりとする。
- 3 緊急消防援助隊の受入体制等
 - (1) 消防統括本部等の設置
第 2 3 (3) ア「消防統括本部等の設置」によるほか、次のとおりとする。
 - ア 消防統括本部の任務
進出拠点等の決定、職員の消防応援活動調整本部への派遣等、受援に係る事項について消防応援活動調整本部及び指揮支援隊と調整を図る。

イ 消防署隊本部の任務

(ア) 災害発生状況、被害状況等の情報を収集し、指揮支援隊長及び都道府県隊長への指示内容等について消防統括本部と調整する。

(イ) 緊急消防援助隊の誘導等を行うため、誘導員を配置し、進出拠点に職員を責任者として派遣する

(2) 受入決定の報告

応援の要請後、「緊急消防援助隊の応援等決定通知」（県緊援隊受援計画、別記様式3-2）により緊急消防援助隊の応援決定を受けた場合、消防長は小田原市長に報告するとともに、災害の発生した受託各市町長にもその旨を伝達するものとする。

(3) 災害対策本部及び調整本部の職員派遣

受託各市町に災害対策本部が設置された場合は、小田原市消防警防規程第90条第1項に規定する連絡員を派遣するものとする。また、県に消防応援活動調整本部が設置された場合は、統括本部長が指名した職員を派遣するものとする。

(4) 受入体制が整わない場合の対応

統括本部長は、緊急消防援助隊の受入体制が整わないと判断する場合は、消防応援活動調整本部に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

(5) 指揮支援本部の設置

指揮支援隊長が緊急消防援助隊の管理を行うための指揮支援本部を、消防統括本部内に設置する。

(6) 進出拠点

消防統括本部長は、緊急消防援助隊を受入れる管内の進出拠点を、県緊援隊受援計画資料6の中から決定することとし、次の事項に十分留意するものとする。

ア 主要国道等から進出拠点に至るまでの交差点等に、必要に応じ誘導員を配置するものとする。

なお、誘導員は、当該進出拠点の受援署が担当するものとする。また、状況により警察機関等への協力依頼を行うものとする。

イ 進出拠点に、指示判断できる職員を責任者として派遣するものとし、到着した応援都道府県大隊等の隊名及び規模について確認し、消防統括本部に報告するものとする。

(7) 広域応援活動拠点

消防統括本部は、広域応援部隊が活動するに当たり、宿営場所を県緊援隊受援計画資料8の中から決定するものとする。

(8) 指揮支援隊長及び都道府県隊長への情報提供

県緊援隊受援計画第5章第15 任務付与のとおりとする。

(9) 指揮体制等

県緊援隊受援計画第4章第13 指揮体制等のとおりとする。

4 無線運用体制

県緊援隊受援計画第4章第14 通信運用体制のとおりとする。

5 緊急消防援助隊の部隊移動

県緊援隊受援計画第5章第23 部隊移動から第26 部隊移動に係る連絡のとおりとする。

6 緊急消防援助隊の活動終了

県緊援隊受援計画第6章第27 活動終了及び引揚げの決定のとおりとする。

調整会の事務分掌

担 当 課	事 務 分 掌
消防総務課	1 市長、副市長等への報告及び連絡に関する事。 2 派遣に必要な経費並びに食糧等の調達及び補給に関する事。 3 派遣隊員の労務管理に関する事。 4 派遣隊員の庶務事務に関する事。 5 消防広域応援交付金交付申請に関する事。 6 その他、人事管理に関する事。
警防計画課 救急課	1 県及び他市町消防機関との連絡、調整に関する事。 2 災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 調整会に関する事。 4 迅速な出動態勢の確保に関する事。 5 後方支援の総合調整に関する事。 6 活動記録等の作成に関する事。 7 有料道路の通行（公用従事車両証明書の発行）に関する事。 8 関係機関との連絡に関する事。 9 派遣部隊への連絡調整に関する事。 10 その他の課の事務分掌に属さないこと。
予防課	1 消防広報に関する事。 2 マスメディアからの情報収集に関する事。
情報司令課	1 災害の覚知及び情報収集 2 情報連絡窓口の設置 3 派遣隊との連絡に関する事。 4 通信機器の調整に関する事。 5 派遣部隊の活動の記録
消防署	1 派遣部隊及び職員の事前指定（編成）に関する事。 2 派遣部隊の編成に関する事。 3 警防活動態勢の確保に関する事。 4 派遣の車両、資機材の維持及び管理に関する事。 5 災害発生市町村等の情報収集及び記録に関する事。 6 派遣部隊の招集、指揮並びに運用及び記録に関する事。 7 交代の隊員並びに車両及び資機材の確保、準備に関する事。

緊急消防援助隊の登録隊及び車両等

隊種別	登録部隊及び人数	派遣登録車両	登録番号
消火隊	4 隊 2 0 人	南町 1 足柄 1 山北 1 国府津 1	湘南 8 0 0 は 6 5 2 湘南 8 0 0 す 6 4 9 1 湘南 8 0 0 す 4 7 9 湘南 8 0 0 す 1 1 9 2
救急隊	2 隊 6 人	南町救急 1 栢山救急 1	湘南 8 0 0 セ 3 9 8 湘南 8 0 0 セ 1 0 0 8
救助隊	1 隊 5 人	小田原救助 1	湘南 8 0 0 は 6 5 7
水難隊	1 隊 6 人	小田原資機材 1	湘南 8 3 0 な 2 4
はしご隊	1 隊 4 人	小田原はしご 1	湘南 8 0 0 は 6 0 6
後方支援隊	1 隊 3 人	小田原支援 1	湘南 8 0 0 は 5 6 3

資料 16-1 災害協定締結一覧

【食料・日用品等】

協定名	ページ	協定締結先	締結日 (再締結等)
米穀の調達に関する協定書（協定 1-1）	354	ヤオマサ（株）	H8. 6. 21
		相鉄ローゼン（株）	H8. 7. 3
		（株）イトーヨーカ堂	H8. 7. 11
		（有）相模ディナーサービス	H8. 7. 18
		（有）岩田米穀店	H8. 7. 23
		志村屋米穀店	H8. 7. 25
		かながわ西湘農業協同組合	H20. 8. 1
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（協定 1-2）	355	森高製パン有限会社	H8. 5. 20
		株式会社加藤兵太郎商店	H8. 5. 22
		株式会社セキグチペーカリー	H8. 5. 23
		ヤオマサ株式会社	H8. 6. 21
		相鉄ローゼン株式会社	H8. 7. 3
		株式会社イトーヨーカ堂	H8. 7. 11
		株式会社小田原百貨店	H8. 7. 15
		ヨークマート 鴨宮店	H8. 8. 1
		小田急商事株式会社 Odakyu OX	H15. 12. 1
		株式会社カインズ	H24. 11. 12
		株式会社鈴廣蒲鉾本店	H25. 4. 1
		株式会社ナック中村屋	H8. 5. 28
		株式会社寝具の店井上	H8. 5. 20
		小田原名産漬物工業組合	H8. 6. 1
		小田原卸商業団地協同組合	H8. 8. 7
災害時における生鮮食料品の調達等に関する協定書（協定 1-3）	356	小田原青果商業協同組合	H8. 11. 21
		小田原青果（株）	H8. 11. 21
		小田原中央青果（株）	H8. 11. 21
		小田原中央青果出荷組合	H8. 11. 21
		小田原青果出荷組合	H8. 11. 21
災害時における生鮮食料品等の調達に関する協定書（協定 1-4）	357	（株）小田原魚市場等 4 団体	H12. 9. 29
災害時における自転車の調達、整備等の協力に関する協定書（協定 1-5）	358	神奈川県自転車商協同組合	H24. 4. 18
災害時における物資供給に関する協定書（協定 1-6）	359	NPO 法人コメリ災害対策センター	R2. 4. 14
災害時における応急物資の調達に関する協定書（協定 1-7）	360	五十嵐製箱（株）	R2. 9. 23
災害時におけるリネンサプライ等に関する協定書（協定 1-8）	361	株式会社柴橋商会	R6. 3. 19

小田原市地域防災計画
資料編

【医薬品】

医薬品等の調達に関する協定書 (協定 2-1)	362	(公社) 小田原薬剤師会	H18. 11. 1
		アルフレッサ(株) 小田原支店	
		(株)メディセオ 小田原支店	
		(株)スズケン 小田原支店	
		東邦薬品(株) 小田原営業所	
		中北薬品(株) 小田原支店	
		(株)粕谷歯科商会	
災害用医薬品の確保及び抛出に関する協定書 (協定 2-2)	363	(公社) 小田原薬剤師会	R2. 3. 19

【燃料・電力】

災害時における L P G (液化石油ガス) 及び器具の調達に関する協定書 (協定 3-1)	364	(公社) 神奈川県 L P ガス協会小田原支部	S56. 2. 16 (H29. 9. 1)
災害時における燃料の調達に関する協定書 (協定 3-2)	365	神奈川県石油商業協同組合小田原支部	H18. 3. 10
災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書 (協定 3-3)	367	小田原ガス株式会社	H28. 2. 3
		西湘ガス産業株式会社	
		株式会社古川	
小田原市エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業に関する協定書		湘南電力株式会社	H29. 7. 6
		株式会社エナリス	
		ほうとくエネルギー株式会社	
小田原市 EV を活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業に関する協定書		株式会社 REXEV	R1. 10. 18
		湘南電力株式会社	
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 (協定 3-4)	368	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	R2. 7. 29
電気自動車を活用した災害連携協定 (協定 3-5)	369	神奈川日産自動車(株)	R2. 7. 31
		(株)日産サティオ湘南	
		日産プリンス神奈川販売(株)	
		日産自動車(株)	
災害時における電動車両等の支援に関する協定 (協定 3-6)	371	東日本三菱自動車販売(株)	R2. 9. 3
		三菱自動車工業(株)	
小田原市における地域マイクログリッドを活用したエネルギーマネジメント事業に関する協定書		京セラ(株)	R3. 4. 28
		(株)REXEV	
		湘南電力(株)	
		(株)A.L.I. Technologies	

【輸送】

災害時における物資の輸送等に関する協定 (協定 4-1)	373	(一社) 神奈川県トラック協会	H26. 2. 19
災害時における物資配送等に関する協定 (協定 4-2)	374	佐川急便株式会社	H30. 6. 1

【応急復旧等】

災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (協定 5-1)	375	小田原市土木建設協同組合	S56. 7. 21 (H8. 4. 1) (H21. 8. 10)
		松浦建設株式会社ほか 5 社	H21. 8. 1 (H24. 2. 7) (H25. 4. 1) (R2. 7. 20)

		有限会社アクアほか6社	H21. 9. 9 (H22. 5. 18) (H23. 4. 26) (H25. 9. 9) (H27. 12. 4) (R2. 7. 1)
		西湘建設事業協同組合	H23. 8. 25
		西さがみ建設協同組合	H8. 4. 1 (H21. 8. 10)
災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (協定 5-2)	377	小田原市管工事協同組合	S56. 8. 26 (H31. 3. 15) (R2. 9. 17)
		小田原給水本管工事連合	H21. 3. 18
		(株) デック	R3. 10. 1
地震災害時における被災住宅相談等の協定書 (協定 5-3)	378	(一社) 神奈川県建築士事務所 協会県西支部	H18. 3. 10
地震災害時における建築士派遣等の協定書 (協定 5-4)	379	(一社) 神奈川県建築士会小田原地方支部	H18. 3. 10
地震等大規模災害時における被災建物等の 解体撤去に関する協定書 (協定 5-5)	380	(一社) 神奈川県建築解体業協会	H18. 3. 27
地震等大規模災害時における災害廃棄物の 処理等に関する協定書 (協定 5-6)	381	(公社) 神奈川県産業資源循環協会	H18. 3. 27
災害時における応急対策の協力に関する協 定書 (協定 5-7)	382	(一社) 神奈川県自動車整備振興会小田原 支部	H19. 3. 29
緊急時の環境保全に係る援助協定書 (協定 5-8)	383	小田原市古紙リサイクル事業組合	H24. 4. 24
		小田原市資源リサイクル事業協同組合	H24. 4. 27
災害時における一般廃棄物災害収集に関す る協定書 (協定 5-9)	384	広域一般廃棄物事業協同組合	H24. 5. 1
災害時応急給水等業務に関する協定書 (協定 5-10)	385	第一環境株式会社	H25. 2. 5 (H29. 10. 1)
災害時における測量、調査等の応急対策業 務に関する協定書 (協定 5-11)	386	県西測量業連合会	H25. 7. 1
		(一社) 神奈川県測量設計業協会神奈川支 部 小田原地区会	H29. 7. 19
災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (協定 5-12)	388	(一社) 小田原市電設協力会	H26. 1. 31
災害時における応急仮設住宅建設等につい ての協定書 (協定 5-13)	389	小田原市建築事業協同組合	H26. 2. 28 (R2. 3. 17)
災害時等における家庭系廃棄物の処理に関 する協定書 (協定 5-14)	390	オリックス資源循環株式会社	H28. 2. 17
災害時における避難所等の清掃、消毒及び 警戒警備等の協力に関する協定書 (協定 5- 15)	392	西湘ビルメンテナンス協同組合	H29. 3. 14
災害時における仮設トイレの供給及び運用 等に関する協定書 (協定 5-16)	393	広域一般廃棄物事業協同組合	H29. 3. 16
災害時における家屋被害認定調査等への協 力に関する協定 (協定 5-17)	394	神奈川県土地家屋調査士会 (神奈川県、神奈川県市長会、神奈川県町 村会)	H29. 9. 21
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書 (協定 5-18)	395	大栄環境ホールディング株式会社	H30. 5. 28
災害時における復旧支援協力に関する協定 (協定 5-19)	397	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H29. 9. 26
災害時における応急危険度判定士及び被災 宅地危険度判定士の派遣に関する協定書 (協定 5-20)	398	(一社) 神奈川県建築士事務所協会県西支 部	H29. 11. 30 (R3. 11. 19)
		(一社) 神奈川県建築士会小田原地方支部	H29. 11. 30 (R3. 11. 19)

小田原市地域防災計画
資料編

災害時における街路樹等の応急対策業務に関する協定書（協定 5-21）	399	小田原市環境緑化協会	H30. 2. 22
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書（協定 5-22）	400	三協フロンテア（株）	R3. 9. 15
農地・農業用施設等の災害復旧事業に係る支援業務に関する協定書（協定 5-23）	401	神奈川県土地改良事業団体連合会	R4. 7. 6
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（協定 5-24）	401	有限会社レントオール小田原	R5. 3. 31
災害時における避難所等の食品衛生の確保等の協力に関する協定（協定 5-25）	402	小田原食品衛生協会	R5. 3. 31
応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（協定 5-26）	403	小田原市管工事協同組合	R6. 1. 30
		株式会社小田原水道サービスセンター	R6. 2. 16

【上・下水道施設の復旧用物資等】

地震等災害時における物件の供給に関する協定書（協定 6-1）	404	中谷商工（株）	S57. 10. 1
		（株）クボタ	
		富士機材（株）	
		大成機工（株）東京支店	
		小泉機器工業（株）小田原営業所	
		ヤマトガワ（株）西東京支店	
		（株）栗本鉄工所東京支社	
		太三機工（株）横浜営業所	
		日本鋳鉄管（株）	
		J F E 商事鋼管管材（株）	
災害時用応急給水口の設置管理等に係る協定書		小田原市水道事業	H30. 8. 1
災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定（協定 6-2）	405	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	R4. 8. 1

【自治体相互応援】

神奈川県下消防相互応援協定（協定 7-1）	407	県下 22 市町	S57. 10. 1 (H29. 4. 1) (R4. 8. 29)
（公社）日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（協定 7-2）	408	県・市・町等 20 団体	S54. 3. 31 (H9. 6. 1) (H18. 4. 28) (R3. 7. 1)
消防相互応援協定書（協定 7-3）	410	県西 1 市 4 町・二宮町	S54. 7. 1～ (H3. 8. 1)
県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定（協定 7-4）	411	県西 1 市 8 町	H1. 12. 12
西湘地区行政センター管内 1 市 3 町 1 一部事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書（協定 7-5）	412	県西 3 町及び組合の長	H4. 9. 8
姉妹都市災害時相互応援に関する協定（協定 7-6）	413	八王子市・寄居町	H29. 3. 1
水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書（協定 7-7）	414	甲府市	H4. 12. 4
県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ		神奈川県自治体病院（9 病院）	H7. 5. 1
災害時における相互援助に関する協定書		県西 1 市 8 町	H8. 2. 23

16. 協定書・覚書等関係

東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書		東海道五十三次及び東海道縁の 20 市区町	H9. 12. 4 (H17. 4. 1) (H21. 1. 1) (H28. 4. 1)
災害時における相互援助に関する協定書 (協定 7-8)	415	甲府市	H7. 5. 9 (H16. 3. 22) (H29. 3. 1)
全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互 応援協定書		全国梅サミット協議会加盟市町 (12 市町)	H18. 2. 23 (H22. 3. 31) (H29. 4. 3)
応急給水支援の事務処理に関する覚書		神奈川県公営企業管理者他 9 市町 (神奈川県企業庁)	H18. 3. 28
神奈川県・小田原市緊急時用連絡管の設置 等に関する協定書 (協定 7-9)	416	神奈川県公営企業管理者 (神奈川県企業庁)	H18. 11. 1
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会 議構成市町村災害時相互応援に関する協定 書		37 市町村	H18. 11. 1 (H23. 11. 25)
災害時における相互応援協定に関する協定 書 (協定 7-10)	417	日光市	H8. 2. 5 (H18. 12. 20)
中越大震災ネットワークおぢやに関する規 約・災害時応援派遣に関する申し合わせ		ネットワークおぢや加入自治体 (89 県市区 町村)	H20. 7. 31 (H30. 7. 30) (R3. 4. 1) (R5. 4. 1)
災害時における相互援助に関する協定書 (協定 7-11)	419	二宮町	H21. 11. 4
災害時における相互援助に関する協定書 (協定 7-12)	420	相馬市	H23. 9. 26
災害時における神奈川県内の市町村の相互 応援に関する協定 (協定 7-13)	421	神奈川県、県内 33 市町村	H24. 3. 29
災害時における相互応援に関する協定 (協定 7-14)	422	嚶鳴協議会 (10 市町)	H25. 6. 4
災害時における相互応援に関する協定 (協定 7-15)	423	北茨城市	H25. 11. 6
全国報徳研究市町村協議会における災害応 急対策活動の相互応援に関する協定書 (協 定 7-16)	424	全国報徳研究市町村協議会 (17 市町村)	H26. 11. 28
全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応 援に関する協定 (協定 7-17)	426	全国 55 公設地方卸売市場	H29. 9. 1

【情報提供】

災害時における非常通信の協力に関する協 定書 (協定 8-1)	427	尊徳アマチュア無線クラブ	H8. 4. 26
災害時におけるタクシー無線通信等の協力 に関する協定書 (協定 8-2)	428	(一社) 神奈川県タクシー協会小田原支部	H8. 8. 28
災害時における漁業用無線通信等の協力に 関する協定書 (協定 8-3)	429	小田原市漁業協同組合	H8. 10. 14
災害時における放送等に関する協定 (協定 8-4)	430	(株) ジェイコム湘南・神奈川 【旧 (株) ジェイコム小田原】	H9. 6. 4 (H27. 12. 3)
防災行政無線の再送信に関する協定書 (協 定 8-5)	431	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	H29. 2. 7
災害発生時における小田原市と小田原市内 郵便局の協力に関する協定 (協定 8-6)	432	日本郵便(株) 南関東支社	H11. 8. 31 (H28. 4. 1)
災害に対する啓発情報及び災害情報の配布 等の協力に関する協定書 (協定 8-7)	433	小田原新聞販売組合	H18. 3. 10

小田原市地域防災計画
資料編

災害時緊急放送（FM ラジオ）の協力に関する協定書（協定 8-8）	434	FM 小田原（株）	H18. 12. 18
災害時緊急放送（FM ラジオ）の運用に関する覚書		FM 小田原（株）	H18. 12. 18
防災行政無線緊急割り込み放送（FM ラジオ）の運用に関する覚書		FM 小田原（株）	H23. 8. 5
避難場所案内広告付電柱看板に関する協定書（協定 8-9）	435	東電タウンプランニング株式会社 神奈川総支社	H28. 11. 24
災害に係る情報発信等に関する協定（協定 8-10）	436	ヤフー(株)	H31. 4. 1
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（協定 8-11）	437	(株)パカン	R3. 5. 27

【情報機器等使用】

災害時における情報機器の使用に関する協定書（協定 9-1）	438	国際医療福祉大学	H20. 2. 20
災害時における地域支援の協力に関する協定（協定 9-2）	439	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	R3. 8. 30
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（協定 9-3）	440	株式会社ゼンリン	R6. 1. 24

【情報交換】

災害時の情報交換に関する協定（協定 10-1）	441	国土交通省関東地方整備局	H23. 6. 9
小田原市での災害等におけるドローンを活用した調査研究・支援活動に関する協定書（協定 10-2）	442	小田原ドライビングスクール	R1. 12. 20
		NPO 法人クライシスマップーズ・ジャパン	

【通信利用】

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（協定 11-1）	443	東日本電信電話（株） 神奈川事業部	H26. 1. 29

【遺体収容】

災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する小田原市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定書（協定 12-1）	444	（一社）全国霊柩自動車協会	H14. 1. 30
災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（協定 12-2）	446	神奈川県葬祭業協同組合	H14. 1. 30
		（一社）全日本冠婚葬祭互助協会	H14. 1. 30

【要配慮者の緊急受入れ】

災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定書（協定 13-1）	447	社会福祉法人永耕会	H22. 12. 21 (R3. 6. 16)
		社会福祉法人小田原支援センター	
		社会福祉法人小田原福祉会	
		社会福祉法人祥風会	
		社会福祉法人積善会	
		社会福祉法人長寿会	
		社会福祉法人東洋会	
		社会福祉法人宝安寺社会事業部	
		社会福祉法人明星会	
		社会福祉法人よるべ会	
		特定非営利活動法人アール・ド・ヴィーヴル	
		特定非営利活動法人おだわら虹の会	
		社会福祉法人風祭の森	

16. 協定書・覚書等関係

災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定書（協定 13-1）		社会福祉法人湖成会	R3. 4. 7
災害時における障害者等の緊急受入れに関する協定書		県立小田原養護学校	H25. 5. 27

【動物救護】

災害時の動物救護活動に関する協定書（協定 14-1）	448	小田原獣医師会	H29. 3. 16

【津波避難】

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（協定 15-1）	449	県及び民間施設（56 施設）（R4. 4. 1 現在）	H23. 8. 16～

【施設使用】

災害時における施設使用の協力に関する協定（協定 16-1）	450	神奈川県県西地域県政総合センター	H24. 3. 26
災害時における施設使用の協力に関する協定（協定 16-2）	451	独立行政法人国立印刷局小田原工場	H24. 8. 1
災害時における施設使用の協力に関する協定（協定 16-3）	453	株式会社鈴廣蒲鉾本店	H25. 4. 1
災害時における施設使用の協力に関する協定（協定 16-4）	454	相日防災株式会社	H25. 4. 1
災害時における施設使用の協力に関する協定（協定 16-5）	455	アルフレッサ株式会社	H25. 6. 1
災害時における避難施設としての使用に関する協定書（協定 16-6）	456	学校法人国際学園 星槎小田原キャンパス	R2. 9. 11
災害時における施設使用の協力に関する協定（協定 16-7）	457	日本新薬(株) 小田原総合製剤工場	R3. 3. 17

【施設使用（地震・風水害）】

災害時における避難施設としての使用に関する協定書（協定 17-1）	458	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	H27. 6. 3

【施設使用（帰宅困難者支援）】

災害時における帰宅困難者支援に関する協定（協定 18-1）	459	小田原短期大学	H24. 7. 23 (H26. 4. 1) (H30. 7. 9)
		国際医療福祉大学	H24. 11. 27
		県立小田原高校	H27. 2. 20
		(一財)小田原市事業協会	R2. 8. 1 (R6. 4. 1)
		小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体（※UMECO）	
		万葉倶楽部(株)（※ミナカ）	R3. 8. 30

【施設使用（風水害）】

風水害等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（協定 19-1）	460	県立小田原城北工業高校	H24. 8. 1
		桜井地区自治会連合会	
風水害発生時の自家用車車中における一時避難施設としての使用に関する協定書（協定 19-2）	461	(株)ダイドーフォワード	R2. 7. 20
		下府中地区自治会連合会	

小田原市地域防災計画
資料編

【施設使用（土砂災害）】

風水害等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（協定 20-1）	462	県及び民間施設（18 施設）（R6. 8. 1 現在）	H24. 2. 17

【災害ボランティア】

災害時における相互協力に関する協定書（協定 21-1）	463	(社福)小田原市社会福祉協議会 (公社)小田原青年会議所	R1. 7. 7
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（協定 21-2）	464	(社福)小田原市社会福祉協議会	R3. 3. 22

【包括連携協定】

小田原市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書		三井住友海上火災保険株式会社	H30. 10. 31
小田原市・ヤマト運輸株式会社の地域活性化に関する包括連携協定書		ヤマト運輸(株)	H27. 12. 22
小田原市と日本郵便株式会社小田原市内郵便局との包括連携に関する協定		日本郵便(株)	H30. 5. 24
小田原市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携に関する協定書		あいおいニッセイ同和損害保険(株)	R3. 12. 17
小田原市と麒麟ホールディングス株式会社との包括連携に関する協定		麒麟ホールディングス(株)	R3. 4. 20
小田原市と富士フイルム株式会社との包括連携に関する協定書		富士フイルム(株)	R3. 4. 27
小田原市と富士急湘南バス株式会社との包括連携協定		富士急湘南バス株式会社	R5. 1. 30
小田原市、日本交通横浜株式会社及び株式会社 Mobility Technologies の包括連携協定書		日本交通横浜株式会社 株式会社 Mobility Technologies	R5. 1. 30
小田原市と箱根モビリティサービス株式会社との包括連携協定書		箱根モビリティサービス株式会社	R5. 5. 1
小田原市と大塚製薬株式会社との包括連携協定		大塚製薬株式会社 首都圏第二支店	R5. 8. 30

【協定 22-1 に基づく個別協定】

小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定（協定 22-1）	466	小田原市自治会総連合 小田原箱根商工会議所	R3. 8. 30
災害時における物資の調達に関する協定（協定 22-2）	466	足柄地区自治会連合会 株式会社小田原百貨店 芦子地区自治会連合会 久野地区自治会連合会 ヤオマサ株式会社	R3. 8. 30
災害時における協力体制の確保に関する協定（協定 22-3）	467	第 62 区風祭自治会 株式会社鈴廣蒲鉾本店	R5. 1. 13
災害時における協力体制の確保に関する協定（協定 22-4）	468	久野地区自治会連合会 株式会社ミクニ小田原事業所	R5. 3. 30
風水害に備えた一時避難施設としての使用に関する協定（協定 22-5）	470	万年地区自治会連合会 日本交通横浜株式会社小田原営業所	R5. 3. 31

16. 協定書・覚書等関係

災害時における協力体制の確保に関する協定 (協定 22-6)	471	大窪地区自治会連合会 株式会社小田原百貨店	R5. 5. 22
災害時における物資の調達に関する協定 (協定 22-7)	472	桜井地区自治会連合会 株式会社小田原百貨店	R5. 5. 22
風水害に備えた一時避難施設としての使用に 関する協定 (協定 22-8)	473	堀之内自治会 株式会社柴橋商会	R6. 3. 19

協定 1-1 米穀の調達に関する協定書

小田原市を甲とし、 を乙として、小田原市域において地震・風水害等の被害が発生した場合又は、警戒宣言が発せられた場合（以下「災害等」という。）における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等における米穀の調達が迅速に行われることを目的とする。

（市の要請）

第2条 甲は、災害等により、米穀の確保を図る必要があると認めるときは、乙の組合員が保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙の組合員は、甲から前条の要請をうけたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達数量）

第4条 調達数量は、乙の組合員の保有数量の範囲内で甲の必要数量とする。

（要請の方法）

第5条 第2条に掲げる米穀の調達要請は、電話又はその他の方法により甲が組合員へ連絡するものとする。

（米穀の価格及び代金の支払）

第6条 米穀の価格は、調達要請時における適正な価格とし、その代金は、乙からの支払請求を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（米穀の引渡し）

第7条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して米穀を確認の上、引渡を受けるものとする。

（米穀の返却）

第8条 調達後不要となった米穀は、その主旨を乙の組合員に連絡し、返納するものとする。ただし、返納された米穀に損傷がある場合は、甲が補償するものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表第1、及び別表第2のとおり定める。

（組合員）

第10条 この協定書に締結する の小田原市内の組合員は、別表第2のとおりとする。

（疑義等の解決）

第11条 この協定履行に当たり疑義を生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定書の有効期間は、平成 年 月 日からとし、甲、乙、何れかの申し出がない場合は、継続

するものとする。

（組合員の変更）

第13条 乙は、組合員に変更があった場合、速やかに甲に連絡するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙

米穀の調達に関する協定書における協定締結先一覧

No	協定締結先
1	ヤオマサ(株)
2	相鉄ローゼン(株)
3	(株)イトーヨーカ堂
4	(有)相模ディナーサービス
5	(有)岩田米穀店
6	志村屋米穀店
7	かながわ西湘農業協同組合

別表第1 略

別表第2 略

協定 1-2 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

小田原市を甲とし、 を乙とし、小田原市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において物資の確保を図る必要があるときは、乙に対し物資の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、乙の災害による甚大な被害その他やむを得ない事由のない限り速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達物資）

第3条 調達物資の種類は次のとおりとし、その品目は別表1に掲げるもののうち乙が取り扱っている物品とする。
種類

2 物資の調達数量は、乙が現に保有し、又は確保できる数量の範囲内とする。

（調達要請の方法等）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、生活必需物資供給要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において生活必需物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙の調達要請の経路は別表2のとおりとする。

（物資の価格）

第5条 調達物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の引取り）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、乙の提出する納品書等に基づき、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（未使用物資の返却）

第7条 甲は、前条の規定により引渡しを受けた物資のうち未使用のものについては、その旨を乙に連絡し返納することができるものとする。

（平常時の協定内容の周知等）

第8条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して本協定の趣旨及び手続の周知に努めるものとする。

2 乙は、連絡先等の変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は乙に対して、定期的に、物資の取扱品目及び保有数量について報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成 年 月 日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長
乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	森高製パン 有限会社
2	株式会社 加藤兵太郎商店
3	株式会社 セキグチペーパー
4	ヤオマサ 株式会社
5	相鉄ローゼン 株式会社
6	株式会社 イトーヨーカ堂
7	株式会社 小田原百貨店
8	ヨークマート 鴨宮店
9	小田急商事 株式会社 Odakyu OX
10	株式会社 カインズ
11	株式会社 鈴廣蒲鉾本店
12	株式会社 ナック中村屋
13	株式会社 寝具の店井上
14	小田原名産漬物工業組合
15	小田原卸商業団地協同組合

別表1・2 略 様式第1号 略

協定 1-3 災害時における生鮮食料品の調達等 に関する協定書

小田原市を甲とし、 を乙とし、小田原市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は警戒宣言が発令された場合（以下「災害時」という。）において、生鮮食料品（以下「青果物」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において青果物の確保を図る必要があるときは、乙の保有する青果物の調達等を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、乙の災害による甚大な被害その他やむを得ない事由のない限り速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（青果物の種類及び数量）

第3条 青果物の種類は次のとおりとし、その品目は別表1に掲げるもののうち乙が調達できるものとする。

2 青果物の調達数量は、乙が現に保有し、又は確保できる数量の範囲内とする。

（調達要請の方法等）

第4条 前条に掲げる青果物の調達要請は、生鮮食料品（青果物）供給要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において生鮮食料品（青果物）供給要請書を提出するものとする。

（調達青果物の価格）

第5条 調達青果物の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（調達青果物の受け渡し）

第6条 調達青果物の受け渡し場所は小田原市公設青果地方卸売市場（小田原市酒匂978）内とし、乙の提出する納品書等に基づき、青果物調達物資を確認し、これを引き取るものとする。この場合、甲は必要に応じて、乙に対し、荷捌き、運搬等の協力を求めることが出来るものとする。

（災害時における相互の情報提供）

第7条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡をとり災害発生状況等について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（平常時の協定内容の周知等）

第8条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して本協定の趣旨及び手続の周知に努めるものとする。

2 乙は、連絡先等の変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は乙に対して、定期的に、青果物の取扱品目、保有数量について報告を求めることが出来る。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成8年11月21日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自各1通を保有する。

平成8年11月21日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	小田原青果商業協同組合
2	小田原青果(株)
3	小田原中央青果(株)
4	小田原中央青果出荷組合
5	小田原青果出荷組合

様式第1号 略

様式第2号 略

別表1 略

協定 1-4 災害時における生鮮食料品等の調達に関する協定書

小田原市を甲とし、を乙として、小田原市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は警戒宣言が発令された場合（以下「災害時」という。）において、生鮮食料品等（以下「水産物」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において水産物の確保を図る必要があるときは、乙に対し水産物の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、乙の災害による甚大な被害その他やむを得ない事由のない限り速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達水産物）

第3条 調達水産物の種類は次のとおりとし、その品目は乙が現に保有し、又は確保できる品目の範囲内とする。

- (1) 生鮮品
- (2) 冷凍品
- (3) 加工品

2 水産物の調達数量は、乙が現に保有し、又は確保できる数量の範囲内とする。

（調達要請の方法等）

第4条 前条に掲げる水産物の調達要請は、生鮮食料品等（水産物）供給要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において生鮮食料品等（水産物）供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙の調達要請の経路は別表のとおりとする。

（水産物の価格及び代金の支払）

第5条 調達水産物の価格は、甲乙信義に従い定める適正な価格とする。

2 前項の代金は、原則として事後払とし、甲は誠意をもってこれにあたるものとする。

（水産物の引取り）

第6条 調達水産物の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、乙の提出する納品書等に基づき、調達水産物を確認の上、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（災害時における相互の情報提供）

第7条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡を取り災害発生状況等について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（平常時の協定内容の周知等）

第8条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して本協

定の趣旨及び手続の周知に努めるものとする。

2 乙は、連絡先等の変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は乙に対して、必要に応じ、水産物の取扱品目及び保有数量について報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成12年9月29日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年9月29日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	(株)小田原魚市場
2	小田原魚仲買組合
3	小田原鮮魚店舗商組合
4	小田原鮮魚小売商組合

別表 略

様式第1号 略

様式第2号 略

協定1-5 災害時における自転車の調達、整備等の協力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と神奈川県自転車商協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が、乙の積極的な協力を得ることにより、使用する自転車の確保を図り、迅速かつ円滑な災害対応に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙が甲に対し協力する内容は、災害時において甲が使用する自転車の調達、整備その他甲が必要と認める業務で、乙が対応可能なもの（以下「協力業務」という。）とする。

（協力の要請等）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、電話等により要請するものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、他の業務に優先して積極的に甲に協力するものとし、要請内容を確認の上、速やかに対応の可否を甲に連絡するものとする。

（必要な情報の提供）

第5条 甲は、協力業務に従事する者が安全にその業務を実施するため、乙に対し必要な情報の提供を行うものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、協力業務を完了したときは、甲に対し、速やかに文書により報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 協力業務に要する費用は、甲が負担するものとし、災害発生直前における適正価格を基準として決定するものとする。

（補償）

第8条 甲は、甲の要請により協力業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は協力業務に起因する負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第42号）の規定の例により、その損害を補償するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に係る甲の連絡責任者は財産主管課の課長の職にある者とし、乙の連絡責任者は神奈川県自転車商協同組合小田原支部長とする。

2 前項の連絡責任者は、変更があった場合には、直ちに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申出がないときは、期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 4月18日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 横浜市西区南幸2丁目16番23号
神奈川県自転車商協同組合
理事長

第3条関係様式 略

第6条関係様式 略

第9条関係様式 略

協定1-6 災害時における物資供給に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月14日

甲 神奈川県小田原市荻窪300
小田原市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

協定1-7 災害時における応急物資の調達に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と五十嵐製箱株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置の実施に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急措置の実施に必要な物資（以下「応急物資」という。）の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の避難所生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（応急物資供給の要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、応急物資供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これが難しいときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条第2項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。なお、甲の要請に基づき乙が供給する応急物資は、別添のとおりとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の運搬場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動状況を応急物資供給協力実施報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定により乙が応急物資の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による甲の負担額は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資については、当該災害時直前の適正な価格
- (2) 運搬に要した費用の実費額（人件費を除く。）

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙から何らの申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 東京都墨田区本所一丁目1番2号
五十嵐製箱株式会社
代表者 代表取締役

協定1-8 災害時におけるリネンサプライ等に関する協定書

株式会社柴橋商会（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の要請に基づき甲が行うリネンサプライ及び福祉用具の貸与（以下「協力業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産の安定並びに生活を確保するため、乙が甲の協力を得て、福祉避難所等において寝具及びリネン、福祉用具の安定した提供を行うことができるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協定の内容）

第2条 この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲が実施する協力業務に関すること
- （2）前号の物品の運搬、回収に関すること
- （3）乙の要請に基づき甲が提供する物品は、別添のとおりとする。
- （4）前3号に掲げるもののほか、乙が必要と認める事項（協力業務の要請）

第3条 乙は、災害時において、協力業務が実施される必要があると認めるときは、甲に対し、物品提供要請書（様式第1号）により、物品提供の実施の要請を行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭で次に掲げる事項を通知することにより、当該要請を行うことができる。その際には、後日当該要請の内容に基づき物品提供要請書（様式第1号）を作成し、乙は甲に提供するものとする。

- （1）物品提供の要請理由
- （2）必要とする物品名及び数量
- （3）物品を必要とする場所
- （4）必要とする活動内容の概要
- （5）必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、物品提供に必要な事項（費用の負担）

第4条 協力業務の実施に要した次の各号に掲げる費用は、乙が負担するものとする。

- （1）リネンサプライ、福祉用具の貸与に関する費用
- （2）前号に掲げるもののほか、協力業務の実施に要した費用

2 前項の費用の算定については、災害発生時の価格を基準とし、その他必要な事項は甲、乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第5条 甲は、協力業務を実施したときは、遅滞なく物品提供報告書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

- （1）提供した物品及びその数量

- （2）従事した従業員数
- （3）物品の搬入・搬出場所
- （4）物品提供の実施日時
- （5）前各号に掲げるもののほか、物品提供に関する事項（防災訓練等への参加）

第6条 乙は、甲に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ協力業務に係る連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

（規定外事項）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月19日

甲 横浜市神奈川区鶴屋町2-11-5 SGビル
株式会社 柴橋商会
代表取締役

乙 小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定 2-1 医薬品等の調達に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に地震災害発生に際し医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書をもって、乙の保有する医薬品等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後において当該要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする医薬品等の種類・数量
- (3) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに適切な措置をとるものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 医薬品等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定する薬物等

（医薬品等の代価）

第4条 医薬品等の代価は、事後に精算するものとし、その価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（医薬品等の引取り）

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認の上これを引き取るものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を置くものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は協定に変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成 年 月 日からとし、甲乙何らかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 18 年 11 月 1 日

甲 小田原市荻窪 300 番地 小田原市長
乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	公益社団法人小田原薬剤師会
2	アルフレッサ(株) 小田原支店
3	(株)メディセオ 小田原支店
4	(株)スズケン 小田原支店
5	東邦薬品(株) 小田原営業所
6	中北薬品(株) 小田原支店
7	(株)粕谷歯科商会

協定 2-2 災害用医薬品の確保及び抛出に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と公益社団法人小田原薬剤師会（以下「乙」という。）とは、小田原市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えた医薬品の確保に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に仮設救護所が設置された場合に供給する災害用医薬品の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 仮設救護所 市が設置する医療救護活動を行う施設・場所。
- (2) 災害用医薬品 災害時に仮設救護所で使用できるよう、指定薬局で管理する医薬品をいう。
- (3) 指定薬局 乙の指定する、災害用医薬品を管理及び抛出する薬局をいう。

（役割分担）

第3条 甲は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 災害用医薬品の引渡し等の要請及び受取に関すること。
- (2) 指定薬局から引き渡された災害用医薬品の薬価の代価の支払いに関すること。
- (3) 指定薬局が行う災害用医薬品の適正管理に対する謝礼の支払いに関すること。
- (4) 第9条及び第10条に規定する協議の場を設けること。

2 乙は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 指定薬局の指定及び取りまとめに関すること。
- (2) 災害用医薬品の引渡し等の要請の指示等に関すること。
- (3) 災害用医薬品の適正管理の指導に関すること。
- (4) 甲から支払われた謝礼を指定薬局に分配すること。

（薬局の指定又は変更）

第4条 乙は、仮設救護所ごとに、災害用医薬品を管理する指定薬局を指定するものとする。ただし、近隣に指定すべき薬局がない場合、その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の指定及び指定薬局の変更をしたときは、別紙一覧表に指定薬局の災害用医薬品の確保及び抛出に関する指定薬局承諾書を添付して甲に提出するものとする。

（要請）

第5条 甲は、災害発生後、仮設救護所を開設した際には、乙に対して災害用医薬品の引渡しを要請するものとする。

（災害用医薬品の引渡し）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、速やかに指定薬局に対し、甲に災害用医薬品を引き渡せるよう適切な措置をとるよう指示するものとする。

置をとるよう指示するものとする。

2 甲は、指定薬局へ職員を派遣し、災害用医薬品目及び数量等を確認の上、受け取るものとする。

（常備在庫の数量の調査）

第7条 甲は、指定薬局に対して、常備在庫の数量の調査を行うものとし、指定薬局はその数量を報告するものとする。

2 前項の調査は、年間2回行うものとする。

（災害用医薬品の代価）

第8条 乙は、指定薬局が災害時に抛出した医薬品の品目、数量及び薬価を書面をもって甲へ報告及び請求をし、甲は、薬価の代価を乙に対し支払うこととする。

（災害用医薬品の品目）

第9条 災害用医薬品の品目は、甲、乙及び関係機関が協議して決定するものとする。

（定期的な協議の実施）

第10条 甲乙は、この協定の運用について、定期的に協議を行い、見直しを図るものとする。

（連絡責任者）

第11条 要請及び引渡しに関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を置くものとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に変更の必要、若しくは疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第13条 この協定は、令和2年4月1日から効力を発するものとし、甲乙いずれかから取りやめの申し出がない限り、継続するものとする。

（旧協定の廃止）

第14条 甲と乙が平成28年3月14日付けで締結した「医薬品の備蓄に関する協定書」については、本協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年3月19日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 神奈川県小田原市栄町二丁目13番1号
公益社団法人 小田原薬剤師会
会 長

協定3-1 災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書

小田原市を甲とし、社団法人神奈川県エルピーガス協会小田原支部を乙とし、小田原市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は警戒宣言が発令された場合（以下「災害時」という。）において、緊急用LPG及び器具の確保を図るため、次のとおり協定する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時においてLPG及び器具の確保を図る必要があるときは、乙の保有するLPG及び器具の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の災害による甚大な被害その他やむを得ない事由のない限り、速やかに現有するLPG及び器具を適切に供給できるよう措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法等）

第3条 甲の調達要請は、緊急用LPG及び器具の供給要請書（様式第1号。以下「供給要請書」という。）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙の調達要請の経路は別表1のとおりとする。

3 乙の措置事項の連絡は緊急用LPG及び器具の供給報告書（様式第2号）によるものとする。

（LPG及び器具の価格）

第4条 LPG及び器具の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（補償）

第5条 甲の要請に基づいて応援に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対し、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の規定の例により、その都度協議して損害補償を行う。

（災害時における相互の情報提供等）

第6条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（平常時の協定内容の周知等）

第7条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して本協定の趣旨及び手続の周知に努めるものとする。

2 乙は連絡先等の変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は乙に対して、定期的に、LPG及び器具の保有数量について報告を求めることができる。

4 前項の報告は緊急用LPG及び器具の保有数量報告書（様式第3号）によるものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成 年 月 日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙 エルピーガス協会 小田原支部長

別表1 略

様式第1号 略

様式第2号 略

様式第3号 略

協定3-2 災害時における燃料の調達に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業協同組合小田原支部（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料の調達に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小田原市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における燃料の調達に関し、甲が乙に要請する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して燃料の供給を要請することができる。

2 甲が要請することができる燃料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車用燃料
- (2) 自家発電機用燃料
- (3) 暖房用燃料
- (4) 火葬用燃料
- (5) 防災資機材用燃料

（要請手続）

第3条 甲は、乙に燃料の供給を要請するときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により連絡するものとし、事後において、甲は、所定の様式を乙に提出するものとする。

- (1) 要請者の職・氏名及び担当者の所属・氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する期間
- (4) 要請する燃料の種類及び数量
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から燃料の供給の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、その他の業務に優先して燃料の供給が実施できるよう必要な措置を講ずるとともに、その措置の結果を甲に連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙は、燃料の供給を実施したときは、その都度、納品書を甲に交付するとともに、燃料供給が終了した時点で、次の掲げる事項を所定の様式により甲に通知するものとする。

- (1) 報告者の職・氏名及び供給会社名・責任者名
- (2) 給油車両番号又は施設名
- (3) 供給した期間
- (4) 供給した燃料の種類及び数量
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担及び価格の決定）

第6条 乙が実施した燃料の供給に要した経費は、甲が負担

するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定する。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、災害時における燃料の供給が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

（補償等）

第9条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の規定に基づき、補償するものとする。

（実施細目）

第10条 甲及び乙は、この協定の運用を円滑に行うため、別途実施細目を定める。

（その他）

（疑義の解決）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議の上解決するものとする。

附則

1 この協定は、平成18年3月10日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年3月10日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙 小田原市扇町五丁目26番8号
神奈川県石油商業協同組合小田原支部長

災害時における燃料の調達に関する協定実施細目

小田原市（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業協同組合小田原支部（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料の調達に関する協定書第10条の規定に基づき、次のとおり協定実施細目を締結する。

（その他の災害）

第1条 協定第1条に規定するその他の災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲が協定第2条第1項に基づき燃料の供給を要請する場合は、乙の組合員が実施可能な平常時の業務範囲内とする。

2 協定第2条第2項に規定する甲が要請することができる燃料の種類は、別表第1のとおりとする。

（要請）

第3条 協定第3条に規定する甲が乙に提出する所定の様式は、災害時における燃料の供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）のとおりとする。

2 前項に規定する要請書は、要請者がそれぞれ供給協力者に提出するものとする。

（措置結果の連絡）

第4条 協定第4条に規定する乙が甲に連絡する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 供給可能な給油所
- (2) 供給可能な燃料の種類及び数量
- (3) 供給時期

（引渡し）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所まで燃料を運搬したときは、甲の担当職員の確認を受け、引渡しするものとする。

（報告）

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に提出する所定の様式は、災害における燃料の供給報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）のとおりとする。）

2 前項に規定する報告書は、供給協力者がそれぞれ要請者に提出するものとする。

（経費）

第7条 協定第6条に規定する経費には、次の経費を含むものとする。

- (1) 燃料運搬料及び車両損料
- (2) 前各号に掲げるもののほか、緊急時の対応に要する経費

2 協定第6条に規定する経費の請求を乙が行う場合は、積算根拠となる内訳を明記した請求書を甲に提出するものとする。

（情報交換）

第8条 協定第8条に規定する連絡先等必要な情報は、別に

定めるものとする。

2 協定第8条に規定する連絡先等必要な情報の定期的な交換は、毎年6月末日までに行うものとする。

附則

この協定実施細目は、平成18年3月10日から適用する。

この協定実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年3月10日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙 小田原市扇町五丁目26番8号
神奈川県石油商業協同組合小田原支部長

別表第1 略

様式第1号 略

様式第2号 略

協定3-3 災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と小田原瓦斯株式会社（以下「乙」という。）、西湘ガス産業株式会社（以下「丙」という。）及び株式会社古川（以下「丁」という。）は、小田原市内に地震、火災、風水害等の災害が発生し、「災害情報等」及び「応急物資等」が必要になった場合における協力事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内における大規模災害の発生を想定し、甲及び市民等が必要とする災害情報等の提供及び応急物資等の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害応急対策活動及び市民の生活の安定確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語の定義は次のとおりとする。

（1）「災害情報等」とは、災害発生時に乙、丙及び丁が知り得た情報等で、次に掲げるものをいう。

- ①巡回情報：小田原市内を巡回して得られる道路・橋・家屋等の状況に関する情報
- ②被災情報：通信やセンサー等を通じて得られた被災に関する情報
- ③復旧計画情報：乙、丙及び丁が立案する復旧計画に関する情報

（2）「応急物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- ①移動式ガス発生設備
- ②液化石油ガス（移動式ガス発生設備用）
- ③飲料水
- ④その他甲が必要と認める物資であって、乙、丙及び丁の対応が可能なもの

（協力要請）

第3条 甲は、小田原市内に災害が発生した場合において、必要に応じて乙、丙及び丁に対し、災害情報等の提供及び応急物資等の供給を要請することができる。

（災害情報等の提供及び応急物資等の供給）

第4条 乙、丙及び丁は、前条の規定により甲から災害情報等の提供及び応急物資等の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所へ災害情報等の提供及び応急物資等の供給を行うよう努めるものとする。

2 前項に掲げる応急物資等の供給に関する要請については、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する余裕のない事態にあつては、口頭またはその他の手段で行うことができるものとする。この場合において、甲は、乙、丙及び丁に対し当該自体の収束後速やかに文書を提出し、要請の事実を明らかにするものとする。

3 乙、丙及び丁は、第1項に基づく甲からの要請を文書で

受けた場合は、甲に対し承諾の内容を明らかにした文書を速やかに提出するものとする。

4 第2項及び前項の文書は、別に定める様式によるものとする。

（情報提供及び供給体制の確立の維持）

第5条 乙、丙及び丁は、本協定に基づく災害情報等の提供及び応急物資等の供給体制を確保するため、平時においても、情報提供体制及び供給体制を整備し、大規模災害の発生に備えるものとする。

（災害情報等の提供）

第6条 本協定に基づく災害情報等の提供については、乙、丙及び丁が各々定める連絡担当者が、甲の定める連絡担当者に対しその都度行うものとする。

2 前項の規定に基づく情報提供が有効に機能することを確認するために、甲、乙、丙及び丁の連絡担当者は、原則として毎年1回、合同伝達訓練を行うものとする。

（応急物資等の運搬）

第7条 本協定に基づく応急物資等の運搬については、乙、丙及び丁の指定する者が行うものとする。ただし、輸送については、緊急自動車扱いとするよう甲が配慮するものとする。

（費用負担・支払い等）

第8条 第4条の規定により乙、丙及び丁が供給した応急物資等にかかる費用は、甲が負担するものとする。ただし、費用の支弁時期については、甲の災害対応の状況に応じて甲が支弁することができると認めた時期とし、その価格については、乙、丙及び丁が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生時直前の適正な価格を基準として、甲、乙、丙及び丁の協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定に基づく費用の請求及び支払い等の事務手続については、甲が別に定める様式により行うものとする。

3 前条に基づく応急物資等の運搬に係る経費については、乙、丙及び丁の負担とする。

（啓発活動）

第9条 本協定の趣旨に鑑み、乙、丙及び丁は、甲が行う各種訓練及び啓発活動に協力するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から3か年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙丙並びに丁のいずれかから文書による協定終了の意思表示がない限り、有効期間満了の日の翌日から更に3年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁の協議のうえ定めるものとする。

（附則）

1 この協定は、平成28年2月3日から施行するものとする。

2 この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月3日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 神奈川県小田原市扇町一丁目30番13号
小田原瓦斯株式会社
取締役社長

丙 神奈川県小田原市扇町一丁目30番11号
西湘ガス産業株式会社
取締役社長

丁 神奈川県小田原市寿町一丁目2番32号
株式会社古川
代表取締役社長

協定3-4 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

小田原市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（1） 甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供

（2） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

（3） 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

（4） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

（1） 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去

（2） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（3） 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場

合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 神奈川県小田原市本町1丁目9番25号
東京電力パワーグリッド株式会社
小田原支社長

協定3-5 電気自動車を活用した災害連携協定

小田原市(以下「甲」という。)と神奈川県小田原市荻窪300番地小田原市長(以下「乙」という。)と日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、大規模な災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時における電気自動車からの電力供給及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)の使用について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲による電気自動車の計画的な整備に加え、乙及び丙が協力することで、市内に地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)による大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される避難所等での電気自動車からの電力供給(以下「電力供給」という)により、市民の生命及び身体の安全を守ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、大規模な地震災害、風水害その他の災害による大規模停電が発生、又は発生のおそれのある場合において、電力供給のための電気自動車、外部給電器及び充電スタンドが必要なときは、乙に対して、これらの貸与等の協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

(電気自動車等の貸与)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車等を甲に貸与し、電力供給のために電気自動車等を甲に使用させるものとする。

2 電力供給の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電量の不足により電力供給の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に電力供給を行えるものとする。

3 前項に規定する期間の終了時において、電力供給の必要がある場合は、甲乙協議のうえ、可能な範囲において期間を延長するものとする。

4 甲は、電力供給の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において使用することを許諾する。

2 乙又は丙は、電気自動車等の貸与期間中、貸与車両又は甲が小田原市EVを活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業に係る協定書に基づき株式会社REXEVから貸与を受けた車両に限り、乙又は丙が所有管理する充電器から電

小田原市地域防災計画 資料編

力を提供するものとする。

（使用上の留意事項）

第6条 甲は、第4条の規定により貸与を受けた電気自動車及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

（1）乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用するものとする。

（2）電気自動車又は充電スタンドが故障又は何らかの理由により使用することができなくなった場合は、乙に対して速やかに連絡を行い、対応を協議するものとする。

（3）甲は、外部給電器を電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。

なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（費用負担）

第7条 本協定により、貸与する電気自動車及び外部給電器、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

（賠償）

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車及び外部給電器、又は使用の許諾を受けた充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（訓練への協力）

第9条 乙及び丙は、甲が実施又は後援する訓練に自己の費用負担と責任において協力するよう努めるものとする。

（広報活動）

第10条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議のうえ、実施するものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第11条 乙は、災害時に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

（連絡調整）

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整者は、甲、乙及び丙があらかじめ別に定める「連絡調整者名簿」（以下「名簿」という。）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は名簿により指定する者に変更があった場合は、名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（細目）

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協定の効力及び更新）

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからも期間満了の1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月31日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市
市長

乙 神奈川県横浜市西区花咲町六丁目139番地

神奈川日産自動車株式会社
代表取締役社長

乙 神奈川県平塚市宮松町3番23号

株式会社日産サテリオ湘南
代表取締役社長

乙 神奈川県横浜市神奈川区東神奈川二丁目47番地7

日産プリンス神奈川販売株式会社
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号

日産自動車株式会社
理事

協定3-6 災害時における電動車両等の支援に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小田原市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 乙又は丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、小田原市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事

小田原市地域防災計画
資料編

前に定め、報告書（様式3）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 2年 9月 3日

甲 神奈川県小田原市荻窪 300
小田原市長

乙 東京都目黒区鷹番 1-4-7
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長

丙 東京都港区芝浦 3 丁目 1-21
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO

協定4-1 災害時における物資の輸送等に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。「以下「災害」という。」）が発生した場合又は小田原市外で災害が発生し、被災地に対する支援（以下「支援」という。）を行う場合に、甲の要請により乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1）甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下、「物資等」という。）の輸送
- （2）前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務（業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条第1号に規定する物資等の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（第三者への損害賠償責任）

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状

況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第7条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

附 則

1 平成24年3月1日付で締結した「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書」は、この協定書の締結日をもって廃止する。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月19日

甲 神奈川県小田原市荻窪300
小田原市長

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1
一般社団法人神奈川県トラック協会
会長

協定4-2 災害時における物資配送等に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における物資配送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等（以下「救援物資」という。）の配送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（1）物資集積拠点とは、災害発生後に小田原市外から届けられる救援物資の荷卸し、仕分け、在庫管理及び積み込み等ができる乙の指定する施設をいう。

（2）集中備蓄用倉庫とは、甲が常時救援物資を保管する、小田原市地域防災計画に定める倉庫をいう。

（3）避難所等とは、救援物資の配送先として甲が指定する場所をいう。

（4）地域内輸送拠点とは、救援物資の荷卸し、仕分け、在庫管理及び積み込み等を行う、小田原市地域防災計画に定める施設をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、第5条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、書面により業務の内容を指定して行う。ただし、書面で要請する時間がないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

3 前項において使用する書面は、甲乙が協議のうえ、別に定める。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、乙は甲に対して連絡をしたうえで、断ることができるものとする。

2 乙は、前項を実施するにあたり、車両及びフォークリフト等の資機材並びに人員について、可能な限り提供及び従事させ、迅速かつ円滑な業務の協力を行うよう努めるものとする。

3 乙は、第1項の業務が完了した場合は、速やかに、書面により、その業務内容を甲に報告するものとする。

4 前項において使用する書面は、甲乙が協議のうえ、別に定める。

（協力の内容）

第5条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）物資集積拠点を活用しての救援物資の荷卸し、仕分け、在庫管理、積み込み及び避難所等までの配送

（2）集中備蓄用倉庫における救援物資の積み込み及び避難所等までの配送

（3）地域内輸送拠点における救援物資の荷卸し、仕分け、在庫管理、積み込み及び避難所等までの配送

（4）物資配送等に係る助言及び連絡調整を実施する者の、小田原市災害対策本部への派遣

（5）その他、甲が求める事項

（優先車両としての通行）

第6条 甲は、前条の業務を実施するにあたり、乙の車両が優先車両として通行できるよう関係機関と調整を図るものとする。

（燃料の確保）

第7条 第4条第1項の規定に基づき、業務を行う際に必要となるガソリン等の燃料については、乙が確保するものとする。

（経費等の負担）

第8条 第4条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費及び前条に規定する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、法令その他で定めがあるものを除き、災害発生前に乙が定めている料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費等の請求及び支払い）

第9条 乙は前条の費用について、内訳書等を添付し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。ただし、災害に伴う混乱により甲の規定に基づき支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ支払時期等について決定する。

（従事者の損害補償）

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡、負傷、又は疾病にかかったときの災害補償については、乙が負うものとする。

ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（損害の負担）

第11条 この協定に基づいて業務に従事していることに起因して生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する事由により生じた損害については、乙が負うものとする。

（連絡体制の整備）

第12条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用のため、連絡体制を定めるとともに、平時から連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 この協定の甲乙の連絡体制は、別に定める。ただし、連絡体制に変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するも

のとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙は、この協定の円滑な運用のため、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ決定する。

平成30年 6月 1日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町7-3
佐川急便株式会社
神奈川支店長

協定5-1 災害応急復旧工事等に関する業務協定書

小田原市(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)は、災害時における応急復旧対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が管理する道路、橋梁、下水道、河川等(以下「公共土木施設」という。)について、地震、風水害、武力攻撃等による災害、事故等、その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合において、乙が所有する資機材を使用し、甲が管理する公共土木施設の機能を回復するための応急復旧対策業務(以下「業務」という。)を乙の協力を得て円滑に行い、もって災害による被害の拡大を防止することを目的とする。

(協力内容)

第2条 乙は、業務の協力を行うことに關し、次に掲げる事項を記載した届出書(様式第1号)を甲に提出するものとする。

- (1) 協力可能な業務、人員及び保有資機材
- (2) 協力可能な場所
- (3) 連絡先
- (4) その他必要な事項

2 前項の届出書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更内容を記載した届出書を提出するものとする。

(準備体制)

第3条 甲は、あらかじめ甲が指定する区域に、乙を配置するものとする。

2 乙は、災害時における業務の実施に備え最低限必要な人員及び資機材を事前に確保するものとする。

(連絡体制)

第4条 乙は、災害時における甲からの要請に迅速に対応できるように、連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、連絡体制を整備し、又は、変更した場合は、速やかに甲に文書で報告するものとする。

(協力要請)

第5条 甲は、災害が発生し、第1条の目的を達成するために業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

(要請手続)

第6条 甲は、前条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした要請書(様式第2号)により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする事項
- (2) 協力を必要とする人員、資機材等
- (3) 協力を必要とする場所

小田原市地域防災計画
資料編

(4) 協力を必要とする期間及び活動内容

(5) その他必要な事項

2 甲は、業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供し、業務に従事する者の安全の確保に努めるものとする。

(要請に対する措置)

第7条 乙は、甲から第5条の規定に基づく要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲の要請に対する協力を積極的に努めるものとする。

(協力活動)

第8条 乙は、甲の指示に従い、業務を実施するものとする。

2 乙は、本業務を実施するときは、安全に実施するよう細心の注意を払い、二次災害等の事故が起きないように努めなければならない。

(報告)

第9条 乙は、甲の要請する業務を実施した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書(様式第3号)により、甲に報告するものとする。

(1) 活動の内容

(2) 活動の人員

(3) 活動の場所

(4) 活動の期間

(5) 活動に要した費用及びその内訳

(6) 事故があった場合はその内容

(7) その他必要な事項

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 費用の精算単価は、災害発生時における災害査定設計標準歩掛表、又は神奈川県が定める設計単価表によるものとする。

3 前項に定めが無いものや、発生した災害の状況等により、前項によることが著しく不適当と思われるものについては、甲乙協議の上定める額とする。

4 費用の支払方法については、費用が発生した時に甲乙協議の上決めるものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づいて業務に従事した者(以下「従事者」という。)が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用が無いときは、小田原市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年小田原市条例第42号)の規定に準じて、甲が行うものとする。

(訓練等)

第12条 乙は、業務を円滑に推進するため、特に営業上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲が要請する

訓練へ参加するとともに、地域の防災力の強化に協力するものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に係る甲の連絡責任者は、小田原市建設部建設政策課長とし、乙の連絡責任者は、 とする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙にこの協定に基づく応急対策活動の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(協議事項)

第15条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれから別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後についても、この協定を同一条件で更新したものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 小田原市荻窪300 小田原市長

乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	小田原市土木建設協同組合
2	松浦建設株式会社ほか5社
3	有限会社アクアほか6社
4	西湘建設事業協同組合
5	西さがみ建設協同組合

様式第1・2・3号 略

協定 5-2 災害応急復旧工事等に関する業務協
定書

小田原市（以下「甲」という。）と（以
下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共上・下水道施設につ
いて、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風水
災害その他の災害（以下「災害」という。）発生時の機能
回復のための応急復旧工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、安全措置及び応
急復旧工事（以下「応急復旧工事等」という。）を実施す
る必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

（応急復旧工事等施工者）

第3条 乙は、前条の出動要請があった場合に応急復旧工事
等を円滑に実施するため、加盟業者（以下「施工業者」と
いう。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ決めておか
なければならない。ただし、災害の状況その他によりやむ
を得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を
変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施工区間及び区域を決定し、
又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に出動要請をする場合
は、安全措置を必要とする場所又は災害の場所、被害状
況、工事内容等を電話により行うものとする。ただし、電
話が途絶し、連絡が不可能なときは、職員を派遣し、要請
するものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従
い、応急復旧工事等を実施するものとする。

2 前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は、本
協定の主旨に基づいて応急復旧工事等を実施するものとす
る。

（着工報告）

第6条 乙は、施工業者が応急復旧工事等に着手したとき
は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の立替え）

第7条 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時
立て替えておくものとする。

（精算単価）

第8条 前条の規定により施工業者が一時立て替えた費用の
精算単価は、地震予知情報発令時又は災害発生時における
災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるもの
とする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第7条の規定により施工業者が一時立て替え
をした費用については、施工業者と協議の上支払うものと

する。

（損失補償）

第10条 甲は、第2条の規定により応急復旧工事等に従事
した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病
にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死
亡し、若しくは著しい障害を有する状態となった場合にお
いては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、小田
原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条
例第42号）の規定の例により、その都度協議して損害補
償を行うものとする。

（報告）

第11条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するために必
要な資機材、人員のは握に努め、甲から要請を受けたとき
は、速やかに別記様式により報告するものとする。

（連絡責任者）

第12条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行
うため、連絡責任者を別表第1のとおり定める。

（疑義等の解決）

第13条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき又はこ
の協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議
の上解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名
押印の上各1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	小田原市管工事協同組合
2	小田原給水本管工事連合
3	(株) デック

協定書第11条による様式 略

別表第1 略

協定 5-3 地震災害時における被災住宅相談等の協定書

小田原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県建築士事務所協会県西支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市域が地震災害による被害（以下「災害」という。）を受けた場合において、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、被災住宅の補修、補強又は建替え等に関するアドバイス（以下「被災住宅相談等」という。）を実施するため、乙に協力を求める場合の手続等を定めるものとする。

（要請手続等）

第2条 甲は、被災住宅相談等を実施する必要があると認める時は、乙に協力を要請する。

2 要請に当たっては、住宅相談窓口の開設場所、開設期間その他必要と認める事項について、文書をもって連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話連絡とする事ができる。

3 前2項の規定により要請を受けた乙は、必要な資機材、人員等を提供し、被災住宅相談等が速やかに実施されるように甲に協力するものとする。

（乙の業務等）

第3条 乙は、前条の要請があった場合に被災住宅相談等を円滑に実施するため、支部会員のうちから必要な人員を確保し、次の業務を行うものとする。

（1）被災住宅所有者の求めに応じ、住宅相談窓口において被災住宅の適切な補修、補強または建替え等に関するアドバイスを行うこと。

（2）甲が被災住宅の相談業務のため、被災住宅等の現地に建築士等の専門家を派遣する事を決定した場合においては、これら派遣に関する業務を支援し、必要な協力を行うこと。

（3）被災住宅相談等に関し必要な資機材の調達を行うこと。

（費用の立替え）

第4条 乙は、前条に規定する業務の実施により生じた費用は一時立替えておくものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙が一時立替えをした費用を原則として全額負担するものとする。

（損失補償）

第6条 第3条の規定による当該業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡、若しくは著しい障害を有する状態となった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の規定

の例により、その都度協議して災害補償を行うものとする。

（疑義等の解決）

第7条 この協定の定める事項に疑義を生じた時またはこの協定の定めのない事項については、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成18年3月10日からとし、甲、乙から何らかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成18年3月10日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 足柄下郡箱根町宮ノ下111番地の5
社団法人神奈川県建築士事務所協会
県西支部 支部長

協定 5-4 地震災害時における建築士派遣等の協定書

小田原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県建築士会小田原地方支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市域が地震災害による被害（以下「災害」という。）を受けた場合において、被災住宅等の現地へ建築士等の専門家を派遣し、被災住宅の補修、補強又は建替え等に関するアドバイス（以下「建築士派遣等」という。）を実施するため、乙に協力を求める場合の手続等を定めるものとする。

（要請手続等）

第2条 甲は、建築士派遣等を実施する必要があると認める時は、乙に協力を要請する。

2 要請に当たっては、建築士派遣等の期間その他必要と認める事項について、文書をもって連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話連絡とする事ができる。

3 前2項の規定により要請を受けた乙は、必要な資機材、人員等を提供し、建築士派遣等が速やかに実施されるように甲に協力するものとする。

（乙の業務等）

第3条 乙は、前条の要請があった場合に建築士派遣等を円滑に実施するため、支部会員のうちから必要な人員を確保し、次の業務を行うものとする。

（1）被災住宅所有者の求めに応じ、被災住宅等の現地において被災住宅の適切な補修、補強または建替え等に関するアドバイスを行うこと。

（2）建築士派遣等に関し必要な資機材の調達を行うこと。

（費用の負担）

第4条 甲は、前条の規定により乙が建築士派遣等に要した費用を原則として全額負担するものとする。

（損失補償）

第5条 第3条の規定による当該業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡、若しくは著しい障害を有する状態となった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の規定の例により、その都度協議して災害補償を行うものとする。

（疑義等の解決）

第6条 この協定の定める事項に疑義を生じた時又はこの協定の定めのない事項については、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成18年3月10日からとし、甲、乙

から何らかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成18年3月10日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市扇町一丁目25番8号
社団法人神奈川県建築士会
小田原地方支部 支部長

協定5-5 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去に関する協定書

(趣旨)

第1条 小田原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）との間に地震等大規模災害が発生した場合における被災した建物等の解体撤去について、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定において使用する用語の意義は次の各号による。

- (1) 地震等大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な災害を生ずるものをいう。
- (2) 建物等とは、建築物及び工作物をいう。
- (3) 災害廃棄物とは、地震等により倒壊し、又は焼失した建物等の解体撤去に伴い発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

ただし、気体状の物及び放射性廃棄物を除く。

(協力要請)

第3条 甲は、甲が自らの責任において及び所有者の意向を受け、次の各号に掲げる事業（以下「解体撤去等」という。）を実施する場合は、次条に規定する手続により乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 被災した建物等の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前2号に伴う必要な措置

2 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する解体・撤去等に可能な限り協力する。

(協力要請の手続)

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、前条第1項に規定する要請内容を記載した文書をもって行う。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、乙に対し前項の規定による要請を行ったときは、後に速やかに県に報告し、乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに県に報告する。

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体・撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体・撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その

分別の徹底に努めること。

(報告)

第6条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告する。

- (1) 実施内容
 - (2) その他の必要な事項
- (費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その額については甲、乙協議のうえ決定する。

(災害補償)

第8条 乙は、第3条の要請に基づき実施した解体・撤去等に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、障害又は死亡した場合の災害補償を、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等により行う。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては小田原市環境政策課とし、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から適用し、平成19年3月26日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を自動的に更新し、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙とで協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 横浜市中区常盤町2-11 大宗常盤ビル303
社団法人 神奈川県建物解体業協会
会長

協定 5-6 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 小田原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）との間に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等について、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定において使用する用語の意義は次の各号による。

- (1) 地震等大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な災害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物とは、地震等により倒壊し、又は焼失した建物等の解体・撤去に伴い発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

ただし、気体状の物及び放射性廃棄物を除く。

(協力要請)

第3条 甲は、甲が自らの責任において及び所有者の意向を受け、次の各号に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）を実施する場合は、次条に規定する手続により乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な措置

2 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

(協力要請の手続)

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、前条第1項に規定する要請内容を記載した文書をもって行う。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、乙に対し前項の規定による要請を行ったときは、後に速やかに県に報告し、乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに県に報告する。

(災害廃棄物処理等の実施)

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告する。

- (1) 実施内容
 - (2) その他の必要な事項
- (費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担し、その額については甲、乙協議のうえ決定する。

(災害補償)

第8条 乙は、第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、障害又は死亡した場合の災害補償を、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等により行う。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては小田原市環境政策課とし、乙においては社団法人神奈川県産業廃棄物協会事務局とする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から適用し、平成19年3月26日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を自動的に更新し、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙とで協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 横浜市中区山下町74-1大和地所ビル4F
社団法人神奈川県産業廃棄物協会
会長

協定5-7 災害時における応急対策の協力に関する協定書

西さがみ連邦共和国を構成する各市町（小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町。以下「甲」という。）と社団法人神奈川県自動車整備振興会小田原支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の救援、障害物の除去等に関する応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が所有する資機材を使用し、被災者救援や障害物除去等の応急対策業務（以下「業務」という。）の協力を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、災害が発生し、甲の区域において業務の必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

2 甲は、前項に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 災害の状況及び協力を必要とする事項
- (3) 協力を必要とする人員、資機材等
- (4) 協力を必要とする場所
- (5) 協力を必要とする期間及び活動内容
- (6) その他必要な事項

3 甲は、協力の要請に当たっては、業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供すること等により、業務に従事する者の安全の確保に努めるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲の要請に対する協力を積極的に努めるものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、甲の要請する業務を実施した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに要請を行った甲に対して、次に掲げる事項を記載した報告書（様式第2号）により、報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故があった場合は、その内容

（7） その他必要な事項

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として算出した額とする。

3 前項以外の費用については、甲乙協議の上定める額とする。

（補償）

第6条 本協定に基づく業務に従事した乙の従事者が、死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）、真鶴町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年真鶴町条例第14号）又は湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）、若しくは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）の規定の例により、甲が行うものとする。

（訓練等）

第7条 乙は、業務を円滑に推進するため、特に営業上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲が要請する訓練へ参加するとともに、地域の防災力の強化に協力するものとする。

（連絡責任者）

第8条 本協定に係る甲の連絡責任者は防災主管課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県自動車整備振興会小田原支部長とする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第10条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年 3月29日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

箱根町湯本256番地
箱根町長

真鶴町岩244番地の1
真鶴町長

湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長

乙 小田原市東町一丁目5番8号
社団法人神奈川県自動車整備振興会小田原支部
支部長

様式第1号 略
様式第2号 略

協定5-8 緊急時の環境保全に係る援助協定書

小田原市を甲とし、 を乙として、小田原市の廃棄物処理等の環境保全に関して次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において、災害等の不測の事態により廃棄物の処理等に重大な支障が生じた場合、乙の資源を活用して適正処理を保持し、もって環境保全に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 本協定の適用および援助の期間は、次のとおりとする。

(1) 本協定の適用は、甲に不測の事態が発生し、廃棄物処理等の環境保全に重大な支障が生じると甲が判断した場合とする。

(2) 援助の期間は、支障が解消されるまでの必要最小限の期間とする。

(要請)

第3条 甲は、協定者と直接協議し援助を要請する。

(受託)

第4条 援助の要請を受けた乙は、業務に支障のない限り、これを受託するものとする。

(実施)

第5条 援助の実施にあたっては、甲乙間において別途細目を協議のうえ実施するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、平成24年5月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 4月18日

甲 小田原市荻窪300小田原市長
乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	小田原市古紙リサイクル事業組合
2	小田原市資源リサイクル事業協同組合

協定5-9 災害時における一般廃棄物災害収集に 関する協定書

平成24年 5月 4日

甲 小田原市荻窪300
小田原市長

乙 小田原市寿町1丁目1番12号
広域リサイクル事業協同組合 理事長

小田原市（以下「甲」という。）と広域リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）は、小田原市内が、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生により、被災した場合の災害時における一般廃棄物の収集（し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集、以下「災害収集」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、乙の協力が必要ときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面により、協力を要請する。ただし、書面により難いときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

- （1）被災場所又は災害収集を要する場所
- （2）被災の概況
- （3）協力要請の内容
- （4）その他必要な指示事項

（協力）

第2条 乙は、前条による甲からの協力要請を受けたときは、他の業務に優先して災害収集に協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合には、その活動状況等応急対策の内容及び経過を、適宜甲に報告するものとする。

2 乙は、応急対策が終了したときは、速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面により、報告するものとする。

- （1）出動場所及び出勤時間
- （2）出動人員
- （3）使用した資機材
- （4）その他必要な事項

（連絡責任者）

第4条 災害収集の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 協定の期間は平成24年 月 日から平成25年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月前までに相手方に対し、書面による協定終了の意思表示がない場合は、本協定の期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

協定5-10 災害時応急給水等業務に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急給水等業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃等による災害、事故等、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が所有する資機材、技術力、労力を使用し、甲が運営する水道事業の機能を回復するため、応急給水等業務（以下「業務」という。）の協力を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、前条の目的を達成するために業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

2 前項の規定に関わらず、乙が必要と認めたときは、甲に対し自主的に協力の申し出をできるものとする。この場合において乙より協力の申し出を受け、甲が業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

（要請手続）

第3条 甲は、前条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした要請書（様式第1号）により、行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする事項
- (2) 協力を必要とする人員、資機材等
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 協力を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要な事項

2 甲は、業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供し、業務に従事する者の安全の確保に努めるものとする。

3 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、代表者を1名以上、給水対策本部が設置される場所に派遣し、業務の打合せをするものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、甲から第2条の規定に基づく要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、甲の要請に対する協力を積極的に努めるものとする。

（協力活動）

第5条 乙は、要請を受けたときは、甲の指示に従い、業務を実施するものとする。

2 乙は、本業務を実施するときは、安全に実施するよう細心の注意を払い、二次災害等の事故が起きないように努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請する業務を実施した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故があった場合はその内容
- (7) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 乙が甲の要請する業務に要した費用は、水道局の休業日及び営業時間外に業務を行った場合に限り、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、乙から提出された報告書（様式第2号）に基づき算定し、単価等については甲乙協議の上定めるものとする。

3 発生した災害の状況等により、前項によることが著しく不適当と思われるものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

4 費用の支払方法については、費用が発生した時に甲乙協議の上定めるものとする。

（危険負担）

第8条 乙は、業務の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与

えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において対処しなければならない。

（補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（訓練等）

第10条 乙は、業務を円滑に推進するため、特に営業上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲の実施する防災訓練等へ参加するとともに、地域の防災力の強化に協力するものとする。

（連絡責任者）

第11条 本協定に係る甲の連絡責任者は水道局営業課長とし、乙の連絡責任者は

第一環境株式会社小田原営業所長とする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成34年9月30日までとする。ただし、甲と乙との間で水道料金等徴収業務委託契約が更新されたときは、更新後の当該委託契約の契約期間まで更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名
押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月1日

甲 小田原市高田401番地
小田原市
小田原市長

乙 東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社
代表取締役社長

協定5-11 災害時における測量、調査等の応急 対策業務に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と（以下
「乙」という。）は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予
期できない事象により甲が管理する道路、河川、公園、その
他の施設等（以下「公共施設等」という。）に被害（以下「災
害」という。）が発生した場合、又は発生する恐れがある場
合の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、小田原市に災害が発生した場合又は発
生する恐れがある場合（以下「災害 時」という。）におい
て、甲が管理する公共施設等の機能を回復するための応急
対策業務（以下「業務」という。）を実施するにあたり、
乙はこれを支援するため必要な機材や技術者の確保及びそ
の動員の方法を定め、甲と乙が協力して災害の未然防止や
拡大防止、被災施設等の早期復旧に資することを目的とす
る。

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に協力を要請する業務は、被
災した公共施設等の情報収集及び復旧に関する調査、測量
等のほか、甲が災害の復旧に関し必要と認める業務とす
る。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるとき
は、乙に対し次に掲げる事項を示して協力を要請すること
ができるものとする。

- （1）業務の実施期間及び場所
- （2）業務の内容
- （3）その他必要な事項

2 前項の規定による要請は要請書（様式第1号）により行う
ものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話
等で要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものと
する。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、でき
る限り速やかに乙に所属する会員（以下、所属会員とい
う。）と調整し、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録
されている所属会員に現地への出動を指示し、業務を実施
するものとする。

2 乙は、前項の規定により現地への出動を指示したとき
は、速やかに業務を実施する所属会員名を甲に通知するも
のとする。

3 甲は、業務を実施する所属会員に対し、業務実施に必要
な情報を提供するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 乙は、第2条の業務の内容を早急に実施できるよ
う、事前に必要な技術者の確保、動員の方法を定め、その
実施体制及び連絡系統を示した災害時緊急連絡表等を甲に

提出するものとする。

(実施報告)

年 月 日

第6条 乙は、第4条の規定により業務を実施したときは、甲に対し、次に掲げる事項を報告書(様式第2号)により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で報告を行い、その後速やかに報告書を提出するものとする。

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙

(1) 業務の実施期間及び場所

(2) 業務の内容

(3) 業務に従事した所属会員名

(4) その他必要な事項

(費用負担)

協定締結先一覧

No.	協定締結先
1	県西測量業連合会
2	(一社) 神奈川県測量設計業協会神奈川支部 小田原地区会

第7条 乙の業務の実施に要した費用については、甲が別に定める積算基準又は実際にかかった費用等をもとに甲が算出し、甲が負担するものとする。

2 費用の請求については、乙が一括して行い、所属会員への支払い、乙と所属会員との間で契約等を締結して行うものとする。

様式第1号(第3条関係) 略

様式第2号(第6条関係) 略

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者(以下「従事者」という。)が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用が無いときは、小田原市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年小田原市条例第42号)の規定に準じて、甲が行うものとする。

(訓練等)

第9条 乙は、業務を円滑に推進するため、特に営業上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲が要請する訓練へ参加するとともに、地域の防災力の強化に協力するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれから別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後についても、この協定を同一条件で更新したものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

協定 5-12 災害応急復旧工事等に関する業務協定書

小田原市（以下「甲」という。）と一般社団法人小田原市電設協力会（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃等による災害、事故等、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲が管理する公共施設に設けた避難所等の防災拠点施設について、乙が所有する資機材を使用し、電気設備の復旧作業及び仮設電気設備の設置等応急復旧対策業務（以下「業務」という。）を甲が乙の協力を得て円滑に行い、もって災害による被害の拡大を防止することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、業務の協力を行うことに関し、次に掲げる事項を記載した届出書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

- （1）協力可能な業務、人員及び保有資機材
- （2）協力可能な場所
- （3）連絡先
- （4）その他必要な事項

2 前項の届出書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更内容を記載した届出書を提出するものとする。

（準備体制）

第3条 乙は、あらかじめ甲が指定する区域に、乙を配置するものとする。

2 乙は、災害時における業務の協用に備え、必要な人員及び資機材の事前確保に努めるものとする。

（連絡体制）

第4条 乙は、災害時における甲からの業務の協用に係る要請に迅速に対応できるよう、連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、連絡体制を整備し又は変更した場合は、速やかに甲に文書で報告するものとする。

（協力要請）

第5条 甲は、災害が発生し、第1条の目的を達成するために業務の必要があると認めたときは、乙に業務の協力を要請する。

（要請手続）

第6条 甲は、前条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした要請書（様式第2号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を必要とする事項
- （2）協力を必要とする人員及び資機材等

（3）協力を必要とする場所

（4）協力を必要とする期間及び活動内容

（5）その他必要な事項

2 甲は、業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供し、業務に従事する者の安全の確保に努めるものとする。

（要請に対する措置）

第7条 乙は、甲から第5条の規定に基づく要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲の要請に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（協力活動）

第8条 乙は、甲の指示に従い、業務の協力を実施するものとする。

2 乙は、本業務の協力を実施するときは、安全に実施するよう細心の注意を払い、二次災害等の事故が起きないように努めなければならない。

（報 告）

第9条 乙は、甲の要請する業務の協力を実施した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務の協力を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書（様式第3号）により、甲に報告するものとする。

- （1）活動の内容
- （2）活動の人員
- （3）活動の場所
- （4）活動の期間
- （5）活動に要した費用及びその内訳
- （6）事故があった場合はその内容
- （7）その他必要な事項

（費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 費用の精算単価は、災害発生時における災害査定設計標準歩掛表、又は神奈川県が定める設計単価表によるものとする。

3 前項に定めが無いものや、発生した災害の状況等により、前項によることが著しく不適当と思われるものについては、甲乙協議の上定める額とする。

4 費用の支払方法については、費用が発生した時に甲乙協議の上決めるものとする。

（補 償）

第11条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用が無いときは、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の規定に準じて、甲が行うもの

とする。

(訓練等)

第12条 乙は、業務を円滑に推進するため、特に営業上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、甲が要請する訓練へ参加するとともに、地域の防災力の強化に協力するものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に係る甲の連絡責任者は、小田原市防災部防災対策課長とし、乙の連絡責任者は、一般社団法人小田原市電設協力会理事長とする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙にこの協定に基づく応急復旧対策業務の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(協議事項)

第15条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後についても、この協定を同一条件で更新したものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月31日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市飯泉174番地3
一般社団法人小田原市電設協力会
理事長

協定5-13 災害時における応急仮設住宅建設等 についての協定書

小田原市（以下「甲」という。）と小田原市建築事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が地震災害、風水害その他による災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、被災者が一時的に居住するための住宅建設及び被災者住宅の応急修理(以下「応急仮設住宅の建設等」という。)を実施するために乙に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

(要請手続等)

第2条 甲は、応急仮設住宅の建設等を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請する。

2 要請に当たっては、応急仮設住宅の建設等の場所、戸数、着工期間、規模、費用その他必要と認める事項等について、文書をもって連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

3 前項による要請を受けた乙は、必要な資材並びに人員等を提供し、応急仮設住宅の建設等が速やかに実施されるように甲に協力するものとする。

(応急仮設住宅の建設等施工業者)

第3条 乙は、前条の要請があった場合に応急仮設住宅の建設等を円滑に実施するため、組合員(以下「施工業者」という。)の施工区域をあらかじめ定めておかねばならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、施工区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により施工区域を決定し、又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

(協力活動)

第4条 応急仮設住宅の建設等を実施する施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指揮、監督に従い、応急仮設住宅の建設等を実施するものとする。

2 前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は、本協定の主旨に基づいて応急仮設住宅の建設等を実施するものとする。この場合、乙は実施状況を甲に報告するものとする。

(費用の立替え)

第5条 前条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立て替えておくものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、前条の規定により施工業者が一時立て替えをした費用を原則として全額負担するものとする。

(損失補償)

第7条 第2条の規定により応急仮設住宅の建設等に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡

し、若しくは著しい障害を有する状態となった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42条）の規定の例により、その都度協議して損害賠償を行うものとする。

（報告）

第8条 乙は、応急仮設住宅の建設等について、協力できる人員及び別記仕様に基づく建設可能戸数の状況を把握し、毎年4月末日までに甲に通知するものとする。ただし、甲から別途要請があった場合は、その都度速やかに通知するものとする。

（連絡体制）

第9条 乙は、災害時における甲からの業務の協力に係る要請に迅速に対応できるよう、連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、連絡体制を整備し又は変更した場合は、速やかに甲に文書で報告するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の解決）

第11条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定の定めのない事項については、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各1通を保有する。

令和2年（2020年）3月17日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市本町四丁目10番24号
小田原市建築事業協同組合
理事長

協定5-14 災害時等における家庭系廃棄物の処理に関する協定書

小田原市（以下、「甲」という。）とオリックス資源循環株式会社（以下、「乙」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下、「法」という。）第6条第1項の規定に基づき甲が計画する一般廃棄物処理計画により定められた甲が処理すべき一般廃棄物のうち、震災・水害・台風・竜巻等の自然災害や大規模火災、甲の運営する処分施設における停電・修繕・トラブル等により甲による処理が困難となる事態となった一般廃棄物（以下これらを総称して、「災害等廃棄物」という。）の処理に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害等廃棄物の発生時に円滑な処分が遂行できるよう、甲、乙の間において、業務体制を整えその業務に関する基本事項を定め、災害等廃棄物処理において迅速かつ的確な対応を図ること、甲の住民生活の安定に寄与することを目的に締結する。

（協力）

第2条 災害等廃棄物を甲が処理することが困難な場合は、乙の廃棄物処理施設（以下、「乙施設」という。）で当該災害等廃棄物を処理するものとし、甲、乙は、互いに連携・協力し、その処理を滞ることがないように努めなければならない。

（対象となる災害等廃棄物）

第3条 前条の場合において乙施設で処理対象とする災害等廃棄物は、次に掲げるものとする。

- （1）木くず：柱・梁・壁材、流木等
- （2）可燃物：繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
- （3）不燃物：分別することができない細かなコンクリート、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、プラスチック
- （4）生活ごみ：生ごみなどの可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
- （5）避難所ごみ：避難所から排出される生ごみなどの可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
- （6）腐敗性廃棄物：被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等

2 乙施設で処理対象とする災害等廃棄物は、次の各号の要件の全てを満たさなければならない。

- （1）乙、寄居町、埼玉県、オリックス株式会社及び寄居町連合環境協議会にて平成25年8月21日付けで締結している彩の国資源循環工場（PFI施設）運営協定書に従い、乙施設において処分が認められている一般廃棄物の受入品目・条件の災害等廃棄物に限ること。
- （2）甲が寄居町に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの規定に基づき通知した同号イ第3号の一般廃棄物

(品目、種類、数量等を含む。)に限ること。

- (3) 以下の廃棄物は分別し災害等廃棄物に混入しないこと。コンクリートくず、廃家電、廃自動車、廃船舶、津波堆積物、有害物質含有廃棄物等(アスベスト含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン、CCA、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類、ボンベ等の危険物(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)等の廃棄物)、放射性廃棄物、し尿、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物等

- (4) 乙において、荷姿、性状、大きさ、臭気等により処理ができないと判断したものを含めないこと。

- 3 前2項各号に当てはまらない災害等廃棄物であって、乙施設で処理するものについては、
甲、乙の同意を得なければならない。

(役割)

第4条 この協定書に定める甲乙それぞれの役割は、次のとおりとする。

- (1) 甲の役割

甲は、法第6条の2第2項に従い、災害等廃棄物処理が円滑に行われるよう統括的な適正処理を確保するため次の事項を役割とする。

ア 前3条に基づき、市民へ周知し分別した災害等廃棄物を乙に引き渡すこと。

イ 災害等廃棄物の仮置き場等における生活環境悪化の防止(消毒、粉塵処理等)を図るものとする。

- (2) 乙の役割

乙は、この協定書により、甲から要請が生じた時は、法の定め、この協定書に従い、乙施設内において迅速かつ適正に処分を行うため次の事項を役割とする。

ア 処分業務完了時には、搬入量等の業務内容を甲に報告するものとする。

イ その他甲から要請があった場合は、速やかに甲と協議し対応を図るものとする。

(業務の実施要請及び手続)

第5条 甲は、第3条の規定による乙施設で処理対象とする災害等廃棄物が発生した場合は、その都度、乙に対して処理の業務(以下、「委託業務」という。)の実施を要請するものとする。

2 甲は、委託業務の実施の要請は、次に掲げる事項を書面にて乙に通知するものとする。

- (1) 災害等の状況、災害等廃棄物の発生状況
- (2) 災害等廃棄物排出場所、収集運搬方法
- (3) 災害等廃棄物の詳細内容、搬出(処分)希望量、搬出(処分)開始日、搬出(処分)期間
- (4) その他乙が必要とする事項

3 甲は、第1項の規定による実施要請と同時に、寄居町に対し第3条第2項の規定による通知(以下「市町村委託通知」という。)をするものとする。なお、市町村委託通知は、寄居町の指定書式を使用するものとする。

(委託業務の実施)

第6条 この委託業務は、甲が寄居町に対し市町村委託通知をし、寄居町がこれを受理した後、甲、乙で処理委託契約を書面で締結し実施されるものとする。

- 2 甲は、寄居町に対する市町村委託通知の内容を変更する場合(災害廃棄物の数量の増減等を含む。)は、寄居町に対し市町村委託通知変更通知書を提出し、寄居町がこれを受理した後、甲、乙協議のうえ、必要があれば処理委託契約を変更するものとする。

(相互の連絡)

第7条 甲、乙は、第4条に定めるそれぞれの役割の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いに連絡先を通知し、変更が生じた時もまた、同様とし、常に危機管理の意識の向上に努め、相互連絡の密を図るものとする。

(機密保持)

第8条 甲、乙は、この協定書に関連して知り得た他の当事者に係る機密事項を機密として保持し、事前に他の当事者の書面による承諾のない限り、これを第三者に漏洩し、又は公表してはならない。

(関係法令の遵守)

第9条 甲、乙は、この協定書の締結に基づく、災害等廃棄物の収集運搬及び処分に関する事項は、法その他関連法令を遵守しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が書面により終了の合意をしない限り、継続するものとする。

(解除)

第11条 前条の規定にかかわらず、甲若しくは乙がこの協定書の各条項に違反した場合、又は甲若しくは乙の業務に大きな支障が発生する場合は、双方合意の上、この協定書を解除できるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙は、協議し定めるものとする。

この協定書の締結を証するためこの協定書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月17日

甲 住所 神奈川県小田原市荻窪300番地
氏名 小田原市長

乙 住所 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
オリックス資源循環株式会社
氏名 代表取締役

協定5-15 災害時における避難所等の清掃、消毒及び警戒警備等の協力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と西湘ビルメンテナンス協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害発生時における避難所等の清掃、消毒等の環境衛生及び警戒警備等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小田原市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙に避難所等の清掃、消毒等の環境衛生及び警戒警備等の協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるとき、次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙に協力を要請することができる。

（1）避難所等の環境衛生に係る状況の調査確認、対処方法の検討

（2）避難所等の環境衛生上の応急的措置

ア 清掃、消毒等の応急的措置（人員の派遣、資機材の支援、薬剤の提供等）

イ その他甲が必要と認める業務

（3）避難所等の警戒警備

（4）災害現場における交通誘導、安全確保

（5）被災状況等の情報提供

2 前項の規定による協力の要請は、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備するとともに、甲と協議の上、避難所開設時に必要となる消毒薬等を避難所ごとに備蓄管理し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項の規定による報告に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項の規定による協力の要請があったときは、可能な限り、協力業務に協力するものとする。

6 乙は、協力業務を実施したときは、報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第3条 前条第1項第1号及び第5号に規定する協力業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 前条第1項第2号から第4号に規定する協力業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

3 甲が負担する費用の金額は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（損害賠償）

第4条 協力業務により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の補償については、乙の責任により行うものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に係る連絡責任者は、甲にあつては防災主管課とし、乙にあつては西湘ビルメンテナンス協同組合事務局とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間・協定の効力）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月14日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市風祭106番地の1
西湘ビルメンテナンス協同組合
代表理事

協定5-16 災害時における仮設トイレの供給及び運用等に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と広域一般廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレの供給及び運用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小田原市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は警戒宣言が発令された場合（以下「災害時」という。）において、仮設トイレの供給及び運用等（以下「供給等」という。）について、協力を要請する際の手続きに関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、供給等の必要があると認める場合は、乙に対し、供給等を要請することができる。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の災害による甚大な被害その他やむを得ない事由のない限り、速やかに対応できるよう措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（要請の方法等）

第4条 甲の要請は、協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、急を要するときには口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において要請書を提出するものとする。

2 乙の措置事項の連絡は協力報告書（様式第2号）によるものとする。

（供給等の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請書に記載された事項に従い、速やかに実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲から要請を受けた事項についてすべての措置が完了したときは、完了報告書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が供給等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（補償）

第8条 甲の要請に基づいて従事した者が、従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の補償は、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の規定の例により、甲が行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、要請事項を円滑に実施するため、平常

時より連絡責任者を定め、相互連絡体制を整備し、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとする。また、被災状況等について、情報提供を行うよう努めるものとする。

（協定内容の周知等）

第10条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して本協定の趣旨及び手続の周知に努めるものとする。

2 甲及び乙は連絡先等の変更があるときは、速やかに報告するものとする。

3 甲は乙に対して、定期的に協力可能事項について報告を求めることができる。

4 前項の報告は協力可能事項報告書（様式第4号）によるものとする。

（協定の期間及び更新）

第11条 本協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1月前までに甲又は乙から文書による別段の意思表示がないときは、本協定は、引き続き同一条件で当該期間の満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通は保有する。

平成29年3月16日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市寿町一丁目1番2号
広域一般廃棄物事業協同組合
理事長

協定 5-17 災害時における家屋被害認定調査等 への協力に関する協定

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、県調査士会が神奈川県及び市町村に協力するために必要な事項を定めるものとする。

（平時の取組み）

第2条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等を共有するものとする。

2 神奈川県は認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的として、市町村の職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年度開催するものとする。

3 県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力の要請）

第3条 市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

2 神奈川県は、被災した市町村が前項に基づく要請を行うことができない場合、市町村の代わりに県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

3 神奈川県は、複数の市町村が被災した場合、第1項に基づく市町村の県調査士会への要請を取りまとめて、県調査士会に要請することができるものとする。この場合、神奈川県はその旨を市町村及び県調査士会に連絡するものとする。

（協力の実施）

第4条 県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村に派遣し、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第5条 第3条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された県調査士会は、災害の状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる情報の提供を神奈川県又は市町村に要請することができるものとする。

2 神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請されたときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しない

ときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。

3 県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で、災害の状況等、市町村が災害の対応を実施する上

で必要となる情報を入手したときは、市町村に当該情報を提供するものとする。ただし、市町村が通信の途絶等により当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県に当該情報を提供するものとする。

4 神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情報を市町村に提供するものとする。

（秘密の保持）

第6条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等の終了後も、また同様とする。

（費用の負担）

第7条 神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力を行うため県調査士会が行う市町村への県調査士会の会員の派遣に係る費用を負担しない。

2 市町村は、認定調査等に必要な資機材のうち、県調査士会との事前調整により、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 この協定に基づく協力を行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害補償保険等により県調査士会が対応するものとする。

（第三者への損害賠償責任）

第9条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

（協定の解除）

第10条 神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査士会及び県調査士会の会員に損害が生じても、神奈川県及び市町村はその損害

の賠償の責めを負わないものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、実施細目として別に定めるものとする。

2 市町村は、この協定及び前項の実施細目に反しない限りで、市町村の行政区域を所管する県調査士会の支部と協議の上、市町村の行政区域内におけるこの協定の実施に関す

る必要な事項を定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は協定締結日から効力を有し、神奈川県、市町村又は県調査士会いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年月日

神奈川県知事 神奈川県市長会会長

会秦野市長 神奈川県町村会長

湯河原町長

神奈川県 土地家屋調査士会長

横浜市長

川崎市長

相模原市長

横須賀市長

平塚市長

鎌倉市長

藤沢市長

小田原市長

茅ヶ崎市長

逗子市長

三浦市長

秦野市長

厚木市長

大和市長

伊勢原市長

海老名市長

座間市長

南足柄市長

綾瀬市長

葉山町長

寒川町長

大磯町長

二宮町長

中井町長

大井町長

松田町長

山北町長

開成町長

箱根町長

真鶴町長

湯河原町長

愛川町長、清川村長

協定5-18 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

小田原市（以下「甲」という。）と大栄環境ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、小田原市内において地震等災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
- (5) 前各号に伴う必要な事業

(災害廃棄物等の処理の実施)

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(連絡協議会)

第5条 甲乙は、本協定の内容確認及び情報交換を目的として、甲乙で組織する連絡協議会を毎年度1回以上開催するものとする。

2 前項の協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、及び情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態に関する事項
- (2) 協力要請の手続及び手順に関する事項
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量に関する事項
- (4) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業に関する事項
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬に関する事項

小田原市地域防災計画
資料編

- (6) 災害廃棄物等の処分に関する事項
(7) その他必要な事項
(個別契約の締結)

第6条 本協定に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に要請する場合、その内容に応じて甲乙間で別途委託契約を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条の規定による要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村（都道府県）への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由がなく協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 乙が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 乙が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 乙又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第11条 乙は、本協定に基づく業務の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲、乙協議の上解決するものとする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月28日

甲 住所 神奈川県小田原市荻窪300番地
氏名 小田原市長

乙 住所 兵庫県神戸市東灘区向洋町東二丁目2番4号
氏名 大栄環境ホールディングス株式会社
代表取締役社長

協定5-19 災害時における復旧支援協力に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は神奈川県小田原市下水道部下水道整備課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部神奈川県支部とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域被災）

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月26日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長

協定5-20 災害時における応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に関する協定書

令和3年11月19日

甲 小田原市荻窪300番地

小田原市長

乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	一般社団法人神奈川県建築士会 小田原地方支部 支部長
2	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 県西支部 支部長

小田原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震等による災害時における建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の業務等（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内で地震等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を派遣し、業務を実施することにより、災害対策に寄与することを目的とする。

（業務への協力）

第2条 判定士は、災害が発生した際、あらかじめ甲が指定した広域避難所に参加し、甲の指示により速やかに業務を実施するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、判定士が実施する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小田原市広域避難所における応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
- (2) 避難者を収容する公共建築物における応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（前号に該当するものを除く。）
- (3) 住宅における応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（業務の詳細）

第4条 業務の詳細については、甲乙協議の上、別紙「災害時における応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する実施要領」に定めるものとする。

（損失補償）

第5条 甲は、第3条に定める業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡、若しくは著しい障害を有する状態となった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、神奈川県建築物震後対策推進協議会が加入する傷害保険により補償を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結日から効力を有し、甲乙いずれかの書面による終了の意思がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

協定5-21 災害時における街路樹等の応急対策業務に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と小田原市環境緑化協会（以下「乙」という。）は、大規模な風水害、地震その他の災害が市内に発生した場合又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）に、市民の生命や安全な生活を確保するために必要な業務（以下、「応急対策業務」という。）に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に行う応急対策業務に関する乙の協力に関して、必要となる基本的事項を定めることを目的とする。

（業務範囲）

第2条 応急対策業務の範囲は、甲が管理する道路、公園等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の回復のため、樹木の倒木処理等の応急処置及びこれらに要する資機材、労力の提供とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、応急対策業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対して、次に掲げる事項を記した要請書（様式第1号）をもって行うこととする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を送達するものとする。

- （1）場所
- （2）災害の状況
- （3）作業等の内容
- （4）人員、資機材等の数量
- （5）期間
- （6）その他必要な事項

（協力活動）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、拒むことはできない。

（実施報告）

第5条 乙は、甲の要請する業務を実施する場合は、適宜、活動状況を口頭等で報告するとともに、その業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記入した報告書（様式第2号）により、報告するものとする。

- （1）場所
- （2）作業等の内容
- （3）活動に要した人員、資機材等の数量
- （4）期間
- （5）事故があった場合はその内容
- （6）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 甲は、乙が応急対策業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を精査確認し、請求に基づき予算の範囲内で負担するものとする。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責については甲、乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第8条 乙の会員が従事したことにより死亡、負傷、又は疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、乙の責任において損害を補償するものとする。

（名簿等の報告）

第9条 乙は、甲に対し、年1回会員名簿及び連絡体制表を報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（甲の解除権）

第11条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙がこの協定に基づく応急対策業務の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月22日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市久野962番地
小田原市環境緑化協会
会長

協定5-22 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小田原市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ、その他乙が取扱い可能な物資）とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、調達する物資名、数量、引渡場所等について記載した物資供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日、物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに物資の優先供給を行うものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬及び設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた物資の供給が完了したときは、実施状況を物資供給完了報告書（様式2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給及び運搬等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する完了報告について甲の承認を得た後、乙は甲に対して支払い請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了を意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年9月15日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市
小田原市長

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長

協定5-23 農地・農業用施設等の災害復旧事業に係る支援業務に関する協定書

小田原市長（以下「甲」という。）と神奈川県土地改良事業団体連合会会長（以下「乙」という。）は災害時における農地・農業用施設等の災害復旧事業に係る支援業務（以下「復旧支援業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大雨、洪水、地震、津波等の自然災害により、市内の農地・農業用施設等（以下「対象施設」という。）に甚大な被害が発生した場合、甲からの協力要請に対して乙が行う復旧支援業務の実施内容を定め、被災した対象施設の被害の把握及び拡大防止並びに早期復旧に資することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、甲からの協力要請に基づき、甲が行う災害発生後の被害調査及び査定設計書の作成等の復旧支援業務とする。

2 甲の乙に対する協力要請は業務の内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後に書面を提出するものとする。

（業務の範囲）

第3条 業務の実施範囲は、対象施設において、災害による被害発生箇所とする。

（費用の負担）

第4条 乙が第2条第1項の復旧支援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（協定の期間）

第5条 本協定の期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。但し、期間満了の1箇月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き同一条件により期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通保有するものとする。

令和4年7月6日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 海老名市中新田3-35-1
神奈川県土地改良事業団体連合会
会長

協定5-24 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）と有限会社レントオール小田原（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が取り扱うレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産の安定並びに生活を確保するため、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害応急対策を実施することができるよう、資機材提供の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協定の内容）

第2条 この協定に基づく資機材提供の内容は、次のとおりとする。

（1）乙が取り扱う資機材のレンタルに関すること
（2）前号の資機材の運搬、設置及び撤去に関すること
（3）甲の要請に基づき乙が提供する資機材は、別添のとりとする。

（4）前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項（資機材提供の要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材提供が実施される必要があると認めるときは、乙に対し、資機材提供要請書（様式第1号）により、資機材提供の実施の要請を行うものとする。ただし、該当要請書により要請する時間がないときは、口頭で次に掲げる事項を通知することにより、当該要請を行うことができる。その際には、後日当該要請の内容に基づき資機材提供要請書（様式第1号）を作成し、甲は乙に提供するものとする。

（1）資機材提供の要請理由
（2）必要とする資機材名及び数量
（3）資機材を必要とする場所
（4）必要とする活動内容の概要
（5）必要とする期間
（6）前各号に掲げるもののほか、資機材提供に必要な事項（費用の負担）

第4条 資機材提供の実施に要した次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

（1）資機材のレンタル料
（2）資機材の運搬、設置及び撤去に要した費用
（3）前2号に掲げるもののほか、資機材提供の実施に要した費用

2 前項の費用の算定については、災害発生時の価格を基準とし、その他必要な事項は甲、乙協議の上定めるものとする。

(報告)

第5条 乙は、資機材提供を実施したときは、遅滞なく資機材提供報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

- (1) 提供した資機材及びその数量
- (2) 従事した従業員数
- (3) 資機材の搬入・搬出場所
- (4) 資機材提供の実施日時
- (5) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に関する事項(防災訓練等への参加)

第6条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ資機材提供に係る連絡担当者定め、相互に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市鬼柳172-14
有限会社レントオール小田原
代表取締役

協定5-25 災害時における避難所等の食品衛生の確保等の協力に関する協定

小田原市(以下「甲」という。)と小田原食品衛生協会(以下「乙」という。)は、地震等の大規模災害発生時における避難所等の食品の衛生的な取扱い等に関する助言、食中毒予防のための啓発等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、小田原市内において地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙に避難所等の食品の衛生的な取扱い等に関する助言、食中毒予防のための啓発等の協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要と認めるとき、避難所等における次の各号の業務(以下「協力業務」という。)について、乙に協力を要請することができる。

(1) 食品衛生指導員による食品の保管管理の状況の調査確認、対処方法の助言

(2) 食品衛生指導員による炊き出し等の調理従事者への食品衛生に関する助言

(3) 食品衛生指導員による食中毒予防のための啓発

2 前項の規定による協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備するとともに、甲と協議の上、協力業務に必要な物品を避難所ごとに配置し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項の規定による報告に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項の規定による協力の要請があったときは、可能な限り、協力業務に協力するものとする。

6 乙は、協力業務を実施したときは、文書により報告するものとする。

(費用負担)

第3条 乙の実施する協力業務に要する費用は、甲が負担すると認めたものを除き、原則として乙が負担するものとする。

(損害賠償)

第4条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙又は乙の食品衛生指導員に損害を与えた場合は、乙又は乙の食品衛生指導員に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は協力業務の実施中に、乙又は乙の食品衛生指導員の責に帰すべき事由により甲及び乙の食品衛生指導員又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に係る連絡責任者は、甲にあつては防災主管課とし、乙にあつては 小田原食品衛生協会災害対策本部と

する。

(平時の協力)

第6条 乙は平時において、大規模災害発生時の避難所における食中毒予防等の啓発について、防災訓練等の機会を活用して、可能な限り協力するものとする。

(実施要領)

第7条 食品衛生指導員の具体的な活動については、別に乙が定める「災害時の食品衛生指導員活動実施要領」のとおりとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間・協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効

期間満了の1月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市荻窪350-1
神奈川県小田原保健福祉事務所内
小田原食品衛生協会 会長

協定5-26 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定

小田原市(以下「甲」という。))と(以下「乙」という。))とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置(以下「水道施設等」という。))の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、(公社)日本水道協会等を通じて被災水道事業者からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請(以下「協力要請」という。))をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の()をして甲に協力させるものとする。

(業務等の実施)

第2条 乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の()に指示するものとする。

(体制の連絡)

第3条 甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

(実施細目)

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(適用期間)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 小田原市高田401番地
小田原市長

乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	小田原市管工事協同組合
2	株式会社小田原水道サービスセンター

協定6-1 地震等災害時における物件の供給に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震その他の災害により甲の上・下水道施設が被災し、その復旧に必要な物件の供給又はあっせんについて次のとおり協定する。

（供給又はあっせんの要請）

第1条 甲は、災害時における上・下水道施設の復旧に必要な物件のうち乙が取り扱っているものにつき、乙に供給又はあっせんに要請するときは文書又は電話等により、品目、数量、納入場所及び納入時期等を明示して行うものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、優先的に甲に物件の供給又はあっせんを行うものとする。

（契約）

第2条 前条第2項の規定による物件の供給については、後日、物件供給契約を締結するものとする。但し契約金額は災害発生年度における実績額とする。

（連絡担当部門）

第3条 この協定に係る甲乙間の相互連絡担当部門は、次のとおりとする。

甲 小田原市水道局、下水道部

乙

2 前項の連絡担当部門に変更を生じたときは双方、文書をもって相手方に通知するものとする。

（適用時期）

第4条 この協定は、締結の日から適用する。

（協議）

第5条 この協定に関して定めがない事項については、必要に応じ、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 小田原市荻窪 300 番地

小田原市長

乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	長島鋳物（株）
2	中谷商工（株）
3	日之出水道機器（株） 横浜営業所
4	（株）クボタ
5	富士機材（株）
6	大成機工（株） 東京支店
7	小泉機器工業（株） 小田原営業所
8	ヤマトガワ（株） 西東京支店
9	（株）栗本鉄工所東京支店
10	（株）長谷川建材社
11	太三機工（株） 横浜営業所
12	日本鋳鉄管（株）
13	虹技（株） 東京支社
14	J F E 商事鋼管管材（株）

協定6-2 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「乙」という。）は、甲の所管する水道及び下水道の施設（水道：管路、水源池、配水池、浄水場等、下水道：管路、中継ポンプ場、汚水調整池等）

（以下「上下水道施設」という。）が自然災害により被災した場合（以下「災害時」という。）におけるこの技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と被災した施設の早期復旧を図ることを目的として、甲に対する乙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における乙の技術支援協力とは、乙による支援可能な会員（以下、「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲より選定された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する業務をいう。

2 業務実施者が実施する業務の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法に関する助言及び災害査定資料の作成等の災害復旧及び応急復旧の業務のうち、甲が要請する業務であって、業務実施者が対応可能な範囲とする。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲の乙に対する技術支援協力の要請は書面（様式第1）にて行う。

2 乙は、前項による要請があった場合は、速やかに乙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第2）により甲に通知する。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲は、前項による通知があった後、支援協力者の中から業務実施者を選定し、書面（様式第3）により業務実施者に通知する。

4 前3項において、書面による要請及び通知ができないときには、口頭又は電子的方法による要請及び通知ができるものとし、この場合、要請及び通知後できるだけ速やかに書面を提出する。

（委託契約の締結及び費用負担）

第4条 甲は業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 委託契約に基づく業務（以下「支援業務」という。）に係る費用は、甲による負担とし、業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲に請求する。甲は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

小田原市地域防災計画
資料編

(業務の実施)

第5条 業務実施者は、支援業務を速やかに遂行しなければならない。

(報告)

第6条 業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに甲に書面(様式第4)をもって報告する。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(労働災害及び損害補償等)

第7条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 支援業務の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告しなければならない。その対応措置について、甲及び業務実施者は協議して定める。

3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合は、甲及び業務実施者が協議し、対応措置を定める。

(連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとし、甲及び乙の連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 甲の連絡先は、小田原市上下水道局経営総務課とする。

(2) 乙の事務局連絡先は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部とする。

(個人情報の保護)

第9条 甲、乙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲及び乙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲及び乙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和5年3月31日までとする。

2 甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲又は乙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲及び乙による協議のうえ定める。

それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年(2022年)8月1日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 東京都荒川区西日暮里5丁目26番8号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関
東支部
支部長

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が

協定 7-1 神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情が

ある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援の定めに要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途中において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

この協定を証するため本書23通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

（附則略、最終改正：令和4年8月29日）

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	横 浜 市
2	川 崎 市
3	横 須 賀 市
4	平 塚 市
5	鎌 倉 市
6	藤 沢 市
7	小 田 原 市
8	茅 ヶ 崎 市
9	逗 子 市
10	相 模 原 市
11	秦 野 市
12	厚 木 市
13	大 和 市
14	伊 勢 原 市
15	海 老 名 市
16	座 間 市
17	綾 瀬 市
18	葉 山 町
19	大 磯 町
20	二 宮 町
21	箱 根 町
22	湯 河 原 町
23	愛 川 町

協定 7-2 日本水道協会神奈川県支部災害相互 応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常洪水その他の災害の場合において、日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 支部の会員を別表第1に定めるとおり県東、県央及び県西の3ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。

2 前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努めるものとする。

(連絡部課)

第3条 会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第1号様式により毎年6月末日までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な防災に関する情報を交換し合うものとする。

2 会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長へ速やかに連絡するものとする。

3 支部長は、前2項の規定により提出された内容を取りまとめ、各会員に送付するものとする。

(応援の要請)

第4条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条第1項により定められた連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

3 第1項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を経由して要請内容を支部長に報告するものとする。

4 支部長は、会員相互間の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることができる。

5 第1号に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。

(事務の代理)

第5条 支部長である会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第2に掲げる会員が、同表に掲げる順位により、この覚書における支部長の事務を代理するものとする。

2 ブロックの代表会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第1に掲げるブロック内会員

が、同表に掲げる掲載順位により、この覚書における代表会員の事務を代理するものとする。

(要請方法)

第6条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、とりあえず口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により要請し、できるだけ速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所、到達経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援に要する必要な事項

(応援内容)

第7条 各会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として応急復旧が終了するまでとする。

(防災情報の調査交換)

第8条 各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、その結果を第2号様式及び第3号様式により毎年6月末日までに支部長に提出するものとする。

2 各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を相互に交換するものとする。

3 支部長は、前2項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

(応援体制)

第9条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援会員が応援に派遣した職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請会員の指示に従って応援に従事する。

3 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(受入体制)

第10条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援要請会員が、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第11条 前2条の規定は、応援会員が職員のほか、業者に派遣する場合について準用する。

この場合において、前2条中「職員」とあるのは「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第12条 第7条第1項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員を派遣するに要する経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当及び旅費をいう。）は、応援要請会員が負担する。
- (2) 応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ずる。

2 前項に定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。

3 前2項の定めにより難しいときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、会員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。

2 他支部の会員が、地震、異常渇水その他の災害により被災した場合で、支部においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(協議)

第14条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則

(適用)

1 この覚書は、平成9年6月1日から適用する。
(日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の廃止)

2 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（昭和54年3月31日締結）は、廃止する。

付則

この覚書は、平成18年4月28日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書20通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成9年6月1日

覚書締結先一覧

No	覚書締結先
1	神奈川県
2	横浜市
3	川崎市
4	小田原市
5	相模原市
6	座間市
7	秦野市
8	三浦市
9	南足柄市
10	横須賀市
11	神奈川県内広域水道企業団
12	愛川町
13	大井町
14	開成町
15	中井町
16	箱根町
17	松田町
18	真鶴町
19	山北町
20	湯河原町
21	清川村

※津久井町については、平成18年に相模原市と合併。

別表第1 略

第1号様式 略

第2号様式 略

第3号様式 略

協定 7-3 消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、小田原市と（以下「協定市町」という。）の市町長は、消防団の消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することをもって目的とする。

（応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は災害が発生した場合に、災害地の市町長又は消防長の要請によって、消防団員その他必要な機器、資材等（以下「消防隊等」という。）を出場させ、応援活動を行うものとする。

（要請の方法）

第3条 応援の要請を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他要請に必要な事項

（消防隊の出場）

第4条 応援要請を受けた市町長は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、災害又はやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（応援隊の指揮）

第5条 応援出場をした消防隊は、消防長及び消防団長の指揮のもとに行動するものとする。

（費用の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、機器、資材等で要請により調達し、又は立て替えた経費については、応援を要請した市町が行うものとする。
- (2) 応援出場した消防隊の活動が長期にわたり燃料、資材、給食等を必要となった場合は、応援を要請した市町が行うものとする。
- (3) 消防団員が応援業務により負傷し、疾病、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町の負担とする。ただし、災害地において行った応急処置の経費は、応援を要請した市町が行うものとする。
- (4) 消防団員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合において、応援を要請した市町がその損害の賠償を行う。ただし、災害地への出場又は帰路途中において発生したものについてはこの限りでない。

(活動報告)

第7条 応援出場したときは、別記様式により消防隊の活動内容を応援を要請した市町に提出するものとする。

(協議)

第8条 この協定に記載のない事項、又は疑義を生じた事項については、協定市町双方協議のうえ決定するものとする。

(附則)

- 1 この協定を証するため本書2通を作成し、各1通を保有する。
- 2 この協定は、平成 年 月 日から施行する。

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	開 成 町
2	真 鶴 町
3	大 井 町
4	中 井 町
5	南 足 柄 市
6	二 宮 町

協定 7-4 県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定

県西地域広域市町村圏域内各市町は、圏域住民の生活基盤の確立、圏域の経済活動の振興等に資するため、それぞれの自助努力により上水道供給事業を推進しているところである。しかし、本圏域全体が『地震防災対策強化地域』に指定され、地震防災対策の対応強化が求められていることに加え、異常洪水、水道施設損傷等の災害緊急時における上水道の安定供給対策が重要な課題となっている。これらを踏まえ、圏域の構成市町である、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（以下『構成市町』という。）は、昭和54年4月1日付けで取り交わされた『日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書』の趣旨に基づき、水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 構成市町が緊密な連携と協力の基に、災害緊急時における上水道の安定供給を推進するため、相互応援の確立を図ることを目的とする。

(相互応援の内容)

- 第2条 構成市町が行う相互応援活動は、次のとおりとする。
- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の供出
- (4) その他、必要な応援活動
- 2 前項第1号に規定する応急給水作業を円滑かつ効果的に推進するため、隣接市町水道事業者間の水道緊急連絡管接続事業を計画実施する。
- 3 前項の水道緊急連絡管接続事業は、各隣接市町間の協議の基に計画実施するものとする。ただし、この基本協定締結の時点において、管網の未整備等の理由により、計画が困難な市町間においては、将来事業実施が可能となった時点で相互協力のもとに計画実施し、圏域内全体の相互応援体制確立に向けて努力するものとする。

(相互応援の連絡)

第3条 構成市町は、災害緊急時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡責任者名簿等を交換し、応援の要請その他の連絡は当該連絡担当課を窓口として行うものとする。

(応援要請)

- 第4条 災害緊急時において応援を受けようとする市町は、次の事項を明示した文書によって応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する時はこの限りではない。
- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所、予定給水量及び期間

- (3) その他必要な事項
(応援活動の円滑化)

第5条 応援を受ける市町は、応援活動の円滑化を図るため、担当責任者を置くものとする。

- 2 応援を行う市町は、前項の担当責任者と密接な連携のもとに、応援活動を円滑に推進するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条第1項に規定する応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市町が負担するものとする。

(細目協定の締結)

第7条 この基本協定の実施にあたり、必要な細部事項については、相互の市町間において細目協定を締結し実施するものとする。

(協議)

第8条 この基本協定の内容に疑義又は変更の必要が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この基本協定は平成元年12月12日から施行する。

この基本協定の締結を証するため、本書10通を作成し、構成市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	小 田 原 市
2	南 足 柄 市
3	中 井 町
4	大 井 町
5	松 田 町
6	山 北 町
7	開 成 町
8	箱 根 町
9	真 鶴 町
10	湯 河 原 町

協定 7-5 西湘地区行政センター管内1市3町1 一部事務組合間における一般廃棄物の 処理に係る相互援助協定書

小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、及び湯河原町真鶴町衛生組合（以下「協定市町等」という。）の各市町及び一部事務組合の長（以下「市町組合長」という。）は、廃棄物の処理について次のとおり協定する。

(目的)

- 1 この協定は、協定市町等のごみ処理施設において、不測の事故及び故障により廃棄物の適正処理に支障が生じた場合、協定市町等のごみ処理施設を相互に利用して、廃棄物の適正処理を保持することにより、生活環境の保全と円滑な清掃事業の遂行をはかることを目的とする。

(適用等)

- 2 この協定の適用及び援助の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 適用の範囲は、ごみ処理施設において事故及び故障が発生し、自己の施設のみでは、廃棄物の適正処理に支障が生じると市町組合長が判断した場合とする。

- (2) 援助の期間は、施設が復旧するまでとする。

(要請)

- 3 援助を必要とする協定市町等は、受託可能な協定市町等と直接協議を行い、要請する。

(受託)

- 4 援助の要請を受けた協定市町等は、業務に支障のない範囲において、これを受託する。

(実施)

- 5 援助の実施については、搬入の方法、経費の負担方法等について、当該協定市町等間において協議のうえ実施する。

(その他)

- 6 この協定に定めのないもの又は疑義を生じたものについては、必要に応じて、協定市町組合長間において別途協議するものとする。

(効力の発生)

- 7 この協定は、平成4年9月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するために、本書6通を作成し、各市町組合長記名押印のうえ、各1通を保存するものとする。平

成4年9月8日

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	小田原市
2	箱根町
3	真鶴町
4	湯河原町
5	湯河原町真鶴町衛生組合
6	(立会人) 神奈川県西湘地区行政センター

協定 7-6 姉妹都市災害時相互応援に関する協定（八王子市・寄居町）

八王子市、小田原市及び寄居町（以下「姉妹都市」という。）は、姉妹都市の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援を行う都市（以下「応援都市」という。）が行う応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資機材、物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助、応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- （5）児童・生徒等の一時受入れ
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）ボランティアの斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第2条 被災した都市（以下「被災都市」という。）が応援を要請するときは、次に掲げる事項について第6条第1項に定める連絡担当部局に対して口頭により要請し、後日速やかに要請内容を文書で提出する。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号に掲げる資機材及び物資等の種類及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員の職種、人数及び業務内容
- （4）前条第5号に掲げる受入れを必要とする児童・生徒等の学年及び人数
- （5）前条第6号に掲げる住宅の提供を必要とする被災者の世帯数及び人数
- （6）応援場所及び応援場所への経路
- （7）応援の期間
- （8）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施及び指揮）

第3条 応援の要請を受けた場合は、極力これに応じるよう努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した被災都市の指揮のもと活動するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- （1）第1条第1号から第3号まで、第5号から第7号までに掲げる応援に要する経費については、原則として被災都市の負担とする。

（2）第1条第4号に掲げる応援に要する経費については、応援都市の負担とする。

（3）第1条第8号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議をする。

（応援の自主出動）

第5条 姉妹都市において、大規模災害が発生し、被災都市との連絡がとれない場合で被災都市が応援を必要とすると認められるときには、職員を被災地域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援都市の負担とする。

3 自主出動した場合には、被災都市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 姉妹都市は、この協定に基づく相互応援のため連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときに、速やかに緊密な情報交換を行うことができるよう体制を整えておくものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、姉妹都市間で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成29年3月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前に、いずれかの都市からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 姉妹都市は、この協定の期間中であっても協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月1日

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市長

小田原市荻窪300番地

小田原市長

寄居町大字寄居1180番地1

寄居町

寄居町長

協定 7-7 水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書

甲府市（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）とは、甲又は乙の区域において水道施設に災害が発生した場合における相互の応援について次のとおり協定する。

（応援活動の内容）

第1条 甲又は乙が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 応援活動を行う期間は、原則として10日以内とする。

（応援の要請等）

第2条 応援活動の要請その他相互応援に関する連絡は、連絡担当者を通じて行うものとする。

2 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、毎年4月末日までに相互に通知するものとする。

（要請の方法）

第3条 応援活動を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援活動の内容
- (3) 応援活動を行う場所及び到達経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援活動に関し必要な事項

（応援活動の体制）

第4条 応援活動の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、当該応援活動に参加する職員に対し、被害の状況に応じ、必要な食糧、被服、金銭等を携行させるものとする。

2 応援活動を要請した市（以下「被応援市」という。）は、前項の職員に対し、宿舍のあつせんその他応援活動に必要な便宜を供与するものとする。

3 被応援市は、応急復旧用資器材の供出を受けるときは、倉庫、保管場所等を確保するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援活動に要した経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応急給水作業及び応急復旧作業については応援市が、応急復旧用資器材の供出については被応援市が負担するものとする。

（災害補償等）

第6条 第1条に定める応援活動に従事した職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、

応援市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被応援市への往復途中に生じたものを除き、被応援市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援物資等の調査）

第7条 甲及び乙は、それぞれの保有する資器材、車両等を調査し、毎年4月末日までに連絡担当者に報告するものとする。

（研修及び訓練）

第8条 甲及び乙は、応援活動を円滑に推進するため、定期的に合同で職員の研修及び訓練を行うものとする。

（実施細目）

第9条 甲及び乙は、この協定の運用を円滑に行うため、別途実施細目について協定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定の履行に当たり疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成4年12月4日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市長

乙 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定 7-8 災害時における相互援助に関する協定書（甲府市）

（趣旨）

第1条 甲府市（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）は、甲又は乙の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関しては、この協定に定めるところによる。

（連絡担当部課）

第2条 甲又は乙は、別表（様式第1号）のとおり相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生したときは、直ちに相互に連絡するものとする。

（援助の種類）

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 防災情報システムを利用できる環境の提供
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの。

（援助要請の手続）

第4条 援助を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (4) 援助を受ける場所及びその経路
- (5) 援助を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（援助経費の負担）

第5条 援助に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、援助を行う市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他援助に要した経費は、援助を受けた市が負担する。

（災害補償等）

第6条 第3条に定める応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第7条 甲又は乙は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう地域防災計画その他、必要な資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

（適用）

- 1 この協定は、平成16年3月22日から施行する。
（旧協定書の廃止）
- 2 災害時における相互援助に関する協定書（平成7年5月9日締結）は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成16年3月22日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

乙 神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市長

様式第1号 略

様式第2号 略

災害時における相互援助に関する協定書第3条第6号にかか る防災情報システムの協同運営実施細目

この実施細目は、災害時における相互援助協定に関する協定書（平成15年3月20日締結）第3条第6号の規定により防災情報システムを利用できる環境の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 定義

- (1) この細目において「協定市」とは、災害時における相互援助協定に関する協定書を締結した市をいう。
- (2) この細目において「被災市」とは、協定市のうち災害により被害を被った市をいう。
- (3) この細目において「支援市」とは、協定市のうち被災市を支援する市をいう。

2 平常時のシステムの管理等

- (1) 協定市は、災害に備え、それぞれの防災情報システムを相互にそれぞれの市のサーバにインストールするものとする。

- (2) 協定市は、被災市のサーバが停止した場合には、支援市のサーバにインストールされている被災市の防災情報システムへインターネットを通じて常にアクセスすることができるよう、運用試験の実施などにより防災情報システムの適正な維持管理に努めるものとする。
- (3) 協定市は、被災市のサーバが停止した場合には、インターネットを通じて支援市のサーバへアクセスし、被災市の防災情報システムを利用することになる旨を、職員及び一般市民へマニュアル・広報等によりあらかじめ十分に周知するものとする。
- (4) 協定市は、災害時に備え、防災情報システムの入力にかかるID及びパスワードを適正に管理するものとする。
- (5) 協定市は、防災情報システムの情報の更新を必要に応じて実施するものとする。
- 3 災害時のシステム利用
- (1) 被災市は、当該市のサーバにインストールされた防災情報システムの利用が不可能になった場合、支援市と連絡をとったうえで、支援市のサーバにインストールされた被災市の防災情報システムへインターネットを通じてアクセスし、データの入力及び照会をすることができる。
- (2) 前号の場合において、支援市及び被災市は、支援市のサーバにインストールされた防災情報システムで被災市の市民安否情報等が確認できることについて、マスコミ等を通じ、積極的に広報するものとする。
- (3) 第1号の場合において、支援市は、被災市の地域からインターネットを通じて円滑に支援市のサーバにインストールされている被災市の防災情報システムへアクセスができるよう、できる限りの協力をするものとする。
- 4 システムのバージョンアップ等について
協定市は、防災情報システムのバージョンアップ等を行う場合には、必要に応じて協議をするものとする。
- 5 協定市以外の市等に係る利用への協力
協定市以外の地方公共団体が当該防災情報システムを利用しようとする場合は、協力することができる。

協定 7-9 神奈川県・小田原市緊急時用連絡管の設置等に関する協定書

神奈川県公営企業管理者 企業庁長（以下「甲」という。）と小田原市水道事業小田原市長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害その他非常の場合等（以下「緊急時等」という。）において、甲及び乙の相互間で応援給水を可能とする連絡管を設置することを目的とする。

（設置箇所等）

第2条 連絡管の設置箇所等は次表のとおりとする。

設置箇所		連絡管の概要	給水方法
甲側	小田原市国府	ダクタイル鋳鉄管 400 mm	管直接
乙側	津五丁目地内		

2 連絡管の接続位置は次のとおりとする。

小田原市国府津五丁目8番17号地先

（工事の分担）

第3条 連絡管の工事の分担は、前条第2項の接続位置まで甲及び乙がそれぞれ分担して施工するものとする。

（費用負担）

第4条 連絡管の費用負担については、前条の工事の分担に基づき、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

（工事完成期限）

第5条 連絡管の工事は、平成22年3月末日までに完成するものとする。

（資産の帰属）

第6条 連絡管の資産の帰属については、第3条及び第4条を準用する。

（連絡管の維持管理）

第7条 連絡管の維持管理並びに費用の負担等については、第3条及び第4条を準用する。

（連絡管の運用）

第8条 緊急時における連絡管の運用による応援給水は、甲及び乙が協議して実施するものとする。

2 連絡管の運用による応援給水は、原則として有償とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定の効力は、締結の日から生ずるものとする。

（疑義等）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定番を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年11月1日

甲 神奈川県公営企業管理者
企業庁長

乙 小田原市水道事業
小田原市長

協定 7-10 災害時における相互援助に関する協 定書（日光市）

（趣旨）

第1条 小田原市（以下「甲」という。）と日光市（以下「乙」という。）は、甲又は乙の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関してこの協定を定める。

（連絡担当部課）

第2条 甲又は乙は、別表のとおり相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（援助の種類）

第3条 この協定による援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救助及び応急復旧等に必要職員の派遣
- （6）防災情報システムを利用できる環境の提供
- （7）前各号に定めるもののほか、被災市に特に必要があると認めたもの

（援助要請の手続）

第4条 援助を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書（別紙様式）を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第4号までに掲げるものの品名、規格、数量等
- （3）前条第5号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種及び人員
- （4）援助を受ける場所及びその経路
- （5）援助を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（援助経費の負担）

第5条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、援助を行う市が負担する。
- （2）救援物資の調達その他援助に要する経費は、援助を受ける市が負担する。

（災害補償等）

第6条 第3条第5号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、救助又は応急復旧等の活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する

損害の賠償の責めは、援助を行う市が負うものとする。

- 2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した市への往復途中に生じたものを除き、被災した市がその賠償の責めを負うものとする。

(資料等情報の交換)

- 第7条 甲又は乙は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附則

(適用)

- 1 この協定は、平成19年1月1日から施行する。
(旧協定書の廃止)
- 2 災害時における相互援助に関する協定書(平成15年3月28日締結)は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成18年12月20日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 栃木県日光市今市本町1番地
日光市長

別表 略

別紙様式 略

災害時における相互援助に関する協定書第3条第6号にかかる防災情報システムの協同運営実施細目

この実施細目は、災害時における相互援助協定に関する協定書(平成18年12月1日締結)第3条第6号の規定により防災情報システムを利用できる環境の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 定義

- (1) この細目において「協定市」とは、災害時における相互援助協定に関する協定書を締結した市をいう。
- (2) この細目において「被災市」とは、協定市のうち災害により被害を被った市をいう。
- (3) この細目において「支援市」とは、協定市のうち被災市を支援する市をいう。

2 平常時のシステムの管理等

- (1) 協定市は、災害に備え、それぞれの防災情報システムを相互にそれぞれの市のサーバにインストールするものとする。

のとする。

- (2) 協定市は、被災市のサーバが停止した場合には、支援市のサーバにインストールされている被災市の防災情報システムへインターネットを通じて常にアクセスすることができるよう、運用試験の実施などにより防災情報システムの適正な維持管理に努めるものとする。
- (3) 協定市は、被災市のサーバが停止した場合には、インターネットを通じて支援市のサーバへアクセスし、被災市の防災情報システムを利用することになる旨を、職員及び一般市民へマニュアル・広報等によりあらかじめ十分に周知するものとする。
- (4) 協定市は、災害時に備え、防災情報システムの入力にかかるID及びパスワードを適正に管理するものとする。
- (5) 協定市は、防災情報システムの情報の更新を必要に応じて実施するものとする。

3 災害時のシステム利用

- (1) 被災市は、当該市のサーバにインストールされた防災情報システムの利用が不可能になった場合、支援市と連絡をとったうえで、支援市のサーバにインストールされた被災市の防災情報システムへインターネットを通じてアクセスし、データの入力及び照会をすることができる。
- (2) 前号の場合において、支援市及び被災市は、支援市のサーバにインストールされた防災情報システムで被災市の市民安否情報等が確認できることについて、マスコミ等を通じ、積極的に広報するものとする。
- (3) 第1号の場合において、支援市は、被災市の地域からインターネットを通じて円滑に支援市のサーバにインストールされている被災市の防災情報システムへアクセスができるよう、できる限りの協力をするものとする。

4 システムのバージョンアップ等について

協定市は、防災情報システムのバージョンアップ等を行う場合には、必要に応じて協議をするものとする。

5 協定市以外の市等に係る利用への協力

協定市以外の地方公共団体が当該防災情報システムを利用しようとする場合は、協力をすることができる。

協定 7-11 災害時における相互援助に関する協定書（二宮町）

（趣旨）

第1条 この協定書は、小田原市と二宮町の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関して定める。

（援助の種類）

第2条 この協定による援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）住民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受入れ
- （4）救助及び応復旧等に必要な職員の派遣
- （5）ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用
- （6）前各号に定めるもののほか、被災区域の長が特に必要と認めたもの

（援助要請の手続き）

第3条 援助を受けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして電話等より要請し、後日、援助を実施した者に対して速やかに文書（別紙様式）を提出する。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、規格、数量、人員等
- （3）前条第4号に掲げる職員の職種別人員
- （4）援助を受ける場所及びその到達経路
- （5）援助を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、これに拠らない。

（援助経費の負担）

第4条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、派遣する者が負担する。
- （2）援助物資の調達その他援助に要する経費は、援助を受ける者が負担する。

（災害補償等）

第5条 第2条第4号の規定により派遣した職員が、救助、応急復旧等の援助活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合またはその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人またはその遺族に対する損害賠償の責めは、派遣した者が負う。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した区域への往復途中に生じたものを除き、派遣を受けた者がその賠償の責めを負う。

（情報の交換）

第6条 両者は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるように必要に応じ、情報交換を行なう。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

（施行期間）

第8条 この協定は、平成21年11月4日から施行する。

この協定の成立を証するため、両者が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年11月4日

小田原市荻窪300番地

小田原市長

二宮町二宮961番地

二宮町長

別紙様式 略

協定 7-12 災害時等における相互応援に関する 協定書（相馬市）

小田原市（以下「甲」という。）と相馬市（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者に対する救護等及び災害復興に対する支援等を実施するため、甲乙相互の応援体制に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、水害、火災及びその他の災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に不足が生じた場合における甲乙相互の救援資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応援（以下「応援」という。）並びに災害復興に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援等の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) この協定に基づき実施する応援の実施に必要な職員の派遣
- (5) 災害援助ボランティアの斡旋
- (6) 災害復興に対する支援
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に被応援側団体から要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所・集結場所及びそこまでの経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 災害復興に対する支援内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

- 2 甲又は乙は、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援活動を実施するものとする。
- 3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない場合は、当該要請した甲又は乙に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援活動に従事する応援側団体の職員は、被応援側団体の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する物資、機材、車両及び施設の調達に要する経費は、被応援側団体が負担する。
- (2) 第2条第4号の規定により派遣した職員（以下「派遣職員」という。）に要する経費は、被応援側団体が負担する。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援活動において必要な経費は原則として被応援側団体が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他特別に定めるものを除くほか、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第7条 派遣職員が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援側団体が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援側団体への往復途中において生じたものを除き、被応援側団体がその賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月26日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 福島県相馬市中村字大手先13番地
相馬市長

協定 7-13 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定に於いて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げると粘りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要の職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項（県の役割）

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間に於ける市町村の相互応援を調整するものとする。

2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との

調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が

負担するものとする。

- 2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。
- 3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年 3月29日

神奈川県知事

神奈川県市長会会長 茅ヶ崎市長

神奈川県町村会会長 箱根町長

神奈川県市長会 横浜市長

川崎市長 相模原市長 横須賀市長 平塚市

鎌倉市長 藤沢市長 小田原市長 茅ヶ崎市長

逗子市長 三浦市長 秦野市長 厚木市長

大和市長 伊勢原市長 海老名市長 座間市長

南足柄市長 綾瀬市長 神奈川県町村会

葉山町長 寒川町長 大磯町長 二宮町長

中井町長 大井町長 松田町長 山北町長

開成町長 箱根町長 真鶴町長 湯河原町長

愛川町長 清川町長

協定 7-14 災害時における相互応援に関する協定（嚶鳴協議会）

嚶鳴協議会に加入する自治体のうち、災害時における相互応援に賛同する自治体（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害が発生し、被害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、相互に協力し、それぞれの実情に合わせた応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類については、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需品の供給及びその供給に必要な機材の提供
- (2) 救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (3) 医療、防疫等に必要な医薬品等の提供
- (4) 救援活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時受け入れるために必要な施設の提供
- (6) 災害ボランティアのあつせん
- (7) 地元企業、団体等への被災地支援の協力要請
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の実施)

第2条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要する経費は、別に定めるところにより負担するものとする。

(連絡担当課)

第4条 協定自治体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

- 2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定自治体に災害が発生したときは、速やかに情報収集に努めるものとする。

(加入及び脱退)

第5条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、本協定の運用に係る事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

- 2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年6月4日

協定自治体（50音順）

岐阜県恵那市
岐阜県大野町
沖縄県沖縄市
神奈川県小田原市
岩手県釜石市
長野県木曽町
宮崎県高鍋町
佐賀県多久市
愛知県東海市
兵庫県養父市
山形県米沢市

協定7-15 災害時における相互応援に関する協定（北茨城市）

北茨城市（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者に対する救護等及び災害復興に対する支援等を実施するため、甲乙相互の応援体制に関し、次の通り協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、水害、火災及びその他の災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に不足が生じた場合における甲乙相互の救済資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応援（以下「応援」という。）並びに災害復興に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援等の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応援の実施に必要な職員の派遣
- （5）災害復興に対する支援
- （6）前各号に定めるもののほか、特に被災支援団体から要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の種類、人員等
- （4）応援を受ける場所・集結場所及びそこまでの経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）災害復興に対する支援内容
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

2 甲または乙は、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援活動を実施するものとする。

3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない場合は、当該要請した甲又は乙に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援活動に従事する応援側団体の職員は、被応援側団体の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(応援費用の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに規定する物資、機材、車両及び施設の調達に要する経費は、被応援側団体が負担する。
- (2) 第2条第4号の規定により派遣した職員（以下「派遣職員」という。）に要する経費は、被応援側団体が負担する。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援活動において必要な経費は原則として被応援側団体が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他特別に定めるものを除くほか、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援側団体が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援側団体への往復途中において生じたものを除き、被応援側団体がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲または乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年11月6日

甲 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地
北茨城市長

乙 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定 7-16 全国報徳研究市町村協議会における 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（全国報徳研究市町村協議会）

災害応急対策活動の相互応援に関し、全国報徳研究市町村協議会に加盟する北海道中川郡豊頃町、福島県相馬市、福島県南相馬市、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、福島県相馬郡飯館村、茨城県筑西市、茨城県桜川市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県那須烏山市、栃木県芳賀郡茂木町、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、静岡県掛川市、静岡県御殿場市、三重県多気郡大台町（以下「協定自治体」という。）との間に次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定自治体の区域内において災害が発生した場合において、報徳思想に学ぶ協定自治体が相互に応援し災害時における応急措置等を円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和36年法第233号）第8条第2項第12号及び同法第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項（応援要請の手続き）

第3条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、規格、数量等
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項（応援の実施）

第4条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援要請をした自治体（以下「要請自治体」という。）の付帯とする。

2 要請自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、要請自治体から要請があった場合は、応援要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援自治体と要請自治体の間で協議することができるものとする。

（応援の自主出動）

第6条 災害が発生し、連絡が取れない場合で、応援を行おうとする自治体が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする自治体の負担とする。

（災害補償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援自治体が負担するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請自治体への往復途上に生じたものを除き、要請自治体はその賠償の責めを負うものとする。

（応援のために派遣された人員の指揮）

第8条 応援のために派遣された人員は、要請自治体の長の指揮下に活動するものとする。

（連絡担当部局）

第9条 協定自治体は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定め、相互に明らかにしておくものとする。

（統括自治体）

第10条 協定の運用に係る事務は、その事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）において処理する。

2 統括自治体は、当該年度の全国報徳サミットを開催する自治体がこれに当たるものとする。

（統括自治体の所掌事務）

第11条 統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- （1）第9条に定める連絡担当部局の名簿調製
- （2）第14条の定めるにより協定自治体が協議する必要がある場合における会議の開催等の庶務に関する事務
- （3）協定自治体間の情報伝達

（統括自治体の代行）

第12条 統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、前年度の全国報徳サミットを開催した自治体が

その事務を代行するものとする。

（加入及び脱退）

第13条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、統括自治体に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

（その他）

第14条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で特に必要が生じたときは、その都度、協定自治体で協議のうえ決定するものとする。

（効力発生の日）

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずる。

この協定締結の証として、本協定書17通を作成し、協定自治体記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月28日

北海道 豊頃町長
 福島県 相馬市長
 福島県 南相馬市長
 福島県 大熊町長
 福島県 浪江町長
 福島県 飯館村長
 茨城県 筑西市長
 茨城県 桜川市長
 栃木県 日光市長
 栃木県 真岡市長
 栃木県 那須烏山市長
 栃木県 茂木町長
 神奈川県 小田原市長
 神奈川県 秦野市長
 静岡県 掛川市長
 静岡県 御殿場市長
 三重県 大台町長

協定 7-17 全国公設地方卸売市場協議会災害 時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2)被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3)被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4)前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続き)

第3条被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3)前条第2号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4)前条第3号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5)連絡窓口
- (6)応援の期間
- (7)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第4条会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

2会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第5条会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

2応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁

するものとする。

3応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第8条この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則

1 この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

2 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

災害時相互応援に関する協同意市場・開設者一覧

平成29年9月1日

【東日本ブロック】

№	市場名	開設者名	部類
1	千歳市公設地方卸売市場	千歳市長 山口幸太郎	青果・水産
2	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市長 岩倉博文	青果・水産・花き
3	国崎市水産物地方卸売市場 国崎市青果物地方卸売市場	国崎市長 工藤義樹	水産 青果
4	地方卸売市場八戸市第一魚市場 地方卸売市場八戸市第二魚市場 地方卸売市場八戸市第三魚市場	八戸市長 小村誠	水産
5	秋田市公設地方卸売市場	秋田市長 徳重忠	青果・水産
6	公設生内青果物地方卸売市場	生内広域行政組合理事長 博本政規	青果
7	半沢市青果物地方卸売市場	半沢市長 中川勝	青果
8	山形市公設地方卸売市場	山形市長 佐藤幸弘	青果・水産
9	郡山市総合地方卸売市場	郡山市長 品川萬里	青果・水産・花き
10	福島市公設地方卸売市場	福島市長 小村香	青果・水産・花き
11	水戸市公設地方卸売市場	水戸市長 高橋博	青果・水産・花き
12	公設鹿島地方卸売市場	鹿島地方事務組合管理官 保立一男	青果
13	黒崎郡東公設地方卸売市場	黒崎郡東公設地方卸売市場事務組合 組合長 菅島寛	青果・水産
14	鹿沼市公設地方卸売市場	鹿沼市長 佐藤信	青果・水産
15	秩父市公設地方卸売市場	秩父市長 久喜邦康	青果・水産
16	柏市公設総合地方卸売市場	柏市長 秋山浩保	青果・水産・花き
17	成田市公設地方卸売市場	成田市長 小泉一成	青果・水産
18	千葉市地方卸売市場	千葉市長 船谷良人	青果・水産
19	船橋市地方卸売市場	船橋市長 松戸徹	青果・水産
20	三浦市三崎水産物 公設地方卸売市場	三浦市長 吉田英男	水産
21	小田原市公設青果地方卸売市場 小田原市公設水産物地方卸売市場	小田原市長 加藤憲一	青果 水産
22	川崎市地方卸売市場南都市場	川崎市長 福田紀彦	青果・水産・花き
23	松本市公設地方卸売市場	松本市長 菅谷昭	青果・水産 果物・花き
24	諏訪市公設地方卸売市場	諏訪市長 金平ゆかり	青果・水産
25	飯田市公設地方卸売市場	飯田市長 牧野光朗	青果・水産
26	甲府市地方卸売市場	甲府市長 樋口雄一	青果・水産

【西日本ブロック】

Nº	市場名	開設者名	部類
1	南加賀公設地方卸売市場	南加賀広域圏事務組合 管理室 和田隆司	青果・水産
2	七尾市公設地方卸売市場	七尾市長 下嶋豊和	青果・水産
3	高山市公設地方卸売市場	高山市長 國島芳明	青果・水産
4	中農公設地方卸売市場	関市長 尾関健治	青果
5	豊田市公設地方卸売市場	豊田市長 太田徳彦	青果・水産
6	富山市公設地方卸売市場	富山市長 森雅志	青果・水産・花き
7	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市長 小椋正清	青果・水産・花き
8	大津市公設地方卸売市場	大津市長 初直美	青果・水産
9	福知山市公設地方卸売市場	福知山市長 大橋一夫	青果
10	新宮広域圏公設地方卸売市場	新宮周辺広域圏町村圏事務組合 管理室 田岡基千年	青果・水産
11	明石市公設地方卸売市場	明石市長 泉陽徳	青果・水産
12	尾崎市公設地方卸売市場	尾崎市長 稲村和英	青果・水産
13	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市長 澤番義彦	青果・水産・花き
14	岩国市公設地方卸売市場	岩国市長 福田良彦	青果・水産
15	宇部市公設地方卸売市場	宇部市長 久保田后子	水産
16	下関市地方卸売市場唐戸市場 下関市地方卸売市場特牛市場 下関市地方卸売市場新下関市場	下関市長 前田晋太郎	水産
17	北九州市公設地方卸売市場	北九州市長 北條健治	水産
18	飯塚市公設地方卸売市場	飯塚市長 片峯誠	青果・水産・花き
19	大分市公設地方卸売市場	大分市長 佐藤樹一郎	青果・水産
20	別府市公設地方卸売市場	別府市長 長野恭弘	青果・水産・花き
21	佐伯市公設水産地方卸売市場 (豊港市場) 佐伯市公設水産地方卸売市場 (鶴見市場)	佐伯市長 田中利明	水産
22	都城市公設地方卸売市場	都城市長 池田直水	青果・水産・花き

協定 8-1 災害時における非常通信の協力に関する協定書

小田原市(以下「甲」という。)と尊徳アマチュア無線クラブ(以下「乙」という。)の間に次のように協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第65条に規定する応急措置として、甲が乙に対して電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号の非常通信の協力を求める際の手続等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、小田原市域において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害等に関する情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙の会員の無線局(以下「無線局」という。)に協力を要請することができる。

2 前項の規定により要請を受けた無線局は、甲の指示に従い情報の収集及び伝達に協力するものとする。

(協力の要請手続)

第3条 前条第1項の規定による協力の要請手続は、小田原市防災部防災対策課長(以下「防災対策課長」という。)が直接無線局に対して行うものとする。

(通信統制)

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、防災対策課長の統制に従うものとする。

(災害補償)

第5条 第2条第2項の規定による通信活動中に乙の会員が負傷等した場合の災害補償は、小田原市消防団員公務災害補償条例(昭和41年小田原市条例第42号)を適用する。ただし、小田原市の区域外の乙の会員の災害補償については、同条例の例によるものとする。

(報告)

第6条 乙は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末日に別に定める様式により甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

(効力の発生)

第8条 この協定は、平成8年4月26日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成8年4月26日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙 小田原市栢山1140番地 尊徳アマチュア無線クラブ

第6条関係様式 略

協定8-2 災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県乗用自動車協会小田原支部小田原地区会（以下「乙」という。）は、小田原市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対してタクシー無線通信による災害情報の収集提供及びタクシー車による人員、緊急物資等の輸送の協力を要請することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である場合に、必要があると認めるときは、乙に対し、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号の非常通信としてタクシー無線により災害情報を収集し、その情報を提供すること（以下「情報提供等」という。）の協力を要請するものとする。

2 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、タクシー車による人員、緊急物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）の協力を要請するものとする。

3 前2項の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、口頭、電信等の方法により行うものとし、緊急輸送の要請をしたときは、後日、文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 要請する協力の内容

(3) 緊急輸送の協力の要請の場合にあつては、必要とする車両台数

(4) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲から情報提供等の協力及び緊急輸送の協力の要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

（情報提供等の協力）

第3条 乙は、情報提供等の協力を要請された場合には、乙に所属する会員からタクシー無線により災害情報を収集し、速やかに小田原市災害対策本部に、電話、口頭、電信等の方法により災害情報を提供するものとする。

2 乙は、情報提供等の要請を平日の勤務時間内に受けたときは、乙の所属する会員を小田原市災害対策本部に派遣し、甲が行うタクシー無線からの災害情報の収集に協力できるよう努めるものとする。

（緊急輸送の協力の報告）

第4条 乙は、甲の要請に応じて緊急輸送の協力を行った場合には、速やかに次に掲げる事項を電話、口頭、電信等をもって甲に報告するものとし、後日、甲に文書を提出するものとする。

(1) 従事した車両及び従事者名簿

(2) 従事時間、日数及び走行距離

(3) その他必要な事項

（緊急輸送に要した費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に応じて緊急輸送の協力を行った場合の費用は、甲が負担するものとする。この場合において、賃走によらず時間貸切方法により甲がタクシーを借り上げたときの運送費用は、災害発生直前における適正な料金の額を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な応援体制の整備）

第6条 乙は、災害時における所属会員相互の円滑な協力が図られるよう、災害に対処し得る設備並びに広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第7条 乙は、甲からの要請による情報提供等の協力及び緊急輸送の協力を円滑に行うための連絡担当部局を定め、災害時には速やかに相互に連絡確認するものとする。

（災害補償）

第8条 第2条の規定による通信活動中に乙の会員が負傷等した場合の災害補償は、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）を適用する。ただし、小田原市の区域外の乙の会員の災害補償については、同条例の例によるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間と更新）

第10条 この協定の有効期間は、平成8年8月28日から平成9年3月31日までとする。

2 甲又は乙から前項の期間満了の3月前までに相手方に対し、文書による別段の意思表示がない場合には、本協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を有するものとする。

平成8年8月28日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙 小田原市中町三丁目1番6号

社団法人神奈川県乗用自動車協会

小田原支部小田原地区会地区長

第1条、第4条第7条関係様式 略

協定8-3 災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と小田原市漁業協同組合（以下「乙」という。）は、小田原市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して漁業用無線通信による災害情報の収集提供及び漁船による人員、緊急物資等の輸送の協力を要請することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である場合に、必要があると認めるときは、乙に対し、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号の非常通信として漁業用無線により災害情報を収集し、その情報を提供すること（以下「情報提供等」という。）の協力を要請するものとする。

2 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、漁船による人員、緊急物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）の協力を要請するものとする。

3 前2項の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、口頭、電信等の方法により行うものとし、緊急輸送の要請をしたときは、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力の内容
- (3) 緊急輸送の協力の要請の場合にあつては、必要とする漁船数
- (4) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲から情報提供等の協力及び緊急輸送の協力の要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

（情報提供等の協力）

第3条 乙は、情報提供等の協力を要請された場合には、乙に所属する組合員から漁業用無線により災害情報を収集し、これを整理した上で、速やかに小田原市災害対策本部に、電話、口頭、電信等の方法により災害情報を提供するものとする。

（緊急輸送の協力の報告）

第4条 乙は、甲の要請に応じて緊急輸送の協力を行った場合には、速やかに次に掲げる事項を電話、口頭、電信等をもって甲に報告するものとし、後日、甲に文書を提出するものとする。

- (1) 従事した漁船名、トン数及び従事者名簿
- (2) 従事時間、日数
- (3) その他必要な事項

（緊急輸送に要した費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に応じて緊急輸送の協力を行った場合の費用は、甲が負担するものとする。この場合において、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な応援体制の整備）

第6条 乙は、災害時における所属組合相互の円滑な協力が図られるよう、災害に対処し得る設備並びに広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第7条 乙は、甲からの要請による情報提供等の協力及び緊急輸送の協力を円滑に行うための連絡担当部局を定め、災害時には速やかに相互に連絡確認するものとする。

（連絡）

第8条 乙は、毎年4月末日までにこの協定の実施に参加できる漁船数及び人員等を甲に報告するものとする。

（災害補償）

第9条 第2条の規定による通信活動中及び緊急輸送中に乙の組合員が負傷等した場合の災害補償は、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）を適用する。ただし、小田原市の区域外の乙の組合員の災害補償については、同条例の例によるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間と更新）

第11条 この協定の有効期間は、平成8年10月14日から平成9年3月31日までとする。

2 甲又は乙から前項の期間満了の1月前までに相手方に対し、文書による別段の意思表示がない場合には、本協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を有するものとする。

平成8年10月14日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙 小田原市早川一丁目10番1号
小田原市漁業協同組合 代表理事組合長

第1条、第4条、第7条、第8条関係様式 略

協定 8-4 災害時における放送等に関する協定

小田原市(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコム小田原(以下「乙」という。)は、災害及び防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、小田原市の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等(以下「災害時」という。)において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュビターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 甲乙の連絡先は別紙1のとおりとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定により緊急放送を実施したときは、放送した日時、内容を明らかにした緊急放送実施報告書(第2号様式)により、甲に報告するものとする。なお、緊急放送実施報告書(第2号様式)によらず、本報告書と同様の内容が含まれるメールにより報告できるものとする。

(データ放送)

第6条 第1条に関わらず、甲は、乙の事前の承諾なく、防災行政無線等の情報をデータ放送で放送できるものとする。

(情報の活用)

第7条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えるこ

とができるものとする。

(協力体制の整備)

第8条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成27年 月 日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第10条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定を履行するものとし、この協定の履行に当たり疑義を生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(前協定の解除)

第12条 平成25年12月25日付で締結した災害時緊急放送の協力に関する協定は、解除するものとする。

この協定書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月3日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 神奈川県小田原市板橋888
株式会社ジェイコム小田原
代表取締役社長

協定 8-5 防災行政無線放送の再送信に関する協定書

小田原市（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコムイースト小田原局（以下「乙」という）とは、甲が防災行政無線により市民向けに実施している防災行政無線放送を乙の設備を利用し再送信を行うことに合意したので本協定書を締結する。

第1条（再送信の同意）

- 1 甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している防災行政無線放送を乙の設備（第6条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している受信機を通して、再送信を行うことに同意する。
- 2 乙は、甲が提供する防災行政無線放送の内容について、変更を加えないものとする。
- 3 再送信は平成29年3月1日から開始する。

第2条（有効期間）

本協定書の有効期間は、平成29年2月7日から平成30年2月28日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第3条（提供エリア）

本協定書で合意した再送信の提供エリアは、別紙1に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

第4条（費用）

- 1 本協定書による再送信の情報提供の対価は無償とする。
- 2 乙は、再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、利用料金を変更する場合は甲に告知する。
- 3 甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。
- 4 乙は本協定に規定した防災行政無線放送の再送信の確認を目的として、本協定の有効期間中、受信機1台を甲の施設がある庁舎内に設置のうえ、甲に貸与するものとする。なお、当該受信機に係わる事項について甲及び乙は下記のとおり確認し、合意する。
 - (1) 受信機1台分の設置に要する費用は乙が負担する。
 - (2) 受信機1台分の乙の甲に対する月額利用料は無償とする。
 - (3) 甲は善良なる管理者として、受信機これに付随した付属品を管理する。
 - (4) 甲に帰すべき責において受信機の破損・紛失等があった場合（付随した付属品等を含む。）、乙は甲に対し当該修復に必要な実費請求ができる。

第5条（免責事項）

- 1 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。
- 2 甲が実施する再送信の放送の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の放送の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

第6条（設備の維持管理）

- 1 甲の設備及び乙の設備は、別紙2に規定する。
- 2 本協定書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、事前に甲の承諾を得た上で甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

第7条（戸別受信機の譲渡）

- 1 乙は本協定に規定した防災行政無線放送の再送信をするために必要となる戸別受信機について、沖電気工業株式会社をして構築のうえ、設置するものとする。なお、戸別受信機の所有権は本協定に規定した防災行政無線放送の再送信が開始された時点において現状有姿のまま乙から甲に移転し（以下「譲渡日」という。）譲渡日時点をもって甲の所有となることを甲及び乙は確認し、合意する。
- 2 前項の戸別受信機の構築、設置に係る費用は乙の負担とする。
- 3 乙が甲へ譲渡する戸別受信機の詳細は別紙2のとおりとする。
- 4 甲及び乙は本条戸別受信機の維持管理につき次の各号のとおり確認し、合意する。
 - (1) 譲渡日までの戸別受信機の毀損、並びに維持管理責任は乙とし、必要となる費用負担は乙の負担とする。
 - (2) 譲渡日以降の戸別受信機に係わる維持管理責任は甲とし、必要な費用負担は甲の負担とする。
 - (3) 譲渡日以降、戸別受信機を更新するようなことになったときは、甲の負担で行うものとする。

第8条（守秘義務）

甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知れた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲乙合意した事項に関してはこの限りではない。

第9条（解除）

甲又は乙が、第2条の有効期間中に本協定書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定書を将来に向かって解除することができる。

第10条（権利義務）

甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定書上の地

位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

第11条（協議事項）

本協定書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本協定書合意の証として、本書を2通作成し甲乙それぞれ各1通を保有する。

平成29年2月7日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市板橋888番地
株式会社ジェイコムイースト小田原局 局長

協定 8-6 災害発生時における小田原市と小田原市内郵便局の協力に関する協定

神奈川県小田原市（以下「甲」という。）と小田原市内郵便局（以下「乙」という。）は、地震その他の事象により小田原市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、小田原市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲が設置した避難所の開設状況及び甲又は乙が収集した被災者の避難先リスト（当該被災者の同意を得て作成したものに限る。）等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策として実施する、次に掲げる事項

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した次に掲げる事項の甲への情報提供

ア 火災が発生し、又は発生するおそれがある場所

イ 崖崩れが発生し、又は発生するおそれがある場所

ウ 家屋等が倒壊し、又は倒壊するおそれがある場所

エ 崖崩れ、土砂崩れ、落下物、道路陥没、倒木、道路冠水、不法投棄物等により、現に、道路の通行が妨げられている場所

オ 河川等が氾濫し、又は氾濫するおそれがある場所

カ その他、人命に係る災害等に関すること

（6）乙による避難所における臨時の郵便差出箱の設置、郵便物の収集・交付及び避難者情報確認シート（避難先届）（別記様式）又は転居届の配布・回収並びにこれらを確実にを行うために必要な事項

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙から要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の協力要請に関し、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、災害情報、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策 について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて 情報交換を行う。

(訓練等)

第7条 乙は、この協定に基づく協力業務を円滑に推進するため、日常業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、甲の実施する防災訓練等へ参加するとともに、地域の防災力の強化に協力するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 小田原市防災部 防災対策課長

乙 日本郵便株式会社 小田原郵便局総務部長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日の翌日から起算して1年間更新され、引き続き効力を有するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 平成11年8月31日付で締結した「災害時における災害情報の収集提供等の協力に関する協定書」は、この協定書の締結日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 4月 1日

甲 神奈川県小田原市荻窪300

小田原市

代表 小田原市長

乙 神奈川県川崎市榎町1-2

代表 日本郵便株式会社 南関東支社

支社長

協定8-7 災害に対する啓発情報及び災害情報の配布等の協力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と小田原新聞販売組合（以下「乙」という。）は、大地震・風水害等により、小田原市内広域に災害が発生した場合、相互に協力して災害に関する啓発及び災害情報の配布等の協力について次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害に対する自助、共助の意識啓発及び災害時等に不足する情報を補うために乙の協力が必要と認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

(要請に対する協力)

第2条 乙は、前条の規定により甲の申請を受けたときは、これに応じて協力するものとする。

(協力の範囲)

第3条 乙は、次の事項について協力するものとする。

(1) 災害に関する啓発情報の新聞折込みによる配布

(2) 災害時における情報の収集及び提供

(3) 災害時における情報の新聞折込み及び指定避難施設等への新聞配布

(経費の負担)

第4条 乙が甲の要請に基づく活動に要した費用は乙の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては防災対策課長を、乙においては事務局長を連絡責任者とする。

(災害補償)

第6条 第2条の規定による活動中、乙の組合員が負傷等した場合の災害補償は、小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）を適用する。ただし、小田原市の区域外の乙の組合員の災害補償については、同条例の例によるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に関し疑義が生じた時は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成18年 3月10日からとし、甲、乙から何らかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成18年 3月10日

甲 小田原市荻窪300番地

小田原市長

乙 小田原市小八幡二丁目 35 番 4 号

小田原新聞販売組合

組合長

協定 8-8 災害時緊急放送（FMラジオ）の協 力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と FM 小田原株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が小田原市内に発生し、又は発生するおそれがあるときの緊急放送の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、小田原市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、甲が発信する災害に関する情報を、乙が所有する放送設備を使用して聴取者に提供すること（以下「緊急放送」という。）により、災害による被害を最小にし、又は未然に防ぐことを目的とする。

（緊急放送の要請）

第 2 条 甲は、緊急放送を行う必要があると認めたときは、次の事項を明らかにした緊急放送要請書（様式第 1 号）により、乙に緊急放送を要請するものとする。

（ア）要請の理由

（イ）放送する内容その他の指示事項

（ウ）責任者及びその連絡先

2 前項の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により同項の規定によることができないときは、電話その他の方法をもって要請することができる。この場合において、甲は、事後において緊急放送要請書を乙に提出するものとする。

（緊急放送の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、他の業務に優先し、当該要請に基づく緊急放送を直ちに行うものとする。

2 緊急放送で放送する内容は、次のとおりとする。

（ア）要請のあった放送内容の主旨

（イ）緊急放送の情報発信源が甲である旨

3 乙は、緊急放送を行うときは、その放送内容をすべて録音するとともに、甲から依頼があったときは、当該録音物を甲に無償で提供するものとする。

4 乙は、甲からの要請に係る災害に関し乙が別に取材した情報を放送するときは、緊急放送と区別するため、乙が取材した情報である旨を明らかにするものとする。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の規定により緊急放送を実施したときは、次の事項を明らかにした緊急放送実施報告書（様式第 2 号）により、甲に報告するものとする。

（1）放送した日時

（2）放送した内容

（特別な場合の緊急放送）

第 5 条 前 3 条の規定にかかわらず、特別の場合には、甲は第 1 条の目的を達成するために、乙の了承を得ることなく、乙が所管する放送施設を使用して、甲が他の放送に優

先して直接に臨時の放送を行うことができるものとする。

(費用の負担)

第6条 乙は、緊急放送に要する費用は、甲に請求しないものとする。

(乙の協力体制)

第7条 乙は、甲から要請があったとき、直ちに緊急放送を行うことができるように社内体制を整えるものとする。

2 乙は、次の事項を明らかにした緊急放送対応届出書(様式第3号)を甲に提出するものとする。当該届出書の内容に変更があったときも同様とする。

(1) 緊急放送担当者の氏名及びその連絡先

(2) 緊急放送に対応する社内体制

(緊急放送の運用)

第8条 緊急放送の運用については、甲乙協議の上、別途覚書により定めるものとする。

(疑義等の解決)

第9条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの協定を履行するものとし、この協定の履行に当たり疑義を生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、総務大臣の無線局免許取得日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙から同項の期間満了の1月前までに相手方に対し、書面による改廃の意思表示がないときは、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

この協定書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年12月18日

甲 小田原市荻窪300番地 小田原市長

乙 小田原市荻窪300番地
FM小田原株式会社 代表取締役

様式第1号 略

様式第2号 略

様式第3号 略

協定8-9 避難場所案内広告付電柱看板に関する協定書

小田原市(以下「甲」という。)と東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社(以下「乙」という。)は、小田原市内における避難場所案内広告付電柱看板(以下「看板」という。)の掲出について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小田原市内に看板を掲出することにより、市民等に対し災害時における避難場所を周知するとともに、平時からの防災意識を啓発することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 看板 乙の実施している電柱広告事業において、地元企業等が利用する電柱広告(巻広告)に、避難場所の案内表示を掲載する広告をいう。

(2) 避難場所 甲が定める避難場所をいう。

(3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する地元企業等をいう。

(乙の業務)

第3条 乙は、次に掲げる事項を誠実に履行するものとする。

(1) この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第4条に基づき看板の掲出を行い、必要な維持管理を行うこと。

(2) 看板の掲出状況について、甲の求めに応じ報告を行うこと。

(3) 避難場所の改廃により、看板の表示内容に変更が生じた場合は、甲と協議により必要な処置を講じること。

(4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

(看板の仕様及び掲出)

第4条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。ただし、看板掲出場所と当該避難場所の位置関係や案内表示上適切でない場合は、甲の指導により乙は広告主と協議するものとする。

2 避難場所等案内表示部分は看板の3割とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は広告受注または施設等の表示を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動、宗教活動及び思想活動に類するもの

(4) 個人的宣伝に類するもの

(5) 社会問題に関する主義主張

(6) 美観風致を害する恐れがあるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) その他、不適当であると甲が認めるもの

(費用)

第5条 看板の掲出にあたり、必要な費用は広告主及び乙が

負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定め
ない事項、又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、
乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するも
のとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしな
い限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両
者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月24日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 横浜市中区山下町273 JPT元町ビル
東電タウンプランニング株式会社 神奈川総支社
総支社長

協定 8-10 災害に係る情報発信等に関する協 定

小田原市（以下「甲」という）およびヤフー株式会社（以下
「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり
協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、小田原市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風
その他の災害に備え、甲が住民等に対して必要な情報を迅速
に提供し、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うこと
を目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙
の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が
得られたものを実施するものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負
荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッ
シュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供す
ること。

(2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、
これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなど
して、一般に広く周知すること。

(3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提
供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するな
どして、一般に広く周知すること。

(4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関
する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙
に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載す
るなどして、一般に広く周知すること。

(5) 甲が、小田原市内の避難所等における必要救援物資に関
する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情
報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知
すること。

(6) 甲が、小田原市内の避難所に避難している避難者の名簿
を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて
名簿を作成すること。

2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、
お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連
絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方
に連絡するものとする。

3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項に
ついて、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した
取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償
で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費
その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を

付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 月 日

甲：神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

協定 8-11 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、小田原市の災害に備え、甲が小田原市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、小田原市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年（2021年）5月27日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン
代表取締役

協定9-1 災害時における情報機器の使用に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と学校法人国際医療福祉大学（以下「乙」という。）とは、災害時における情報機器の使用に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の災害情報収集用の情報機器（パーソナルコンピューター等をいう。以下同じ。）が使用不能となり、又は不足したときに、乙が小田原保健医療学部にある情報機器を甲に使用させる場合の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の所有する情報機器を使用する必要があるときは、次の事項を明らかにした要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙へ提出し、当該情報機器の使用について要請するものとする。

（1）担当者の所属・氏名・連絡先

（2）理由

（3）期間

（4）情報機器の台数

（5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により同項の規定によることができないときは、甲は、口頭、電話その他の方法により乙へ要請することができる。この場合において、甲は、事後において要請書を乙へ提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障、その他やむを得ない事由が特にない限り、乙の所有する情報機器を甲に使用させるものとする。

2 甲は、乙の情報機器を善良な管理者の注意をもって利用しなければならないものとする。

（通知）

第4条 乙は、前条の規定により、甲に情報機器を使用させるときは、次の事項を明らかにした通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により、甲に通知するものとする。

（1）担当者の所属・氏名

（2）使用に供する期間

（3）使用に供する情報機器の台数

（4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により同項の規定によることができないときは、乙は、口頭、電話その他の方法により甲へ通知することができる。この場合において、乙は、事後において通知書を甲へ提出するものとする。

（経費等の負担）

第5条 甲が使用した期間における情報機器に係る電気料等の経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（情報交換）

第6条 災害時において情報機器の使用が円滑に行えるよう、甲及び乙は、平常時から情報交換に努めるとともに、災害時には、情報機器の使用に関する事項等の情報交換を行うものとする。

（疑義等の解決）

第7条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの協定を履行するものとし、この協定の履行に当たり疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年2月20日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 大田原市北金丸2600番1
学校法人 国際医療福祉大学
理事長

様式第1号 略

様式第2号 略

協定9-2 災害時における地域支援の協力に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム湘南・神奈川 西湘局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、小田原市域に地震、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、甲が実施する災害応急対策に対し、乙が協力する内容等を明示することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時に必要がある場合、乙に対し、人員及び車両等の提供に関する協力を要請することができる。なお、乙は、災害発生時に甲に対して協力する必要があると認める場合、甲に対して協力を申し出ることができる。

（協力内容）

第3条 本協定に基づき乙が甲に協力する内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙の社員及び関係者の派遣
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲が協力を要請し、乙が協力可能な事項

（要請手続き）

第4条 第2条に基づく要請は、原則として第11条に基づき定める連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めのある場合、その他特別な事情がある場合を除き、要請に応ずるよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として第11条に基づき定める連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書による報告が困難な場合には、口頭で報告し、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定書に基づく活動の実施に伴い知りえた相手方の事業及び技術に係る事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲乙協議の上、開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）

第7条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除き、原則として乙の負担とする。

（服務）

第8条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取扱い、乙の定めによるものとする。

（災害補償）

第9条 本協定に基づく活動に従事した者の責に帰することができない理由による、負傷、疾病又は死亡した場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取扱い）

第10条 乙は、本協定に基づく活動に使用する車両について、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際し掛かる費用については、全て乙の負担とする。

（連絡担当者）

第11条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別に定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時より次に掲げる事項について相互協力に努めるものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) 協力可能な人員及び車両等に関する乙から甲への情報提供
- (4) その他災害発生時に協力が必要な事項

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年8月30日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市栄町一丁目5-17 オゾン3ビル5階
株式会社ジェイコム湘南・神奈川 西湘局
局長

協定9-3 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はそのおそれがある場合において甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき、小田原市地域防災計画に基づく水防本部（以下「水防本部」という。）を設置したとき又は小田原市主催の防災訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1) 「住宅地図」とは、小田原市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2) 「広域図」とは、小田原市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。

(5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した

場合を除き有償とする。

(2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の庁舎内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第1号に基づき、災害対策本部を設置したとき、水防本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中、水防本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、水防本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を

要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(規定外事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年1月24日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 株式会社ゼンリン

協定10-1 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 (以下「甲」という。)

と、小田原市長 (以下「乙」という。) とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、小田原市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等 (以下、情報交換という) について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 小田原市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 小田原市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設 (道路、河川、砂防、都市施設等) の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員 (リエゾン) の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年6月9日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省 関東地方整備局長

乙) 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定10-2 小田原市での災害等におけるドローンを活用した調査研究・支援活動に関する協定書

神奈川県小田原市（以下「甲」という。）、小田原ドライビングスクール（以下「乙」という。）及びNPO法人クライシスマップーズ・ジャパン（以下「丙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙丙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究の実施）

第2条 甲乙丙ともに平時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的活動も行うものとする。

2 乙丙の支援活動が滞滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（支援活動の実施）

第3条 甲の区域内において災害等が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（搜索、救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として乙丙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

（1） 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査

（2） 無人航空機（ドローン）により撮影した情報を甲へ提供

（3） 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成

（4） 作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開

（5） 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

2 前項の活動における情報提供による支援活動の円滑な運営に関して、それぞれの役割等は甲乙丙協議のうえ確認するものとする。

（連絡窓口）

第4条 甲乙丙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から甲乙丙互いに連絡担当を定めることとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1号の定めに要する経費は原則として甲乙丙それぞれの負担とする。

2 第3条各号の定めに要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙丙それぞれの負担とする。

3 前項の規定により、甲乙丙ともに経費の負担が判断しが

たいときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 乙丙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙丙が負担するものとする。

2 乙丙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙丙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月20日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 神奈川県小田原市蓮正寺540番地の2
小田原ドライビングスクール
代表取締役社長

丙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン
理事長

協定11-1 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）

第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(特設公衆電話の設置場所及び設置箇所)

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報適正利用管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(通信機器等の管理)

第4条 甲は特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(電話回線等の配備)

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移転に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を別紙2による通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合には、抜本的な所を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に

漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年1月29日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 神奈川県横浜市中区山下町198番
東日本電信電話株式会社 神奈川支店
支店長

協定12-1 災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する小田原市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定書

小田原市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、小田原市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊柩自動車の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は災害時に霊柩自動車を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請できるとし、乙は、実施細目で定める霊柩自動車の供給等の協力を甲にするものとする。

(要請手続)

第3条 前条の規定による甲の要請は、災害対策本部長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った災害対策本部長の名称と担当者名
- (2) 要請した事由
- (3) 要請した霊柩自動車の台数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

(供給等業務)

第4条 甲の要請により、霊柩自動車の供給等に従事する乙の組合員は、災害対策本部長又は総括隊総務部等の指示に従い、遺体収容施設等への供給等に従事するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を実施細目で定める様式の文書にて甲に提出するものとする。

- (1) 霊柩自動車の台数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 支部長の氏名及び従事者名簿
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 霊柩自動車等の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、各協会の霊柩自動車等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙の指示する者に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な霊柩自動車等の供給等の協力が図れるよう、社団法人全国霊柩自動車協会各協会のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては災害対策本部長、乙にあつては財団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、霊柩自動車等の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な霊柩自動車等の供給等の協力が図れるよう、霊柩自動車待機場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲、乙、は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

また、この協定の定めに疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲、乙、が協議するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙、協議して実施細目で定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の期間は平成14年1月30日から適用し、平成14年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年1月30日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 東京都新宿区四谷3丁目2番地
トラック会館内
社団法人全国霊柩自動車協会
会長

協定12-2 災害時における棺等葬祭用品の供給 等の協力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、小田原市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請できることとし、乙は、実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、災害対策本部長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った災害対策本部長の名称と担当者名
- (2) 要請した事由
- (3) 要請した棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の組合員は、災害対策本部長又は総括隊総務部等の指示に従い、遺体収容施設等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を実施細目で定める様式の文書にて提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 組合長の氏名及び従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、組合員の棺等葬祭用品の供給実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請

求があった場合は、速やかに乙の指示する者に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品供給等の協力が図れるよう、全日本葬祭業協同組合連合会各組合員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては災害対策本部長、乙にあっては神奈川県葬祭業協同組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

（通知）

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

（協定実施の円滑化）

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

また、この協定の定めに疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲及び乙と協議するものとする。

（実施細目）

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙、協議して実施細目で定めるものとする。

（協定の期間）

第16条 この協定の期間は平成 年 月 日から適用し、平成 年 月 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	神奈川県葬祭業協同組合
2	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

協定13-1 災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定書

小田原市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、小田原市内に災害が発生した場合の要援護者等の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小田原市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、避難所での生活の継続が困難で何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者（以下「要援護者等」という。）の、乙が経営する福祉施設への受入れについて、甲乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（受入要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して要援護者等の緊急受入要請ができるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入期間）

第3条 前条の規定による甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入期間は、必要最小限の期間とし、原則として30日以内とする。

（費用負担）

第4条 甲は、要援護者等の緊急受入れに伴う経費を、乙に対し支払うものとする。

2 前項に規定する経費の金額、支払方法等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

3 第1項に規定する経費以外に経費が発生した場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、前3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、あらかじめ電話等で受入可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

(1) 受入れを要請する要援護者等の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2) 受入れを要請する要援護者等の身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 受入れを要請する期間

（受入可能人数等）

第6条 甲は、乙の協力の下、本協定締結後に乙の施設ごとの要援護者等の受入可能人数、介護支援者数、必要物資等について把握するものとする。

（災害時の物資の調達）

第7条 甲は、受入要援護者等に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、自主的に、又は乙からの要請により、援助物資を

乙に搬送するものとする。ただし、甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資を保管する場所において、援助物資の受取りを行うものとする。

(災害時の人的支援)

第8条 甲は、乙が受入要援護者等を適切に介護できるよう外部機関等への応援要請をするほか、乙以外に本協定を締結している法人に対し協力要請を行い、介護者の確保に努めるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 社会福祉法人14法人

協定14-1 災害時の動物救護活動に関する協定書

小田原市(以下「甲」という。)と小田原獣医師会(以下「乙」という。)は、小田原市内において大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という。)の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動について、乙が応援、協力すること(以下「応援活動」という。)に関し必要な事項を定める。

(対象動物)

第2条 応援活動の対象となる動物は、被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物とする。ただし、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物を除く。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

(応援活動の要請)

第3条 甲は、災害時の動物救護活動を実施する上で必要があると認めた場合、乙に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

(応援活動の内容)

第4条 乙は、次に掲げる応援活動を行う。

- (1) 第2条の規定により応援活動の対象である動物の収容、管理、治療及び死亡の確認
- (2) 被災による所有者不明動物に関する情報提供
- (3) 避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言
- (4) 避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導
- (5) その他、必要な動物救護活動

(応援活動の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲の応援要請があり、応援活動場所の指定がない場合は、業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、直ちに自らの会員の保有する施設において応援活動に努める。

(費用弁償)

第6条 この協定に基づき乙が実施する応援活動に要する経費については、乙が当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該動物の飼育者が不明であったり、被災により前項に定める費用を支払うことが困難である場合、乙は、ボランティア、寄付物品等の活用に努める。その結果補いきれない経費が生じた場合は、甲乙協

議のうえ費用分担について決定する。

(救援物資等の確保)

第7条 甲及び乙は、応援活動に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、救援物資等の保管は、甲乙双方が確保するよう努める。

(連絡調整)

第8条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲にあつては環境部環境保護課長、乙においては小田原獣医師会長とする。

(応援活動の解除)

第9条 乙は、応援活動が極めて困難又は不可能と判断した場合は、甲に対して協力要請の解除を申し入れることができる。

2 甲は、前項の申し入れがあつた場合は、乙と協議のうえ、応援活動の要請を解除することができる。

3 甲は、災害が終息し応援活動を継続する必要性がないと判断した場合は、乙と協議して応援活動の要請を解除する。

(応援活動の報告)

第10条 乙は、第5条の規定により応援活動を実施した場合、その旨を甲に報告する。また、活動停止後はその活動実績を甲へ報告する。

(補償)

第11条 本協定に基づき動物救護活動等に従事した者が、当該業務により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、小田原市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年小田原市条例第42号)の規定の例により、甲が行うものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 本協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1月前までに甲又は乙から文書による別段の意思表示がないときは、本協定は、引き続き同一条件で当該期間の満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通は保有する。

平成29年3月16日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市上新田14番地
小田原獣医師会

会 長

協定15-1 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、小田原市(以下「甲」という。)と〇〇自治会連合会(以下「乙」という。)と〇〇〇〇(以下「丙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小田原市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、丙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の概要)

第2条 丙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、津波の発生時又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として地域住民等に使用させるものとする。

所在地	
所有者	
名称	
構造等	

(施設の使用部分)

第3条 丙は、前条の施設(以下「使用施設」という。)のうち、次に掲げる部分を一時避難のために使用させるものとする。

避難場所	(収容人数 約 人)
避難入口	
避難経路	

(施設の使用時期)

第4条 丙は、次に掲げる場合に使用施設を一時避難施設として地域住民等に供するものとする。

- (1) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (2) 避難指示又は避難勧告が発令されたとき。
- (3) 強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。

2 丙は、次に掲げる場合に一時避難施設として使用を終了するものとする。

- (1) 津波警報又は大津波警報が解除されたとき。
- (2) 避難指示又は避難勧告が解除されたとき。
- (3) 津波による災害が起こるおそれなくなったとき。

(施設の変更)

第5条 丙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合又は一時避難施設として使用ができなくなった場合には、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

(避難訓練における施設の使用)

第6条 甲又は乙が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に丙と協議するものとする。

(施設の使用料)

第7条 使用施設の使用料は、無料とする。

(施設等の破損における費用負担)

第8条 使用施設が第2条又は第6条の規定により使用された場合において、甲、乙又は避難した者により生じた使用施設及び使用施設の備品の破損については、甲及び乙は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙丙協議の上その負担すべき範囲を決定するものとする。

(避難時における事故の責任)

第9条 丙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互の協力)

第10条 乙及び丙は、避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。

2 乙及び丙は、乙の地域以外に居住する者で使用施設に避難してきた者に対しても、乙の地域に居住する者と同様に扱うよう努めるものとする。

(施設の表示)

第11条 甲は、原則として使用施設であることを表示する看板等を設置し、避難地図等を用いて市民に対して周知するものとする。

(施設の使用後の報告)

第12条 甲又は乙は、使用施設を第2条又は第6条の規定により使用したときは、丙に使用した旨その他必要事項を届け出るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(解約の申し入れ等)

第14条 この協定は、平成 年 月 日からその効力を有するものとし、甲乙丙は、この協定を解約するときは、文書をもって相手方に申し入れるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地小田原市長

乙 小田原市〇〇自治会連合会会長

丙

※協定締結先一覧については、「資料5-4 津波一時避難施設一覧」を参照

協定16-1 災害時における施設使用の協力に関する協定

県西地域県政総合センター（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害、火災その他の災害が発生し、小田原市役所本庁舎及び車庫棟の使用が困難となった場合（以下「本庁舎使用不能時」という。）又は防災訓練時に、甲の施設において、小田原市地域防災計画に基づく小田原市災害対策本部を開設し、及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

(小田原市災害対策本部)

第2条 この協定における小田原市災害対策本部とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び小田原市災害対策本部条例（昭和37年小田原市条例第40号）に基づき設置される小田原市災害対策本部をいう。

(対象施設等)

第3条 本協定の対象施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

(1) 所在地 小田原市荻窪350番地の1

神奈川県小田原合同庁舎

(2) 対象施設 神奈川県県西地域県政総合センター
2階2H会議室

2 前項第2号に規定する使用場所が使用できない場合、は甲の指定する場所を使用することとする。

(連絡体制)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡調整窓口を設置し、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 甲における連絡調整窓口は安全防災課とし、乙における連絡調整窓口は防災対策課とする。

(協力の要請)

第5条 乙は、本庁舎使用不能時に、小田原市災害対策本部を開設する必要があると認めたときは、甲に対し、電話、口頭等により協力を要請し、その後文書を送付するものとする。

2 前項の場合において、甲が乙の協力の要請を受けることができない特別の事情があると認めるときは、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

(協力の実施)

第6条 前条の規定により協力の要請を受けた甲は、直ちに乙が小田原市災害対策本部としての機能を果たせるよう、対象施設の開錠等必要な措置を講ずるものとする。この場合において乙は甲に対し、必要な備品の使用について協力を求めることができる。

(防災訓練の協力)

第7条 甲は、乙が行う対象施設を利用した防災訓練に対して協力するものとし、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(本協定の対象施設等の破損における費用負担)

第8条 対象施設が使用された場合において、乙の責により生じた施設及び備品の破損については、乙は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上その負担すべき範囲を決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成24年 3月26日

甲 神奈川県小田原市荻窪350番地の1
県西地域県政総合センター所長

乙 神奈川県小田原市荻窪300
小田原市長

協定16-2 災害時における施設使用の協力に関する協定

独立行政法人国立印刷局小田原工場（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、小田原市内において地震等による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害発生時等」という。）における被災者及び避難者に対する救援活動及び支援活動を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 この協定書において「救援物資ターミナル」とは、災害発生時等に救援物資等を一時的に集積するための場所をいう。

3 この協定書において「応急仮設住宅建設用地」とは、災害発生時等に被災者及び避難者に対し乙が指定する応急的な仮設住宅を建設する用地をいう。

(連絡責任者及び窓口)

第3条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては小田原工場総務部長、乙においては小田原市防災部長とする。

2 甲及び乙は、あらかじめ連絡調整窓口を設置し、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

3 甲における連絡調整窓口は総務部総務グループとし、乙における連絡調整窓口は防災部防災対策課とする。

(支援の要請)

第4条 乙は災害発生時等に甲に対し、救援物資ターミナル及び応急仮設住宅建設用地として施設の提供を要請する必要があるときは、電話又は口頭等により要請を行い、その後遅延なく文書を送付するものとする。なお、いかなる場合も、乙は施設を無許可で使用しない。

2 甲は、乙から施設提供の要請があった場合、救援活動及び支援活動の安全確保のため、ただちに施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。また、甲は、乙の支援の要請を受けることができない特別の事情があると認めるときは、速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

(施設の使用範囲)

第5条 乙は、甲が所有する施設の全てを救援物資ターミナル及び応急仮設住宅建設用地として使用することができる。ただし、施設の安全な使用のため、乙から甲に事前に申請を行い許可を得た者以外は、体育館管理人室及び放送室に立入ってはならない。

小田原市地域防災計画
資料編

(施設の管理運営)

第6条 施設を救援物資ターミナル及び応急仮設住宅建設用地として使用する場合は、乙が行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 施設提供中の施設等は、乙が責任をもって行うこととする。

3 施設に必要な物品等は、乙が用意配布するものとする。

(施設の費用負担)

第7条 救援物資ターミナルとして使用する施設の必要最低限の水道料金、下水道使用料及び電気料金は、原則として甲が負担する。ただし、使用の状況に応じては、甲乙協議の上決定するものとする。

2 応急仮設住宅の水道光熱費用については、甲は負担しない。

3 管理運営に関し、やむを得ず甲の所有する備品等を使用した場合には、乙はその対価を負担する。

4 乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作・模様替え等を行わないものとする。また、甲の設備、備品等を破損若しくは汚損又は紛失したとき及び施設の使用を終了したときは、乙は、速やかに乙の経費により原状回復しなければならない。

(施設の使用期間)

第8条 乙は、救援物資ターミナルを設置する必要がなくなるまでの間、甲の施設を継続して使用することができる。また、応急仮設住宅としての使用は、原則として建築工事が完了した日から2年間とする。ただし、発生した被害状況等により期間を延長する等の必要がある場合は、甲乙協議の上決定する。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、救援物資ターミナル及び応急仮設住宅の開設によって個人情報を取り扱う必要がある場合には、その保護に努めなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成25年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、有効期間を1年間継続するものとし、以降同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結後に伴い、平成7年10月13日付けで小田原市長と大蔵省印刷局小田原工場長の間で取り交わした「災害時における救援物資ターミナルについて(依頼)」は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれに1通を所持する。

平成24年 8月 1日

甲 神奈川県小田原市酒匂6丁目2-1
独立行政法人 国立印刷局 小田原工場
小田原工場長

乙 神奈川県小田原市荻窪300
小田原市長

協定16-3 災害時における施設使用の協力に関する協定

株式会社鈴廣蒲鉾本店（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、乙が甲の所有する施設（以下「施設」という。）をヘリコプター臨時離着陸場、広域応援活動拠点及び災害ボランティア等の休息場所として使用するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 乙は、災害発生時に甲に対し、次に掲げる支援を要請することができる。

- （1）ヘリコプター臨時離着陸場としての施設の使用。
- （2）広域応援活動拠点としての施設の使用。
- （3）災害ボランティア等の休息場所としての施設の使用
- （4）その他乙から特に要請のあったもの。

2 施設の使用場所、使用方法及び支援期間等については、別途協議する。

（対象施設等）

第3条 本協定の対象施設（以下「対象施設」という。）

は、次のとおりとする。

- （1）第1駐車場
- （2）えれんなごっそ

2 前項に規定する対象施設のほか、乙は甲の指定する場所を使用することとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡調整窓口を設置し、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 甲における連絡調整窓口は総務部庶務課とし、乙における連絡調整窓口は防災対策課とする。

（支援の要請）

第5条 乙は、災害発生時において、第2条に規定する支援を要請する必要があるときは、甲に対し、電話、口頭等により要請し、その後文書を送付するものとする。

2 前項の場合において、甲が乙の支援の要請を受けることができない特別な事情があると認めるときは、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

（支援の実施）

第6条 前条の規定により支援の要請を受けた甲は、直ちに第2条に規定する支援の内容を実施できるよう、施設の開設等必要な措置を講ずるものとする。

（防災訓練の協力）

第7条 甲は、乙が行う防災訓練に対して協力するものとし、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援の実施に伴う施設の使用料等）

第8条 第2条に規定する支援が実施された場合において、施設の使用料、必要最低限の水道料金、下水道使用料及び電気料金は、原則として甲が負担するものとする。ただし、使用の状況に応じては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援の実施に伴う甲の所有する施設等の破損における費用負担）

第9条 第2条に規定する支援が実施された場合において、乙及び応援隊等により生じた施設及び施設の備品の破損については、乙は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（支援の実施に伴う施設等の明け渡し）

第10条 第2条に規定する支援が実施された場合において、甲が事業を再開することを決定した場合、乙は速やかに退去するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出が無いときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成25年 4月 1日

甲 神奈川県小田原市風祭245
株式会社鈴廣蒲鉾本店
代表取締役社長

乙 神奈川県小田原市荻窪300
小田原市長

協定16-4 災害時における施設使用の協力に関する協定

相日防災株式会社（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、乙が甲の所有する施設（以下「施設」という。）をヘリコプター臨時離着陸場及び応援隊の広域応援活動拠点として使用するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 乙は、災害発生時に甲に対し、次に掲げる支援を要請することができる。

- （1）ヘリコプター臨時離着陸場としての施設の使用。
- （2）広域応援活動拠点としての施設の使用。
- （3）その他乙から特に要請のあったもの。

2 施設の使用場所、使用方法及び支援期間等については、別途協議する。

（対象施設等）

第3条 本協定の対象施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

- （1）ヘリポート
- （2）駐車場
- （3）会議室

2 前項に規定する対象施設のほか、乙は甲の指定する場所を使用することとする。ただし、前項第2号及び第3号について、甲から要請があったときは、乙は速やかに甲に施設を明け渡すものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡調整窓口を設置し、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 甲における連絡調整窓口は総務部とし、乙における連絡調整窓口は防災部防災対策課とする。

（支援の要請）

第5条 乙は、災害発生時において、第2条に規定する支援を要請する必要があるときは、甲に対し、電話、口頭等により要請し、その後文書を送付するものとする。

2 前項の場合において、甲が乙の支援の要請を受けることができない特別の事情があると認めるときは、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

（支援の実施）

第6条 前条の規定により支援の要請を受けた甲は、直ちに第2条に規定する支援の内容を実施できるよう、施設の開設等必要な措置を講ずるものとする。

（防災訓練の協力）

第7条 甲は、乙が行う防災訓練に対して協力するものとし、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

る。

（支援の実施に伴う施設の使用料等）

第8条 第2条に規定する支援が実施された場合において、施設の使用料、必要最低限の水道料金、下水道使用料及び電気料金は、原則として甲が負担するものとする。ただし、使用の状況に応じては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援の実施に伴う甲の所有する施設等の破損における費用負担）

第9条 第2条に規定する支援が実施された場合において、乙及び応援隊により生じた施設及び施設の備品の破損については、乙は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（支援の実施に伴う施設等の明け渡し）

第10条 第2条に規定する支援が実施された場合において、甲が事業を再開することを決定した場合、乙は速やかに退去するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出が無いときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成25年4月1日

甲 神奈川県小田原市羽根尾225-1
相日防災株式会社
代表取締役社長

乙 神奈川県小田原市荻窪300
小田原市長

協定16-5 災害時における施設使用の協力に関する協定

アルフレッサ株式会社（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、乙が甲の所有する施設（以下「施設」という。）をヘリコプター臨時離着陸場として使用するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 乙は、災害発生時に甲に対し、次に掲げる支援を要請することができる。

（1）ヘリコプター臨時離着陸場としての施設の使用

（2）その他乙が特に必要と認める支援

2 施設の使用場所、使用方法及び支援期間等については、別途協議する。

（対象施設等）

第3条 本協定の対象施設（以下「対象施設」という。）

は、神奈川物流センター駐車場とする。

2 前項に規定する対象施設のほか、乙は甲の指定する場所を使用することとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡調整窓口を設置し、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 甲における連絡調整窓口は総務部総務グループとし、乙における連絡調整窓口は防災部防災対策課とする。

（支援の要請）

第5条 乙は、災害発生時において、第2条に規定する支援を要請する必要があるときは、甲に対し、電話、口頭等により要請し、その後文書を送付するものとする。

2 前項の場合において、甲が乙の支援の要請を受けることができない特別の事情があると認めるときは、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

（支援の実施）

第6条 前条の規定により支援の要請を受けた甲は、直ちに第2条に規定する支援の内容を実施できるよう、施設の開設等必要な措置を講ずるものとする。

（防災訓練の協力）

第7条 甲は、乙が行う防災訓練に対して協力するものとし、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援の実施に伴う施設等の破損における費用負担）

第8条 第2条に規定する支援が実施された場合において、乙及び応援隊等により生じた施設及び施設の備品の破損については、乙は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（支援の実施に伴う施設等の明け渡し）

第9条 第2条に規定する支援が実施された場合において、甲が事業を再開することを決定した場合等、甲が対象施設を使用する場合は、乙は速やかに退去するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成25年 6月 1日

甲 東京都千代田区神田美土代町7
住友不動産神田ビル13階
アルフレッサ株式会社
代表取締役社長

乙 神奈川県小田原市荻窪300
小田原市長

協定16-6 災害時における避難施設としての使用に関する協定

小田原市（以下「甲」という。）と学校法人星槎国際学園（以下「乙」という。）は、地震等の災害時において、乙が管理する施設を避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害時において、甲が乙の管理する施設を使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の使用目的）

第2条 乙は、地震等の災害時において、避難者が広域避難所（小学校等）に収容不可能な場合に、避難者を収容する「広域避難所2次施設」として、甲に施設を使用させるものとする。

（施設の概要）

第3条 甲は、地震等の災害時において、乙の管理する次の施設を避難者に使用させるものとする。

所在地 小田原市根府川41番地

名称 星槎小田原キャンパス

避難場所 体育館

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡調整窓口を設置し、本協定に規定する事項が円滑に実施できるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 甲における連絡調整窓口は防災部防災対策課とし、乙における連絡調整窓口は星槎小田原キャンパスとする。

（施設の使用時期等）

第5条 甲は、次に掲げる場合に前条の施設（以下「避難施設」という。）を避難者に使用させるものとする。

（1）大規模な地震が発生し、周辺地域において火災延焼の危険があるとき又は家屋倒壊等により住家を失った人が避難するとき。

（2）周辺地域において、地震等が発生し、避難指示又は避難勧告が発令されたとき。

2 甲は、次に掲げる場合に協力を終了するものとする。

（1）避難者が避難する必要がなくなったとき。

（2）その他、甲乙が終了を認めるとき。

（使用の要請）

第6条 甲は、災害時において、第4条第1項に規定する時期に避難施設を使用するときは、乙に対し、電話、口頭等により要請し、その後文書を送付するものとする。

（使用の実施）

第7条 乙は、前条の規定により使用の要請を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（施設の使用料等）

第8条 避難施設の使用料は、無償とする。ただし、避難した者が使用した電気、ガス、水道及び下水道等の使用料につ

いては、使用の状況に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

（避難施設の破損における費用負担）

第9条 避難施設が使用された場合に生じた備品等の破損については、甲は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（避難時における事故の責任）

第10条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（相互の協力）

第11条 甲及び乙は、避難時に地域住民等が相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。

2 乙は、乙の地域以外に居住する者で避難施設に避難してきた者に対しても、乙の地域に居住する者と同様に扱うよう努めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（解約の申し入れ等）

第13条 この協定は、令和 年 月 日からその効力を有するものとし、甲及び乙は、この協定を解約するときは、文書をもって申し入れるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 横浜市青葉区さつきが丘8番80
学校法人国際学園
理事長

協定 16-7 災害時における施設使用の協力に関する協定

日本新薬株式会社（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、乙が甲の所有する小田原総合製剤工場の施設（以下「施設」という。）をヘリコプター臨時離着陸場及び応援隊の広域応援活動拠点として使用するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 乙は、災害発生時に甲に対し、次に掲げる支援を要請することができる。

- （1）ヘリコプター臨時離着陸場としての施設の使用。
- （2）広域応援活動拠点としての施設の使用。
- （3）その他乙から特に要請のあったもの。

2 施設の使用場所、使用方法及び支援期間等については、別途協議する。

（対象施設等）

第3条 本協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

- （1）グラウンド
- （2）駐車場

2 前項に規定する対象施設のほか、乙は甲の指定する場所を使用することができる。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡調整窓口を設置し、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 甲における連絡調整窓口は総務課とし、乙における連絡調整窓口は防災部防災対策課とする。

（支援の要請）

第5条 乙は、災害発生時において、第2条に規定する支援を要請する必要があるときは、甲に対し、電話、口頭等により要請し、その後文書を送付するものとする。

2 前項の場合において、甲が乙の支援の要請を受けることができない特別の事情があると認めるときは、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

（支援の実施）

第6条 前条の規定により支援の要請を受けた甲は、直ちに第2条に規定する支援の内容を実施できるよう、施設の開錠等必要な措置を講ずるものとする。

（防災訓練の協力）

第7条 甲は、乙が行う防災訓練に対して協力するものとし、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援の実施に伴う施設の使用料等）

第8条 第2条に規定する支援が実施された場合において、施設の使用料、必要最低限の水道料金、下水道使用料及び電

気料金は、原則として甲が負担するものとする。ただし、使用の状況に応じては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援の実施に伴う甲の所有する施設等の破損における費用負担）

第9条 第2条に規定する支援が実施された場合において、乙及び応援隊により生じた施設及び施設の備品の破損については、乙は、乙の負担によりこれを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（ヘリコプター臨時離着陸場等の管理運営）

第10条 第2条に規定するヘリコプター臨時離着陸場及び広域応援活動拠点の管理運営は乙の責任において行うものとする。当該離着陸場及び活動拠点において応援隊その他の第三者に生じた損害について、甲はその責任を負わないものとする。

（支援の実施に伴う施設等の明け渡し）

第11条 第2条に規定する支援が実施された場合において、甲が事業を再開することを決定した場合、乙は速やかに退去するものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出が無いときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 3年 3月17日

甲 神奈川県小田原市桑原 676-1

日本新薬株式会社 小田原総合製剤工場
執行役員工場長

乙 神奈川県小田原市荻窪 300

小田原市長

協定 17-1 災害時における避難施設としての使用に関する協定書

小田原市長（以下「甲」という。）と神奈川県県西土木事務所小田原土木センター所長（以下「乙」という。）は、地震災害時または風水害等発生時等において、乙が管理する施設を避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害時または風水害等発生時、もしくは風水害等が発生する恐れがある場合において、甲が乙の所有する施設を使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の使用目的）

第2条 乙は、地震災害時において、避難者が広域避難所（小学校）に収容不可能な場合に、避難者を収容する「広域避難所2次施設」として、また、風水害等発生時もしくは発生するおそれがある場合に、避難者を収容する「風水害等避難所」として、甲に施設を使用させるものとする。

（施設の概要）

第3条 甲は、地震災害時または風水害等発生時等において、乙の管理する次の施設を避難者に使用させるものとする。

所在地	神奈川県小田原市久野3821番地の1
所有者	神奈川県県西土木事務所小田原土木センター
名称	神奈川県立おだわら諏訪の原公園
避難施設	パークセンター（鉄筋コンクリート造・地上2階）

（施設の使用時期）

第4条 甲は、次に掲げる場合に前条の施設（以下「避難施設」という。）を避難者に使用させるものとする。

- （1）大規模な地震が発生し、周辺地域において火災延焼の危険があるとき又は家屋倒壊等により住家を失った人が避難するとき。
- （2）周辺地域において、風水害等が発生又は発生するおそれがあるとき。
- （3）避難指示又は避難勧告が発令されたとき。
- （4）その他、甲乙が特に必要と認めるとき。

2 甲は、次に掲げる場合に避難者の使用を終了させるものとする。

- （1）避難者が避難する必要がなくなったとき。
- （2）風水害が発生するおそれなくなったとき。
- （3）避難指示又は避難勧告が解除されたとき。

（施設の使用料）

第5条 避難施設の使用料は、無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用量については、使用の状況に応じて、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設等の破損における費用負担）

第6条 避難施設が使用された場合において、甲または避難者により生じた避難施設及び避難施設の備品の破損については、甲はこれを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（避難時における事故の責任）

第7条 乙は、避難施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（協議）

第8条 この協議に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年6月3日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙 小田原市東町5丁目2番58号
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター
所長

協定18-1 災害時における帰宅困難者支援に関する協定

(以下「甲」という。)と小田原市
(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等による災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合(以下「災害発生時等」という。)、交通が途絶により、駅、事業所、学校等に滞留する通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者(以下「帰宅困難者」という。)の支援を行うため、必要な事項を定める。

(支援の内容)

第2条 乙は、災害発生時等に甲に対し、次の事項について支援を要請することができる。

(1) 甲の所有する施設等(以下「施設」という。)を帰宅困難者の避難場所として、可能な限り提供すること。

(2) 施設において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

(3) その他乙から特に要請のあったもの

2 使用方法、支援期間等については、別途協議する。

(連絡体制)

第3条 甲及び乙は、あらかじめ連絡調整窓口を設置し、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 甲における連絡調整窓口は とし、乙における連絡調整窓口は防災対策課とする。

(支援の要請)

第4条 乙は、災害発生時等において、第2条に規定する支援を要請する必要があるときは、甲に対し、電話、口頭等により要請し、その後文書を送付するものとする。

2 前項の場合において、甲が乙の支援の要請を受けることができない特別の事情があると認めるときは、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

(支援の実施)

第5条 前条の規定により支援の要請を受けた甲は、直ちに第2条に規定する支援の内容を実施できるよう、施設の開設等必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は速やかに職員を派遣し、甲と協力し、支援事業の運営に当るものとする。

(防災訓練の協力)

第6条 甲は、乙が行う防災訓練に対して協力するものとし、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支援の実施に伴う施設の使用料等)

第7条 第2条に規定する支援が実施された場合において、施設の使用料、必要最低限の水道料金、下水道使用料及び電気料金は、原則として甲が負担するものとする。ただし、使用の状況に応じては、甲乙協議の上決定するものとする。

する。

(支援の実施に伴う甲の所有する施設等の破損における費用負担)

第8条 第2条に規定する支援が実施された場合において、乙及び帰宅困難者により生じた施設及び施設の備品の破損については、乙は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上その負担すべき範囲を決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙 神奈川県小田原市荻窪 300 小田原市長

協定締結先一覧

No	協定締結先
1	小田原短期大学
2	国際医療福祉大学
3	県立小田原高校
4	(一財)小田原市事業協会
	小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体
5	万葉倶楽部(株)

協定19-1 風水害等発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

風水害等発生時における一時避難施設としての使用に関し、小田原市（以下「甲」という。）と桜井地区自治会連合会（以下「乙」という。）と神奈川県立小田原城北工業高等学校（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内で風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、丙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の概要）

第2条 丙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、風水害等の発生時又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として地域住民等に使用させるものとする。

所在地	小田原市栢山200番地
所有者	神奈川県
名 称	神奈川県立小田原城北工業高等学校
構造等	校舎 鉄筋コンクリート造 4階建

（施設の使用部分）

第3条 丙は、前条の施設（以下「使用施設」という。）のうち、一時避難のために使用させる避難場所、入口及び鍵の取り扱い等について、あらかじめ別に定めるものとする。

（施設の使用時期）

第4条 丙は、次に掲げる場合に使用施設を一時避難施設として地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 避難指示又は避難勧告が発令されたとき。
- (2) 酒匂川にはん濫危険情報が発表されたとき。
- (3) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

2 丙は、次に掲げる場合に一時避難施設として使用を終了するものとする。

- (1) 避難指示又は避難勧告が解除されたとき。
- (2) 酒匂川がはん濫するおそれなくなったとき。
- (3) 津波警報又は大津波警報が解除されたとき。

（施設の変更）

第5条 丙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合又は一時避難施設として使用ができなくなった場合には、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

（避難訓練における施設の使用）

第6条 甲又は乙が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に丙と協議するものとする。

（施設の使用料）

第7条 使用施設の使用料は、無償とする。ただし、避難した者が使用した電気、ガス、水道の使用料については、使用の状況に応じて、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

る。

（施設等の破損における費用負担）

第8条 使用施設が第2条又は第6条の規定により使用された場合において、甲、乙又は避難した者により生じた使用施設及び使用施設の備品の破損については、甲及び乙は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙丙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（避難時における事故の責任）

第9条 丙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（相互の協力）

第10条 甲、乙及び丙は、避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、乙の地域以外に居住する者で使用施設に避難してきた者に対しても、乙の地域に居住する者と同様に扱うよう努めるものとする。

（施設の使用後の報告）

第11条 甲又は乙は、使用施設を第2条又は第6条の規定により使用したときは、丙に使用した旨その他必要事項を届け出るものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（解約の申し入れ等）

第13条 この協定は、平成24年 月 日からその効力を有するものとし、甲乙丙は、この協定を解約するときは、文書をもって相手方に申し入れるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 8月 1日

甲 小田原市栢山300番地
小田原市長

乙 小田原市栢山2774番地5
桜井地区自治会連合会会長

丙 小田原市栢山200番地
神奈川県立小田原城北工業高等学校長

協定19-2 風水害発生時の自家用車車中における一時避難施設としての使用に関する協定書

風水害発生時における自家用車車中における一時避難施設としての使用に関し、小田原市（以下「甲」という。）と下府中地区自治会連合会（以下「乙」という。）、株式会社ダイドーフォワード（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市内に台風・集中豪雨・高潮・波浪による水害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自家用車車中における一時避難施設として、丙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の概要）

第2条 丙は、次に掲げる施設を地域住民の安全を守る立場から、水害の発生時又は発生するおそれがある場合における自家用車車中における一時避難施設として地域住民等に使用させるものとする。

所在地	小田原市中里208番地
所有者	株式会社ダイドーフォワード
名称	ダイナシティ ウェスト
構造等	店舗棟SRC造、立体駐車場棟S造

(2) 避難所として鴨宮中学校を指定されている下堀地区居住者及び直近の中里地区居住者にて、市指定の避難所への移動が困難と思われる場合は徒歩による一時避難場所として館内一部エリアを指定して受け入れるものとし、乙が責任をもって管理運営するものとする。避難区画については丙の指示に従うものとする。

（施設の使用部分）

第3条 丙は、前条の施設（以下「使用施設」という。）のうち、次に掲げる部分を一時避難のために使用させるものとする。

避難場所	立体駐車場棟各階。屋上階は除く。（収容台数 最大 750 台程度） ※第2条(2)の徒歩避難者は本館5F キャンيونラウンジ。 ※避難時必要なトイレ・洗面所（店舗棟4F）を開放。
避難入口	西側立体駐車場入口とする。 ※第2条(2)の徒歩避難者は立駐北側階段及び西側車出口スロープ。
避難経路	通路表示等による

2 丙は避難場所の避難態について、状況に応じて変更することができるものとする。また、ペット同伴避難専用区画を

設けることができるものとする。

（施設の使用時期）

第4条 丙は、次に掲げる場合に使用施設を一時避難施設として地域住民等に供するものとする。

(1) 大雨（警報・特別警報）、洪水（警報・特別警報）が発表され、市又は自治会長より要請があったとき。波浪警報、高潮警報についても同様とする。

(2) 避難指示又は避難勧告が発令され、市又は自治会長より要請があったとき。

2 丙は、次に掲げる場合に一時避難施設として使用を終了するものとする。

(1) 各種警報が解除されたとき。

(2) 避難指示又は避難勧告が解除されたとき。

（施設の変更）

第5条 丙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合又は一時避難施設として使用ができなくなった場合には、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

（避難訓練における施設の使用）

第6条 甲又は乙が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に丙と協議するものとする。

（施設の使用料）

第7条 使用施設の使用料は無料とする。

（施設等の破損における費用負担）

第8条 第2条の施設が第4条及び第6条の規定により使用された場合において、甲、乙又は避難した者により生じた使用施設及び使用施設の備品の破損等については、甲と乙及び第10条第2項に規定する者は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙丙と破損等の当事者は協議の上その負担すべき範囲を決定するものとする。

（避難時における事故の責任）

第9条 丙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（相互の協力）

第10条 甲、乙及び丙は、避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとし、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相互連絡をするものとする。

2 甲は避難場所開設の要請とともに速やかに職員を派遣し、一時避難場所運営への指導・協力を行うものとする。また、当該施設が客用施設であることを認識し、避難滞在中における避難者のトラブル等への対応を行う。

3 乙及び丙は、乙の地域以外に居住する者で使用施設に避難してきた者に対しても、乙の地域に居住する者と同様に扱うよう努めるものとする。

（施設の表示）

第11条 甲は、原則として自家用車車中における一時避難施設であることを表示する看板等を設置し、避難地図等を用いて市民に対して周知するものとする。

(施設の使用後の報告)

第12条 甲又は乙は、使用施設を第4条又は第6条の規定により使用したときは、丙に使用した状況、その他必要な事項を届け出るものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとするし、必要に応じ確認書を締結する。

(解約の申し入れ等)

第14条 この協定は令和2年7月 日からその効力を有するものとし、甲乙丙は、この協定を解約するときは、文書をもって相手方に申し入れるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月20日

甲 小田原市荻窪300番地

小田原市長

乙 小田原市中里159番地

下府中地区自治会連合会
会 長

丙 小田原市中里208番地

株式会社ダイドーフォワード
代表取締役副社長

協定20-1 風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

風水害発生時における一時避難施設としての使用に関し、小田原市（以下「甲」という。）と 自治会（以下「乙」という。）と （以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小田原市内に風水害の発生時又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、丙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の概要)

第2条 丙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、風水害の発生時又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として地域住民等に使用させるものとする。

所在地	
所有者	
名 称	
構造等	

(施設の使用部分)

第3条 丙は、前条の施設（以下「使用施設」という。）のうち、次に掲げる部分を一時避難のために使用させるものとする。

避難場所	
避難入口	

(施設の使用時期)

第4条 丙は、次に掲げる場合に使用施設を一時避難施設として地域住民等に供するものとする。

- (1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (2) 避難指示又は避難勧告が発令されたとき。
- (3) 周辺地域において、風水害が発生又は発生するおそれがあるとき。
- (4) その他、甲乙丙が特に必要と認めるとき。

2 丙は、次に掲げる場合に一時避難施設として使用を終了するものとする。

- (1) 土砂災害警戒情報が解除されたとき。
- (2) 避難指示又は避難勧告が解除されたとき。
- (3) 風水害の発生するおそれなくなったとき。
- (4) その他、甲乙丙が終了を認めるとき。

(施設の変更)

第5条 丙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合又は一時避難施設として使用ができなくなった場合には、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

(避難訓練における施設の使用)

第6条 甲又は乙が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に丙と協議するものとする。

(施設の使用料)

第7条 使用施設の使用料は、無料とする。

(施設等の破損における費用負担)

第8条 使用施設が第2条又は第6条の規定により使用された場合において、甲、乙又は避難した者により生じた使用施設及び使用施設の備品の破損については、甲及び乙は、これを原状に復するものとする。この場合において、甲乙丙協議の上その負担すべき範囲を決定するものとする。

(避難時における事故の責任)

第9条 丙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互の協力)

第10条 乙及び丙は、避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。

2 乙及び丙は、乙の地域以外に居住する者で使用施設に避難してきた者に対しても、乙の地域に居住する者と同様に扱うよう努めるものとする。

(施設の表示)

第11条 甲は、原則として使用施設であることを表示する看板等を設置し、避難地図等を用いて市民に対して周知するものとする。

(施設の使用後の報告)

第12条 甲又は乙は、使用施設を第2条又は第6条の規定により使用したときは、丙に使用した旨その他必要事項を届け出るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(解約の申し入れ等)

第14条 この協定は、平成 年 月 日からその効力を有するものとし、甲乙丙は、この協定を解約するときは、文書をもって相手方に申し入れるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長

乙

丙

※協定締結先一覧については、「資料5-3 土砂災害避難場所一覧」を参照

協定21-1 災害時における相互協力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）、社会福祉法人小田原市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人小田原青年会議所（以下「丙」という。）は、小田原市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害の発生時における効果的な災害救援ボランティア活動支援（以下「活動支援」という）を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、丙に対して災害時ボランティアセンター（以下「センター」という。）の情報を提供するとともに、必要な要請を行うものとする。丙は、その組織及び機能等を最大限に活用し、次に掲げる協力を行う。

- (1) 被災状況や活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 活動支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- (3) センターの設置・運営への人的支援

(平常時の協力)

第3条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、次に掲げる活動を行う。

- (1) センターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) センターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- (3) センターの設置・運営訓練等の実施
- (4) その他甲、乙及び丙が必要と認めた活動

(連絡会議の運営)

第4条 甲、乙及び丙は、相互の連携・協力のため、甲、乙及び丙が定める担当者並びに甲、乙及び丙の合意による関係者の出席により、連絡会議を開催することができる。

(体制の引継ぎ)

第5条 甲、乙及び丙いずれかの担当者又は災害対策活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

(協定の期間)

第6条 協定の期間は、令和元年（2019年）7月7日から令和2年（2020年）3月31日までとする。ただし、甲、乙又は丙のいずれからも期間満了の1箇月前までに、書面による協定終了の意思表示がない場合は、この協定の期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印して各自その1通を所持する。

令和元年（2019年）7月7日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市
市長

乙 小田原市久野 115 番 2 号
社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
会長

丙 小田原市本町 1 丁目 1 番地 38 号
公益社団法人 小田原青年会議所
理事長

協定 21-2 災害ボランティアセンターの設置・ 運営等に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と社会福祉法人小田原市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における小田原市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）

の設置や運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小田原市災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項や費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

2 センターの本部事務所は、甲が別途指定する施設に設置するものとする。

3 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第4条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力のもと、「被災者支援」「地元主体」「協働」の運営の3原則を踏まえ、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第5条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) 災害ボランティア活動の安全・衛生の確保
- (6) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

(7) ボランティア活動保険の加入手続
 (8) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 (9) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 (10) 小田原市災害対策本部等との以下の情報の共有
 ア 被災状況・避難情報
 イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 ウ ボランティアによる支援活動の状況
 エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(11) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
 (12) 前各号に掲げるもののほか、センターの活動に必要な業務
 (資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)
 第8条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)
 第9条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)
 第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)
 第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)
 第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)
 第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織との連携

に努めるものとする。

(広域的措置)
 第14条 第2条及び第3条において、災害が広域にわたり、県西地域広域での連携・協力及びセンターの設置が必要であると判断したときは、県や他市町と協議の上、必要な措置を講じる。

(協力)
 第15条 災害時において、センターを設置しなかった場合であっても、通常の体制で行うボランティア活動に対し、甲はできる限りの協力を行う。

(協議)
 第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)
 第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長するものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 小田原市荻窪300番地
 小田原市長

乙 小田原市久野115番地2
 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
 会長

協定 22-1 小田原市自治会総連合と小田原箱根 商工会議所及び小田原市による防災 に関する包括連携協定

小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市は、地域での平常時の災害への備えから、災害発生時における連携を推進するため、包括的な連携協力協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市が密接な連携のもと、皆が地域の一員として、平常時の災害への備えから、災害発生時において相互に協力することにより、本市の災害対応を地域のつながりで強化することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市は、前項の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

(1) 災害発生後の避難の支援や物資の供給その他災害支援について、単位自治会と

単位自治会内の事業者との連携協力推進に関すること。

(2) 防災意識の啓発および防災知識の普及に関すること。

(3) 防災に関する人材の育成・活躍に関すること。

(4) 自治会への加入又はその啓発に関すること。

(5) 地域の防災力向上に関する情報交換や防災訓練の参加に関すること。

(6) 小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市における連絡会の

開催

(7) その他本包括協定の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(協議)

第3条 この協定に基づく具体的事業の実施及びこの協定書に定めのない事項については、3者による協議により、その都度定めるものとする。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市のいずれからも更新しない旨の申し立てが無い限り、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

令和3年(2021年)8月30日

小田原市自治会総連合

小田原箱根商工会議所

小田原市長

協定22-2 災害時における物資の調達に関する 協定

を甲、 を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等が発生したとき(以下「災害等」という。)における物資の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等における物資の調達が迅速に行われることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害等により、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙が保有する物資の調達を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請をうけたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(調達数量)

第4条 調達数量は、乙の保有数量の範囲内で甲の必要数量とする。

(要請の方法)

第5条 第2条に掲げる物資の調達要請は、物資供給要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において物資供給要請書を提出するものとする。

(物資の価格及び代金の支払)

第6条 物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの請求次第出来る限り速やかに丙が支払うものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所での提出する納品書等に基づき、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

(物資の返却)

第8条 調達後不要となった物資は、その主旨を乙に連絡し、返納するものとする。ただし、返納された物資に損傷がある場合は、丙が補償するものとする。

(災害時における相互の情報提供)

第9条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡をとり災害発生状況等について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定履行に当たり疑義を生じたとき、又はこの

協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、令和3年8月30日からとし、甲、乙、丙、何れかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、甲、乙及び丙者記名押印の上各1 通を保有する。

令和3年8月30日

甲

乙

丙 小田原市荻窪300 番地
小田原市長 守屋輝彦

協定締結先一覧

No	協定締結先(甲)	協定締結先(乙)
1	足柄地区自治会連合会	株式会社小田原百貨店
2	芦子地区自治会連合会 久野地区自治会連合会	ヤオマサ株式会社

協定22-3 災害時における協力体制の確保に関する協定

第62区風祭自治会を甲、株式会社鈴廣蒲鉾本店を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したとき（以下「災害等」という。）に地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定（令和3年8月30日締結）に基づき、次のとおり協定を締結する。

第1章 一時避難場所の確保

(一時避難場所の確保)

第1条 甲は、災害等のうち地震の発生時に、乙が所有する次の施設を一時避難場所として地域住民に使用させるものとする。

施設名	所在地
株式会社鈴廣蒲鉾本店 駐車場P1・P10	小田原市風祭 245 番地

- 2 一時避難場所の運営は甲が行い、乙はできる限りこれに協力する。なお、施設のうち使用可能な箇所や運営方法等については、甲乙両方で別途協議する。
- 3 住民の一時避難場所への移動もしくは一時避難場所に避難している際に発生した事故等について、乙及び丙は、責任を負わない。
- 4 一時避難場所に避難している際、避難した者により生じた使用施設等の破損や汚損については、その当事者もしくは甲が原状に復する。

第2章 物資供給

(物資供給の要請)

第2条 甲は、大規模な災害等により、地区内住民の生活に資する物資が不足し、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請をうけたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(供給する物資の種別及び数量)

第4条 供給する物資の種別は、乙が供給可能な物資とする。また、数量は、乙の保有数量の範囲内で甲の必要数量とする。

(要請の方法)

第5条 物資の供給要請は、物資供給要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において物資供給要請書を提出するものとする。

る。
(物資の価格及び代金の支払)

第6条 物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙から丙へ請求し、丙は、できる限り速やかに支払うものとする。
(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は甲乙両者で協議し、甲は、当該場所で乙の提出する納品書等に基づき、供給物資を確認のうえ、これを引き取る。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。
(物資の返納)

第8条 物資の供給後、その物資が不要となった場合、乙への返納は不可とする。
(災害時における情報提供)

第9条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとり災害発生状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。
(平時における協力)

第10条 甲及び乙は、防災訓練等を通じて、日頃から交流、情報交換を行い、避難時に互いに協力できるよう努めるものとする。
(疑義等の解決)

第11条 この協定履行に当たり疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上解決するものとする。
(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、令和5年 月 日からとし、甲、乙、丙、何れかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙、記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月13日

甲 小田原市風祭255番地
第62区風祭自治会
自治会長

乙 小田原市風祭245番地
株式会社 鈴廣蒲鉾本店
代表取締役

丙 小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定22-4 災害時における協力体制の確保に関する協定

久野地区自治会連合会を甲、株式会社ミクニ小田原事業所を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生、又はそのおそれがあるときに地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定（令和3年8月30日締結）に基づき、次のとおり協定を締結する。

第1章 一時避難施設の確保

(一時避難施設の確保)

第1条 乙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、台風の接近等により、久野地区で風水害等が発生した場合、又は風水害等が発生するおそれがある場合における一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

所在地	神奈川県小田原市久野2480番地
所有者	株式会社ミクニ
名称	株式会社ミクニ小田原事業所
場所	食堂・事務棟・駐車場

(施設の使用部分)

第2条 乙は、前条の施設（以下「使用施設」という）のうち、一時的な避難のために使用させる避難場所の取り扱いについて、次のとおりとする。

(1) 乙の従業員の誘導により、食堂又は事務棟会議室へ避難するものとする。

(2) 乙の指定する入室禁止部屋への避難は行わないものとする。

(3) 避難の最中に急な身体的不具合が生じたものについての使用施設は、その都度甲の代表者と協議し対応するものとする。

(施設の使用時期)

第3条 乙は、次に掲げる場合に使用施設を一時避難施設として地域住民に使用させるものとする。

(1) 久野地区に避難情報が発令され、又は発令される見込みがあり、甲から一時避難施設として使用したい旨の要請があったとき。

2 乙は、次に掲げる場合に一時避難場所として使用を終了するものとする。

(1) 避難情報が消滅されたとき。

(2) 風水害等が発生するおそれなくなったとき。

(施設の変更)

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、一時避難施設としての使用ができなくなった場合は、速やかに甲及び丙に連絡するものとする。

(避難訓練における施設の使用)

第5条 甲が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に乙と協議するものとする。

(相互の協力)

第6条 甲及び乙は、避難時に相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努め、連絡先一覧表(様式1号)にて、連絡担当者を共有することとする。

(施設の使用後の報告)

第7条 甲は、使用施設を第3条又は第5条の規定により使用したときは、乙に使用した旨その他必要事項を届け出るものとする。

(施設の使用可能時間)

第8条 乙は、使用施設を営業時間内に限り一時避難のために使用させるものとする。ただし、当該時間内に既に一時避難施設として使用されている場合においてはこの限りではない。

第2章 震災時における施設の提供

(震災時における施設の提供)

第9条 甲又は丙は、震災時に必要に応じて、乙の所有するグラウンド等の提供を要請することができる。

2 グラウンド等の用途に関しては、久野小学校への避難者の避難場所等とし、具体的な用途については、その都度甲乙丙で協議する。

(防災訓練への参加)

第10条 甲又は丙は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(施設の使用料)

第11条 施設が第3条、第5条又は第9条の規定により使用された場合において、施設の使用料は、無償とする。ただし、避難した者が使用した電気、ガス、水道等の使用料については、使用の状況に応じて、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(施設等の破損における費用負担)

第12条 施設が第3条、第5条又は第8条の規定により使用された場合において、甲又は丙は避難した者により生じた施設及び施設の備品の破損については、甲又は丙はこれを原状に復するものとする。この場合において、甲乙丙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(避難時における事故の責任)

第13条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙が協議の上、解決するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は、令和5年3月30日からとし、甲乙丙、何れかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙、記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 久野地区自治会連合会
会長

乙 小田原市久野2480番地
株式会社ミクニ小田原事業所
所長

丙 小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定22-5 風水害に備えた一時避難施設としての 使用に関する協定

万年地区自治会連合会を甲、日本交通横浜株式会社小田原営業所を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生したときに地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定（令和3年8月30日締結）に基づき次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台風の接近等により、万年地区で風水害が発生した場合、又は風水害が発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の概要）

第2条 乙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、台風の接近等により、万年地区で風水害が発生した場合、又は風水害が発生するおそれがある場合における一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

所在地	神奈川県小田原市浜町3丁目6番5号
所有者	日本交通横浜株式会社
名称	日本交通横浜株式会社 小田原営業所

（施設の使用部分）

第3条 乙は、前条の施設（以下「使用施設」という）のうち、一時避難のために使用させる避難場所、入口、階段等の取り扱いについて、次のとおりとする。

- （1）乙の従業員の誘導により階段等を利用し、2階仮眠室又は会議室へ避難するものとする。
- （2）乙の指定する入室禁止部屋への避難は行わないものとする。
- （3）避難の最中に急な身体的不具合が生じたものについて使用施設は、その都度甲の代表者と協議し対応するものとする。

（施設の使用時期）

第4条 乙は、次に掲げる場合に使用施設を一時避難施設として地域住民に使用させるものとする。

- （1）万年地区に避難情報が発令されたとき。
- 2 乙は、次に掲げる場合に一時避難場所として使用を終了するものとする。

- （1）避難情報が解除されたとき。
- （2）風水害が発生するおそれなくなったとき。

（施設の変更）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、一時避難施設とし

ての使用ができなくなった場合は、速やかに甲及び丙に連絡するものとする。

（避難訓練における施設の使用）

第6条 甲が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に乙と協議するものとする。

（施設の使用料）

第7条 使用施設の使用料は、無償とする。ただし、避難した者が使用した電気、ガス、水道等の使用料については、使用の状況に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設等の破損における費用負担）

第8条 使用施設が第4条又は第6条の規定により使用された場合において、甲は避難した者により生じた使用施設及び使用施設の備品の破損については、甲はこれを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（避難者の記録）

第9条 甲は、使用施設に地域住民等が避難した際は、避難者の住所、氏名、連絡先等を記録しておくものとする。

（避難時における事故の責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（相互の協力）

第11条 甲及び乙は、避難時に相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、甲の地域以外に居住する者で使用施設に避難してきた者に対しても、甲の地域に居住する者と同様に扱うよう努めるものとする。

（施設の使用後の報告）

第12条 甲は、使用施設を第4条又は第6条の規定により使用したときは、乙に使用した旨その他必要事項を届け出るものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（解約の申し入れ等）

第14条 この協定は、令和 年 月 日からその効力を有するものとし、甲及び乙はこの協定を解約するときは、文書をもって相手方に申し入れるものとする。

この協定の締結を検証するため、本通3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月31日

- 甲 小田原市浜町3丁目4番12号
万年地区自治会連合会
連合会長
- 乙 小田原市浜町3丁目6番5号
日本交通横浜株式会社 小田原営業所
所長
- 丙 小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定22-6 災害時における協力体制の確保に関する協定

大窪地区自治会連合会を甲、株式会社小田原百貨店を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生したとき(以下「災害等」という。)に地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定(令和3年8月30日締結)に基づき、次のとおり協定を締結する。

第1章 一時避難場所の確保

(一時避難場所の確保)

第1条 甲は、災害等のうち地震の発生時に、乙が所有する次の施設を一時避難場所として地域住民に使用させるものとする。

施設名	所在地
小田原百貨店 食品館 板橋店 駐車場	小田原市板橋8-3-1

- 2 一時避難場所の運営は甲が行い、乙はできる限りこれに協力する。なお、施設のうち使用可能な箇所や運営方法等については、甲乙両方で別途協議する。
- 3 住民の一時避難場所への移動もしくは一時避難場所に避難している際に発生した事故等について、乙及び丙は、責任を負わない。
- 4 一時避難場所に避難している際、避難した者により生じた使用施設等の破損や汚損については、その当事者もしくは甲が原状に復する。

第2章 物資調達

(要請)

第2条 甲は、災害等により、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙が保有する物資の調達を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請をうけたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(調達数量)

第4条 調達数量は、乙の保有数量の範囲内で甲の必要数量とする。

(要請の方法)

第5条 第2条に掲げる物資の調達要請は、物資供給要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、急を要するときには口頭、電話その他の方法によることができることとし、そ

の場合においては、事後において物資供給要請書を提出するものとする。

(物資の価格及び代金の支払)

第6条 物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの請求次第出来る限り速やかに丙が支払うものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所で乙の提出する納品書等に基づき、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

(災害時における相互の情報提供)

第8条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡をとり災害発生状況等について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(疑義等の解決)

第9条 この協定履行に当たり疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、令和5年5月22日からとし、甲、乙、丙、何れかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙3者記名押印の上各1通を保有する。

令和5年5月22日

甲 大窪地区自治会連合会
連合会長

乙 小田原市栄町2丁目7番8号
株式会社小田原百貨店
代表取締役

丙 小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定22-7 災害時における物資の調達に関する協定

桜井地区自治会連合会を甲、株式会社小田原百貨店を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生したとき(以下「災害等」という。)に地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定(令和3年8月30日締結)に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等における物資の調達が迅速に行われることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害等により、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙が保有する物資の調達を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請をうけたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(調達数量)

第4条 調達数量は、乙の保有数量の範囲内で甲の必要数量とする。

(要請の方法)

第5条 第2条に掲げる物資の調達要請は、物資供給要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、急を要するとき又は口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において物資供給要請書を提出するものとする。

(物資の価格及び代金の支払)

第6条 物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの請求次第出来る限り速やかに丙が支払うものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所で乙の提出する納品書等に基づき、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

(災害時における相互の情報提供)

第8条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡をとり災害発生状況等について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(旧協定の廃止)

第9条 甲と乙が平成21年4月30日に締結した「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」については、本協定書の締結をもって廃止する。

(疑義等の解決)

第10条 この協定履行に当たり疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、令和5年5月22日からとし、甲、乙、丙、何れかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙3者記名押印の上各1通を保有する。

令和5年5月22日

甲 桜井地区自治会連合会
連合会長

乙 小田原市栄町2丁目7番8号
株式会社小田原百貨店
代表取締役

丙 小田原市荻窪300番地
小田原市長

協定22-8 風水害に備えた一時避難施設としての使用に関する協定

堀之内自治会を甲、株式会社柴橋商会小田原工場を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生したときに地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定（令和3年8月30日締結）に基づき次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、台風の接近等により、甲の地区で風水害が発生した場合、又は風水害が発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の概要)

第2条 乙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、台風の接近等により、甲の地区で風水害が発生した場合、又は風水害が発生するおそれがある場合における一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

所在地	神奈川県小田原市堀之内32-1
所有者	株式会社柴橋商会
名称	株式会社柴橋商会 小田原工場

(施設の使用部分)

第3条 前条の施設（以下「使用施設」という）のうち、一時避難のために使用できる避難場所、入口、階段等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 乙の従業員の誘導により階段等を利用し、2階食堂・仮眠室又は会議室へ避難するものとする。
- (2) 避難の最中に急な身体的不具合が生じた者が使用できる避難場所は、その都度甲、乙協議の上決定する。

(施設の使用時期)

第4条 乙は、次に掲げるときに使用施設を一時避難施設として地域住民に使用させるものとする。

- (1) 甲の地区に避難情報が発令され、甲から一時避難施設として使用したい旨の要請があったとき。
- 2 乙は、次に掲げるいずれかの場合には一時避難施設として使用を終了するものとする。

- (1) 避難情報が消除されたとき。
- (2) 風水害の発生するおそれなくなったとき。

(施設の変更)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、一時避難施設としての使用ができなくなった場合は、速やかに甲及び丙に連絡するものとする。

(避難訓練における施設の使用)

第6条 使用施設については、甲が主催する避難訓練で使用する事ができる。

小田原市地域防災計画
資料編

2 甲が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に乙と協議するものとする。

(施設の使用料)

第7条 甲の使用施設の使用については、無料とする。ただし、使用した電気、ガス、水道等の料金負担については、使用の状況に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

(施設等の破損における費用負担)

第8条 甲が使用施設を使用した際に施設、設備、物品を破損した場合、甲はこれを原状に復するものとする。この場合において、甲、乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(施設の利用者名簿の作成)

第9条 甲は使用施設を使用した際に、次のとおり使用施設の利用者名簿を作成するものとする。

(1) 一時避難者の住所、氏名

(2) 防災訓練参加者の住所、氏名

(事故等の責任)

第10条 乙は、甲が使用施設を使用した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互の協力)

第11条 甲及び乙は、甲の使用施設の使用において相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努め、連絡先一覧表(様式1号)にて、連絡担当者を共有することとする。

2 甲及び乙は、甲の地域以外に居住する者で使用施設に一時避難してきた者に対しても、甲の地域に居住する者と同様に扱うよう努めるものとする。

(施設の使用後の報告)

第12条 甲は、使用施設を使用したときは、乙に使用した旨その他必要事項を使用実績報告書(様式2号)により届け出るものとする。

(施設の使用可能時間)

第13条 使用施設の使用は、乙の営業時間内に限る。ただし、一時避難としての使用については、営業時間外においても、営業時間からの継続であれば引き続き使用することができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(解約の申し入れ等)

第15条 この協定は、令和6年3月19日からその効力を有するものとし、甲及び乙はこの協定を解約するときは、文書をもって相手方に申し入れるものとする。

この協定の締結を証するため、本通3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月19日

甲 堀之内自治会
会長

乙 小田原市堀之内32-1
株式会社柴橋商会 小田原工場
工場長

丙 小田原市荻窪300番地
小田原市長

小田原市地域防災計画

(小田原市水防計画)

資 料 編

令和 6 年 7 月

発行 小田原市防災会議

小田原市

編集 小田原市防災部防災対策課

〒250 - 8555

小田原市荻窪 300 番地

TEL0465 (33) 1300 (代表)